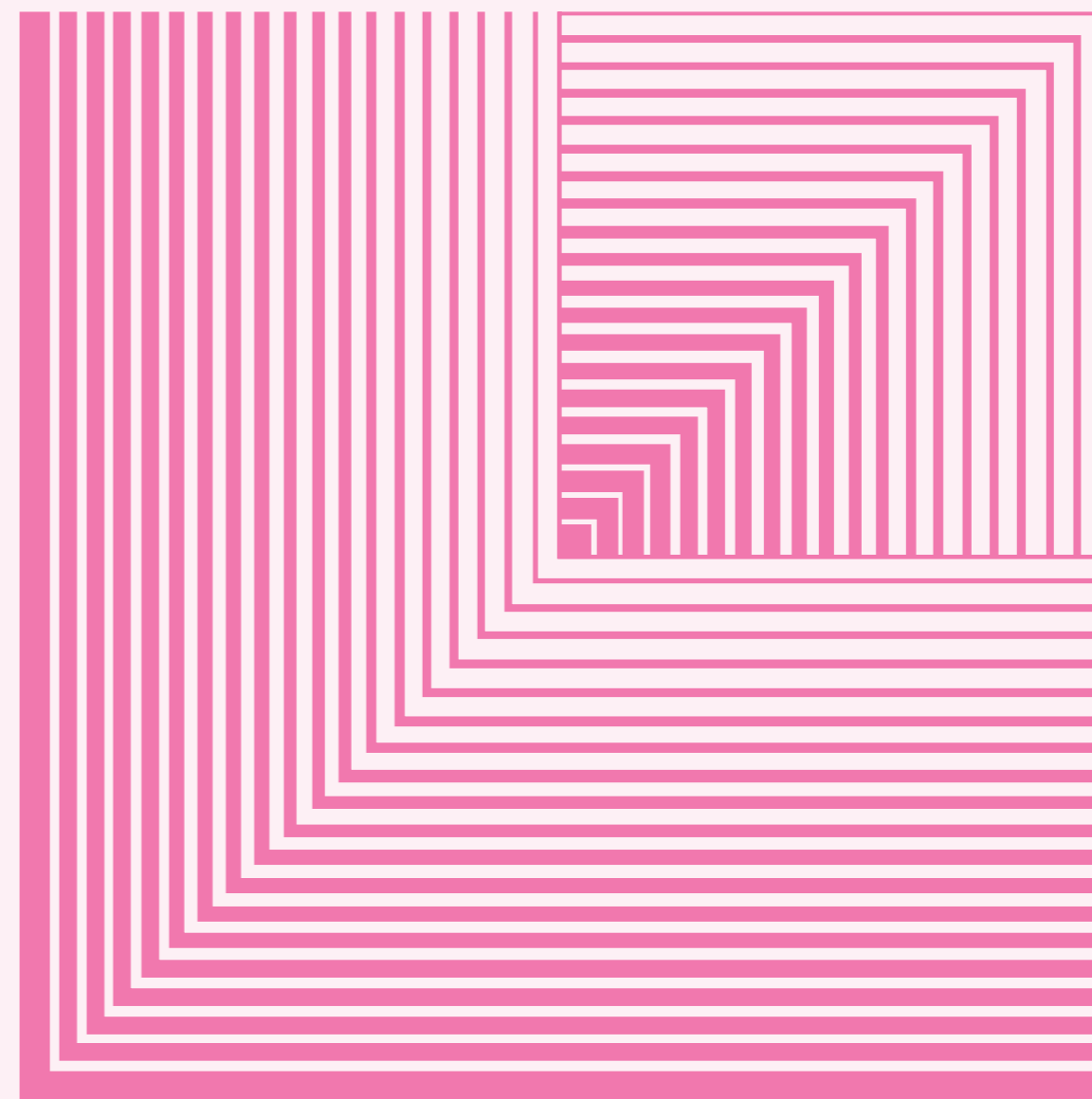


平成18年度

農林水産省年報



農林水産省

農林水産省年報

平成十八年度

農林水産省

平成 18 年 度

農林水産省年報

農林水産省

この年報を利用される方に

1 期 間

本書は、基本的に平成18年（2006年）4月1日から平成19年（2007年）3月31日までの農林水産行政の各分野において講じた施策等について記したものである。

2 構 成

本書は、第1編「総論」と第2編「各論」から構成されている。

- (1) 第1編は、農林水産行政全般を概観したもので、農業、林業、水産業に分けてその動向と背景、講じた施策及び行政機構と予算措置について総括的に解説している。
- (2) 第2編は、局庁ごと（第12章まで）に分けてその所管する分野について、各分野の動向と講じた施策等を詳細に解説している。
- (3) 巻末に付録として農政日誌を収録し、年度間の動きを時系列で把握し得るよう編集している。

なお、幹部職員名簿及び農林水産省組織図は同じく巻末に掲げたとおりである。

平成18年度 農林水産省年報 目 次

第1編 総 論

第1章 平成18年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1	施 策 の 背 景	3
2	講じた施策の重点	3
3	財 政 措 置	6
4	税制上の措置	6
5	農 業 金 融	6
6	立 法 措 置	6

第2節 林 業

1	施 策 の 背 景	7
2	講じた施策の重点	7
3	財 政 措 置	8
4	税制及び金融措置	8

第3節 水 産 業

1	施 策 の 背 景	8
2	講じた施策の重点	9
3	財 政 措 置	11

第2章 行 政 機 構

1	総 論	13
2	機 構 等	13
3	定 員	15

第3章 農林水産関係予算

第1節 農林水産予算の概要

1	総 額	17
2	編 成 方 針	18

第2節 農林水産予算総括表

1	一般会計予算の主要経費別分類表	20
2	一般会計予算所管別総括表	22
3	特別会計歳入歳出予算予定額表	23
4	財政投融资資金計画表	24

第2編 各 論

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

- 1 平成18年中の国会状況27
- 2 第164回国会（通常会）の総括27
- 3 第165回国会（臨時会）の総括29

第2節 新聞発表等

- 1 新聞発表等30
- 2 農林水産省後援名義等使用承認31

第3節 農林水産祭

- 1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門）31
- 2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門）31
- 3 農林水産祭中央行事31

第4節 栄典関係

- 1 春秋叙勲33
- 2 春秋褒章33

第5節 協同組合検査

- 1 協同組合検査の趣旨33
- 2 平成18年度の検査方針34
- 3 検査体制の強化等34
- 4 検査の実績等34

第6節 情報の受発信

- 1 ホームページ、メールマガジン35
- 2 定期刊行物等35
- 3 映像（動画コンテンツ、DVD）、ラジオ等36
- 4 地域での取組36
- 5 内閣府政府広報との連携36

第7節 行政情報化の推進

- 1 電子政府の推進37
- 2 行政事務のペーパーレス化（電子化）38
- 3 セキュリティ対策38

第8節 年次報告等

- 1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告38
- 2 農業・食料関連産業の経済計算38
- 3 産業連関表39

第9節 農林水産省図書館

- 1 収 書39
- 2 納本及び配布39
- 3 利 用39
- 4 情報システムの活用39

5	電子・映像情報室	39
第10節	資源・環境対策の推進	
1	バイオマスの利活用の加速化	39
2	農林水産省地球温暖化対策総合戦略	40
3	農林水産省生物多様性戦略	40
4	農林水産省環境報告書2006	40
5	平成18年度の環境保全対策	40
第11節	農林水産政策研究	
1	研究の推進状況	47
2	主要調査研究実施課題	47
3	研 究 交 流	48
4	研 究 成 果	48
第2章 国 際 部		
第1節	農林水産物の輸出入	
1	農林水産物等の輸出促進対策	51
2	関税（平成19年度当省関係品目の改正概要）	51
第2節	対 外 経 済 関 係	
1	WTO（世界貿易機関）	54
2	OECD（経済協力開発機構）	57
3	サンクトペテルブルクサミット	57
4	UNCTAD（国連貿易開発会議）	57
5	国際商品協定	58
6	EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）	58
7	APEC（アジア・太平洋経済協力）	59
8	ASEAN 関連	60
9	成長のための日米経済パートナーシップ	60
10	その他の二国間会議	61
第3節	国 際 協 力	
1	国際協力に関する企画調査等	61
2	技 術 協 力	61
3	資金協力（政府ベースの資金協力）	66
4	多 国 間 協 力	69
第4節	情 報 の 受 発 信	
1	海外農業情報	71
2	我が国の農産物貿易	71
3	海 外 広 報	71
第3章 統 計 部		
第1節	統計の企画調整	
1	統 計 企 画	73
2	統 計 調 整	73

3	食料・農業・農村政策審議会統計部会	73
4	広 報 関 係	73
5	統 計 編 さ ん	73
6	農林水産業生産指数	74
第2節	情報システムの管理・運営	
1	農林水産統計システム	74
2	農林水産統計情報総合データベース	74
第3節	経 営 統 計 調 査	
1	農業経営統計調査	74
2	農業経営の動向に関する定点分析調査	76
3	林業経営統計調査	76
4	漁業経営調査	76
5	農業物価統計調査	77
6	農林漁業生産所得	77
第4節	構 造 統 計 調 査	
1	農林業センサス	77
2	漁業センサス	78
3	農業構造動態調査	78
4	新規就農者就業状態調査	78
5	農業資源調査	78
6	漁業就業動向調査	79
7	集落営農実態調査	79
第5節	生 産 統 計 調 査	
1	作物統計調査	79
2	特定作物統計調査	80
3	農作物調査試験	81
4	木材統計調査	81
5	畜産統計調査	81
6	漁業・養殖業生産統計調査	82
7	木質バイオマス利用実態調査	82
第6節	流 通 消 費 統 計 調 査	
1	食品流通構造調査	82
2	生鮮食料品価格・販売動向調査	83
3	加工食品生産統計調査	83
4	食品産業動向調査	84
5	流通機構統計調査	84
6	食品流通段階別価格形成調査	85
7	食品ロス統計調査	85
8	生鮮食料品流通情報調査	86

第4章 総合食料局

第1節 食料の安定供給の確保

1	総 説	87
2	食料政策の総合的企画	87
3	食料自給率等の動向	89
4	食料供給コストの縮減	89
5	不測時の食料安全保障	90
6	食料需給等の動向	90
第2節	食品流通対策	
1	概 要	90
2	中央卸売市場	90
3	地方卸売市場	91
4	食品流通の構造改善対策	91
5	商業の近代化	92
6	食品流通の効率化	92
7	商 品 取 引	92
第3節	食品産業等農林関係企業対策	
1	中小企業行政	93
2	一般企業行政	94
3	食品産業行政	96
第4節	食品・外食産業行政	
1	加 工 食 品	98
2	油 脂	101
3	新 食 品	101
4	外 食 産 業	102
第5節	米政策改革の推進	
1	「米づくりの本来あるべき姿」を目指して	102
2	米政策改革の着実な推進	105
第6節	米穀の需給及び価格の安定を図るための措置	
1	米の需給に関する動向	108
2	平成18年度の需給調整	110
3	米穀の出荷又は販売の事業の届出	111
4	米の消費拡大	112
5	学 校 給 食	112
第7節	麦類の需給及び価格の安定を図るための措置	
1	麦の政府売渡価格	112
2	麦 類 の 需 給	115
3	国内産麦の民間流通	115
4	販 売	116
第8節	倉庫の概況と保管運送	
1	政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況	118
2	保管料支払実績	118
3	運 送 概 況	118
第9節	食糧の輸入及び国際関係	

1	概 況	119
2	米穀の輸入状況と海外の動向	119
3	麦類の輸入状況と海外の動向	119
4	政府米を利用した食糧援助	120
第10節	食糧管理特別会計	
1	食糧管理特別会計の概要	120
2	平成18年度予算の概要	120
3	平成18年度決算の概要	122
第11節	農産物検査制度	
1	概 況	122
2	国内産農産物の検査	123
3	外国産農産物の検査	126
4	成分検査	126
第12節	米麦加工食品	
1	米加工食品	127
2	麦加工食品	127
第5章 消費・安全局		
第1節	食の安全の確保	
1	食品安全に係るリスク管理の推進	129
2	農畜水産物の安全確保	130
3	家畜防疫体制の強化等家畜衛生対策	133
4	魚類防疫対策	139
5	植物防疫対策	140
6	SPS協定に関する国際会議への対応等	143
7	危機管理体制の整備	144
第2節	消費者の信頼の確保	
1	食品等の表示・規格	145
2	トレーサビリティの普及	146
3	リスクコミュニケーションの推進	146
第3節	食育の推進	147
第4節	生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制	148
第6章 生産局		
第1節	国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化	
1	強い農業づくり交付金（産地競争力の強化に向けた取組）	149
2	広域連携等産地競争力強化支援事業	151
第2節	地産地消の推進	152
第3節	水田農業構造改革対策	152
第4節	農産物の生産対策等	
1	種子対策	154
2	米生産対策	154

3	麦生産対策	155
4	大豆生産対策等	155
5	野菜対策	155
6	果樹農業振興対策	158
7	花きの生産普及対策	159
8	甘味資源作物の生産対策	159
9	特産農産物の生産振興対策	160
10	蚕糸業振興対策	161
11	砂糖類対策	162
12	鳥獣による農作物被害対策	164
第5節	農業生産資材対策	
1	農業生産資材費低減対策	165
2	農業機械化対策	165
3	種苗対策	166
第6節	持続性の高い農業生産の推進	
1	環境保全型農業の推進	168
2	地力増進対策	168
第7節	畜産物の価格関連対策	
1	食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会	168
2	農畜産業振興機構の業務の運営状況	172
第8節	牛乳乳製品対策	
1	牛乳乳製品の需給	172
2	牛乳乳製品の流通対策	173
3	乳業の合理化対策	173
第9節	食肉鶏卵対策	
1	食肉等の需給及び価格の推移	173
2	食肉等の流通対策	175
3	食肉、鶏卵等の価格安定対策	175
第10節	畜産経営対策	
1	産地競争力の強化に向けた総合的推進	176
2	バイオマスの環づくり交付金（うち畜産関係）家畜排せつ物利活用 施設の整備	176
3	畜産経営関係主要資金の融通	176
第11節	畜産技術対策	
1	家畜改良増殖対策事業	177
2	畜産新技術実用化対策事業	178
3	中央畜産技術研修	178
第12節	飼料対策	
1	自給飼料対策	179
2	飼料作物生産振興対策	181
3	耕畜連携による飼料作物生産振興対策	181
4	流通飼料対策	182

第13節	中央競馬及び地方競馬	
1	中央競馬	183
2	地方競馬	184

第7章 経 営 局

第1節	農林漁業関係の税制	
1	国税に関する改正	185
2	地方税に関する改正	189
3	第164回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項	191
4	その他（抜本の見直し関係）	191
5	住宅・土地税制関係	193
6	中小企業関係税制	194
7	行政改革関係	194
第2節	農業経営基盤強化促進法	194
第3節	品目横断的経営安定対策	195
第4節	災 害 対 策	
1	台風等暴風雨災害	197
2	大雪による災害	199
3	農林水産業防災対策関係予算	200
第5節	規模拡大・農地流動化対策	
1	農地流動化の状況	201
2	農地流動化対策	201
3	耕作目的の農地移動等の状況	202
第6節	農業委員会等に対する国庫補助	203
第7節	農業者年金制度の推進	
1	新制度の概要	203
2	被保険者等の状況（18年度末）	204
3	独立行政法人化	204
第8節	経営構造対策等	204
第9節	協同農業普及事業	
1	協同農業普及事業交付金	208
2	協同農業普及事業の効率的・効果的な推進	210
第10節	農業改良資金制度	211
第11節	新規就農者・青年農業者の育成確保対策	
1	新規就農者に対する資金面での支援	211
2	全国及び地域段階における就農支援体制の整備	211
第12節	女性・高齢者対策	
1	農山漁村男女共同参画の推進	212
2	農山漁村高齢者対策	213
第13節	農業協同組合等	
1	農業協同組合及び同連合会	213
2	農業協同組合中央会	214

3	農事組合法人	214
4	農林漁業団体職員共済組合	214
5	農協に関する統計調査	214
第14節	農 林 漁 業 金 融	
1	組合金融の動き	215
2	農林漁業金融公庫	217
3	農業近代化資金	218
4	農業経営改善促進資金	219
5	農業信用保証保険	219
第15節	農業災害補償制度	
1	概 要	219
2	制 度 の 運 営	220
3	農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等	220
4	事業の実績（任意共済事業を除く）	221
第8章 農 村 振 興 局		
第1節	農山漁村及び中山間地域対策等の振興	
1	農山漁村の振興	223
2	中山間地域等の振興	223
3	特定地域の振興	224
4	都市と農村の共生・対流等の促進	225
5	農村における就業・所得機会の創出等	226
第2節	農用地の確保と計画的な土地利用の推進	
1	農業振興地域の整備	227
2	景 観 法	228
3	農地転用の状況	228
第3節	農業農村整備事業等の推進	
1	概 説	229
2	農業生産基盤整備事業	230
3	農村整備事業	236
4	農地等保全管理事業	240
5	海 岸 事 業	241
6	災害復旧事業	242
7	その他の事業	243
第4節	土地改良制度等	
1	土地改良制度	243
2	農業水利関係	246
第9章 農 林 水 産 技 術 会 議		
第1節	農林水産研究開発の推進状況	
1	農林水産技術会議の運営	247
2	農林水産研究開発の戦略的推進	248

3	研究開発体制の整備	249
4	研究開発の評価	250
5	先端技術の安全性確保のための取組	250
6	研究開発基盤の整備	251
7	研究交流の推進・研究開発成果の広報等	251
第2節	農林水産研究開発の実施	
1	作物対応研究	254
2	畜産対応研究	254
3	現場即応研究	254
4	環境研究	255
5	総合研究	256
6	国際研究	256
7	バイオテクノロジー等先端技術開発研究	256
8	競争的資金	258
9	民間研究促進	258
10	バイオマス生活創造構想事業	259
11	高生産性地域輪作システム構築事業	259
12	指定試験事業	259
13	地域農業技術開発	260
14	地球環境保全等試験研究費等による研究の推進	260
第3節	国際研究交流の推進	
1	多国間交流 (CGIAR)	261
2	二国間交流	261
3	(独)国際協力機構 (JICA) を通じた技術協力	261
 第10章 地方農政局		
第1節	地方農政局の強化	
1	機構及び定員	263
2	委譲補助金	263
第2節	地方農政局	
1	東北農政局	265
2	関東農政局	270
3	北陸農政局	273
4	東海農政局	278
5	近畿農政局	281
6	中国四国農政局	284
7	九州農政局	289
 第11章 林 野 庁		
第1節	森林の整備の推進	
1	森林整備事業	295
2	林道施設災害復旧事業	296

3	森林災害復旧事業	297
4	間伐対策	297
5	緑資源機構事業	297
第2節	森林資源の充実と森林保全	
1	森林計画	298
2	森林整備地域活動支援交付金制度	301
3	民有林治山事業の推進及び保安林制度	301
4	種苗生産事業	303
5	緑化推進対策事業の展開	304
6	森林保全	305
7	林業・山村の活性化	307
第3節	森林づくり交付金	
1	交付金の趣旨	309
2	交付金の対象メニュー	309
第4節	強い林業・木材産業づくり交付金	
1	交付金の趣旨	310
2	交付金の対象メニュー	310
第5節	森林組合	
1	森林組合等の活動状況	311
2	森林組合等の育成強化	312
第6節	林業労働力対策	
1	林業就業者の現状	312
2	緑の雇用担い手対策事業	312
3	林業担い手等の育成確保	312
4	事業体育成情報ネットワーク事業	312
5	林業就業促進資金	313
第7節	林産物の需給及び加工流通対策	
1	木材需給・木材工業等の動向	313
2	林産物の供給及び利用の確保	315
3	木材の需給安定等	316
4	特用林産物の生産振興	317
第8節	林業関係金融	
1	木材産業等高度化推進資金	317
2	(独)農林漁業信用基金(林業信用保証制度)	318
3	農林漁業金融公庫資金	319
4	林業・木材産業改善資金	319
第9節	林業技術対策	
1	試験研究の充実	319
2	技術開発の推進	320
3	林木育種事業	320
4	林業普及指導事業	320
第10節	国有林野事業	

1	国有林野事業の現状と今後の展開方向	321
2	国有林野事業の主要事業	322
3	国有林野の財務状況	323
4	国有林野の活用等	324
5	国有林野事業の労働情勢（18年度）	324
第11節	森林国営保険	
1	事業計画	325
2	事業の実施計画	326
3	森林保険特別会計の収支状況	326
第12章 水産庁		
第1節	資源管理の推進	
1	我が国周辺漁業資源調査等	327
2	我が国周辺水域の水産資源の管理	327
3	持続的養殖生産の推進	327
4	溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業	328
5	内水面漁業振興対策事業	328
6	漁場環境及び生態系の保全	329
第2節	つくり育てる漁業の推進	
1	栽培漁業振興対策	329
2	海面養殖業の振興対策	330
第3節	漁業の担い手確保・育成対策	
1	漁業労働力の確保等	330
2	水産業改良普及事業	331
3	独立行政法人水産大学校	331
第4節	水産制度金融	
1	概況	331
2	系統金融	331
3	一般金融機関	331
4	農林漁業金融公庫資金	332
5	漁業近代化資金等の制度資金	332
6	沿岸漁業改善資金	333
7	中小漁業融資保証保険制度	333
第5節	水産業協同組合	
1	概要	333
2	国際漁業再編対策事業	333
第6節	水産物の流通加工・需給・消費対策	
1	水産物の需給・価格動向	334
2	水産物の流通対策	334
3	水産加工業対策	334
4	水産物の需給安定対策	335
5	水産物の輸出入	335

第7節	漁船損害等補償制度	
1	概 況	336
2	漁船保険等事業	336
3	財 政 措 置	337
第8節	漁業災害補償制度	
1	概 況	337
2	漁業共済事業	338
3	財 政 措 置	338
第9節	沿岸・沖合漁業	
1	沖合底びき網漁業	338
2	小型底びき網漁業	338
3	まき網漁業	339
4	ずわいがに漁業	339
5	さんま漁業	339
6	いかつり漁業	339
7	かじき等流し網漁業	340
8	遊魚・海面利用	340
9	我が国200海里内における漁業取締り	340
第10節	遠洋・北洋漁業	
1	さけ・ます漁業	341
2	捕 鯨 業	341
3	かつお・まぐろ漁業	342
4	遠洋底びき網漁業	342
5	海外いかつり漁業	342
第11節	国際漁業交渉	
1	海洋法に関する国際連合条約の動向	343
2	二 国 間 交 渉	343
3	多 国 間 交 渉	347
第12節	漁 船 対 策	
1	漁船の勢力と建造状況	350
2	漁船の依頼検査と性能改善	353
3	漁 船 の 輸 出	353
4	環境調和型漁船等創造対策事業	353
第13節	漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理	
1	漁 港 の 指 定	353
2	漁 港 の 管 理	353
3	漁港・漁場・漁村の整備	353
4	水産業・漁村の多面的機能	356
第14節	水産関係試験研究	
1	水産業新技術開発事業	356
2	水産業振興事業調査	358
3	国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究	358

4	漁海況予報事業	358
5	独立行政法人水産総合研究センター	358
第15節	船 舶	
1	水産庁の船舶	359
2	業 務	359

付 録

農政日誌（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	363
農林水産省幹部職員名簿	425
農林水産省組織図	432

第1編 総論

第1章 平成18年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもちろんのこと、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じ、国民の毎日の生活において重要な役割を担っている。しかし、近年、内外の諸情勢の変化を受けて、①食料自給率が低下し、カロリーベースで40%と先進国中最低の水準となっている中で、国内農業生産をいかに増大させるか、②豊かな食生活が実現する一方、BSEの発生などを契機に食品の安全性についての関心が高まる中で、消費者のニーズが鮮度や品質、安全・安心等にシフトしていることに対応していくか、③農業者の減少・高齢化や耕作放棄地の増加などによる生産構造の脆弱化が進んでいることに対応し、農地を有効に活用し、持続的・安定的な国内生産をいかに確保するか等が大きな課題となっている。

平成17年3月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、食料自給率の向上に関する施策をはじめ、食の安全及び消費者の信頼の確保、新たな経営安定対策への転換、農村の活性化、品質の高い農産物の輸出の促進など、今後、食料・農業・農村に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策等を明らかにしている。また、施策の計画的な推進を図るため、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成し、その的確な管理と必要に応じた施策内容の見直しを行っているところであり、スピード感を持って改革を推進していくこととしている。

2 講じた施策の重点

新たな基本計画に基づき、食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の振興に関する施策を総合的に展開した。特に、平成17年10月に策定された「経営所得安定対策等大綱」

を踏まえ、担い手の育成・確保や農地の利用集積の加速化、米政策改革の着実な実施に取り組むとともに、農地・農業用水等の資源や農村環境の保全向上施策の構築を図った。また、食の安全及び消費者の信頼の確保、都市と農村の共生・対流の促進を一層進めるとともに、農産物の輸出促進、バイオマスの利活用、革新的技術の開発・普及等を総合的に推進した。

(1) 食料の安定供給の確保

ア 食品表示の信頼の回復

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視・指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境の整備に努めた。また、既存のJAS規格を順次見直すとともに、新しいニーズに対応したJAS規格の制定を進めた。

イ 「食育」の推進

18年3月に策定した「食育推進基本計画」に基づき、関係府省等が連携しながら、家庭、学校、地域等様々な分野において国民運動として食育を推進した。特に、18年6月の「食育月間」では、全国規模の中核的なイベントとして「第1回食育推進全国大会」を開催した。

また、朝食をとるなどの子どもの基本的な生活習慣を育成するため、18年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進することとし、全国的な普及・啓発や地域ぐるみで生活リズムを向上させる取組を展開した。

ウ 「食事バランスガイド」と「日本型食生活」の普及・啓発

中食・外食産業や小売業等において「食事バランスガイド」を活用した健全な食生活の普及・啓発を図った。また、民間における「食事バランスガイド」を活用した食育活動を支援した。さらに、ポスター、リーフレット、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、重点地域に集中して「食事バランスガイド」の理解の促進を図った。

また、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の実践を促進するため、モデル地域における多様な取組の支援・実証を行った。また、都市部の児童・生徒等を対象とした体験学習や学校給食における「日本型食生活」の実践を促進し、次世代への普及・定着を図った。

エ 東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）の推進

東アジアの活力を活かし、我が国食品産業の国際競争力の強化を図るとともに、東アジア各国の食品産業の発展に寄与するため、平成18年12月に我が国食品産業の東アジア各国への投資促進等を旨とする「東アジア食品産業活性化戦略基本方針・実行計画」を策定した。

(2) 農業の持続的な発展

ア 経営安定対策の確立

我が国の農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、すべての農業者を対象として品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策を19年度から導入すべく、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」をはじめ関連法律を整備した。また、①生産現場に対する対策の内容や具体的手続方法の周知、②新たな事務の執行に必要な電算処理システムの構築、③執行体制の整備等を行った。

イ 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けた運動を展開した。

具体的には、行政機関及び農業団体が一体となって、品目横断的経営安定対策の内容を現場段階に周知するとともに、対策の対象者要件を満たす担い手の育成・確保に取り組んだ。

ウ 輸出促進対策の強力な推進

輸出相手国における市場動向等海外の貿易情報を収集し、これらの情報や調査結果を広く生産者等へ周知した。また、米、野菜、茶の輸出可能性の調査及び日本食の海外展開のための調査を実施した。

在外公館において、各国のオピニオンリーダー等に日本からの高品質な食材を用いた日本食を提供し、日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物・食品の輸出振興を支援することを目的とした「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を海外10か国11か所で開催した。

世界的にブームとなっている日本食の普及を一層推進するため、平成18年3月、海外日本食レストラン推奨有識者会議が、「日本食レストラン推奨計画」の提言を行った。

エ 食料供給コスト縮減に向けた取組の促進

平成18年9月、「21世紀新農政2006」に掲げられた食料供給コストを5年で2割縮減する目標に向けて、「食料供給コスト縮減アクションプラン」を策定した。

オ バイオマス利活用の推進

平成18年11月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について関係府省一体となって取り組むように」との総理の指示を受け、この実現に向け関係府省から成る「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において技術や制度面の課題を整理し、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を平成19年2月に作成した。

地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウンの構築をバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議等により、関係府省が一体となって着実に進めた。

(3) 農村の振興

ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る地域共同の取組を促進する施策の導入に向け、保全向上活動へのモデル的な支援を通じて施策の実効性を検証するとともに、保全向上手法を確立するための調査等を実施した。また、農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援施策を19年度から資源の保全管理施策と一体的に導入するため、取組効果等の調査・分析の拡充及び交付手続の試行等を実施した。

イ 地域の特徴を活かした多様な取組の推進

個性ある地域づくりの実現を図るため、農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進した。

農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな先駆的取組を全国に発信・奨励することにより、農山漁村の「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組を推進した。

地元企業等による農村の地場資源等を活かした新分野への事業拡大や異業種連携の促進等、多様な主体による地域連携活動を進めるため、NPO法人や団体等の民間主導による地域づくりの取組に対して支援した。

ウ 都市と農村の交流の促進

都市と農山漁村の共生・対流という国民運動の一

環として、グリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）の提案・普及を図るため、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定や地域資源を活用した交流拠点の整備等について、関係府省が連携しつつ総合的に推進した。また、「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援、優良事例の表彰、都市と農山漁村の共生・対流に取り組みやすい社会環境整備のための社会実験調査等を実施した。

(4) 国際交渉への取組

ア WTO 交渉における取組

平成12年から開始された WTO 農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、食料輸入国と輸出国に対する規律の間でバランスのとれた貿易ルールの確立を目指しているところである。

WTO 交渉は、平成16年7月に枠組み合意が成立し、平成17年12月に香港で開催された第6回 WTO 閣僚会議では、すべての形態の輸出補助金を2013年までに撤廃すること、貿易わい曲的国内支持の3階層による定率削減、関税削減の4階層の階層方式等、これまでの議論で取れんのみられた事項が盛り込まれた閣僚宣言が採択され、平成18年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。

平成18年1月以降、4月末までにモダリティを確立すべく精力的に交渉が進められ、我が国としても、主要国の議論の場である G 6 や農業交渉会合等において積極的に議論を行った。しかし、各国の意見の取れんはみられなかったため、モダリティの合意には至らなかった。

その後、ロシア・サンクトペテルブルクで行われた G 8 サミットでの要請を受け、平成18年7月下旬の G 6 閣僚会合において集中的な議論が行われたが、米国の農業補助金の削減、欧州連合(EU)や G10 の農業の市場開放、開発途上国の非農産品・サービスの市場開放等について各国の意見の隔たりが縮まらず、非公式貿易交渉委員会において、WTO 事務局長の判断により、交渉が一時中断されることとなった。

この交渉中断を受け、平成18年8月に我が国は、交渉の早期再開のために全力を尽くし、交渉を再び軌道に乗せ、合意を達成する決意であるとの総理コメントを公表した。

平成18年9月以降、G20やケアンズグループ（豪

州、ニュージーランド等）が閣僚会合を開催するなど、各国が交渉再開に向けた動きを示し、同年11月には、ラミー WTO 事務局長が各交渉議長に対し、それぞれの事情に応じた協議を進めるよう促し、農業交渉については、ファルコナー議長のもと、集中的な議論を行うこととなった。

このようななか、平成19年1月にスイスのダボスにおいて非公式閣僚会合が開催され、我が国から交渉の公式の再開を主張したところ、多くの加盟国から本格交渉の再開を支持する発言がなされ、今後技術的議論を開始すべきことが参加各国の間で確認された。

我が国としては、関係国等に働きかけながら、我が国の主張ができる限り反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう、戦略的かつ前向きに対応していくこととしている。

イ EPA / FTA への取組

経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) については、経済のグローバル化が進むなか、WTO を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、政府全体として積極的に推進し、農林水産分野においても、万全の交渉を行った。

各国との交渉に当たっては、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、「守るところは守り、攻めるところは攻める」との考え方のもと、戦略的かつ前向きに交渉に臨んだ。

マレーシアとの間では、平成18年7月に協定が発効し、フィリピンとの間では平成18年9月に、チリとの間では平成19年3月に協定に署名した。インドネシアとの間では平成18年11月、ブルネイとの間では同年12月に大筋合意に達した。また、アセアン全体との間では、関税交渉の方式について交渉を行い、2004年11月以降交渉が中断していた韓国との間では、引き続き、韓国側に交渉の再開を働きかけた。ベトナムとの間では平成18年10月、インドとの間では同年12月、豪州との間では平成18年12月の首脳会談において交渉開始に合意した。

(5) その他重要施策

ア 食料自給率向上に向けた計画的な取組

平成17年4月に、政府、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体等の関係者により設立された食料自給率向上協議会において、「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」の取組を踏まえつつ、平成18年度行動計画を策定し、食料自給率向上に向け、関係者が一体とな

った計画的な取組を推進した。

イ 農業協同組合系統組織の再編整備

全国農業協同組合連合会（全農）を含む農協系統の改革への取組については、業務改善命令に基づき、全農が作成した「改善計画」の進捗状況についての定期的な把握及び指導等を行うなど、経済事業改革を中心とした農協系統の改革を促進した。

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、農協系統に対する検査を実施した。

ウ 団体間の連携の促進

支援を受ける担い手にとっての利便性向上と支援機関の密接な連携や効率的運営を図る観点から、全国、都道府県、地域の各段階において、農業団体及び地方公共団体等により構成される「担い手育成総合支援協議会」を設置し、担い手育成支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進した。また、農業協同組合と森林組合、漁業協同組合との事業の共同実施等を含めた団体間の連携を促進した。

(6) 食料、農業及び農村施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

ア 政府一体となった施策の推進

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策の推進を図り、平成18年4月には「21世紀新農政2006」を策定した。

イ 施策の工程管理と評価

基本計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、基本計画の策定と同時に、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成しており、この工程表に沿って、それぞれの施策の具体化を推進するとともに、進捗管理を適切に行った。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価を引き続き積極的に推進した。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成18年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆1,393億円となった。

また、平成18年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,139億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,720億円となっている。

4 税制上の措置

(1) 国 税

1 平成17年度の水田農業構造改革交付金等に係る特例措置が講じられた（個人は当該交付金等を一時所得扱い、法人は当該交付金等で固定資産を取得した場合等は圧縮記帳）。（所得税・法人税）

2 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）の施行に伴い、次の特例措置が講じられた。

ア（独）農業・生物系特定産業技術研究機構、（独）農業工学研究所、（独）食品総合研究所及び（独）農業者大学校を統合することに伴い、（独）農業・食品産業技術総合研究機構に名称変更等に対して資産承継のための登記・登録に対する非課税措置、法人税法別表等の従前の措置を継続。

イ（独）水産総合研究センターと（独）さけ・ます資源管理センターを統合することに伴い、（独）水産総合研究センターに対して資産承継のための登記・登録に対する非課税措置、法人税法別表等の従前の措置を継続。

(2) 地 方 税

農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得又は設置する農林漁業者等の共同利用施設に係る課税標準の特例について、従前の措置を継続。

5 農業金融

制度金融については、農林漁業金融公庫融資制度について、経営体育成強化資金の貸付対象者等の追加、農林漁業施設資金の貸付対象者の追加等の改正を行った。また、農業近代化資金制度についても、貸付対象者の追加等の改正を行った。

6 立法措置

第164回国会（通常国会）において、

- ・「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」
- ・「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律」
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」

等が成立した。

また、第166回国会（通常国会）において、

- ・「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法

人森林総合研究所法の一部を改正する法律」
等が成立した。

第2節 林 業

1 施策の背景

森林は、「緑の社会資本」として地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養など多面的機能を有し、私たちの生活を守る上で大きな役割を果たしている。特に、京都議定書による温室効果ガスの6%削減約束の達成に向け、1,300万炭素トン程度を森林による二酸化炭素吸収により確保するとしていること、近年、豪雨等による山地災害が相次いで発生していることなどもあり、森林の整備・保全の必要性はますます高まっている。

一方、我が国の人工林資源は、現在利用可能な時期を迎えつつあるが、長期的に国産材需要が減少してきた中で、森林所有者の施業意欲の低下や林業従事者の減少・高齢化が進んでいる。今後も、国産材資源の利用が低位な状況が続く場合には、林業・木材産業の一層の停滞につながり、結果として森林の手入れの遅れを招き、森林の荒廃、公益的機能の低下につながるものが懸念される。このため、国産材利用の拡大を軸として林業・木材産業を再生していくことが不可欠となっている。

また、健全な森林の育成、木材利用の推進が求められる中、林業・木材産業においては、素材生産・流通・加工の低コスト化、品質・性能の確かな製品の安定供給体制の構築、木質バイオマスの利用も含めた木材の総合的な利用の推進が重要な課題である。

平成18年度においては、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（農林水産省）の第2ステップにおける施策をはじめとする森林・林業施策を、関連する施策と連携を図りつつ、総合的に展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 地球温暖化の防止等の多面的機能の持続的な発揮に向けた森林の整備と保全

重視すべき機能に応じた多様で健全な森林づくりを進め、併せて森林施業に不可欠な路網整備を計画的に推進した。特に、団地化などの条件整備や間伐材の利用促進を図りつつ、健全な森林の育成に必要な間伐を推進した。

また、森林の現況等に応じた治山施設の設置等や保安林の適切な管理、森林被害に対する防除対策を推進した。

さらに、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るための各種施策を推進するとともに、二酸化炭素吸収量の算定等に必要な基礎データの収集と森林吸収量の算定方法の開発等を推進した。

(2) 都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興

地域の森林資源等を活かした新たなビジネスの創出・運用や森林と居住環境基盤の総合的な整備等、魅力ある山村づくりを支援した。

また、森林環境教育や健康づくり等の森林の多様な利用とそれに応じた森林の整備を推進し、交流・体験の場、機会の創出に努めた。

(3) 林業の持続的かつ健全な発展の確保

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、経営規模の拡大支援、競争力ある木材産地形成のための施設整備等により、意欲ある林家や森林組合等の林業事業体を育成した。

また、「緑の雇用担い手対策事業」等により、林業就業者を確保・育成した。

さらに、山村地域の貴重な収入源である特用林産物について、生産・供給体制の整備とともに、安全性の情報提供等を行い需要の拡大を図った。

(4) 林産物の供給及び利用の確保

施業の集約化、製材工場の大規模化を進め、品質・性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制のモデル的な構築を図るとともに、林産物利用の意義に関する国民への情報提供と普及、木質バイオマス等未利用資源の新規需要の開拓、住宅や公共施設等への地域材利用の拡大を促進した。

(5) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林の機能、地球温暖化対策、木質資源の有効利用等に係る試験研究及び花粉症対策に有効な林木新品種の開発等を実施した。

(6) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理運営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

(7) 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営のための国際協力、地球温暖化問題への対応や適切な木材貿易の推進

に取り組んだ。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算、国有林野事業特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた（表－1）。

表－1 林業関係の一般会計等の予算額

区 分	18 年 度
林業関係の一般会計予算額	526,459
治山事業の推進	166,967
森林整備事業の推進	207,621
災害復旧等	48,724
保安林等整備管理	521
森林計画	1,080
森林の整備・保全	4,115
林業・木材産業等振興対策	16,251
林業試験研究及び林業普及指導	11,828
森林病虫害等防除	984
林業金融	1,011
国際林業協力	373
森林整備地域活動支援対策	7,404
その他	59,578
国有林野事業特別会計予算額	470,305
森林保険特別会計予算額	5,530

注：1）予算額は補正後のものである。

2）一般会計には内閣府及び国土交通省計上の予算を含む。

3）総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置として、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を実施した。

森林・山村対策としては、①公有林等における間伐等の促進に要する経費、②森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を確保するための経費、③地域材利用のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策及び木材乾燥施設の整備促進等に要する経費、④国が実施する「緑の雇用担い手対策事業」と連携して、林業の担い手確保に必要な実地研修及び新規就業者定着のための福利厚生等への支援、山村への定住促進活動等を行う経費、⑤都道府県の民有林における長伐期・複層林化に要する経費とこれを行う林業公社の経営の安定化に向けた都道府県の利子補給に相当する経費、に対して交付税措置を講じるとともに、⑥ふるさと林道緊急整備事業に

要する経費に対して起債措置及び交付税措置を講じた。

また、市町村等が民有林に対して森林所有者との貸借契約等を取り交わして公的森林整備を実施する場合には、森林所有者に必要な協力を行わせ実施することができるようにするなど運用方法の見直し等を実施した。

国土保全対策としては、①U・Iターン受入れ対策、森林管理対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費、に対する交付税措置を講じるとともに、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第3セクターの設立のための出資等に要する経費の起債措置を講じた。

また、農林水産省所管の国庫補助事業と地方単独事業との連携により、農山漁村地域の総合的な振興を図る農山漁村地域資源活用促進事業を実施した。

4 税制及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

所得税については、山林所得の概算経費控除の特例における控除率を引き上げた。所得税及び法人税についてはエネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加するなどの措置を講じた。不動産取得税については、森林組合等が国の補助金又は交付金の交付を受けて取得した林業者等の共同利用施設に対する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。固定資産税については、廃木材破碎・再生処理装置等を取得した場合の課税標準の軽減措置の適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。

林業・木材産業改善資金の貸付け等を行う都道府県に対し貸付けに用いる資金の造成に必要な経費を助成したほか、木材産業等高度化推進資金により、木材の生産及び流通を合理化し、木材の供給の円滑化を図るための資金等を低利で融通するなどの措置を講じた。

第3節 水 産 業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、

我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の漁業生産量は、遠洋漁場の国際規制の強まりやマイワシ資源の急速な減少により、昭和59年をピークとして大幅な減少を示した以降も、我が国周辺水域の水産資源が低位水準になっていることもあり、なお減少傾向にある。また、漁業事業者の高齢化が全体として進行しているほか、昨今の貿易自由化の流れの活発化により、我が国水産業をめぐる情勢は、厳しさを増している。

こうした状況に適切に対処し、国民のニーズと社会情勢に即しつつ、水産業・漁村を将来にわたって持続的に発展させていくことは重要な課題である。

我が国には、先人たちの長年の努力により、水産に関する多くの技術や知見が蓄積されている。また、我が国周辺水域は、世界の主要漁場の一つと言われる豊かな漁場である。これらの長年の蓄積と漁場の能力を最大限に活用し、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築することができれば、我が国水産業には大きな発展の可能性がある。

政府は、この可能性の扉を大きく開くとともに、次の世代に引き継ぐことにより、将来にわたって、「水産基本法」(平成13年法律第89号)の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を確かなものとしなければならない。

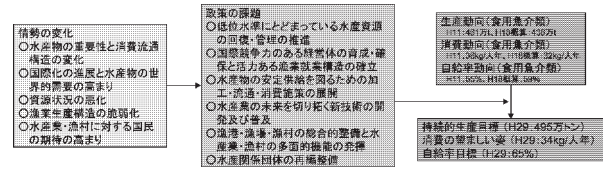
今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進して参る所存である。

2 講じた施策の重点

政府は、国際化の進展や燃油価格の高騰といった我が国水産業をめぐる厳しい現状に適切に対処し、水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を実現するため、水産基本法に基づいて策定した水産基本計画に従って、国民の参加と合意を得つつ、①国際化に対応した我が国水産業の構造改革、②水産資源の適切な保存・管理とつくり育てる漁業の推進、③漁港・漁場・漁村の総合的整備等による水産業・漁村の活性化を中心とする水産施策を総合的かつ計画的に推進した。

また、水産基本計画がおおむね5年ごとに見直すこととされていることを踏まえ、平成19年3月に新たな水産基本計画を策定した。(下図参照)

＜新たな水産基本計画の概要＞



(1) 水産物の安定供給の確保に関する施策

第1は、食料である水産物の安定供給の確保である。国民に対し将来にわたって、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、HACCP(危害分析重要管理点)やトレーサビリティシステム(生産流通履歴情報把握システム)の導入等を推進し、水産物の生産から流通・消費に至る一貫した衛生管理の高度化を図った。また、消費者の合理的な選択に資するため、水産物の表示・規格対策の充実を図った。さらに、消費者に対し、水産物の栄養特性や料理方法を周知・普及するなど水産物消費の改善を図るための普及・啓発、「食育」の推進等の施策を推進した。

第2は、排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理である。最大持続生産量を実現できる水準に水産資源を維持又は回復させることを目的として、資源水準に見合った漁獲を実現するための漁獲可能量(TAC)・漁獲努力可能量(TAE)制度の適切な運用を図った。また、都道府県や海上保安庁と協力して監視・取締りを行った。さらに、「資源回復計画」(緊急に資源の回復が必要な魚種について、減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、種苗放流、漁場環境の保全等を総合的に実施することで、資源回復を図るための計画)の作成を積極的に推進するとともに、その円滑な実施を図るため、減船・休漁等を行う漁業者を対象に経営支援策等を合わせて実施した。

第3は、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理である。我が国が国際漁場における漁業生産において重要な地位を占めていることとにかんがみ、責任ある漁業国として、違法・無報告・無規制(IUU)まぐろ漁船の廃絶等に向けた取組等に重点をおいて、地域漁業管理機関による資源管理に協力するとともに、漁業取締船の派遣等により我が国漁船による国際規制の順守を確保した。

第4は水産資源に関する調査及び研究である。我が国周辺水域の水産資源について、TAC・TAE制度の適切な運用、「資源回復計画」の推進等を図る観点から、科学的基礎を提供するための調査・研究を行うとともに、広く国民に対し情報提供を行った。また、国際漁業管理機関等と協力して、マグロ類、鯨類等の国際漁業資源の調査・研究を行った。

第5は、水産動植物の増殖及び養殖の推進である。資源評価が行われた魚種・系群のうち半数近くの資源水準が低位にある中、水産資源の積極的増大を図るため、種苗の生産技術の開発、種苗放流の推進、養殖漁場の改善計画の普及や魚病・魚類防疫対策の実施など、水産資源の増養殖の推進を図った。

第6は、水産動植物の育成環境の保全及び改善である。水産資源の保護及び水産物の安全性の確保に資するため、水産動植物の生育環境である海洋、河川等において、水質保全対策を実施するとともに、有明海等における赤潮対策、藻場・干潟の保全・創造、漁業者が中心となった森づくりの推進、外来種対策等の施策を総合的に推進した。

第7は、排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発である。漁業に関する二国間・多国間の協議、海外漁業協力等を通じて、我が国への漁獲割当等の確保に努めた。また、海洋水産資源の開発及び利用を図るため、新漁場における漁業生産の企業化調査を推進した。

第8は、水産業の輸出入に関する措置である。水産資源の適切な保存及び管理、我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度等、輸入に関する措置の適切な運用を図った。また、水産物の円滑な輸出の促進を図り、水産物需給の安定と地域の振興に資する観点から、輸出に関する施策を適切に講じた。

第9は、国際協力の推進である。開発途上地域における水産業の振興、国際的な資源の管理と持続的利用の推進等に資するため、開発途上地域への資金協力・技術協力、国際機関へのトラストファンドの拠出等を行った。

(2) 水産業の健全な発展に関する施策

第1は、効率かつ安定的な漁業経営の育成である。原油価格が高騰している中、燃油流通の効率化、省エネルギーの推進を図った。また、意欲を持って経営改善に取り組む漁業者の経営基盤を強化するため、経営資金等の融通円滑化策等を講じるとともに、漁船のリース事業を推進した。さらに、中核的漁業者協業体による経営改善への取組や共同利用施設の整備を推進した。

第2は、漁場の利用の合理化の促進である。「漁業法」に基づく、漁業許可制度、漁業権制度等の適切な運用を図るとともに、漁業生産構造の再編整備を推進するため、漁業者の自主的な減船に対し支援した。また、海面利用における漁業と海洋性レクリエーションの調和の確保を図った。

第3は、人材の育成及び確保である。多様な就業ルートを通じ、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を幅広く確保するとともに、漁業者の技術及び経営管理能力の向上を推進した。また、漁業者による救命胴衣の着用の促進、海難防止・救助体制の整備等による漁ろの安全確保、労働環境の改善等を推進した。さらに、水産に関する教育・研究の一層の推進、漁業体験学習の機会の充実を図った。

第4は漁業災害による損失の補てん等である。漁業保険事業、災害金融制度等の適切な運用により、災害による損失の合理的な補てんを図った。また、大型クラゲについて国際的な枠組みの中で調査を行うとともに、出現状況の把握と情報提供等を促進した。さらに、水産物調整保管事業等により水産物の需給・価格安定対策を推進した。

第5は水産加工業及び水産流通業の健全な発展である。水産加工・流通業が、漁業と相互に連携しつつ、国民の需要に即した水産物を供給するため、HACCP手法の導入等による衛生・品質管理体制の強化、地域水産加工品のブランド化を図るとともに、産地市場の再編整備、食料産業クラスターの形成等を推進した。このほか、水産加工残さ等のリサイクルを促進し、環境負荷の低減を図った。

第6は水産業の基盤の整備である。水産物の生産から加工流通まで一貫した水産物供給システムを構築する観点から、漁港と漁場の一体的・総合的な整備計画制度の下、漁港の整備、藻場・干潟の造成、沿岸漁場の保全等の水産業の基盤整備を推進した。また、基盤整備の推進に当たっては、関連事業の連携や工事コストの縮減、事業評価の充実を図った。このほか、地域の自主性、裁量性を尊重し、省庁横断的な連携の中で、港及び汚水処理施設の整備を推進した。

第7は技術の開発及び普及である。国、独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等の関係機関相互間の連携を強化し、「水産研究・技術開発戦略」（平成12年6月策定）の下、資源管理の推進、漁場環境の保全、漁船漁業の構造改革等、水産業の健全な発展に資する技術の開発と実用化に向けた実証試験を効率かつ効果的に推進した。また、地域の特性や漁業者や現場のニーズに応じた普及事業を推進した。

第8は女性の参画の推進である。水産業や農山漁村地域における女性の役割を適性に評価し、女性の水産業経営における経済的地位の向上を図るため、女性の経営や起業活動の高度化に向けた研修を実施した。

第9は、高齢者の活動の推進である。高齢者の技術と能力を活かした水産関係活動の促進や高齢者が生き

がいをもってそれらの活動を行える環境整備を推進するとともに、高齢者の福祉の向上を図った。

第10は、漁村の総合的な振興である。地域の特性に応じた水産業の展開、地域資源の活用等を通じて、漁村の経済的基盤の強化を図るとともに、集落排水施設等の生活環境の整備を水産業の基盤整備と一体的に推進した。

第11は、都市と漁村の交流等である。都市と漁村の共生・対流を推進するため、漁村における都市住民の受け入れ態勢の整備や交流活動の促進・定着等を図った。そのほか、遊漁船等海洋性レクリエーションの安全性の確保と適正な漁場利用の啓発や漁船、プレジャーボート、遊漁船の秩序ある漁港利用を図った。

第12は多面的機能に関する施策の充実である。水産業・漁村の有する多面的機能について、定量的な評価を踏まえ、支援方策の検討と国民的理解の促進を図るとともに、多面的機能の適切かつ十分な発揮に向けた施策を推進した。特に、離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮を図るため、創意工夫を活かした取組を行う離島の漁業集落に対する支援を行った。

3 財 政 措 置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

項 目	平成18年度
(一般会計)	
1 国際化に対応した我が国水産業の構造改革	
(1) 大型クラゲの出現・燃油価格高騰に対応した漁業経営の確立	3,055
(2) 国際化に向けたノリ養殖業の体質強化	1,209
(3) 加工流通システムの改革	1,808
2 水産資源の適切な保存・管理とつくり育てる漁業の推進	
(1) 我が国周辺水域等における水産資源管理の強化	10,818
(2) 豊かな海の再生とつくり育てる漁業の推進	1,229
3 漁港・漁場・漁村の総合的整備等による水産業・漁村の活性化	37,564
水産関係一般会計予算総額	272,483
(特別会計)	
漁船再保険及び漁業共済保険	17,280

注：1) 一般会計予算には、内閣府、国土交通省、財務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、項目に対応する主な事業を積み上げており、また、重複するものがある。

3) なお、予算額は補正後予算額である。

第2章 行政機構

1 総論

平成18年度の機構及び定員については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し、情報通信技術の活用等の取組を反映し、従来にも増して厳選したものとされた。特に、定員については、大胆な再配置を進めるとともに、事務事業の徹底的な見直し等により、政府部門全体を通じた一層の純減の確保に取り組むこととされた。

平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、中期目標期間終了時の組織・業務の見直しに係る措置が決定されている法人については、当該措置を確実に要求に反映させることとされた。また、平成17年中に組織・業務の見直しの結論を得ることとなった法人についても、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）及び「今後の行政改革の方針」を踏まえ、極力整理縮小する方向で見直しを進めた。このほか、独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廢に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「今後の行政改革の方針」等既往の方針を踏まえて対処することとされた。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第70号）第2条による改正（平成18年4月1日施行）

統計・情報センターを地方農政事務所の分掌機関とするとともに、北海道統計・情報事務所を北海道農政事務所に統合する等、所要の規定の整備が行われた。

イ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水

産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）附則第29条による改正（平成18年4月1日施行）

農林水産省所管の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校を統合し、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が設置されたことに伴い、農林水産技術会議の事務について所要の規定の整備が行われた。

ウ 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第21号）附則第5条による改正（平成19年3月31日施行）

「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の名称変更及び期限延長に伴い、農林水産省の事務の特例について所要の規定の整備が行われた。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成18年政令第74号）による改正（平成18年4月1日施行）

(ア) 大臣官房

a 予算課及び経理課の所掌事務の変更

b 地方課の所掌事務の変更

(イ) 地方支分部局関係

a 北海道統計・情報センターが北海道統計・情報事務所に統合されたことに伴い、所要の規定の整備が行われた。

イ 国有林野事業特別会計法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第123号）附則第4条による改正（平成18年4月1日施行）

林野庁林政部及び同部林政課並びに国有林野部及び同部管理課の事務について所要の規定の整備が行われた。

ウ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第201号）第6条による改正（平成18年5月29日施行）

総合食料局及び同局総務課並びに水産庁漁港漁場

整備部及び同部計画課の事務について所要の規定の整備が行われた。

エ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成18年政令第246号）による改正（平成18年8月1日施行）

- (ア) 大臣官房
 - a 参事官を1人増員
 - b 国際部国際調整課及び同部貿易関税課の廃止
 - c 国際部国際経済課の所掌事務の変更

(イ) 消費・安全局
国際基準課の新設

- (ウ) 林野庁関係
 - a 林政部参事官の廃止
 - b 林政部に木材産業課及び木材利用課が新設され、同部木材課が廃止された。

オ 農林水産省組織令及び土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第115号）による改正（平成19年3月31日施行）

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第21号）の施行に伴い、農村振興局の所掌事務の特例について所要の規定の整備が行われた。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第19号）による改正（平成18年4月1日施行）

- (ア) 本省内部部局関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 大臣官房
 - ① 企画評価課調査官を16人増員
 - ② 企画評価課政策調整室の廃止
 - ③ 文書課情報公開審査官の廃止
 - ④ 国際部国際協力課海外技術協力室の廃止
 - ⑤ 統計部統計企画課統計調整官の廃止

(b) 総合食料局
食品産業振興課新食品調査官の廃止

(c) 生産局
総務課調査官の廃止

- (イ) 地方支分部局関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
 - (a) 地方農政局
 - ① 農村計画部、同部農村振興課及び同部土地改良管理課並びに整備部の所掌事務の変更
 - ② 生産経営流通部（北陸、東海）に次長を新設
 - ③ 総務部情報推進課（関東、北陸）に地域

農政情報推進官を新設

④ 農村計画部農村振興課に水利計画官が新設され、同部土地改良管理課水利計画官が廃止された。

⑤ 整備部地域整備課が新設され、同部農村整備課が廃止された。

(b) 地方農政事務所
所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

(c) 事務所及び事業所
曾於農業水利事務所曾於北部農業水利事業建設所が廃止される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われた。

(d) 地方農政局の統計・情報センター
統計・情報センターを地方農政事務所の分掌機関とすることに伴い、名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

(e) 北海道農政事務所
所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

- (ウ) 林野庁関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
 - (a) 森林管理局
 - ① 内部組織等について所要の規定の整備が行われた。
 - ② 計画部計画課（東北）に生態系管理指導官を新設
 - (b) 森林管理署
内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第67号）による改正（平成18年8月1日施行）

- (ア) 本省内部部局関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
 - (a) 大臣官房
 - ① 情報課図書資料室の廃止
 - ② 国際部国際政策課に海外情報連絡調整官が新設され、同課海外情報官及び海外連絡調整官が廃止された。
 - ③ 国際部国際経済課に輸出促進室並びに国際交渉官、上席国際交渉官及び関税調整官が新設され、同課国際貿易機関室及び渉外調整官が廃止された。

- (b) 消費・安全局
国際基準課に国際食料調査官が新設され、消費・安全政策課国際室及び国際食料調査官が廃止された。
- (c) 生産局
果樹花き課果実需給調整官を廃止
- (4) 林野庁関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
 - (a) 林政部木材産業課に木材専門官及び住宅資材技術専門官を新設
 - (b) 林政部木材利用課に木材貿易対策室並びに木材専門官及び国際専門官を新設
- ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第76号）による改正（平成18年10月1日施行）
 - (ア) 本省内部部局関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
消費・安全局消費・安全政策課にリスク管理専門官を新設
 - (4) 地方支分部局関係
九州農政局生産経営流通部農産課に環境保全型農業専門官を新設
- エ 市町村の廃置分合関係
市町村の廃置分合に伴い、統計・情報センター及び森林管理署等の名称、位置及び管轄区域について所要の改正が行われた。（平成18年農林水産省令第19号・第67号・第76号・第93号、平成19年農林水産省令第5号）
- オ 農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第25号）による改正（平成18年4月1日施行）
 - (ア) 農林水産技術会議事務局に技術広報官が新設され、地域研究課が廃止された。
 - (4) 総務課に調整室が新設され、同課施設室が廃止された。
 - (ウ) 研究開発課に環境研究推進室が新設され、技術政策課技術情報室が廃止された。
 - (エ) 先端産業技術研究課に産学連携研究推進室が新設され、同課民間研究推進室が廃止された。
 - (オ) 総務課、技術政策課、技術安全課、研究開発課、先端産業技術研究課及び国際研究課並びに筑波事務所の事務について所要の規定の整備が行われた。
- カ 農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第52号）による改正（平成18年5月29日施行）

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号）の廃止に伴い、農林水産技術会議事務局の事務について所要の規定の整備が行われた。

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月4日閣議決定）に基づき定員の合理化が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において124人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	23,381人	22,830人	△ 551人
林 野 庁	532人	518人	△ 14人
水 産 庁	970人	953人	△ 17人
計	24,883人	24,301人	△ 582人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	5,226人	5,133人	△ 93人
計	5,226人	5,133人	△ 93人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成18年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成18年政令第92号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第26号）

第3章 農林水産関係予算

第1節 農林水産予算の大要

1 総 額

(単位：億円)

	19年度 (A)	18 年 度		比較増△減		A/B%
		当 初 (B)	補正後 (C)	対当初	対補正後	
農 林 水 産 予 算 の 総 額	26,927	27,783	29,245	△855	△2,318	96.9
1 公 共 事 業 費	11,397	12,090	13,708	△693	△2,311	94.3
一 般 公 共 事 業 費	11,205	11,898	12,652	△693	△1,447	94.2
災 害 復 旧 等 事 業 費	192	192	1,056	0	△864	100.0
2 一 般 事 業 費	9,456	9,332	9,221	124	235	101.3
3 食 料 安 定 供 給 関 係 費	6,074	6,361	6,316	△287	△242	95.5

(注) 上記のほか、地域再生基盤強化交付金措置額を内閣府に計上。

(参考) 19年度 前年度(当初) 前年度(補正後)
543億円 527億円 527億円

※ 農林水産関係一般会計予算の総額は、内閣府、外務省、厚生労働省等の他省所管の農林水産関係予算を含めて上記のとおりである。

2 編成方針

(1) 予算編成の基本方針

ア 平成19年度予算案は、成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とするバランスの良い経済財政運営を一貫性をもって行うという考えの下、歳出削減等への取組を継続することとされている。具体的には、景気循環に伴う税収の変動を受けて歳出削減等への取組を緩めることなく、特別会計歳出の縮減合理化や独立行政法人の業務の必要性等の見直し等を行うという基本方針の下、編成がなされた。

イ こうした状況の下、平成19年度農林水産予算についても、「21世紀新農政2006」に基づき、国内農業の体質強化と「攻めの農政」の展開を推進するため、「農業の競争力強化のための新たな挑戦」「新たな可能性の追求」「食」や「地域」に根ざした国民生活の向上」「地域の力を活かした農山漁村づくり」を図るとともに、「新たな森林・林業基本計画に基づく森林の整備・保全と林業・木材産業の再生を進めるための森林・林業再生への新たな挑戦」や、「水産基本計画の見直しにより国際競争力ある水産業を実現するための水産業構造改革に向けた挑戦」を図るための予算として編成した。

また、歳出改革の下で厳しい予算編成を迫られる中でも、農林水産行政の推進のために必要な予算を確保するため、「既往の事務・事業の再点検」、「非公共施設費改革」や「公共事業改革」、「予算執行改革」などの取組を行った。

(2) 主な重点事項

ア 農業の競争力強化のための新たな挑戦

- (ア) 担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策を導入し、品目別の価格政策から品目横断的に経営全体に着目した対策に転換する。
- (イ) 米政策改革を更に推進するための新たな対策を構築し、19年産からスタートする新たな米の需給調整システムの定着を図るとともに、売れる米づくりと水田農業の構造改革を推進する。
- (ウ) 新たな発想に立った担い手支援策を創設し、19年度から21年度までの3年間を「集中改革期間」として、従来の発想を超えた斬新な手法で、担い手のニーズに即した支援を集中的・重点的に実施する。
- (エ) 消費者が求める野菜・果実を安定的に供給するため、需給調整的的確な実施や担い手の経営の安定化に向けた重点支援を実施する。

(オ) 農地リース特区の全国展開(平成17年9月から)により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するための本格的な事業を開始する。

(カ) 基盤整備を契機とした担い手の育成・確保や農地の利用集積を促進し、農業水利ストックを効率的に更新・保全管理するための仕組みを整備する。

イ 「攻め」の視点に立った新たな可能性の追求

(ア) 東アジア食品産業共同体構想を推進する。東アジアと共に成長・発展するという視点に立ち、この地域の活力を活かして、我が国食品産業の国際競争力を強化する。

(イ) 我が国の技術力を活かして新食品や新素材を開発し、知的財産権の活用により新しい需要を創造して、新産業分野を開拓する事業を創設する。

(ウ) 農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするとの目標の達成に向けて、分野ごとの輸出の取組の進展度合いに応じたキメ細かな対策を実施する。また、商品開発、生産、加工、流通、海外での販売などの各段階において農林水産省の関連施策を幅広く活用し総合的に支援する。

(エ) 植物新品種や家畜遺伝資源、先端的な研究開発の成果、産地ブランド、経営のノウハウなどの知的財産を積極的に活用する体制づくりを推進する。

(オ) ゲノム研究等の革新的技術を活用し、国民生活の向上やグローバル化への対応に直結する研究開発と新技術の現場への普及を強化する取組を推進する。

ウ 「食」や「地域」に根ざした国民生活の向上

- (ア) 食生活の豊かさを実感できる国民生活の実現
 - a 農場から食卓までの食品安全を確保し、家畜や農作物の病気や害虫の侵入・まん延を防止するとともに、消費者への情報提供を充実する。
 - b 生産・流通・消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発等食育を推進する。
 - c 地産地消を強力に推進するため、競争型直接支援システム(コンペティションシステム)など新しい事業方式を導入する。
 - d 生産と流通の両面における食料供給コスト縮減に向けた取組を、聖域を設けずに強力に、かつ、確実に実施する。
- (イ) 地域資源を活かした潤いある国民生活の実現

- a 国産バイオ燃料の本格的な導入を推進するため、地域の関係者一体となった取組に対する支援や研究開発を実施し、国産バイオ燃料の地域利用モデルによる実用化を推進する。
 - b 人生二毛作やスローライフ&ジョブの仕組みの構築や二地域居住等の推進を通じ、若者・女性や団塊世代が、新しい暮らし方を求めて、農山漁村の場で再チャレンジすることを支援する。
 - c 都市と農村が連携して行う共生・対流の取組を支援する。また、都市住民のニーズに対応するための都市農業振興施策を充実する。
- エ 地域の力を活かした農山漁村づくり
- (ア) 農山漁村地域において、定住、二地域居住、都市・農村交流等を通じ、居住者・滞在者を増やすことにより地域の活性化を総合的かつ機動的に支援する。
 - (イ) 地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援し、農地・水・環境保全向上対策を本格的に実施する。
 - (ウ) IT化の促進等を通じて、地域の持ち味を活かすための基礎となる条件を整備し、また、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進する。
 - (エ) 野生鳥獣による農作物被害を防止するための対策を充実・強化する。
- オ 森林・林業再生への新たな挑戦
- (ア) 「美しい森林づくり」を推進し、「美しい国づくり」に大きく貢献するとともに、京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向け前進する。
 - (イ) 林業事業体等による森林施業の集約化活動を支援する。具体的には、森林施業の集約化に必要な森林の情報を収集する活動について、単位面積当たり一定額を交付するなどの支援を実施する。
 - (ウ) 木材の生産・流通に関する構造改革を推進し、森林所有者から木材加工業者まで、川上・川下が連携して、低コスト・大ロットの安定的な木材供給を実現する。
 - (エ) 木材供給・利用量の更なる拡大に向け、木材産業の競争力強化、木質バイオマス利用促進、木づかい運動等の消費者対策、木材の輸出推進等の取組を支援する。
 - (オ) 国有林と民有林を一体とした計画的な事業展開や、地域における避難体制との連携による減災に向けた事業実施などの効果的な治山対策を推進する。
- カ 水産業構造改革に向けた挑戦
- (ア) 漁船漁業者の改革された生産体制への転換を促進する。具体的には、漁船漁業改革推進集中プロジェクトを立ち上げ、将来にわたり水産物の安定供給を担う漁船漁業者に対して、5年間で50件以上のプロジェクト実施を支援する。
 - (イ) 漁業経営安定対策を平成20年度から導入するため、19年度は同対策への加入申請の受付・審査等に必要なシステムを開発する。
 - (ウ) 産地市場の統廃合などを推進し、流通を効率化することにより、水産物の産地と消費地の価格差を縮減し、水産物流通の構造改革を推進する。
 - (エ) 平成23年度までに、沖合域を含めた新たな漁場整備を概ね7.5万ヘクタールで実施し、海洋生物資源と環境・生態系保全を軸とした漁港漁場整備を推進する。

第 2 節 農林水産予算総括表

1 一般会計予算の主要経費別分類表

事 項	19年度予算額 (A)	18年度予算額		(単位：千円) 比較増△減額	
		当 初 (B)	補正後 (C)	(A - B)	(A - C)
(公 共 事 業 関 係 費)					
治山治水対策事業費	131,350,000	139,661,000	187,691,717	△8,311,000	△56,341,717
治山事業	112,012,000	119,622,000	166,967,406	△7,610,000	△54,955,406
海岸事業	19,338,000	20,039,000	20,724,311	△701,000	△1,386,311
農業農村整備事業費	674,656,000	727,829,000	728,585,941	△53,173,000	△53,929,941
農地関係	657,590,000	710,116,000	710,872,941	△52,526,000	△53,282,941
畜産関係	17,066,000	17,713,000	17,713,000	△647,000	△647,000
森林水産基盤整備事業費	314,504,000	322,314,000	348,962,178	△7,810,000	△34,458,178
森林整備事業	170,356,000	169,210,000	195,721,000	1,146,000	△25,365,000
水産基盤整備事業	144,148,000	153,104,000	153,241,178	△8,956,000	△9,093,178
小計	1,120,510,000	1,189,804,000	1,265,239,836	△69,294,000	△144,729,836
N T T (A タイプ) 分	0	0	0	0	0
一般公共事業費計	1,120,510,000	1,189,804,000	1,265,239,836	△69,294,000	△144,729,836
災害復旧等事業費	19,225,000	19,225,000	105,610,000	0	△86,385,000
農地関係	8,138,000	8,138,000	46,815,000	0	△38,677,000
林野関係	9,974,000	9,974,000	48,724,000	0	△38,750,000
漁港関係	1,113,000	1,113,000	10,071,000	0	△8,958,000
公共事業関係費計	1,139,735,000	1,209,029,000	1,370,849,836	△69,294,000	△231,114,836
通常分	1,139,735,000	1,209,029,000	1,370,849,836	△69,294,000	△231,114,836
N T T (A タイプ) 分	0	0	0	0	0
(非 公 共 事 業 関 係 費)					
社会保障関係費					
農林水産関係社会保険費	155,551,228	154,003,462	153,994,593	1,547,766	1,556,635
文教及び科学振興費					
農林水産関係科学技術振興費	118,814,672	117,480,454	117,119,549	1,334,218	1,695,123
経済協力費					
農林水産関係経済協力費	6,177,263	6,317,295	6,254,181	△140,032	△76,918
食料安定供給関係費	607,369,732	636,055,435	631,570,752	△28,685,703	△24,201,020
その他の事項経費	665,071,421	655,365,739	644,721,329	9,705,682	20,350,092
非公共事業関係費計	1,552,984,316	1,569,222,385	1,553,660,404	△16,238,069	△676,088
農林水産予算合計	2,692,719,316	2,778,251,385	2,924,510,240	△85,532,069	△231,790,924
通常分	2,692,719,316	2,778,251,385	2,924,510,240	△85,532,069	△231,790,924
公共	1,139,735,000	1,209,029,000	1,370,849,836	△69,294,000	△231,114,836
非公	1,552,984,316	1,569,222,385	1,553,660,404	△16,238,069	△676,088
N T T (A タイプ) 分	0	0	0	0	0

参 考

平成19年度公共事業関係費事業別内訳

(単位：千円)

事 項	通 常 分	N T T (Aタイプ)分	計
治山治水対策事業費	131,350,000	—	131,350,000
治山事業	112,012,000	—	112,012,000
海岸事業	19,338,000	—	19,338,000
農業農村整備事業費	674,656,000	—	674,656,000
農地関係	657,590,000	—	657,590,000
畜産関係	17,066,000	—	17,066,000
森林水産基盤整備事業費	314,504,000	—	314,504,000
森林整備事業	170,356,000	—	170,356,000
水産基盤整備事業	144,148,000	—	144,148,000
一般公共事業費計	1,120,510,000	—	1,120,510,000
災害復旧等事業費	19,225,000	—	19,225,000
農地関係	8,138,000	—	8,138,000
林野関係	9,974,000	—	9,974,000
漁港関係	1,113,000	—	1,113,000
公共事業関係費計	1,139,735,000	—	1,139,735,000

〔注1〕 通常分：一般歳出に係る分

〔注2〕 NTT分：「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく事業のうちいわゆる収益回収型事業であり、産業投資特別会計社会資本整備勘定で経理される分

2 一般会計予算所管別総括表

区 分		(単位：千円)				
		19年度予算額	18年度予算額		比較増△減額	
			(A)	当 初 (B)	補正後 (C)	(A - B)
A	農 林 水 産 省 所 管	2,420,100,577	2,485,874,806	2,623,988,014	△65,774,229	△203,887,437
1	経 常 部 門 (経)	1,424,189,711	1,433,009,812	1,415,527,473	△8,820,101	8,662,238
	(1) 非 公 共 事 業 費	1,423,960,711	1,432,694,812	1,415,212,473	△8,734,101	8,748,238
	人 件 費	161,699,597	171,872,684	163,833,149	△10,173,087	△2,133,552
	事 務 事 業 費	43,361,787	47,912,771	45,612,385	△4,550,984	△2,250,598
	委 託 費	31,426,542	28,984,394	27,337,454	2,442,148	4,089,088
	補 助 金 等	849,745,905	840,698,716	836,023,441	9,047,189	13,722,464
	特 別 会 計 繰 入	334,764,414	340,279,035	339,472,997	△5,514,621	△4,708,583
	そ の 他	2,962,466	2,947,212	2,933,047	15,254	29,419
	(2) 公 共 事 業 費					
	一 般 公 共 事 業 費	229,000	315,000	315,000	△86,000	△86,000
2	投 資 部 門 (投)	995,910,866	1,052,864,994	1,208,460,541	△56,954,128	△212,549,675
	(1) 公 共 事 業 費	875,087,931	924,513,000	1,078,173,146	△49,425,069	△203,085,215
	一 般 公 共 事 業 費	855,867,000	905,292,000	972,567,146	△49,425,000	△116,700,146
	災 害 復 旧 等 事 業 費	19,220,931	19,221,000	105,606,000	△69	△86,385,069
	(2) 非 公 共 事 業 費	120,822,935	128,351,994	130,287,395	△7,529,059	△9,464,460
	施 設 費	4,504,623	3,898,013	4,334,659	606,610	169,964
	補 助 金、出 資 金	116,318,312	124,453,981	125,952,736	△8,135,669	△9,634,424
B	内 閣 府 所 管 (沖 縄)	36,256,173	37,506,076	37,479,978	△1,249,903	△1,223,805
	一 般 公 共 事 業 費	33,207,000	34,547,000	34,526,621	△1,340,000	△1,319,621
	沖 縄 農 業 振 興 費 (経)	3,049,173	2,959,076	2,953,357	90,097	95,816
C	外 務 省 所 管					
	水 産 関 係 経 済 協 力 費 (経)	4,950,000	5,000,000	5,000,000	△50,000	△50,000
D	文 部 科 学 省 所 管					
	原 子 力 開 発 経 費 (経)	110,924	125,015	115,691	△14,091	△4,767
E	国 土 交 通 省 所 管	231,301,642	249,745,488	257,926,557	△18,443,846	△26,624,915
	一 般 公 共 事 業 費	231,207,000	249,650,000	257,831,069	△18,443,000	△26,624,069
	災 害 復 旧 等 事 業 費	4,069	4,000	4,000	69	69
	奄 美 群 島 島 園 芸 振 興 費 (経)	90,573	91,488	91,488	△915	△915
F	財 務 省 所 管					
	N T T (A タイプ) 分	0	0	0	0	0
農 林 水 産 予 算 合 計		2,692,719,316	2,778,251,385	2,924,510,240	△85,532,069	△231,790,924
通	常 分	2,692,719,316	2,778,251,385	2,924,510,240	△85,532,069	△231,790,924
	(経 常 部 門)	1,432,390,381	1,441,185,391	1,423,688,009	△8,795,010	8,702,372
	(投 資 部 門)	1,260,328,935	1,337,065,994	1,500,822,231	△76,737,059	△240,493,296
N T T (A タイプ) 分		0	0	0	0	0

3 特別会計歳入歳出予算予定額表

(単位：千円)

会 計 名	19 年 度		18 年 度	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
1 食料安定供給	3,294,319,825	3,285,893,145	3,329,699,729	3,318,800,229
農業経営基盤強化勘定	33,350,506	33,350,506	50,549,423	39,649,923
農業経営安定勘定	141,317,790	141,317,790	—	—
米管理勘定	902,259,576	902,259,576	918,960,260	918,960,260
麦管理勘定	475,753,441	475,753,441	478,808,034	478,808,034
業務勘定	25,462,632	25,462,632	109,585,376	109,585,376
調整勘定	1,716,175,880	1,707,749,200	1,771,796,636	1,771,796,636
			(125,544,381)	(114,345,828)
2 農業共済再保険	125,200,733	114,250,834	125,486,278	114,287,725
再保険金支払基金勘定	18,985,871	18,985,871	16,331,539	16,331,539
農業勘定	41,032,967	40,941,284	43,380,413	43,267,271
家畜勘定	45,800,842	37,965,945	46,576,138	38,439,294
果樹勘定	12,951,716	9,982,287	12,929,380	10,036,389
園芸施設勘定	5,313,666	5,259,776	5,163,763	5,108,187
業務勘定	1,115,671	1,115,671	(1,163,148)	(1,163,148)
			1,105,045	1,105,045
			(515,710,889)	(515,710,889)
3 国営土地改良事業	503,726,215	503,726,215	515,511,334	515,511,334
4 森林保険	12,805,478	5,316,639	14,088,226	5,530,247
			(426,737,262)	(426,737,262)
5 国有林野事業	459,063,610	459,063,610	470,304,791	470,304,791
			(27,343,494)	(17,312,125)
6 漁船再保険及び漁業共済保険	28,710,125	17,683,566	27,311,570	17,280,201
漁船普通保険勘定	8,897,296	8,511,748	8,479,933	8,164,298
漁船特殊保険勘定	355,240	269,223	247,379	179,223
漁船乗組員給与保険勘定	61,769	42,520	41,693	29,520
漁業共済保険勘定	18,329,078	7,793,333	17,517,780	7,882,375
業務勘定	1,066,742	1,066,742	(1,056,709)	(1,056,709)
			1,024,785	1,024,785

4 財政投融资資金計画表

(単位：百万円)

区 分	19年度計画			18年度計画		
	一 会	般 計	財 政 融 資 等	一 会	般 計	財 政 融 資 等
農 林 漁 業 金 融 公 庫	42,028		170,000	42,358		172,000
独 立 行 政 法 人 緑 資 源 機 構	54,660		8,700	(55,583)		8,800
緑 資 源 幹 線 林 道	11,171		1,600	11,700		1,500
水 源 林 造 成	29,701		5,100	(29,466)		5,200
農 用 地 等 整 備	13,788		2,000	42,977		2,100
国 営 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計	250,178		24,900	(269,286)		32,300
独 立 行 政 法 人 農 業 ・ 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構	—		1,200	269,124		800
計	346,866		204,800	(367,227)		213,900

〔注1〕 一般会計の欄は、補助金、補給金、一般会計からの繰入れ又は出資を示す。

〔注2〕 農林漁業金融公庫は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達（230億円）を見込んでいる。

〔注3〕 独立行政法人緑資源機構は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達（61億円）を見込んでいる。

〔注4〕 平成18年4月1日に、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構となった。

第 2 編 各 論

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成18年中の国会状況

平成18年において、次の2国会が開催された。

表1

国会回次	召集日	開会日	会期
第164回通常会	18. 1.20	18. 6.18	150日間
第165回臨時会	18. 9.26	18.12.19	85日間

2 第164回国会（通常会）の総括

(1) 国会審議の状況

ア 第164回国会は、平成18年1月20日(金)に召集され、会期は6月18日(日)までの150日間であった。

イ 召集日当日、開会式が行われた後、(衆)(参)両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の施政方針演説、麻生外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説、与謝野国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

政府四演説に対する代表質問は、(衆)本会議において1月23日(月)、24日(火)の2日間、(参)本会議において1月24日(火)、25日(水)の2日間行われた。野党は政府・与党に対し、国会開会日に特定危険部位混入が明らかになった米国産牛肉輸入問題に耐震強度偽装問題、ライブドア事件を加えた、いわゆる「三点セット」を追及した。

ウ 今国会においては閣法が新たに91件提出され、うち成立は82件で成立率は90%となった。継続となっていた閣法3件のうち成立は2件で、1件のみ再度継続審議となった。

(衆)議員提出法案は新たに40件提出され、与党提出法案又は委員会提出法案から10件が成立した。継続となっていた(衆)議員提出法案11件から成立した法案はなかった。また、(参)議員提出法案は新たに21件提出され、与党提出法案又は委員会提出法案から4件が成立した。

条約は14件提出され、すべてが承認された。

エ 平成17年度補正予算案及び平成18年度総予算案は国会召集日の1月20日(金)に提出され、両案ともに1月25日(水)の(衆)(参)予算委員会で提案理由説明が行われた。

オ 平成17年度補正予算案においてはアスベスト被害救済対策に係る予算及び関係法案が最も注目されていたが、野党は「三点セット」を中心に政府・与党を追及した。

1月30日(月)の(衆)予算委員会では、米国産牛肉輸入問題に関する昨年11月の(民)川内博史君の質問主意書への答弁書と政府の実際の対応とが異なるとした(民)松野頼久君の質問に対する中川農林水産大臣の答弁で質疑が紛糾した。中川農林水産大臣が「閣議決定(された答弁書)どおりしなかった」等とした答弁について、野党は閣議決定違反ではないかと指摘を強め、折り合いがつかないまま審査は長時間にわたって中断した。安倍官房長官が政府統一見解を述べて野党は審査に応じたが、同日予定されていた補正予算案の採決は深夜にずれ込み、同日予定されていた(衆)本会議の採決は一日遅れの翌31日(火)となった。参議院では2月3日(金)に予算委員会、本会議で可決され、平成17年度補正予算案が成立した。

カ 平成18年度総予算案(一般会計総額79兆6860億円)は、(衆)予算委員会で2月6日(月)から審査が始まった。野党は、1月末に表面化した防衛施設庁による官製談合問題も加えた「四点セット」について、政府・与党を追及していく姿勢をとった。

2月16日(木)には、(民)永田寿康君が、昨年の総選挙期間中にライブドア社長(当時)の堀江貴文氏が武部(自)幹事長の次男への送金を指示したとする「送金指示メール問題」を取り上げた。事実でないとして武部幹事長ら自民党が猛反発する一方、民主党側は党首討論で前原代表がこの問題を取り上げるまでに至り、一時は両党間の全面对決の様相を呈した。しかしながら、このメールが偽物であることを認めざるを得ない状況となったため、同月28日(火)に永田君が謝罪会見を行い、野田国対委員長が役職を辞任するに至った。

こうした間も米国産牛肉輸入問題、ライブドア・金融問題、構造改革と地方経済等をテーマとした集中審議などを含め予算審査は着実に進められ、3月2日(木)に(衆)予算委員会及び(衆)本会議を通過した。参議院においても3月27日(月)の(参)予算委員会及び(参)本会議で(自)(公)両党の賛成多数で可決され、平成18年度総予算案が成立した。衆議院での審査時間は前通常国会より約7時間減るなど、結果的には戦後7番目のスピード成立となった。

キ (民)永田寿康君の「送金指示メール問題」は民主党執行部の交代劇にまで発展した。永田君の謝罪会見と同日に辞任した野田国対委員長の後任には、渡部恒三君が就任することとなった。また、永田君が3月31日(金)に(衆)議長に議員辞職願を提出すると、前原代表及び鳩山幹事長が役職を辞任するに至った。4月7日(金)に実施された(民)代表選挙では菅直人君と小沢一郎君の一騎打ちとなり、119票対72票の大差で小沢新代表が選出され、菅直人代表代行、鳩山由紀夫幹事長、松本剛明政調会長、渡部恒三国対委員長の新執行部がスタートした。

ク 今国会は、小泉内閣にとっては構造改革の総仕上げとして、公務員総人件費改革、政府系金融機関の統廃合、特別会計改革など、小さく効率的な政府の実現に資する行政改革推進法案の成立を期す国会であった。

行政改革推進法案は、総予算成立後の中心的な議案となり、3月16日(木)に(衆)行政改革に関する特別委員会が設置され、4月3日(月)から質疑が始まった。この法案は行政改革の基本理念と重点分野における改革の基本方針を定めるもので、広範なテーマについて審議が行われた結果、衆議院での総審議時間は66時間を超えるに至った。参議院でも精力的に審査が尽くされ、同法案は5月26日(金)に可決・成立したが、後半の審議では、野党は国からの契約発注関係における受注団体への天下りや随意契約の状況について厳しく追及した。

ケ 今国会においては、59年ぶりの改正となる教育基本法案、前通常国会で(衆)(参)憲法調査会報告書で改憲手続に係る制度整備の必要性が謳われたことを踏まえた憲法改正手続法案(議員立法)、「省」昇格のための防衛庁設置法案など、国民的議論を呼ぶ重要法案の提出が相次いだ。しかしながら、これらの法案は国会中盤以降に提出され、会期が延長されなかったため、いずれの法案についても実質的な審議は次回に継続して行われることとなった。

この他、今国会においては、医療費を抑制し持続可能な社会保障制度の構築に資するための医療制度改革関連法案、国際的テロ犯罪を中心とする組織犯罪を防止するための条約刑法案、社会保険庁改革の一環として同庁に代わる業務運営組織の設置、国民年金事業等の運用の改善等のための年金改革関連法案等の重要法案についても審議が行われた。

医療制度改革関連法案については野党の強い反対の中でも成立に至ったが、条約刑法案、年金改革関連法案については成立を見ず、次回に継続された。特に条約刑法案については、同法案が規定する「組織的な犯罪の共謀罪」によって国民生活が広く監視下におかれるのではないかと、治安維持法の再来ではないかと等の強い批判が見られた。このため与野党間で修正協議が行われたが整わず、与党側に強行採決ムードが流れた際に河野(衆)議長が各派の国対委員長に慎重審議を要請するなど、異例の経緯をたどった。しかし、結局採決に至らず、次期国会に争点を残すこととなった。

コ 平成16年度決算については、参議院が6月7日(水)の決算委員会と6月9日(金)の本会議で、衆議院が6月12日(月)の決算行政監視委員会と6月13日(火)の本会議でそれぞれ可決・是認され、通常国会会期内に決算審査を終えた。なお、参議院では、昨年に引き続き内閣に対する警告決議に加え、内閣及び会計検査院に対する決算審査措置要求決議が行われたが、全省庁に対する指摘を除き、当省に係る指摘はなかった。

(2) 農林水産省関係法案審議の概要

ア 当省関係としては、提出法案4件(うち予算関連1件)すべてが成立した。

イ 今国会は、これまで品目別の価格対策として原則としてすべての農業者を対象に講じられてきた施策について、対象を担い手に集中し、品目横断的に経営安定のための対策を講じる農業経営安定法案(担い手経営安定法案)を中心とする農政改革関連法案(ほか糖価調整法案、食糧法案)の成立を期す国会であった。「戦後農政の大転換」とも呼ばれる重要法案であり、民主党もこれに対し「食料の国内生産及び安全性の確保のための農政等の改革に関する基本法案」を提出したことなどから、(衆)農水委では中央及び地方での公聴会、参考人質疑、現地調査の実施を含め、近年では145回国会の食料・農業・農村基本法案に次ぐ長時間の審査となった。(参)農水委においても地方公聴会、参考人質疑を実施するなど慎重審議が行われ、会期末が近づく6月14日(水)に法

案はようやく可決・成立に至った。民主党提出の法案は衆議院で否決され、廃案となった。

ウ 今国会召集日の1月20日(金)、前年12月に輸入再開されたばかりの米国産牛肉に特定危険部位であるせき柱が混入していた事例が発生した。厚生労働省と当省は即日米国からの牛肉輸入手続を停止し、米国側による原因究明と再発防止策の具体化を促すとともに、国内でのリスクコミュニケーションの実施等に慎重・着実に取り組んだが、野党は国会会期中を通じ、輸入再開に至った経緯等について厳しく追及した。

エ 163回国会に提出され、継続となっていた(民)(共)(社)提出の(衆)BSE対策特措法案、(衆)輸入牛肉情報管理法案については、(与)による本会議趣旨説明要求がなされたまま再度継続となった。

(3) 会期末の状況

今国会は会期延長なく150日間で閉会した。

特別委員会を設置までして審査を進めてきた教育基本法案のほか、憲法改正手続法案等の重要法案の審議が会期内には終了しそうになく、会期延長が必要との声も各方面から聞かれた。しかし、小泉総理が、継続審議となることを見込まれる法案は時間をかけて慎重審議すべきものであって会期延長の必要なしとの強い意向を示したことなどを踏まえ、予定どおり閉会するに至った。

3 第165回国会(臨時会)の総括

(1) 国会審議の状況

ア 今国会は、在任期間約5年5か月(歴代3位)の小泉前総理に替わる、安倍総理が臨む初の国会であった。

今国会では、継続となっていた教育基本法改正法案、防衛庁設置法案(省昇格)等の重要法案の成立が焦点となり、これら法案を巡って、国会の空転、内閣不信任決議案の提出、会期の延長等与野党の激しいやりとりが繰り返された国会となった。

また、会期中には、郵政民営化に反対し、(自)から離党していた無所属議員11名が復党し、(自)が305名となった結果、(公)の31名と合わせ、(衆)の7割を与党が占めることとなった。

イ 第165回国会は、平成18年9月26日(火)に召集された。会期は当初12月15日(金)までの81日間とされていたが、12月15日(金)に12月19日(火)まで4日間延長され、最終的な会期は計85日間とされた。

ウ 9月26日(火)の両院の本会議では、議席の指定、会期の議決、首班指名(自民党安倍総裁が第90代首

班に指名((衆)339票、(参)136票)を得票))が行われた。

開会式は9月28日(木)に行われ、翌29日(金)に、「美しい国、日本」を掲げ、改革の持続を訴え、再チャレンジ支援などの構想を提唱する安倍総理の所信表明演説が行われた。所信表明演説に対する代表質問は、(衆)本会議において10月2日(月)、3日(火)の2日間、(参)本会議において、3日(火)、4日(水)の2日間行われた。

主な議論としては、安倍総理からは、「美しい国」の実現、再チャレンジ支援、教育再生、主張する外交等について示され、野党は、美しい国の具体像、雇用改善、消費税への姿勢、年金制度、財政の健全化等について追及した。

農水省関係としては、輸出の増加等農林水産業の戦略産業としての考え方、(民)が提案する戸別所得補償制度、貿易の自由化について質疑が行われた。

エ 安倍総理は、首相に任命された9月26日(火)夕方に組閣し、25日(月)に政調会長に任命された中川昭一大臣の後任として、農林水産大臣には松岡利勝大臣が任命された。新内閣について、安倍総理は「結果を出せる人を選んだ」と会見で述べている。

安倍内閣は、官邸が中心となった政策決定に向け、官邸の首相補佐官を2人から5人(広報、国家安全保障問題、経済財政、拉致問題、教育再生)に増員するとともに、官邸スタッフを各省から公募し、10人を採用した。

また、副大臣・大臣政務官については、27日(水)の臨時閣議で決定し、農林水産省では、山本拓副大臣、国井正幸副大臣、福井照大臣政務官、永岡桂子大臣政務官が任命された。

オ 今国会では、新たに閣法が12本、条約が2本、承認案件が3本提出され、いずれも成立・承認された。また、継続となっていた閣法10本のうち6本が成立した。

今臨時国会での焦点は、昭和22年の成立以来初となる「教育基本法」の改正であったが、これも含めて、このほか「道州制法案」、「地方分権推進法案」、「官製談合防止法案」、「消費生活用製品安全法案」についても成立した。

カ 教育基本法改正案については、その審議のさなかに、教育基本法改正に関するタウンミーティングでやらせ質問を行っていたとの問題や高校の卒業に必要な授業時間が不足していたいわゆる未履修問題が発覚した。質疑時間は衆議院で100時間を超え、採決を求める与党に対し、野党が審議時間が足りない

して、激しく対立した。(衆)教育特委において、野党が締め括り総括質疑に欠席する中、与党のみで審議を続け、11月15日(水)に委員会で採決が行われ、11月16日(木)には野党欠席の中、(衆)本会議で可決された。この採決に野党が反発し、河野議長に差し戻しの申し入れを行ったが、議長は手続きに瑕疵はないと応じず、本会議での採決が行われた。これに対して野党はすべての委員会において審議に応じないとする態度をとり、国会は空転することとなった。参議院では11月17日(金)に本会議において教育基本法改正案の趣説・質疑を行い、(参)教育特委における審議を経て12月14日(木)に採決を行い、12月15日(金)に(参)本会議で改正教育基本法が可決・成立した。

キ 10月9日(月)に、北朝鮮が核実験を行ったと発表し、これを受け、予算委において、北朝鮮核実験問題が審議されるとともに、(衆)(参)ともに「北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議」を可決した。

また、国連安全保障理事会は14日午後(日本時間15日未明)、非軍事の経済・外交制裁を規定した国連憲章7章41条に基づき、日米韓など9カ国が共同提案した北朝鮮制裁決議を全会一致で採択した。

(2) 農林水産省関係法案審議の概要

ア 今国会においては、農林水産省から法案の提出はなく、農水委において、以下の議員立法が提出された。

① (参) 有機農業の推進に関する法律案

平成16年11月に超党派の議員で議員連盟が構成され、有機農業の推進が検討されていたが、今臨時国会で、有機農業推進の基本理念や国・地方公共団体の責務を規定する法案が提出されることとされ、(参)農林水産委員長提出法案として全会一致で質疑なく成立した。

② (衆) カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案

カネミ油症対策について、与党が仮払金に関する議員法案の検討を行う一方、民主党は、被害者1人当たり300万円を1万4千人に支給する等内容をとする法案を12月14日(木)に提出した。この法案は委員会に付託されないまま院議継続とされた。一方、与党が検討する法案については、(自)(公)の調整が整わず、今臨時国会での提出が見送られ、引き続き調整とされた。

③ 日豪 EPA 交渉

平成17年4月の日豪首脳会議で合意し、同11月

から開始された日豪 EPA 交渉に関する共同研究について、会期中の12月5日(火)に関係閣僚会議で共同研究報告書が了承され、12月12日(火)に、安倍総理が豪州のハワード首相と電話会談を行い、平成19年からの交渉開始を合意した。

両院の農水委で、交渉に対する政府の考え方等について一般質疑が開催されるとともに、「日豪 EPA の交渉開始に関する決議」が採択された。

イ 今国会での農林水産省と関係が深い法案について、道州制法案(内閣委)、関税暫定措置法案(財金委)、(条)日メキシコ経済連携協定及び(条)日フィリピン経済連携協定並びに(参)ドミニカ移住者一時金支給法案(外務委)、(衆)観光立国推進基本法案(国土交通委)、(衆)北方地域旧漁業者特別措置法案(沖北特委)が提出され、すべて成立した。

(3) 会期末の状況

国会の空転等により、審議時間に余裕が無くなる中で会期末が近づき、野党からは、教育基本法改正案、重要法案である防衛庁設置法案(省昇格)の成立を阻むよう、12月15日(金)に(衆)で安倍内閣不信任決議案、麻生外相不信任決議案、(参)で伊吹文科相問責決議案が提出された。これらはすべて否決されたが、これら法案の採決を確実なものとするため、会期を4日間延長し、閉会日は19日(火)とする会期延長について、15日(金)の(衆)本会議で与党の賛成多数で議決された。

教育基本法改正案、防衛庁設置法案(省昇格)はともに15日(金)の(参)本会議で採決され、成立した。

第2節 新聞発表等

1 新聞発表等

農林水産行政施策等について、前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (2) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要
- (3) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配付
- (4) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、事務次官等会議後の事務次官会見等

2 農林水産省後援名義等使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県及び各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等537件の名義使用承認を行った。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門）

(1) 農林水産大臣賞の交付

第45回農林水産祭参加表彰行事（平成17年8月1日から平成18年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は315行事であり、交付した農林水産大臣賞は524点であった。

(2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の524点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：八木宏典氏）において行われた。

2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門）

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等三賞の推薦のあった農林水産大臣賞7点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

3 農林水産祭中央行事

(1) 農林水産祭式典等

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日（木）11時30分から12時30分まで、明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約800人が出席して開催され、まず、松岡農林水産大臣が挨拶され、次に農林水産祭中央審査委員会会長八木宏典氏の天皇杯等選賞審査報告が行わ

れた。その後松岡農林水産大臣から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、鈴木内閣官房副長官から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇杯受賞者の天皇皇后両陛下下拝謁等及び皇居特別参観

平成19年1月31日（水）14時から天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

その後、宮内庁担当官の案内により、宮殿、中庭、賢所、御所、西桔橋等を特別参観した。

(3) 実りのフェスティバル等

第45回実りのフェスティバルは、平成18年11月17日（金）から18日（土）の2日間、10時～17時まで、江東区有明の東京国際展示場（東京ビッグサイト）西3ホールにおいて開催された。

初日には、秋篠宮殿下ご臨席のもと、オープニングセレモニーが執り行われ、天皇杯コーナー等のご視察をいただいた。

農林水産業啓発では、天皇杯受賞者の業績を紹介する天皇杯コーナーのほか、「知恵と個性で実現する活力ある農林水産業と美しい農山漁村」をテーマに政府特別展示コーナーを設け、新食感をもつ小麦新品種「もち姫」を試食を交えて紹介。他にも飼料用イネ新品種「べこあおば」等を実物とパネルで紹介し、また、「移動消費者の部屋」を設置し、消費者からの相談などに応じた。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、都道府県の農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、各都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び30の農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示等が行われた。

更に、「親子日曜大工教室」、「ポニー馬車の乗車体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、11月18日（土）17道県・6団体から提供された農林水産物を、（財）東京善意銀行を通じて、都内多数の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約47,000人であった。

平成18年度（第45回）農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

I 天皇杯等受賞者

1 天皇杯受賞者

部門	出品財	住 所	氏名等（年齢）	表 彰 行 事
農 産	経 営 （水稲・麦・大豆）	石川県能美市	農事組合法人和多農産 （代表 和多 昇）	第35回日本農業賞
園 芸	経 営 （ブロッコリー）	長崎県雲仙市	* 吹原 繁男 （55歳） * 吹原 ちあき （51歳）	第55回全国農業コンクール
畜 産	経 営 （酪 農）	秋田県由利本庄市	* 柴田 輝男 （55歳） * 柴田 誠子 （55歳）	平成17年度全国優良畜産経営 管理技術発表会
蚕糸・ 地域特産	産 物 （茶）	三重県松坂市	有限会社深緑茶房 （代表 松本 浩）	第58回関西茶品評会
林 産	産 物 （木 材）	岩手県陸前高田市	気仙沼木材加工協同組合 連合会 （代表 佐々木 英一）	第33回 JAS 製材品普及推進 展示会
水 産	産 物 （水産加工品）	石川県七尾市	株式会社スギヨ （代表 杉野 哲也）	第58回全国蒲鉾品評会
むら づくり	むらづくり 活 動	大分県豊後高田市	ふき活性化協議会 （代表 小川 寛治）	

2 内閣総理大臣賞受賞者

部門	出品財	住 所	氏名等（年齢）	表 彰 行 事
農 産	経 営 （麦）	北海道斜里郡清水町	竹内 峰夫 （54歳）	平成17年度全国麦作共励会
園 芸	経 営 （クレマチス）	静岡県駿東郡長泉町	有限会社渡辺園芸 （代表 渡邊 偉）	第35回日本農業賞
畜 産	経 営 （肉用牛一貫経営）	岐阜県下呂市	佐古 保 （57歳）	第35回日本農業賞
蚕糸・ 地域特産	経 営 （こんにゃく）	群馬県沼田市	有限会社松井農産 （代表 松井 庄次郎）	第55回全国農業コンクール
林 産	産 物 （わさび）	静岡県御殿場市	瀬戸 久志 （57歳）	第20回全国わさび品評会
水 産	産 物 （水産加工品）	鹿児島県枕崎市	枕崎市漁業協同組合 （代表 上野 新作）	鹿児島県漁業振興大会第39回 水産物品評会
むら づくり	むらづくり 活 動	和歌山県日高郡印南町	共栄地区を良くする会 （代表 森本 浩史）	

3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部門	出品財	住 所	氏名等（年齢）	表 彰 行 事
農 産	経 営 （大豆）	岐阜県海津市	有限会社平田パイロット （代表 浅野 広司）	第34回全国豆類経営改善共励 会
園 芸	経 営 （柑 橘）	熊本県葦北郡芦北町	有限会社鶴田有機農園 （代表 鶴田 ほとり）	第55回全国農業コンクール
園 芸	生 活 （農産加工品）	長野県中野市	中野市豊田農産物加工施 設利用組合 （代表 神田 せつ子）	平成17年度農山漁村女性チャ レンジ活動表彰
畜 産	経 営 （肉用牛一貫経営）	北海道沙流郡平取町	* 佐藤 貢 （54歳） * 佐藤 雪子 （53歳）	平成17年度全国優良畜産経営 管理技術発表会
蚕糸・ 地域特産	産 物 （ま ゆ）	宮城県伊具郡丸森町	谷津 義和 （54歳）	平成17年度宮城県農林産物品 評会
林 産	経 営 （林 業）	大阪府南河内郡千早赤坂村	道田 憲逸 （58歳）	全国林業経営推奨行事
水 産	経 営 （流通・消費拡大）	鹿児島県指宿市	折田 正 （34歳）	第11回全国青年・女性漁業者 交流大会

むら 　　むら 　　むら 　　むら 　　むら
 づくり 　　活 　　づく 　　り 　　り
 　　　　　　動 　　　　　　秋田県横手市

中村集落
 (代表 鈴木 清司)

(注) 氏名等欄に*印を付したものは、夫婦連名の表彰を示す。

II むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞団体
 平成18年度農林水産祭むらづくり部門 農林水産大臣賞決定等事例一覧

(東北ブロック)	
宮 城 伊具郡丸森町下川張地区	大張沢尻棚田保全委員会
○秋 田 横手市中村地区	中村集落
山 形 飽海郡遊佐町	遊佐町共同開発米部会
(関東ブロック)	
栃 木 下都賀郡野木町矢畑地区	矢畑むらづくり組合
○神奈川 南足柄市千津島地区	あしがら花紀行千津島地区実行委員会
静 岡 賀茂郡松崎町石部地区	松崎町石部地区棚田保全推進委員会
(北陸ブロック)	
○富 山 黒部市田糶地区ほか	布施谷ふるさと活性化委員会
(東海ブロック)	
○岐 阜 可児郡御嵩町	美佐野地区
(近畿ブロック)	
滋 賀 高島市新旭町針江	高島市新旭町針江区
○和歌山 日高郡印南町共栄地区	共栄地区を良くする会
(中国・四国ブロック)	
鳥 取 日野郡日野町上菅菅福地区	菅福元気邑
岡 山 勝田郡勝央町植月北田中地区	田中菅農集団組合
○愛 媛 南宇和郡愛南町緑地区	緑新鮮市
(九州ブロック)	
佐 賀 唐津市鎮西町地区	桃山天下市会
○大 分 豊後高田市田染露地区	ふき活性化協議会
宮 崎 西臼杵郡高千穂町五ヶ村地区	五ヶ村地区むらづくり協議会

(注) ○印は各ブロックの最優良事例である。

第4節 栄 典 関 係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1 春 秋 叙 勲

ア 平成18年4月29日 (129名)

- 旭日重光章 (1名)
- 旭日中綬章 (7名)
- 旭日小綬章 (9名)
- 旭日双光章 (41名)
- 旭日単光章 (37名)
- 瑞宝中綬章 (8名)
- 瑞宝小綬章 (11名)
- 瑞宝双光章 (2名)
- 瑞宝単光章 (13名)

イ 平成18年11月3日 (120名)

- 旭日中綬章 (2名)
- 旭日小綬章 (11名)

- 旭日双光章 (32名)
- 旭日単光章 (34名)
- 瑞宝重光章 (1名)
- 瑞宝中綬章 (7名)
- 瑞宝小綬章 (17名)
- 瑞宝双光章 (1名)
- 瑞宝単光章 (15名)

2 春 秋 褒 章

- ア 平成18年4月29日 (42名)
 - 黄綬褒章 (35名)
 - 藍綬褒章 (7名)
- イ 平成18年11月3日 (50名)
 - 黄綬褒章 (37名)
 - 藍綬褒章 (13名)

第5節 協 同 組 合 検 査

1 協 同 組 合 検 査 の 趣 旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同

組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組合員の負託にこたえ、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政庁検査的的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

2 平成18年度の検査方針

農林水産省においては、平成18年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う協同組合系統組織については年1回の実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～5年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ 検査実施に当たっての留意事項

- (ア) 都道府県知事から要請があった場合の要請・連携検査の最大限の受入れ
- (イ) 中央会等が実施する監査士監査結果の活用と当該監査の実施時期に対する配慮
- (ウ) 公認会計士等専門家の積極的な活用と金融庁との連携強化

ウ 検査重点項目

- (ア) 役職員の法令等遵守態勢の確保及び内部統制の確立
- (イ) 食の安全・安心に関する取組の検証
- (ウ) 農協系統の経済事業改革に関する取組の検証
- (エ) 系統信用事業の健全性確保と危機管理態勢の検証
- (オ) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及び各基本計画等への的確対応
- (カ) 個人情報保護に関する取組の検証

3 検査体制の強化等

検査方針に則して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア 検査従事者の人員（18年度末）

本省	76人（17年度末73人）
地方農政局	60人（17年度末57人）
（沖縄総合事務局2名を含む。）	

イ 研修実績

協同組合検査職員基礎研修

共通コース	5日間	165名
簿記・会計コース	4日間	146名
資産査定コース	5日間	162名
金融・証券・会計応用コース	4日間	105名

協同組合検査職員高等研修

責任者養成コース	5日間	54名
----------	-----	-----

協同組合検査職員中堅研修

フォローアップ中堅コース	5日間	64名
--------------	-----	-----

検査部内研修

転入職員コース（年2回）	2日間延べ	21名
実務コース（年2回）	1～2日間延べ	49名

通信教育コース

日商簿記1級	8ヵ月間	1名
日商簿記2級	4ヵ月間	2名
ビジネス実務法務1級	3ヵ月間	1名
ビジネス実務法務2級	3ヵ月間	2名
証券アナリスト	8ヵ月間	1名
中小企業診断士	10ヵ月間	4名

検査職員養成研修

基礎研修	2～5日間延べ	39名
インターン研修	2～24日間	20名

4 検査の実績等

18年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表のとおりである。

ア 法令等遵守態勢の整備・強化

イ 不正・不祥事件の未然防止等への対応

ウ 個人情報保護・貯金者データ整備の適正化

エ 資産の自己査定及び償却・引当の適正化

オ 信用リスク管理態勢の整備・強化

カ 共済契約及び支払査定業務の適正化

表 協同組合検査実績

対象機関数	検査実施組合数	実施率	延日数	延人数	
農業協同組合連合会等	190	75	39.5	935	5,786
森林組合連合会	47	17	36.2	166	488
水産業協同組合連合会等	92	52	56.5	540	1,905
農業信用基金協会	47	20	42.6	137	404
漁業信用基金協会	42	19	45.2	96	192
合計	418	183	43.8	1,874	8,775

第6節 情報の受発信

1 ホームページ、メールマガジン

ホームページ、メールマガジンについては、インターネットの普及に伴い、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ JISX8341—3」に対応し、高齢者・障害者にも利用しやすいホームページに改善を図った。

これらの結果、平成18年度の省のホームページのトップページアクセス件数は、358万件となった。

メールマガジンでは、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、農林水産省メールマガジンを毎週金曜日に発行するとともに、新たに農村振興等施策ごとの専門メールマガジンの充実を図った。

これらの結果、平成18年度末時点の本省発行のメールマガジン発行数は、18誌、読者は11万2千人となった。

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「AFF」

農林水産省広報誌「AFF」は、農林水産省の総合広報誌として毎月発行し、一般国民を対象に、内外の農林水産業、農山漁村、食、食品産業・食品流通業の情報や、諸施策の紹介等農林水産行政に関する情報を幅広く的確にとりあげ、都道府県、国・公立図書館、国民生活センター・消費生活センター、農林漁業団体等に配布した。

(2) 農林水産省年報

前年度に引き続き平成17年4月1日から平成18年3月31日までの農林水産省施策をとりまとめ、農林水産省年報17年度版として発行し、農林水産省ホームページにおいても公表した。

(3) 農林水産省一般向けパンフレット

一般国民を対象に、農林水産省の取組、施策について理解を深めてもらうため、農林水産施策について紹介した農林水産省紹介パンフレットを作成し、来庁者等へ配布した。

(4) 農林水産省子供向けパンフレット

次代を担う小中学生を対象に、農林水産業及び農林

水産行政への理解を深めてもらうため「農林水産省ガイドBOOK 21世紀の暮らしを考えていますか」と題し、イラストと写真を中心にQ&A方式で、農業、米、畜産業、林業、水産業について分かりやすく解説したパンフレットを来庁者へ配布した。

(5) 子どもの未来を考える～しあわせな「食」、しあわせな「暮らし」

子育て世代の女性を主な対象として、農林水産施策のうち、「食」や「暮らし」に関連の深い取組について、『子どもの未来を考える～しあわせな「食」しあわせな「暮らし」～』と題し、雑誌「edu (エデュ)」（小学館）に次のタイトルのおり8回にわたり掲載、紹介した。

- ① この夏、子どもとグリーン・ツーリズム（平成18年8・9月号掲載）
- ② バイオマスプラスチックを探してみよう、使ってみよう（10月号掲載）
- ③ 「産地」がわかる、加工食品20食品群（11月号掲載）
- ④ 理想は日本型食生活!「食事バランスガイド」のススメ（12月号掲載）
- ⑤ 食べる人にも、作る人にも、「地産地消」は魅力いっぱい（平成19年1月号掲載）
- ⑥ もっちり感がたまらない、「米粉（こめこ）」食品に注目（2月号掲載）
- ⑦ 「知って食べる」が「ちゃんと食べる」につながる（3月号掲載）
- ⑧ 子どもの好きな食べ物はどこからきているの？（4月号掲載）

(6) 日本の「食」がイチバン

スポーツと食、日本の食生活と食文化等について、中川昭一農林水産大臣と千葉ロッテマリーンズのポビー・バレンタイン監督との対談概要を日本農業新聞（平成18年9月15日）に掲載した。

(7) 日本農業の「新生元年」に

担い手の支援、国産農産物の輸出、バイオマスの活用、貿易交渉等について、松岡利勝農林水産大臣と女優の東ちづるさんとの対談概要を日本農業新聞（平成19年1月1日）に掲載した。

(8) 日本の“おいしい”を世界へ

我が国の農林水産物、食品の輸出促進について、松岡利勝農林水産大臣と女優の高田万由子さんとの対談概要を国内線機内誌（日本航空「スカイワード」、全日空「翼の王国」（平成19年3月号））に掲載した。

(9) ヘルシー、おいしい、美しいニッポンが誇る日本

産食材を世界へ（英文）

海外向けに農林水産物等の輸出促進対策の英文広告を国際線機内誌（日本航空「SKYWARD」、ノースウエスト航空「nwa World Traveler」(平成19年3月号)）に掲載した。

(10) エネルギーを育てる時代へ

バイオ燃料についての理解を深めてもらうための施策広告記事を、読売新聞(平成19年3月25、26、27日)に掲載した。

3 映像（動画コンテンツ、DVD）、ラジオ等

(1) 農林水産省インターネットテレビ

24時間アクセス可能なインターネットを通じて、農林水産施策を分かりやすく映像で紹介するため、農林水産省ホームページ上にインターネットテレビを平成18年10月に開設するとともに、一般国民向け動画コンテンツ9本、子ども向け7本を制作し、配信した。

ア インターネットテレビのチャンネル構成

- 1 ch 「農林水産大臣会見」…大臣会見の様様
- 2 ch 「農林水産事務次官会見」…次官会見の様様
- 3 ch 「施策ピックアップ」…施策紹介
- 4 ch 「映像ライブラリー」…インターネットテレビ開設以前のコンテンツ
- 5 ch 「図書館ライブラリー」…図書館所蔵ビデオの紹介
- 6 ch 「キッズチャンネル」…子ども向けコンテンツ

イ 動画コンテンツ

(ア) 一般国民向け（3 ch「施策ピックアップ」）

タイトルは次のとおり

- ① 森林（もり）を育てる「木づかい運動」
- ② 農村で、ゆとりやすらぎを体験してみませんか？～都市と農山漁村の共生・対流～
- ③ 地域でつくる資源循環の環“バイオマスタウン”
- ④ 地域のたからもの「水・土・里」をみんなで守る
- ⑤ いただきます 新鮮・安心の地元産
- ⑥ ゆたかな自然、やすらぎに満ちた里海(うみ)づくり
- ⑦ 天ぷらそばで大研究 日本の「食料自給率」
- ⑧ バイオテクノロジーがつくる未来
- ⑨ 森林（もり）の力にありがとう！

(イ) 子ども向け（6 ch「キッズチャンネル」）

タイトルは次のとおり

- ① 田舎に泊まって、「農」を身近に感じよう！
- ② 未来のエネルギー バイオマス
- ③ 地域のたからもの「水・土・里」をみんなで守る
- ④ いいこと、いっぱい 地産地消
- ⑤ すごいぞ海！すごいぞ漁業！！
- ⑥ どこから来たの？私たちの食べ物～食料自給率を考えよう～
- ⑦ 森の力はたくさんある！

(2) D V D

ア 「ご馳走 (GO CHI SO)」

日本農産物の新たな需要の拡大を図るため、海外向けに日本の農林水産物及び食文化を紹介した映像(DVD)を制作し、在外公館等に配布した。

イ 「輸出のチャンスをつかめ ～農林水産物輸出先進事例に学ぶ～」

我が国の農林水産物等の輸出促進の施策に資する目的で、国内生産者向けに輸出促進事例を紹介した映像(DVD)を制作し、全国のJA、都道府県庁、農業大学校、輸出促進関係団体等に配布した。

(3) ラ ジ オ

「農林水産ダイヤル」

ラジオ NIKKEI において毎週日曜日の10分間、平成18年4月～平成19年3月に52回放送された農林漁業者等向けの番組「農林水産ダイヤル」に、農林漁業に関する諸施策、農林漁業の動向及び統計結果等を提供した。

4 地域での取組

全国の地方農政局及び農政事務所では、農林水産施策の内容とその実行過程の透明性を図り、国民の施策に対する理解の醸成を目的として、地域のイベント・説明会・会議への参画、国民への個別訪問等により、直接、消費者、生産者、オピニオンリーダー、地方公共団体、農協等関係団体に対し、農林水産施策の情報を丁寧で分かりやすく説明を行うとともに、これら施策に対する国民各層の意見・要望や現地情報を収集する取組を行った。

また、都道府県、農協等から発信されている地域の農林水産関係情報を国民が容易に入手できるよう、各地方農政局等のホームページ上に専用のサイト（地域情報ネットワーク）を設け、情報発信を行った。

5 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室においては、政府の施策等について国民の理解と協力を得ることを目的として、出版物、

放送その他各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成18年度に、内閣府政府広報室を通じて実施した当省関係の主なものは次のとおりである。

(1) テレビ

ア 「新ニッポン探検隊！」(日本テレビ他30局、15分番組。身近でホットな情報、知って良かったと思える情報について、VTR 取材又は有識者等が出演し、国民各階層向けに分かりやすく伝達。)

○ 外食における原産地表示に関するガイドライン他 8 件

イ 「ご存じですか」—生活ミニ情報— (日本テレビ他30局、5分番組。政府施策のうち、国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、有識者又は各府省の担当者等が出演し、主婦層を主な対象として分かりやすく伝達。)

○ 「立ち上がる農山漁村」の支援について他 7 件

ウ 「キク！みる！」(フジテレビ他1局、8分番組。暮らしに関係の深いタイムリーな話題について、VTR 取材により、国民各層向けに分かりやすく伝達。)

○ 地産地消の推進について他 3 件

エ 「政策対談明日への架け橋」(CS 朝日ニュースター、30分番組。政府が現在取り組んでいる政策について、その政策責任者と学者又はジャーナリスト等が深く掘り下げて議論を展開し、管理者層向けに分かりやすく伝達。)

○ 新たな森林・林業基本計画の策定他 2 件

オ 「ニッポン Navi」(日経 CNBC、30分番組。経済・財政問題をはじめとする構造改革の成果と現状を取材により分かりやすく伝達。)

○ 「経営所得安定対策等大綱」について他 8 件
カ 「ニッポン早わかり」(テレビ神奈川、30分番組。国民生活に密着した施策について、VTR 取材を含むスタジオトークにより、我が国が直面している諸課題について分かりやすく伝達。)

○ 豆腐/納豆原料大豆原産地表示に関するガイドライン他 3 件

(2) ラジオ

ア 「グッドモーニングジャパン」(TBS ラジオ他 8 局、30分番組。政府施策について、インタビュー、録音構成等により国民各層を対象に分かりやすく解説。)

○ 学校給食における地場産物の活用について他 3 件

イ 「中山秀征の愛して JAPAN！」(FM 東京他37局、25分番組。若い世代に関心のあるテーマを取り上げ、トークと CM を通じ施策の基本を解説。)

○ 国民参加の森林づくり他 2 件

(3) 出版物

ア 「時の動き」(A4版、月1回発行。政府の重要施策への取り組みやその意義・骨格等を関連資料とともにコンパクトにまとめ正確な情報として提供。)

○ 新たな森林・林業基本計画の策定他 3 件

イ 「Cabi ネット」(A4変形版、月2回発行。総理・閣僚の動きを中心に、内閣の重要施策の意義、必要性等を、写真、イラスト、図表等を用いつつ伝達。)

○ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進他 3 件

ウ 「官報資料版」(A4版、週1回発行。地方自治体、有識者等に対して、各府省の白書、統計調査結果等について、内容を簡潔かつ分かりやすく紹介。)

○ 食料・農業・農村白書のあらまし他 2 件

(4) 新聞広告

「都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の展開について」や「美しい森林づくり」等を全国紙等に掲載した。

(5) 雑誌広告

「加工食品の原料原産地表示の拡大について」や「ごはん食で健康」を一般雑誌に掲載した。

(6) その他の広報活動

「国民参加の森林づくり」等を実施した。

(7) 広聴活動

・国政モニター随時報告

随時報告のうち、回答を要するもの2件に回答を行い、その他の報告を各部局庁に参考配布した。

(8) 世論調査

「食料の供給に関する特別世論調査」を実施した。

第7節 行政情報化の推進

1 電子政府の推進

電子政府の推進については、電子政府推進計画(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目標として、行政手続のオンライン利用の促進を図るため、インターネット上の一つの窓口で申請が行えるようにするとともに、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や、業務・システムの

一元化・集中化等の業務・システム最適化を行うため、以下の取組を実施した。

(1) オンライン利用の促進

「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。)に掲げる年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上) 手続(①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告)を中心にオンライン利用の促進を図るとともに、オンライン利用の実績等の評価を行い、同計画を平成19年3月に改定した。

(2) 業務・システムの最適化

ア 「国有林野事業関係業務の業務・システム」及び「農林水産省共同利用電子計算機システム」については、各最適化計画に基づき、平成18年度末までにシステム開発を完了した。

イ 「総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム」、「生鮮食料品流通情報データ通信システム」、「動物検疫業務及び植物検疫業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)」及び「農林水産省情報ネットワーク(共通システム)」については、各最適化計画に基づき、システムの企画、設計・開発を実施中である。

2 行政事務のペーパーレス化(電子化)

平成18年度におけるペーパーレス化(電子化)の推進方策を定め、重点的にペーパーレス化(電子化)を推進する事務を定めるなど、電子メール及び電子掲示板の活用による行政事務のペーパーレス化(電子化)の取組を一層強化し、行政事務の効率化、簡素化及び情報の共有化を図った。

3 セキュリティ対策

「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」等の遵守状況及び情報セキュリティの確保が的確に実施されていることを確認するため、農林水産省行政情報システムの管理・運用状況等について、第三者機関による情報セキュリティ監査を実施し、その結果を踏まえて対策を講じた。

第8節 年次報告等

1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成18年度食料・農業・農村の動向」及び「平

成19年度食料・農業・農村施策」を平成19年5月25日に閣議決定し、同日付けで第166回国会に提出した。

前者については、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月)に基づく農政改革として、新たな経営安定対策の導入、米政策改革推進対策の見直し、「農地・水・環境保全向上対策」の導入という、三つの柱からなる政策改革が一体的に実施されることとされ、こうした最近の動きを踏まえ、食料・農業・農村の動向や主要施策の取組と課題を整理することにより、国民の関心と理解を一層深めることを狙いとして、とりまとめた。全体の構成としては、冒頭に「食料自給率向上の意義と効果」、「担い手への施策の集中化・重点化」、「農業・農村の新境地の開拓」及び「農村地域の活性化」をトピックスとして設けて、最近の特徴的な取組や動きを紹介したのち、本編では、食料分野の「食料自給率の向上と食料の安定供給」、農業分野の「農業の体質強化と新境地の開拓」、農村分野の「農村地域の活性化と共生・対流の促進」の3章構成として、特に、以下の点について力点をおいて、当該分野の動向を分析、記述した。

食料分野：世界の食料需給の動向を踏まえて食料自給率の向上に取り組み意義と課題、食の安全確保、「日本型食生活」の実現、食品産業活性化に向けた取組

農業分野：担い手の育成・確保、一般企業を含めた新規参入の促進、食料供給コストの縮減等農業の体質強化のための取組、イノベーションの力の活用、バイオマスの利用の加速化と地球環境対策、農産物の輸出促進等の取組

農村分野：農業集落の動向分析や中山間地域を中心とした鳥獣被害の現状、農村地域の活性化に向けた食農連携や農村資源の保全・活用、若者や団塊世代の動向を踏まえた都市と農村の共生・対流を促進するための取組

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により、食料供給に関係する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを、数量的に把握しているものであり、この経済計算は①農・漁業及び食料関連産業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成18年度においては平成16年度版を公表し、その主な内容は次のとおりである。農業・食料関連産業の国内総生産は49兆2,923億円で、前年度に比べ1.4%減

少した。これを産業別にみると、食品工業、飲食店等が増加したものの、農・漁業、関連流通業等が減少した。なお、農業・食料関連産業は、全体の国内総生産（GDP）の9.9%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成18年度においては、「平成17年産業連関表」の基本要綱を作成した。

第9節 農林水産省図書館

1 収 書

平成18年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したもの）は、3,105冊（国内図書2,193冊、外国図書912冊）で、この結果、平成18年度末における蔵書数は、219,874冊（国内193,990冊、外国25,884冊）となった。新聞・雑誌の受入れは924種（国内816種、外国108種）であった。また、ビデオテープ（DVDを含む）・CD-ROM等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ189タイトル、CD-ROM122タイトルで、平成18年度末における所蔵数はビデオテープ2,482タイトル、CD-ROM768タイトルとなった。

また、省内を対象に購入希望図書等の把握を行い、図書館資料の更なる充実を図った。

2 納本及び配布

平成18年度における農林水産省図書館から国立国会図書館への納本は、3,720冊であった。

また、他府省及び国内外の関係機関への配布も行った。

3 利 用

平成18年度の来館者数（閲覧及び貸出）は29,346人、貸出冊数は8,766冊であった。国立国会図書館並びに各支部図書館との相互貸借は787冊（貸出272冊、借受515冊）であった。

4 情報システムの活用

図書館資料に関する閲覧及び情報提供等の利用者サービスを迅速かつ的確に行うため、「図書資料管理・提

供システム」により、図書館資料等の貸出、返却手続及び目録検索等のサービス提供を行っている。

また、「農林水産省図書館情報公開システム」により、蔵書等の目録情報及び農林水産省が編集・発行した行政図書の内容を電子化したファイルを、インターネットで公開・提供している。平成18年度中に243冊の行政図書の電子化を行ったことにより、提供可能な電子化行政図書は2,207冊となった。

5 電子・映像情報室

電子・映像情報室に、パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー及びモニター等の機器を設置し、ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料の視聴の場を提供している。

第10節 資源・環境対策の推進

農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもちろんのこと、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じ、国民の毎日の生活において重要な役割を担っている。バイオマスの利活用は、地球温暖化や循環型社会の形成という視点に加え、従来の食料等の生産の枠を超えて、耕作放棄地の活用を通じて食料安全保障にも資するなど、農林水産業の新たな領域を開拓するものである。

バイオマスの利活用をはじめ、環境政策の企画立案を一元的に担当する組織として、平成15年7月に大臣官房環境政策課を設置した。平成15年12月には、「農林水産環境政策の基本方針」を取りまとめ、各種施策を推進することとしている。

1 バイオマスの利活用の加速化

総理から農林水産大臣に対して「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」について指示があったのを受け、平成19年2月に、関係7府省から構成される「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を取りまとめた。

工程表では、食料自給率の低い我が国においては、当面は、規格外小麦等の安価な原料を用いて、23年度に単年度5万キロリットルの生産を目指し、中長期的には、食料供給と競合しない稲わら等のセルロース系原料や資源作物を活用して、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図ることとしている。

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオスタウンについては、平成19年3月には、構想を公表し

た市町村数が97へと大幅に増加し、着実な進展が図られた。

2 農林水産省地球温暖化対策総合戦略

地球温暖化の影響が顕在化しつつある中、京都議定書の日標達成に向け、農林水産省としても、森林吸収源対策、バイオマスの利活用をはじめとした温室効果ガスの削減策を総合的に推進するとともに、避けられない地球温暖化の影響に対する適応策の検討にも着手することが必要になっている。

特に、京都議定書日標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）については、平成19年度に、定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間において必要な対策・施策を平成20年度から講ずるものとされており、これに適切に対応し、温室効果ガスの削減に寄与する農林水産施策を本計画に位置付け、強力に推進していくことが重要である。

このため、農林水産分野における地球温暖化対策の総合的な推進方向を示す「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を策定するため、大臣政務官を本部長とする地球温暖化・森林吸収源対策推進本部を平成18年11月に設置した。

3 農林水産省生物多様性戦略

農林水産業は、自然循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる活動であり、また、多くの生き物にとって、貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献している。そのため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤となる生物多様性の保全は不可欠である。

しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等によるも場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えている。また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化している。

これらの負の影響を見直し、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を強力に推進するための指針となる「農林水産省生物多様性戦略」を策定するため、平成19年3月に生物多様性戦略検討会を設置した。

4 農林水産省環境報告書2006

平成17年4月に施行された環境配慮促進法により、各省庁は、毎年度、前年度の環境配慮の状況について公表することとされている。

農林水産省では、地球温暖化対策、国産バイオ燃料

の生産拡大等、環境問題に関連する多くの課題に取り組んでおり、また、平成17年度から、農林水産省本省を対象に環境管理システム（ISO14001認証取得）を導入し、組織的な対応を推進している。

これらを踏まえて、農林水産省における平成17年度の環境配慮の取組を、中央省庁で初めて「農林水産省環境報告書2006」として、国民にわかりやすい形でとりまとめ、ホームページ上で公表した。

5 平成18年度の環境保全対策

平成18年度における環境保全対策のうち主なものは、以下のとおりである。

(1) 地球環境の保全

ア 熱帯林をはじめとする森林保全対策

ITTO（国際熱帯木材機関）を通じ、木材貿易情報システム確立のための支援、合法性確保のための総合情報システムの開発と活用、違法伐採対策のための普及・啓発・人材育成を行った。

イ 砂漠化防止・農地保全対策

持続可能な農業農村開発における砂漠化防止対策の技術開発に資するため、砂漠化の要因分析や実証事業を行い、各種マニュアルの作成等を行った。

ウ 地球温暖化対策

(ア) 森林環境保全整備

地球温暖化の防止、良質な水の確保、自然とのふれあいの場の提供など森林の有する環境創造機能が最大限発揮されるよう、重視すべき機能（水土保全、森林と人との共生、資源の循環利用）に応じた事業を実施し、豊かな環境を創造するための施策を展開した。

(イ) 木材・木質バイオマス利用の推進

森林整備の推進および化石資源への依存軽減に資する取組として、住宅や公共施設等への利用を推進するとともに、木材利用に関する環境教育の充実等、地域材の実需拡大を図るための消費者対策を推進した。また、消費者ニーズに対応できる川上から川下まで連携した生産・流通・加工体制の整備を推進するとともに、低質材・林地残材等のエネルギーや製品としての利用を推進した。さらに、林産物の新たな利用技術、木質新素材等の開発と実用化を推進した。

(ウ) 「国民参加の森林づくり」の推進

地球温暖化防止等多面的な機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識を醸成するため、新たにNPO等の企画立案支援などを実施し、各地域での企業の森林づくり活動を

はじめとする森林ボランティア活動への支援等を通じ、「国民参加の森林づくり」を推進した。

(エ) 森林の吸収量の報告・検証体制の整備

目標達成計画に掲げられた森林による炭素吸収量目標の達成に資するため、森林の炭素吸収量について国際的に認知されうるレベルでの効率的かつ確実性の高い算定手法を開発して必要なデータの収集体制を整備し、我が国の森林吸収量の算定・報告・検証を円滑に行うことを目的に、国家森林資源データベースの運用に必要なデータの変換・登録、インベントリの品質改善に必要なデータの収集・分析とともに、LULUCF-GPGの決定に伴い、追加的に必要となったバイオマス量データの収集を行った。

エ 技術開発

地球温暖化が農林水産業に与える影響を将来予測を含め、より高度に評価するとともに、農林水産生態系の炭素循環の解明を行い、地球温暖化に伴う環境変動に対処する技術を開発、バイオマスエネルギー生産技術の実用化等に向けた研究の取組みを強化した。また、低電力、高効率の青色発光ダイオードをイカつり漁業の集魚灯として用い、最も効率的な搭載方法や操作方法、操業形態等について実証化実験を行い、漁獲効率や燃料消費等のランニングコスト、初期設備投資等の低減効果を明らかにし、イカつり漁業の大幅なコスト削減を実現する技術開発を行った。

(2) 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

ア 水環境の保全

(ア) 水環境保全対策

農村地域における水環境保全に資するため、農村環境に係る環境情報を整備し、湖沼流域での効果的な水質保全対策手法の確立等を行った。また、農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、または農業用排水施設から公共用水域に排出される水質を浄化し、良質な農業用水の確保等を図るために行う農業用排水施設の整備等に要する経費につき都道府県、市町村等に助成した。

(イ) 農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備を行い、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村環境の改善等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与した。

(ウ) 漁場環境保全対策

効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復を図るための漁場の堆積物の除去、しゅんせつ、作れい、覆砂等を行い漁場の機能を回復させる事業を行った。また、総合的視点からの漁場環境保全の在り方の検討、赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害の抑制対策、海浜清掃等の環境美化活動の推進等を実施することにより、良好な漁場環境の維持・保全を図った。

また、原因者不明の油濁事故による被害漁業者の救済と漁場の保全を図るため、(財)漁場油濁被害救済基金が行う漁場油濁被害救済対策の実施に必要な経費に対し助成した。

(エ) 漁業集落排水施設整備事業

漁業集落排水施設整備において、漁港及び周辺水域の浄化を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備に要する経費につき地方公共団体に対し助成した。

イ 土壌・地盤環境の保全

(ア) 地盤沈下対策事業

地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を回復するため行う農業用排水施設の整備等に要する経費につき都道府県に対し助成した。

(イ) 公害防除特別土地改良事業

事業者の事業活動によって生ずるカドミウム等による農用地の土壌等の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されること等を防止するために行う客土等の実施に要する経費につき都道府県に対し助成した。

(3) 廃棄物・リサイクル対策

ア バイオマスの環づくり交付金

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援した。

イ バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業

我が国のバイオマスの利活用に関する国家戦略である「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成18年3月閣議決定)に基づき、バイオマスのエネルギーや製品としての利用を促進するため、バイオマスタウン(広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合

的利活用システムが構築された地域)の構築を促進するため、地域におけるバイオマス利活用の取組を率先していく人材の育成、バイオマス利活用の意義を周知するためのシンポジウムの開催、バイオマス製品の展示を通じたバイオマス利活用の普及啓発を実施した。

ウ バイオマス生活創造構想事業

価格が高い等の理由から普及が進んでいないバイオマスプラスチックの利活用を促進するため、①平成18年度において汎用プラスチック価格の3倍(350円/kg)での供給を可能にする技術の実証、②バイオマスプラスチックの認知度を50%にするという目標を設け、複数年にわたり計画的に地域におけるバイオマスプラスチック製品の導入実証等に対して支援を行った。

エ 広域連携等バイオマス利活用推進事業

食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマス利活用の取組について、全国的な視点から国が直接交付による支援を行い、広域的なバイオマス利活用システム(収集・運搬・変換等)の構築、並びにバイオブラスチックのリサイクルシステム及び国産原材料由来のバイオマスプラスチックの定着のため、食品事業者等が行う啓蒙普及活動、実証試験等について支援した。

オ バイオマスタウン形成促進支援調査事業

バイオマスタウンの早期実現に向け、地域のバイオマス利活用施設整備を推進する上で、必要な技術情報の整備、経済的な新しい利活用システムの開発及び地域の人材育成などの技術的支援を強化することにより、全国展開の促進を図った。

カ 食品資源循環形成推進事業

食品リサイクルの優良な取組に加え、リサイクル製品の第三者機関による評価・認証の仕組みやルールの検討を新たに行うとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の制度見直しの内容についての普及啓発を行った。

キ 家畜排せつ物処理のための施設の整備等

畜産主産地における家畜排せつ物処理施設及び還元用草地等の一体的整備を行った。

ク 循環型漁業集落環境整備事業

漁村における循環型社会の構築に寄与するため、漁業集落環境整備事業により、風力発電等自然エネルギーを活用した集落排水処理施設の整備や汚泥等を有効活用するための堆肥化施設の整備を重点的に推進した。

(4) 化学物質対策

ア 有害物質対策

有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生物・生態系への影響評価、生物を用いた環境修復技術を始めとした、分解・無毒化技術の実証研究等を通じたりスク低減化技術を開発した。

イ 食品安全確保調査・試験

科学的原則に基づいたリスク管理を進めるため、科学的、統一的な枠組みの下での有害化学物質の実態調査や農薬、飼料及び動物用医薬品について、使用基準や残留基準値などの設定に必要な調査・試験を実施した。

ウ 総合的病害虫管理(IPM)の推進

環境に配慮した農業の推進が求められる中で、我が国の病害虫防除を、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫管理(IPM)に転換していくために、IPM技術の確立及び普及推進を行った。

(5) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

ア 国土空間の自然的社会的特性に応じた自然と人間との共生

(ア) グリーン・ツーリズム関係

都市住民のニーズを実際の行動に結びつけるため、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と田舎の出会いの場の設定等に対し支援した。また、滞在型グリーン・ツーリズム等の振興(空き家活用含む)のための調査・分析・普及、農山漁村の取組の中心となる人材の育成確保等に対する支援した。

(イ) 森林整備地域活動支援

適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援措置として、所要額の本交付金を森林所有者等に交付するとともに、地方公共団体の事務に係る経費の助成を行った。

(ウ) 都市漁村交流促進事業費

都市と漁村の交流を促進するため、交流促進方策の検討、交流情報の調査、普及啓発活動、交流実践活動、シニアのための交流活動調査等を実施した。

(エ) 農村景観・自然環境保全再生パイロット事業

農村の良好な景観形成の促進及び農村の豊かな

自然環境の保全・再生を推進するため、公募方式により活動主体となる NPO 等を広く募集し、これらの活動に対する直接支援を実施した。

イ グラウンドワーク推進支援事業

地域住民、地方公共団体及び民間企業のパートナーシップにより身近な地域の環境改善等を行うグラウンドワークの普及・推進を図るため、(財)グラウンドワーク協会の行う調査研究活動等を支援した。

ウ 社会資本整備

(ア) 海岸環境整備事業

海岸の環境整備を図り、その利用増進に資するための護岸、離岸堤及び突堤の新設並びに養浜等の工事に要する経費について地方公共団体に対し補助を行った。

(イ) 治山事業

荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備及び森林の保全等を行い、災害の防止・軽減を図るとともに、地球温暖化防止対策にも貢献した。

(ロ) 漁港関係事業

自然環境に調和した構造物・工法を採用した自然調和型漁港づくりや間伐材を使用した魚礁の設置等良好な水質環境の保全及び水産動植物の生息、繁殖の促進を図る事業に要する経費につき地方公共団体等に対し助成した。一般外来者の利用にも配慮した規模の植栽、休憩所、運動施設等の整備に要する経費につき都道府県、市町村に対し助成した。

エ 生物多様性の保全

(ア) 特定希少植物保存推進事業

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき繁殖証明書及び特定国内希少野生植物種の譲渡し等の届出、立入検査等に関する業務及びその推進のために必要な実態調査並びに諸規制の啓蒙普及指導の推進を行った。

(イ) 生態系保全調査

農村地域における生態系保全に資するため、農村環境に係る環境情報を整備し、農村地域の多様な生物の生息環境を総合的に向上させる新たな技術の構築等を行った。

(6) 各種施策の基盤となる施策等

ア 森林づくり交付金

地球温暖化防止や国土保全などの森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を支える条件整備や森林資源の保護等を一体的・総合的に実施した。

イ 違法な漁業活動への指導監督及び取締

外国漁船等の違法な漁業活動を抑止し、水産資源の適切な保存及び管理措置の実行を確保するため、取締船38隻（官船6隻、用船32隻）及び航空機4機（民間からのチャーター機）による取締活動を実施した。

表 農林水産業に係る環境保全経費、地球環境保全対策関係予算等

(単位：千円)	
A11 地球環境の保全	120,097,749
アジア環境保全型農業パートナーシップ構築支援事業	13,035
農業環境指標開発特別事業（OECD 拠出金）	19,930
農業の多面的機能維持強化事業（OECD 拠出金）	21,922
環境委化学品プロジェクト事業（OECD 分担金）	12,770
国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（国際熱帯木材機関本部事務局設置経費）	21,394
国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（違法伐採対策のための木材貿易情報システム等の確立対策事業）	116,000
持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業（FAO 拠出金）	51,427
水産養殖ガイドライン策定事業（FAO 拠出金）	9,047
みなみまぐろ保存委員会ミナミマグロ調査研究事業	19,453
東南アジア地域持続的回遊性魚種対象漁業推進事業	65,347
節水条件下における水稻栽培技術の開発（IRRI 拠出金）	27,526
東南アジア地域環境調和型地域開発支援事業（SEAFDEC 拠出金）	86,288
大西洋沿岸途上国まぐろ漁業統計整備支援事業	34,227
効率的な水資源・かんがい管理技術普及調査費	11,941
農業・食品産業強化対策に必要な経費	49,000
砂漠化防止等環境保全対策調査費	241,689
国際協力等共通経費	6,250
海外農業農村開発技術センター等事業のうち海外技術情報提供費	35,531
農地・土壌侵食防止対策調査費	49,928
水資源開発戦略構築調査委託費	63,353

地域資源利活用農業農村開発基礎調査費	25,312	苗木生産広域流通安定対策事業	6,921
多様な主体の参画による連携手法検討調査費	17,780	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	150,000
農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発	461,919	広域連携優良苗木確保対策	50,000
農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定	84,198	森林吸収源計測・活用体制整備強化事業	98,222
「顔の見える木材での家づくり」推進事業	53,100	森林吸収源インベントリ情報整備事業	296,067
○ 地域材利用促進のための新たな技術開発事業	36,463	抵抗性品種等緊急対策事業	28,000
○ 木質バイオマス利用推進緊急総合対策事業	3,434	吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業	150,000
○ 暮らしの中の地域材利用活性化事業	23,167	森林居住環境整備事業（国有林）（※1）	190,303
○ 住宅資材総合防災対策事業	76,577	○ 森林環境保全整備事業（国有林）（※1）	58,428,221
○ 日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業費	180,000	水産業振興事業指導事務等に必要経費のうち非係留型浮魚礁活用省エネ操業試験事業費	14,463
アジア森林パートナーシップ推進支援事業	7,993	水産業振興事業指導事務等に必要経費のうち水産総合研究調査等委託費	35,675
日・インドネシア違法伐採対策協力アクションプラン推進事業	21,003	水産振興事業指導事務等に必要経費のうち水産総合研究調査等委託費	18,657
森林資源モニタリング調査費	227,149	水産振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費	41,787
○ 森林環境保全整備事業	31,974,000	水産振興事業指導事務等に必要経費のうち水産業振興事業調査等委託費	17,000
森林居住環境整備事業	23,644,000	水産振興総合対策に必要な経費のうち水産業改良普及事業対策費	1,023,164
森林資源調査データ解析事業	128,462	漁業資源調査に必要な経費のうち漁業資源調査等委託費	191,117
森林・所有者情報データベース設置事業費	275,043	A13 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	35,628,986
木材安定供給圏域システムモデル事業費	299,476	情報技術活用型営農事業に必要な経費	95,000
革新的施業技術等取組支援事業費	330,048	広域農業基盤整備管理調査費のうち信濃川水系開発調査の地盤沈下分	16,000
CDM 植林ベースライン調査事業	40,545	地下水調査費のうち保全調査	60,000
CDM 植林人材育成事業	20,016	農村環境保全調査費のうち水環境保全調査	118,500
CDM 植林技術指針調査事業費	25,807	○ 農業集落排水事業	20,220,975
黄砂対策植生回復実証調査事業費	15,453	遠隔監視等を活用した高度処理促進事業	125,000
国民参加海外森づくり事業費	74,214	農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業	977,000
アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業費	14,557	水質保全対策事業費補助	885,700
国連森林フォーラム（UNFF）フォローアップ・パートナー国森林専門家会合開催費	17,465	地盤沈下対策事業費補助	3,379,000
シベリア・極東地域持続可能な森林経営推進体制強化事業費	12,093	公害防除特別土地改良事業補助	1,200,000
難民キャンプ周辺荒廃森林等保全・復旧プログラム策定事業費	51,474	農林水産試験研究の助成に必要な経費環境負荷物質の動態解明	57,164
津波等自然災害防備のための森林施業・管理推進事業	121,346	水源の森林域脆弱性指標検討調査費	12,000
○ 間伐材利用広域連携環境整備促進事業	70,000	環境・生態系保全活動支援調査事業費	70,000
森林吸収源としての保安林情報整備強化対策費	70,000	水産振興総合対策に必要な経費のうち水産業新	

技術開発事業費	10,476	60,775
水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費	22,500	44,247
漁業資源調査に必要な経費のうち漁業資源調査等委託費	400,000	28,633
水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費	56,720	18,780
水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費	58,287	19,532
漁場油濁被害対策費(事業費)	89,289	340,000
○ 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業費(委託費)	192,702	○ 容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業費
川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業費(補助金)	36,663	55,964
我が国周辺水域資源調査推進事業費	1,706,743	○ 食品廃棄物等発生状況調査委託事業費
藻場資源調査等推進事業費	150,000	20,000
水産情報提供の整備推進事業費	36,310	○ 食品資源循環形成推進事業費
水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち漁場環境保全対策等指導費(事務費)	32,172	○ 農業・食品産業強化対策に必要な経費
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖資機材評価事業費	9,224	○ 農村整備事業に必要な経費
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖漁場環境保全推進事業費	45,217	3,046,851
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖業適正化推進事業費	30,173	○ 成果重視事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金のうちバイオマス利活用フロンティア推進事業
○ 漁場環境保全創造事業	3,135,000	100,000
○ 漁港水域環境保全対策事業	213,000	○ 成果重視事業農村振興対策民間団体事業推進費補助金のうちバイオマス利活用フロンティア推進事業
水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業	46,625	60,612
水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業	10,996	○ 広域連携等バイオマス利活用推進事業
湖沼の漁場改善技術開発事業	77,000	150,000
○ 漁業集落排水施設整備事業	1,790,000	○ バイオマスタウン形成促進支援調査事業
自然エネルギーを利用した水域環境改善事業	57,720	200,000
土壌有害物質リスク管理対策推進事業費	60,000	○ 農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち農林水産バイオリサイクル研究
貝毒安全対策事業費(委託費)	10,338	1,235,847
漁場環境保全対策費(事務費)	197	○ バイオマス生活創造構想事業に必要な経費のうちバイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発
養殖衛生対策センター事業費	101,668	108,200
魚類防疫技術対策事業費	33,807	○ 木材産業の構造改革を推進する事業
A 14 廃棄物・リサイクル対策	20,361,337	145,570
○ バイオマスの環づくり交付金	13,728,589	○ 低コスト木質資源利用技術開発事業
○ バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業		95,269
		○ 水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費
		29,330
		○ 水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費
		15,599
		○ 水産系副産物活用推進モデル事業
		663,000
		○ 循環型漁業集落環境整備事業
		29,000
		○ 増養殖機能等実施調査事業費のうち貝殻を活用した増養殖場造成実証調査
		41,438
		流通飼料対策事業費
		68,412
		A 15 化学物質対策
		1,709,900
		農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発
		413,838
		漁場環境の化学物質リスク対策推進事業(事業費)
		186,008

食品安全確保調査・試験事業	867,078	防災林整備	7,577,000
漁場環境保全対策費（事務費）	1,637	水源地域整備	8,378,000
動物用医薬品安全性評価対応検査費	55,569	特定流域総合治山	611,000
植物検疫重要病害虫侵入・再発防止対策事業費	13,951	森林病害虫等防除事業（森林病害虫等防除に必要な経費）	986,255
総合的病害虫管理（IPM）推進事業費	145,362	森林保全管理事業（※1）	636,368
名古屋本所港陽検査場検定温室等建替工事	107,457	国有林森林計画（※1）	4,077
		国有林野における森林環境保全利用対策のうち森林環境保全経費	1,395,681
A 16 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	135,539,010	地球環境保全森林管理強化対策	4,556,450
農業生産振興事業指導事務等に必要経費のうち		分取育林事業（※1）	327,124
農業生産振興共通経費	1,973	森林空間総合利用の推進（※1）	185,256
農業生産振興事業指導事務等に必要経費のうち		山地治山（※1）	13,061,758
農業生産振興共通経費	2,016	防災林整備（※1）	2,577,000
グリーン・ツーリズム情報発信機能強化事業費	89,158	共生保安林整備（※1）	647,000
滞在型グリーン・ツーリズム等振興事業費	73,967	水源地域整備（※1）	2,391,000
多面的機能維持増進調査費	53,200	特定流域総合治山（※1）	600,000
生きもの環境水路評価事業	5,033	業務旅費（※1）	9,312
農村自然再生活動高度化事業	100,000	責任あるまぐろ漁業実践推進事業費	22,730
農村環境保全調査費のうち生態系保全調査	138,890	鯨資源調査等対策推進費のうちDNA検査・国際大型鯨類資源回復調査費	73,095
自然共生・環境創造支援調査費	27,000	遠洋漁業管理調査費	214,266
農村環境計画策定費補助	205,000	中西部太平洋カツオ・マグロ資源適正管理促進事業費	28,605
農業農村整備事業計画検討調査費のうち環境に配慮する事業推進手法検討調査	68,300	遠洋漁業管理戦略緊急調査事業のうちまぐろ類転載管理プログラム試験事業費	48,845
グラウンドワーク推進支援事業	65,806	国際資源対策推進事業費	1,029,392
中山間地域総合整備事業のうち生態系保全施設整備事業	572,608	漁業資源調査に必要な経費（事務費）	821,723
農村景観・自然環境保全再生パイロット事業	80,000	健全な内水面生態系復元等推進事業費	321,904
海岸環境整備事業費補助	296,500	○ 自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業	2,170,000
遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究	508,456	沿岸域環境情報高度化事業	39,755
流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発	170,505	緑地・広場施設整備	44,000
森林整備地域活動支援交付金	7,403,869	漁港環境整備事業	890,000
森林GISデータ基盤整備費	198,901	海岸環境整備事業	1,101,000
森業・山業創出支援総合対策事業費	134,852	都市漁村交流促進事業費	53,004
上下流連携いきいき流域プロジェクト	60,000	増養殖機能等実証調査事業のうち資源回復に適した水域環境調査	20,866
水源林造成事業	29,466,000	藻場・干潟生産力等改善モデル事業費	35,005
特定中山間保全整備事業	408,000	生育環境が厳しい条件下における増養殖技術開発調査事業費	300,000
保安林整備管理事業	528,553	農産安全管理対策事務費	24,222
直轄治山事業（※1）	6,745,073	遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事業	28,040
山地治山	36,453,000	遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事業費	472,617

A17 各種施策の基盤となる施策等	15,330,002
農林水産環境施策等推進経費	22,223
農産園芸振興調査等委託費（新たな農業生産環境 施策確立調査委託費）	31,521
新たな農業生産環境対策確立調査事務費	7,987
農業生産振興共通経費	2,929
計画技術指針作成調査費のうち環境影響評価指針 調査	39,152
○ 違法伐採総合対策推進事業	120,000
森林を活用した長期体験活動の推進方策に関する 調査費	8,073
○ 森林づくり交付金	3,695,468
森林環境教育活動の条件整備促進事業	6,273
○ 木の香る環境整備促進事業	17,595
学校林整備・活用推進事業	30,884
○ 森林環境保全先端技術導入機械開発事業	17,299
花粉抑制メカニズム解析調査事業	6,461
○ 多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業	68,102
○ 低コスト新育苗・造林技術開発事業	13,500
スギ花粉発生源調査事業	30,000
養殖共済赤潮特約掛金補助（※1）	599,317
水産業・漁村の多面的機能普及啓発推進事業	22,692
資源管理体制・機能強化総合対策事業	49,101
資源管理体制・機能強化等総合対策費	241,761
VMS 搭載漁船取締実証事業	12,557
漁業調査取締費のうち指導監督及び取締費	10,089,842
有明海等漁業関連情報提供事業費	40,317
水産物の原産地判別手法等の技術開発事業費	149,202
有機表示等普及円滑化推進事業	7,746

注1) A11～A17の各区分は以下のとおりである。(A12に当省の該当事業等はなし)

- A11 地球環境の保全
- A12 大気環境の保全
- A13 水環境、土壌環境、地盤環境の保全
- A14 廃棄物・リサイクル対策
- A15 化学物質対策
- A16 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
- A17 各種施策の基盤となる施策等

注2) ○は、循環型関係予算である。

注3) ※1は、国有林野事業特別会計である。

注4) 予算額は、当初予算額である。

第11節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命としての確かつ効率的に調査研究を進めるため、平成13年6月に策定した「農林水産政策研究所研究基本計画」に基づき調査研究を実施してきている。平成18年度においては、近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、試行的にグループ・チーム制を導入し、行政部局と連携を取りつつ、研究の推進を行った。

2 主要調査研究実施課題

(1) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の調査研究を実施した。

- ア 農林水産分野の政策評価の分析モデル開発
- イ 農村集落の変貌過程と地域社会・資源の維持に関する研究
- ウ 野菜産地の新構造改革の展開
- エ 今後の世界食料需給の予測
- オ バイオマス燃料政策の国際的動向と農産物需給に与える影響に関する研究
- カ 多国間・二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際農業・農政動向の分析

(2) プロジェクト研究

重点的な調査研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

- ア 食料フローモデルによる消費者・実需者ニーズの変化に対応した安定的な食料供給システムの確立に関する研究（平成18年度～20年度）
- イ 食料供給における安全・安心の確立ニーズがもたらすフードシステム及び貿易構造の変化の解明（平成17年度～19年度）
- ウ 農業の多面的機能発揮のための政策評価分析（平成16年度～18年度）
- エ WTO体制下における農業バイオ規制を巡る国際的な摩擦の動向と整合化の方向の解明（平成16年度～18年度）
- オ 食の安全性・環境負荷の軽減を志向する農業生産システムの育成とそれを支援する農政のあり方に関する研究（平成16年度～18年度）

(3) 所内プロジェクト研究

研究所の専門性及び知見を生かした基礎的・先導的研究として以下の研究を実施した。

ア 地方分権の農政に与える影響、農政の推進手法に関する研究

イ 経営所得安定対策の導入と農業構造改革

ウ アジア諸国における人獣共通感染症の現状と農業・畜産経済に与える影響に関する研究

3 研究交流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成18年度は25人の客員研究員を任命し、個別特定分野への助言を依頼したほか、以下の者を総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）として任命した。

石 弘之 北海道大学公共政策大学院教授
植田和弘 京都大学大学院経済研究所教授
小泉武夫 東京農業大学応用生物科学部醸造科学科教授
白石真澄 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授
神野直彦 東京大学大学院経済学研究科教授
寺西俊一 一橋大学大学院経済学研究科教授
中嶋隆信 慶應義塾大学商学部教授
原 剛 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
松谷明彦 政策研究大学院大学教授

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者を招へいし、当研究所の研究者との研究交流やシンポジウムの開催を行っており、平成18年度は7人を招へいし以下の取組を行った。

ア シンポジウム等の開催

(ア) 米国農務省、フランス農業省、欧州事務局よりバイオエタノールの担当官・専門家を招へいし、「世界バイオ燃料政策東京フォーラム」を開催(平成19年3月)

(イ) 中国の中国農産部農業経済研究中心より研究員を招へいして最新の中国農業に関する「中国農業シンポジウム」を開催(平成19年3月)。

イ 講演会等の開催

(ア) 消費安全局主催のSPSセミナーの講師としてWTO事務局の担当官を招へい

(イ) 米国のケンタッキー大学より研究者を招へいし、食品安全をめぐる日米の比較研究の講演会を開催

(ウ) 韓国の韓国農業専門学校より研究者を招へいし、環境保全型農業政策の展開に関する講演会を開催

4 研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1) 機関誌等

ア 農林水産政策研究所レビュー

所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌としてNo.19(平成18年4月発行)～No.23(19年3月発行)を刊行した。

イ 農林水産政策研究

研究成果の原著論文として論文、研究ノート、調査・資料、書評を掲載する学術的資料として、本年度は第11号(平成18年7月発行)～第13号(19年2月発行)を刊行した。

ウ 農林水産政策研究成果情報

前年度の主要研究成果を簡潔に取りまとめ行政部局、試験研究機関、大学等の関係者へ提供するため、平成17年度 No.5(平成18年8月発行)を刊行した。

エ 農林水産政策研究所年報(和文)

前年度の農林水産政策研究所の研究活動及び運営状況を関係行政部局及び大学等へ知らせるため、平成17年度第5号(平成18年8月発行)を刊行した。

オ PRIMAFF Annual Report2005(英文)

前年度の農林水産政策研究所の研究活動及び運営状況を国内外の大学等へ知らせるため、PRIMAFF Annual Report2005(平成19年1月発行)を刊行した。

(2) 研究資料

研究実施課題に沿い実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

ア 行政対応特別研究[農村集落]プロジェクト研究第1号(平成18年7月発行)農業集落の変容が農村地域社会に及ぼす影響

イ 行政対応特別研究[交渉戦略]プロジェクト研究第2号(平成19年3月発行)中国農業・農村の新たな諸相と動向

第3号(平成19年3月発行)南米における農業政策の変遷

第4号(平成19年3月発行)FTA・WTO体制下のアジアの農業、食品産業と貿易

ウ 農業バイオプロジェクト研究

第1号(平成19年1月発行)「EC-バイオテク産品(GMO)事件 WTO パネル報告の内容とその意義

第2号（平成19年3月発行）ブラジル「バイオセ
キュリティ法」および関連政令

第3号（平成19年3月発行）中国における遺伝子
組換え技術および植物品種保護制度の動向

エ 多面的機能プロジェクト研究

第2号（平成19年2月発行）農業・農村における
多面的機能の評価と保全

オ 所内プロジェクト研究

第1号（平成19年3月発行）アジアにおける鳥イ
ンフルエンザ—各国の対応と農業・経済への影響—

カ 海外重要研究

（平成19年3月発行）アメリカにおける農地転用
規制政策および企業の農地所有規制に関する動向

第2章 国際部

第1節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業の趣旨

WTO や EPA 等の国際交渉に当たっては、攻めの姿勢を持ち対応しているところである。

また、近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品（以下、「農林水産物等」という。）の輸出拡大のチャンスが増大している。

このような中、政府は農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするという目標を掲げ、輸出促進に取り組んでいる。

農林水産省においては、検疫協議の加速化、輸出証明書の発行体制の整備等を進めるとともに、民間における輸出の取組を積極的に支援するため、商談の場の提供や海外における PR 活動等を実施した。

(2) 事業内容

平成18年度において、具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 農林水産物等海外販路創出・拡大事業

農林漁業者や食品産業等事業者（以下、「農林漁業者等」という。）に海外への販路の創出・拡大の機会を提供するため、海外での展示・商談会に日本パビリオンを出展するとともに、海外百貨店等に常設店舗を設置し農林水産物等の定常的・継続的な販売促進活動を行った。

また、これらに併せた試食会やセミナー等を実施した。

イ 農林水産物等海外普及対策事業

生産者団体が主体的に取り組む日本産米を中心とした農林水産物等の海外での PR 活動（日本型食生活の紹介と絡めた PR 活動を含む。）を支援した。また、日本食・日本産品の PR のためのパンフレット、DVD を整備した。

ウ 農林水産物貿易円滑化推進事業

農林漁業者等が輸出しやすい環境を整備するため、相手国における貿易制度、関連諸制度等についての海外貿易情報の収集や米、野菜、茶の輸出可能性の調査を実施した。また、農林漁業者等の輸出志向を醸成するためのセミナーを開催し、輸出経験者等を講師として輸出に関する情報を提供した。

エ 農林水産物等輸出倍増推進事業

今後、輸出の拡大が期待される品目について意欲的な目標を設定し本格的に輸出に取り組もうとする民間団体等を対象に、これらの者が行う輸出環境整備や市場調査、販売促進活動等の輸出拡大プロジェクトを支援した。

また、日本ブランドの輸出を支える我が国オリジナル品種の保護のため、DNA 分析による識別技術の開発を支援した。

（金額等については、表1参照）

2 関税（平成19年度当省関係品目の改正概要）

(1) 平成19年度の関税改正の経緯

平成19年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成17年4月4日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成18年8月4日、9月13日、10月23日及び11月27日の関税分科会での審議を経た後、12月14日の関税分科会で答申された。なお、この間、関税分科会企画部会の下に2つのワーキンググループ（知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ並びに犯則調査・罰則等のあり方に関するワーキンググループ）を設置して、犯則調査・罰則等のあり方に関するの専門的事項については、平成18年10月11日、11月22日及び12月8日の計3回の検討を経た後、12月15日の関税分科会で座長中間取りまとめを、また知的財産権侵害物品の水際取締りに関する専門的事項については、平成18年9月27日、10月10日及び12月5日の計3回の検討を経た後、12月15日の関税分科会で座長取りまとめを報告し、審議を経た後、平成19年度の関税改正として前述の答申に盛り込まれ

表 1 輸出促進対策予算

事業名	予算額（単位：千円）	事業の概要
	18年度	
1. 農林水産物等海外販路創出・拡大事業費	430,000	輸出を始めようとする民間団体等を対象とした展示・商談会での販路創出、海外百貨店等での通年型販売の促進。
2. 農林水産物等海外普及対策事業費	105,000	生産者団体等が主体的に取り組む日本産米を中心とした農林水産物等の海外でのPR活動等の支援。
3. 農林水産物貿易円滑化推進事業費	84,500	相手国における貿易制度、関連諸制度等の貿易情報を収集するとともに、米、野菜、茶の輸出可能性や日本食の海外展開のための調査を実施。これらの情報や調査結果をセミナー等を通じて農林漁業者等へ広く周知。
4. 農林水産物等輸出倍増推進事業費	372,420	輸出に取り組もうとする民間団体等を対象とした輸出拡大プロジェクトの支援、我が国オリジナル品種の保護のための、DNA分析技術の開発の支援。

た。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」が国会に提出され、平成19年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

(ア) 平成19年3月31日に適用期限が到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率について、その適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。

(イ) 平成18年3月31日に適用期限が到来するウルグァイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量を下回る場

合には、平成18年度の輸入実績による）。

(ウ) 平成19年3月31日に適用期限が到来する沖縄にかかる関税上の特例措置である選択課税制度及び沖縄型特定免税店制度について、その適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。

イ 特惠関税に係る改正

(ア) WTO 香港閣僚宣言等を受け、LDC（後発開発途上国）への一層の支援を図る観点から、LDC 特惠対象品目の拡大を行い、LDC 特惠対象例外品目（176品目、うち農水産品は130品目）を設定し、それ以外の品目については LDC 特惠無税を設定することとした。

(イ) 仏領ポリネシアについて国別特惠適用除外措置を適用することとした。

(ウ) 国別・品目別特惠適用除外措置を適用する品目及び原産地の設定に関し、タイ産まぐろ缶詰等のまぐろ・かつお調製品、中国産の白身魚フライ等のたら等の魚調製品及び冷凍のシーフードミックス等のあさり等の軟体動物調製品に同措置を引き続き適用することとした。

(エ) (ア)の実施にあたり、平成14年12月の国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準及び緊急特惠停止措置の運用基準について、それぞれ次の見直しを行うこととした。

① 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準

適切な保存管理が行われていないものとして国際的に確認された開発途上国からの水産資源の輸入といった環境・資源保護の観点から特惠を供与すべきでない品目について、特惠適用除外措置を講ずることを可能とするための現行適用基準の見直し。

② 緊急特惠停止措置の運用基準

国内産業において、緊急特惠停止措置の発動が真に求められるような損害又はそのおそれが見込まれる場合には、機動的に同措置の発動を行う必要があることを踏まえ、現行運用基準について、関係省庁間の手続や必要となる資料、発動に係る検討事項の明確化を図る等の見直し。

ウ その他の改正

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律が改正され、麦について従来の国家貿易による輸入方式に加えて、SBS (Simultaneous Buy and Sell (売買同時契約))方式を導入することとされたことを受け、現行の輸入方式による麦について適用している暫定税率を SBS 方式による麦についても適用する等のため規定を整備することとした。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度(注1)により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目(うち農産品は18品目)に拡大され、その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールについて本制度の適用対象外とされ、この結果、全体で20品目(うち農産品は18品目)となった。平成19年度改正においても、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。(表2参照)

(注1) 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率(1次税率)を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率(2次税率)を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量(関税割当数量)は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

表2 平成19年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目(従来品目)

(単位:トン)

品名	関税割当数量		現行税率	
	18年度	19年度	1次税率	2次税率
ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)	63,600	62,800	無税	29.8%
とうもろこし	コーンスターチ用	4,259,800	4,228,100	50%又は12円/kgのうち いずれか高い税率
	単体飼料用(丸粒)	301,200	314,900	
	特定物品製造用 (コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒用)	61,700	73,900	
	その他用	166,600	149,800	
麦芽	582,600	580,700	無税	21.30円/kg
糖みつ(アルコール製造用)	12,000	12,000	無税	15.30円/kg
無糖ココア調製品(チョコレート製造用)	18,700	17,100	無税	21.3%
トマトピューレー・ペースト(トマトケチャップ等製造用)	39,500	39,900	無税	16%
パイナップル缶詰	50,200	48,900	無税	33円/kg

2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		現行税率	
		18年度	19年度	1次税率	2次税率
その他の乳製品		133,940	133,940	12%、12.5%、 21%、25%、 35%	21.3%+54円/kg、21.3%+ 114円/kg、21.3%+635円/kg、 21.3%+1,199円/kg、23.8%+ 679円/kg、23.8%+1,159円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 400円/kg、29.8%+582円/kg、 29.8%+679円/kg、29.8%+ 915円/kg、29.8%+1,023円/kg、 29.8%+1,155円/kg、29.8%+ 1,155円/kg、29.8%+1,159円/kg
脱脂粉乳	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、 35%	396円/kg、425円/kg、21.3%+ 396円/kg、21.3%+425円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、 425円/kg
無糖れん乳		1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、 25.5%+509円/kg
ホエイ等	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳製造用)	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+ 425円/kg、29.8%+679円/kg、 29.8%+687円/kg、29.8%+ 1,023円/kg
バター及びバターオイル		581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg
雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）		<i>120,000</i>	<i>120,000</i>	10%	354円/kg
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品		<i>168,400</i>	<i>168,400</i>	無税、16%、 25%	119円/kg
落花生		<i>75,000</i>	<i>75,000</i>	10%	617円/kg
こんにゃく芋		267	267	40%	2,796円/kg
調製食用脂	ニュージーランドを原産地とするもの	11,550	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
繭		1,995	1,995	無税	2,523円/kg

(注) 1. 「関税割当数量」欄の斜体数字は、上期及び下期に分けて割当数量を定めることとされている品目である。

2. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構（ALIC）が徴収するマークアップが含まれる。

第 2 節 対外経済関係

1 WTO（世界貿易機関）

(1) WTO 協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド（UR）が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日に WTO 協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関（WTO）が設立された。

WTO 協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律する SPS 協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺

措置協定などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応して WTO には各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS 委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国の UR 約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2005年度は3回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

イ SPS 委員会

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、

2006年は3月、6月、10月に開催された。本委員会においては、ア、貿易上の関心事項についての質疑応答、イ、特別かつ異なる待遇(S&D)の実施、ウ、地域主義(協定第6条)に関する議論等が行われた。

ウ 「貿易と環境」委員会 (CTE)

CTE 委員会は、2006年は7月、12月の計2回開催された。通常会合においては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的な取組等について、情報を共有化する作業を続けている。一方、特別会合では、WTO ルールと既存の「多国間環境協定 (MEA)」が規定する特定の貿易義務 (STO) との関係、環境物品等について交渉が行なわれている。

(3) WTO 閣僚会議

WTO 閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTO が発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタル国ドーハにおいて開催され、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国観の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシューを契機に合意が得られないまま終了した。

6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港において開催され、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。農業分野については、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、各国の意見の取れんがみられた内容について整理された。また、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が包括的な譲許表案を提出するとの予定が合意された。

我が国は、同閣僚会議における途上国の開発問題に対する貢献として、「開発イニシアティブ」を策定し、後発開発途上国に対して原則として無税無枠の措置等

を供与することを表明し、高い評価を受けた。

香港閣僚宣言が採択された後、2006年1月のWTO 非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することを確認した。

2006年6月22日に提示された、農業と非農産品市場アクセスの両交渉議長テキストに基づき、閣僚級会合等において集中的な議論が行われたが、各国の見解の隔たりが縮まらず、交渉が一時中断された。

その後、2007年1月のWTO 非公式閣僚会議における、我が国をはじめとした各国による交渉の公式な再開に向けた働きかけを受けて、交渉が本格的に再開された。

(4) W T O 交渉

ア 農業交渉

農業交渉に関しては、2000年3月の開始以降多くの交渉提案が提出された。我が国も、「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO 農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月に提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末の期限までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議も先進国と途上国の対立等を背景に決裂した。

2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立した。市場アクセスでは、関税削減方式として階層方式が採用される一方、各国がかかえる重要品目は別の取扱いとされ、その品目数は今後の交渉事項とされた。また、上限関税の設定については、まずその役割を評価したうえで、その是非を検討していくこととなった。国内支持については、貿易わい曲的な補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減することなどが合意された。輸出競争については、すべての形態の輸出補助金を、期日を設けて撤廃することとされた。

2005年9月に入ると、新たに就任したWTO 事務局長と農業交渉議長のもとで議論が進められ、10月には、我が国を含む食料輸入国で構成されるG10、ブラジルやインド等の途上国で構成されるG20、EU、米国等から、関税削減率等の数字を含む具体的な提案がなされた。また我が国は、我が国の他、米国、EU、ブラジル、インド、豪州からなるG6の枠組みに参加し、閣僚レベルでモダリティ確立に向けた議論を行った。

2005年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。

農業部分については、国内支持、輸出競争、市場アクセスの3分野について、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、意見の取れんのみられた内容について整理されるとともに、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。このうち、国内支持に関しては、総合AMS及び貿易わい曲的国内支持全体の削減階層におけるEU、日本、米国の位置付けが盛り込まれた。また、輸出競争に関しては、輸出補助金の撤廃期日（2013年）等が盛り込まれた。市場アクセスに関しては、関税削減方式における階層の数（4階層）等、途上国の開発問題については、すべての後発開発途上国の原産である全産品（以下、LDC産品という。）について、2008年まで、または、今次ラウンドの実施期間の開始より遅れることなく、原則として無税無枠のアクセスを供与することとされた。なお、交渉の過程において、我が国の提唱した「開発イニシアティブ」は、同会議でも高く評価された。

2006年2月以降、香港閣僚会議で合意された4月末までのモダリティ合意を目指し、G6を中心に交渉が行われたが、米国が国内支持、EUが農業の市場アクセス、ブラジルが非農産品市場アクセス（以後NAMAという。）について困難を抱えつつ、互いに攻撃しあうといった「三すくみ」の状況が続いたため、期限までのモダリティ確立には至らなかった。

そのような中、事務レベルでは5月から6月にかけて農業交渉議長の下で集中的な議論が行われ、6月には、未だ議論が取れんしていない部分について各国・グループの提案を括弧書きで併記した、議長によるモダリティ案が提示された。市場アクセスでは、関税削減フォーミュラの階層毎の削減率、重要品目の数（有税品目の1%～全品目の15%）が括弧書きで示されたほか、重要品目の取扱いについては、関税削減とTRQ拡大について各グループの立場が併記された。国内支持については、総合AMS、貿易歪曲的国内支持全体の削減率が括弧書きで示された。輸出競争については、輸出補助金の撤廃までの枠組みが示されたほか、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する具体的な規律が示された。

6月末に開催されたG6をはじめとする一連の閣僚級会合では、議長モダリティ案に基づき集中的な議論が行われたが、依然として主要国間の見解の

隔たりは大きく、モダリティ確立には至らなかった。このような事態を受けて、7月中旬のG8サミット首脳会議（サンクト・ペテルブルグ）では、今後1ヶ月以内にモダリティを確立すべく各国が柔軟性を示すべきとの首脳レベルの方針が示され、これを受けて、7月23日及び24日にG6閣僚会合が急きょ開催された。しかしながら、ここでも各国の見解の隔たりは縮まらず、24日に開催された非公式貿易交渉委員会（TNC）において全分野の交渉を中断すると結論に至った。

その後、2007年1月にスイスのダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合で、交渉の本格的再開という政治的意志が示され、主要国間の非公式協議を中心とした議論が再開された。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、関税撤廃分野を明示していない「閣僚会議文書案（デルベス・テキスト）」の附属書Bが提示されたが、閣僚会議自体は、シンガポールイシュー（投資、競争、政府調達及び透明性及び貿易円滑化の4つの議題）を中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の枠組み合意を目指して議論が重ねられ、7月末の一般理事会で枠組み合意が成立した。2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトゥイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。その後、2005年12月の香港閣僚会議では、関税削減方式については、複数の係数のスイス方式とすること、分野別関税撤廃・調和については、参加は非義務的なものとする、途上国へのS&Dと相互主義の軽減の重要性を確認すること等を内容とした閣僚宣言が採択され、これに基づき、引き続き、モダリティの確立に向け、交渉が重ねられている。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、及び地域貿易協定に関する規律の明確

化・改善を行うこととなっているが、その中で漁業補助金についても検討することとされている。

漁業補助金については、2006年5月から2007年3月まで、計5回の会合が開催されており、この中で、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた限られた数の補助金のみを許容する規律の方式をとるべきとするニュージーランド、米国、豪州、チリ、ペルー等の主張と、漁業補助金の原則禁止ではなく、種類ごとに補助金の善し悪しを検討して、悪いものは禁止し、良いものは許容すべきとする我が国、韓国、台湾、ECの主張とが対立している。

2 OECD (経済協力開発機構)

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年発足したOEEC(欧州経済協力機構)が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2007年3月現在30か国が加盟している。

(1) 閣僚理事会

例年4-6月に開催される閣僚レベルの理事会(通称、閣僚理事会)では、OECDの主要活動が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、議論の内容は議長総括としてとりまとめられている。

第45回閣僚理事会は、2006年5月23-24日にパリのOECD本部で開催された。我が国からは二階経済産業大臣、塩崎外務副大臣、櫻田内閣府副大臣が出席するとともに、当省からは木下農林水産審議官が出席し、①短期経済見通し、②経済安定性の確保と景気動向の改善、③成長と雇用のための経済改革、④OECDの将来、⑤貿易等について討議が行われた。

貿易セッションにおいて、冒頭、ラミーWTO事務局長は、現在のDDA交渉は複雑かつ厳しい状況にある旨述べるとともに、今後数週間がその成功の可否を左右する決定的な時期にあることを報告した。これを受け閣僚は、世界経済の拡大、開発途上国の経済開発のため、本年末のDDA交渉の妥結期限までの残されたわずかな期間で成功裡にDDA交渉を終結させることを確認した。また、多くの閣僚は、本年末までの成功裡の終結がWTOの国際的な信頼を維持するために必要不可欠である旨述べ、閣僚は、今後数週間、交渉妥結に向けて農業、NAMA及びサービスの分野を含むすべての分野においてバランスある打開策の早急な検討に取り組むことを確約した。なお、閣僚は、DDA交渉の妥結後も多角的貿易自由化に向けた国際的な取り組みを継続的に行うことを確認した。

(2) 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2006年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成されるとともに、2006年版「OECD農業アウトLOOK」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論された。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

3 サンクトペテルブルクサミット

主要先進国(日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU)の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第32回サミットが、7月15日から17日までロシアのサンクトペテルブルクで開催され、我が国からは小泉総理大臣が出席した。

貿易問題については、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けて全力を尽くすことで合意した。総理からは、歩み寄りに向けて今後一層努力の必要があると指摘した。

アフリカ問題については、G8各国が行ってきた開発支援(特にアフリカ)の実施状況を確認しつつ、2007年のサミットで更に進捗状況を議論することに合意。総理は、野口英世賞の創設など、4月末のアフリカ訪問の成果を紹介しつつ、2008年には、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)を開催するなど、感染症をはじめアフリカ開発への取り組みを強化する旨説明。

また、気候変動について、総理から、昨年のグレンイーグルズ・サミットで立ち上げられた「気候変動対話」について、2008年の日本におけるサミットで成果を出したいこと、また、今後すべての国が参加する実効的な枠組みが重要であることを指摘した。

4 UNCTAD (国連貿易開発会議)

UNCTAD(本部：ジュネーブ)は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は193カ国(2006年10月現在)である。

(1) 総 会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第11回総会が2004年6月13～18日、サンパウロで開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国（LDC）問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

総会の決議をもとに、特惠関税制度の導入、国連LDC会議の開催、一次産品総合計画（IPC）の採択とそれに基づく一次産品共通基金（CFC）協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討等が行われている。

(2) 貿易開発理事会（TDB）

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討及び各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第53回TDB会合（2006年10月）においては、「アフリカの経済開発」、「LDCのための作業計画のレビュー」などについて議論が行われた。

5 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物の貿易等に関して情報交換等を行うこと及び開発途上国に対する一定量の食糧援助を確保することを目的として、国際穀物協定及び食糧援助規約で構成されている。

現在、「1995年の穀物貿易規約」及び「1999年の食糧援助規約」が適用されており、その有効期間は2007年6月30日までとなっている。

(2) 国際コーヒー協定

「1983年国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日に経済条項を停止した。また、1983年協定は4度の延長を経て、1994年10月に1994年協定を発効した。

その後、新たな協定の策定が決定され、2000年9月には2001年協定が合意された。この新しい協定は引き続き経済条項が明記されておらず、情報交換を中心とした協定となっている（有効期間は2007年9月30日まで）。

(3) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO（International Tropical Timber Organization）本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」は、発効以降2度の延長後、1993年4月から新協定交渉が開始され、1994年1月に新たな「1994年の国際熱帯木材協定」が合意され、1997年1月に発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記された。その後、「1994年の国際熱帯木材協定」は2度延長され、現在に至っている（有効期限は2006年12月まで）。

6 EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の交渉に当たっては、2004年6月に策定した「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉における農林水産物の取扱いについての基本的方針」に沿って、交渉相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、関税撤廃が困難なものについて例外品目及び経過期間を設定するという形で、品目別の柔軟性の確保を図った。

また、2006年4月に策定した「21世紀新農政2006」に基づき、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、相手国における知的財産権の保護や食の安全の確保等を含む総合的な質の高いEPAの実現を図るべく、戦略的かつ前向きに対応した。

(1) シンガポール

2006年4月に行われた高級事務レベル会合において協定全体の見直し交渉の開始が決定し、2007年1月に大筋合意、同年3月に両国首脳によって改正議定書に署名が行われた。

(2) メキシコ

2005年4月に協定が発効した。関税割当制度をとることとされた品目のうち、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果について、平成18年9月に3～5年目の枠内税率に関し合意した。

(3) マレーシア

2006年4月に国会の承認を経て、同年7月に協定が

発効した。

(4) フィリピン

2006年9月に両国首脳により署名が行われ、同年12月に国会の承認が行われた。

(5) チリ

2006年2月から政府間交渉を開始し、同年9月に両国の首席交渉官間で大筋合意に至った。2007年3月に、両国外相によって署名が行われた。

(6) タイ

2005年9月に両国首脳間で大筋合意に達し、その後実務的レベルでの交渉を経て、2006年6月に協定条文等の確定に至った。2007年には、両国首脳により署名が行われた。

(7) インドネシア

2006年11月に両国首脳間で大筋合意に達し、その後できる限り早期の署名を目指し、協定条文の確定作業等を実施した。

(8) ブルネイ

2006年5月の両国外相会談により交渉の開始を正式決定。以後3回の交渉を経て、2006年12月に両国首脳の手書交換により、大筋合意が確認された。その後、協定条文の確定作業等を実施し、2007年3月に実質交渉の妥結に至った。

(9) ASEAN (東南アジア諸国連合) 全体

2005年4月に日ASEAN包括的経済連携(CEP)交渉を開始し、関税撤廃の方式(モダリティ)の合意を目指して交渉が行われ、2007年2月までに6回の会合が開催された。

(10) 韓国

2003年12月から開始された政府間交渉では、2005年内に実質的に交渉を終えることを目標にするとの両国首脳間での合意を踏まえ、2004年11月までに6回の会合が開催された。しかし、その後、韓国側は、物品の関税交渉に入ることに慎重な姿勢をとるようになり、交渉は中断している。

(11) GCC (湾岸協力理事会)

2006年4月、両国首脳による共同声明で交渉開始決定を公表し、物品貿易及びサービス貿易の分野を対象としたFTA交渉を開始することが合意された。

その後、2006年5月の準備会合を踏まえ、同年9月に交渉を開始し、2007年1月までに2回の会合が行われた。

(12) ベトナム

2006年2月に、二国間EPA交渉の開始に向けた共同検討会合が開始。同年4月の第2回会合において、「早期に日ベトナムEPAを締結することを目指して

交渉を開始するよう両国政府に提言する」ことで一致した。

2006年10月に行われた首脳会談において、両国首脳による交渉入り宣言と共同声明文が発出された。それを受け、2007年1月に交渉を開始し、2007年3月までに2回の会合が行われた。

(13) インド

2005年7月より両国間の関係強化のあり方に関する産学官による共同研究会が始まり、2006年6月までに4回の会合を開催。同年7月の首脳会談において、報告書が提出された。

2006年12月の首脳会談において、「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた共同声明が発出された。この中で、EPA交渉を速やかに開始するとともに、およそ2年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことが確認された。これを受け、2007年1月に第1回会合が開催された。

(14) 豪州

2005年11月に政府間共同研究を開始し、5回の会合を経て、2006年12月に共同研究報告書が取りまとめられた。これを受け、同年12月12日、両国首脳の話談にて、2007年から交渉を開始することが合意された。

交渉入りに際し、2006年12月7日に衆議院農林水産委員会、同12日に参議院農林水産委員会において、重要品目の取扱いに関する決議が採択された。

第1回会合は2007年4月に豪州・キャンベラにて開催されることとなった。

(15) スイス

2005年10月に政府間共同研究を開始し、2006年11月までに5回の会合を開催した。2007年の日スイス電話首脳会談において、EPA交渉の開始が合意された。2007年3月の準備会合において、交渉全体の枠組み及びその進め方について合意がなされた。

7 APEC (アジア・太平洋経済協力)

APEC(アジア・太平洋経済協力)は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」の3つを柱として活動が行われている。

2006年のAPECでは、WTOへの支持、地域経済統合、ポゴール目標の達成に向けた今後の道程を具現化する行動計画であるハノイ行動計画その他経済・貿易問題等が議論された。地域経済統合については、首脳会議においてAPECの長期的な展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏(FTAAP)を含む、地域経済統合を促進する方法と手段に関する更なる研究を行い、

2007年の首脳会議に報告するよう実務者に指示された。

APECの農業分野での技術協力・交流が、農業技術協力作業部会(ATCWG)で行われており、我が国は優先7分野のうち「持続可能な農業及び環境関連事項」を中心に活動し、本年度は、我が国の事業においてバイオマス資源の利活用を通じた農村の持続可能な発展の方向性について、アジア各国の取組事例の調査や意見交換を実施した。

8 ASEAN 関連

ASEANに日本、中国、韓国の3か国を加えた東アジア地域の枠組みについては、1997年のASEAN創設30周年を記念してマレーシアでASEAN+3首脳会議が初めて開催され、アジア経済危機への対応から通貨問題を中心とする地域の課題等について議論された。

2005年4月～2006年7月にかけてASEAN+3 FTAに関する専門家会合(フェイズI)が計4回開催され、2006年8月のASEAN+3経済閣僚会議において、研究報告書が提出された。これを受け、2007年1月の首脳会議において、各分野ごとに更なる詳細な研究(フェイズII)の開始が提案され、各国からの支持が得られた。また、この会議と併せてASEAN+6(日、中、韓、豪、NZ、印)をメンバーとする第2回東アジア首脳会議が開催され、安倍総理から、16か国の専門家による経済連携に関する民間研究の開始が提案され、参加国より支持が得られた。

ASEAN+3の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2006年11月には第6回農林大臣会合がシンガポールで開催され、我が方からは、多様な農業の重要性、「攻めの農業」としての輸出促進の取り組み、東アジア緊急米備蓄システムを恒久的な制度のもとで本格的に稼働させることの重要性等について説明を行った。

9 成長のための日米経済パートナーシップ

(1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探求すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」(以下「パートナーシップ」という。)の立ち

上げが合意された。

(2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的な及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取り決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の6つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うもので、従来の「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の4つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策及び他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、生起する問題への迅速な対応を促すための「早期警戒」メカニズムとしての役割を果たす。農業に関する貿易問題についてもこの枠組みの中で議論される。

(3) 当省関係会合の開催状況

日米規制改革イニシアティブ

2005年12月に交換された要望書を踏まえ、数次の作業部会を行ったうえで、2006年6月、日米首脳会談にあわせて両首脳間で5年目の報告書の交換を行った。

(当省関連では、日本側から植物特許、バイオテロ法、米側から栄養補助食品の関税引下げ、共済、植物検疫に関する取り組みについて言及された。)

2006年10月、日米規制改革及び競争政策イニシアティブの枠組みの下で6年目の対話に向けた要望書の交換が行われ、当省関連では、日本側から植物特許、BSE対策（飼料規制・サーベイランスの強化）、バイオテロ法、米側から農業バイオテクノロジー（飼料の承認システム・IPハンドリング）、植物防疫、動物性食品について問題が提起された。これを受け、2007年1月に第1回作業部会（東京）が開催され、双方の要望について議論された。今後は、第2回作業部会等を通して、両首脳間で要望書の交換を行う予定。

10 その他の二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。（表3）

表3 二国間会議

国・地域名	会談名	期間	場所
中国	日中経済パートナーシップ協議	06.12.19-20	北京
台湾	日台貿易経済会議フォローアップ会合	06.06.29	東京
	日台貿易経済会議	06.11.29-30	台北
EU	日EU規制改革対話	06.12.01	東京
	〃	07.03.20	ブラッセル
	日EU定期首脳協議	06.04.24	東京
カナダ	日加次官級経済協議（JEC）	06.09.14	エドモントン
豪州	日豪経済ハイレベル協議	06.11.06-07	キャンベラ

第3節 国際協力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力にあたっては、我が国及び世界の食料安全保障の確保、地球環境問題への対応、国際農業交渉等における我が国主張への理解の促進、突発的かつ大規模な問題（復興支援、自然災害等）への対応を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託して実施した（表4）。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等への助成を実施した（表5）。

表4 農林水産業協力関係委託費

事項名	予算額(千円)
アジア環境保全型農業パートナーシップ構築支援事業	13,035
開発途上国(農業統計)人材能力改善プログラム作成事業	5,693
ASEAN 諸国等農林水産物の市場多様化のためのキャバシティー・ビルディング支援事業	18,407
地球規模の問題に対する食料・農業・農村分野の貢献策に関する基礎調査	55,188
日アセアン地域技術交流事業	27,052
アフリカ地域における食糧の持続的生産技術普及支援調査	17,000
アジア地域における持続的農業・食品産業確立支援事業	14,154
効率的な農林業経済協力に関する調査事業	34,284
海外農林業開発協力問題調査等委託費	86,785
国際漁業振興協力事業委託費	43,984

表5 農林水産協力関係補助金

事項名	予算額(千円)
開発途上国農民組織化推進費	22,000
海外食糧農業情報整備等推進費	112,459
アジア農業青年人材育成事業	59,951
海外農業開発調査費	530,561
海外農業開発事業事前調査	96,374
国際林業協力推進事業費	363,412
国際漁業振興協力事業費	1,273,311

2 技術協力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、アセアン諸国とそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

18年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の受入れ実績は30,334名で、昭和29年から18年度までの累計は325,876名にのぼっている。

このうち農林水産関係の18年度新規受入れ実績は6,259名であり、地域別、分野別受入れ実績は表6のとおりである。

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を52コース、現地国内研修を19コースを実施した。

18年度に実施した農林水産関係の集団研修のうち、

農林水産省が関連したものは23コース、190名、独立行政法人国際協力機構等が開設したものは34コース、294名であり、総数は484名になる。

表 6 18年度地域別、分野別受入人数（新規受入人数）

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	4,265	409	167	123	4,964
中 近 東	342	11	3	17	373
ア フ リ カ	234	24	50	93	401
中 南 米	135	53	40	218	446
太平洋・欧州・その他	37	5	8	25	75
計	5,013	502	268	476	6,259

(2) 専門家等の海外派遣

18年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて962名であった。その地域別・分野別内訳は表7のとおりである。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ775名が派遣された。

表 7 18年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	263	46	152	66	527
中 近 東	52	3	3	32	90
ア フ リ カ	101	8	32	16	157
中 南 米	48	38	40	30	156
太平洋	16	0	1	9	26
欧州	4	0	0	0	4
計	486	95	228	153	962

(3) 技術協力プロジェクト

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせで実施する技術協力プロジェクトは18年度において表8のとおり99件であった。

以上のほか、18年度において技術協力プロジェクト

のための事前評価調査を行ったものとしては、

中華人民共和国	草原における環境保全型節水灌漑モデル事業
中華人民共和国	山西省雁門関地区生態環境回復及び貧困緩和プロジェクト
中華人民共和国	新疆天然草地生態系保護と牧畜民定住プロジェクト
インドネシア	東部インドネシア地域資源に立脚した肉牛開発計画プロジェクト
エルサルバドル	零細農業支援
ブルキナファソ	コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画
タンザニア	灌漑農業技術普及支援体制強化計画
ミャンマー	農業普及人材育成計画プロジェクト
スリランカ	乾燥地域の灌漑農業における総合的管理能力向上
ラオス	農業統計能力強化プロジェクト
タイ	農業協同組合におけるコミュニティリーダー育成計画
タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア	カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ及びベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト（フェーズ2）
マラウイ	シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト
バングラデシュ	農村開発技術センター機能強化計画フェーズ2
キューバ	水産分野の技術協力検討調査
セネガル	農村自立発展プロジェクト
トルコ	カレイ類養殖事前調査

の17件がある。

表8 18年度技術協力プロジェクト案件
プロジェクト名

実施期間

国名	プロジェクト名	実施期間
＜新規案件＞		
(農業分野)		
中華人民共和国	山西省雁門関地区生態環境回復及び貧困緩和プロジェクト	2007.3.22～2011.3.2
ラオス	気象水文業務改善計画プロジェクト	2006.7.23～2010.1.22
エジプト	砂漠開拓地（ムバラクスキーム）農民農業生産技術向上	2006.6.10～2009.3.31
トルコ	東部黒海地域営農改善計画プロジェクト	2007.2.1～2010.3.31
ケニア	小規模園芸農民組織強化プロジェクト	2006.8.8～2009.8.8
グアテマラ	グアテマラ国高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画	2006.10.12～2011.10.11
パラグアイ	南東部小農強化計画プロジェクト	2007.1.17～2010.1.16
ルーマニア	農業協同組合育成を通じた農業経営改善計画プロジェクト	2006.6.28～2008.12.31
(畜産分野)		
インドネシア	東部インドネシア地域資源に立脚した肉牛開発計画	2006.11.15～2011.11.14
ベトナム	ベトナム国中小規模酪農生産技術改善計画プロジェクト	2006.4.9～2011.4.8
モンゴル	複合農牧業経営モデル構築支援	2006.6.9～2009.6.8
(林業分野)		
インドネシア	地方マングローブ保全現場プロセス支援	2007.1.1～2009.12.31
インドネシア	森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防計画	2006.12.1～2009.11.30
ラオス	森林戦略実施促進プロジェクト	2006.4.1～2010.9.30
エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ2	2006.10.1～2010.9.30
パナマ	アラフェラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト	2006.8.1～2011.7.31
(水産分野)		
インド	住民参加型でのチリカ湖環境保全と自然資源の持続的利用計画	2006.9.1～2009.8.30
インドネシア	持続的沿岸漁業振興プロジェクト	2006.8.22～2009.8.21
インドネシア	地方分権化における水産漁業資源管理プロジェクト	2006.10.1～2009.9.30
フィリピン	養殖普及プロジェクト	2006.11.1～2010.4.30
セネガル	水産加工技術普及計画	2007.1.16～2009.1.15
＜継続案件＞		
(農業分野)		
インドネシア	農業経営改善のための農業普及員訓練計画	2004.1.5～2007.1.4
インドネシア	水利組合強化計画	2004.4.1～2007.3.31
インドネシア	食料安全保障政策立案・実施支援	2005.3.1～2008.2.29
エチオピア	灌漑農業改善	2005.10.1～2008.9.30
エチオピア	農民支援体制強化計画	2005.7.14～2009.7.15
カンボジア	バットンバン農業生産性強化計画	2003.4.1～2006.3.31
カンボジア	灌漑技術センター計画（フェーズII）	2006.1.10～2009.7.9
ケニア	中南部持続的小規模灌漑開発・管理計画	2005.12.8～2010.12.7
ザンビア	ザンビア・イニシアティブ地域における農村開発	2006.1.1～2008.12.31
スリランカ	トリンコマリ一県住民参加型農業農村復興開発計画	2005.7.1～2009.6.30
タイ	農業統計及び経済分析開発	2003.7.16～2008.7.15
東ティモール	マナット県灌漑稲作	2005.6.1～2008.5.31
パキスタン	北西辺境州灌漑計画策定	2005.12.8～2006.9.30
フィリピン	水利組合育成強化計画	2003.5.26～2006.9.30
フィリピン	高生産性稲作技術の地域展開計画	2004.11.15～2009.11.14
フィリピン	水利組合育成強化計画	2005.4.1～2007.9.30
ベトナム	食品工業研究所強化計画	2002.9.6～2007.9.5
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画	2006.1.18～2008.1.17
ラオス	食料安全保障情報に関する統計職員的能力開発国内研修	2005.10.2～2005.11.27

ベトナム	ミバエ類殺虫技術向上	2004.11.1~2007.10.30
ベトナム	農業生産性向上のための参加型水管理推進計画	2005.6.30~2010.6.29
中華人民共和国	大型灌漑区節水かんがいモデル計画	2001.6.1~2006.5.31
中華人民共和国	持続的農業技術研究開発計画	2002.2.6~2007.2.5
ネパール	農業研修普及改善計画	2004.1.9~2009.1.8
ミャンマー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減	2005.4.1~2010.3.31
ブータン	東部2県農業生産技術開発・普及支援計画	2004.6.15~2009.6.14
パプアニューギニア	小規模稲作振興	2003.12.1~2008.11.30
メキシコ	農業機械検査・評価事業計画（補完協力）	2004.3.1~2007.2.28
ボリビア	農業総合試験場	1957.9.1~2010.3.31
ボリビア	小規模農家向け優良稲種子普及計画	2000.8.1~2005.7.31
ブラジル	トカンチンス州小規模農家農業技術普及システム強化計画	2003.4.1~2006.3.31
チリ	住民参加型農村環境保全計画	2000.3.1~2007.2.28
ペルー	種子の品質管理	2003.4.1~2006.3.31
パラグアイ	農業総合試験場	1957.9.1~2010.3.31
アフガニスタン	国立農業試験場再建計画	2005.6.15~2010.6.14
エジプト	ナイルデルタ水管理改善計画	2000.3.1~2007.2.28
ガーナ	農民参加型灌漑管理体制整備計画	2004.10.1~2006.9.30
象牙海岸	灌漑稲作営農改善計画（フェーズII）	2002.11.1~2007.10.31
タンザニア	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画（フェーズII）	2001.10.1~2006.9.30
ザンビア	孤立地域参加型村落開発計画	2002.6.1~2007.5.31
エチオピア	農民支援体制強化計画	2004.7.16~2009.7.15
（畜産分野）		
インドネシア	地域資源利用型酪農適正技術普及	2004.7.1~2007.6.30
タイ	タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画	2001.12.25~2006.12.24
中華人民共和国	黒竜江省酪農乳業発展計画	2001.7.1~2006.6.30
[南米地域]	広域協力を通じた南米南部家畜衛生改善のための人材育成	2005.7.30~2010.7.31
メキシコ	ハリスコ州家畜衛生診断技術向上計画	2001.12.10~2006.12.9
ニカラグア	中小規模農家牧畜生産性向上計画	2005.5.11~2010.5.10
ボリビア	小規模畜産農家のための技術普及改善計画	2004.12.6~2008.12.5
ウガンダ	家畜疾病対策計画	2005.12.1~2007.11.30
（林業分野）		
インドネシア	炭素固定森林経営現地実証調査	2001.1.17~2006.1.16
インドネシア	森林火災予防計画（フェーズII）	2001.4.15~2006.4.14
インドネシア	マングローブ情報センター計画F/U	2004.5.15~2006.5.14
カンボジア	森林分野人材育成計画（フェーズII）	2005.12.15~2010.12.14
マレーシア	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム	2002.2.1~2007.1.31
フィリピン	地域住民による森林管理プログラム強化計画	2004.6.15~2009.6.14
ベトナム	北部荒廃流域天然林回復計画	2003.10.1~2008.9.30
ベトナム	森林火災跡地復旧計画	2004.2.16~2007.2.15
ベトナム	中部高原地域森林管理計画	2005.6.20~2008.9.19
ラオス	森林管理・住民支援	2004.2.1~2009.1.31
ミャンマー	乾燥地共有林研修・普及計画	2001.12.15~2006.12.14
中華人民共和国	四川省森林造成モデル計画	2000.7.1~2007.10.31
中華人民共和国	日中協力林木育種科学技術センター計画	2001.10.18~2006.10.17
中華人民共和国	日中林業生態研修センター計画	2004.10.18~2009.10.17
ウルグアイ	CDM植林実施能力強化	2005.11.30~2007.11.29
ニカラグア	住民による森林管理計画	2006.1.1~2010.12.31
パナマ	アスウェロ半島森林保護区生物多様性保全のための研究・評価	2005.11.15~2008.11.14
ブラジル	東部アマゾン森林保全・環境教育	2004.1.17~2007.1.16

ブラジル	アマパ州氾濫原における森林資源持続利用計画	2005.11.2~2009.5.1
セネガル	総合村落林業開発計画	2000.1.15~2007.3.31
セネガル	サルームデルタにおけるマングローブ持続的管理計画	2005.11.25~2008.3.31
ガーナ	移行帯地域参加型森林資源管理計画	2004.3.30~2009.3.29
ケニア	半乾燥地農地林活動強化計画	2004.3.29~2007.3.28
エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画	2003.10.1~2006.9.30
(水産分野)		
インドネシア	淡水養殖振興計画	2000.8.28~2007.8.27
カンボジア	淡水養殖改善・普及計画	2005.2.28~2008.2.27
ラオス	養殖改善・普及計画 (フェーズII)	2005.4.23~2010.4.22
チュニジア	沿岸水産資源の持続的利用計画	2005.6.23~2010.6.22
トルコ	黒海カレイ持続的種苗生産技術開発	2004.11.22~2007.1.31
モロッコ	零細漁業改良普及システム整備計画	2001.6.1~2006.5.31
マラウイ	在来種増養殖技術開発計画	1999.4.1~2006.3.31
マダガスカル	北西部養殖振興計画	2003.12.1~2006.5.31
メキシコ	ユカタン半島沿岸湿地保全計画	2003.3.1~2008.2.29
エクアドル	ガラパゴス諸島海洋環境保全計画	2004.1.20~2009.1.19
コスタリカ	ニコヤ湾持続的漁業管理計画	2002.10.1~2007.9.30
トリニダード・トバゴ	持続的海洋水産資源利用促進計画	2001.9.25~2006.9.24
エルサルバドル	貝類増養殖開発計画	2005.1.11~2008.1.10

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表9のとおり38件実施した。

表9 平成18年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名
〔アジア地域〕		
1	インド	ヒマーチャル・プラデッシュ州作物多様化総合開発調査
2	インドネシア	農家所得の向上調査：農産加工及び農村金融
3	カンボジア	公開市場整備計画調査
4	カンボジア	プレクトノット川流域農業総合開発計画調査
5	カンボジア	流域灌漑・排水基本計画
6	キルギス	営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査
7	スリランカ	灌漑分野に係る総合的管理能力向上計画調査
8	スリランカ	津波被災地域コミュニティ復興支援調査
9	タイ	北タイにおける天然資源管理と持続可能な農業農村開発のための能力強化戦略・実施計画調査
10	フィリピン	国営灌漑システム維持管理・改善計画策定手法調査
11	ベトナム	造林計画策定能力開発
12	ベトナム	北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン策定調査

13	ベトナム	CDM 造林促進開発調査
14	ミャンマー	中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査
15	中国	水利権制度整備調査
16	中国	首都周辺風砂被害地域植生回復モデル計画調査
17	東ティモール	ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画

〔アフリカ地域〕

18	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑開発計画
19	ウガンダ	収穫後処理及び流通市場開発計画
20	ガーナ	コメ総合生産・販売調査
21	ガボン	水産マスタープラン
22	ギニア	ソンフォニア低地における灌漑農業機械化及び水管理計画調査
23	ケニア	ニヤンド及びホマベイ県における地方開発プログラム調査
24	ケニア	ニヤンド川流域総合管理計画調査
25	セネガル	漁業資源評価・管理計画調査
26	セネガル	稲作再編計画調査
27	タンザニア	地方開発セクタープログラム策定支援調査フェーズ2
28	チャド	スーダン難民キャンプ周辺コミュニティ開発計画調査
29	ニジェール	サヘル・オアシス開発計画調査
30	マダガスカル	アロチャ湖南西部流域管理及び農村総合開発調査
31	マラウイ	農民組織による灌漑施設管理能力向上計画調査
32	マリ	セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査
33	モーリタニア	オアシス地域の女性の支援のための開発調査
34	ルワンダ	東部県ブゲサラ郡持続的農業農村開発調査

- 35 南アフリカ共和国 リンポボ州スクネ郡スクノード
地域農村総合開発計画調査
〔中南米地域〕
- 36 チリ CDM 植林に関する能力開発及び促進
のための調査
〔中近東地域〕
- 37 イラン ケルマン州バム地震被災地灌漑農業復
興開発調査
- 38 パレスチナ ヨルダン渓谷水環境整備計画

(5) 養成確保事業

我が国の農林水産業協力を効率的に実施するためには、協力に関する幅広い知識を備え、かつ十分な語学力を有する農業技術者を組織的・計画的に専門家を養成することが必要である。このため、当省実施の研修及び国際協力機構（JICA）実施の専門家養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 農林水産省実施の研修

農林水産省の職員を対象に、農業開発協力事業に従事しう幅広い資質を備える農林水産業技術者の養成を組織的・計画的に行う必要性から研修を実施。（平成18年度の研修実績：8名受講）

イ 国際協力機構（JICA）実施の研修

JICA 国際協力総合研修所が実施する研修で、能力強化研修として、特定の分野や課題について国際協力の現場で必要となる知識やスキルの向上を目的とした短期研修や政策研究大学院大学修士課程に開設している「国際開発プログラム」に入学（長期研修）し、専門能力を高める。

(6) 海外技術交流事業

ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

18年度には、日本側から「鳥インフルエンザ（抵抗性鶏の育種）」のテーマで派遣、ロシア側から「小型農業機械に係る調査」、「鳥インフルエンザに係る調査」のテーマで受入れを行った。18年度までに54チームを派遣し、57チームを受け入れた。

イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。18年6月には第

25回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

18年度には日本側から「植物新品種育成者権の審査・権利行使に関する協力」「トビイロウンカの飛来予測・発生予察に関する国際ネットワーク開発に関する調査」及び「ヤチダモの遺伝変異及び遺伝資源に関する調査研修」の考察団を派遣し、中国側から「農業科学技術の成果の転化」「麦類生産技術」及び「リング技術」の考察団を受け入れた。18年度までに96チームを派遣し、106チームを受け入れた。

ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

18年度には東京において第39回委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「新たな展開に向けた研究開発」等について討議した。

エ 日アセアン地域技術交流

アセアン地域各国の農業政策担当官と農業農村開発政策に関する意見交換を実施し、適時、的確な協力ニーズを把握し、食料・農業・農村分野の我が国政府開発援助の一層の効率化を図るとともに、EPAやWTOなどの国際農業交渉に関する情報交換を実施するため、18年度にアセアン農業政策担当セミナー、シンポジウムを開催した。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

(1) 一般無償資金協力等

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額（当初、KR及び2KR除く）は、平成16年度は1,667億円、平成17年度は1,606億円、平成18年度は1,509億円と厳しい財政状況である。

このうち、農林関係では平成18年度において10件計65億円、水産関係では6件計46億円、農林水産関係合計16件計111億円が供与され、その供与実績は表10のとおりである。

以上のほか、18年度において無償資金協力の実施の

ために表11の基本設計調査を行った。

表10 18年度一般無償資金協力等実績
(交換公文ベース)

国名	案件名	金額 (億円)	区分
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画(第5期)	2.18	アジア/林
ミャンマー	中央乾燥地植林計画(第4期)	3.30	アジア/林
ポリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画(第1期)	3.10	中南米/農
エジプト	第四次上エジプトかんがい施設改修計画(第1期)	4.32	中近東/農
エジプト	ダマンフル農業機械化センター近代化計画(詳細設計)	0.46	中近東/農
グアテマラ	熱帯低気圧スタン災害復興支援計画	8.34	中南米/農
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画(国債1/2)	2.69	アフリカ/農
カンボジア	カンダススタンかんがい施設改修計画(国債2/3)	9.74	アジア/農
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画(国債2/4)	29.13	アジア/農
エジプト	バハルヨセフかんがい用水路サコーラ堰改修計画(国債3/3)	2.37	中近東/農
(農林関係案件計)	10件	65.63	
ペルー	タララ漁港拡張・近代化計画(第2期)	10.22	中南米/水
アルジェリア	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画(第2期)	4.88	中近東/水
ギニア	ブルビネ零細漁港拡張計画(第1期)	4.05	アフリカ/水
セントビンセント及びグレナディーン諸島	オウイア水産センター整備計画(第1期)	5.55	中南米/水
スリナム	バラマリボ小規模漁業センター整備計画	8.17	中南米/水
キリバス	南タラワ水産業関連道路整備計画	12.85	大洋州/水
(水産関係案件計)	6件	45.72	
(18年度合計)	16件	111.35	

表11 18年度無償資金協力基本設計調査

国名	案件名
インドネシア	鳥インフルエンザ等重要家畜疾病に對する家畜衛生ラボ改善計画
エジプト	ダマンフル農業機械化センター近代化計画
ベトナム	海岸保全林植林計画
エジプト	第四次上エジプト灌漑施設改修計画
バングラデシュ	ハオール地域住民生活改善計画
モルドバ	農業機械化訓練センター機材整備計画
マダガスカル	アンチラベ農業機械訓練センター拡張・機材整備計画
ソロモン諸島	アウキ市場建設・埠頭修復計画
エジプト	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画
ポリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画
キリバス	南タラワ水産業関連道路整備計画

ツバル	フナフチ港改善計画
ギニア	ブルビネ零細漁港拡張計画
インドネシア	持続的沿岸漁業振興計画
セーシャル	漁業設備及び機材整備計画
セントビンセント及びグレナディーン諸島	オウイア水産センター整備計画
セントルシア	アンス・ラ・レイ水揚施設開発計画
カーボベルデ	ミンデロ漁港拡張計画
スリナム	バラマリボ小規模漁業センター整備計画

(2) 食糧援助 (KR)

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR 援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999(平成11)年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、18年度の我が国の供与実績は、表12のとおり、17か国及び29難民/被災民等に対し、総額120.75億円を供与した。

表12 18年度食糧援助実績(交換公文ベース)

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (億円)	供与品目
(アフリカ地域)			
エチオピア	18. 8.23	4.60	小麦
エリトリア	18. 9.12	3.50	小麦
マリ	18.11.17	2.90	米
ジブチ	19. 3. 1	1.00	米
モーリタニア	19. 3. 5	3.80	米
ブルキナファソ	19. 3. 6	3.40	米
セネガル	19. 3. 6	3.50	米
カーボヴェルデ	19. 3. 6	1.70	米
ガンビア	19. 3. 6	2.20	米
モザンビーク	19. 3.16	2.15	米
ニジェール	19. 3.19	3.80	米
コンゴ(民)	19. 3.20	3.80	米
(アジア地域)			
モンゴル	18.11.23	2.00	小麦
モルディブ	18.12.12	1.40	小麦粉
ネパール	19. 3.15	3.00	米
ラオス	19. 3.20	3.20	米
(中南米地域)			
ハイチ	19. 3.22	3.60	米
(UNRWA 経由)			
パレスチナ難民	19. 3.18	5.00	小麦粉・豆類
(WFP 経由)			
チャド被災民	18. 7.28	1.50	小麦粉、CSB
スーダン被災民	18. 7.28	9.80	小麦、CSB
ケニア干魃被災民	18. 7.28	5.50	米
ウガンダ北部避難民等	18. 7.28	3.30	米
アフガニスタン国内避難民等	18.10.31	3.50	小麦

フィリピン・ミンダナオ地域被災民	18.10.31	1.40	CSB、豆類
パレスチナ住民	18.12.15	1.60	小麦粉、ツナ缶詰
シエラレオネ社会的弱者	18.12.15	1.70	小麦、豆類、CSB
スワジランド社会的弱者	18.12.15	1.00	メイズミール
ザンビア社会的弱者	18.12.15	1.50	トウモロコシ、CSB
ジンバブエ社会的弱者	18.12.15	1.50	トウモロコシ
マラウイ社会的弱者	18.12.15	2.00	トウモロコシ
バングラデシュ社会的弱者	19. 2.27	4.00	米
ギニアビサウ社会的弱者	19. 2.27	1.10	米
東ティモール社会的弱者	19. 2.27	1.10	米
ニカラグア社会的弱者	19. 2.27	1.20	CSB、豆類
ブルンジ社会的弱者	19. 2.27	1.80	米、トウモロコシ
アンゴラ社会的弱者	19. 2.27	2.90	米
ルワンダ社会的弱者	19. 2.27	1.40	米
タンザニア社会的弱者	19. 2.27	3.10	米
コンゴ(共)社会的弱者	19. 2.27	1.30	米
コートジボワール社会的弱者	19. 2.27	2.20	米
リベリア社会的弱者	19. 2.27	2.00	麦、豆類
レソト社会的弱者	19. 2.27	1.00	メイズミール
カンボジア社会的弱者	19. 2.27	2.10	米、ツナ缶詰
ギニア社会的弱者	19. 3.19	1.80	米
サントメ・プリンシペ社会的弱者	19. 3.19	1.30	米
ソマリア社会的弱者	19. 3.19	3.60	米、トウモロコシ、CSB
計	17か国29難民等	120.75	

フィリピン	19. 3.19	300	肥料
(アフリカ)			
ブルキナファソ	19. 2. 9	330	肥料
モーリタニア	19. 3. 5	300	肥料、農業機械
ルワンダ	19. 3. 5	130	肥料
ガンビア	19. 3. 6	140	肥料
ナミビア	19. 3.14	150	肥料、農業機械
エリトリア	19. 3.15	310	肥料
ニジェール	19. 3.19	300	肥料、農業機械
(中近東・北アフリカ)			
エジプト	19. 2.20	290	農業機械
イエメン	19. 3. 6	330	農業機械
(中南米)			
エクアドル	19. 3.15	450	肥料
(東欧等諸国及びその他諸国)			
モルドバ	19. 1.11	220	農業機械
(FAO 経由)			
ハイチ	19. 2.27	90	ハリケーン被災農家支援
スーダン	19. 3.19	190	種子生産支援・園芸促進支援事業
モザンビーク	19. 3.19	124	劣化農薬の保全及び回収のための事業
パレスチナ	19. 3.19	100	園芸復旧事業
計	20件		4,834

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

18年度に実施された円借款政府調査等に関し、農林水産関連案件への助言を行った。

18年度の農林水産関連案件は表14のとおり計12件、1,255億円である。

表14 18年度円借款実績 (交換公文ベース)

国名	案件名	交換公文	供与限度額 (百万円)
中国	河南省植林計画	H18. 6.23	7,434
中国	貴州省環境社会発展計画	H18. 6.23	9,173
モルディブ	モルディブ津波復興計画	H18. 6.26	2,733
ペルー	灌漑サブセクター整備計画	H18.11.20	5,972
イラク	灌漑セクターローン	H19. 1.10	9,514
インドネシア	貧困削減地方インフラ開発計画	H19. 3.28	23,519
モロッコ	河川流域保全計画	H19. 3.30	3,165
チュニジア	南部オアシス節水農業支援計画	H19. 3.30	5,260
中国	吉林省松花江流域生態環境整備計画	H19. 3.30	9,500
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画	H19. 3.30	23,974

(3) 貧困農民支援 (2KR：旧食糧増産援助)

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。(14年12月、外務省改革に関する「変える会」での議論を受け、適正使用及び環境配慮の観点から、農薬については原則として供与しないこととなった。)

また、17年度より、「貧困農民支援」に名称変更しつつ、裨益対象を貧困農民、小農とすることを一層明確化し、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指していくこととなった。

なお、本援助は KR 援助と対比して「2KR 援助」とも呼ばれることがある。

18年度の供与実績は表13のとおり、計20件、総額48.34億円である。

表13 18年度貧困農民支援実績 (交換公文ベース)

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (百万円)	援助品目等
(アジア)			
ブータン	19. 1.24	240	農業機械
ネパール	19. 3. 5	300	肥料
スリランカ	19. 3. 9	330	農業機械
インドネシア	19. 3.12	200	肥料

インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画	H19. 3.30	7,725
インド	グジャラート州森林開発計画（フェーズ2）	H19. 3.30	17,521
計	12件		125,490

(5) 国際協力事業団開発協力事業（投融資）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団（現国際協力機構）を通じて資金援助等を行ってきた。

農林業分野の18年度の融資実績はなかった。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたことから、平成15年度以降、現在の国際協力機構においては既に承諾済みの案件に限り融資、技術面の支援を行っている。

4 多国間協力

(1) 国連食糧農業機関（FAO）

ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約1,000名（国際職員、2007年3月現在）以上の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、189か国及び欧州共同体である。

FAOは、各国国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

(ア) 情報活動

食料、農業、林業、水産業及び栄養に関する情報の収集、分析、公表

(イ) 中立的な討議の場

すべての国が主要な食料・農業問題に関して討議し、政策を策定するための中立的な討議の場の提供

(ウ) 政府への助言

農業政策・計画の立案・策定に必要な行政・立法組織に関する加盟国政府への助言

(エ) 開発援助

広範囲にわたる技術援助プロジェクトを通じた

支援

イ 第34回 FAO 総会

第34回 FAO 総会は2007年11月に FAO 本部（ローマ）で開催され、農業・食料の現状に関する各国政府代表による演説が行われたほか、独立外部評価、2008-09年 FAO 事業・予算計画等についての議論がなされた。

ウ ミレニアム開発目標と世界食料サミットの目標

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。2002年6月に FAO 本部で世界食料サミット5年後会合が開催され、「世界の食料安全保障の確立に向けた各国の取組の強化を求める」宣言が採択された。また、国連は、2000年にミレニアム開発目標（MDG）を掲げた。その中の MDG1は、世界の飢餓と栄養不足人口率を半減させることを目標としている。これは、FAO の果たす主要な任務であり、世界食料サミットの目標達成は、同時に MDG1の達成に大きく貢献するものである。

エ その他

FAO に専門家として20名、準専門家として4名の職員を派遣中（平成19年3月現在）である。

また、FAO のプロジェクトの「アジア食料安全保障情報化推進事業」（51万ドル）、「市民社会参加型農村開発支援事業」（26万6千ドル）、「持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業」（46万3千ドル）、「水産養殖ガイドライン策定事業」（8万2千ドル）、「漁業対象種の CITES 附属書掲載評価検討事業」（31万ドル）、「アジア地域の農業分野における復興支援事業」（116万2千ドル）、「アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業」（78万6千ドル）、「アジア水田・水環境システム分析評価事業」（22万5千ドル）、「アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業」（53万8千ドル）、「途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業」（87万1千ドル）及び「国際食品規格策定・整備事業」（18万9千ドル）に対して拠出を行った。

(2) 世界食糧計画（WFP）

世界食糧計画（WFP）は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及び FAO の共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途上国に穀物、植物油等を援助している。

我が国は平成18年度において、WFP に対して通常拠出603万ドル（現金423.9万ドル、現物分（米及び水

産缶詰)179.1万ドル)、国際緊急食糧リザーブ180万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助(66.2億円)を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行う機関である。

我が国は、従来より ESCAP のほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力 (2006年度211万ドル) (2005年度235万ドル) 及び技術協力を実施している。

(4) 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した (加盟国165)。

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。

IFAD 創立時の当初拠出及びその後行われた6回の増資における累計拠出で、日本は、総額約2.8億ドルを拠出、拠出シェアでは6%となり、米、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国として貢献している。

(5) 国際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画 (UNDP) が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国 (機関) のグループで、事務局を世銀内に置いている。2007年11月現在、メンバーは47か国、13地域・国際機関、4財団である。さらに世銀、IFAD、FAO、UNDP が共同出資者である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所 (IRRI、フィリピン)、国際とうもろこし・小麦改良センター (CIMMYT、メキシコ)、国際水管理研究所 (IWMI、スリランカ) 等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2006年度は CGIAR 事務局及び本グループ傘下の15研究所等に対し8.8億円 (外務省計上) の拠出を行ったほか、農林水産省からは IRRI、CIMMYT、IWMI

に特別拠出を行った。

(6) アジア生産性機構 (APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている (加盟国20か国)。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力 (平成18年度予算35,475千円) を行っている。

(7) 世界銀行

世界銀行とは、有利子の融資を行う国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development : IBRD) と無利子の融資を行う国際開発協会 (International Development Association : IDA) の2つの機関の総称である。

IBRD 及び IDA は、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸し付け・融資により支援を行っている。

IBRD は1946年に設立 (加盟国185)、IDA は1960年に設立 (加盟国166) された。いずれも、我が国は米国に次いで第2の出資比率を有している。

(8) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟 (ICA) は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された協同組合の国際機関である (現在の本部：ジュネーブ)。ICA にはあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、85ヵ国220団体、傘下の組合員は世界全体で8億人を超えている。

我が国は、開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICA の行うアジア諸国の農協指導者の育成強化、世界の漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対し拠出を行った (平成18年度予算11,000万円)。

(9) その他

以上のほか、我が国は、国際熱帯木材機関 (ITTO)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、メコン河委員会 (MRC)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、国際獣疫事務局 (OIE)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、み

なみまぐろ保存委員会 (CCSBT) 等に対して資金拠出等の協力を行っている。

第4節 情報の受発信

1 海外農業情報

諸外国の農林水産業の概要、農林水産物貿易の概要や農業政策等の情報を収集・分析し、これら最新の情報をインターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

2 我が国の農産物貿易

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況を取りまとめ、インターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

3 海外広報

我が国の農林水産施策の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」の発行、外国政府等からの訪問者に対する我が国の農林水産業政策の説明等を行った。

第3章 統計部

第1節 統計の企画調整

1 統計企画

農林水産統計については、農林水産施策全般の改革に即し、農林水産業・食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的、重点的に実施し、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を行った。

具体的には、①農林業施策の新たな展開方向に対応するため、経営や多面的機能に着目した調査体系への見直しを行って実施した2005年農林業センサスの結果を収録した報告書・CD-ROMを作成するとともに、その結果の高度利用を促進するための地域データベースを構築、②多様な担い手の育成・確保に係る施策の企画・立案、推進に向けて集落営農組織の実態を把握、③耕作放棄地の解消・発生防止に活用するため、農振農用区域内の耕作放棄地面積を把握、④食の安全及び消費者の信頼確保に向けた施策の推進資料を作成することを目的に、HACCP手法の導入状況等の実態、トレーサビリティ・システムの導入・実施の状況等の実態等を把握、⑤農林水産省ホームページにおける「農林水産統計情報総合データベース」について計画的なデータの蓄積、画面表示の改善等により充実したほか、「わがマチ・わがムラー市町村の姿」について都道府県別・市町村別統計データの検索・加工のための機能を追加するなど、利便性の向上を図った。

一方、平成16年9月に決定した「農政改革の推進に対応した農林水産統計の見直しについて」に基づき、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを順次実施するとともに、平成18年6月に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」への対応のため、統計調査の更なる見直しについて検討することとした。

2 統計調整

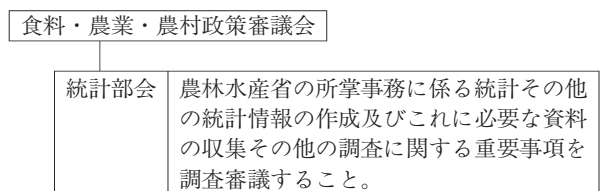
統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査

を実施するに当たり必要な統計申請手続きを行った。

3 食料・農業・農村政策審議会統計部会

平成19年3月に「第8回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、「（諮問）作物統計調査に適用する全国及び都道府県別の平成19年産水稲10a当たり平年収量」について審議及び答申を行うとともに、「農林水産統計をめぐる課題と対応」について報告を行った。

統計部会の構成及び審議する事項は以下のとおり。



4 広報関係

統計調査結果の迅速な提供と多種・多様なニーズへの対応のため、①調査結果の概要を農林水産統計（第1報）として農林水産省ホームページ等により公表、②このうち指定統計は、統計調査名称、公表名称及び公表年月日を官報に掲載、③調査結果の詳細を調査ごとの報告書や総合統計書、ポケット統計書などとして刊行、④調査を円滑に実施するため広報啓発誌を刊行した。

また、利用者の利便を図るために「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」を作成し、農林水産省ホームページ上で提供した。

さらに、農林水産統計の内容や役割をわかりやすく伝えることにより、調査の実施体制も含めた農林水産統計の有用性について国民の理解・関心を高めるため、①第1報公表時に調査結果のポイントや関連データをわかりやすく掲載した資料の配付、②ホームページ上での農林水産統計の利便性を図るための改善及び統計調査の見直しを紹介したページの作成を行った。

5 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産

業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表（第81次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。第81次は「2005年農林業センサス」の結果確定値及び「農業構造動態調査」の結果を反映し、データの充実を図った。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成18年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録し、手軽な大きさの B6判で編集したものである。平成18年版は、「2005年農林業センサス」の結果を反映し「農業経営体」の部を設けるとともに「農業の担い手の動向」の部を認定農業者等を中心に再編集した。

また、統計部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報（通巻637号—648号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。

また、平成17年10月（通巻631号）より、農林水産省ホームページ上でも提供している。

6 農林水産業生産指数

農林水産業生産指数は、基準時（平成12年）を100とする生産水準を表す数量指数として、農林水産業における生産量の動向をマクロ的、長期的に把握する指数であり、平成17年の概算及び確定を公表した。

第 2 節 情報システムの管理・運営

1 農林水産統計システム

農林水産統計システムは、「農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画について」（平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定）に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するために、平成18年度

に構築された新たなシステムであり、平成19年1月から運用を開始した。

農林水産統計システムの特徴としては、①汎用的なパッケージソフトウェアの採用による利便性の向上、加工・分析の高度化、②統計データの一元化によるセキュリティの向上、③民間データセンターへの委託による運用管理の厳格化、サービスの向上、④1人1台配置されている LAN 端末から利用可能な簡素なシステム体系等であり、迅速なデータ提供に資するものである。

なお、農林水産統計システムの運用開始に伴い、農林水産省共同利用電子計算機システム及び農林水産統計情報処理システムは廃止された。

2 農林水産統計情報総合データベース

農林水産統計情報総合データベースは、農林水産行政の企画・立案・推進に資するとともに、国民への行政サービスの向上を図るため、農林水産省ホームページからアクセスすることができるデータベースシステムとして平成15年4月から運用を開始した。

平成18年度は、画面表示の改善を行うとともに、引き続き最新データの蓄積を行った。

第 3 節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 営農類型別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体（組織経営）を対象に、経営形態別、営農類型別に、農業事業全体と部門別の収支・所得等を把握することにより農業経営の実態を明らかにし、農政推進の資料とする。

なお、農家における野菜・果樹・花き等の部門については、品目により経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象

農家（経営耕地面積30 a 以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）及び農家以外の農業事業体を調査対象とした。

品目別統計は、当該品目を10 a 以上（施設野菜及び施設花き品目については300㎡以上）作付けし販売する農家等を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体が作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」及び「品目別経営統計」として刊行する。

(2) 経営形態別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体のうち法人格を有するもの（組織法人経営）を対象に農業構造の変化と農業経営の動向等を明らかにし、各種農業施策を推進する上で必要な資料とする。

イ 調査対象

営農類型別経営統計の調査対象（農家及び農家以外の農業事業体のうち法人格を有するもの（組織法人経営））及び農家にあつては当該営農類型に分類されないその他経営農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体が作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

農家における四半期ごとの収支については、各四半期の翌々に公表した。農家及び農家以外の農業事業体のうち法人格を有するもの（組織法人経営）における1年間の調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「経営形態別経営統計」として刊行する。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の

政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、いも類、豆類及び工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆の行政価格算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、

農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 農業経営の動向に関する定点分析調査

(1) 調査の目的

本調査は、地域営農類型ごとに意欲を持って経営改善に取り組んでいる事業体について、個々の農業経営の実態を把握するとともに、個別の経営事例ごとに定点観測の手法を用いて経営の長期的な発展過程を経年的に明らかにし、農業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象農家

全国の事業体のうち、営農類型ごとに定めた規定を満たす事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体が保有している青色申告用の財務諸表等の会計資料等の閲覧、整理帳及び固定資産整理帳を用い、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行い、また、労働時間の把握が困難な場合は、調査客体に作業日誌を配付して記帳を依頼した。

(4) 調査結果の公表

当該年の経営について、その秘密に属する事項の保護に配慮しつつ、経営概況、経営収支、投下労働時間等の概要及び過年度結果と合わせた年次別の経営収支、労働時間等の概要を公表する。

3 林業経営統計調査

(1) 調査の目的

ア 林業経営統計

この統計は、林家の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

イ 栽培きのご経営統計

この統計は、栽培きのご経営体の経営収支等を把握することにより栽培きのご経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 林業経営統計

保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている林家及び保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上である林家を調査対象とした。

イ 栽培きのご経営統計

生しいたけ(保有ほだ木数3千本以上の原木栽培、菌床栽培)、乾燥しいたけ(保有ほだ木数3千本以上の原木栽培)、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ及びなめこのいずれかを生産し、当該栽培きのこの過去1年間の販売額が50万円以上である栽培きのご経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査(協力の得られる調査客体については郵送による)と、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

4 漁業経営調査

(1) 調査の目的

漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 個人経営体調査

全国の漁業経営体のうち、第2種兼業漁家を除く個人であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として小型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物(ぶり類、まだい)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 会社経営体調査

全国の漁業経営体のうち、会社であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10T以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物(ぶり類、まだい)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

ア 個人経営体調査

調査経営体に日記帳を配付して記帳・記入を依頼し、日々の現金収支、労働時間等については記帳(自計申告)、財産の増減等については農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行う方法、若しくは調査経営体に調査票を配付して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記

入（自計申告）する方法のいずれかにより調査を行った。

イ 会社経営体調査

調査経営体が自己の経営管理や税務処理に備えて作成記録している会計帳簿類、財務諸表等を利用して、調査経営体の決算終了後に調査票へ記入（自計申告）する方法により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

5 農業物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価等を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農業物価指数等を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の3種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

なお、平成19年1月調査より、農業臨時雇賃金調査については廃止した。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等を調査対象とした。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

なお、平成19年1月調査以降は、原則として農業物価統計調査員の面接又は電話による聞き取りにより調査を行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

6 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（市町村別推計値）

農業産出額は、市町村を推計単位として、市町村別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに、林業経営統計調査等を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ 漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めたものである。

海面漁業・養殖業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に漁業経営調査結果から求めた所得率を乗じて推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録・刊行する。

第4節 構造統計調査

1 農林業センサス

(1) 2005年農林業センサス報告書の刊行

平成18年度は、2005年農林業センサスの調査結果の有効利用を図るため、農林業経営体調査、農山村地域

調査及び農村集落調査の各調査別の集計結果に基づく各種報告書を作成し、公表した。

- 第 1 巻 都道府県別統計書 (全 47 冊)
- 第 2 巻 農林業経営体調査報告書 — 総括編 —
- 第 3 巻 農林業経営体調査報告書
— 農林業経営体分類編 —
- 第 4 巻 農林業経営体調査報告書
— 農業経営部門別編 —
 - 第 1 集 水稻、畑作、麦類、大豆、さとうきび
 - 第 2 集 野菜、果樹、花き・花木、施設園芸
 - 第 3 集 酪農、肉用牛、養豚、養鶏
- 第 5 巻 農林業経営体調査報告書
— 種類別統計編 —
- 第 6 巻 農業構造動態統計報告書
(平成 19 年度刊行予定)
- 第 7 巻 農山村地域調査及び農村集落調査報告書
- 第 8 巻 農業集落類型別統計報告書

(2) 地域データベースの作成

2005 年農林業センサスにおいては、農林業センサス等の農林水産省が所管する統計に加え、国勢調査結果、行政記録等を集約し、一体的な利用を可能とする地域データベースを構築した。

2 漁業センサス

平成 20 年 11 月 1 日現在で「2008 年漁業センサス」の実施を予定しており、平成 18 年度は、これに向けて、「2008 年漁業センサス研究会」を開催した。

この研究会においては、ア～ウについて検討を行い、その内容をホームページ上で公表した。

ア 2008 年漁業センサスの課題と対応方向に関する事項

イ 調査項目に関する事項

ウ 2008 年漁業センサス試行調査に関する事項

日程

- 第 1 回 平成 18 年 12 月 14 日
- 第 2 回 平成 19 年 2 月 6 日
- 第 3 回 同 2 月 26 日
- 第 4 回 同 3 月 27 日

3 農業構造動態調査

ア 調査の目的

この調査は、5 年ごとに実施している農林業センサスの中間年次に、農業の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

調査は、平成 19 年 2 月 1 日現在及び調査日前 1 年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について調査客体による自計申告により行った。

家族経営体は、2005 年農林業センサスの家族経営体を母集団とし、主業、準主業、副業別に分類した上で、市町村別に一定基準で調査区を設定し、系統抽出法により抽出した。調査は、調査員が調査票を配付及び回収する方法により実施した。

組織経営体は、2005 年農林業センサスの組織農業経営体を母集団とし、専ら農作業受託を行う組織経営体、それ以外の組織経営体別に、それぞれ農作業受託料金収入、農産物販売金額を指標として都道府県別に系統抽出法により抽出した。調査は、統計・情報センターから往復郵送する方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書」として刊行する。

4 新規就農者就業状態調査

ア 調査の目的

この調査は、新たに農業に就業し、現在も農業に従事している者の就業状態等の実態を把握することにより、今後の新規就農の促進、幅広い人材の確保、多様化する就農ルートに対応した支援施策の充実等、今後の新規就農に係る諸施策の検討及び円滑な推進に必要な資料の提供を目的とした。

イ 調査の対象と調査の方法

調査は、①「新規就農者就業状態調査(経営)」の対象は、「2000 年世界農林業センサス」と「2005 年農林業センサス」の 5 年間を比較して、生活の主な状態が自営農業となり、かつ、2005 年調査時点で経営主となった者(15 歳以上 65 歳未満)、②「新規就農者就業状態調査(雇用)」の対象は、平成 17 年中(1 月～12 月)に新たに就農した者で、平成 19 年 1 月 1 日現在においても、雇用等の状態が継続している者がいる農業経営体の代表者とし、往復郵送により、調査票を配布・回収する自計申告調査で実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

5 農業資源調査

ア 調査の目的

この調査は、農道の整備状況並びに農振農用地区域内の耕地及び耕作放棄地等の実態を明らかにし、農道整備事業の計画的な実施及び食料・農業・農村

基本計画における農地の有効利用の促進に係る施策の工程管理に必要な資料とすることを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

調査は、全市町村（東京都特別区の23区を含む。）を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告の方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

6 漁業就業動向調査

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している漁業センサスの中間年次に、世帯員の漁業就業状況等の海面漁業の就業構造及びその動向について把握し、水産行政の推進に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

2003年漁業センサスで設置された調査区を抽出単位とする標本調査により行うこととし、平成18年11月1日現在において、抽出した調査区内に存在するすべての個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を対象とした。

調査は、過去1年間の世帯員の就業状況について、調査員が調査票を配布・回収し、調査客体の自計申告の方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業就業動向調査報告書」として刊行する。

7 集落営農実態調査

ア 調査の目的

集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取り組み状況を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

(ア) 集落営農実態調査

調査は、全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告調査の方法により実施した。

(イ) 集落営農活動実態調査

調査は、平成19年2月1日現在で実施した「集

落営農実態調査」で把握した集落営農を母集団とし、集落営農の代表者を対象に、調査票を郵送により配付・回収する自計申告の方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行する。（集落営農活動実態調査併載）

第5節 生産統計調査

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、耕地を約2ha（北海道は約10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査により行い、巡回・見積り、行政機関等からの情報収集及び空中写真の利用等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査し、土地利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、関係団体を対象とした面接調査により行い、巡回・見積り及び行政機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は5月以降数回にわたりその概要を公表し、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的
 水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法
 作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表
 調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的
 水稻の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法
 作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表
 調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的
 農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法
 水稻は、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

麦類は、面接調査、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、茶、果樹及び野菜については集出荷団体等に対する面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

甘味資源作物（てんさい、さとうきび）は、原料事務所及び製糖工場に対する往復郵送調査により行った。

花きについては往復郵送調査又は面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表
 調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花

きについては「花き生産出荷統計」として刊行した。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10 a 当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための資料とする。

(イ) 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り等からの情報収集の方法により、「被害減収推定尺度」を適用して調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の災害について、その概要を公表するとともに、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

2 特定作物統計調査

(1) 調査の目的

豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、そば、こんにゃくも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調査の方法

関係団体に対する面接調査及び基準筆に対する実測調査結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「作物統計」として刊行した。

3 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の資料となる「被害減収推定尺度」の作成に資する基礎資料とした。

(3) 結果の利用

これらの試験結果は、収穫量調査、被害調査等において利用している。

4 木材統計調査

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

(ア) 調査の目的

素材生産及び木材製品の生産並びに出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料を整備することを目的とする。

(イ) 調査対象と調査方法

基礎調査は、全国の製材工場、木材チップ工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、平成18年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量を調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 月別調査

(ア) 調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、

出荷量及び在庫量等について郵送調査の方法により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材流通統計調査

ア 木材価格統計調査

(ア) 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

木材価格統計調査は、素材・木材チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月素材、木材チップ及び木材製品の価格等について郵送調査の方法により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 木材流通構造調査

(ア) 調査の目的

流通段階別の木材の入荷、製品の販売状況を明らかにし、木材流通施策推進の諸施策の資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

木材流通構造調査は、工場（製材工場、合板工場、プレカット工場、集成材工場、木材チップ工場）及び木材流通業者を対象に、平成18年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材（材料）の入荷先別入荷量、製品の出荷先別出荷量、機械の所有状況等について、調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成18年木材流通構造調査報告書」として刊行する。

5 畜産統計調査

(1) 調査の目的

畜産統計調査は、主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握するとともに、飼養動向を予測するための事項を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

ア 乳用牛、肉用牛調査

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出して、調査員が調査票を配布・回収し、調査客体の自計申告（一部郵送調査）の方法により行った。

なお、牛個体識別システム（注：個体識別番号に牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用した調査体系となっている。

イ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に郵送調査の方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

6 漁業・養殖業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

イ 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りによる調査若しくは漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

ウ 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りにより調査を行った。

エ 内水面漁業漁獲統計調査

平成15年調査結果（漁業権が設定されたすべての河川及び湖沼を調査範囲として実施）に基づき、年間漁獲量100 t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が100 t未満であって、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、

対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体からの申告、郵送、調査員による面接聞き取り等により調査を行った。

オ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びびうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員による面接聞き取り等により調査を行った。

カ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

7 木質バイオマス利用実態調査

(1) 調査の目的

木材加工工場における木質バイオマス（樹皮、端材、おがくず等）発生量及びその用途を明らかにし、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、木材利用の拡大に向けた施策等の推進に必要な資料を整備する。

(2) 調査対象と調査方法

全国の製材工場、合単板工場、木材チップ工場、集材材工場及びプレカット工場から抽出した標本工場（集材材工場及びプレカット工場は全数）を対象に、平成17年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の木質バイオマス発生量及び利用量等を調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

第 6 節 流通消費統計調査

1 食品流通構造調査

(1) 調査の目的

食品産業における食品（青果物、水産物及び畜産物）の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種（業態）間における食品流通の量的なフロー（流通経路・規模）を明らかにし、食品流通構造改善等の施策の推進の資料とする。

平成18年度は青果物の品目別の流通構造を把握する調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の食品製造業を営む事業所のうち、青果物を原材料とする製造品を出荷している事業所、食品卸売業を営む事業所のうち、青果物を販売している事業所、食品小売業を営む事業所のうち、青果物を販売している事業所及び外食産業（喫茶店等を除く一般飲食店）を営む事業所を対象に、調査員又は職員が調査票を配付し郵送回収による自計申告調査又は郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通構造調査（青果物調査）報告」として刊行する。

2 生鮮食料品価格・販売動向調査

(1) 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における国産品（標準品、有機栽培品及び特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内農業を振興するための各種施策の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国15都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及び北九州市）において、生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業（従業者10人以上）、野菜・果実小売業（従業者5人以上）を営む事業所のうち、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品等を取り扱っており、POSシステムを導入しているセルフサービス店を対象に、調査員又は職員が調査票を配付し、毎月の結果を四半期ごとに郵送回収する自計申告調査により行った。

なお、平成19年1月調査より、①調査方法を、調査員が全ての調査対象に対して調査票を配付する、②調査対象店舗とする業種に、百貨店・総合スーパーを追加する等の見直しを行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、月別の結果概要を四半期ごとに公表するとともに、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行した。

3 加工食品生産統計調査

(1) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査又は調査員による面接調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

なお、平成19年1月調査より、①乳製品（全粉乳、脱脂粉乳及びバター）の在庫量の項目を追加、②生乳の乳製品向け処理量の内数として「チーズ向け」及び「クリーム等向け」の項目を追加、③牛乳生産量の内数として「学校給食用」の項目を追加する等の見直しを行った。

ウ 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査結果の概要を公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

(2) 水産加工統計調査

ア 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の水産加工品を生産する全ての陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）を対象に、加工種類別品目別生産量について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者に対し、調査員又は郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査、調査員による面接調査又は資料閲覧により行った。

なお、18年度調査より、①全数調査から標本調査へ変更、②調査品目を82品目から60品目に削減・統合する等の見直しを行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

4 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な資料とする。

平成18年度は、食の安全及び消費者の信頼の確保を展開するための施策を推進するための資料を作成することを目的に、HACCP手法の導入状況等の実態、トレーサビリティ・システムの導入・実施の状況等の実態について調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

① HACCP手法による食の安全性確保対策の実態調査は、飲食物品製造業を対象に、②「食の安全安心システム」(ユビキタス・コンピューティング技術の活用等)の導入状況調査は、各種商品小売業及び飲食物品小売業を対象に、それぞれ郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成18年度食品産業動向調査報告」として刊行する。

5 流通機構統計調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、職員又は郵送による協力者が作成した電磁的記録媒体の収集、職員による面接調査、資料閲覧又はオンライン調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物卸売市場調査報告」として刊行した。また、産地都道府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵

流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を職員による電話による聞き取り調査、面接調査、資料閲覧、職員又は郵送による協力者が作成した電磁的記録媒体の収集、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査又はオンライン調査により行った。

なお、18年4月調査より、と畜場調査(日別)、食肉卸売市場調査(日別)について、民間委託を行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による面接調査、資料閲覧又は職員若しくは郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による面接調査、資料閲覧又は職員若しくは郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産物流通統計」として刊行した。

(3) 水産物流通調査

ア 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、水揚価額及び出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査(年間調査、月別調査)及び用途別出荷量調査に区分される。

水揚量・価格調査(年間調査、月別調査)は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び水揚価額について、調査員又は郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査又は資料閲覧により行った。ただし、月別調査において、(社)漁業情報サービスセンターの水産物流通情報調査が実施されている市場については、同調査のデータを利用した。

用途別出荷量調査は、産地仲卸業者、産地卸売業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量について、調査員による面接調査又は郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に、生鮮品、冷凍品、水産加工品等の品目別の卸売数量及び卸売価額について、職員又は郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査又は調査協力者が作成した電磁的記録媒体の収集により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

なお、平成18年12月分をもって調査を廃止した。

ウ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な産地及び消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に、品目別の月間入(出)庫量、月末在庫量について、調査員による面接調査、資料閲覧又は郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

(4) 花き卸売市場調査

ア 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び卸売価額を職員による面接調査、資料閲覧、職員又は郵送による協力者が作成した電磁的記録媒体の収集、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査又はオンライン調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

6 食品流通段階別価格形成調査

(1) 調査の目的

生鮮食料品(青果物及び水産物)の流通の各段階における価格形成と経費の実態を明らかにし、生産から小売に至る流通の各段階を通じたコストの低減、効率化を進める等の食品流通構造改善施策等推進の資料とする。

平成18年度は、青果物に関する調査(青果物経費調査)を行った。

(2) 調査対象と調査手法

青果物経費調査は、①東京都内及び大阪府内に所在し、消費地卸売市場から青果物を仕入れている小売業者、②消費地卸売市場において青果物を取り扱う仲卸業者、③各調査品目毎に東京又は大阪の消費地卸売市場への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体から有意に選定した調査対象に対し、調査員又は職員が調査票の配付・回収を行い、調査対象が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成(自計申告)する方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告」として刊行する。

7 食品ロス統計調査

(1) 食品ロス統計調査

ア 調査の目的

世帯及び外食における食品の使用状況や可食食料の廃棄の実態等を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や「食生活の見直しに向けた運動の展開」等に基づく施策の推進等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の世帯及び外食産業事業所を対象とし、世帯については調査対象の実測・記帳の方法により、外食については職員の実測・記帳の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品ロス統計調査報告」として刊行した。

(2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況等を把握し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に関する施策を推進する上での資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び
外食産業を対象とし、調査票を調査員又は職員が配
付し、郵送回収による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細
を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」とし
て刊行した。

8 生鮮食料品流通情報調査

(1) 目 的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入
荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、政策
担当部局をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、
消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生
鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目
的として実施した。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等
における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提
供した。

イ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を日
別、旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結
果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供した。

ウ 流通消費情報

小売業における生鮮食料品の売れ筋情報等の情報
をマーケット・レポート（小売業情報）として旬別
に提供した。

第4章 総合食料局

第1節 食料の安定供給の確保

1 総 説

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局である。

2 食料政策の総合的企画

(1) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会

ア 総合食料分科会

総合食料分科会の所掌事務は、①新基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものの調査審議、②卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)及び食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理となっている。

(開催状況)

平成18年6月21日 ・中央卸売市場整備計画の変更(案)及び中央卸売市場開設区域の指定解除(案)について平成19年3月29日 ・卸売市場整備基本方針の変更(案)、中央卸売市場整備計画の変更(案)及び中央卸売市場開設区域の指定解除(案)について

・食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定について

(所属委員等)

(委員)

◎上原 征彦

明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授

池田 章子

ブルドックソース(株)代表取締役社長

大木 美智子
生源寺 眞一

消費科学連合会会長

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(臨時委員)

秋谷 淨恵

日清オイリオグループ(株)取締役会長

安部 修仁

(株)吉野家ディー・アンド・シー代表取締役社長

岩崎 正典

伊藤忠商事(株)食料カンパニー食糧部門市場調査室長

上谷 律子
大武 勇

(助)日本食生活協会指導部長

全国水産物商業協同組合連合会副会長

加倉井 弘
川田 一光

経済評論家

(社)全国中央市場青果卸売協会会長

柴田 明夫
神出 元一

丸紅経済研究所所長

全国農業協同組合連合会常務理事

並木 利昭

日本スーパーマーケット協会事務局長

長谷川 朝恵
飛田 恵理子

主婦、消費生活アドバイザー

東京都地域婦人団体連盟専門委員

◎総合食料分科会会長

(平成19年3月31日現在)

イ 食糧部会

総合食料分科会の所掌事務のうち、①主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること、②主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理するこ

とを目的とする食糧部会が、総合食料分科会の下に設置されている。

(開催状況)

- 平成18年6月29日 ・新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について
- 7月31日 ・新たな需給調整システムへの移行の検証に関する論点についての検証結果について
 - ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について
- 11月24日 ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定について
- 平成19年3月27日 ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定について
 - ・麦の需給に関する見通しの策定について

(所属委員等)

(委員)

- 大木美智子 消費科学連合会会長
- ◎生源寺真一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(臨時委員)

- 今井延子 全国女性農業経営者会議会長
- 岩田三代 日本経済新聞社生活情報部編集委員
- 大泉一貫 宮城大学事業構想学部事業計画学科教授
- 大蔵はま恵 JA 全国女性組織協議会会長
- 加倉井ひろ弘 経済評論家
- 竹内よしのぶ (株)証券保管振替機構代表取締役社長
- 立花ひろ宏 (社)日本経済団体連合会専務理事
- 中村りゅうじ 製粉協会会長
- 能谷るか (株)オレンジページ販売部マネージャー
- 富士しげお夫 全国農業協同組合中央会常務理事
- 藤井よしつぐ 日本生活協同組合連合会政策企画部長
- 藤尾みつや 全国米穀販売事業協同組合副理事長
- 藤岡しげのり 憲 (社)日本農業法人協会理事
- 横川きわむ 竟 (社)日本フードサービス協会前会長
- 吉水ゆみこ 伊藤忠ファッションシステムマ

ーケティングディレクター

◎部長

(平成19年3月31日現在)

ウ 食品リサイクル小委員会

食品リサイクル小委員会は、総合食料分科会の命に基づき、食品リサイクルに係る専門的な事項について調査・審議を行うために設置されている。

(開催状況)

- 平成18年4月4日 ・基本方針の見直しに係る論点整理 (案)
- 平成18年7月27日 ・中間取りまとめ (案)
- 平成18年9月27日 ・食品リサイクル制度見直しにおける論点整理 (案)
- 平成18年10月24日 ・食品リサイクル制度の見直し方向の審議
- 平成18年11月28日 ・食品リサイクル制度の見直しとりまとめ (案) の審議
- 平成18年12月26日 ・食品リサイクル制度の見直しとりまとめ (案)

(所属委員等)

(専門委員)

- 青山俊介 (株)エックス都市研究所取締役特別顧問
- 石井かずお (社)全国都市清掃会議専務理事
- 石井邦夫 (社)全国産業廃棄物連合会副会長
- 伊藤しんいち (株)市川環境エンジニアリング代表取締役
- ◎牛久保あきくに 山崎製パン(株)総務本部総務部次長
- 加藤かずたか (社)日本フードサービス協会専務理事
- 志澤まさる 日本養豚生産者協議会会長
- 藤田かおり 日経 BP 社編集委員 (日経エコロジー編集)
- まつだみやこ 富士常葉大学環境防災学部教授
- 百瀬のりこ 日本チェーンストア協会環境委員会委員 (ユニー(株)業務本部環境部長)
- 山口ひでかず (社)日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長 (株)セブン&アイホールディングス総務部環境推進シニアオフィサー)
- ◎食品リサイクル小委員会座長

(平成19年3月31日現在)

3 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的には低下傾向で推移し、平成10年度には40%となった。その後8年連続横ばいで推移していたが、平成18年度は前年度から1ポイント低下して39%となった。

一方、生産額ベースにおいても長期的には低下傾向であり、昭和40年度の86%から平成8年度は71%へと低下している。その後は70%前後で推移しており、平成18年度は前年度から1ポイント低下して68%となった。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年は減少傾向にある。このような中、平成18年度は、2,548kcal(対前年度1.0%減)となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合(PFC供給熱量比率)は、昭和35年度にはP:12.2%、F:11.4%、C:76.4%であったが、その後、急速に脂質の割合が増加し、近年においてもその傾向は継続している。このような中、平成18年度は、P:12.9%(対前年度0.2ポイント減)、F:29.1%(同0.1ポイント増)、C:58.0(同増減なし)となった。

なお、平成18年度の品目別の消費量(国民1人・1日当たり供給純食料)についてみると、前年度と比べ、牛乳・乳製品、ばれいしょ、鶏肉等が増加し、魚介類、みかん、豚肉等が減少した。

(3) 食料自給率に関する情報提供等

食料自給率は、国内生産だけでなく、国民の食料消費のあり方によって左右されるものであるため、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)において設定されている食料自給率目標(平成27年度においてカロリーベースで45%等)を達成するためには、消費・生産両面にわたる国民参加型の取組が不可欠である。

このような取組を促進するため、平成18年度におい

ても引き続き、「我が国の食料自給率とその向上に向けて—食料自給率レポート—」を作成し、消費者、生産者、食品産業等の関係者に対し、食料自給率や消費・生産等の動向に関するわかりやすい情報提供を行った。

また、食料自給率と食生活の関係の理解を深めていただくため、食事の献立等からカロリーベースの食料自給率、摂取熱量、食事バランス等を知ることができ「食料自給率早見ソフト」及び食料自給率を市町村などの地域レベルでより一層身近なものとして捉えてもらうため、地域の食料自給率を簡単に試算できる「地域自給率試算ソフト」をホームページに掲載している。

表1 食料自給率等

(平成18年度。()内は平成17年度)

供給熱量ベースの総合食料自給率(%)	39(40)
生産額ベースの総合食料自給率(%)	68(69)
総供給熱量(kcal)	2,548(2,573)
PFC供給熱量比率(%)	
P(たんぱく質)	12.9(13.1)
F(脂質)	29.1(29.0)
C(糖質)	58.0(58.0)

	品目別自給率(%)	国民1人・1年当たり供給純食料(kg)
米	94(95)	61.0(61.4)
小麦	13(14)	31.8(31.7)
大豆	5(5)	6.8(6.8)
野菜	79(79)	94.8(96.3)
果実	39(41)	39.4(43.1)
肉類	55(54)	28.0(28.5)
鶏卵	95(94)	16.6(16.6)
牛乳・乳製品	66(68)	92.2(91.8)
魚介類	52(50)	32.4(32.6)

4 食料供給コストの縮減

平成18年4月4日に食料・農業・農村政策推進本部で決定された「21世紀新農政2006」において、「食料供給コストを5年で2割縮減」することとされた。

これを受け、食料供給コスト縮減のために取り組むべき事項を明確化したアクションプランを策定した上で、民間の経験や有識者の知見を活かし、これに即した取組の状況を点検・検証するため、平成18年6月12日に食料供給コスト縮減検証委員会が設置された。

同委員会の審議を踏まえ、平成18年9月13日に「食

料供給コスト縮減アクションプラン」を策定した。

(開催状況)

- 平成18年6月12日 ・本委員会の今後の進め方・食料供給コストをめぐる現状と課題について
- 平成18年7月13日 ・生産資材費等生産コスト縮減の現状と課題について
・流通コスト縮減の現状と課題について
- 平成18年7月28日 ・農協の経済事業の現状と課題について
・農業生産の実態等について
- 平成18年9月12日 ・食料供給コスト縮減アクションプランのとりまとめについて
- 平成19年3月30日 ・食料供給コスト縮減アクションプランの実施状況について
・食料供給コスト縮減アクションプランの改定について

(所属委員)

◎上原 征彦

神田 敏子
竹内 克伸

田中 一昭
丹羽 宇一郎
船田 宗男

古川 貞二郎
宮田 勇
吉川 洋

明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授

全国消費者団体連絡会事務局長
㈱証券保管振替機構代表取締役社長

拓殖大学政経学部教授
伊藤忠商事㈱取締役会長
㈱フジテレビジョン報道局解説委員主幹

恩賜財団母子愛育会理事長
全国農業協同組合中央会会長
東京大学大学院経済学研究科教授

◎食料供給コスト縮減検証委員会委員長
(平成19年3月31日現在)

5 不測時の食料安全保障

食料・農業・農村基本計画に基づき、「不測時の食料安全保障マニュアル」(平成14年3月策定。以下「マニュアル」という。)について、国民に普及・啓発するため、パンフレット、ホームページ等による情報提供を行うとともに、原油価格高騰と世界の食料需給等に関する有識者との勉強会等を実施し、マニュアルの実効性に係る点検を実施した。

6 食料需給等の動向

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及

び提供の一環として、海外農産物の需給動向を分析した「海外食料需給レポート2006」を平成19年3月29日に公表した。これに先立ち、穀物等需給の短期見通しである同レポートの第1章部分については、平成18年度前半の収穫・作付状況の進展等を踏まえて作成し、「世界の穀物等の需給動向」として平成18年10月11日に公表した。

第2節 食品流通対策

1 概要

平成16年6月に改正された卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づいて策定された第8次卸売市場整備基本方針及び第8次中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じた。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づき、平成14年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針(第3次)に即して、各種の構造改善対策を行った。

また、立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を支援する「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)が平成17年10月に施行されたことを受け、同法に基づく流通業務総合効率化事業の普及を促進した。

2 中央卸売市場

(1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16(方針)・17(計画)～22年度)に基づいて整備統合が進められており、18年度末には54都市84市場(青果・水産市場31市場、青果・水産・花き市場16市場、青果・花き市場8市場、青果市場14市場、水産市場5市場、食肉市場10市場)となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱

品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、19年3月末で青果部93、水産物部88、食肉部10、花き部30、その他10で計230（兼業を含む。）である。

また、卸売業者の17年度の取扱金額は青果2兆0,299億円（前年比93%）、水産物2兆2,035億円（同97%）、食肉2,490億円（同101%）、花き1,537億円（同99%）、その他313億円（同98%）となっている。

(2) 第8次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア 第8次卸売市場整備基本方針

卸売市場については、卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化、既設の中核的な中央卸売市場の再整備、地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進、卸売市場の取引における情報技術の活用を促進を基本とし、整備及びその運営を行うものとする。

イ 第8次中央卸売市場整備計画

中央卸売市場については、卸売市場整備基本方針に即し、PFI事業の活用、厳正な評価と透明性の確保、管理業務の民間委託等による再編・合理化を図るとともに、物品鮮度の保持、物流コストの削減等の効果の発現が見込まれる「安全・安心」で「効率的」な流通システムの確立に資する施設整備を行う。

また、再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場11市場及び自主的に再編措置に取り組む中央卸売市場については、運営の広域化、地方卸売市場への転換等具体的な再編措置及び実施時期を明確にし、計画的に再編に取り組む。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額（4/10、1/3）

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、共同集出荷施設

18年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、11道府県11市場であり、交付金額は405億1千万円の内数である。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあつては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であつて、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、17年4月1日現在で、総合市場161、青果市場474、水産市場499（うち産地市場335）、食肉市場23、花き市場129の計1,286市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とはほぼ同様の体系により助成を行っている。

ア 交付率

統合を行う市場	1/3
連携した集荷・販売活動を行う市場	1/3

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、附帯施設

18年度における補助対象市場は2市場であり、補助金額は1億7千万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。18年度には12億円が貸し付けられた。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

18年度における構造改善計画の認定（変更認定除く）は、食品生産製造提携事業14件、食品生産販売提携事業32件、卸売市場機能高度化事業1件、食品販売業近代化事業5件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

18年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産製造提携事業31億3千万円、食品生産販売提携事業65億4千万円、卸売市場機能高度化事業2億円の融資を行うとともに、(財)食品流通構造改善促進機構から5億円の債務保証、7千万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品流通高付加価値モデル推進事業

食品小売業は、近年の厳しい経営環境や担い手の高齢化、後継者の確保難等により店舗数が減少し、特に中心市街地においては、商店街の崩壊現象により、地域の最寄りの食品購入先が消失し、地域の消費者の利便性が低下したほか、地域振興への影響が懸念されている。

このため、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携し、地域農水産物を活用したメニュー提案やブランド化、オリジナル商品の開発等付加価値の向上を図る取組に支援を行った。

(予算額4,050万円)

(2) 食品専門小売等構造改善推進事業

食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、食品販売業者等に対する必要な知識・技術等の教育・普及等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を推進した。

(予算額7,183万円)

(3) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設の整備等に対し、農林漁業金融公庫等による長期低利の融資を行った。

(4) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

昭和43年度から生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金等に対し、国民生活金融公庫による低利融資を行った。

6 食品流通の効率化

(1) 卸売市場連携物流最適化推進事業

地方及び大都市近郊の卸売市場の集荷力向上、出荷者の出荷コストの軽減等を図るため、複数市場の連携による取引システムの開発とこれに基づく最適な物流システム確立に対する支援を行った。

(予算額6,489万円)

(2) 物流コスト改革推進調査事業

モーダルシフトに関する課題の整理をし、今後の青果物輸送コスト低減について可能性を探るため、実証実験等の取組に対する支援を行った。

(予算額1,330万円)

(3) 物流管理効率化新技術確立事業

検品、分荷等の物流業務において、電子タグを活用した新しい効率的物流管理手法を確立するためのシステム開発及び実証実験等の取組に対する支援を行った。

(予算額9,532万円)

(4) 商物分離直接流通成果重視事業

中央卸売市場において、電子商取引システムを活用したダイレクト物流の仕組みを開発し、取引業務や物流の簡素化によるコスト削減の実証等を行うためのシステム開発及び実証実験等の取組に対する支援を行った。

(予算額14,500万円)

7 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成18年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び農産物・飼料指数）の出来高は表2のとおり1,880万枚で、前年度に比べ24.4%の減少。品目別では Non-GMO大豆が4.6%減、とうもろこし12.1%減、アラビカコーヒー70.9%減、粗糖8.4%減となっている。また、売買約定金額は前年度に比べて11.7%減少し約19兆6,749億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は12.0%となった。

表2 18年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	18,585	194,788
中部大阪商品取引所	11	194
関西商品取引所	143	1,316
福岡商品取引所	63	451
農林水産省所管	18,801	196,749
取引所合計	85,067	1,638,487

注－1：中部大阪商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

注-2：福岡商品取引所は関西商品取引所と合併したため平成18年12月1日付けで解散した。

(2) 商品取引所等の定款の変更認可等

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づき、平成18年度中に商品取引所及び商品取引清算機構に対して行った変更の認可は以下のとおり。

① 商品取引所

延べで定款6取引所、業務規程10取引所等、受託契約準則3取引所、紛争処理規程2取引所及び市場取引監視委員会規定2取引所を行った。また、変更の不認可は定款2取引所を行った。変更の主な内容は、以下のとおりである。

i 定款の変更

イ 認可：関西商品取引所及び福岡商品取引所の合併（18.11.28）、中部取商品取引所及び大阪商品取引所の合併（18.12.22）

ロ 不認可：コメ試験上場（19.4.12東穀、関西）

ii 業務規定等の変更…売買仕法にザラバ取引を追加するための変更（18.8.3東穀）、トウモロコシの取引単位100tから50tに変更（19.3.22）

② 商品取引清算機構（JCCH）

定款の変更を3度、業務方法書の変更を4度行った。変更の主な内容は次のとおりである。

i 定 款：会社法の施行に伴う変更（18.7.3）

ii 業務方法書：関西商品取引所及び福岡商品取引所の合併に伴う変更（18.12.22）

(3) 商品取引員

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づく許可を受けた商品取引員は平成19年3月末日現在で79社であった。

平成18年度は商品取引員の合併を3件、新規参入を3件許可した。また、受託業務の廃止は5件、破産は2件となっている。

(4) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資販売業者は平成19年3月現在で54社、商品投資顧問業者は12社であった。

また、19年3月末の商品ファンドの運用残高は345億円となっている。

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、19年3月末現在で総数1,166組合（うち連合会は70）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、19年3月末現在で37組合（うち全国を区域とする商工組合は14組合、連合会は11組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

(2) 中小企業の新事業活動の促進支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するとともに、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、金融・税制等の特別措置を講じた。

(3) 中小企業金融制度

ア 中小企業金融3機関による融資

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の18年度融資における貸付計画額はそれぞれ1兆6,403億円、3兆0,593億円、（商工組合中央金庫は制度枠の撤廃）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表3のとおりである。

表3 18年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付残高金額（億円）

業 種	中小公庫	国民公庫	商工中金
食品製造業	3,977	1,004	3,478
木材、木製品製造業	734	329	1,650
計	4,711	1,333	5,128

注1：食品製造業には飲料、たばこ、飼料製造業を含む。

注2：他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

注3：中小公庫は業務統計年報（平成18年度版）より。国民公庫、商工中金は聞き取り。

イ 不況対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項によるセーフティネット保証制度（中小企業者が金融機関から融資を受ける際、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行う制度）により、全国的に業況の悪化している業種（第5号）として農林水産関係業種では、当年度において13業種が指定を受けた。

(4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、平成元年度及び平成7年度に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにやく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにやく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。

(5) 事業再構築の円滑化

産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

2 一般企業行政

(1) 金融制度

日本政策投資銀行の18年度における資金運用は、「日本政策投資銀行中期政策方針」に基づき行われ、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するための政策融資が行われた。出融資の規模は1兆1,100億円であり、そのうち当省関係として食品等生活関連物資の効率かつ安定的な供給を目的とした生活関連物資安定供給対策等資金、地域における産業の振興、開発促進を目的とした地域産業立地促進資金、環境負荷の発生抑制、再資源化等を目的とした循環型社会形成推進資金等が整備されている。

なお、融資状況は表4のとおりとなっている。

表4 18年度日本政策投資銀行当省関係融資状況
(平成18年4月～19年3月)

対象事業	金額（百万円）
地域産業振興・雇用開発	7,110
農村地域工業等導入促進	100
飼料供給体制合理化事業	100
産業活力再生支援	500
その他	0
合計	7,810

注：日本政策投資銀行調べ。

(2) 税制

18年度の税制改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第10号）が3月31日に、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第7号）が3月31日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に関係する18年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注) 「所」所得税法、「法」法人税法、「登」登録免許税法、「措」租税特別措置法、「地」地方税法、「地附」地方税法附則

ア 新規・拡充された措置

(国税関係)

(ア) 食品企業等の試験研究費の税額控除制度について、試験研究費の増加した場合と総額の場合を統合し、2%の控除率上乘せ措置等を廃止して2年延長。(措10、42の4、68の9)

(イ) 中小企業者に該当する農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度(30%)又は税額控除制度(7%)について、一定のソフトウェア等を追加し、電子計算機以外の器具備品を除外したうえ、2年延長。(措10の3、42の6、68の11)

(ウ) 産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものを取得した場合の特別償却制度(50%)又は税額控除制度(10%)を創設。(措10の6、42の11、68の15)

(エ) バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(木質バイオマス発電設備、バイオマスエタノール製造設備)及び再商品化設備(木質固形燃料(ペレット)製造設備、炭化製品製造設備等)等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加。(措10の2、42の5、68の10)

(オ) 同族会社の留保金課税制度について、対象範囲を見直し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業

者がその計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度について、留保金課税を不適用とする措置。(法67、措68の2・1項1号及び3号、68の109・1項1号)

- (カ) 平成17年度の農林水産関係予算の補助金改革において、共同利用施設等の整備に係る補助金を交付金化したものについて、税制度上、国庫補助金と同様(500万円は圧縮記帳による損金算入等)に扱う。(所43、法42)
- (キ) 以下の登録等について、新たに登録免許税の課税対象に追加。(登別表1)
 - ① 食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用事業を行う者の登録 1件につき 9万円(表90号)
 - ② 商品取引所法に基づく第一種特定商品市場類似施設の開設に係る変更の許可 1件につき 3万円(表94号)
 - ③ 商品取引所法に基づく第二種特定商品市場類似施設の開設に係る変更の許可 1件につき 3万円(表94号)
 - ④ 商品ファンド法に基づく商品投資販売業に係る変更の認可 1件につき 3万円(表96号)
 - ⑤ 商品ファンド法に基づく商品投資顧問業者に係る変更の認可 1件につき 3万円(表96号)

(地方税関係)

平成17年度の農林水産関係予算の補助金改革において、共同利用施設等の整備に係る補助金を交付金化したものについて、税制度上、国庫補助金と同様(不動産取得税、固定資産税の特例措置)に扱う。(地附11、地349の3・4項)

イ 延長された措置

(国税関係)

- (ア) 海外において造林等を行う法人の株式等を取得した場合の海外投資等損失準備金制度(取得価額の30%を5年間積立)(措55、68の43)
- (イ) 創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の1年間の繰戻し還付措置(措66の12、68の98)
- (ウ) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例(資本金1億円以下の中小企業等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入(即時償却)を認める制度)(特例の適用対象となる損金算入額の上限(年間300万円)を設定)(措28の2、67の5、68の102の2)
- (エ) 公害防止用設備を取得した場合の特別償却制度(14%等)(措11、43、68の16)
- (オ) 食品企業等が脱特定物質(フロン等)対応型設

備を取得した場合の特別償却制度(14%)(措11、43、68の16)

- (カ) 食品循環資源再生利用(食品リサイクル)設備を取得した場合(取得価格の75%相当額)の特別償却制度(基準取得価額(75%)を廃止し特別償却率23%→14%に引下げ)(措11の7、44の7、68の26)
 - (キ) ジュール加熱装置、木くず焚ボイラーのエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度(30%)又は税額控除制度(7%)(措10の2、42の5、68の10)
 - (ク) 流通機能の高度化に寄与する倉庫等に対する割増償却制度(5年間10%)(措15、48、68の36)
 - (ケ) 特定の事業用資産(卸売市場・公害防止用施設)の買換え等の場合の譲渡所得等の課税の特例措置(措37、37の4、65の7、65の9)
 - (コ) 卸売市場法に基づく卸売業の合併等に係る登記の税率の軽減措置(0.7%→0.35%等)(市場開設者を除外し2年延長した後、0.35%→0.5%等に引下げ)(措79)
- (地方税関係)
- (ア) 公害防止用施設又は設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置(5/6等)(ばい煙を処理するための煙突等を除外、廃油・廃プラ施設等の軽減率を1/2→1/3に引下げ)(地附15・4項、5項、7項、8項)
 - (イ) 空びん洗浄処理装置を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置(3年間1/4)(地附15・18項)
 - (ウ) 食品循環資源再生利用(食品リサイクル)設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置(3年間1/4)について、軽減率を1/4→1/5に引下げ)(地附15・18項)
 - (エ) 廃木材破砕・再生処理装置等を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置(3年間1/4)(地附15・18項)
 - (オ) バイオテクノロジー研究開発用資産に対する固定資産税の課税標準の軽減措置(3年間1/4)(2設備を除外、軽減率を1/4→1/6に引下げ)(地附15・19項)
 - (カ) 中核的地方卸売市場に係る固定資産税の課税標準の軽減措置(5年間1/2)(連携タイプの対象を新規取得の施設等に限定)(地附15・29項)
 - (キ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の事業用施設に係る事業所税の資産割・従業者割の軽減措置(1/4)(軽減率を1/3→

1/4に引下げ) (地附32の8・2項)

(ク) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の事業用の土地に係る特別土地保有税の徴収猶予となっている非課税措置(地586・2項15号)

ウ 廃止された措置

(国税関係)

(ア) 設立後10年以内の中小企業者及び自己資本比率50%以下の中小法人(資本金1億円以下)に対する同族会社の特別税率(10%、15%、20%)の不適用制度(措68の2・1項1号及び3号、68の109・1項1号)

(イ) IT投資促進税制(特別償却制度(50%)又は税額控除(10%))(旧措10の6、42の11、68の15)

(ロ) 食品企業等が開発研究用設備を取得した場合の特別償却制度(50%)(旧措11の3、44の3、68の20の2)

(ハ) 温室等で使用された廃プラスチック類の再生処理装置を取得した場合の特別償却制度(14%)(旧措11の9・1項2号、44の9・1項2号、68の26・1項)

(ニ) 廃木材破砕・再生処理装置を取得した場合の特別償却制度(14%)(旧措11の9・1項2号、44の9・1項2号、68の26・1項)

(地方税関係)

(ア) 温室等で使用された廃プラスチック類の再生処理装置を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置(3年間1/4)(旧地附15)

(イ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する再商品化設備に対する事業所税の課税標準の軽減措置(3/4)(旧地701の41)

(ロ) 民活法に基づく特定施設を取得した場合の事業所税の課税標準の軽減措置(1/4)(旧地附32の7・10項)

(3) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施しているところであり、現在、OECD資本移動自由化規約において自由化を留保している業種等(農林水産省所管では、「農林水産業」がある。)を除き原則自由化されている。

農林水産省所管企業への対内直接投資は、本年度、544件(農林水産省受理ベース)行われた。

表5 業種別対内直接投資報告・届出実績
(農林水産省受理ベース)

業種	平成18年度
1. 製造業	312
(1) 食料品	137
(2) 農薬・動物医薬品	53
(3) 肥料・飼料	65
(4) その他	57
2. 輸出入・販売業	562
(1) 食料品	381
(2) その他	181
3. 飲食業	341
4. 農林水産業	43
5. その他	6

注1: 農林水産省が受理した報告・届出のうち、定款上の事業目的の中に農林水産関連業種を掲げている企業数をすべて計上(延数)している。

注2: 食料品には、飲料及び食用油脂も含む。(出所) 農林水産省受理実績による。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、平成18年度2,565億円の投資が行われた。

(4) 企業公害防止策

ア 農林水産関連企業公害防止管理者等研修会の実施
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)は、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場に対して、公害防止管理者等の設置を義務づけるなど公害防止組織の整備を図り公害防止に資することを目的としている。

このため、農林水産関連企業等が設置している公害防止管理者等を対象に、資質の向上を図るための研修会を開催した。

イ 公害等の情報の提供等の実施

各地方農政局、沖縄総合事務局内の「公害情報銀行」により、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせんを実施した。

3 食品産業行政

(1) 食料産業クラスター推進事業

食品産業と農林水産業の連携により国産農林水産物を活用し、高付加価値食品の供給及び産地ブランドの確立を推進するため、①地域の食材、人材、技術その

他の資源を効率的に結びつけることによる食料産業クラスターの形成（食品産業・農林水産業・関連業種による連携構築（ネットワークづくり））、②地域食品ブランドの普及及び供給の促進、地域の食品企業の技術開発・知的財産の利活用に係る環境整備等の取組に対する支援を行った。

（予算額 5億4,035万8千円）

（2）立地対策

食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化の流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増してきている。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品の生産、製品流通の各基地を一体化した食品工業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

食品工業団地については、「食品工業団地形成促進要綱」（45農経C第2903号農林事務次官依命通知）に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして総合食料局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、農林漁業金融公庫等による融資の斡旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5ヶ所である。

（3）食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）については、施行から5年が経過したことを踏まえ、平成17年10月に設置した食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会における法の施行状況の検証を引き続き実施した。平成18年9月以降は、中央環境審議会との合同審議とし、同年12月に取りまとめられた検討結果を踏まえ、平成19年3月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

また、平成18年度は、食品関連事業者における取組の目標年度であったことから、取組の進んでいない業種を主たる対象として、全国各地における説明会の開催等普及啓発活動を実施するとともに、食品関連事業者における優良な取組を評価する民間認証の仕組みづくりを支援した。

さらに、バイオマス利活用の一環として、先進的・モデル的なリサイクル施設の設置に対する財政支援を

実施した。この他、食品リサイクル施設の設置に係る融資制度、税制の特例措置を設けている。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）については、一部改正法が18年6月に成立し、①排出抑制に向けた取組の促進、②事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、③ただ乗り事業者対策の強化（罰則の引き上げ）等を講じた。なお、引き続き「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」を開催し、政省令改正見込事項等に関し、関係者による意見交換を通じた共通理解の醸成を図った。

また、法における再商品化義務のある対象事業者について、法の内容の普及・啓発及び点検指導を行うとともに、制度の公平性・透明性を確保するため、ただ乗り事業者に対し、法に基づく報告徴収等を実施した。

地球温暖化対策については、京都議定書における温室効果ガスの基準年比6%削減の約束達成に資するため、食品産業の自主行動計画の策定を推進した。この結果、策定団体数が2団体増加し16団体となった。

また、平成17年度の各団体の目標に対する達成状況等を把握するため、自主行動計画フォローアップチームによるフォローアップを実施した。

（4）食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づき、HACCP手法を導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。平成10年度から平成18年度までの間に、高度化計画を認定する機関として(社)日本食肉加工協会（食肉製品）、(社)日本缶詰協会（容器包装詰常温流通食品）、(社)日本炊飯協会（炊飯製品）、(社)大日本水産会（水産加工品）、(財)日本乳業技術協会（乳及び乳製品）、全国味噌工業協同組合連合会（味噌）、全国醤油工業協同組合連合会（醤油製品）、(社)日本冷凍食品協会（冷凍食品）、(社)日本給食サービス協会（集団給食用食品）、(社)日本惣菜協会（惣菜）、(社)日本弁当サービス協会（弁当）、(財)日本食品油脂検査協会（食用加工油脂）、(財)日本食品分析センター（ドレッシング類）、(社)全国清涼飲料工業会（清涼飲料水）、(財)全国調味料・野菜飲料検査協会（食酢製品）、(社)日本ソース工業会（ウスターソース類）、全国菓子工業組合連合会（菓子製品）、全国乾麺協同組合連合会（乾めん類）、(社)日本パン工業会（パン）、全日本漬物協同組合連合会（農産物漬物）、全国製麺協同組合連合会（生めん類）の21機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成18年度においては、27事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCP

手法を導入した施設整備に取り組んだ。

さらに、中小の食品製造業者による HACCP 手法の更なる導入促進に向けて、必要となる専門的知識を有する人材の育成、関連技術情報のデータベース構築、食品安全マネジメントシステム (ISO22000) のセミナー開催等の食品製造工程管理高度化促進事業を実施した。

(5) 東アジア食品産業活性化戦略

東アジア食品産業活性化戦略は、「21世紀新農政2006」で打ち出した、「東アジア食品産業共同体構想」に基づき、「東アジアとともに成長・発展する」という視点に立ち、東アジアの活力を活かして我が国食品産業の国際競争力の強化を図るとともに、東アジア各国の食品産業の発展に寄与するため、我が国食品産業の東アジア各国への投資促進を目指すものである。

本戦略を促進するため、18年7月に設置した、「東アジア食品産業活性化戦略会議」での議論を踏まえ、同12月に、18年度を初年度とし、目標年度である22年度までの5年間の戦略推進の方向性を示す指針となる、「基本方針」を決定するとともに、産・学・官連携の下、必要な取組を戦略的かつ計画的に推進するための「実行計画」を策定した。

第4節 食品・外食産業行政

1 加工食品

(1) 調味料

ア みそ・しょうゆ

(ア) 企業構造

みそ製造業の企業数（平成17年12月現在）は、1,118企業であり、そのほとんどが中小企業である。

しょうゆ製造業の企業数（平成17年12月現在）は、1,626企業である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社にすぎないが、生産シェアで約50%（18年）を占めている。

(イ) 生産状況

みその平成18年生産量は、49万5千tで前年より2千t減（前年比0.4%減）であった。

しょうゆの平成18年生産量は、95万1千klで前年より1万2千kl増（同1.3%増）であった。

(ウ) 輸出状況

みその平成18年輸出量は9千t（前年比12.8%増）、金額は18億円（同11.0%増）となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、カナダ等であった。

しょうゆの平成18年輸出量は1万7千kl（前年比3.8%減）、金額は35億円（同11.3%増）となっており、主要輸出先はアメリカ、中国、香港であった。

イ 食酢

平成17年度の食酢類の生産量は43万2,900^{キロリットル}であり、前年と比較して0.2%増加した。このうち醸造酢は43万0,900^{キロリットル}で全体の99.5%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、17年は3.15^{リットル}と前年に比べ4.0%減少した。

ウ ソース類（たれ類含む）

17年度のソース類の生産実績は、48万7千^{キロリットル}で、前年度に比べ6.3%増加している。種類別にはウスターソース3万1千^{キロリットル}（前年比2.6%減）、中濃ソース2万7千^{キロリットル}（同1.3%増）、濃厚ソース4万6千^{キロリットル}（同19.4%増）となっているほか、パスタソース等の専用ソースは減少している。また、たれ類は18.7%増であった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、17年は1.64^{リットル}と前年に比べ3.0%増加した。

エ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

17年のドレッシング類の生産量は、40万8千tで前年に比べ2.1%増加した。このうちマヨネーズは、22万5千t（前年比0.1%減）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、17年には4.6kg（前年比2.3%減）となっている。

オ カレー及びからし粉

17年度のカレー生産量は、23万6千tで前年と比べ4.8%の増加となった。このうちカレー粉は8千t、カレールゥは9万8千t、調理済みカレーは13万tであった。

なお、総務省家計調査によると、カレールゥの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、17年は1.8kgと前年に比べ6.7%減少した。

17年度のからし粉の生産量は、1万4千tで前年度に比べ3.4%増加した。

カ グルタミン酸ソーダ

17年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比21.9%減の4万7千tであり、国内販売量は、6万8千tで前年比13.5%の減少であった。

なお、財務省貿易統計によると輸出量は283tと5%の増加となっており、輸入量は、国内生産から海外生産などヘシフトしていることもあり、ベトナム

等での生産量が増加しているのを受け、年々増加傾向となっており、17年は前年比10.6%増の77万1千tとなっている。

(2) 清涼飲料

ア 企業概況

平成17年の清涼飲料製造業の事業所数（従業員4人以上）は560所、従業員数27,021人で概ね前年並みであった。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、消費者の嗜好の多様化等を背景に、ミネラルウォーター、緑茶飲料等を中心に進展したこと、ペットボトル製品の堅調な伸びから、順調に生産を伸ばしてきている。

平成18年については、年前半の天候不順による影響があったものの、通年での生産量は1,793万2千^{キロ}と前年とほぼ同水準を維持した。

ウ 環境問題への対応

平成3年4月に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また、平成7年に制定され、平成9年4月に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき、ガラス瓶、ペットボトルについて再商品化が義務付けられている。平成18年6月には同法の一部が改正され、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再利用の一層の促進を図ることとしている。

エ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表6 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位：千 ^{キロ} リットル)			
	16年	17年	18年	18/17
緑茶飲料	2,365	2,648	2,440	92.1%
炭酸飲料	2,754	2,734	2,635	96.4%
果実飲料等	1,765	1,828	1,734	94.9%
ミネラルウォーター	1,296	1,428	1,802	126.2%

(3) コーヒー

ア 企業概況

平成17年のレギュラーコーヒー製造業の事業所数

(従業員4人以上)は131所、従業員数は3,770人であり、前年より若干増加している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシアである。なお、平成18年の輸入量は、対前年比2.3%増の42万2,696tと過去最高水準となった。

同年のインスタントコーヒーの輸入は、約25ヵ国からで、対前年比4.3%減の7,443tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドルである。

また、主な用途がコーヒー飲料の原料であるコーヒーエキスの同年の輸入は、対前年比15.9%減の11,269tとなった。主要国はブラジル、コロンビアである。

平成18年も引き続き国際原油価格の高騰やコーヒーの国際相場が上昇したことにより、コーヒー調達コストを巡って厳しい環境となった。

表7 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	(単位：t)			
	16年	17年	18年	18/17
生豆	400,977	413,264	422,696	102.3%
いったんコーヒー	4,150	4,776	5,588	117.0%
インスタントコーヒー	7,633	7,778	7,443	95.7%
コーヒーエキス	12,137	13,398	11,269	84.1%

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、工業用に約4割、業務用、家庭用がそれぞれ約3割となっている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用であり、最近、詰替用袋入り製品の需要が増加している。

全体の需要傾向としては、飲用する場所、商品の多様化の進展及び高級化、簡便性志向に応えた商品開発に支えられ増加傾向にある。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は42万3千t（平成18年）であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万5千t、レギュラーコーヒー用30万5千tと推計される。

エ 国際コーヒー協定

国際コーヒー協定の詳細については、第2章第2節第5項第2号の国際コーヒー協定を参照。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11

月27日付けで告示され、平成5年5月28日から施行されている。

これは、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する消費者の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶においてはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとなった。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源化、再利用等が課題となっている。

(4) 菓 子 類

ア 需給動向

平成18年における菓子業界を巡る状況は少子高齢化の進展による需要減や原材料の高騰など引き続き厳しい経営環境にあった。このような中で菓子類の国内生産量は、飴菓子（前年比1.1%増）、ビスケット（同2.2%増）、米菓（同3.1%増）、和生菓子（同0.5%増）、洋生菓子（同2.0%増）、スナック菓子（同0.6%増）、油菓子（同3.0%増）などが増加しており、チューインガム（前年比3.8%減）、せんべい（小麦粉使用）（同2.0%減）などが減少したものの全体としては195万779tと、17年に比べ1.0%の増加となった。

また、生産額は2兆3,672億円と前年比1.2%の増加となった。

一方、18年における菓子類の輸入量は、14万6,680t（前年比3.2%増）となり、輸入額は約666億円（同8.3%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、キャンデー類、ビスケット類の3品目で菓子類の輸入額の約5割強を占めている。

また、18年における菓子類の輸出量は、2万9,116t（前年比6.0%増）となり、輸出額は約233億円（同8.0%増）となった。菓子類の輸出額は、国内生産額の1%とわずかなものである。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

(5) あ ん 類

平成17年度におけるあん類の生産量は、原料として使用した豆類で8万6,900tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん5万2,500t、ねりあん18万8,400t、乾燥あん1,200t、合計では24万2,000t（前年比6.0%減）で前年を下回った。

(6) 豆 類 加 工 品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、横ばい傾向で推移しており、18年は原料大豆処理量に換算して49万2千t（他に脱脂大豆利用1万t）（前年比0.4%減）で前年を下回った。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、17年度末現在では13,026業者で前年より426業者の減少となっている。

イ 納 豆

納豆の推定生産量は、増加傾向にあったが、18年は原料大豆処理量に換算して13万0千tと、前年比0.8%の減少となった。

なお、製造業者数は17年度末現在で670業者で前年より7業者の減少となっている。

ウ 凍豆腐

17年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万3千tとなっており、主な製造業者数は18年末現在で5業者となっている。

エ 植物性たん白

18年における生産量は乾燥品換算で5万3千tと、前年比3.9%の増加となった。

原料別の生産比率は大豆系79%、小麦系21%で、形態別では粉末状58%、繊維状・粒状・ペースト状の合計42%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先は全て食品加工業者である。

オ 豆 乳

豆乳の生産量は、近年大幅に増加したが、18年はの豆乳の生産量は20万0千t（前年比8.0%減）、大豆使用量は3万0千t（前年比3.5%減）で前年を下回った。

カ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(株)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。

備蓄水準は、食品用大豆需要量の約1ヵ月分が食

品用大豆の利用業界の在庫及び備蓄数量によって確保されることとしており、18年度は3万9千t（食品用大豆需要量の約2週間分）の備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、5億3,332万円を同協会等に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金5億3,332万円）

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

2005/2006年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、最大の生産国である米国ではわずかに減少するものの、ブラジル、アルゼンチンではやや増加するとみられることから、全体で前年よりわずかに増加するとみられる。

一方、ナタネの生産量は、主要生産国のうち中国はわずかに減少するものの、カナダ、豪州、インドで増産となることから、全体で前年よりかなり増加となる見込み。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が2005年で可食油生産量の88%程度を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成18年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,547.6Kcalで、そのうち油脂類は367.7Kcal（14.4%）を占めている。

油脂の総需要は微増傾向となっている。

なお、18年の油脂生産のうち動物油脂と植物油脂の生産比率は16%対84%となっている。

イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は253万tで前年並みであった。

この食用のうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、家庭用、業務用は微減、加工用は微増であった。

非食用（工業用等）は、52万2千tと前年を2.1%下回った。

輸出については、1万9千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は307万tと対前年減となった。

また、食用加工油脂の生産量は、17年に引き続き18年も70万tを超え、対前年増となった。

表8 食用加工油脂の生産（平成18年）

	（単位：千t）	
	生産量	対前年比(%)
マーガリン	163	98.1
ファットスプレット	79	97.4
ショートニング	214	104.0
精製ラード	55	95.0
食用精製加工油脂	47	94.1
その他加工油脂	148	105.5
計	706	100.7

ウ 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は307万tと前年を下回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.8%を占めており、ナタネ油の生産量は97万t、大豆油は58万tとなっている。

表9 油脂の供給

項 目	（原油ベース・単位：千t）		
	16年	17年	18年
植 物 油	2,622	2,623	2,624
動 物 油	448	448	446
計	3,069	3,071	3,070
前 年 比 (%)	101.5	100.0	99.6
う ち 輸 入	2,640	2,680	2,680
（うち輸入油脂）	(944)	(1,027)	(975)
う ち 国 産 原 料	389	383	392

3 新 食 品

新食品とは、一般加工食品のうち、特に健康の維持・増進を目的とし、新しい食品素材を活用した食品（加工食品の品質・物性改善のため新素材を利用した食品及び機能性食品等）、栄養補助食品、いわゆる健康食品等健康志向型の食品をいう。また、食品新素材とは、体調調節機能や、食品の物性をはじめとした品質を改善する新しい食品素材（糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等）をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として順調に拡大してきている。

(1) 農水産物機能性活用推進事業

地域の食品企業の振興と農水産業の進展を図るためには、地域の農水産物の機能性に着目した商品の開発・販売が極めて重要であると考えられることから、平成17年度に引き続き、地域農水産物に含まれる機能性成分の活用方法や食品加工に利用する上での留意点

等の整理・検討、機能性成分を活用した商品の試作・評価などを行った。

(2) 「消費者の部屋」での特別展示の開催

「消費者の部屋」での特別展示の開催により、新食品・食品新素材に関し消費者への情報提供を行った。

4 外食産業

(1) 外食産業に関する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報及び調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

(2) 緊急事態等への対応

BSE 患者の発生等の緊急事態が発生し、食品原材料の入手等が困難となった場合に、新商品や新メニュー等への転換等外食産業における円滑な対応を確保するため、原材料転換等の対応事例の実態調査、これを踏まえた対応マニュアルの策定を支援した。

(3) 外食における原産地表示の促進

平成17年7月に策定した「外食における原産地表示に関するガイドライン」の普及を図るため、外食事業者が原産地表示を適切に行うためのパンフレット・マニュアルの作成等の普及啓発活動を通じて、幅広い業種・業態の外食事業者による原産地表示の取組に対し支援した。

(4) 国産食材の利用推進

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供と外食産業と農業等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との交流会や全国レベルのフォーラム等の開催に対し支援した。

(5) 日本食レストラン推奨計画

海外においては、「日本食レストラン」が恒常的な日本食のショールームとなっていることにかんがみ、海外日本食レストランへの信頼度を高め、日本の食文化の普及を図ることで農林水産物の輸出を促進し、我が国食品産業の海外進出を後押しすることが必要と考え、平成18年11月農林水産省に有識者会議を設置し、平成19年3月16日に有識者会議が提言として「日本食レストラン推奨計画」を取りまとめた。

第5節 米政策改革の推進

1 「米づくりの本来あるべき姿」を目指して

平成14年1月、米をめぐる情勢が

- ① 1人当たりの年間消費量が昭和37年度の118.3kgから平成14年度には62.7kgとなり、需要量が大きく減少している
- ② 国が配分する生産調整を30年以上行ってきた中で生産調整は106万haと過去最高となり、生産調整の限界感や負担感が高まっている
- ③ 担い手の世代交代が進まず、新しい担い手育成が立ち遅れている

など、まさに閉塞状況にあることにかんがみ、農林水産省では、生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、「生産調整に関する研究会」を設置し、同年11月29日に、「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」が取りまとめられた。農林水産省はこの報告を踏まえ、水田農業を取り巻く閉塞状況を打開し、水田農業の未来を切り拓くため、これまでの米政策を抜本的に見直し、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」を実現するために平成14年12月に「米政策改革大綱」を決定し、消費者重視・市場重視の視点に立って、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって行うこととした。

改革の内容については次の4つの特徴を有している。まず、1点目は改革の道筋を明らかにするとともに、準備期間の設定や実行過程の検証を毎年度行うなど、「米づくりの本来あるべき姿」への円滑な移行（ソフトランディング）を図ること。2点目は、生産構造、需給調整や流通制度などの課題ごとに改革すべき内容とその目標年次を明確化していること。3点目は、改革の実行に当たって、農業者・農業者団体、流通業者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ること。そして4点目は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれか一つが欠けても十分なものとはならないことから、これらの政策全体をパッケージとして実施すること。

しかし、当然、これらの改革の効果は一朝一夕に現れるものではない。「米づくりのあるべき姿」の実現のために、農業者・農業者団体はもちろん、行政関係者、流通業者、消費者等の関係者が、この米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、一丸となって取り組んでいるところである。

(1) 米政策改革大綱

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増嵩、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況にあった。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっていた。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点に立って、以下のとおり、水田農業政策・米政策の大転換を図った。

第1 目的

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

第2 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- 1 できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- 2 需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- 3 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- 4 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

第3 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- 1 国は、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- 2 生産量を調整する方式へ転換する。生産量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、5の過剰米短

期融資制度による過剰処理分を補正する。生産数量の目標は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。

- 3 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- 4 助成措置については、地域の多様な取組に応えられる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策と米価下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設する。
- 5 豊作による過剰米については、「過剰米短期融資制度」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

第4 流通制度改革

- 1 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- 2 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。
- 3 消費者の信頼性の回復の観点に立って、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステムの導入等を実施する。
- 4 消費者の安全性に関する関心に適切に対応していくため、安全性確認体制の確立を図る。このため、農業者団体等が行う全国的規模での効率的検査体制の整備を推進するとともに安全性確保策の強化について引き続き検討する。
- 5 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。
- 6 安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者について、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。
- 7 政府備蓄について、百万トンを通正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを実施する。

第5 経営政策・構造政策の構築

- 1 集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する。このため、認定農業者制度

の見直し・改善を行う。また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を担い手として位置付ける。

2 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乘せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。

3 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。また、水田整備の事業体系を利用集積経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

第6 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

1 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。

2 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

第7 その他

関連施策（産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度及び担い手経営安定対策）の具体的内容については、平成16年度予算の概算要求の決定時までに、各関連施策間の総合性・整合性をとりながら、農林水産予算全体の適切かつ効果的な編成の観点に立って決定する。

(2) 食糧法改正

平成14年12月に取りまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずるため、「主要食糧の需給及び価格の安

定に関する法律」が改正され、平成16年4月1日に施行された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（概要）について

I 趣旨

平成14年12月にとりまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずる。

II 概要

(1) 基本指針の策定

① 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、現在の基本計画に代えて、需給の見通し、備蓄運営の方針、輸入方針等を内容とする基本指針を定めるものとする（第4条第1項、第2項関係）。

② 基本指針の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととともに、需給見通しの策定に関し都道府県知事の協力を求めることができることとする（第4条第3項関係）。

(2) 生産調整の円滑な推進

① 政府の生産調整施策の基本的な方針として、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて行うよう努めることを規定（第2条第2項関係）。

② 生産出荷団体等が主体的に生産調整を推進するための手法として、生産出荷団体等が、生産数量の目標の設定方針等を内容とする米穀の生産調整に関する方針を定め、これを国が認定する制度を設ける（第5条第1項関係）。

国及び地方公共団体は生産調整方針の作成及びその適切な運用のために、必要な助言・指導を行うよう努めるとともに、当該生産調整に参加する生産者が過剰米処理に係る無利子資金の貸付けを受けられることとする（第6条、第7条、第9条第1号関係）。

(3) 適正かつ円滑な流通の確保

① 現在の計画流通制度及びその関連制度（自主流通法人の指定、業者登録制、農産物検査の受検義務等）を廃止し、以下のとおり新たな安定供給体制を整備する。

- ② 適正かつ円滑な米流通を支援するため、(2)の②に規定する過剰米処理に係る無利子資金の貸付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う指定法人制度を設ける（第8条から第17条まで関係）。
- ③ 現在の自主流通米価格形成センターを米穀価格形成センターに改称し、取引方法の拡充、売買資格者の規定の整備等を行う（第18条から第28条まで関係）。
- ④ 米穀の出荷又は販売の事業を行う者について、氏名・住所・主たる事務所の所在地等の届出と帳簿の備付けを義務付ける（第47条、第48条関係）。
- ⑤ 緊急時における政府の対応を再編し、米全体を対象として必要な規制を行うことができることとする（第37条から第40条まで関係）。
- (4) その他
- ① この法律は、平成16年4月1日から施行するものとする。ただし、生産調整の実施に関連する基本指針等は、施行日前に策定すること等ができるものとする（附則第1条から第3条まで関係）。
- ② (ア)18年産又は19年産までの米穀に係る基本指針については、その内容として(1)の①に掲げる事項のほか地域別の米穀の生産の目標数量を定めること、(イ)既存の登録業者は届出をしたものとみなすこと、等所要の経過措置に関する規定を設ける（附則第4条から第13条まで関係）。

(3) 経営所得安定対策等大綱

米政策改革大綱や改正食糧法に基づき、米政策改革を進める中、平成17年10月には「経営所得安定対策等大綱」がとりまとめられた。この中で、全農家を対象に品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換する品目横断的経営安定対策について、対象となる担い手の要件や制度の仕組みが決定された。また、これとあわせて、米政策改革推進対策の見直し、農地・水・環境保全向上対策の導入が決定された。

米政策改革推進対策については、

- ① 16年度から18年度までの3ヶ年の対策として既に講じられていた産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行なう

- ② 18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すことが決定された。

また、米政策改革の着実な取組を進めるとともに、新たな需給調整システムへの移行が円滑に行えるよう、引き続き、担い手確保運動と連携を図りつつ、生産現場での推進を強力に進めることとされた。

2 米政策改革の着実な推進

平成17年10月に決定された経営所得安定対策等大綱において、19年産から水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることとも併せ、米の需給調整についても、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム（以下「主体的システム」という。）へ移行することとされた。

このことを受け、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会」を開催し、平成18年2月から7月までの間、主体的システムへの移行に向けた条件整備等の状況について検証を行うとともに、その経過を食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会（以下「食糧部会」という。）において報告し、議論を行ってきた。

その後、「経営所得安定対策等実施要綱」（平成18年7月21日農林水産省省議決定）において、19年産からの主体的システムへの移行が決定され、食糧部会においても了承を得たところである。

なお、16年度から18年度までの3カ年の対策として講じてきた、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、19年産から導入される品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、所要の見直しを行った。

これらを踏まえ、19年産米からの主体的システムの円滑な実施に向け、農業者団体や行政等の関係者が一体となって、各種対策のメリットの周知を図るとともに、生産調整の実効性確保に向けた取組を進めていくこととした。

経営所得安定対策等実施要綱（抜粋）

基本認識

平成17年10月27日に決定された経営所得安定対策等大綱（以下「大綱」という。）において、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策という一連の政策改革について、対策の基本的骨格を示した。

これらの対策を平成19年産から導入するため、品

目横断的経営安定対策については、先の国会で担い手経営安定新法が成立し制度的な枠組が整備されたところであるが、その他の対策も含め、予算の裏打ちのある支援単価や事業規模等を具体化していく必要がある。

その際には、今後とも品目別の対策として講ずることとしているさとうきび・でん粉原料用かんしょ対策についても、これまでの経緯もふまえ一体的に具体化することが適切である。

こうした観点から、この経営所得安定対策等実施要綱（以下「要綱」という。）は、大綱で決定した事項を実地に移すに当たり、必要な予算措置や運用等を明らかにするため、取りまとめ、決定したものである。

その際、政府・団体が一体となって行ってきた担い手の育成・確保運動の成果や現場における声を十分踏まえたものとなるよう留意した。

この要綱の決定を受け、平成19年度概算要求にその内容を反映していくのはもちろんであるが、秋には品目横断的経営安定対策への一部の加入手続きが開始されることを控え、制度の現場への十分な徹底や事務処理体制の整備・点検など、最終準備に万全を期すこととする。

米政策改革推進対策

1 趣旨

(1) 米については、平成14年12月に、平成22年度における「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。

(2) こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3カ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。

(3) また、米の需給調整について、水田における

品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとする。この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。

(4) さらに、米政策改革の着実な取組を進めるとともに、新たな需給調整システムの定着が円滑に行えるよう、引き続き、担い手確保運動と連携を図りつつ、生産現場での推進を強力に進める。

2 平成19年度からの国の支援策

米政策改革を推進するための対策については、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

(1) 産地づくり対策の見直し

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講じる。

本対策の実施機関は、平成19年度から21年度までの3カ年とする。

① 産地づくり交付金については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

(ア) 産地づくり交付金

- ・ 所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の創意工夫により用途や単価を設定するという基本的な仕組みは継続。
- ・ 地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底するとともに、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進。

(イ) 新需給調整システム定着交付金

新たな需給調整システムの下での円滑な

取組に資するため、当面の措置として、都道府県段階の判断により、用途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進。

なお、交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

また、(イ)の一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ都道府県別配分見直しを行うものとする。

② 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）(稲作構造改革促進交付金)を行えるよう措置する。

- ・ 一般部分 (4,000円/10 a)
- ・ 担い手集積加算部分 (3,000円/10 a)
- ・ 対象面積については、過去の稲得加入面積から品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定するとともに、生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

(2) 集荷円滑化対策の実効性の確保

集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

- ・ 生産者の拠出を産地づくり対策の交付要件とする。
- ・ 対策加入の促進に向け、18年度以降の生産者拠出金について、生産者支援金（4,000円/60kg）に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。
- ・ 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金からの無利子短期融資（3,000円/60kg）

の対象を弾力化する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稲作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

(3) 水田の利活用対策等

① 耕畜連携水田活用対策

飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等飼料生産振興に直結する取組に対する支援を措置する。

② 過去の生産実績がない案件等への対応

(4) 19年度事業規模

1,850億円程度

(1)の①の対策 1,480億円程度(対策期間中一定とする。)

〔うち(ア)1,330億円程度
(イ) 150億円程度〕

②の対策 290億円程度

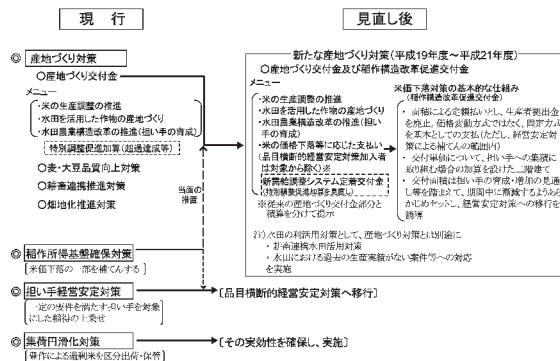
〔20年産270億円程度
21年産220億円程度〕

〔うち生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分
50億円程度(20年産45億円程度 21年産40億円程度)〕

(2)の対策 26億円程度

(3)の①の対策 50億円程度

○ 米政策改革推進対策の見直し



3 新たな需給調整システム

(1) システムの考え方

① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施

- ② JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

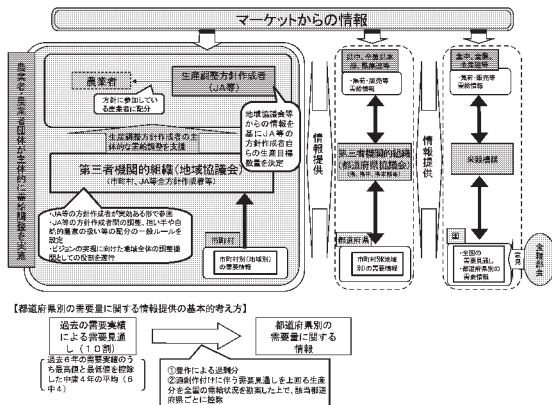
(2) 都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方

新たな需給調整システムへの移行後、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とする（本年秋から適用）。

- ① 各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウェイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定
- ② 豊作その他の要因により各都道府県毎の前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除
- ③ 上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

(3) システムの概要

○ 新たな需給調整システムの概要



第6節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 米の需給に関する動向

(1) 国内需給（平成18/19年の需給見通し）

平成18/19年（平成18年7月～平成19年6月）の需給見通しについては、平成18年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において次のとおり策定された。

平成18/19年の主食用等の需給見通し

（単位：万t）

		全体需給	うち政府米
平成18年6月末在庫量	A	259	77
平成18年産米生産量	B	840	30
供給量計	C = A + B	1,099	107
需要量	D	844	30
平成19年6月末在庫量	E = C - D	255	77

平成18年産米については、全国の作況が平年ペースを下回る96となり、水稻収穫量は855万tとなった。

このうち加工用に仕向けられた15万tを差し引いた840万tが主食用等に仕向けられたことから、需給はほぼ均衡したと考えられる。

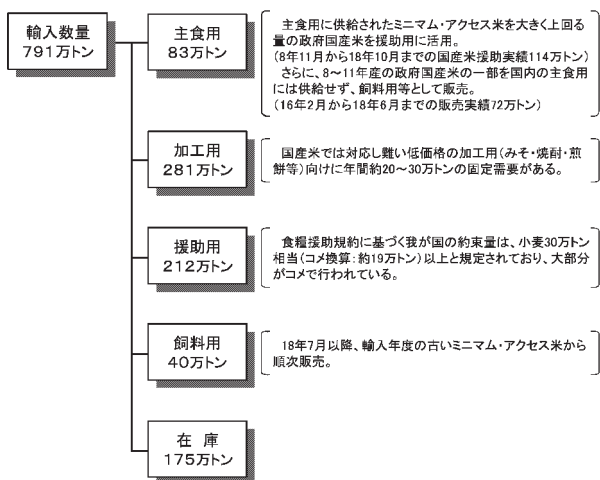
(2) 外国産米

平成7年4月から平成19年3月末までのミニマム・アクセス米の輸入量は791万tとなった。

ミニマム・アクセス米については、全量国家貿易の下、基本的に政府が全量を買入れ、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途）に向けて販売している。

また、販売されなかったミニマム・アクセス米は、国産米とともに援助用途に充てられるほか、新規用途需要等に充当するよう政府が在庫として管理しているが、平成18年7月以降、輸入年度の古いミニマム・アクセス米から順次飼料用に販売を開始したことから、ミニマム・アクセス米の在庫は、平成18年10月末189万tから、平成19年3月末175万tまで減少した。

ミニマム・アクセス米の販売状況



(平成7年4月~平成18年3月末)

(3) 米の流通

米の流通については、平成16年4月に食糧法が改正され、必要最小限の規制の下、全国出荷団体以外の業者、単位農協など産地からの直接販売が活発に行われるなど米の流通ルートが多様化している。このような中、コメ価格センターでは主要な銘柄の入札取引を実施しており、形成された価格は、多様な取引の指標となっているところである。

18年産米のコメ価格センターの入札取引動向としては、68銘柄、36万tが上場され、61銘柄、9万tが落

札、落札率25.7%、申込倍率0.7倍であった。価格については、北海道産や新潟コシヒカリ魚沼、低価格の一部の銘柄を除く多くの銘柄は前年産を下回る水準であった。

また、コメ価格センターにおいては19年産米取引に向け、活発な取引を促進する観点から、

- ① 取引を年内までは毎週実施とし、年明け以降は隔週で実施する
- ② 市場実勢をより反映させるため、指値方式を継続しつつ変動幅(±3%)を適用すること等を内容とする取引ルールの見直しを決定した。

(4) 米備蓄の運営

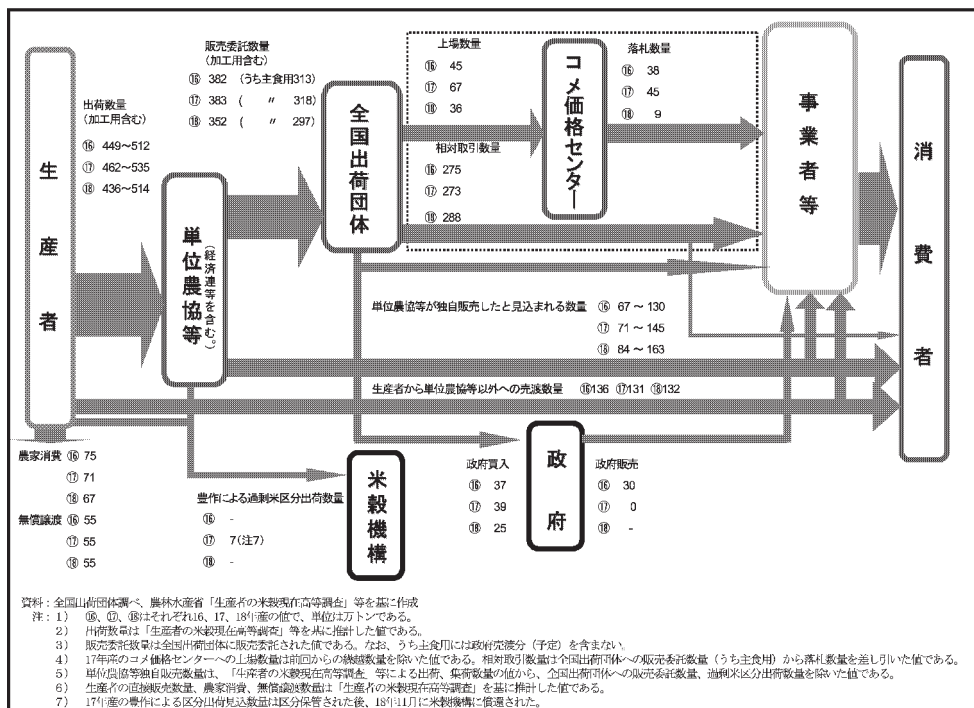
ア 備蓄運営の基本方針

平成18年産米については、需給がほぼ均衡している状況にあり、このような状況の下、政府備蓄米の年産構成の適正化を図り、回転備蓄方式を軌道に乗せていくためには、政府買入れとそれに見合う販売を行っていくことが必要であった。

このため、平成18年産米の買入れについては、30万tの買入計画のうち、平成18年12月に18万tの買入れを実施し、残りの12万tについても平成19年6月までに入札を実施することとした。

また、政府米の販売については、平成19年2月末時点において、政府米の販売数量が政府買入数量を上回っている状況にあったため、今後の買入(見込)数量

米流通の現状(うるち米)



とのバランスをとることとし、平成19年3月末までに明らかになる政府への売渡意向数量によっては、政府米の販売を一時停止することも視野に入れた対応も検討することとした。

これに伴い、平成18年産米の政府買入札は平成19年3月末までに政府への売渡意向を申し出た産地銘柄、数量に限定することとし、4月以降に追加的に出された売渡意向については、買入対象としないこととした。

イ 政府米の販売

政府米の主食用への販売については、米政策改革大綱の決定を受け、16年4月以降、一般競争契約(入札)による販売を基本とした方式に変更し、落札残があった場合等には随意契約による販売を行っている。18年度においては、各月1回の入札と落札残の随意契約を基本として販売を行った。

販売状況については、18年産米が本格的に流通する10月以降、主に業務用として使用される18年産の低価格米が不足していたこと等により、政府米に対する販売業者の応札意欲が活発となり、総じて好調に推移した。

この結果、18年度は27.2万tの販売実績となった。

ウ 政府買入れ

(ア) 17年産米の政府買入れ

17年産米の政府買入数量については、17年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、政府備蓄水準と年産構成の適正化の観点から40万tと設定され、このうち25万tは17年度に実施した2回の入札等で買入れたため、18年度は残り15万tを対象に買入れることとした。

a 第3回政府買入れ

第3回の政府買入れは、18年4月までの販売数量9万tに見合った14万tの買入れを行うこととして、5月23日から6月2日にかけて、全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄を対象にした買入れについては30銘柄を、銘柄を指定しない買入れについては4銘柄を対象にして行われた。この入札では提示数量14万tに対し13.8万tの申込みがあり、13.4万tが落札された。

b 第4回政府買入れ

第4回の政府買入れは、販売数量が計画(10万t)を上回ったことから、買入数量40万tの残り1.6万tの買入れを行うこととして、売渡意向のあった1.1万tについて全国米穀取引・価格

形成センターの上場銘柄の9銘柄を対象にして、18年6月22日から6月28日にかけて行われた。この入札では提示数量1.1万tに対し1.1万tの申込みがあり、1.1万tが落札された。

c 17年産米買入れの総括

以上の結果、17年産米買入れは引渡期限の8月末までに14.5万tを買入れ、この結果、最終的な買入数量は計画の40万tに対し、39.5万tの買入れとなった。

(イ) 18年産米の買入れ

18年産米の政府買入数量については、18年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、需給がほぼ均衡している状況の下で、年産構成の適正化を回り、回転備蓄方式を基本とした備蓄運営を円滑に進める観点から、販売数量と同数の30万tと設定され、このうち20万tを18年度中に買入れることとした。

a 第1回政府買入れ

第1回の政府買入れは、全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄について、29銘柄を対象に、18年12月18日から12月27日にかけて実施した。この入札では提示数量20万tに対し18万tの申込みがあり、17.9万tが落札された。

2 平成18年度の需給調整

(1) 概要

米の需給調整については、米政策改革の下、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム(以下「主体的システム」という。)へ移行することを決定したところであるが、それまでの間の当面の需給調整については、平成16年度から開始した生産数量を調整する方式により、需要に応じた米づくりを推進してきたところであり、平成18年産米については全国の生産目標数量を825万tと設定し、平成17年産米の集荷円滑化対策による区分出荷数量を加算した補正後の生産確定数量を833万tに決定した。

また、平成19年産米の全国の改訂需要見通しについては、平成18年産米の大幅な過剰作付けを解消する方向に誘導することにより、平成19年産米の需給の安定を図る観点から、平成19/20年の需要見通し835万tから、平成18年産米の主食用等生産量840万tのうち平成18年産の生産確定数量833万tを上回る7万tを削減し、828万tとして設定した。

なお、平成19年産米の都道府県別の需要量に関する情報の算定については、平成18年7月に決定された「経営所得安定対策等実施要綱」に基づき算定した。

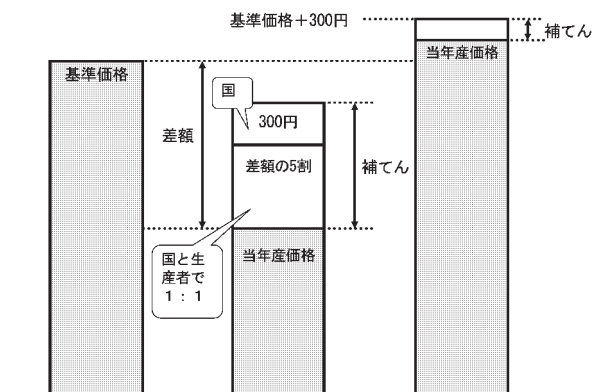
(2) 主な助成措置

ア 稲作所得基盤確保対策

平成16年産米から、需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策（稲作所得基盤確保対策）を生産調整の優遇措置として実施している。

平成18年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約92万人、加入数量では約404万tとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて本対策が発動された。

○ 稲作所得基盤確保対策の仕組み



イ 集荷円滑化対策

集荷円滑化対策は、豊作により発生した過剰米を区分出荷し、主食用等以外に適切に処理することにより、主食用米等の価格の低下による農業経営への影響を回避するものである。

(ア) 平成17年産米について

平成17年産米については、全国の作況が101となったことから、本対策が始めて発動され、該当する23道府県において、豊作による過剰米のうち、約7.6万tについて、社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」という。）が行う無利子短期融資（3千円/60kg）を活用し、区分保管がなされたところである。

また、区分保管された米穀については、そのほとんど（約7.5万t）が、平成18年11月に米穀機構に対し、現物（融資対象米穀）による無利子短期融資の償還がなされたところである。現物による償還がなされなかった0.1万tについては、産地が区分保管中に主食用以外に処理し、金銭による償還がなされた。

なお、現物弁済された米については、米穀機構が、国内主食用米等の需給に影響を与えない用途

に処理すると本対策の趣旨を踏まえ、米粉パン用途をはじめとして、18年産加工用米不足分等に処理しているところである。

(イ) 平成18年産米について

平成18年度の本対策の加入状況については、加入生産者数が約138万人、加入生産者の生産確定数量が約574万tとなっている。

なお、平成18年産米については、全国の作況が96となったことから、本対策は発動されなかった。このため、平成18年度の生産者拠出金約158億円については、平成17年産米に係る生産者支援金約51億円（4千円/60kg）に充てた後も十分な資金が残ったため、残額約107億円について、平成19年2月に生産者に対し10a当たり約1千円の返還がなされた。

3 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度（米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出が義務付けられている。

表10 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数

都道府県	届出事業者数	都道府県	届出事業者数
北海道	3,473	山梨	1,081
青森	782	長野	1,635
岩手	1,412	岐阜	1,081
宮城	1,684	静岡	2,088
秋田	968	愛知	3,310
山形	1,111	三重	1,113
福島	2,187	滋賀	975
茨城	1,828	京都	2,612
栃木	1,245	大阪	6,429
群馬	1,304	兵庫	4,139
埼玉	3,250	奈良	1,106
千葉	3,506	和歌山	942
東京	7,540	鳥取	227
神奈川	4,211	島根	545
新潟	2,402	岡山	1,010
富山	563	広島	1,974
石川	919	山口	775
福井	714	徳島	768

香川	931	熊本	1,272
愛媛	1,135	大分	876
高知	601	宮崎	970
福岡	3,601	鹿児島	2,399
佐賀	768	沖縄	599
長崎	1,671	計	85,732

注) 届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

4 米の消費拡大

平成18年度における米の消費拡大については、新たな基本計画の策定や食育基本法の施行を踏まえ、米を中心とした「日本型食生活」の実践に向けて、食育の取組と一体的な取組として実施することとし、「にっぼん食育推進事業」により、世代別の消費動向等を踏まえ、対象等をより明確にした食生活全体の改善に重点を置いて次の事業を実施した。

- ① 医師、栄養士等を対象に、生活習慣病予防の観点から、ごはんを主食とした「日本型食生活」の有用性をテーマとした食育健康サミット等シンポジウムの開催等による普及・啓発への支援
- ② 食育や米を中心とした「日本型食生活」を推進するテレビ番組「小倉智昭・柴田理恵のいまどき！ごはん」の放送や若年層の朝食欠食を改善するためのCM放送を通じた普及・啓発への支援
- ③ 米の流通業界や中食・外食を含む食品産業と連携し「食事バランスガイド」を活用した普及・啓発の取組への支援
- ④ 神戸市内を中心としたモデル地域において、「日本型食生活」の実践を促進するための多様な取組への支援・実証
- ⑤ 生産者団体が実施するごはん食推進の取組（ごはんミュージアム等を活用した情報提供事業、稲作体験学習やごはん料理教室・セミナー等の体験事業）への支援

5 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

17年5月現在における学校給食の実施状況は表11の

とおりである。

表11 学校給食実施状況

区分	学校数	児童・生徒数
	校	千人
完全給食	31,662	9,783
補食給食	400	51
ミルク給食	1,421	452
計	33,483	10,287
未実施	1,913	738
総計	35,396	11,025

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしている。

18年度においては、米飯学校給食の普及が遅れている都市部に重点をおいて、保護者、学校給食関係者を対象とした、「ごはんで給食フォーラム」、学校給食関係者を対象とした、「ごはんで給食メニュー講座」の開催等に対する支援をしたほか、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

この結果、米飯学校給食の実施状況は、17年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.5% (51年5月36.2%)
- ② 対象児童・生徒数の比率は、99.7% (51年5月30.3%)
- ③ 週平均実施回数2.9回 (51年5月0.6回)
- ④ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の78.3% (51年5月7.0%)

となり、着実に普及している。

第7節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 麦の政府売渡価格

(1) 概要

改正食糧法の施行により、平成19年4月から、標準売渡価格制度は廃止され新たな売渡価格制度に移行することとなるが、19年4月改定期（19年4月から9月まで適用。以下「4月期」という。）の外国産麦の政府売渡価格は、小麦は一般輸入5銘柄加重平均で1.3%の引き上げ、大麦は一般輸入2銘柄加重平均で15.0%の

引き上げとなった。また、このことについては、18年11月22日に公表し、24日に開催された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会（以下「食糧部会」という。）に報告したところである。

(2) これまでの売渡価格の考え方

これまでの外国産麦の政府売渡価格は、改正前の食糧法に基づく標準売渡価格制度の下で、食糧部会における諮問・答申を経た上で、国が標準売渡価格として決定し、告示していた。

基本的な標準売渡価格算定の考え方は、価格決定時の直近の買付等に係るコストや国内産麦を振興するための経費など、麦制度の運営に必要となるコストを基に算定する（コストプール方式）とともに、家計への影響についても考慮して、1年間固定の売渡価格を定めるというものであった。

(3) 標準売渡価格制度から相場連動制度への移行

18年6月に成立した「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）の一部を改正する法律」により、標準売渡価格制度が廃止され、過去の一定期間における買付価格の平均値に、年度固定のマークアップ（売買差額）を上乗せした価格で売渡す相場連動制に移行するとともに、デュラム小麦等一部の銘柄を対象として、米及び飼料麦に既に導入されている売買同時契約方式（SBS方式）を導入することとした（資料1）。

この標準売渡価格制度から相場連動制度への移行は、10年に策定した「新たな麦政策大綱」や、食糧部会の下での麦政策検討小委員会における2年越しの議論の末に審議会報告として17年11月に農林水産大臣に提出された「今後の麦政策のあり方」、更にこれらの改革の大枠設定を受けた食糧法の改正に至る、一連の麦政策改革の一つとして実現したものである。

(4) 相場連動制の具体的な仕組み

相場連動制における政府売渡価格は、過去の一定期間における銘柄別の買入価格に年度固定のマークアップを加えた額とすることを基本的な形とする。また、価格設定に際しては、その透明性を確保するため、政府売渡価格を構成する要素の算出方法をルール化し、以後の改定はこのルールに従って、自動的に設定することとした（資料2）。

ア 買入価格

買入価格は、買付価格と港湾諸経費により構成されるが、基本的なルールと移行時における特例は、以下のとおりである。

(ア) 買付価格

基本的なルール：一定期間の買付価格（麦の輸出価格（FOB）、本船運送費（フ

レート）、及び保険・金利・手数料等の諸経費）を加重平均し、売渡価格に反映。この一定の期間は、需要者が2次ユーザー等へ売渡価格の改定内容を周知するために要する期間及び製品価格の改定作業に要する期間等を考慮し、価格改定月の3ヶ月前までの8ヶ月間として設定。

移行時の特例：前年の標準売渡価格の決定時に、17年11月までの価格動向を織り込んで算定した経緯を踏まえ、過去の算定期間に切れ目が生じないように、これ以降の期間となる17年12月から18年11月までの12ヶ月間を4ヶ月期の価格の基礎として算定。

(イ) 港湾諸経費

港湾諸経費（荷揚げ、安全性確認等の検査を経て、政府が検収し所有権が移転するまでに要する経費）は、麦の積来船の条件や配船される輸入港等の条件によって異なるが、売却対象の麦ごとに当該経費を算定することは、物流や販売事務の実態等から困難であるだけでなく、政府売渡価格に輸入港等の地域格差が発生することとなり適切でないことから、年度固定の全国一律の単価（予算単価）を使用する。

イ マークアップ（売買差額）

相場連動制の下におけるマークアップについては、国家貿易等の麦制度の運営に要する管理経費（保管料や輸入実務等に要する事務人件費など）及び品目横断的経営安定対策に要する経費等の所要の経費を基に年度固定の単価として設定する。その算定においては、管理コストの削減を進めるとともに、麦加工製品の輸入状況等、麦加工産業の国際競争力も勘案しつつ決定することとなる。

ウ 価格改定回数

買付けた船ごとに買付コストを確定し売渡価格を定めることは、物流実態や地域格差等の観点から不相当であることから、過去の買付価格の平均を用いて年数回の価格改定を全国一斉に行うことが適切である。価格改定回数の基本的なルールと移行時の特例は、以下のとおりである。

基本的なルール：需要を踏まえた輸入を行うために必要な期間として4ヶ月毎（年3回）に外国産麦の需給計画を策

定しており、これと価格改定のタイミングを合わせることが、安定供給を図る上で適切であることから、4月、8月及び12月の年3回を価格改定の基本として設定。

移行時の特例：標準売渡価格制度では、価格改定は年1回であったことから、激変緩和を求める強い要望が業界等から寄せられていた。このため、円滑な制度移行を図る観点から、当面は4月及び10月の年2回を価格改定期として設定（なお、制度導入の状況を見据え早期に基本形にすることが制度の安定上必要）。

また、各改定期において計算された銘柄ごとの算定額が、取引・流通実態からみて僅少（±1%未満）である場合については、当面、当該期の価格は翌期に猶予するという導入時の運用を行うこととした（ただし、これは価格改定の猶予措置であり、実行されなかった僅少な改定額は、翌期の改定額算出の計算において加減算される）。

エ 価格改定における変動幅

相場連動制では、国際相場や為替相場の影響等により変動する買付価格に応じて売渡価格も変動することとなる。ただし、買付価格の変動が急激かつ著しい場合には、国民生活や麦加工産業の経営等に及ぼす影響を考慮し一定の激変緩和策を取ることが必要となる。

このため、改定前の売渡価格と比較した変動率に上下限を設けることとし、この上下限の幅（変動幅）については、過去の買付価格の変動実績等を踏まえ、小麦は、4月期は暫定的に改定前の価格に対して±5%、大麦は小麦に比べ国際市場における輸出価格の変動が大きいことから±15%としたところである。

(5) 売渡価格算定時における麦をめぐる情勢

ア 小麦の国際相場の動向

18年秋以降の小麦の国際相場は10年ぶりの高水準となった。その要因としては、過去最低水準となった小麦の在庫率が相場を押し上げるとともに、EUの熱波、米国の冬小麦における干ばつ、100年ぶりとも言われる豪州の大干ばつによる小麦の大減収等、生産状況の悪化に加え、原油高騰を受けたエタノール需要の高まりに伴うトウモロコシを始めとした穀物相場全体の上昇の影響があった。このため、小麦の買付コストは、17年に比べて大幅に上昇した（資料3）。

イ 麦関係収支の推移

生産振興費用が必要となる国内産麦の生産数量は、近年増加傾向で推移しており、麦関係収支は大幅な赤字が継続している。17年度の麦関係収支は、一般会計から256億円（4麦計）もの多額の繰入れがなされている。

ウ 麦加工製品の輸入動向

我が国の麦加工産業は、国内の麦製品需要が頭打ちの中で、安価な輸入麦加工製品との競合環境に置かれている。このため、麦加工製品を含めた国境政策を措置しているところである。

近年、小麦粉調製品等の麦加工製品の輸入量の増加は鈍化しており、特に18年は、小麦粉調製品、ケーキミックス、うどん・そうめん等前年同期の輸入量を下回るものもあり、現行の内外価格差の下においては、輸入麦加工製品と国内製品の競争力は均衡している状況にあると考えられる。

(6) 19年4月からの政府売渡価格

農林水産省は、新たな売渡価格制度の仕組みに従って19年度のマークアップ及び港湾諸経費を算出し、これらの固定単価と変動部分の買付価格を加えた4月期の銘柄別政府売渡価格の参考値を11月22日に公表した（資料4）。

このうちマークアップについては、政府管理経費等の削減により前年度（18年度予算見込単価）から2.3%の引下げを行い、一般輸入全銘柄ともトン当たり16,868円としたところである。

この結果、4月期における政府売渡価格は、前述のとおり一般輸入5銘柄の加重平均価格で、現行標準売渡価格と比べ1.3%の引き上げとなったが、これは今回の買付価格の算出期間内における高水準な穀物相場の影響がマークアップの引下げ水準を上回ったことによるものである。ただし、新制度の導入に併せて、銘柄によってまちまちであったマークアップを一律の額に是正したことから、銘柄によって、引き上げ、据置き、引下げと結果が分かれている。

また、一定期間政府により備蓄が行われる一般輸入麦と異なり、SBS輸入麦は政府の保有期間がほとんど生じないことから、政府管理経費のうち保管に要するコストの差異は、売渡価格に反映している。

なお、各銘柄の4月期の売渡価格は、参考値として公表したものである。これを参考値としているのは、需要者が自ら算出した価格を基に、農政局・農政事務所との間で見積合わせを行い、その結果が実際の売渡価格となるためである。したがって、参考値として公表された価格がそのまま売渡価格となるのではなく、当該麦の品質スライドについても加味された上で決定

することとなる。

2 麦類の需給

(1) 麦の需給見通し（需給計画）

平成19年度の麦の需給見通し（食糧用麦の需給計画）は、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、外国産麦を政府が計画的に輸入することとを基本として、次のような考え方で策定した。

ア 総需要量

総需要量については、年度ごとの変動が少ないため、直近3カ年の平均総需要量を基礎として、小麦574万t、大・はだか麦38万tと見込んだ。

イ 国内産麦流通量

(ア) 19年度内の国内産小麦の流通量は、期首在庫量44万トンに19年産小麦の年度内流通量38万トンを加算した82万トンと見込んだ。

(イ) 19年度内の国内産大・はだか麦の流通量は、期首在庫量6万トンに19年産大・はだか麦の年度内流通量5万トンを加算した11万トンと見込んだ。

ウ 輸入量

(ア) 外国産小麦の輸入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について輸入するという基本的な考え方のもとに486万tを見込んだ。

(イ) 外国産大・はだか麦についても、小麦と同様な考え方により27万tを見込んだ。

エ 期末在庫量

外国産麦については、小麦は75万t、大・はだか麦は4万tを見込んだ。

以上の19年度の麦の需給見通しについては、改正食糧法に基づき、19年3月に開催された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の審議を踏まえ、決定・公表した。

(2) 麦類需給実績

18年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、当初計画では、小麦0.5千t、大・はだか麦1千tを計上していたが、全量が民間流通に移行したことから、小麦0千t、大・はだか麦0千tとなった。

(イ) 外国産麦の輸入量は、小麦496万t、大・はだか麦37万5千tとなり、当初計画に比べ、小麦は22万t減少し、大・はだか麦は10万t増加した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は502万7千t、固有用途用は10万7千t

となり、当初計画に比べ、主食用は8万4千t減少し、固有用途用は4千t減少し、合計で513万4千tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用は37万2千t、固有用途用は5万9千tとなり、当初計画に比べ、主食用は12万2千t増加し、固有用途用は3万4千t増加し、合計で43万1千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦は0千t、大・はだか麦は0千tとなり、当初計画と同数となった。

外国産麦については、小麦は71万3千t、大・はだか麦は2千tとなり、当初計画に比べ、小麦は8万3千t減少し、大・はだか麦は4万2千t減少した。

3 国内産麦の民間流通

(1) 平成18年産麦

国内産麦については、17年産において流通数量の全量が民間流通することとなった。民間流通では播種前に締結する通常契約（入札・相対契約（作柄変動が大きい作物特性にかんがみ契約数量に「一定の幅」を設定。））を基本とし、豊作等により必要が生じた場合には出来秋に追加契約が締結されることとされている。

ア 小麦

平成18年産小麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量は80万5千t、購入希望数量は78万9千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は79万4千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回るものなど、1万3千tが追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。

イ 大麦・はだか麦

平成18年産の大麦・はだか麦の販売予定数量は10万7千t、購入希望数量は16万6千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は10万3千tであり、出荷数量全量が契約締結された。（表12）

表12 平成18年産麦の契約締結状況

（単位：千t）

麦 種	販売予定数量	出荷数量	契約締結状況	
			通常契約	追加契約
小麦	805	794	780	13
小粒大麦	43	33	33	0
大粒大麦	48	58	39	19
はだか麦	16	12	12	0
4麦計	912	897	865	32

(2) 平成19年産麦

ア 基本事項の決定等

平成19年産麦に係る民間流通の仕組みについては、平成18年5月17日に開催された「第18回民間流通連絡協議会」において、生産者団体、実需者等の間で合意され、決定した。

具体的には契約の複線化、市場原理の一層の徹底の視点から

- ① 播種前契約の対象とならなかった麦を出来秋の現物取引麦として新たに定義
- ② 相対取引について、過去の実績シェアに基づく取引ルールを廃止
- ③ 複数年契約の試行的導入
- ④ 入札における大・はだか麦の値幅制限の拡大(±5%→±7%)及び申込限度数量の拡大等について前年度の仕組みから見直しを行った。

また、平成19年産麦の播種前契約(通常契約)の基準となる販売予定数量、購入希望数量は、平成18年9月14日に開催された「第19回民間流通連絡協議会」において提示された。(表13)

表13 平成19年産麦の販売予定数量及び購入希望数量
(単位：千t)

麦種	販売予定数量	購入希望数量
小麦	861	801
小粒大麦	44	61
大粒大麦	56	81
はだか麦	13	31
計	974	974

イ 平成19年産麦の入札の実施

平成19年産麦の入札は、(社)全国米麦改良協会を実施主体として、平成18年9月27日に第1回、10月11日に第2回が実施された。

入札の結果、全麦種とも、平成12年産の民間流通以降以後、最高の上げ幅で落札加重平均価格が上昇した。特に大・はだか麦については、外国産麦価格の上昇を受けて国内産麦の引き合いが高まっていること等を反映し、多くの銘柄で値幅制限の上限に張り付く結果となった。(表14-1及び2)

表14-1 平成19年産麦入札結果の概要

○ 指標価格(全銘柄落札加重平均価格)
(単位：円/t)

麦種	18年産	19年産	対前年産比(%)
小麦	37,194	38,694	104.0
小粒大麦	37,575	39,963	106.4
大粒大麦	30,939	32,859	106.2
はだか麦	35,457	37,814	106.6

○ 麦種別落札率
(単位：t)

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	235,850	11,530	10,020	2,720
落札数量	225,550	11,530	8,050	2,720
落札率	95.6%	100.0%	80.3%	100.0%

表14-2 平成19年産麦入札の指標価格の動向
(単位：銘柄数)

麦種	基準価格対比			計
	上昇	同価格	下落	
小麦	22	0	9	31
小粒大麦	11	0	0	11
大粒大麦	11	0	0	11
はだか麦	5	0	0	5

4 販 売

(1) 政府所有玄麦(製粉用小麦)の販売実績

18年度における製粉用玄麦の販売実績は、ソフト系小麦141万5千t(28%)、セミハード系小麦87万2千t(17.3%)、ハード系小麦275万t(54.7%)で、対前年比26万4千t(5.6%)の増加となった。

また、販売数量のうち小麦の産地国別の割合は、アメリカ産268万5千t(WW43万5千t、SH87万2千t、DNS127万4千t、HP10万4千t)で53.4%、カナダ産110万6千t(CW88万t、DRM22万6千t)で22.0%、オーストラリア産123万6千t(ASW97万t、PH26万6千t)で24.6%となっている。

(2) 政府所有玄麦(固有用途用小麦)の販売実績

固有用途用については、しょうゆ用等として10万8千tで、対前年比4千t(3.6%)の減少となった。

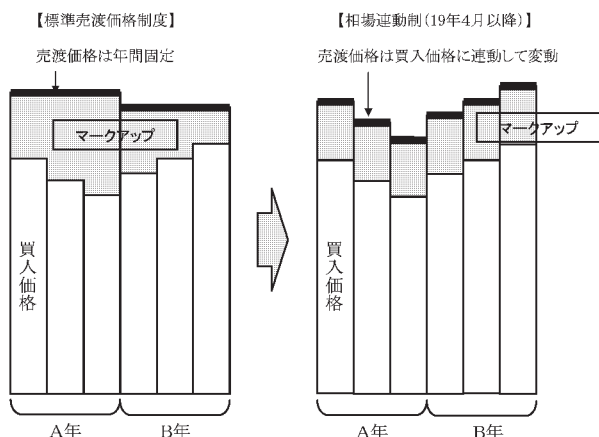
(3) 政府所有玄麦(大・はだか麦)の販売実績

精麦用としては、37万2千tで、対前年比15万9千t(74.6%)の増加となった。

固有用途用については、麦茶、ビール用等として5万8千tで、対前年比1万8千t(45%)の増加となった。

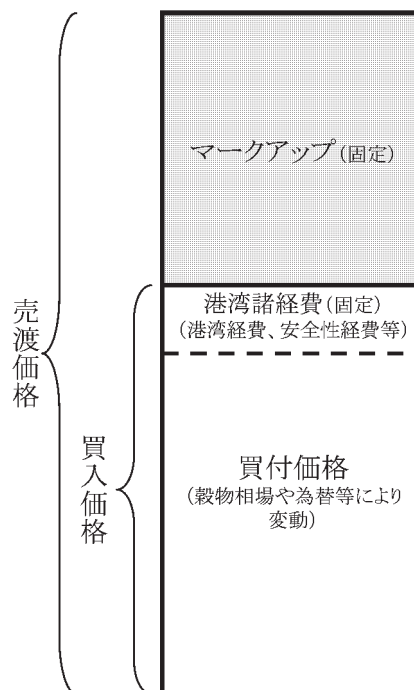
資料1

○ 売渡制度変更のイメージ



資料2

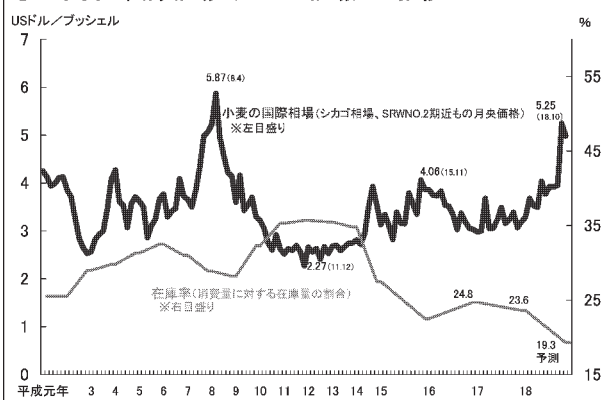
○ 19年4月以降の政府売渡価格の構成(イメージ)



※なお、売渡価格は当該麦の品質状況を加味し、政府と需要者(製粉企業等)との見積り合わせにより決定される。

資料3

○ 小麦の国際相場(シカゴ相場)の推移



資料4

○ 19年4月(4~9月期)の銘柄別政府売渡価格について(参考値)

(単位:円/トン(税込み)、%)

産地 銘柄	略称	現行の標準売渡価格 ①	19年4月(4~9月期) の価格 ②	対比(②-①/①)
〈小麦〉				
アメリカ産ウェスタン・ホワイト	WW	44,970	42,730	▲5.0
オーストラリア産スタンダード・ホワイト	ASW	46,350	48,660	5.0
アメリカ産ハード・レッド・ウィンター	HRW	45,920	47,440	3.3
カナダ産ウェスタン・レッド・スプリングNo.1	1CW	51,140	51,140	0.0
アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング	DNS	49,270	49,270	0.0
5銘柄平均		47,820	48,430	1.3
(オーストラリア産プライム・ハード)	(PH)	(49,720)	(52,200)	(5.0)
(カナダ産デュラム小麦)	(DRM)	(46,960)	(46,320)	(▲1.4)
〈大麦〉				
オーストラリア産ツーロウ	Au2R	37,850	43,520	15.0
カナダ産ウェスタン・シックスロウ	Ca6R	36,490	41,960	15.0

(注1): () 書きは、SBS方式による輸入が実施されるまでの間、一般輸入により政府が販売する銘柄及び価格である。

(注2): 実際の19年4月以降の価格は、当該麦の品質状況も加味され、トン当たり円単位で見積り合わせにかけられた結果確定される。

注：標準収容力は各年度4月1日現在である。

第8節 倉庫の概況と保管運送

1 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成18年4月1日現在の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力（臨時指定倉庫を含む）は、政府倉庫（政府サイロを含む）17万1千t、農業倉庫（カントリーエレベーターを含む）343万8千t、集荷商人倉庫13万6千t、営業倉庫425万t、民間サイロ379万3千t、合計1,178万8千tとなり、前年同期に比べて69万4千tの減少となっている。

また、経営主体数は農業倉庫592、集荷商人倉庫140、営業倉庫（民間サイロを含む）635、合計1,367であり、前年同期に比べて148減少している。

このうち、カントリーエレベーターの収容力は、18年4月1日現在で59棟が指定されており、その収容力は12万5千tとなっている。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、18年11月末現在で328万4千t（うち、国内米66万3千t）であり、前年同期に比べ6千t減少（うち、国内米1万3千tの減少）となっている。

最近3ヵ年の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表15のとおりである。

表15 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の収容力及び在庫数量

年 度	(単位：千t)	
	標準収容力	在庫数量
16	14,253	3,205
17	12,482	3,290
18	11,788	3,284

注：標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

18年4月1日現在における政府倉庫及び農林水産省指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は689万2千tであり、23万7千t減少している。

最近3ヵ年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表16のとおりである。

表16 低温・準低温倉庫の標準収容力

年 度	(単位：千t)	
	低温	準低温
16	6,644	487
17	6,728	400
18	6,669	223

2 保管料支払実績

18年度政府所有食糧等の保管料支払額は307億円であり、前年度に比べ7億円の減となっている。

表17 18会計年度保管料支払額

種 類	(単位：百万円)			対前年増減
	営業倉庫	農業倉庫	計	
国内米	4,170	1,868	6,038	△412
国内麦	—	—	—	△0
外米	16,715	80	16,795	1,141
外麦	7,332	—	7,332	△725
輸入飼料	490	—	490	△711
計	28,707	1,948	30,655	△707
対前年増減	△763	56	△707	

3 運 送 概 況

(1) 運 送 数 量

平成18年度における政府米の運送数量については、国内産米、外国産米合わせて101万トンと前年度(63万トン)に比べ38万トンの大幅な増加となっており、この要因としては、主食用国内産米及び加工用MA米の販売が好調であったこと及び飼料用MA米の販売数量を増加させたためである。

表18 18会計年度政府米運送実績

種 類	(単位：千トン)		
	県間運送	県内運送	計
国内産米	311	101	413
外国産米	365	228	592
合 計	676	329	1,005
(前年度)	(377)	(252)	(628)
対前年増	299	78	377

注：ラウンドの関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

(2) 運 送 対 策

政府運送の経費節減及び契約の透明性の確保の観点から、政府倉庫利活用及び海外援助用米穀の運送に一般競争入札を導入しているが、平成18年度より新たに矯正施設向け販売用米穀及びカドミウム汚染加工用米穀の運送にも一般競争入札を拡大した。

今後、米穀の販売方法等の見直しにより、一般競争入札対象運送を拡大していくこととしている。

第9節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間（昭和61年～63年）の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っており、平成11年4月に輸入数量制限措置から関税措置へ切換えた。

なお、約束輸入数量は、12年度以降、77万玄米tとなっている。

(2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度（IQ）から、平成7年に関税措置へ切換えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

平成18年における米穀の輸入数量（通関統計ベース（暦年））は68万1千tで、国別内訳は、アメリカ30万3千t、タイ16万2千t、中国8万2千t、オーストラリア2万3千t、その他11万1千tとなっている。（単位はすべて玄米t）

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際需給

2006/07年度の生産量は、インドネシアで減少するものの、ベトナム等で増加する見込みであり、世界全体では、ほぼ前年並みの415.0百万トンとなる見込みである。

なお、中国においては、2004年から政府による農業税の減免等農民所得向上に向けた施策が実施される中、本年度は8月頃、長粒種産地である西南部で干ばつの悪影響懸念が発生したものの影響は限定的だったとみられ、3年連続の増加となる見込みである。

貿易量は、タイ、インド等で増加する見込みであり、世界全体でも増加（4.4%）し、28.9百万トンとなる見込みである。

イ 価格動向

米の国際取引の指標価格となるタイ国家貿易委員会公表価格のタイ国産うるち精米長粒種（碎米混入率10%）のFOB価格（輸出価格）でみると、2004年の後半から中国の輸出量減少による上昇基調の中、2005年の前半は、290ドル/t前後で推移した。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

平成18年における小麦の輸入量（通関統計ベース）は、533万7千tで、このうち食糧用の輸入量は524万8千t、飼料用は8万9千tであった。国別で見ると、アメリカ300万2千t、カナダ119万3千t、オーストラリア113万4千t、その他8万tとなっている。

イ 大麦

平成18年における大麦の輸入量（通関統計ベース）は、138万tで、このうち食糧用は25万9千t、飼料用は112万4千tであった。

国別で見ると、オーストラリア82万8千t、アメリカ15万5千t、カナダ34万t、その他6万tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

2006/07年産の生産量は、中国、カナダ等で増加するものの、EU25や米国のほか、干ばつが深刻化したオーストラリア等で減少する見込みであり、世界全体では前年度より減少（▲4.7%）し、590.8百万トンとなる見込みである。

貿易量は、米国、オーストラリア等で減少するため、世界全体でも前年度より減少（▲6.2%）し、108.9百万トンとなる見込みである。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格については、2004年4月以降は、世界的な小麦の豊作観測等により、相場は下落基調で推移した。2005年に入り、大豆価格の上昇につられて上昇したが、世界の小麦生産量が前年度に引き続き高い水準を維持する見込みであることを背景に、4月以降は3ドル台前半で推移した。

2006年3月に入り、米国土産地における降雨等の天候改善により、一旦値を下げたものの、その後、米国における新年度の作付面積の減少や、寒波による生育への悪影響などの懸念に加え、5月に入り、冬小麦産地の干ばつによる作柄悪化の懸念が生じたことから値を上げた。6月に入り、天

候改善による作柄の改善が見込まれたこと等から一旦値を下げた後、再び値を上げたが、8月に入り本格的な収穫期に入ったためやや値を下げた。

9月中旬以降、オーストラリアの干ばつによる減産懸念等により値を上げた。その後、米国等における来年度増産見込み等により水準をやや下げている。

イ 大麦

2006/07年度の生産量は、ロシアやウクライナ等が増加するものの、深刻な干ばつが発生したオーストラリア等で減少する見込みであり、世界全体では前年度並みの138.3百万トンとなる見込みである。

輸出量は、オーストラリア等で減少する見込みであり、世界全体では前年度より減少(▲13.1%)し、15.5百万トンとなる見込みである。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成18年度においては、アフリカ、アジアを中心とし、KR食糧援助として、16ヵ国等に対し約11.9万トン、WFP通常拠出分として1.64万トンの食糧援助を行った。

第10節 食糧管理特別会計

1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料及び農産物等の需給及び価格の安定等のために、それら物資の買入から売却に至るまでの一切の事業にかかる経理を取り扱っており、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定(以上3勘定を食糧管理勘定という。)、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定の各事業勘定と事務人件費等を管理する業務勘定及び会計全体の資金操作と損益整理の機能を有する調整勘定の7勘定が設けられている。

調整勘定は、資金操作と損益整理の機能を果たすため、一般会計からの受入金等を原資とする調整資金と食糧証券の発行等により調達した資金を保有し、各事業が必要とする資金の手当てを行うとともに、食糧管理勘定の損益を移し受けてその整理を行っている。

2 平成18年度予算の概要

合理化・効率化を図りつつ、米麦の売買及び備蓄運営に必要な所要額を確保するとともに、新たな米麦の政策展開に即した対応を行うための予算となっている。

(1) 各勘定の概要

① 国内米管理勘定

国内米については政府買入数量を42万t、売渡数量は35万tと見込み、政府買入価格及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格により、売買に係る予定額を計上している。

この他、各種助成事業、保管料等の経費所要額を計上している。

② 国内麦管理勘定

国内麦については、民間流通の促進を柱とした麦政策の見直しを適正に予算に反映するための検討を引き続き進めることとし、麦作経営安定資金等助成金を中心とした経費所要額を計上している。

③ 輸入食糧管理勘定

輸入食糧については、政府買入数量を米穀と麦類合わせ622万t、売却数量を米穀と麦類合わせ629万tと予定し、米麦の政府買入価格は最近の輸入価格動向等を勘案して算定した価格、政府売渡価格は、米については最近の価格動向等を勘案して算定した価格、麦については平成18年2月1日以降に適用される価格により売買に係る予定額を計上している。

また、保管料等輸入食糧の管理に要する経費については麦政策の見直しを反映し、必要な経費所要額を計上している。

④ 農産物等安定勘定

農産物等については、実行可能性を踏まえ、甘しよでん粉、馬れいしょ各1千tの最低買入数量を予定し、これに係る所要額、保管料等の管理に要する経費所要額を計上している。

⑤ 輸入飼料勘定

輸入飼料については、小麦11万t、大麦120万tの売却及びこれに必要な買入に係る予定額、これらに係る保管料等輸入飼料の管理に要する経費所要額を計上している。

(2) 各種助成等事業

ア) 価格・経営安定対策

○ 稲作所得基盤確保対策交付金

(予算額：62,296,660千円)

需要に応じた米づくりを行うため生産者又は生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者と政

府により造成した資金を用いて、米価下落の度合いに応じて、一定額を補てんすることにより、米価下落による稲作所得の基盤確保を図ることとしている。

○担い手経営安定対策

(予算額：7,760,496千円)

米価下落等による稲作収入の減少の影響が大きい担い手の経営安定を図るとともに、水田農業の構造改革を加速化する観点から、「稲作所得基盤確保対策」の上乗せ対策として一定の要件を満たす稲作担い手農家を対象に「担い手経営安定対策」を講じることとしている。

○麦作経営安定資金助成金

(予算額：103,645,995千円)

需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質の国内麦の生産を推進する観点から、生産者の経営安定に必要な経費や流通コストに必要な経費を政府が負担することとしている。

イ) 集荷円滑化対策 (新規)

豊作による過剰米に対して、無利子短期融資の仕組みを活用して出来秋の段階で主食用等と区分保管し市場から隔離するとともに、融資の返済が米の引渡しで行われた際にはその米を国内主食用等の需給に影響を与えることなく処理することとしている。

○過剰米短期融資円滑化事業費補助金

(予算額：1,283,360千円)

集荷円滑化対策における過剰米短期融資を円滑に実施するため、短期融資と一体的に区分保管経費に対する助成について、米穀安定供給確保支援機構を通じて農業者団体等に対して交付するとともに、現物で返済された米の販売支援に対する助成について米穀安定供給確保支援機構に対して交付することとしている。

○集荷奨励事業費補助金

(予算額：1,283,360千円)

過剰米処理対策の円滑な実施を確保するため、出来秋以降、農業者団体等による豊作による過剰米の円滑な区分集荷を促進するため、主食用米等と区分して集荷・保管するために必要な経費について助成することとしている。

ウ) 安定供給確保対策

○米穀安定供給円滑化補助金

(予算額：99,963千円)

米の安定供給の確保を支援することを目的として設立された米穀安定供給確保支援機構の運営が円滑に行えるよう事業実施に必要な経費について助成することとしている。

○米穀安定供給支援対策事業費補助金

(予算額：3,952,000千円)

生産量が多く消費地へ販売されている産地銘柄米について、年間を通じた安定的な供給を支援することで、消費者に対して米の安定供給を確保するため、金利・保管料の一部を出荷団体等に助成することとしている。

(3) 損益及び一般会計からの繰入れ

食糧管理特別会計において、平成17年度予算において平成13年度から続いていた繰越損失の解消を果たし、本年は、不急予算の整理・統合等財政健全化の取り組みの結果として、一般会計からの繰入額の水準を2,000億円未満とするという、平成9年度以降、9年ぶりの予算編成を行うことができた。

○食糧管理勘定の損益

平成18年度の食糧管理勘定の損益は、これまでの管理経費等の節減より、1,998億円の損失(前年度予算比21億円)が見込まれている。(勘定別の内訳は国内米管理勘定△1,408億円、国内麦管理勘定△1,040億円、輸入食糧管理勘定451億円)

この損失については、前年度からの繰越利益198億円と一般会計からの調整資金繰入れ1,998億円を充てることとしている。

この結果、18年度末の調整資金は、前年同額の198億円となる予定である。

○農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定の損益においては、でん粉の買入、管理に伴う損失10百万円を予定しており、この損失は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

○輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、飼料用輸入麦の売買、管理に伴う損失3億円を予定しており、この損失は前年度からの前受金3億円を取り崩して整理することとしている。

(4) 特別会計改革

平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」において政府の厳しい財政事情を踏まえた特別会計の見直しの方向として特別会計の設置要件の厳格化、平成19年度に特別会計整理合理化法(仮称)を立法化し各特別会計の廃止、統合を含む見直し方向、改革方針を明確化することとされている。これにより、食糧管理特別会計も19年度実施の品目横断的経営安定対策を柱とする食料安定供給施策を一体的かつ効率的に推進するため、農業経営基盤強化措置特別会計と統合の上新たな特別会計に移行することとなり、これを機に更なる財政効率化に向けた取組が必要となる。

3 平成18年度決算の概要

(1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米の売買（32玄米万t買入、37玄米万t売却）に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、1,215億円の損失となった。

(2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦の売買の実績はなかったが、管理に要する所要額があったため998億円の損失となった。

(3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定においては、MA 米の売買（59実（66玄米）万t買入、84実（94玄米）万t売却）及び外麦533万t（大麦37万t、小麦496万t）の買入、556万t（大麦43万t、小麦513万t）売却）に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引き、418億円の利益（外米損失：224億円、外麦利益：642億円）となった。

(4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定においては、輸入飼料の売買（123万t（大麦114万t、小麦9万t）買入、132万t（大麦123万t、小麦9万t）売却）に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引き、0.1億円の利益となった。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

平成18年度における食糧管理勘定の損失額は、1,795億円（国内米損失1,215億円、国内麦損失998億円、輸入食糧利益418億円）となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越額701億円と当年度の一般会計からの受入額1,998億円からなる調整資金（計2,699億円）を取り崩し整理した。

調整資金 (単位：億円)

前年度	本年度	本年度	残高
繰越	受入	損失	
701	1,998	△1,795	904

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算利益0.1億円は積立金として積み立てることとした。

表19 平成18年度食糧管理特別会計歳入歳出総括表
(単位：億円)

＜歳入＞		決算額
項	目	
食糧	売払代	3,788
	国内米	597
	国内麦	—
	輸入食糧	3,190
	輸入食糧納付金収入	6
	輸入麦等納付金収入	—
	農産物等売払代	—
	輸入飼料売払代	364
	一般会計より受入	1,998
	雑収入	48
	食糧証券及借入金収入	4,720
	前年度剰余金受入	118
	純計額	11,042
	他勘定より受入	11,870
	(歳入合計)	22,912
＜歳出＞		決算額
項	目	
食糧	買入費	3,131
	国内米	831
	国内麦	—
	輸入食糧	2,300
	農産物等買入費	—
	輸入飼料買入費	345
	管理費	2,145
	国内米	860
	国内麦	996
	輸入食糧	284
	農産物等	—
	輸入飼料	5
	事務費	206
	サイロ及倉庫運営費	11
	国債整理基金特別会計へ繰入	4,931
	予備費	—
	純計額	10,769
	他勘定へ繰入	11,870
	(歳出総計)	22,639

第11節 農産物検査制度

1 概況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

従来（平成12年度まで）は、食糧事務所（農産物検査官）が一元的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）が、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を受け、農産物検査の実施主体を、国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関（以下「登録検査機関」という。）に変更することを主な内容として、平成12年の通常国会において同法を改正し、国は、検査規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や登録検査機関の指導・監督等の役割を果たすこととなったところである。

この改正により、平成13年4月から5年間で農産物検査の実施主体を民営化することとなり、国は、平成18年3月31日までの移行期間中は、国を登録検査機関とみなして農産物検査を行うことができることとされた。

また、法に規定されている米麦以外の検査対象品目について検証を行い、国の統一的規格に基づく農産物検査が求められなくなっている品目については、検査対象から除外することとし、農産物検査の対象品目を20品目から10品目に整理し、平成7年度から導入された米麦の成分検査は、品位等検査の受検の有無に関わらず単独で受検できる等、制度が変更された。

国は、農産物検査の民営化が開始された平成13年度以降、登録検査機関に対する監査、検査現場における巡回点検等の登録検査機関に対する指導監督を行うとともに、民間における検査体制を確立し、民営化を円滑に進めるため、平成12年度から各食糧事務所において、農産物検査員を育成するための研修を実施し、平成18年4月から完全民営化し、検査は全て登録検査機関により実施されているところである。

登録検査機関の登録状況は、平成18年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,390機関、外国産農産物で5機関、成分検査で14機関が登録され、国内産農産物で約12,884人の農産物検査員が登録されているところである。

2 国内産農産物の検査

(1) 米の検査

ア 登録検査機関による検査

18年産米の検査については、玄米の検査数量469万9千トン（平成19年3月末日現在）となっており100%登録検査機関により実施されている。

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていること

から、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

(ア) 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の全ての登録検査機関の品位等検査を行う検査場所ごとに巡回点検を実施した。

また、登録検査機関の主たる事務所及び従たる事務所に対する監査を実施した。

(イ) 検査技術向上のための現地指導

登録検査機関の協力要請により、農産物検査員の検査技術の向上、鑑定精度の程度統一を図るために、所要の助言、指導を行った。

(ロ) 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の農産物検査員の鑑定精度を統一するため、研修会・鑑定会を実施するとともに、検査の開始時期に品質程度統一会を開催し、当年産米の品質状況を勘案した試料により、程度統一（目合わせ）を行った。

(ハ) 農産物検査員の技能確認

登録検査機関の農産物検査員の技能を定期的に確認するため、技能確認会を実施し、試料の鑑定を行い、技能確認を行うとともに、技能向上のための指導を行った。

イ 検査の実績

18年産米の平成19年3月末日現在の種別検査実績は、表20のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表21のとおりである。

水稻うるち玄米の検査数量は444万0千tで、17年産に比べて21万0千t（17年産同期465万1千t）減少した。

ウ 品質概況

18年産水稻うるち玄米の1等比率は78.2%（17年産同期74.6%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由は充実度不足と心白・腹白によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道の1等比率は88.3%（82.4%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及びカメム

表20 平成18年産米種類別検査実績（平成19年3月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)						
		特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外	
玄 米	合 計	4,699,390	0.0	0.3	76.9	17.9	2.7	2.1
	水稲うるち	4,440,144	—	—	78.2	17.5	2.4	1.9
	水稲もち	189,025	—	—	53.7	28.7	9.8	7.8
	醸造用	69,747	1.9	23.1	56.2	13.9	3.5	1.4
	陸稲うるち	—	—	—	—	—	—	—
	陸稲もち	747	—	—	10.3	53.4	26.5	9.8
も み	合 計	51,715	—	—	98.3	—	—	1.7
	普通	9,077	—	—	90.0	—	—	10.0
	種子	42,638	—	—	100.0	—	—	—
精 米	合 計	23	—	—	1.7	7.6	90.7	—

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表21 平成18年産水稲うるち玄米地域別検査実績（平成19年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	499,613	88.3	3.6	0.9	7.2
東北	1,525,278	90.0	8.8	0.8	0.4
関東	684,594	90.2	8.7	0.8	0.3
北陸	751,583	75.8	23.0	0.8	0.4
東海	151,057	58.8	38.5	2.2	0.5
近畿	194,331	68.3	27.9	2.3	1.5
中国四国	335,498	49.9	43.8	5.0	1.3
九州	295,872	28.3	45.0	17.6	9.1
沖縄	2,319	6.3	45.6	33.4	14.7
合 計	4,440,144	78.2	17.5	2.4	1.9

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

シ類等による着色粒の混入過多によるものである。

(イ) 東北の1等比率は90.0% (83.9%) となった。

2等以下の主な格付理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

(ウ) 関東の1等比率は90.2% (86.0%) となった。

2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び整粒不足によるものである。

(エ) 北陸の1等比率は75.8% (79.1%) となった。

2等以下の主な格付理由は、心白・腹白及び整粒不足によるものである。

(オ) 東海の1等比率は58.8% (57.4%) となった。

2等以下の主な格付理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

(カ) 近畿の1等比率は68.3% (63.4%) となった。

2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び心白・腹白によるものである。

(キ) 中国四国の1等比率は49.9% (47.1%) となった。

2等以下の主な格付理由は、充実度不足及び整粒不足によるものである。

(ク) 九州の1等比率は28.3% (29.1%) となった。

2等以下の主な格付理由は、充実度不足及び心

表22 平成18年産水稻うるち玄米品種別検査数量（平成19年3月末日現在）

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,624,898	36.6
2	あきたこまち	522,802	11.8
3	ひとめぼれ	516,648	11.6
4	ヒノヒカリ	209,960	4.7
5	きらら397	209,658	4.7
6	はえぬき	205,247	4.6
7	ほしのゆめ	118,656	2.7
8	つがるロマン	111,710	2.5
9	ななつぼし	110,538	2.5
10	キヌヒカリ	74,262	1.7
上位10品種の合計		3,704,378	83.4
水稻うるち玄米総合計		4,440,144	

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

表23 平成18年産麦類検査成績（最終）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1 等	2 等	等 外 上	規 格 外
普通小麦	870,333	77.4	15.0	—	7.6
普通小粒大麦	40,901	54.6	28.0	—	17.3
普通大粒大麦	73,875	60.8	19.6	—	19.6
普通はだか麦	13,690	11.5	79.3	—	9.2
ビール大麦	43,232	0.1	82.5	17.4	—
種子用麦	7,207	100.0 (合格)	—	—	—
合計	1,049,240				

(注) ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

白・腹白によるものである。

(ク) 沖縄の1等比率は6.3% (8.4%) となった。2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実度不足によるものである。

エ 産地品種銘柄の概況

18年産水稻うるち玄米の品種別検査実績は、表22のとおりである。

18年産水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、533産地品種である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、162万5千t (17年産同期166万5千t) で37%を占めており、2位はあきたこまち、3位はひとめぼれとなった。

以下、ヒノヒカリ、きらら397、はえぬき、ほしのゆめの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の83% (17年産同期83%) となった。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査実績

18年産麦の検査実績は、表23のとおりである。

検査数量の合計は、104万9千tで、17年産 (113万3千t) と比較すると8万4千t減少した。

イ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は77.4% (17年産71.1%。以下同じ) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は54.6% (63.1%) となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足と形質によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は60.8% (73.7%) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通はだか麦

1等比率は11.5% (78.8%) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率 (1等+2等) は82.6% (88.3%) となった。等外上の主な格付け理由は、形質と裂・剥皮粒によるものである。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令 (平成7年政令第357号) に定められた米麦以外の農産物の18年産検査結果は次のとおりである。

〔品目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量t〕
大豆	(北海道ほか2府40県)	172,780
一般小豆	(北海道ほか1県)	21,427
普通いんげん	(北海道)	2,249
普通そば	(北海道ほか14県)	4,357
かんしょでん粉	(茨城、千葉、鹿児島)	51,736

イ 品質概況

- (ア) 普通大豆の1等比率は19.1%となった。
- (イ) 一般小豆の1等比率は0.6%となった。
- (ウ) 普通いんげんの1等比率は0%となった。
- (エ) 普通そばの1等比率は0.2%となった。
- (オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

3 外国産農産物の検査

18年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量

産地	〔検査数量t〕				計	国別比率
	玄米	精米	砕精米	計		
アメリカ	685	216,729	16,624	234,038	(39.7)	
タイ	—	57,633	60,696	118,329	(20.1)	
中国	1,353	75,669	923	77,945	(13.2)	
ベトナム	—	122,087	2,981	125,068	(21.2)	
オーストラリア	—	28,934	4,816	33,750	(5.7)	
パキスタン	—	240	—	240	(0.1)	
台湾	144	90	—	234	(0.0)	
イタリア	—	67	—	67	(0.0)	
インド	—	72	—	72	(0.0)	
計	2,182	501,521	86,040	589,743	(100.0)	
形態別比率	(0.4)	(85.0)	(14.6)	(100.0)		

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せ

ず規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書発行件数	数量(t)
タイ	水分	5	8	341
ベトナム	小碎粒	2	2	10,983

(2) 小 麦

ア 検査数量 (単位: 千t, %)				
産地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	2,727	10	2,737	(54.2)
カナダ	1,086	60	1,146	(22.7)
オーストラリア	1,148	11	1,159	(23.0)
その他	—	7	7	(0.1)
計	4,961	88	5,049	(100.0)
用途別比率	(98.3)	(1.7)	(100.0)	

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書発行件数	数量(t)
アメリカ	きょう雑物	12	15	68,655
アメリカ	粗たんぱく	3	3	14,131
アメリカ	他銘柄粒	1	1	88
アメリカ	水分	1	1	743
オーストラリア	水分	1	1	450

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量 (単位: 千t, %)				
産地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	324	462	786	(51.8)
カナダ	49	300	349	(23.0)
アメリカ	2	320	322	(21.2)
その他	—	60	60	(4.0)
計	375	1,142	1,517	(100.0)
用途別比率	(24.7)	(75.3)	(100.0)	

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書発行件数	数量(t)
カナダ	碎粒	1	1	5,082

4 成分検査

成分検査 (任意検査) は、理化学分析により米穀の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米穀及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米穀については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

平成18年度の成分検査の実施件数は、米穀については3件、小麦については2,376件となった。

第12節 米麦加工食品

1 米加工食品

(1) 米菓（あられ・せんべい）

ア 企業構造

平成17年12月末日現在における企業数は、643企業（655工場）であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

18年の米菓の生産数量は22万tで前年比3.1%増である。

ウ 輸出入

18年の米菓輸出数量は、3.6千tで前年比1.6%増、金額では、27億円で前年比6.4%増となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾である。

一方、輸入数量は10.8千tで前年比13.8%増、金額では、36億円で前年比12.3%増となっており、主要輸入先は中国、タイ、台湾である。

(2) 加工米飯

ア 企業構造

平成17年12月末日現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で117企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

イ 生産状況

18年における加工米飯の生産量は28万tで、前年比5.0%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万2千t（前年比23.6%増）、無菌包装米飯9万4千t（同5.7%増）、冷凍米飯15万3千t（同2.5%増）、チルド米飯8千t（同14.7%増）、缶詰米飯1千t（同27.6%減）、乾燥米飯6千t（同1.3%減）となっている。

2 麦加工食品

(1) 小麦粉

ア 企業構造

平成18年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は102企業（125工場）であり、これらを合計した日産設備能力は、2万8千5百tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち26%が日産設備能力50t未満の零細企業で

ある。

生産シェアにおいては大企業（4社）が71.6%を占めている。

イ 生産状況

17年度における小麦粉の生産量は490万tで、前年比1.4%減となっている。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の41.1%、めん用粉の32.5%、菓子用粉の12.1%となっており、この3用途で生産量全体の85.7%を占めている。

ウ 輸出入

18年の小麦粉輸出量は290千t（前年比0.0%）、金額は79億円（同1.3%減）となっており、主要輸出先は香港、ベトナム、シンガポール等であった。

一方、小麦粉調製品の輸入量は139千t（前年比0.9%減）、金額は165億円（同6.4%増）となっており、主要輸入先は韓国、中国、シンガポール等であった。

(2) 精 麦

ア 企業構造

平成18年3月末現在における精麦業の企業数は、58企業（58工場）で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

17年度における精麦の生産量は20万4千tで、前年比3.8%増となっている。種類別生産比率は、普通精麦97.0%（押麦8.0%、切断圧べん0.6%、切断無圧べん2.2%、精白麦85.1%、その他1.1%）、ビタミン強化精麦3.0%となっている。

(3) 麦 茶

ア 企業構造

18年3月現在における麦茶製造業の企業数は、77企業（87工場）であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

17年度における麦茶の生産量は4万7千tで、前年比0.0%となっている。

ウ 輸入状況

18年の麦茶輸入量は5.9千t（前年比7.2%増）、金額は9億円（同28.6%増）となっており、主要輸入先は中国であった。

(4) め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

ア 企業構造

平成17年12月末日現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん・乾めん・即席めん類合計で4,759、マカロニ・スパゲッティ類11工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数極めて少なく、おおむね中小企業である。

イ 生産状況

18年におけるめん類の生産量は、132万4千t（小麦粉換算）で前年より約4万4千t減（前年比3.2%減）となっている。

種類別にみると、生めん類60万3千t（前年比4.4%減）、乾めん類20万3千t（同7.7%減）、即席めん類35万0千t（同1.7%減）、マカロニ・スパゲッティ類16万8千t（同4.3%増）である。

ウ 輸出入

18年のめん類輸出量は2万0千t（前年比17.2%増）、金額は62億円（同14.9%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類10.1千t（金額25億円）、即席めん類9.1千t（同36億円）、マカロニ・スパゲッティ類1.2千t（同1.3億円）である。

一方、輸入量は11.8万t（前年比1.1%減）、金額は149億円（同0.7%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類1.7千t（前年比7.8%減）、即席めん類6.4千t（同5.2%増）、マカロニ・スパゲッティ類109.8千t（同0.2%増）である。

(5) パン類

ア 企業構造

平成17年12月末現在におけるパン製造業の工場数は5,009工場となっている。

イ 生産状況

18年におけるパン類の生産量は121万8千t（小麦粉換算）で前年比1.1%減となっている。

これを種類別にみると、食パン59万6千t（前年比1.0%減）、菓子パン36万7千t（同1.3%減）、その他パン22万2千t（同0.4%減）、学給パン3万3千t（同5.7%減）である。

ウ 輸入状況

18年のパン類輸入量は1万t（前年比5.9%増）、金額は30億円（同19.3%増）となっており、主要輸入先は米国、デンマーク、フランス等であった。

(6) ビスケット類

ア 企業構造

平成17年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の工場数は112工場となっている。

イ 生産状況

18年におけるビスケット類の生産量は21万8千製品tで前年比2.2%増となっている。

ウ 輸出入

18年のビスケット（スイート）類の輸出量は0.8千t（前年比6.1%増）、金額は8億0千万円（同5.4%増）となっており、主要輸出先は香港、アメリカ等

であった。

一方、輸入量は2万2千t（前年比1.0%減）、金額は74億円（同1.2%増）となっており、主要輸入先は中国、マレーシア、フィリピン等であった。

第5章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスク分析の考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証・措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下、「手順書」という。）」にのっとりリスク管理を実施している。

なお、この手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるようなものとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである。

ア リスク管理の検討・活動体制

消費・安全局の担当官を構成員とした「リスク管理支援チーム」が中心となり、生産現場から食卓までの各段階におけるリスク管理の初期作業を行った。

また、手順書にのっとりリスク管理を実施する上で、消費者や事業者等の関係者との適時適切な意見・情報を交換する必要があることから、消費・安全局長の私的懇談会「リスク管理検討会」を2回開

催した。

イ 「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング計画」の作成

食品安全の確保を主眼としつつ、現時点における科学的知見に基づき、消費者、食品事業者など関係者の関心や国際的動向を考慮に入れた上で、今後、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質を選定し、そのリストを平成18年4月20日付けで公表した。

また、科学に基づいたリスク管理を行うためには、各種農畜水産物・食品中における危害要因等の含有実態等について調査を行う必要がある。このため、このリストに挙げた有害化学物質のうち、平成18～22年度の5年間にサーベイランス（問題の程度、実態を知るための調査）、モニタリング（矯正の措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査）を実施する対象を明示した「サーベイランス・モニタリング中期計画」を同日付けで公表し、平成18年6月30日付けで18年度の同年次計画を公表した。

ウ リスク管理を行うべき有害微生物の検討

食中毒の原因となる有害微生物について、必要な情報を収集し、優先的にリスク管理を行うべきリスト作成に向けた検討を行った。

(2) 食品中の汚染物質対策の推進

平成18年度は、コーデックスの各部会における国際基準検討への対応を行ったほか、国内でのリスク低減の取組として、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、ハザード（危害要因）ごとに対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）中の含有実態調査等を実施した。主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) カドミウム

コーデックス食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）における国際的な基準値の検討への対応を行った。

国内においては、カドミウムを0.4ppm以上1.0

ppm 未満含有する米の流通防止、農用地土壌汚染対策、カドミウム吸収抑制技術等の確立・普及といったリスク管理措置を実施するとともに、新たな吸収抑制技術や汚染土壌の浄化技術の研究開発等を実施した。

(イ) かび毒

CCFAC におけるかび毒に関する基準値の検討に資するため、国産穀類を対象に実施したデオキシニバレノール等のかび毒の含有実態調査のデータを提供した。

また、輸入農産物のかび毒検査の実施及び汚染農産物の輸入防止、効果の高い防除技術や農産物のかび毒汚染防止技術の開発等を行った。

イ 畜水産物

環境中に存在し、食物連鎖等を通じて家畜や魚介類に蓄積される有害な化学物質や微生物について、以下の取組を実施した。

(ア) 水銀

CCFAC における魚類中のメチル水銀の国際的なガイドライン値検討に参画した。

(イ) ダイオキシン類

CCFAC における国際的な実施規範作成への対応を行った。

また、平成17年度の農畜水産物を対象とした実態調査結果を公表するとともに、「魚介類のダイオキシン類の解説（第5版）」を公表した。

(ウ) ヒ素

食用海産動植物中のヒ素化合物の形態別含有実態調査やリスク低減に関する研究を実施した。

(エ) 貝毒

近年広域化する傾向にある貝毒の発生状況に対応するため、「貝毒安全対策事業」において、貝毒原因プランクトンのモニタリング技術や貝毒成分の分析技術の向上に資する研究開発を行った。

また、コーデックス委員会魚類・水産製品部会における二枚貝中の貝毒の国際的な基準値等検討に参画した。

(オ) 有害微生物

マガキの生産段階におけるノロウイルスのリスク低減に関する研究を実施した。

(3) リスク管理に直結する調査研究の実施

行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全、動物衛生及び植物防疫に係る施策の充実・強化を図るため、科学的・客観的な知見を的確にリスク管理に反映させる仕組が不可欠なことから、公募方式により選抜した産学官の研究チームにより研究を行う「先端技術を活

用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究を実施した。

2 農畜水産物の安全確保

(1) 産地におけるリスク管理の推進

ア 農産物の安全管理

農産物の生産段階において、農作業の各ステージごとに実践すべき農作業などの手順・方法を定め実践・記録し、次期作に向けて改善することにより、適切な農業生産を実践する取り組みである GAP の取組を拡大し、安全な農産物を消費者に安定的に供給するため、平成17年4月に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき食品安全を目的とした GAP の確立・普及を推進した。

平成18年度の具体的な取組としては、

- ・ 一定の作物ごとに全国的に汎用性の高い GAP のモデルとして「基礎 GAP」を作成・公表するとともに、地域の条件に応じた産地実証の支援等により産地・農業者の自主的な取組を推進。
- ・ 都道府県における GAP 推進体制を整備するとともに、消費者、農業者、食品事業者等を対象としたシンポジウムの開催により GAP の重要性、産地での具体的な取組等、GAP に関する情報を提供（3月）。

等を行った。

(2) 生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格等の改正等

平成18年度において、普通肥料の公定規格1種類の一部改正を行った。

(イ) 肥料の登録

平成18年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,328件、有効期間更新数は3,301件、平成18年末の有効登録数は19,352件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成18年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は4,285件、平成18年末の有効届出数は53,150件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成18年度における国の立入検査成績は、分析検査標品1,028点中、正常でないものは91点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人肥飼料検査所において、公定規格

の設定等に関する調査、重金属分析法の改良及び信頼性の確保についての検討等を行った。

(カ) BSEの発生に伴う措置

平成13年9月、我が国において初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止し、BSEの発生の防止に万全を期す観点から、平成13年10月以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料について、輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止を要請した。

その後、科学的な見地から安全性が確認されたものについては、順次、その製造・出荷が解除され、現在、豚、鶏等のみに由来する肉骨粉等、及び蒸製骨粉、蒸製蹄角粉、蒸製皮革粉等が肥料原料として利用されている。また、牛のせき柱を含む肥料が生産されることのないよう、肥料取締法に基づく公定規格等において、牛の部位を原料とする場合には、せき柱等が混合しないものとして確認を受けた工程において製造されたものであることとされた。

(キ) 肥料の需給・価格等

a 化学肥料の需給概要

17肥料年度(平成17年7月~18年6月)の内需は、窒素、りん酸、加里の3成分合計で130万トンとなり、前年度を3%下回った。

表1 化学肥料の需給量(17肥料年度)

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	400(410)	352(363)	0(0)	752(773)
輸入	241(250)	118(161)	350(366)	709(777)
内需	471(475)	465(511)	360(352)	1,296(1,338)
輸出	174(181)	3(3)	3(2)	180(186)

(単位：成分千t、()内は16肥料年度の数字)

b 18肥料年度価格

18肥料年度の元売り段階の価格は、国内での価格形成に大きな影響を持つ輸入原料や原料輸送コストが大幅に値上がりしたことにより、主要全品目で値上がりとなった。

表2 主要肥料の供給価格変動率の推移

(全農供給価格：高度化成肥料(15-15-15)対前年増減率)

15肥料年度	16肥料年度	17肥料年度	18肥料年度
▲1.53	3.49	3.56	3.73

(単位：%)

(ク) 肥料対策関連事業

食の安全・安心確保交付金(硝酸塩のリスク管理の推進)

国産農産物のより一層の安全性確保に向けた生

産を促すため、地域に適した硝酸塩のリスク管理の推進体制や低減化技術を確認することとし、都道府県段階における推進計画の策定や生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(予算額 27億200万円の内数)

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

18農薬年度において新たに登録された農薬は242件で、9月末における有効登録件数は4,369件となり、前年同期に比較して166件の減少となった。17農薬年度に登録された新規化合物は5種類であった。

(イ) 農薬取締り状況

18年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し87件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、23件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録にあたり、環境省、厚生労働省と連携を図りながら独立行政法人農薬検査所において農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

また、農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県が共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動、②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。

平成18年5月からの農薬のポジティブリスト制度の施行にあたっては、①農林水産省、農業者団体及び関係団体からなる「農薬適正使用指導強化協議会」を設置し、生産現場への巡回指導等において必要となる情報提供、②地域におけるポジティブリスト制度への対応状況の点検・強化等を実施した。

また、ポジティブリスト制度施行後も関係機関・団体等が相互に協力して①農薬の適正使用についてのきめ細かな指導、②飛散低減のための新技術の導入・普及、③農家における適切な農薬使用状況の記帳を重点的に指導するとともに、登録農薬については、適用作物の拡大に向けた取組み

を実施し、消費者の食の安全に対する要請に応えられるよう、生産者や関係団体の取組を指導するとともに、食品衛生部局と緊密に連携し適切に対応が図られるよう努めた。

また、農薬全般について、消費者の農薬に対する理解を深めることを目的として、全国9カ所で意見交換会を開催した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないように、環境省と連携して、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について通知し、その周知を図った。

(エ) 農薬の生産出荷

18農薬年度（平成17年10月～平成18年9月）の農薬の生産額は、3,732億円（前年比3.6%減）出荷額は3,569億円（同0.3%増）となっており、生産額は減少、出荷額は増加した。

(オ) 農薬の輸出入

18農薬年度の農薬の輸出額は前年比5.0%増の1,040億円であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が20.8%を占めて最も多く、次いでフランス16.7%、大韓民国10.6%となった。

一方、輸入額は前年比0.7%増の700億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツが25.2%を占めて最も多く、次いでシンガポール20.4%、台湾8.4%となった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号）（以下「成分規格等省令」という。）により設定している。

18年度に当該省令を改正し、飼料における農薬

等の基準を定め、当該飼料を給与して生産された畜水産物が厚生労働省が定めた食品中の残留基準に適合するよう措置した（平成18年5月29日施行）。また、当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等（抗生物質）の検定を独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」という。）で行った（18年度検定439件合格）。

さらに、食品残さの飼料化を推進するため、その製造等の安全性を十分に確保するためのリスク管理措置として「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」（平成18年8月30日施行）を制定した。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

公定規格の検定機関については、18年度は1機関の登録が失効したことにより、6機関（9施設）が登録されている。

また、飼料の公定規格による18年度の検定は2県及び1登録検定機関において、配合飼料7銘柄及び魚粉10銘柄に関して実施された。

(ロ) 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、肥飼料検査所及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。

18年度における立入検査の状況は、表3のとおりである。

表3 18年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	615	2,059	2,674
取去件数	1,173	1,312	2,485
飼料	1,129	1,311	2,440
飼料添加物	44	1	45
取去品の試験結果			
正常件数	1,165	1,290	2,455
飼料	1,121	1,289	2,410
飼料添加物	44	1	45
違反件数	8	22	30
飼料	8	22	30
飼料添加物	0	0	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成18年度）

a 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の

一部を改正する法律（平成14年法律第96号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は4件であり、旧法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は2件であった。

また、改正法第2条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は31件、新法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は63件、新法第13条の3第1項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は58件、新法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は89件であった。

b 旧法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品19品目、医薬部外品2品目及び医療用具6品目であり、輸入については医薬品22品目及び医療用具2品目であった。

また、新法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認された品目数は、医薬品34品目、医薬部外品11品目及び医療機器49品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成18年度に見直しの対象となる162成分について、平成18年2月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

平成18年5月29日から導入されたポジティブリスト制度に対応し、動物用医薬品の使用基準の設定及び変更を行った。導入時に新たに設定された残留基準は、導入後5年間で見直しされることと

なっており、平成18年度は2成分見直しが行われた。それに伴い、使用基準の改正について検討した結果、改正は必要でなかった。

(エ) 国家検定等の検査

表4 薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成18年度の国家検定状況
生物学的製剤（受付件数717件）

合格	711件
不合格	4件
中止件数	2件

表5 薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成18年度の製造業者等への立入検査による取去品の検査

	取去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	69件	3件	15件
抗生物質製剤	14件	0件	3件
生物学的製剤 (体外診断薬)	9件	1件	1件

表6 動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成18年度に動物医薬品検査所が実施した検査

動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査 受付件数	143件
不合格件数	0件
動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査 受付件数	8件
不合格件数	0件
中止件数	0件

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成18年度は平成18年10月26日に開催し、薬事法の改正等の動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

3 家畜防疫体制の強化等家畜衛生対策

(1) BSE 対策の推進

ア 我が国における BSE の発生への対応

平成13年9月に我が国で初めて BSE 感染牛が確認されて以降、18年度末までに32例の BSE の発生が報告された。BSE 対策として、と畜場での BSE 全頭検査及び特定部位（SRM）の除去に加え、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度、BSE 発生時の対

応を迅速かつ適切に実施するための「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の策定等各般の対策が実施されている。

(ア) 18年度は、農場サーベイランスにおいて5月13日(26例目)、5月19日(27例目)、8月11日(28例目)、9月28日(29例目)及び11月13日(30例目)、と畜検査において4月19日(25例目)、12月8日(31例目)及び2月5日(32例目)、計8頭のBSE感染牛が確認された。

(イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づく、24か月齢以上の死亡牛を対象にした農場サーベイランスでは、18年度は94,749頭(一部24か月齢未満の牛も含む。)の検査を行い、前述の5頭が陽性(26,27,28,29,及び30例目)であった。この農場サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じた。

(ウ) 感染源及び感染経路の究明に関しては、感染牛の給与飼料等の調査をもとに、7例目までの発生例については、15年9月、専門家からなるBSE疫学検討チームにより、疫学的分析結果報告が取りまとめられている。

また、32例目までの発生例については、17年度及び18年度に「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究において疫学的分析を行い研究報告書が取りまとめられている。

この報告書において、

a. 1995、1996年生まれの牛の感染は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳が原因となった可能性が考えられるが、オランダの疫学調査等現在得られている知見を踏まえると、オランダ産の粉末油脂を感染源として合理的に説明することは困難。

b. 1999年～2001年北海道生まれの牛の発生は、1995、1996年生まれの牛が汚染原因となり、北海道内の配合飼料工場における肉骨粉等の交差汚染により伝播した可能性が否定できない。

等の分析がなされている。

イ 米国におけるBSEの発生への対応

(ア) 平成15年12月に米国でBSE感染牛が確認されたのに伴い米国産牛肉等の輸入を停止した。

(イ) 食品安全委員会によるBSEリスク評価結果を踏まえ、平成17年12月に米国・カナダからの牛肉等の輸入を再開した。しかし、平成18年1月、特定危険部位であるせき柱が混入した子牛肉が発見

され、直ちに輸入手続を停止した。

(ウ) 日米専門家会合やリスクコミュニケーション等を実施した後、平成18年6月20日・21日、日米局長級テレビ会合を実施した。本会合において、対日輸出認定施設の調査の実施や米国農務省による抜き打ち査察への同行等、対日輸出条件の遵守を確保するための措置等の実施と輸入手続の再開について、日米間で認識を共有した。

(エ) 平成18年6月24日～7月23日、米国対日輸出認定施設に対して現地調査を実施し、7月27日、輸入手続再開を決定した。

(2) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

ア 茨城県を中心に確認された高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

(ア) 感染経路の究明

平成17年6月以降、茨城県を中心とした弱毒タイプ(H5N2亜型)の高病原性鳥インフルエンザが発生し、同年12月までの間に41農場で発生が確認され、約578万羽の鶏が殺処分又はとう汰された。

本病の発生に係る感染源・感染経路を究明するために設置された、専門家等からなる「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」により、平成18年9月に、1例目から41例目までの発生についての報告書がとりまとめられた。

その中で、今回の発生に関しては、特徴として、①原因ウイルスが中米で分離された株に極めて近縁である、②日本の近隣諸国において、今回の発生株に近縁な株による発生がない、③発生が茨城県南部に局限している、④分離されたウイルスは遺伝学的性状が一致している、⑤原因ウイルスは自然宿主である水きん類よりも鶏に適応し、感染性は強いが臨床症状を示さないこと等が挙げられた。ウイルスの侵入経路については特定できなかったが、中米由来ウイルス株から作出された未承認ワクチン等が持ち込まれて不法に使用された可能性が否定できないとされた

(イ) 弱毒タイプの特性を踏まえた防疫指針の変更

平成18年12月の防疫指針の変更により、弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合においては、原則として、強毒タイプのウイルスによる場合と同様の防疫措置を講ずることとするが、都道府県の畜産主務課は、動物衛生課と協議の上、以下の①から③の防疫措置を行うことができることとされた。

① 農場監視プログラムの適用

ウイルスに対する抗体が確認され、ウイルス

が分離されない家きんを飼養する農場のうち、ウイルス拡散防止措置等が実施されていること等の一定の条件を満たした農場については、飼養鶏を直には殺処分せず、監視下におく農場監視プログラムを講ずることができる。

② 関連農場の検査

弱毒タイプのウイルスの感染が確認された農場との間で、過去6ヶ月以内に家きんの導入元及び出荷先等の関係がある関連農場について、必要に応じて家きんの移動の制限等を実施することができる。

③ 移動制限区域の設定

弱毒タイプのウイルスによる感染が確認された農場に関する移動制限区域（原則半径5km）を定め、検査を実施する。

イ 宮崎県及び岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応

平成19年1月13日以降、宮崎県及び岡山県で高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された。本病のまん延を防止するため、防疫指針に沿って、発生農場の飼養鶏の殺処分、周辺農場の移動制限、家きん飼養農家への緊急立入調査等を実施した。また、防疫対応に当たっては、発生状況を踏まえつつ、専門家の意見を聞いて清浄性確認後移動制限の見直しや第1次清浄性確認の早期着手を行った。発生農場周辺の清浄性を確認し、平成19年3月1日午前0時をもって全ての移動制限を解除した。それ以降の新たな発生は確認されていない。

また、今般の発生に際しては、改めて早期発見、早期通報の徹底と農家への緊急立入調査等を実施するとともに、①発生予防に万全を期すための緊急の措置として近畿以西の全23府県とその他知事が必要と判断した10県の家きん飼養農場に対し、消石灰散布による緊急消毒を実施し、②家きん飼養者から家畜保健衛生所への毎月1回の死亡羽数等の報告を毎週1回実施した。

ウ ワクチン備蓄

本病の防疫については、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、早期発見と迅速な殺処分による防疫を行うこととしており、ワクチンの使用は、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生し、迅速なとう汰が困難となる、又は困難になると判断される場合のみ検討することとしている。ワクチンの備蓄は、平成16年1月の320万ドーズ（H5N2亜型）の緊急輸入を皮切りに開始され、その備蓄量は平成19年3月現在、820万ドーズとなっている。

エ 家畜防疫互助基金

高病原性鳥インフルエンザ発生時の経済的損失を互助補償するため、生産者が自らが行う互助基金を造成しており、茨城県及び埼玉県での発生に際しては、発生時の互助金の交付に対し応分（1：1）の支援を行った。平成18年度末の加入状況は、全国羽数ベースで81.8%となっている。

(3) 家畜防疫

ア 飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の策定

(ア) 飼養衛生管理基準

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会の調査審議を経て、家畜の所有者が遵守すべき基準として、飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付けた（16年9月公布、12月施行）。

(イ) 特定家畜伝染病防疫指針

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会及び牛豚等疾病小委員会の調査審議を経て、それぞれ、高病原性鳥インフルエンザ（16年11月18日）、BSE（16年11月29日）、口蹄疫（16年12月1日）及び豚コレラ（18年3月31日）について、特定家畜伝染病防疫指針を策定し、農林水産大臣名で公表した。

イ 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

(ア) 牛関係監視伝染病

BSEについては、13年9月に我が国初のBSEが確認されて以来、18年度末までに合計32頭の発生があり、同居牛等について疑似患畜の特定等の防疫措置を実施した。

ヨーネ病については、平成10年度以降、法に基づく定期検査を実施しており、18年は42都道府県606戸1,179頭の発生、摘発があった。本病対策については、専門家の意見も伺い、18年11月に「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、導入牛の証明書確認による侵入防止、定期検査による患畜の摘発と殺処分、消毒の徹底、迅速診断法を活用した患畜の同居牛の自主なとう汰等の全国的に統一した防疫対策を進めることとされた。

ブルセラ病及び結核病については、両疾病とも、ここ数年散発的な発生となっており、ブルセラ病

は、14年に1戸1頭が摘発されて以降の発生はなく、結核病は18年8月に乳用牛において1戸1頭の発生があった。

アカバネ病については、18年9月から11月にかけて、アカバネ病ウイルスの生後感染による中枢神経症状を示す子牛及び育成牛が九州地方南部で確認された。発生要因として、ウイルスの侵入と地域の抗体陽性率の低下が重なったことが挙げられた。

(イ) 豚関係監視伝染病

オーエスキー病は、18年は3県で6戸98頭の発生があった。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は昭和63年をピーク(59戸9,491頭)に、大きく減少し、平成3年に「オーエスキー病防疫対策要領」が策定されて以降、浸潤県数に大きな変化はなく、拡大は阻止されているものの、浸潤地域の清浄化は一部に止まっていることから、今後の取組の見直し、強化について検討が開始された。

(ロ) 鶏関係監視伝染病

平成19年1月13日以降、宮崎県及び岡山県で高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生が確認された。本病のまん延を防止するため、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に沿って、発生農場の飼養鶏の殺処分、周辺農場の移動制限、家きん飼養農家への緊急立入調査等を実施した。また、防疫対応に当たっては、発生状況を踏まえつつ、専門家の意見を聞いて清浄性確認後移動制限の見直しや第1次清浄性確認の早期着手を行った。防疫対応の結果、発生農場周辺の清浄性が確認されたため、平成19年3月1日午前0時をもって全ての移動制限を解除したが、それ以降の新たな発生は確認されていない。

ニューカッスル病については、18年は採卵鶏及び愛玩鶏で発生が4件あった。本病の原因ウイルスは、広く野外に存在しているが、適切なワクチン接種により予防が可能であることから、愛玩鶏を含め、ワクチン接種を徹底することとされた。

家きんサルモネラについては、18年は発生がなかった。

(ハ) 馬関係監視伝染病

馬パラチフスは、10年から11年に重種馬での集団発生があり、その後発生は認められていなかったが、15年は1戸1頭、16年は2戸9頭、17年は7戸11頭、平成18年は1戸2頭の発生が確認された。

その他、馬伝染性貧血は、5年に農用馬2頭が

抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、馬伝染性子宮炎は17年には1戸1頭の発生が確認されたが、平成18年には発生がなかった。

(ニ) めん山羊監視伝染病

スクレイピー(伝達性海綿状脳症)については、平成17年には1戸1頭の発生が認められたが平成18年には発生は認められなかった。なお、本病は、昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、33戸63頭の散発的な発生となっている。

ウ 国内防疫関連事業の実施

(ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化のための検査・自主とう汰、ワクチン接種の推進を行った。

オーエスキー病の清浄化を推進するため、地域全体でワクチン接種の取組が行われている地域において、ワクチン接種対象飼養豚の全頭ワクチン接種の取組に支援を行った。

また、ヨーネ病の清浄化を推進するため、18年11月に策定された「ヨーネ病防疫対策要領」も踏まえ、生産者自ら行う検査及びとう汰の取組に支援を行った。

さらに、疾病の発生と流行を防ぐため、牛流行熱、豚伝染性下痢症等に対する組織的なワクチン接種を推進した。

(イ) 家畜円滑処理体制強化対策調査等委託事業

大規模飼養農場における高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に備えて、発生現地で円滑に処理するための焼却用エアバーナーを試験的に導入し、実用化に関する技術検討を行った。

(ロ) 馬飼養衛生管理特別対策事業、育成馬予防接種推進事業及び繁殖牝馬予防接種推進事業

馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、馬感染症研究会・馬飼養衛生管理技術講習会、馬の飼養衛生管理に関するテキストの作成配布、地域馬獣医療の実態調査等を実施した。また、予防接種推進事業では、馬の生産育成地において、破傷風、日本脳炎、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチン接種を実施した。

(4) 保健衛生

18年度末における家畜保健衛生所数は全国176か所で、職員数は獣医師職員2,188名、事務系・その他職員411名となっている。

ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視体制を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要とな

っており、このために迅速かつ的確な検査・診断体制の整備が重要となっている。このため家畜検査の迅速化、高度な疫学診断等に対応するための施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の家畜防疫体制、監視体制の強化を図った。

(ア) 迅速診断対応機器

検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、豚コレラ迅速診断機器等の設置を行った。平成18年度は、23県において酵素抗体測定装置、微量成分分析機器等が設置された。

(イ) 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とする遺伝子情報解析診断機器、病理診断画像処理機器等の設置を行った。平成18年度は、14県において遺伝子抽出装置、PCR検査機器等が設置された。

(ウ) バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、安全キャビネット・滅菌機器の整備を行った。平成18年度は、24県において安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器等が設置された。

(エ) 緊急病性鑑定対応機器

万が一、海外悪性伝染病が日本で発生した場合において、初動防疫を迅速かつ的確に行い、病原体の拡散を最小限に抑止するための機器の整備を行った。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所が中心となって以下の取組を行った。

(ア) BSE検査・清浄化の推進

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、会議等を開催しBSE検査の普及・定着を図るとともに、リーフレットの配布等により正しい情報の提供を実施した。

(イ) 監視・危機管理体制の整備

「家畜衛生関連情報の整備」で家畜衛生に係る情報の収集及び提供を効率的、円滑に推進するた

めの体制を整備するため、病性鑑定成績・巡回指導等による家畜衛生情報の収集・分析を行った。また、「診断予防技術の向上」で伝染性疾患の新たな診断方法、予防技術の確立のための調査・検討を行った。

この他「まん延防止の円滑化」として調整会議の開催及びブロック内の防疫演習の開催を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立を図るとともに、「家畜伝染病防疫対応強化」として生産者が最低限遵守すべき基準である飼養衛生管理基準の普及・定着の促進や特定家畜伝染病防疫指針に基づく家畜伝染病の発生予防及び防疫対策を構築するための会議を開催した。

さらに、生産現場及び教育現場において動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を検討する「動物由来感染症監視体制の整備」、①ワクチンを用いず、早期発見とどう法により清浄性を維持するための豚コレラ撲滅対策、②沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のために監視体制の強化を図る沖縄牧野ダニ侵入防止対策、③家畜衛生推進協議会の開催や印刷物等による各種家畜衛生情報の広報により自衛防疫を推進する「自衛防疫及び自主管理の強化」を実施した。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産経営における生産性の向上のため慢性疾病及び牛のは育期における慢性疾病等を予防するため調査及び検査を行い、生産ガイドライン（疾病防除マニュアル等）の作成について検討した。

(エ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性確保のため①地域一体となったHACCP方式に基づく畜産物の生産衛生管理体制の構築を図るための「生産衛生管理体制の整備」、②衛生的な鶏卵の生産体制を推進するためのサルモネラ総合対策指針に基づき、サルモネラの清浄化に向けた農場の調査・検査を行う「鶏卵衛生管理体制の整備」、③医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報を収集することにより、医薬品の使用に起因する危害発生を防止するとともに、医薬品の有効性、安全性に反映させるために医薬品の検査、使用実態調査を行う「動物用医薬品の危機管理」をそれぞれ行った。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全で安心な畜産物等の産地づくりを推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、

地域における行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

ウ 調査研究

(ア) 慢性疾病等低減対策

(社)日本獣医学会が実施する遺伝病や感染症等に関する調査・原因究明等の推進した。

(イ) 趾蹄管理啓発推進対策事業

(社)日本装蹄師会が実施する趾皮膚炎の感染機序の調査、削蹄器材の消毒器の開発等を推進するとともに趾蹄管理技術の検討会を実施した。

(エ) 第47回全国家畜保健衛生業績発表会

第47回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月20日、21日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、消費・安全局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

(5) 技術普及

家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。18年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本・支所・海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ268名が受講した。また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会を各専門分野別(ウイルス、病理、細菌、生化学)に実施した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表7のとおりである。

表7 18年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 員		計
		県職員	その他	
家畜衛生講習会	11	249	19	268
基本講習会	1	50	2	52
総合講習会	1	40	1	41
特殊講習会	9	159	16	175
鶏 疾 病	1	35	3	38
豚 疾 病	1	30	5	35
牛 疾 病	1	35	6	41
繁殖障害	1	9	0	9
病性鑑定	4	28	0	28
獣疫学	1	22	2	24
家畜衛生研修会	4	178	4	182
病性鑑定	4	178	4	182

計 15 427 23 450

(6) 獣 医 事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法(平成4年法律第46号)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

イ 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法(昭和24年法律第186号)第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。

ウ 第58回獣医師国家試験

第58回獣医師国家試験は、平成19年3月1日及び2日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,250名中1,059名(84.7%)が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会

第58回獣医師国家試験について、試験問題が事前に漏えいしていた疑いがあるものと判断されたことを踏まえて、「獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会」を設置し、再発防止のための改善事項について検討を行った。

オ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会及び免許部会が開催され、①第58回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療における広告制限の特例等について審議が行われた。

カ 獣医師の需給に関する検討会

今後の適切な獣医療の提供体制の整備に関する施策の検討に資するため、平成18年11月より有識者からなる「獣医師の需給に関する検討会」を設置し、所要の検討を行った。

キ 小動物獣医療

(ア) 獣医療における広告制限の特例

獣医事審議会において、狂犬病予防注射等の事項等について獣医療法に基づく広告制限の特例とすることについて審議した。

(イ) 獣医核医学の導入に係る体制整備

獣医療法施行規則及び関連告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について、平成17年9月に放射線審議会へ諮問し、獣医療に関する放射線防護の技術的基準検討部会で審議が行われている。

(7) 国際関係

ア 輸出入検疫

主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな、以下同じ）の輸入検疫状況は、初生ひなを除き、牛が最も多く25,719頭（対前年比100.8%、以下（）内は対前年比）であった。その内訳は、肥育用素牛が24,746頭（105.9%）とやや増加したのに対し、乳用繁殖用は973頭（45.7%）と大幅に減少した。豚は、223頭（92.5%）が輸入され、繁殖用が221頭（91.7%）、愛玩用が2頭（実績なし）であった。めん羊は233頭（375.8%）と前年と比較して大幅に増加した。山羊の輸入実績はなかった。

馬は、牛に次いで頭数が多く6,423頭（117.0%）であった。その内訳は、繁殖用173頭（115.3%）、乗用187頭（114.0%）、競走用333頭（92.8%）、肥育用5,638頭（117.5%）、その他（と畜場直行馬を含む）92頭（418.1%）であった。

初生ひなは、718,882羽（70.3%）と大幅に減少した。

犬、猫は、それぞれ8,099頭（97.5%）、1,655頭（101.2%）であった。

その他の動物では、兎が13,619羽（96.7%）、みづばちが13,513群（85.4%）輸入された。

主要動物の輸出実績は、馬が172頭（84.7%）であり、その内訳は繁殖用66頭（97.1%）、競走用97頭（84.3%）、乗用9頭（実績なし）と減少した。

犬、猫は、それぞれ4,630頭（98.7%）、1,530頭（99.2%）が輸出された。

畜産物全体の輸入数量は、3,576,393トン（97.1%）であった。

肉類は、牛肉、豚肉、家きん肉が全体の約9割を占めており、牛肉508,087トン（103.2%）がやや増加したが、豚肉818,557トン（86.4%）、家きん肉679,833トン（88.7%）と大幅に減少したこともあり、肉類全体では2,297,358トン（94.6%）と減少した。

骨類は、骨粉の輸入実績が引き続きなく、全体で51,068（97.8%）であった。ミール類は、肉骨粉の輸入実績がなく、血粉171トン（56.6%）、肉粉31トン（24.4%）と大幅に減少し、ミール類全体では202トン（46.1%）となった。穀物のわら及び飼料用の乾草は221トン（0.2%）となり、動物性加工たん白

は1,002,359トン（126.9%）と増加した。

畜産物全体の輸出数量は、127,467トン（75.7%）と減少した。輸出の大半を占める皮類が74,013トン（101.4%）、肉類が5,085トン（104.3%）、臓器類が597トン（116.0%）、卵類200トン（104.3%）と増加した一方で、その他のものが40,855トン（51.8%）と大幅に減少した。

表8 平成18年の輸出入検疫数量（速報値）
（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）

	輸 出	輸 入
牛	—	25,719
豚	—	223
めん羊	—	233
馬	172	6,423
兎	88	13,619
鶏	—	—
初生ひな	—	718,882
犬	4,630	8,099
猫	1,530	1,655
あらいぐま	—	—
きつね	—	13
スカンク	—	—
サル	—	7,198
骨類	11	51,068
肉類	5,085	2,297,358
臓器類	597	54,340
卵類	200	11,737
皮類	74,013	56,483
毛類	393	6,276
ミール類	—	202
動物性加工たん白	—	1,002,359
わら等	—	221

4 魚類防疫対策

平成17年に関係法令を改正し、防疫体制を強化したことから、その適切な運用を行った。また、国際獣疫事務局（OIE）の総会において、コイヘルペスウイルス（KHV）病がOIE疾病としてリストされた。

(1) 水産防疫制度の適切な運用

ア 輸入防疫

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき、平成18年度はこい38件、きんぎょ1,206件、さけ科魚類の発眼卵16件及びくるまえび属の稚えび1件に対し、輸入の許可を行った。なお、くるまえび属の稚えびは防疫対象疾病発生国からの輸入であったため、平成17年に改正した同法の規定により、管理命令を発令し隔離管理を実施した。

イ 国内防疫

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく特定疾病のうちKHV病については、引き続き発生が確認され、平成18年度は都道府県において焼却・埋却等42件、消毒43件等のまん延防止措置を講じた。また、宮城県知事からホヤの新疾病の発生についての届出があったため、防疫会議を開催し今後の対応等を検討した。

(2) KHV病対策

ア 発生状況

平成15年10月に、我が国で初めてKHV病の発生が確認され、平成18年度は1・2級河川水系の約1%と、養殖場の約2%で発生が確認された。

イ 技術検討会

錦鯉養殖場において連鎖的にKHV病が発生したため、平成18年9月（第10回）及び平成19年3月（第11回）にコイヘルペスウイルス病に関する技術検討会を開催し、まん延防止措置等について検討した。

ウ 研究・開発

（独）水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発を含め、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進した。

(3) アユ冷水病対策

アユ冷水病に関する対策協議会を開催するとともに、都道府県の養殖業者への衛生対策指導等の支援や、（社）日本水産資源保護協会への委託による養殖衛生対策センター事業の運営等により、関係者への普及・啓発、技術者の育成等を行った。

5 植物防疫対策

(1) 病虫害防除

ア 残留農薬のポジティブリスト制度導入に係る農薬の飛散低減対策

食品衛生法の改正による残留農薬のポジティブリスト制度が施行（平成18年5月）され、全ての農薬に残留基準値が設定された。

その概要は、①既に残留基準が設定されている農薬は、現行基準を維持、②残留基準が設定されていない農薬で国際基準等があるものは、基準値として設定（暫定基準）、③その他の農薬は、基準値ができるまでの間、一律の基準（0.01ppm）を設定するのである。既に基準のある作物については、定められた使用方法に従って農薬を使用すれば、残留基準を超えることはないが、基準のない作物については、一律基準が適用されるため、農薬が飛散した場合には、基準値超過となり、回収・廃棄等の命令が下される恐れがある。このため、農薬散布時の飛散低減

に対する注意が必要となる。

このため、農林水産省では生産者等に向けて、①都道府県、関係団体等との「農薬の飛散低減対策協議会」等の開催、②農薬適正使用の指導について通知の発出、手引きの配布や研修会の開催等、により同制度の周知、飛散低減対策等の徹底を図った。

イ 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病虫害を対象として全都道府県において発生予察事業が実施された。また、農林水産省でも全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計9回発表した。

平成18年度の水稲の病虫害発生状況についてみると、病害では、梅雨前線の活動が活発になった5月下旬から6月下旬にかけて、多くの地域でいもち病の発生は平年並み程度と予測されていたが、6月の気象条件が低温、日照不足、降雨が多い、感染に好適な気象条件が出現したことから、6月下旬から早期防除の呼びかけがなされた。その後も病徴が進んだ地域では、葉いもち病斑の発生が多くなり、7月中旬から下旬にかけて東北から近畿までの広い地域で注意報により防除の徹底が呼びかけられた。その後、8月に入り晴れの日が多く高温となったため病勢は抑制された。その後も天候による影響が少なかったことから、全国的に発生面積は低く抑えられた。いもち病に関する注意報は22件発表されたが、天候の回復や適期防除が実施されたことから、被害は軽微で収穫量が減収となる事態には至らなかった。

害虫では、ウンカ類の初飛来が平年より早く、トビイロウンカが福岡県で49日早い4月30日に、続いて、熊本県で39日早い5月8日に、また、セジロウンカも福岡県では平年より21日早い5月3日に初飛来があった。6月中旬には、九州から東海までの地域及び南関東で飛来が確認された。その後、梅雨前線の活動が活発になった6月下旬から7月上旬にかけて、北陸、北関東までの飛来が確認された。また、8月中旬にトビイロウンカの警報が1件、9月上旬までに注意報が9件発表された。一方、後期害虫である斑点米カメムシ類については、6月上旬頃から水田周辺の雑草地で発生量が多くなり始め、6月中旬から注意報が発表され始めることとなり、9月上旬までの間に警報が1件、注意報が16道府県から延べ18件発表された。本年は、夏期間に高温となったことから、カメムシ類の発生動向は活発となり、水

田内への侵入は平年より多くなったとみられる。

麦では、4月中旬、開花期から出穂期を迎えた地域で、赤かび病の発生に注意が呼びかけられた。4月下旬から6月上旬にかけて注意報が14件発表されたが、適期防除が実施され、赤かび病の発生が平年並か少なく抑えられた。

大豆では、吸実性のカメムシ類に対して、8月中旬に注意報が1件発表された。

果樹の病害については、かんきつかいよう病の越冬病斑が多かったことから、3月中旬に長崎県で注意報が発表されたほか、8月上旬に降水量が多く、日照が少ない、かいよう病の発生に好適な条件が続いたことから高知県で注意報が発表された。その他、なしの黒星病の注意報が7件、ぶどうのべと病の注意報が1件発表され、適期防除が呼びかけられた。

害虫では、全国的に果樹カメムシ類成虫の越冬量が多く、また、夏期間の気温が高い水準で推移したことから、5月上旬以降から果樹園への飛来が見られるようになり、9月上旬までに36件の注意報が発表された。その他、りんごのナミハダニ、リンゴハダニ、モモシクイガの発生について注意が呼びかけられた。

野菜および花きでは、春先から夏期間にかけ、病害の発生に好適な条件が続いたことから、灰色かび病、うどんこ病等のかびによる病害を中心に発生の注意が呼びかけられた。また、トマト黄化葉巻病について、注意報が1件発表された。

害虫では、オオタバコガの注意報が山梨県から発表された。クワシロカイガラムシが春先から発生が多めで推移し、注意報が2件発表された。茶の害虫であるチャハマキガ及びチャノココクモンハマキについての注意報が1件発表された。このほか、アブラムシ類、ハダニ類等の害虫の発生に注意が呼びかけられた。

病虫害の発生、防除状況は表9のとおりである。

ウ 病虫害防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病虫害防除所は、発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農業の安全使用等の指導を行った。また、都道府県の生産地の病虫害防除員の協力を得て、病虫害の発生状況調査等を行った。

国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病虫害防除所の運営に要する経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

エ 農林水産航空事業

平成18年度における農業関係の空中散布延べ面積

は、水稻防除14万6千ha、果樹防除0.2千ha、畑作物防除6.0千ha、畜産関係4.0千ha、ミバエ類等防除249万0千ha、計264万6千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は10万3千haで、関係農家数は約11万6千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除の延べ4万8千haと野そ駆除の延べ6万3千haが主であり、計11万1千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として延べ80万haであった。

オ 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の普及推進

病虫害防除について、病虫害の発生予察情報等に基づき、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）の普及に取り組んだ。

具体的には、農業者自らがIPMへの取組を確認できるIPM実践指標のキャベツ及びカンキツでのモデルを公表するとともに、都道府県でIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等の推進を行った。

また、天敵やフェロモン等を利用した防除技術、飛散しにくい農薬散布技術・方法及び基幹的マイナー作物の総合的防除体系の確立等を実施した。

(2) 植物検疫

ア 輸入検疫

平成18年においては、栽植用苗・球根9億1千万個、種子2万3千t、切り花21億本、生果実174万t、野菜110万t、穀類・豆类3,097万t、木材1,070万%、その他雑品等907万tについて、輸入検疫を実施した。

また、平成18年度は、米国产ポテトチップ用馬鈴しょの輸入が再開されるとともに、インド産マンゴウ、メキシコ産トマト及びタイ産マハチャノ種マンゴウの3品目の輸入が解禁された。また、オーストラリア産りんご及びアルゼンチン産グレープフルーツの2品目の輸入検疫条件の変更がなされた。

このほか、病虫害危険度評価の結果、我が国の輸入される貨物に使用される木材こん包材に対する規制が必要であると判断し、平成19年4月から国際基準に沿った植物検疫措置を導入することとし、輸入植物検疫規程の改正を行った。

イ 輸出検疫

平成18年においては、栽植用苗・球根約1,757万個、種子約2,241t、切り花約36万本、生果実約20,497t、

表9 病虫害発生状況及び防除状況（平成18年度実績）

病虫害名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	概 評
(イネ)			
葉いもち	401	868	東北の一部で多、関東の一部でやや多～多、近畿、中国及び四国の一部でやや多。
穂いもち	201	1,226	東北の一部で多、関東の一部でやや多～多、近畿、中国及び四国の一部でやや多。
紋枯病	503	612	東北、北陸及び九州の一部で多。
白葉枯病	15	56	九州の一部でやや多～多。
ニカメイガ	94	531	北陸及び近畿の一部で多。
セジロウンカ	611	990	東海、四国及び九州の一部でやや多～多。
トビイロウンカ	84	659	中国、四国及び九州の一部で多。
ヒメトビウンカ	523	981	東海の一部で多、九州の一部でやや多～多。
斑点米カメムシ類	400	1,384	全国的にやや多～多。
コブノメイガ	229	293	近畿～九州の一部でやや多。
イネミズゾウムシ	537	787	平年並。
(ムギ類)			
うどんこ病	58	268	平年並。
赤かび病	72	519	全国的にやや多～多。
雪腐病類	43	90	平年並。
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	28	66	平年並。
吸実性カメムシ類	21	74	中国の一部で多。
(カンキツ類)			
黒点病	42	164	中国、九州の一部で多。
かいよう病	17	62	中国、九州の一部で多。
(リンゴ)			
モニリア病	0	7	平年並。
斑点落葉病	8	129	平年並。
(ナシ)			
黒斑病	14	39	平年並。
黒星病	5	142	全国的にやや多～多。
ナシヒメシンクイ	1	55	平年並。
(モモ)			
せん孔細菌病	3	39	北陸、近畿の一部で多。
灰星病	1	39	北陸の一部で多。
(ブドウ)			
晩腐病	2	44	平年並。
べと病	4	53	北陸の一部で多。
(野菜共通)			
疫病	1	9	
灰色かび病	4	25	
アブラムシ類	20	69	
ハダニ類	9	42	
ハスモンヨトウ	4	7	
ヨトウガ	3	10	

野菜約9,295 t、穀類・豆類約20万 t、木材約253,075 m³、その他雑品約31,379 tについて、輸出検疫を実施した。

平成18年度は、中国向け精米やタイ向けカンキツ属等の輸出検疫協議を積極的に行うとともに、韓国向けトマトの検疫条件の緩和が実現された。

なお、台湾はモモシクイガの発生国からの寄主植物の輸入を禁止したが、日本産もも、なし、りんご等の生果実は、新たな検疫条件により輸出が継続されることとなった。

また、ISPM-No.15の改正に伴い輸出用木材こん包材消毒実施要領の消毒基準を8月に改正するとともに、19年2月には消毒証明実施機関を通じた新たな制度に大幅改正を行った。

ウ 国内検疫

平成18年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作、秋作及び秋作について、北海道等9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご等の母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

また、植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づく植物等の移動規制については、徳之島、沖永良部島及び与論島からのカンキツグリーンング病菌等の寄主植物の移動規制を平成19年4月から行うこととし、関係法令の整備を行った。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

エ 緊急防除

植物防疫法における緊急防除については、平成19年4月から鹿児島県大島郡喜界町においてカンキツグリーンング病菌の根絶を目指した防除を開始することとし、関係法令の整備を行った。

オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に73ヶ所設置しており、輸出入時の検査、国内検疫等を実施している。

また、現在通関システムと連動した、電子申請システムを運用しているところであるが、さらなる利便性と業務の効率化を図るべく、平成17年度に策定した「動植物検疫業務システムの最適化計画」に基づき、平成20年10月の稼働を目標に新システムの開発を行っている。

具体的には、専用端末に限定されないインターネ

ット経由による接続や、輸出検査申請の電子化をかのうとし、さらに、入港手続き、入管、検疫、税関等の輸出入に係る各省電子システムとの連携の強化を図ることとしている。

カ その他

米国及びカナダの要請に基づき、船体に対するアジア型マイマイガ不在証明の仕組み構築に関し、業界や関係省庁との情報共有の下、協議を重ねた。

6 SPS 協定に関する国際会議への対応等

(1) S P S 委員会

WTO 協定に含まれる協定(附属書)の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定(SPS 協定)」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置(SPS 措置)を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、SPS 措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年3回スイスのWTO本部で開催されている。平成18年度においては、平成18年6月、10月、平成19年2月に開催され、出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会(Codex)は、FAO及びWHOの合同規格プログラムに基づき設置され、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、コーデックス規格を策定している。

コーデックス規格は、WTO/SPS 協定において食品の安全に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合にはコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア 総会、部会等

コーデックス委員会における食品の安全に係る各種の基準作りに対しては、農林水産省としても政府代表団の一員として専門家を派遣する等、積極的に参画してきたところであり、平成18年度中は、第29回総会のほか、10の一般問題部会、2の個別食品部会、1の特別部会及びアジア地域調整部会について対応した。

このうち、第29回総会(平成18年7月3日～7日、スイス)では、精米、海産二枚貝(カキとホタテを除く)及び頭足類(内臓を除く)中のカドミウムの最大基準値のほか、「即席めん規格」、「トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用のための原則」などが採択された。また、「抗菌剤耐性に関する特別部会」及び「急速冷凍食品特別部会」の設置が合意

された。

イ コーデックス連絡協議会

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するため、農林水産省は厚生労働省と協力して平成12年度に「コーデックス連絡協議会」を設置し、平成18年度は計6回（不定期）開催した。

(3) 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際貿易上重要な意味を持つ家畜の伝染性疾病について、その防止のために適当と認められる家畜衛生基準等を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等についての情報を収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病のサーベイランス及び防疫に関する研究の国際的調和を図っている。

OIE が定める基準等は、WTO/SPS 協定では動物の健康及び人畜共通伝染病に関する国際基準と位置づけられており、WTO 加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物の健康及び人畜共通伝染病に関する措置を講ずる場合には OIE が定める基準等を基礎とする義務を負っている。

ア 国際獣疫事務局（OIE）総会

平成18年5月にフランスで開催された第74回国際獣疫事務局（OIE）総会に出席し、改正 OIE コード等の採択を行った。

イ 鳥インフルエンザに関する会議

高病原性鳥インフルエンザの東南アジアをはじめとする世界的な広がりを背景に防疫対策を検討するための各種会議が開催され、平成18年4月に東京で OIE 及び国連食糧農業機関（FAO）と共催で東南アジア8カ国の獣医行政責任者出席のもと、同地域における防疫対策を推進するための会議を開催し、12月にはタイで開催した。また、6月にオーストリアで開催された鳥及び新型インフルエンザに関する SOM 会合に出席するとともに、同月にベトナムで開催された APEC セミナー、平成19年2月にマレーシアで開催された ASEAN ワークショップに出席し我が国の取組について紹介を行った。

(4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）とは、植物と植物製品の病虫害の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進して有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPC が定める基準等は、WTO/SPS 協定では植物

の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO 加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合には IPPC が定める基準等を基礎とする義務を負っている。

ア 国際会議

平成18年4月にイタリアで開催された第1回 CPM（植物検疫措置に関する委員会）に出席した。委員会では、「国際貿易における植物防疫および植物検疫措置の適用に関する原則」及び「ミバエ類の無発生地域設定のための要件」等が採択され、国際基準として成立した。

7月に韓国で開催された国際基準案に係る地域作業部会に出席した。

平成19年3月にイタリアで開催された第2回 CPM に出席した。本委員会では、「規制有害動植物に対する植物検疫処理」及び「有害動植物無発生地域及び低発生地域の認定のためのガイドライン」等が採択され、国際基準として成立した。

イ 専門家会合

平成18年5月にイタリアで開催された第8回基準委員会及び11月に開催された第9回基準委員会、6月に米国で開催された森林検疫に関するテクニカルパネル（TPFQ）、10月に米国で開催された臭化メチル代替措置に関する専門家作業部会にそれぞれ専門家を派遣した。

7 危機管理体制の整備

(1) 食品安全緊急時対応マニュアルの整備

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に迅速かつ適切に対応できるよう、緊急時対応実施指針の整備を進め、危害要因ごとに具体的な対応策や連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの作成及び見直しを行った。これらの緊急時対応マニュアルは、主に消費・安全局の職員が活用する内部マニュアルとして位置付けられるものである。

(2) 緊急時対応訓練の実施

食品安全等に係る緊急事態の発生を想定した訓練を実施し、農林水産省の職員が緊急時対応マニュアルに沿って適切に事態に対処できるか検証を行った。平成18年度は、飼料汚染及び遺伝子組換えをテーマとした2回の訓練を実施した。

これらの訓練の結果は、緊急時対応マニュアルをさらに実効性のあるものとするため、それらマニュアル等の見直しに反映させている。

(3) 流通食品への毒物の混入等に係る緊急巡回点検の体制整備

流通食品への毒物の混入等に関する特別措置法（昭和62年9月26日法律第103号）に基づき、平成19年3月、流通食品への毒物混入等に係る巡回点検実施指針を作成するとともに、地方農政局等も含めた体制の再整備を開始した。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品等の表示・規格

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしてきた。

平成11年には、急速に商品の多様化が進んでいる状況を踏まえ、消費者への情報提供を強化する観点から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、それまで個別の食品毎に品質表示基準の対象としていたものを、全ての飲食料品を品質表示基準の対象として、原産地表示などを義務付けた。

平成14年には、食品の不正表示が多発したことを踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、JAS法を改正して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じたところである。

また、平成17年には、①流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定を可能とすること、②行政の裁量の余地がない形で国により登録された民間の第三者機関が認証を行う登録認定機関制度へ移行すること等を内容とするJAS法の改正を行った。（17年6月22日公布、18年3月1日施行）

(2) 監視体制の強化

消費者が食品を的確に選択するための十分な情報を得るためには、食品表示が適正に行われる必要がある。このため、不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じるとともに、地方農政局及び地方農政事務所等に食品表示の監視を担当する職員を配置しているところである。

具体的には、これら地方農政局等の職員が巡回して点検を行うことにより、平成18年度は3万8千店の小売店舗と5千の卸売業者等の事業者に対し、日常的な監視・指導を実施した。特に、牛肉やアサリをはじめと

した消費者の関心の高い品目については、仕入伝票などにより表示の根拠を確認し、また、必要に応じ納入業者へ遡及して調査を行うなど、徹底した監視・指導を行った。また、消費者ニーズを踏まえて選定した品目（しいたけ及び米穀）について特別調査を実施し、表示の根拠の確認についてDNA分析等科学的手法を活用した表示の真正性の確認を行った。さらに、食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得た恒常的・日常的な監視を実施した。

(3) わかりやすい食品表示を実現するための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS法に関する調査会と食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般について以下のような調査審議を行った。

ア わかりやすい表示方法について

平成16年12月にまとめられた「わかりやすい表示方法について 報告書」に基づき、加工食品の一括表示の弾力化、原材料表示の見直し等について、平成18年3月に表示基準の改正案を審議し、その了承を経て、同年8月に加工食品品質表示基準を改正した。

イ 加工食品の原料原産地表示については、平成18年10月から、原料原産地表示の対象を生鮮食品に近い20食品群へ大幅に拡大した。さらに、平成18年4月にまとめられた「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について 報告書」に基づき、「緑茶飲料」及び「あげ落花生」を追加することについて、平成19年3月に加工食品品質表示基準の改正案を審議し、了承を得た。

ウ 遺伝子組換えの表示について

平成18年8月に遺伝子組換え食品の表示に関する基準を改正し、てん菜を表示義務対象品に追加した。

(4) その他の取組

このほか、以下のとおり食品の表示・規格制度の充実・強化を図った。

ア 有機農産物等のJAS規格の制定

有機食品に関する国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の有機食品に対する信頼の確保、我が国のきのこ生産及び消費実態等に配慮し、きのこ類を有機農産物のJAS規格に追加する等の改正を行い、平成18年11月から施行した。

イ 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正
特別栽培農産物と有機農産物JAS規格との生産

基準の整合性や、特別栽培農産物が環境に配慮した技術体系により栽培された農産物である旨の情報が消費者にわかりやすく提供できるよう、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正を行った。

ウ 有機 JAS 制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及の促進

有機食品の検査・認証制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及・定着を図るため、パンフレット及びリーフレットの作成・配布を行うとともに、平成17年度に新たに制定された有機飼料等の生産・管理に必要なマニュアルの作成や検査員の育成のための研修会を実施した。

エ 生産情報公表 JAS 規格の制定

消費者の「食」に対する関心が高まっている中で、食品の生産履歴情報を消費者に提供する仕組みとして、食品の生産履歴に関する情報を、消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する「生産情報公表 JAS 規格」を、牛肉（平成15年12月施行）、豚肉（平成16年7月施行）農産物（平成17年7月施行）に引き続き、加工食品（豆腐・こんにゃく）についても平成19年3月26日に制定した。

2 トレーサビリティの普及

トレーサビリティとは、生産から販売にわたって食品の移動の把握を可能とすることであり、食品に関する事故の発生時の迅速な原因究明や回収等が可能となる。

トレーサビリティの普及に関する以下の取組を行った。

(1) 国産牛肉

BSE のまん延防止措置の的確な実施や国産牛肉に対する信頼の確保を目的として、国内で飼養されているすべての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）（以下「法」という。）が公布された。

生産段階については、農場等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられた。

流通段階については、食肉販売業者及び特定料理提供者（焼肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入れ・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられた。

地方農政事務所では、生産段階における耳標の装着、

届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回指導及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から採取した調査用サンプルとの間で、DNA 分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

個体識別番号の不適正な表示が判明した6件の食肉販売業者に対して、法第18条に基づき農林水産大臣名による勧告及び公表を行った。

(2) 国産牛肉以外の食品全般

国産牛肉以外の食品全般のトレーサビリティについては、生産者、食品事業者の自主的な取組を基本としつつ、最先端のユビキタス・コンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡素化を進め、生産・流通の効率化や消費者に伝える各種情報の充実を図ること等が可能となるシステムの開発に対する支援を行った。

また、トレーサビリティに対する生産者や食品事業者等の理解を深めるために、パンフレットの作成やセミナーの開催等を通じ、トレーサビリティの普及を促進した。

3 リスクコミュニケーションの推進

(1) リスクコミュニケーション

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会の開催

食品安全委員会、厚生労働省と協力しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者間で意見交換を行うリスクコミュニケーションに取り組んだ。

表10 開催実績（6テーマ57回）

・牛海綿状脳症（BSE）関連	32回
・農薬・ポジティブリスト制度関係	19回
・家畜衛生	2回
・植物防疫	2回
・食中毒	1回
・食育	1回

イ 消費者など関係者との懇談会

「消費者等との定例懇談会」

消費者の視点に立った農林水産行政の展開のため、消費者団体との懇談会を実施した。

ウ 地方農政局・農政事務所・沖縄総合事務局におけ

る取組

シンポジウムや意見交換会などを主催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

(ア) シンポジウムや意見交換会などの主催

全国計 1,419回

(イ) パネリストや講師の派遣 全国計 4,147回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページ上の「消費・安全」を通じて、消費・安全局の取組に関する情報を随時掲載した。

また、農林水産省をはじめ食品安全委員会、厚生労働省の食の安全と消費者の信頼の確保に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成19年3月末現在の配信数：14,773通）。

オ 食の安全の理解に関する調査

食の安全に関して消費者等がどのように理解しているか把握するため、アンケート調査を実施した。

(2) 消費者相談等の対応体制の整備等

ア 消費者相談処理体制の整備

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等の充実を図るとともに、本省の「消費者の部屋」と地方農政局の「消費者の部屋」を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムの活用により効率的な相談対応（全国で28,344件）を行った。

また、全国の「消費者の部屋」等の相談を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を行った。

イ 子ども相談電話における対応等

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話における対応（684件）を行うとともに、小・中・高校生の「消費者の部屋」への訪問（69校、567名）を積極的に受け入れた。

ウ 「消費者の部屋」特別展示

本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料消費、食生活等についての情報提供、消費者啓発を行った。

第3節 食育の推進

食育の推進

近年の国民の食生活をめぐっては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存等様々な問題が生じている。

こうした食生活をめぐる環境の変化や食の重要性等を踏まえて、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが喫緊の課題となっている。このため、平成17年6月には、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、食育に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、食育基本法が成立した。また、平成18年3月には、食育推進会議において、食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が作成され、食育の推進に関する施策についての基本的な方針や目標が示された。基本計画において、今後は、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、食育を国民運動として強力に展開することとされた。

農林水産省では、食料の生産から製造・加工、流通、消費といった食の一連の流れを担当している立場から、農林漁業者や食品関連事業者などの関係者と連携、協力して、それぞれの現場における食育の取組を推進した。

(1) にっぽん食育推進事業

「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践及び、食や農への理解を促進するため、外食・小売業等におけるモデル的取組、民間における実践活動、ポスターやマスメディア等の多様な媒体による普及、食育月間（6月）を中心にしたイベント等の開催への支援等を行った。

(2) 地域における食育の推進（食の安全・安心確保交付金）

地域の教育ファーム推進計画策定にむけた取組等「教育ファーム」の取組を支援するとともに、地域におけるイベントの開催等「食事バランスガイド」の普及・活用の取組をひき続き支援した。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え農作物等の適切な管理

カルタヘナ法による遺伝子組換え生物等の使用等の規制について

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（略称「カルタヘナ法」）」が平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行されたことに伴い、同法に基づく遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成18年度においては、遺伝子組換え農作物等25件について承認を行った。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成18年度においては、遺伝子組換え動物15件、遺伝子組換え微生物9件について確認を行った。

第6章 生産局

第1節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の实情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みである「強い農業づくり交付金」を引き続き推進した。

また、併せて、交付金では対応できない県域を越える広域的な取組や、先進性・モデル性の特に高い取組等全国的な視点に立って国が積極的に推進すべき重要な取組について国が直接採択・支援する「広域連携等産地競争力強化支援事業」を引き続き推進した。

なお、三位一体改革に伴う税源移譲により、「強い農業づくり交付金」のうち、推進事業については、18年度より地方へ税源移譲を行い、各都道府県、市町村においてより一層の自主性・裁量性をもって推進することとした。

1 強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化に向けた取組)

(1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれぬまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要である。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた取組は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等の産地の取組を支援することにより、国産農畜産物の競争力強化、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換に寄与するものである。

(2) 取組の目標

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組は、(1)の趣旨を踏まえ、

- ①需要に応じた生産量の確保
 - ②生産性の向上
 - ③品質向上
 - ④農畜産業の環境保全
 - ⑤輸入急増農産物における国産シェアの奪回
- を具体的な政策目標とする取組を支援する。

(3) 支援の仕組み

ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、地域の实情に応じて(4)に掲げる取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施する。

イ 都道府県知事は、地域の实情及び(2)で掲げられた政策目標を達成する観点から、地域として独自の取組(地域提案)を実施できるものとする。

ウ 都道府県知事は、事業実施主体より提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県計画を作成し、国へ提出する。この場合において、都道府県は国と成果目標の妥当性について協議をおこなう。

エ 国は、毎年度予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費を都道府県へ交付する。

オ 都道府県は、自らの裁量により交付された額の範囲内で、事業実施を採択できる。また、地区間の配分を変更することもできる。

カ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、次年度の交付金の配分に反映させる。

(4) 取組の概要

ア 土地利用型作物(稲、麦、大豆)の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させるため、水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培の導入、高性能農業機械の効率的利用、乾燥調製貯蔵施設を拠点とした品質管理の強化等及び米のカドミウムや麦類の赤かび病対策等を推進。

麦については、実需者ニーズに即した品質の向上

及び安定化を図るため、新品種・技術を組み合わせた品質向上栽培技術体系を確立・普及するとともに、タンパク質含有量等の成分規格に応じた品質評価体制の確立、成分毎の仕分け保管・出荷等を推進。

大豆については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、生産の安定化技術や実需者との連携による新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、優良な種子の安定的な生産・供給体制の確立を推進。

イ 畑作物・地域特産物（いも類（でん粉原料用ばれいしょ・でん粉原料用かんしょを除く）、茶、雑豆・落花生等の畑作物及びそば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

畑作物・地域特産物について、直播の導入など大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術を確立するとともに、新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

ウ 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備を推進。また、低コスト耐候性ハウス、産地管理施設、選別・鮮度保持等のための集出荷貯蔵施設等の整備等を推進。

エ 野菜の取組

生産・流通コストのさらなる低減や、高品質で付加価値の高い野菜の生産・供給の確立を図るとともに、契約取引を推進するため、施設栽培における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウス、露地栽培における労働時間の短縮を進めるための共同利用機械、流通の合理化に向けた集出荷施設、高品質野菜の選別や鮮度保持のための選別・予冷施設等の整備を推進。

オ 花きの取組

花きの生産・流通コストの低減を図るため、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の

導入等の取組に必要な、低コスト耐候性ハウス、選花施設の整備等を支援。

また、輸入花きが追随不可能なブランド花きの生産供給体制を構築するため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等に必要な種子種苗生産供給施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための高度環境制御栽培施設の整備等を支援。

カ 農産物販路拡大の取組

新たに海外を含めて販路を積極的に拡大しようとする産地において、地元の生産体制の確立に向けた高品質化、低コスト化等のための共同利用施設の整備等を推進。

キ 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律175号）に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づき、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、「地力増進法」（昭和59年法律34号）に基づく不良土地の改善を目的とした土壌・土層改良等の整備に関する支援を推進。

ク 甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備の取組

てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょについて、「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向」及び「でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向」に沿って、19年産から導入予定の新たな経営安定対策の円滑な推進を図るため、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための高性能機械等の導入及び施設の整備等の取組を推進。

ケ 畜産生産基盤育成強化の取組

地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工・販売施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

コ 飼料増産の取組

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMR センターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要となる作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリースを推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要となる条件整備の推進。

サ 家畜改良増殖の取組

肉用牛の改良を図るため、肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

シ 畜産新技術の取組

クローン技術やDNA解析技術を活用した育種改良手法の開発・検証、性判別受精卵の生産利用体制の整備等に必要となる施設・機械の整備を推進。

ス 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備を推進。

セ 草地流動化促進の取組

草地畜産基盤整備事業実施地区において、引き続き担い手草地集積事業を推進するとともに、連坦団地の形成等高生産性の草地基盤の構築を図るため、担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び連坦化等の推進並びに条件整備等を推進。

ソ 耕種作物活用型飼料増産の取組

水田における飼料作物作付拡大の条件整備を図るため、稲わら等有機資源の収集・供給、堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

タ 多角的農作業コントラクター育成の取組

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する

ため、農業機械作業の請負に必要な農業機械・施設の整備及び当該施設の機械のリースの実施により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクター（農作業請負組織）の育成を推進。

表1 18年度 予算額
強い農業づくり交付金 405億円の内数

2 広域連携等産地競争力強化支援事業

(1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれないまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要となっている。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

広域連携等産地競争力強化支援事業は、政策課題の解決に効果的と考えられる国が積極的に推進すべき重要な取組であり、先進的に技術を組み合わせる実証的な取組等、全国のモデルとなることが期待される取組について、国が直接、産地等に補助金を交付し支援することにより、スピード感を持って国産農畜産物の競争力の強化を図るものである。

(2) 事業の目標

- ア 多様な消費者・実需者ニーズに対応し需要に応じた生産量の確保
- イ 生産、経営、加工・流通技術や生産基盤の開発・改良等による生産性の向上
- ウ 高品質・高付加価値農畜産物の安定生産の推進
- エ 農畜産業の環境保全
- オ 輸入急増農産物における国産シェアの奪回

(3) 事業の内容

本事業は、下に掲げる事業により構成されるものとする。

- ア 産地・消費者サイド広域連携事業
 - 産地・生産者が都道府県域を越えて実需者と結びつくなど、農畜産物の安定的な生産供給体制の確立を図るための広域的な取組を行う事業とする。
- イ 産地間広域連携・広域的流通拠点事業
 - 単独の産地・生産者では困難な、食品産業等の周年需要に対応するための産地・生産者間の連携等都

道府県域を越えた広域的な取組を行う事業とする。

ウ 高モデル・先進型事業

全国で初めての取組となるような先進性が極めて高く全国のモデルとなる産地育成に向けた取組を行う事業とする。

エ 大規模モデル型事業

大規模な投資を必要とする取組で、国が直接支援することにより、新技術の全国への早期普及などが期待できる取組を行う事業とする。

オ 地域共通課題解決型事業

都道府県域を越えた広域的な見地から、産地が抱える生産上の共通課題解決への取組を行う事業とする。

カ 知識集約型産業創造対策事業

全国的な実態把握やノウハウ・情報提供等地域段階で取り組むよりも全国段階で取り組む方が効果的・効率的な課題の解決について、民間団体の能力を活用した取組を行う事業とする。

(4) 支援の仕組み

ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために、(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、その達成に向け、地域の実情に応じつつ、各種関連対策との連携の下に(3)の事業を実施する。

イ 国は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、直接採択事業の趣旨に合致した取組か、事業実施要件は満たしているか、地元の同意がとれているか等の内容を審査のうえ、承認を行う。

ウ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、目標達成度の低い地域に対しては、改善計画の作成等の重点指導を行う。

表2 18年度 予算額

広域連携等産地競争力強化支援事業 58億円

第2節 地産地消の推進

地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、学校給食や観光などで地場産物を活用するなどの取組を国民的運動として推進するとともに、農林水産省では、計画的、戦略的に地産地消を推進するため、行動計画を策定し、推進を図るとともに、次の取組を実施した。

- 1 地産地消推進検討会において、地産地消の推進、観光、商工業との連携について検討した。
- 2 地域における地産地消の実践的な計画（地産地消推進計画）において、食育等と連携により地域の取

組が一層推進されるように関係機関に通知した。この地産地消推進計画は平成19年度末までに全国900地区（全国の市町村数の1/2）での策定を目標として推進してきたところ、19年度3月末現在で918地区において策定された。

- 3 地域の活動の発展の参考となる全国の優良事例情報の収集・分析・検討を行うとともに、優秀な地産地消推進活動を表彰した。
- 4 地産地消の推進の核となる直売施設や農産物加工施設の整備に対する支援を行った。
- 5 地産地消の情報提供（国際シンポジウム開催、広報誌の発行、地産地消サイトの開設）、直売に関する人材育成セミナー、学校給食を中心とした食農ネットワークの形成など地産地消の推進にかかる事業を支援した。
- 6 全国地産地消推進協議会の主催で「全国地産地消フォーラム2007」を平成19年3月7日に開催し、優良事例表彰、事例発表を行った。

第3節 水田農業構造改革対策

(1) 米の生産調整の経緯

米については、潜在的な生産力が消費量を相当上回って推移していることから、昭和46年度以降、国による助成措置等を講じつつ、生産調整の推進を図ってきたところである。

平成16年度からは、平成14年に決定した「米政策改革大綱」を踏まえ、地域自らの発想・戦略と地域の合意による地域水田農業ビジョンに基づく取組を支援する産地づくり交付金等を内容とする水田農業構造改革対策（平成16～18年度）を実施している。

(2) 水田農業構造改革対策の概要

ア 趣旨

これまでの水田農業政策については、米の生産調整の推進が至上命題化し、地域の関係者の精力がその他の生産対策や経営対策に向けられにくかったこと、他の農業分野に比べて担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱であること、生産調整に関する助成措置が全国一律の要件及び単価であり、地域の特色を生かした産地づくりの観点に欠けていたこと、米価の下落が農家まで伝わりにくく、需要に応じた米の計画的生産という意図が伝わりにくかったこと等の指摘がなされてきたところである。

しかしながら、水田農業は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、水田等において耕作放棄等を防止し、その環境

を良好に保全することが極めて重要である。

このため、「米政策改革大綱」及び「米政策改革基本要綱」に基づき、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこととし、これまでの米の生産調整に関するメリット措置を抜本的に見直すとともに、その他水田農業に関する施策についても改革の趣旨に沿って、総合的かつ有機的連携を図りつつ実施する。

イ 地域水田農業ビジョン

「米づくりの本来あるべき姿」の実現に当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。

このため、米の生産調整と米以外の作物の生産を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進する。

ウ 水田農業構造改革対策の推進のための助成措置

ア 産地づくり対策

a 産地づくり交付金

地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施及び水田環境等の良好な保全をするため、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援する。

このため、国は対策期間中安定した一定額の産地づくり交付金を都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）へ交付し、そこで造成された資金を、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に助成することで地域で策定されたビジョン実現に向けた取組を支援することとしている。

なお、産地づくり交付金は、都道府県協議会の判断により稲作所得基盤確保対策との間で融通可能としているほか、産地づくり交付金の中でも、産地づくり事業と特別調整促進加算事業との間で融通可能としている。

(a) 産地づくり事業

産地づくり事業は、米の生産調整の的確な実施及び水田環境の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構

造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成するための事業である。

具体的には、地域協議会が、ビジョン実現のため、国のガイドラインの範囲内で助成の対象となる使途や助成要件、助成水準等を設定し、その内容を産地づくり計画書として取りまとめ、その計画に基づく取組に活用している。

(b) 特別調整促進加算助成事業

特別調整促進加算助成事業は、産地づくり事業の上乗せ措置として、地域条件に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するものである。

具体的には、都道府県協議会が、国のガイドラインの範囲内（①大幅な超過達成に対する助成、②地域特例作物の振興に対する助成、③その他意欲的な生産調整に対する助成）で、助成対象、助成要件、助成水準等を内容とする活用方針をとりまとめ、また、この活用方針に定められた使途から、地域協議会が助成の対象とする使途を選択し、農業者等への支援を実施している。

b 麦・大豆品質向上対策

麦及び大豆について、担い手を中心とした生産性と持続性に優れた産地を育成し、需要と生産のミスマッチの解消を図るため、需要に即した高品質の麦・大豆の生産を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、麦については、農産物検査等級1等であって容積重又はタンパク含有率の基準を満たすこと、大豆については、農産物検査等級1、2等又は一定の要件を見たす契約栽培であることを要件として、13,000円/10 aの助成を実施している。

c 耕畜連携推進対策

安全・安心な畜産物の供給体制の構築及び自給飼料に立脚した畜産経営への転換を推進するため、水田において、稲作経営と連携した飼料作物の生産等を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、飼料作物の利用供給協定の締結に加え、

- ・一定面積以上の団地化
- ・稲発酵粗飼料又はわら専用稲の生産

・水田放牧又は資源循環（堆肥還元）の取組に対して、13,000円/10aの助成を実施している。

d 畑地化推進対策

米が過剰基調にあり、今後も需要の縮小傾向が続くことが見込まれる中で、米の生産装置である水田自体を減らすとともに、無計画な畑地化、耕作放棄地の増大等による水田の持つ多面的機能の喪失等の弊害を最小限に留めるため、地域合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援する。

(イ) 稲作所得基盤確保対策

米の生産調整のメリット措置として、生産者の抛出と国の交付金により造成した資金を用いて、米価下落の度合に応じ一定額を補てんする。

(ウ) 担い手経営安定対策

効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を確保、育成しつつ、水田農業の構造改革を加速化させるため、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乘せし、生産者の抛出と国からの交付金により造成した資金を用いて、稲作収入の下落に応じて補てんする。

(3) 平成18年度における対策の実施状況

ア 18年度においては、全国2,072地域協議会においてビジョンが策定され、産地づくり対策の取組がなされた。

イ 対策の取組状況

① 産地づくり交付金の当初配分は144,508百万円（産地づくり事業139,508百万円、特別調整促進加算事業5,000百万円）であった。稲作所得基盤確保対策から産地づくり対策への融通が150百万円あり、また産地づくり対策における産地づくり事業と特別調整促進加算事業の間での融通の結果、融通後の配分額は144,658百万円（産地づくり事業141,854百万円、特別調整促進加算事業2,804百万円）となった。

② 麦・大豆品質向上対策のうち、17年産大豆の取組に対する交付額は2,801百万円、18年産麦の取組に対する交付額は5,442百万円であった。また、18年産大豆については、19年度予算での措置が基本であるが、農産物検査が早期に終了した地域の取組について、18年度予算で3,037百万円の前倒し交付を行った。耕畜連携推進対策への交付額は4,636百万円であった。畑地化推進対策への交付額は22百万円であった。

③ 18年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約92万人、加入数量では約404万トンとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて、本対策が発動された。

④ 18年産の担い手経営安定対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約件数は約3万6千件、加入契約面積は約20万1千haであり、加入があった道府県のうち36道府県において、本対策が発動された。

第4節 農産物の生産対策等

1 種子対策

主要農作物（稲、麦類及び大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、強い農業づくり交付金において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

2 米生産対策

(1) 生産動向

18年産水稲の作付面積は1,684千haと前年に比べて1万8千ha減少した。

収穫量については、全国的に登熟はおおむね順調であったが、九州を中心とした一部地域では台風による潮風害等の被害が発生し、登熟が抑制されたことから、854万6千t、全国の作況指数は96、10a当たりの収量は507kgとなった。

(2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立を図ることが必要となっている。

このような課題に対応するため、強い農業づくり交付金において、稲・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用機械・施設の整備等による担い手を中心とする効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着等を推進した。

また、稲作の規模拡大と生産コスト低減のため、中型機械化体系による生産性や規模拡大の限界を打ち破る直播栽培等の生産技術を組合せた技術体系の確立・

普及を引き続き推進するとともに、全国初である先進性が極めて高い取組を行うモデル産地の育成を推進した。

さらに、7月下旬～8月上旬の減数分裂期～出穂期における冷害や8月上旬の出穂期以降における高温障害を防止するために、地域ブロックごとに深水管理、遅植等の技術対策を推進した。高温障害については、8月にその発生メカニズムに関する知見や生産現場での技術対策の実施状況を取りまとめ、「水稻の高温障害の克服に向けて（高温障害対策レポート）」として発出した。

このほか、食の安全・安心の確保を図るため、産地における残留農薬のチェック体制の整備を図るとともに、玄米中のカドミウムについては、消費安全部局等との連携の下、出穂期前後の湛水管理によるカドミウム吸収抑制技術の普及を推進した。

3 麦生産対策

(1) 生産動向

18年産麦の作付面積は、北海道において、他作物から小麦への転換があったこと等から、4麦計で前年比1%増の27万2,100haとなった。一方、収穫量については、北海道において6月が低温・日照不足であったこと、都府県においても、冬から春にかけての低温・日照不足や5月以降の降雨等の影響により生育・登熟抑制がみられたことから、前年産を下回り、4麦計では前年比4%減の101万2千tとなった。

(2) 生産対策

小麦については、近年、生産量が急増したものの、品質や生産性の面で実需者ニーズに十分対応できておらず、品質や生産性の向上が急務となっている。

他方、大麦・はだか麦については、生産が横這いなしい低下傾向にあり、近年の主食用や焼酎用等の需要の伸びに対応した生産の拡大が不十分となっている。

このような課題に対応するため、実需者ニーズを踏まえ、各産地における近年の生産・販売動向や品質状況等の現状分析を行うとともに、農協等の生産者団体が主体となった産地協議会の設置と併せて、①品質分析結果に基づききめ細かな栽培指導や用途ごとの品質基準による区分保管、②加工適性に優れた新品種の導入等による品質の向上・安定化、③需要に応じた麦種・品種への転換、④担い手に対する農地・作業の集積や集落営農組織の育成・法人化、合理的な作付体系の確立等による生産コストの低減などの産地改革を推進した。

4 大豆生産対策等

(1) 生産動向

18年産大豆の作付面積は、北海道において小豆、いんげんからの転換があったこと等から、前年産に比べ8,100ha（前年産対比6%）増加し、142,100haとなった。

一方、収穫量については、九州において天候不順や台風等の影響により10a当たり収量が低下したものの、作付面積が増加したため、前年産に比べ4,200t（前年産対比2%）増加し、22万9,200tとなった。

(2) 生産対策

大豆は、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、供給量や販売価格が乱高下することから、実需者の求める品種・品質の大豆を安定的に生産・供給することが急務となっている。

このため、各産地の農協が中心となって地域の実情に即した品質・生産性の向上目標や具体的な取組みを定めた産地強化計画を策定し、この計画に基づき目標達成に向けた取組を行う産地改革を推進し、担い手の育成・確保等による生産構造の確立、新技術の導入等により生産性の向上などを図った。

特に、栽培技術については、地域の気象条件や土壌条件によって湿害等が発生するなど、基本技術のみでは単収や生産性の向上に十分対応できない状況にあることから、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した湿害の軽減等が図られる省力安定生産技術（大豆300A技術）等について、農政局ブロック毎に普及目標及び取組計画を設定し、普及推進を図った。

(3) 大豆交付金等

「大豆交付金暫定措置法」（昭和36年法律第201号）に基づき、平成17年産及び平成18年産の大豆について、交付金222億600万円、大豆作経営安定対策19億4,600万円を交付した。

なお、大豆交付金等の品目別対策については、平成19年産より品目横断的経営安定対策へ移行するため、同法は18年度をもって廃止された。

5 野菜対策

(1) 生産・輸入動向

ア 野菜の生産動向

平成18年産の野菜作付面積は、前年に比べ6千ha減少し443千haとなった。ブロッコリー（700ha増）、たまねぎ（600ha増）など作付面積が増加した品目も一部にはあるものの、だいこん（900ha減）、さといも（600ha減）、メロン（570ha減）、などで作付面積が減

少した。

平成18年産の野菜生産量は、夏場における天候不順の影響などにより前年に比べ13万t減少し1,236万tとなった。しかしながら、秋以降は天候に恵まれたことから、はくさい、キャベツ等の葉茎菜類については前年に比べ12万t増加した。

表3 平成18年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t	前年産増減		
				作付面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t
根菜類						
だいこん	382	1 649	1 262	△ 9	22	14
かぶ	54	151	120	△ 1	△ 3	△ 1
にんじん	188	623	546	△ 2	8	6
ごぼう	87	159	131	△ 1	△ 2	△ 2
れんこん	41	58	47	△ 0	△ 6	△ 5
さといも	144	175	103	△ 6	△ 10	△ 6
やまのいも	85	192	154	△ 2	△ 12	△ 9
葉茎菜類						
はくさい	193	944	716	△ 5	19	13
ななつ	57	91	75	1	3	3
キャベツ	330	1 375	1 182	△ 5	11	21
ちんげんさい	23	49	42	△ 0	△ 2	△ 1
ほうれんそう	233	299	240	△ 4	1	1
ふき	7	17	14	△ 1	△ 0	0
みづば	12	18	17	△ 1	△ 0	△ 0
しゅんぎく	25	40	32	△ 0	△ 1	△ 0
セリ	7	35	33	0	0	0
アスパラガス	64	28	24	0	△ 0	△ 0
カリフラワー	14	27	21	△ 0	1	1
ブロッコリー	114	122	106	7	17	15
レタ	212	549	513	△ 3	△ 3	6
ねぎ	227	491	378	△ 4	△ 3	△ 3
にら	22	63	56	0	2	2
たまねぎ	236	1 158	1 014	6	71	70
にんにく	20	19	12	0	1	1
果菜類						
きゅうり	131	628	526	△ 3	△ 46	△ 40
かぼちゃ	169	220	166	0	△ 14	△ 10
なす	111	372	277	△ 3	△ 23	△ 17
トマト	129	726	640	△ 1	△ 33	△ 28
ピーマン	36	147	125	△ 1	△ 7	△ 6
スイートコーン	256	233	177	△ 4	△ 18	△ 15
さやいんげん	72	49	31	△ 2	△ 4	△ 2
さやえんどう	45	27	17	△ 2	△ 2	△ 1
さつまめ	25	20	14	△ 2	△ 3	△ 2
えだまめ	129	71	48	△ 1	△ 6	△ 4
香辛野菜						
しょうが	18	38	27	△ 0	△ 1	△ 1
果実的野菜						
いちご	68	191	173	△ 1	△ 6	△ 5
メロン	98	217	197	△ 6	△ 25	△ 23
すいか	130	419	357	△ 4	△ 32	△ 28

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ 野菜の輸出入動向

平成18年の輸出入額は、前年比119%の9,545百万円と増加した。このうち、生鮮野菜の輸出入額は、ながいもが前年比144%の1,795百万円、いちごが前年比180%の103百万円、メロンが前年比254%の50百万円となり、全体では前年比130%の2,248百万円と増加した。

平成18年の輸入量は、前年比95%の239万tと減少した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、中国産たまねぎの減産、ニュージーランド産かぼちゃの不作等の影響により、前年比86%の94万tに減少し、野菜加工品の輸入量は、前年比101%の145万tであった。

(2) 生産・流通対策

輸入にシェアを奪われている加工・業務用需要を中心に、国産野菜のシェア奪還を図るため、国産野菜の安定供給体制の確立を推進した。また、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産供給体制の確立を推進した。

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

加工・業務用需要に的確に対応した野菜の生産・供給体制を整備するため、ソフト事業として、①生産者と実需者の連携を深めるためのセミナー等の開催、②加工・業務用需要に対応した野菜生産に関するガイドラインの作成（8品目）③新たに加工・業務用向け野菜の契約栽培に取り組む産地の参考に資するための標準的な取引手順や契約書様式を作成した。また、ハード事業として、①用途別需要に対応した高機能カット機等の一次加工施設やパッケージング施設、②低コストかつ安定的な生産・流通体制の構築に向けた低コスト耐候性ハウス、ねぎ調製施設、通い容器、集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

(予算額

強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数

広域連携産地競争力強化支援事業

5,829百万円の内数)

イ 国産野菜の競争力強化に向けた取組

(ア) 生産・流通コストを一層削減した野菜生産・供給を推進するため、①施設栽培における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウス、流通の合理化に向けた集出荷貯蔵施設、②露地栽培における労働時間の短縮を進めるための共同利用機械等の整備を支援した。

(イ) 高品質で付加価値の高い野菜生産・供給を推進するため、高品質野菜の選別や鮮度保持等のための共同利用施設等の整備を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数

広域連携産地競争力強化支援事業

5,829百万円の内数)

(3) 価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

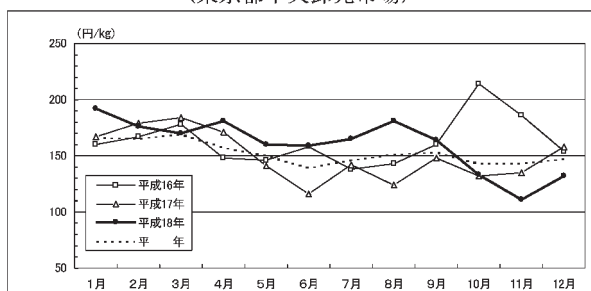
野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。

平成18年の野菜価格は、17年末から年明けにかけ

での強い寒波と春先の一時低温に加え、春先から梅雨時期にかけて全国的に極端な日照不足に見舞われ梅雨明けも遅れたことなどから入荷減となり9月までは平年を上回る価格で推移した。

しかし、10月以降は全国的に気温高が続いたため生育前進による入荷増に転じ、10月から12月にかけては平年を下回る価格で推移した。特にだいこん、キャベツ、はくさいの価格は低迷を続け安値基調で推移した。

表4 指定野菜（14品目）の卸売価格の動向（東京都中央卸売市場）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成16年	160	167	178	148	146	158	138	143	160	214	186	154
平成17年	167	179	184	171	141	116	142	124	148	132	135	158
平成18年	192	176	170	181	160	159	165	181	164	133	111	132
平 年	166	165	169	157	150	139	146	151	153	143	143	147

資料：東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び価格」
注：平年とは、過去5カ年（平成13年～17年）の月別価格の平均値である。

イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見直し」を策定し、これらを踏まえ生産出荷団体等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。また、価格変動に対処するための緊急需給調整の実施、産地間連携等需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組みに対し支援を行った。

緊急需給調整の実施については、秋以降好天に恵まれ野菜の生育が促進したこと、気温が高めで推移し鍋物等の需要が伸び悩んだことなどから価格低迷が続いたために、全国生産出荷団体等から緊急需給調整の届出があり、11月から3月にかけて産地廃棄（キキャベツ7,478t、だいこん3,360t、はくさい8,572t）及び産地調整（出荷の前倒し（キャベツ1,363t、だいこん1,733t、はくさい1,127t））が実施された。

なお、ほ場廃棄については、「もったいない」等の批判の声が多く寄せられたことから、3月に「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」が開催され、ほ場廃棄をできるだけ減らすための手法や制度の見直し等を内容とする提言がまとめられた。この提言をうけ、需給事情の広報や消費拡大対策、過剰

になった野菜の引取先の掘り起こしや、緊急需給調整については「廃棄まずありき」の制度から「できるだけ有効利用するインセンティブのある制度」へ見直しを行った。

（予算額 野菜需給均衡総合推進対策事業費 62百万円）

ウ 野菜価格安定制度

(ア) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づいて、一定の面積規模等を満たす野菜指定産地から出荷される指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金造成に要する経費について助成を行った。

(イ) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地等から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人（以下、「野菜価格安定法人」という。）が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(ウ) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

（予算額 野菜生産出荷安定資金造成費 9,531百万円）

(4) 消費拡大対策

野菜の消費拡大を推進するため、①産地における野菜の栄養・機能性の分析及び情報提供の取組推進、②外食・中食における野菜利用増大及び普及啓発活動の推進、③子供の野菜嫌いをなくすための食育体験による野菜摂取拡大活動の推進、④成人を対象とした企

業・団体における野菜摂取普及啓発活動の推進等を実施した。

(予算額 につぼん食育推進事業

3,945百万円の内数)

6 果樹農業振興対策

(1) 果樹の生産・流通の動向

ア 果樹生産の動向

平成18年産の果樹栽培面積は前年に比べ4千ha減少し262千haとなった。おうとう(110ha増)、その他かんきつ類(500ha増)など栽培面積が増加した品目もあるものの、うんしゅうみかん(1,300ha減)、りんご(600ha減)、くり(500ha減)などで栽培面積が減少した。

平成18年産の果実生産量は、前年産に比べて47万t減少し323万tとなった。これは、天候に恵まれた前年に比べ台風被害が発生したこと、うんしゅうみかんが裏年で29万t減少したことなどによる。

表5 平成18年産主な果実の栽培面積、収穫量及び出荷量

品目	栽培面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t	前年産増減		
				栽培面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t
みかん	535	842	743	△13	△290	△262
なつみかん	34	58	50	△2	△4	△3
はっさく	26	50	43	△1	△1	△1
いよかん	64	85	76	△4	△24	△21
ネーブルオレンジ	10	10	9	△1	△3	△2
その他かんきつ類	167	—	—	5	—	—
りんご	426	832	740	△6	13	15
日本なし	156	291	266	△3	△72	△67
西洋なし	19	28	25	△0	△4	△4
かき	246	233	187	△2	△53	△44
びわ	18	6	5	△1	△1	△1
もも	112	146	134	△1	△28	△27
すもも	33	21	18	△1	△5	△5
おうとう	49	21	18	1	2	2
うめ	187	120	101	1	△3	△4
ぶどう	200	210	191	△2	△10	△10
くり	243	23	16	△5	1	1
パイナップル	6	11	10	0	0	0
キウイフルーツ	26	33	27	△0	△4	△3

資料：栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、結果樹面積及び収穫量は果樹生産出荷統計
注1：パイナップルの結果樹面積及び収穫量は沖縄県のみ。
注2：平成18年産の結果樹面積及び収穫量は概算値。

イ 果実の輸出入動向

平成18年の輸出金額は、前年比102%の10,585百万円と増加した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、りんごが前年比106%の5,697百万円となったものの、天候不順等の影響により、なしが前年比67%の533百万円、うんしゅうみかんが前年比73%の371百万円となり、全体では前年比102%の7,715百万円と増加した。

平成18年の輸入量は、前年比95%の253万tと減少した。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナが前年比98%の104万3千t、冷害の影響を受けたグレープフルーツが前年比83%の17万1千t等となり、全体では前年比96%の176万5千tと減少した。

また、果実加工品の輸入量は、オレンジ果汁が前年比90%の8万kl、りんご果汁が前年比96%の8万1千kl等となり、全体では前年比93%の77万tと減少した。

(2) 果樹の生産・流通対策

新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」及び「果樹農業振興基本方針」に即し構造改革を進めるため、産地自らが、目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」の策定を推進した。また、消費者ニーズに的確に対応した高品質な果実を安定的に供給する体制の整備を進め、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業づくり交付金において、次の諸対策を実施した。

ア 優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備を推進した。

イ 低コスト耐候性ハウス、産地管理施設、選別・鮮度保持等のための集出荷貯蔵施設等の整備を推進した。

(予算額 強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数)

(3) 果実の需給調整・経営安定対策等

果実の需給調整と果樹農家の経営安定を図るため、以下の諸対策を実施するのに必要な資金を(財)中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成し、次の事業を実施した。

ア 計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整及び出荷調整による需給調整対策を実施するための資金を造成した。

平成18年産は、うんしゅうみかん及びりんごとも、大幅な生産増加が見込まれなかったことから、適正生産出荷見通し(適正生産量：うんしゅうみかん107万t、りんご86万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた高品質果実の計画的な生産出荷の取組が推進された。

(所要額 計画生産出荷促進事業47百万円)

イ 経営安定対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策を的確に実施しても、なお、価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補てん金を交付するための資金を造成した。

平成17年産うんしゅうみかんは、収穫量が113万t

で適正生産量111万tの102%と目標をやや上回る水準となったこと、気象の影響で小玉傾向になったこと、出荷時期が他果実と競合したこと等から低い価格で推移したため、加入県すべての17県で補てんが行われた。

平成17年産りんごは、収穫量が82万tで、適正生産量87万tの94%と目標を下回る水準となり、価格は比較的安定して推移したため、北海道を除いて補てんが行われなかった。

(所要額1,900百万円)

平成18年産のうんしゅうみかんは、収穫量が84万tで、適正生産量107万tの79%と目標を下回る水準となり、価格が堅調に推移したため全府県で補てんが行われなかった。

平成18年産のりんごは、適正生産量86万tの97%と目標をやや下回る水準となり、価格が堅調に推移したため全道県で補てんが行われなかった。

(所要額60百万円)

ウ 国際対応果樹特別対策事業

輸入果実・加工品の増加に対抗し、今後とも国産かんきつを安定的に供給しうる強固な生産体制を整備するため、優良な晩かん類等への転換、生産条件不利園地の転換、国産果汁の競争力の強化対策を推進。

(所要額957百万円)

(4) 果実等の消費拡大対策

食育の取組と連携を図りつつ、科学的知見に基づく正しい果実の健康機能性等の情報提供を行う「毎日くだもの200グラム運動」の全国統一的な取り組みに併せ、量販店の店頭における消費者への情報提供や学校給食への地場産果実利用促進等対象をしばって実施する取組みに対して助成を行った。

(予算額 につぼん食育推進事業

3,945百万円の内数)

また、海外市場における国産果実の幅広い需要を確保するため、継続的かつ安定的な果実の輸出を定着させるための取組みに対して助成を行った。

(予算額 農林水産物等輸出倍増重点推進事業

300百万円の内数)

7 花きの生産普及対策

(1) 花きの生産動向

平成17年産の花きの生産の動向は表6のとおりである。

表6 平成17年産の花きの生産の動向

品目	作付面積 ha	出荷数量	生産額 億円	前年比		
				作付面積 %	出荷数量 %	出荷量 %
切り花類	17 910	5 022 000 千本	2 462	98	98	99
鉢もの類	2 145	310 300 千鉢	1 104	98	96	96
花壇用苗もの類	1 728	821 800 千鉢	372	101	98	97
花木類	8 472	166 448 千本	892	88	102	88
球根類	597	171 000 千球	29	94	93	94
芝類	6 941	5 259 ha	80	91	92	92
地被植物類	141	63 765 千鉢・千本	59	95	95	86
合 計	37 934		4 997	94	—	96

(2) 花きの振興対策

新たに策定された「花き産業振興方針」(平成17年3月)に即して次の諸対策を実施した。

ア 花きの生産・流通に関する施策

花き産地の競争力強化を図るため、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組を推進するため、集出荷施設の整備、低コスト耐候性ハウスの整備、省力・多収栽培技術の導入等を実施した。

産地オリジナル品種の育成・高級花きの安定供給体制の構築等産地ブランドに必要な施設整備等を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金

40,506百万円の内数

広域連携産地競争力強化支援事業

5,829百万円の内数)

イ 日本産花きの消費・流通に関する施策

消費者に対する花のある生活の理解促進、花と緑の園芸技術交流展の開催及び園芸技術向上への支援を通じた花によるゆとりある地域づくりの推進を実施した。

さらに、消費者ニーズにより的確に対応するため、花きの生産・出荷者と小売業者等との連携強化の促進等を実施した。

(予算額 農業競争力強化対策民間団体事業

1,495百万円の内数)

ウ 花き産業振興総合調査委託事業

花き関係の基礎データの整備、輸出国の実態についての調査・分析を行った。

(予算額 5百万円)

8 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法(昭和39年法律第41号)に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を

実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、平成18年産の作付面積は、6万7,400ha（前年比100%）であった。

平成18年産については、6月の寡照・多雨による生育抑制に加え、8月以降は高温多雨傾向で経過したため、病害の多発や糖度の低下がみられ、10a当たり収量は5.82t（同94%）、生産量は392万t（同93%）となり、作柄が良かった16,17年産と比べると大きく低下したものの、平年との比較ではやや下回る程度の水準となった。根中糖分は8月以降の高温と褐斑病の影響により、過去10ヵ年中、12年産に次ぎ2番目に低い16.4%となった。

さとうきびの生産は、平成18年産の収穫面積は2万1,700ha（同102%）となった。

10a当たり収量は、台風、干ばつ等の影響により年による変動が大きいですが、平成18年産については、一部地域で台風・干ばつ等の影響がみられたものの、概ね天候に恵まれたことから、前年を大きく上回り、鹿児島県では6.3t（同103%）、沖縄県では5.9t（同107%）となり、両県平均では6.0t（同106%）となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のでん菜糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っており、その生産振興に当たっては、需給に応じた計画的な生産を行うとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産コストの一層の低減等が必要となっている。

このため、平成18年度については、強い農業づくり交付金等において、新たな栽培管理体系の確立・導入の推進等のためのビートハーベスター等の導入、育苗土貯蔵庫の整備等について助成を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、地元の甘しゅ糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っている。その生産振興に当たっては、地域の担い手を中心とする生産組織の育成等を進めるとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上等が必要となっている。

このため、平成18年度については、強い農業づくり交付金等において、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、かん水設備の整備、生産性向上が可能となる新種苗増殖技術の確立・導入に向けた実証、高糖品種を中心とした優良種苗の普及のための原種ほ設置等に対する助成を行った。

9 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成18年産かんしょの作付面積は4万800haで、前年産並み（前年比100%）となった。また、10a当たり収量は、全国的に植え付け期以降7月下旬までの日照不足により茎葉の生育が抑制されたことから2,420kg（同94%）となり、生産量は98万9千t（同94%）となった。

平成18年産ばれいしょの作付面積は、ほぼ横ばいの8万6,600ha（同100%）となった。また、10a当たり収量は、主産地の北海道において7月下旬から8月上旬の少雨と、8月以降の高温により肥大が抑制されたことから減少し3,050kg（同96%）となり、生産量は前年を下回る264万3千t（同96%）となった。

なお、地域別の主な内訳は、北海道産203万1千t（同94%）、都府県産61万2千t（同102%）となった。

イ 雑豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。18年産の作付面積は、小豆3万2,200ha（前年比16%減）、いんげん1万ha（同11%減）であった。

生産量については、小豆は、主産地の北海道において8月から9月にかけて気温・日照時間が平年を上回り登熟が良かったものの、7月の天候不順の影響から着さや数が減少したこと等により10a当たり収量が前年をやや下回ったことから、6万3,900t（同19%減）、いんげんは、主産地の北海道において

は種期の天候不順による発芽不良や8月以降の高温により登熟が抑制され10a当たり収量が前年を大幅に下回ったことから、1万9,100t(同26%減)となった。

落花生は、作付面積が8,600ha(同4%減)とやや減少した。生産量は、主産県である千葉県、茨城県で生育期における日照不足の影響から生育が抑制され10a当たり収量が前年をやや下回ったことから、2万t(同7%減)となった。

ウ 茶

平成18年の茶栽培面積は、前年に比べ200ha減の4万8,500ha(前年比99.6%)となった。

荒茶生産量は、春先からの低温・日照不足の影響、主産地における霜害等により9万2千t(同91.8%)となった。

また、輸出は1,681t(同147%)で、うち緑茶が1,576t(同144%)であった。一方、輸入は4万8,096t(同94%)で、うち緑茶が1万1,254t(同74%)、紅茶が1万7,128t(同111%)、その他の茶が1万9,714t(同95%)であった。

エ その他の特産農産物

平成18年のその他の特産農産物の生産量は、そばが3万3,000t(主産27県、前年比104%)、いぐさが主産県(熊本県、福岡県)で1万5300t(同70%)、こんにゃくいもが主産県(群馬県、栃木県)で6万4,900t(同97%)、ホップが415t(岩手県他・同84%)であった。

(2) 特産農産物振興対策

地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した、生産性の高い効率的かつ安定的な産地の形成、いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の生産性及び品質の向上等を図るため、強い農業づくり交付金において、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある製品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できる生産・流通・加工体制の整備を推進した。

また、ばれいしょについては、加工用ばれいしょの省力高品質生産体制の確立を推進した。

イ そば、いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物について、安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るために、既存産地を中心に低コスト化等の高生産産地の育成、中小産地を中心に付加価値の向上や特産ブランド産地の確立、さらに新技術、新品種及び新作物の導入等により産地の改善・形成を通じた地域特産産地の育成を推進した。

また、いぐさについては輸入品に対抗しうる国内生産体制の確立を推進した。

(3) 特定畑作物等対策

雑豆、落花生、こんにゃくいも、かんしょ及びばれいしょ並びにこれらの加工品等について、消費動向の調査、新規用途の開発・普及等を推進した。

また、雑豆、落花生及びこんにゃくいもについて、産地の構造改革を加速化する観点から、契約栽培の推進、他作物への転換等による産地強化対策を緊急的に推進する特定農作物産地構造改革対策事業を措置した。

10 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕従事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成18年度の取繭量は504.7t(前年比81%)であり、蚕期別にみると春繭は209.3t(同86%)、初秋繭は122.0t(同74%)、晩秋繭は173.3t(同79%)であった。

イ 生糸需給

平成18生糸年度(平成18年6月～19年5月)の生糸供給量は、期初在庫数量9,926俵(前年比136%)に、国内生産量1,794表(同89%)、輸入数量13,394俵(同51%)を加え、25,114俵(同70%)であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量16,873俵(同66%)であったため、期末在庫数量は8,241俵(同83%)となった。また、生糸価格は平均で3,257円/kg(同98%)であった。

(2) 蚕糸業構造改革への取組

養蚕業の規模が縮小を続けている状況にかんがみ、持続的な養蚕業を実現するため、3年間の構造改革を実施、3年後には国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態に誘導する。

具体的には、平成18年度は、国内の繭・生糸・絹織物の新たな流通経路の構築及びそれに対応した経営戦略の見直し等への取組とともに、需要に対応した製糸機械等の整備を行った。また、「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」を設置し、19年3月にその最終報告書を取りまとめた。

(3) 蚕糸業経営安定対策

① 取引指導繭価の確保

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」(昭和26年法律第310号)により、

ア 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定

イ 国費及び輸入糸調整金を活用した機構交付金の交付事業の実施

を通じて、養蚕農家の手取り繭代である取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定が図られた。

平成18生糸年度の取引指導繭価等については、平成18年3月に以下のとおり設定した。

取引指導繭価	1,518円/生繭kg
基準繭価(製糸支払繭代)	100円/生繭kg
実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み	4万俵
輸入糸調整金単価の水準	190円/生繭kg
下位指標価格	3,100円/生糸kg
上位指標価格	4,900円/生糸kg

この結果、年間平均の繭の取引価格は1,876円/kg(平成17年度1,859円/kg)となった。

② 養蚕文化継承対策

和装文化等我が国伝統文化の継承並びに地域対策の観点から明確な目標を持って養蚕産地育成に取り組む地域における稚蚕共同飼育による養蚕作業の省力化・効率化対策を実施した。

(4) 繭・生糸の国境措置

ア 繭の輸入

平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、繭については事前確認制から関税割当制度に移行し、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案し割当を行っている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ、需給動向に応じて設定しており、平成18年度の関税割当枠は、1,995tと設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられ、基準額2,968円/kgに対し平成18年度は2,523円/kg

が適用された。

イ 生糸の輸入

生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなったが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。

平成18生糸年度は実需者輸入割当枠3万8,000俵、輸入糸調整金単価は年間を通じて190円/kgが適用された。

なお、生糸の二次税率については、6年間で15%引き下げられ、基準額8,209円/kgに対し平成18年度は6,978円が適用された。

(5) 独立行政法人農畜産業振興機構の運営

ア 運営概況

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)に即して平成15年9月に解散された農畜産業振興事業団蚕糸部門の定員、事業(生糸の短期保管を除く。)等は、同年10月に設立された独立行政法人農畜産業振興機構に承継された。

イ 事業実績

平成18事業年度の事業実績は次のとおりである。

a 生糸輸入調整業務

(a) 生糸の売渡し	0俵
輸入申告に係る買入れ、売り戻し	
買入、売戻数量	15,582俵
実需者輸入分	15,582俵
一般輸入分	0俵

b 繭糸生産流通合理化等助成事業

(a) 蚕糸業経営安定対策事業	79,232万円
(b) 養蚕文化継承対策事業	3,802万円
(c) 蚕糸業構造改革対策事業	2,555万円

11 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向が続いており、近年は230万tを下回って推移し、平成17砂糖年度(平成17年10月～18年9月)には217万tとなった。

他方、供給量は、てん菜糖、甘しゅ糖を合わせた国内産糖が83万9千t、輸入糖が133万tとなっている。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、てん

菜の生育初・中期に気温が低めに推移し降水量も少なかったため生育が停滞したものの、その後、天候が順調に推移し生育も平年並みに回復したことから、産糖量は70万7千トン、この内てん菜糖供給量は、69万9千トン（前年比89%）となった。

また、甘しや糖は、さとうきびの春植え時期の天候不順のため作付けが出来ない地域があったこと及び他作物への転換により、収穫面積は前年産に比べやや減少したが、一部地域では干ばつ及び台風による被害が見られたものの、台風に伴う降雨により、干ばつ被害が軽減された地域があったこと等から、132千トン（同109%）となった。

イ 糖価の動向

国際糖価は、国際需給が緩和基調にあることを反映して低水準で推移してきたが、16年から原油価格の高騰等の影響もあり、平成17砂糖年度平均のニューヨーク相場（粗糖、現物）は、ポンド当たり15.83セントとなった（前年度10.46セント）。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、四次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきたが、16年から国際糖価の上昇等の影響を受け、平成17砂糖年度における卸売価格はkg当たり150円（東京市中相場）となった（前年度135円）。

(2) 砂糖の価格調整

ア 国内産糖合理化目標価格等

平成18砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格等については、「砂糖の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

国内産糖合理化目標価格 t 当たり14万9,500円
（平成18年9月15日農林水産省告示第1252号）

指定糖調整率 33.98%
（平成18年9月15日農林水産省告示第1253号）

異性化糖調整基準価格 t 当たり17万310円
（平成18年9月15日農林水産省告示第1254号）

異性化糖調整率 11.83%
（平成18年9月15日農林水産省告示第1255号）

イ 国内産糖交付金単価

糖価調整法第21条第2項の規定に基づき、平成18砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

てん菜糖

てん菜原料糖以外のもの

t 当たり 6万2,514円

（前年比83%）

てん菜原料糖

t 当たり 6万4,251円

（前年比83%）

（平成18年9月15日農林水産省告示第1258号）

甘しや糖

鹿児島県さとうきび生産振興地域

種子島において製造されるもの

t 当たり 18万6,466円

（前年比95%）

奄美大島において製造されるもの

t 当たり 19万4,097円

（前年比98%）

喜界島において製造されるもの

t 当たり 18万6,929円

（前年比95%）

徳之島において製造されるもの

t 当たり 18万4,189円

（前年比94%）

沖永良部島において製造されるもの

t 当たり 18万9,939円

（前年比96%）

与論島において製造されるもの

t 当たり 19万4,166円

（前年比98%）

沖縄県さとうきび生産振興地域

沖縄本島において製造されるもの

（沖縄本島内において販売されるものを除く）

t 当たり 18万3,272円

（前年比95%）

沖縄本島以外の地域において製造されるもの

（南大東島及び北大東島を除く）

t 当たり 18万7,522円

（前年比95%）

南大東島及び北大東島において製造されるもの

t 当たり 19万1,222円

（前年比95%）

沖縄本島内において製造されるもののうち、沖縄本島内において販売されるもの

t 当たり 18万2,022円

（前年比95%）

（平成18年9月15日農林水産省告示第1259号）

(3) いも、でん粉対策

ア でん粉の需給

平成17でん粉年度（平成17年10月～18年9月）におけるでん粉の需要量は、300万8千t（前年比101

%)となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉の生産がかんしょでん粉5万4千t(同102%)、ばれいしょでん粉が23万1千t(同95%)となり、コーンスターチ256万1千t(同101%)、輸入でん粉14万1千t(同100%)、小麦でん粉2万1千t(同91%)を加えたでん粉の総供給量は、303万8千t(同101%)となった。

イ いも、でん粉対策

a 農産物価格安定法(昭和28年法律第225号)第5条第1項の規定に基づき、平成18年産の原料用かんしょ及びばれいしょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

(a) かんしょ及びばれいしょの原料基準価格

かんしょ t 当たり 2万5,033円
(前年比100%)

ばれいしょ t 当たり 1万3,580円
(前年比100%)

(b) 買入基準価格

かんしょ生切干 t 当たり 9万7,934円
(前年比101%)

かんしょでん粉 t 当たり 13万7,511円
(前年比100%)

ばれいしょでん粉(精粉)
t 当たり 10万6,932円
(前年比100%)

ばれいしょでん粉(未粉)
t 当たり 10万5,932円
(前年比100%)

b また、かんしょの取引指導価格を3万1,030円/t(うち奨励金5,997円/t)と定めた。

c 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱合せにより消化に努めた。

ウ ぶどう糖の生産及び価格の動向

平成17砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は8万3千t(うち、規格ぶどう糖7万t)であり、価格は120.3円/kg(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

エ 異性化糖の生産及び価格の動向

平成17砂糖年度における異性化糖の生産量は79万t(標準異性化糖ドライベース)であり、価格は95.8円/kg(果糖55%もの、東京市中相場)であった。

(4) 新たな砂糖・でん粉対策

砂糖及びでん粉については、17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、19年産から導入される新たな農業経営安定対策への転換に対応するため、

① 砂糖及びでん粉の原料作物に係る最低生産者価格を廃止するとともに、原料作物生産者及び製造事業者に対して、生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金を交付、

② 国内産いもでん粉の抱合せ措置に代えて、砂糖と同様の調整金制度の創設

等を行うこととされ、第164回通常国会において、これを措置するための「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構の一部を改正する等の法律」が成立、公布された。

このうち、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ生産者に対する支援については、北海道において輪作で生産されていること等から、担い手経営安定新法に基づく品目横断的経営安定対策において対応することとし、

一方、さとうきび及びでん粉原料用かんしょについては、零細な経営構造等を踏まえ、改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく品目別の経営安定対策として対応することとされた。

なお、具体的な支援水準については、

① 生産者に対しては、生産コストと販売収入の差額に着目して支援水準を設定すること、

② 製造事業者に対しては、最大限の合理化が実施されることを前提として、標準的な製造コストから事業者の販売収入を差し引いた額に着目して支援水準を毎年算定すること、

とされた。

12 鳥獣による農作物被害対策

平成18年度における鳥獣による農作物被害面積は、10万6千ha、被害金額は196億円となっている。このうち獣類による被害面積は6万4千ha、被害金額は135億3千万円と被害金額の約7割を占めている。作物別の被害金額では、果樹が約60億円、水稲が約43億円、野菜が約42億円となっている。被害状況については、特にイノシシ(被害金額約55億円)、シカ(同約43億円)及びサル(同約16億円)による被害が獣類による被害金額の約9割を占めるなど、中山間地域を中心に深刻となっている。

被害防止対策を推進するため、侵入防止柵等の整備とともに、県域をまたがる広域地域における被害防止

対策の推進、追い払い隊等による自衛体制の整備や普及啓発活動等地域の取組みへの支援を実施した。

また、地域における技術指導者の育成や活動を支援するため、18年度から普及指導員の資格試験において、鳥獣害対策の分野を試験選択科目に追加、鳥獣害対策の専門家をアドバイザーとして登録し、被害地域の要請に基づいて紹介する制度を18年7月より開始、イノシシ、シカ、サルの被害対策をまとめた技術指導者向けの実践的な技術マニュアル（実践編）を平成19年3月に作成し、各都道府県等に配布した。

第5節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材費を一層低減させるため、農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、関係団体及び都道府県が「農業生産資材費低減のための行動計画」（平成8年策定、13年度改定）を18年度に改定し、これに基づく①低価格資材の供給、②流通の合理化、③資材の効率利用に取り組むことを促進するとともに、以下の施策を実施し、地域や民間団体による生産資材費低減に向けた取組を支援した。

ア 稲作における生産資材費の一層の低減を図るため、モデル地区において、農業機械の稼働面積の拡大や肥料、農薬の低投入化に資する新技術の導入、組合せを核とした生産資材の合理的利用体系の確立を推進するため、新技術等の導入に必要な機械施設の整備等を推進した。

イ 生産資材の更なる低減を図るため、民間団体を活用し、機能を絞った低価格農業機械の機種拡大を促すための担い手の装備に関する意識調査等生産資材の低減に向けた新たな取組手法に関する調査・分析を推進した。

2 農業機械化対策

(1) 地域における効率利用の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、農作業の外部的化による労働ピークの調整と機械利用の合理化を推進するため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成に必要な農業機械・施設等の条件整備を推進した。

(2) 地域における農作業安全対策の推進

農作業の安全を確保するため、農作業現場環境等の改善を促進させ、高齢農業者等に対する安全意識の啓

発を図るとともに農業者に対して安全指導の徹底等農作業事故防止に向けた取組を推進した。

(3) 農機具の検査・鑑定

ア 農機具の検査

「農業機械化促進法」（昭和28年法律第252号）の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において、農機具製造業者の依頼に応じ、25型式の農機具型式検査を実施した。

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については、19機種130型式、②任意鑑定については、8機種29型式の鑑定を実施した。

(4) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

ア 生研センターにおける研究開発

(ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類ロボット収穫技術など、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。なお、18年度基礎・基盤研究事業において実施した主な研究課題は次のとおりである。

- a 農業機械コストの多面的分析
- b 女性及び高齢者に配慮した安全性・快適性向上技術の開発
- c 穀物衛生管理システムの開発研究
- d ロボット化・情報化による作業支援技術の確立

(イ) 次世代農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（平成15年7月17日農林水産省告示第1048号）に基づき、農業の構造改革の加速化、安全で安心な農畜産物の供給、持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、18年度に次世代農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

- a 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械

野菜、果樹等機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、既存の機械化一貫体系の高度化及び中山間地域における農業の労働負担の軽減に資する高性能農業機械

- (a) 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置

- (b) いちご収穫ロボット
- (c) 汎用型飼料収穫機
- (d) 低振動・低騒音型刈払機
- (e) 中山間地域対応型防除機

b 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械
農畜産物の生産過程における高度な品質管理及び生産、流通及び消費の過程における情報の管理に資する高性能農業機械

- (a) 生体情報測定コンバイン
- (b) 牛体情報モニタリングシステム
- (c) 乳頭清拭装置

c 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械

環境と調和した生産、地域資源の循環利用に資する高性能農業機械

- (a) 環境保全型汎用薬液散布装置
- (b) 果樹用農薬飛散制御型防除機
- (c) 高精度畑用中耕除草機
- (d) いも類の収穫前茎葉処理機
- (e) せん定枝粉砕搬出機

イ 高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成18年度は、新たにいも類の収穫前茎葉処理機を実用化事業の対象とし、農業機械等緊急開発事業、21世紀型農業機械等緊急開発事業及び次世代農業機械等緊急開発事業により開発された計47機種種の農業機械及び農業機械化適応農業資材の共通金型化及び共通金型の賃貸等による高性能農業機械の普及を図った。

(5) 農業機械化研修

平成18年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおり。

ア 農林水産省職員研修	69名
イ 指導員（都道府県、市町村、農業関係団体職員等）養成研修	97名
ウ 合同開催研修（ア及びイ合同開催分）	53名
エ その他研修	315名
計	534名

(6) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成18年3月14日に農業機械化分科会が開催され、平成19年度において型式検査を行う農機具の種類について、前年度と同様、10機種を検査対象とする旨の答申が行われた。

3 種 苗 対 策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正等

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約に対応して発足した制度である。平成10年には、バイオテクノロジーの進展や育成者権をめぐる国際的状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、種苗法の全部改正が行われている。

しかしながら、近年、我が国の登録品種が海外に違法に持ち出され、その収穫物が違法に輸入される事例が顕在化して育成者権への社会的な関心を集めている。こうした中で種苗法を改正し育成者権の効力の対象を加工品にまで拡大し、また育成者権の存続期間を延長、育成者権侵害に対する罰則の強化を図る等の措置を講じてきている。

また、平成15年及び18年に関税定率法（関税法）が一部改正され、育成者権侵害物品が輸入禁制品、輸出禁制品に追加され、税関による水際取締りの対象とされた。

さらに、平成18年8月1日には種苗法施行規則を改正して農家の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として58種類を追加して81種類に拡大し、育成者権の積極的な活用の基盤を整えてきたところである。

また、育成者権の保護・活用の強化を図るために育成者権者、農業生産者及び法律専門家等からなる「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」を設け、①育成者権の取得促進、②育成者権侵害対策の強化、③育成者権の積極的活用、④海外における権利取得及び権利行使に向けた支援等を重点課題として、今後必要と考えられる施策を幅広く検討し、平成18年12月19日に総合戦略としてとりまとめた。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成19年3月末の出願累計は21,095件、登録累計は15,530件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(独)種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成18年度は(独)種苗管理センターにおいて、食用作物14品種

14点、野菜61品種、飼料作物2品種、草花・観賞樹790品種、特殊検定1品種1点の計868品種868点について栽培試験を実施したほか、(独)種苗管理センターが高知県ほか5県、鯉淵学園農業栄養専門学校に栽培試験を委託し、食用作物7品種、果樹7品種、草花15品種計29品種について実施した。

エ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成18年度は、沖縄県に対し果樹2、千葉県に対し草花類2、(独)農業・食品産業技術総合研究機構に対し果樹1、全国食用きのこ種菌協会に対しきのこ2、(社)林木育種協会に対し観賞樹1、の計8種類を委託した。

オ 農業・食品産業競争力強化支援事業

急増する国際的出願に対する審査の迅速化を図るため、日本の審査基準を国際基準に調和させ、UPOV加盟国との間で審査結果の相互利用を行うことが必要である。そのため、平成19年度から、2年間ですべての審査基準を改正することとし、平成18年度においては、(社)農林水産技術情報協会において、計195植物に関する審査基準の見直しに必要な調査を実施した。

(予算額975万円)

カ 育成者権の侵害への対応

我が国の登録品種の種苗が、海外へ不法に持ち出され、その種苗を用いて生産された農産物が輸入されてくる等の権利侵害に対応するため、育成者権戦略的取得・活用支援委託事業により、中国への要請等のための育成者権保護官民合同ミッションを派遣し、品種保護制度の充実や運用の改善を働きかけた。また、農林水産物等の輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備事業により、りんどう、きく等のDNA品種識別技術の開発を重点的に支援した。

(予算額7,242万円)

また、種苗管理センターの品種保護対策役(通称：品種保護Gメン)を4名から10名へ増員し、育成者権の保護・活用に関する相談への助言、品種類似性試験、育成者権の保護・活用に関する情報の収集と提供に加えて、新たに侵害状況記録の作成及び種苗等の寄託を実施することにより、育成者権侵害の立証を支援していく体制を強化した。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 指定種苗制度の改正

平成15年の農薬取締法(昭和23年法律第82号)の一部改正に伴い制定された「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第5号)を生産者等の農薬使用者が確実に遵守することができるよう、食用農作物等の種苗段階で使用した農薬の有効成分名及び使用回数の表示を義務化するため、平成17年6月に種苗法施行規則の改正を行なった。併せて、食用農作物等の全ての種苗に表示義務を課すため、指定種苗の対象範囲を拡大した。

(イ) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成18年度では806件(新規744件、変更55件、廃業7件)であった。

(ウ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成18年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査16,376点、集取試料の検査3,138点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査105点、種子検査3,138点、病害検査165点、遺伝子組換え種子検査33点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規定に準拠し、種子検査と農産種子検査報告書の発行626件、国際種子検査報告書の発行321件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定45点

イ 優良な原原種・原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種の生産及び配布(平成18年度配布実績：馬鈴しょ1,356t、さとうきび263万本、茶(挿し穂)6万本)を行った。

第6節 持続性の高い農業生産の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に

基づき、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。

1 環境保全型農業の推進

(1) 農業環境規範の普及・定着の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等の一部において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入促進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を促進し、平成18年度末の認定件数は12万7千件に達した。

(3) 新たな農業環境施策の検討

農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する平成19年度からの支援の導入に向けて、環境負荷低減の取組効果等の調査、分析の実施、モデル地区での交付手続きのシミュレーション等を実施した。

(4) 環境負荷低減に資する技術の開発・普及

いも類の機械茎葉処理や農薬の飛散防止のための機械・技術の開発、生物機能を活用した生産管理技術の開発、病虫害センシング（発生予察）技術の開発等を行った。

また、硝酸態窒素の溶脱や温室効果ガス等環境に負荷を与える物質のほ場レベルでの測定手法確立や環境収支の的確な評価等を行うとともに、強い農業づくり交付金により環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等への支援を行った。

(5) 有機農業の推進

生産、流通、消費の各側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成18年12月「有機農業音推進に関する法律（平成18年法律第112号）」が制定された。

本法律の制定を受け、農林水産省では平成19年1月以降に食料・農業・農村政策審議会生産分科会を開催し、「有機農業の推進に関する基本的な方針」について調査、審議を行い、同年3月に同審議会より答申を得た。

2 地力増進対策

我が国の農地の土壌は、その半分が地力水準の低い、いわゆる不良土壌であることから、これらの地域の作物の生産と土壌機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、化学肥料の過剰施用及び土づくりの減退による、土壌のもつ多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、「地力増進法」（昭和59年法律第34号）に基づく地力増進地域の対策調査及び改善状況調査を行うとともに、地力増進地域における、土壌・土層改良等の土壌機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、現場における土壌管理の指導等を支援するためのシステムの開発を行うとともに、土壌環境基礎調査の長期連用圃場試験のデータを元に、土づくりによる土壌の化学性や物理性に及ぼす影響と、作物の収量、品質の向上、安定性に及ぼす効果を分析、評価を実施、多様化する土壌改良資材やその他資材及び民間利用技術の実態を把握と、その施用効果等を評価するとともに多様な民間の利用技術を調査分析を行った。

第 7 節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成17年9月に開催された第3回食料・農業・農村政策審議会生産分科会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

ア 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るものの調査審議。

イ 家畜改良増殖法、飼料需給安定法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、畜産物の価格安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理。

(3) 畜産部会委員の構成

平成18年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

(委員)

- 生源寺 眞一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 伊藤 淳子 (株)エイガル代表取締役社長
(臨時委員)
- 秋岡 榮子 経済エッセイスト
- 浅野 茂太郎 日本乳業協会副会長
- 阿部 亮 日本大学生物資源科学部教授
- 今 克枝 酪農経営者
- 加藤 和彦 北海道農政部技術普及課長
- 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
- 木村 春雄 肉用牛振興基金協会理事
- 近藤 康子 サントリーお客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト
- 武見 ゆかり 女子栄養大学教授
- 寺内 正光 日本食肉市場卸売協会会長
- 飛田 稔章 北海道農業協同組合中央会副会長
- 内藤 廣信 中央畜産会常務理事
- 福田 晋 九州大学大学院農学研究科助教授
- 富士 重夫 全国農業協同組合中央会常務理事
- 堀江 光洋 養豚経営者
- 増田 淳子 ジャーナリスト
- 松木 篤美 主婦連合会常任理事
- 萬野 修三 肉用牛経営者
- 向井 文雄 神戸大学農学部教授
- 村井 弘一 日本飼料工業会会長
- 森 裕司 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

(4) 第1回畜産部会

平成18年7月24日に開催された第1回畜産部会においては、酪肉近代化基本方針に基づく施策の進捗状況について意見交換が行われた。

(5) 第2回畜産部会

平成19年2月23日に開催された第2回畜産部会においては、畜産をめぐる一般情勢についての意見交換が行われた。

(6) 第3回畜産部会

平成19年3月8日に開催された第3回畜産部会において、「平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記1)、「平成19年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記2)、「平成19年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記3)について審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、19年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、3月30日に告示された(別記5)。

(別記1)

18生畜第2529号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方と定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成19年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方と定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

18生畜第2541号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮問

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成19年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方と定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

18生畜第2542号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成19年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方と定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方と定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規

定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

18食農審第67号

平成19年3月8日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長
答 申

平成19年3月8日付け18生畜第2529号で諮問があった平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成19年3月8日付け18生畜第2941号で諮問があった平成19年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成19年3月8日付け18生畜第2942号で諮問があった平成19年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成19年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別紙)

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 配合飼料価格の上昇に対応して、配合飼料価格安定制度の運用、青刈りとうもろこし等の高栄養作物や耕畜連携による稲発酵粗飼料等の一層の生

産拡大、放牧及びコントラクターやTMRセンターの活用等による国産粗飼料の利用、食品残さをはじめとする未利用・低利用資源の飼料化、飼料の利用効率向上のための飼養技術の普及等を推進すること。

- 2 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、地域の実態に即した認定農業者の更なる増加、情報ネットワークの充実、生産性及び品質向上の基礎となる家畜改良の推進に努めること。
- 3 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を踏まえ、耕畜連携の推進等により家畜排せつ物の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、高病原性鳥インフルエンザをはじめ家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の確保、適切な関税水準の確保等がなされるよう取り組むこと。
- 6 酪農・食肉に関する施策については、適切な広報の推進に努めること。関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 生乳需給が引き続き緩基調にあり、19年度も減産型の計画生産が必要となっているが、北海道におけるチーズ新增設工場の稼動も踏まえ、需要の伸びが見込まれるチーズ、生クリーム、発酵乳向け生乳の供給を安定的に拡大すること。また、都府県における減産型の計画生産時の需給改善を図るとともに、広域的な生乳流通体制の確立を図ること。
- 2 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、学術的な情報の提供等による機能性・有用性の訴求、表示の見直しとあわせた新商品の開発の促進を図ること。
- 3 消費者の酪農に対する理解醸成の推進のため、酪農教育ファームを対象とした研修や認証制度の

充実及びふれあい牧場の活用を図ること。

III 食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の強化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化や生産性の向上、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、経営安定対策を継続すること。特に肉用繁殖雌牛の増頭を図るため、繁殖経営への新規参入の促進、繁殖雌牛の導入、酪農経営や公共牧場を活用した増頭の取組等を強力に推進すること。
- 2 乳用種牛肉については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が講じられているが、乳用種牛肉の流通実態を把握し、効果的な情報発信と認知度の向上を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。

(別記5)

農林水産省告示第407号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

- 一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量
1,980千トン

二 加工原料乳の補給金単価

単位	補給金単価
1キログラム	10.55円

農林水産省告示第404号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき、平成19年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

- 一 畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費

税額分を含む。）とする。

(一) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格	365円
安定上位価格	480円

(二) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格	340円
安定上位価格	445円

二 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	780円
安定上位価格	1,010円

農林水産省告示第405号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき、平成19年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、304,000円
褐毛和種	一頭につき、280,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、200,000円
乳用種の品種	一頭につき、110,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、175,000円

農林水産省告示第406号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

一 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、267,000円
褐毛和種	一頭につき、246,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、141,000円
乳用種の品種	一頭につき、80,000円

肉専用種と乳用種の交雑の品種

一頭につき、135,000円

二 一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)第2条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

18年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分(入札重量ベース)としてバター6,679tの輸入業務を委託し、18年度分のうち25t(売渡重量ベース)を12月に、213tを2月に、460tを3月に売渡した。売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイ4,399t、デAIRースプレッド2,000tの売買(入札重量ベース)を実施した。

このほか、前年度繰越分として脱脂粉乳3,289tを10月までに、バター2,730tを2月までに売渡した。

また、機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は349tとなった。

イ 指定食肉

18年度においては、指定食肉(牛肉・豚肉)の卸売価格が安定基準価格を上回って推移したことから、調整保管等は実施していない。

ウ 鶏卵

18年度の鶏卵の卸売価格は、堅調に推移したことから調整保管は実施していない。

(2) 助 成 業 務

ア 学校給食用牛乳供給事業

18年度の学校給食用牛乳供給事業については、学校給食用牛乳の供給の合理化、安全性の向上、酪農・乳業に関する普及啓発等の取組に対して17億7,761万円の助成を行った。

イ 畜産業振興事業

18年度の価格関連対策等に係る畜産業振興事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等39事業に対し、補助事業として526億5,922万円の補助を行った。

(3) 加工原料乳生産者補給金交付業務

18年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量203万tに対し、203万tを対象に211億8,658万円(単価10円40銭/kg)を交付した。

(4) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

加工原料乳の価格が低下した時に補てん金を交付する加工原料乳生産者経営安定対策事業については、平

成18年度末時点で、基金総額78億1,187万円うち、58億1,466万円を措置した。

(5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

18年度の生産者補給金は、「その他肉用専用種」については621頭を対象に255万円、「乳用種」6万5,857頭を対象に6億7,833万円、合計6億8,087万円を交付した。

(6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットや通信衛星等を利用した情報提供を行うとともに、食に関するフォーラムを開催した。この経費の総額は3億3,282万円であった。

第 8 節 牛乳乳製品対策

1 牛乳乳製品の需給

17年度については、生乳生産量は、16年度の記録的な猛暑の影響の反動や分娩時期の遅れから、秋以降生産量が回復した一方で、生乳需給の緩和から一部の地域において年度末に生産抑制対策を実施したこと等により、16年度を0.1%上回り、829万tとなった。牛乳等向け処理量は、豆乳類、野菜飲料等の他飲料との競合等により、16年度を3.3%下回った。その結果、乳製品向け処理量は16年度を5.2%上回り、347万tとなった。脱脂粉乳については、生産量が増加した一方で、消費量が脱脂粉乳過剰在庫処理対策実施量が前年度より多かったことにより増加し、在庫量は減少した。バターについては、特定乳製品向け生乳が増加したことにより生産量が増加し、消費量は輸入乳脂肪調製品の普及等により減少したため、在庫量は増加した。

18年度については、生乳生産量は、減産型計画生産となったことから、17年度を2.5%下回り、809万tとなった。牛乳等向け処理量は、野菜飲料等の他飲料との競合に加え春から夏にかけての天候不順等により、17年度を2.5%下回った。また、生乳生産量の減少により、乳製品向け処理量も17年度を2.4%下回り、339万tとなった。脱脂粉乳については、脱脂粉乳過剰在庫処理対策実施量が前年度より少なかったことに加え、天候不順等による飲料メーカー向け需要の減少等により消費量が減少したものの、特定乳製品向け生乳の減少により生産量も減少したことから、結果として在庫量は

減少した。バターについては、特定乳製品向け生乳の減少により生産量が減少した一方で、輸入乳脂肪調製品の普及等により需要が減少した前年同期の反動や高級洋菓子向け等の小物需要が堅調であったことから消費量が増加し、在庫量は減少した。

2 牛乳乳製品の流通対策

(1) 生乳流通対策

生乳の生産・流通の一層の効率化、国産の牛乳・乳製品の安全・安心の確保等の取組を推進するため、下記の事業を行った。

ア 生乳需給調整推進

指定生乳生産者団体の行う生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化および生乳取引等の円滑な推進を図るための会議開催、情報収集、解析、指導。

イ 乳質管理指導推進

生乳の安全・安心にかかる生産段階での総合的な乳質管理体制の整備のため、生産者団体、乳業者団体、学識経験を有する者等からなる全国会議開催等、地域研修会を通じた普及定着等。

(2) 牛乳販売店価格動向調査

飲用牛乳等の小売価格や今後の需要見通しなど、牛乳小売の実態を把握し、小売段階における流通合理化及び消費拡大の推進に資するための基礎資料を作成することを目的として、全国の牛乳小売店1,200店舗余を対象として、牛乳類の仕入・販売価格、販売数量、需要見通し等について調査を行った。

(3) 乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴、または下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

3 乳業の合理化対策

国際化の進展を踏まえた乳業工場の再編・合理化、生乳流通の合理化を推進するための施設の整備等を支援するため、乳業再編整備等対策事業の予算を措置し、牛乳乳製品の製造販売コストの低減と乳業工場の衛生管理水準の高度化を推進した。また、当該事業を具体化するために、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく「乳業再編ビジョン」及び「飲用牛乳工場の再編整備」等の検討等を行った。

第9節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

18年度の国内生産量は、乳用種の出荷頭数の減少等により、対前年度比0.5%減の34万6千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、18年7月に米国産牛肉の輸入手続きが再々開されたこと等から、対前年度比2%増の46万7千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、前年度が高水準であったことや天候不順の影響により消費が伸び悩んだこと等から、対前年度比3.3%低下した。

小売価格（東京）は、国産牛肉「ロース」については前年度をやや上回り、輸入牛肉「ロース」については前年度並であった。

(2) 豚 肉

18年度の国内生産量は、対前年度比0.5%増の87万4千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、期首の在庫水準が高かったこと等から、対前年度比16.2%減の73万7千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、米国産牛肉の輸入停止措置の影響等により、前年度をわずかに上回った。

小売価格（東京）は、国産豚肉「ロース」は前年度並みとなった。

(3) 鶏 肉

18年度の国内生産量は、前年をやや上回る134万t（骨付きベース）となった。

18年度の輸入量は、期首の在庫水準が高かったこと等から、前年度を大幅に下回る35万t（実量ベース）となった。

卸売価格は、国内生産量の増加等により、もも肉、むね肉ともに前年度を下回った。

(4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより16年度は減少したが、18年度は前年度をやや上回る251万4千tであった。

卸売価格は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより、16年秋以降、例年より高水準で推移したが、17年度以降、落ち着きを取り戻しており、18年度価格（全農たまご東京 M サイズ）は、184円/kg（対前年比98.9%）であった。

表7 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

年度	区分	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	鶏肉	合計	鶏卵
13	生産量	470,033	1,231,488	6,079	270	1,216,416	2,924,286	2,519,088
	輸出量	587	537	0	0	2,834	3,958	210
	輸入量	867,914	1,033,809	14,611	44,480	701,791	2,662,605	114,484
	計	1,337,360	2,264,760	20,690	44,750	1,915,373	5,582,933	2,633,362
	指数	221.8(24)	138.4(41)	23.1(0)	28.3(1)	159.9(34)	151.5(100)	129.0
14	生産量	519,665	1,245,765	7,175	191	1,229,089	3,001,885	2,529,424
	輸出量	60	123	0	0	2,646	2,829	1,844
	輸入量	762,874	1,067,861	9,457	43,262	661,961	2,545,415	119,618
	計	1,282,479	2,313,503	16,632	43,453	1,888,404	5,544,471	2,647,198
	指数	212.7(23)	141.4(42)	18.5(0)	27.5(1)	157.7(34)	150.5(100)	129.7
15	生産量	504,768	1,275,305	7,436	173	1,238,888	3,026,570	2,530,372
	輸出量	69	90	0	0	2,695	2,854	2,057
	輸入量	742,994	1,112,421	11,657	38,914	584,715	2,490,701	110,483
	計	1,247,693	2,387,636	19,093	39,087	1,820,908	5,514,417	2,638,798
	指数	206.9(23)	145.9(43)	21.3(0)	24.7(1)	152(33)	149.6(100)	129.3
16	生産量	508,494	1,263,098	7,144	199	1,241,981	3,020,916	2,480,752
	輸出量	141	22	0	0	693	856	600
	輸入量	643,376	1,231,987	13,551	44,768	560,900	2,494,582	134,342
	計	1,151,729	2,495,063	20,695	44,967	1,802,188	5,514,642	2,614,494
	指数	191(21)	152.5(45)	23.1(0)	28.5(1)	150.5(33)	149.7(100)	128.1
17	生産量	497,277	1,242,323	7,087	186	1,292,981	3,039,854	2,482,643
	輸出量	73	76	0	0	2,174	2,323	816
	輸入量	654,433	1,255,956	13,894	58,332	679,105	2,661,720	150,960
	計	1,151,637	2,498,203	20,981	58,518	1,969,912	5,699,251	2,632,787
	指数	191(20)	152.7(44)	23.4(0)	37(1)	164.5(35)	154.7(100)	129.0
18 (概数)	生産量	494,648	1,248,906	6,447	160	1,339,524	3,089,685	2,514,148
	輸出量	142	630	0	0	2,500	3,272	666
	輸入量	667,481	1,052,806	11,442	49,322	589,092	2,370,143	121,506
	計	1,161,987	2,301,082	17,889	49,482	1,926,116	5,456,556	2,634,988
	指数	192.7(21)	140.6(42)	19.9(0)	31.3(1)	160.8(35)	148.1(100)	129.1

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉、七面鳥を含む。羊肉には山羊肉を含む。

3 平成6年度より輸入量には加工調整品等を含む。

4：計は生産量－輸出量＋輸入量。

5：指数は55年度を100とした指数であり、同欄の()は合計を100とした品目別構成比である。

6：平成17年度は概数値。

2 食肉等の流通対策

(1) 国産食肉産地体制整備

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の高度に衛生的な設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センター及び食鳥施設の整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

(2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、機能高度化等を図り、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

(3) 鶏卵処理施設整備

鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上、機能の向上・改善等のための施設整備を行った。

表8 食肉加工品生産量の推移

(単位：千t)

	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
10年度	152(100)	77(98)	295(98)	525(99)
11年度	153(101)	77(100)	294(100)	525(100)
12年度	149(97)	78(100)	292(99)	519(99)
13年度	146(98)	76(98)	297(102)	518(100)
14年度	138(95)	73(96)	288(97)	498(96)
15年度	139(101)	71(98)	284(99)	494(99)
16年度	140(101)	76(107)	286(101)	502(102)
17年度	139(99)	77(101)	279(98)	495(99)
18年度	135(98)	79(102)	274(98)	487(97)

3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

表9 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円)

	牛 肉		豚 肉		鶏 肉		鶏 卵	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
10	1,047 (90)	736 (104)	455 (94)	237 (100)	234 (101)	116 (102)	170 (89)	283 (93)
11	1,044 (100)	729 (99)	444 (98)	233 (98)	237 (101)	116 (100)	200 (118)	315 (111)
12	1,126 (108)	739 (101)	440 (99)	230 (99)	238 (100)	116 (100)	185 (93)	310 (99)
13	727 (65)	775 (105)	498 (113)	232 (101)	239 (100)	120 (103)	164 (89)	300 (97)
14	928 (128)	813 (105)	469 (94)	235 (101)	241 (101)	125 (104)	172 (105)	—
15	1,030 (111)	840 (103)	444 (95)	236 (100)	240 (100)	124 (100)	140 (81)	181
16	1,223 (119)	833 (99)	476 (107)	240 (102)	240 (100)	123 (99)	205 (146)	219 (121)
17	1,308 (107)	845 (101)	472 (99)	239 (100)	239 (100)	123 (100)	186 (91)	221 (101)
18	1,260 (96)	863 (102)	477 (101)	239 (100)	241 (101)	123 (100)	184 (99)	216 (98)
18.4	1,358 (101)	848 (103)	454 (105)	239 (100)	238 (100)	124 (101)	184 (77)	209 (83)
5	1,275 (98)	848 (103)	480 (91)	239 (99)	238 (100)	122 (98)	184 (83)	218 (87)
6	1,214 (99)	844 (101)	573 (109)	237 (100)	238 (100)	122 (99)	171 (89)	209 (90)
7	1,197 (94)	860 (100)	548 (105)	238 (100)	237.8 (99)	124 (102)	154 (99)	205 (94)
8	1,203 (96)	864 (102)	507 (103)	240 (101)	238 (100)	124 (102)	158 (109)	201 (100)
9	1,248 (94)	868 (103)	490 (96)	242 (101)	239 (100)	122 (100)	187 (107)	221 (102)
10	1,262 (97)	866 (103)	404 (96)	238 (99)	239 (100)	123 (100)	204 (107)	224 (100)
11	1,312 (100)	862 (102)	447 (110)	239 (100)	238 (99)	124 (102)	208 (110)	222 (102)
12	1,323 (95)	859 (98)	483 (96)	239 (101)	241.6 (101)	122 (100)	226 (114)	232 (105)
19.1	1,227 (94)	884 (103)	416 (93)	240 (100)	246.6 (103)	124 (100)	157 (101)	215 (111)
2	1,239 (98)	867 (104)	445 (99)	239 (99)	247 (104)	123 (100)	193 (102)	218 (101)
3	1,218 (90)	888 (104)	480 (112)	241 (100)	246 (103)	123 (102)	183 (101)	220 (103)

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「畜産物流通統計」、但し鶏肉は「日本経済新聞」。

小売価格は総務省「小売物価統計報告書」。

注1：()内は対前年比(%)。

2：卸売価格は東京における1kg当りの価格である。

3：鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

4：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉はロース、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。但し、鶏卵は平成14年7月にMサイズ1kgからLサイズ10個へ基本銘柄の改正があり、14年平均及び14年7月～15年6月の価格は前年と連続しないため前年比は算出していない。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降は、補てん財源の一部を助成している。

第10節 畜産経営対策

1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

地域内一貫生産体制の確立や、効率的生産のための外部化・分業化のための施設等の整備、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備、畜産への新規就農希望者のための研修施設の整備を推進するとともに、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及や、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設等の整備の支援を行った。

(2) 農業・食品産業競争力強化支援事業（広域連携産地競争力強化支援事業）のうち畜産生産基盤育成強化

ア 整備事業

都道府県域を越える広域的な取組、特に先進的で全国に実用化の事例がない初めての取組等に対して、国が直接補助金を交付し、家畜飼養管理施設等の整備の支援を行った。

イ 事業推進

a 経営技術の高度化推進

畜産経営の支援をサポートするため、戦略・評価会議を設置し、支援のための企画検討及び方針決定、必要な調査・分析を行った。さらに、戦略・評価会議で企画検討及び方針決定されたものを具体化するため、中央専門委員会を設置し、専門家集団の組織化・人材育成、支援システムの構築等を行い支援活動をサポートするとともに、指導用資料等の作成等を行った。

b 生産・経営情報中央データベースの構築等

都道府県の効率的な経営支援活動を支援するため、必要なシステムの開発・提供、全国の先進的畜産経営状況等のデータの整備・提供等を行うとともに、経営情報利用ツールの活用に関する研修等を実施し利用の普及を図った。

c 産地リーダー養成研修会・経営者交流会等

地域活性化に貢献するリーダー的経営者を養成するため、経営管理者、経営技術者としてのスキルアップを図るための養成研修を行うとともに、リーダー間またはリーダーとその他の経営者による先進生産・経営技術の交流やネットワーク化を推進するための交流会を開催した。

d 畜産情報ネットワーク（LIN）推進

畜産情報ネットワーク推進を図るため、推進会議の開催、情報提供用機器の整備、生産・消費情報の提供推進、研修会の開催、各種調査を実施し、生産者、消費者等に対し迅速な畜産関係情報の提供を行った。

e 畜産関係情報相互交流体制推進

畜産物の生産について理解の推進等を図るため、現地交流、ITを活用した消費者と生産者の情報交流システムの整備、情報提供等を行った。

f 畜舎建築に係る関連基準の検討

畜舎・堆肥舎の建築コストを低減するため、学識経験者等による「畜舎建築に係る関連基準等に関する検討会」を開催して、畜舎等建築関連基準の検討、建築部材の構造強度等に係る調査試験、畜舎建築の実態調査等を検討するとともに、畜舎等建築基準の緩和に関するパンフレットを作成し、普及啓発を行った。

g 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等

基礎的な経営・財務管理指導、土地・施設等を円滑に経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承した新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行った。

2 バイオマスの環づくり交付金（うち畜産関係）家畜排せつ物利活用施設の整備

地域ごとの実情に応じて、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要ない肥化施設等の共同利用施設及びたい肥散布機械等の共同利用機械の整備等を実施した。18年度については、29地区で実施した。

3 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、農協系統資金等に利子補給を行い、資金を農業部内に環流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の近代化に資すると認められる施設資金等の供給を行うことを目的に創設された。

平成17年度には国及び地方公共団体を通じた財政改

革（三位一体改革）のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成が廃止・税源移譲し、都道府県の責任において実施することとなった。

表10 農業近代化資金融資実績

区 分	(単位：百万円)			
	14年度	15年度	16年度	17年度※
畜産関係				
施設等	4,442	9,964	7,501	—
農機具等	1,043	1,072	1,144	—
家畜購入 (うち肥育畜等)	8,327	10,309	11,063	11,397
家畜育成 (うち肥育牛)	6,999	8,215	8,804	—
その他	77	241	459	—
(計)	49	145	376	—
資金総額	0	0	0	—
	13,889	21,586	20,168	—
	52,935	61,074	56,211	51,003

※平成17年度から「家畜購入」以外の区分は不明。

表11 農業近代化資金による家畜購入等の内訳※

区 分	(単位：百万円)		
	14年度	15年度	16年度
家畜導入資金			
乳牛	1,110	1,647	1,684
乳牛以外の牛	163	369	525
豚	55	78	6
馬、めん羊、山羊	0	0	44
肥育牛	6,939	8,058	8,733
肥育豚	0	16	0
鶏	60	121	41
特用家畜	0	20	30
(計)	8,327	10,309	11,063
家畜育成資金			
乳牛	22	7	2
繁殖豚	0	15	22
繁殖用肉牛	6	74	59
肥育牛	49	145	376
(計)	77	241	459

※平成17年度から畜種ごとの内訳は不明。

(2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

18年度の融資実績は2件、9千800万円であり、その内訳は、処理高度化施設3千700万円、共同利用施設6千100万円であった。

(3) 農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

本資金は6年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営

基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

18年度の畜産関係融資実績は、804件、341億円で、前年度と比べて90億円減少した。

また、畜産関係融資は融資額全体の65.3%を占め、その内訳は、酪農21.6%、肉用牛14.2%、養豚13.0%、養鶏10.7%であった。

(4) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に、農業改良資金のうち合理的な農業の生産方式を図るための資金(生産方式改善資金)に組み入れられ、その後、61、元、4、7、13年度には、資金内容の拡充が図られた。

14年度には、分かりやすく、使いやすい資金制度とするための各種制度資金の抜本的見直しにより、国が指定する特定の農業技術を導入するための資金から、担い手の創意工夫により新作物や新技術の導入などにチャレンジするための資金に変更され、それに伴い、畜産振興資金等の作目別資金は廃止された。また、都道府県からの直接貸付けに加え、民間金融機関からの貸付けを追加するとともに、民間金融機関からの貸付については、農業信用基金協会による債務保証の対象とするなどの措置が講じられた。

平成16年度には、農作業受託に必要な資金が貸付対象に追加され、また就農計画の認定を受けた農業法人等に償還期間の特例措置が設定された。

平成18年度には一定要件を満たす集落営農組織を貸付対象者に追加した。

第11節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

(1) 乳用牛改良増殖推進

ア 乳用牛改良体制強化

我が国の乳用牛改良体制の強化を図るため、中央及び都道府県の乳用牛改良関係団体、行政機関、農業団体、学識経験者等で構成される全国乳用牛総合改良推進対策協議会を開催し、牛群検定と後代検定の総合的な推進方策について検討した。また、地域における乳用牛改良の指導者を育成するため、乳用牛改良地域指導者研修会を開催した。

イ 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的利用を促

進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、非検定参加農家への参加促進を一層強化し普及率向上を図り、牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。また、自動搾乳システムを用いた酪農経営における泌乳能力の検定手法や遺伝的能力評価への活用などについても検討した。

18年度末現在、46都道府県で、合計10,680戸の農家の561,892頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は55.6%であった。

ウ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精鋭で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。また、改良体制の強化を図るために国際機関（インターブル）の行う種雄牛の国際評価に参加している。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

(2) 肉用牛改良増殖推進

肉用牛の育種改良体制の強化を図るため、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での評価体制の構築に向けた会議を開催した。

また、肉用牛の改良を図るため、肉用牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進した。

(3) 中小家畜改良増殖推進

豚については、改良施設の整備、遺伝的能力評価の普及・推進を実施するとともに、改良増殖体制の強化を図るため、「豚改良体制整備中央推進検討会」を開催した。

鶏については、高品質鶏作出のための改良、特性調査、育種改良関連新技術の実用化を行う整備事業を実施した。

(4) 馬改良推進

馬の改良増殖を図るため、馬産技術向上のための研修会を開催するとともに、馬の育成施設の整備を推進した。

2 畜産新技術実用化対策事業

(1) 家畜個体識別情報活用促進

ア 農家等で整備した飼料給与台帳を基に飼養給与履

歴等の付加価値情報を収集し、消費者等がインターネットを通じて、個体識別データベースの個体識別情報検索からこれら情報を検索できる「飼養管理情報提供データベース」の管理及び運営を行い、食の安心情報としての給与飼料情報等の提供を行った。

さらに、「飼養管理情報提供データベース」とリンクしている、給与飼料の製品名から原材料名等を検索するための「製造飼料データベース」の運営を行った。

イ 個体識別情報の有効活用を図るため、農協等の既存システムの牛個体情報を個体識別番号で連携させるシステム（人工授精システム）のモデル実証を行った。

(2) 受精卵移植普及定着化

受精卵移植技術の一層の普及・定着化を図るため、学識経験者、行政機関、関係団体等から構成される受精卵移植技術推進委員会を開催し、受精卵移植技術の普及・定着及び関連新技術の技術開発に関する事項について検討・協議を行うとともに、国内外の受精卵移植技術に関する現地調査、調査結果の広範な活用のための広報活動等を行った。

(3) DNA 育種基盤確立

DNA 解析技術を活用した家畜の育種手法の開発とその利用を図るため、都道府県等との協力・連携の下、DNA 解析用サンプルの採集、疾病等に関するデータの収集、経済形質等に関する DNA マーカーの特定や有効性の検証を行った。

また、DNA 育種技術の利用法等についての検討や利用推進を図るため、各種委員会を開催するとともに、都道府県が行う DNA 育種技術開発や技術者養成に対する技術的な支援を行った。

3 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主要な講師として

本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

18年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産物のリスク管理、畜産経済、畜産新技術 A・B、酪農、肉用牛、養豚、養鶏、畜産統計処理、飼料 A・B、自給飼料 A・B、畜産環境保全(I)(II)、畜産会計、畜産経営診断 A・B、公益法人会計、畜産施設・機械、畜産経済、時事問題の各部門(20講座)について短期研修(各3~12日間延べ98日)を実施し、合計744名が受講した。

第12節 飼料対策

1 自給飼料対策

草地開発整備対策

(1) 草地開発整備関係調査

ア 草地整備等技術指針作成調査

草地の開発・整備に関する技術的課題の解決及び事業コストの縮減に資する技術の評価導入等に取り組み、その成果を「草地開発整備事業計画設計基準」等に反映させるための調査を実施した。

(予算額3,200万円)

イ 草地整備等基礎調査

草地開発整備事業等を巡る情勢の変化に伴う新たな課題について対応策を見だし、事業制度への迅速な反映等を図るための調査を実施した。

(予算額2,920万円)

ウ 土地資源活用飼料基盤拡大基本調査

飼料生産基盤の面的拡大のため、飼料供給源となりうる土地資源について、活用の実態を調査し、利用上の権利調整等の問題について解決策を検討するとともに、飼料基盤としての利用を図るための基本構想及び整備手法を策定するための調査を実施した。

(予算額4,800万円)

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見だし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を実施した。

(予算額5,600万円)

オ 草地基盤再編整備基本調査

地域の畜産情勢の変化等を踏まえ、土地利用の再

編を基本とした草地基盤及び地域畜産の再編整備を促進するための調査を実施した。

(予算額2,400万円)

カ 畜産基盤活性化整備調査

畜産公共事業で整備し、利用率が低下している公共牧場や共同利用施設等を対象として、①利用者自らの分割管理・利用を前提とした公共牧場施設等の更新方策の検討、②外部化組織体の利用を前提とした共同利用施設の有効活用方策の検討を行うことにより、これらの牧場・施設の有効活用を促進するとともに、作業の外部委託を前提とした飼料基盤や利用施設の適正配置等の調査を実施した。

(予算額3,500万円)

(2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を119地区で実施した。(国庫補助金125億9,880万円)

ア 都道府県営草地整備事業

(ア) 担い手中核型(北海道のみ)

北海道における老朽化した草地について、大型機械化体系に対応した効率的な草地への変換を図るため、起伏修正や排水改良等の整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 事業完了後の受益面積が500ha以上(中山間地域250ha以上)

(b) 事業参加者に占める担い手農家のシェアが事業完了時で、おおむね1/3以上

b 補助率50%

(イ) 公共牧場中核型事業

事業地区内の公共牧場の役割分担の明確化を図り、再編整備を行うとともに周辺農家の草地等の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 公共牧場の既存草地面積がおおむね、北海道250ha以上(中山間地域125ha以上)、都府県100ha以上(中山間地域50ha以上)

(b) 事業終了後の受益面積がおおむね、北海道300ha以上(中山間地域150ha以上)、都府県60ha以上(中山間地域30ha以上)

(c) 完成年度から起算して5年以上経過していること

b 補助率50%

イ 畜産担い手育成総合整備事業

(ア) 担い手支援型事業

担い手への飼料生産基盤の利用集積とあわせて、草地整備改良、関連する草地造成改良、野草

地整備改良、放牧用林地整備及び附帯する施設の整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

- (a) 担い手への土地利用の集積（作業受託を含む）の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実にあること。ただし、その土地利用集積の増加率がおおむね25%以上。
- (b) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha（北海道200ha）以上

b 補助率 50%

(イ) 再編整備型事業

担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るため、基本施設整備及び農業用施設整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

- (a) 事業参加者が10人（中山間地域5人）以上
- (b) 家畜飼養頭数（肥育豚換算）がおおむね2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域1,500頭）以上に増加することが確実に見込まれる地区
- (c) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね1/2以上
- (d) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha（中山間地域15ha）以上

b 補助率 50%（離島55%、沖縄・奄美2/3）

ウ 草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地を谷を単位とした土地利用体系に再編整備し、畜産的活用の促進等効率的な営農体系の構築を行った。

(ア) 事業の規模

・対象地域要件：次の全てを満たすこと

- ① 中山間地域関係5法（山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農山村法）指定地域であること
- ② 酪肉近代化計画策定市町村であること
- ③ 家畜飼養頭数（豚換算）1,000頭以上
- ④ 次のいずれかを満たすこと
 - a 林野率が75%以上
 - b 畑の面積のうち勾配15度以上の面積が1/2以上
 - c 田の面積のうち勾配1/20以上の面積が1/2以上
 - d 積算気温が著しく低く、かつ大家畜頭数が

都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等・実施地区要件：次のすべてを満たすこと

- ① 林地と草地等農用地が混在し、これらの土地の一体的再編整備により畜産的利用の促進が見込まれること
- ② 草地、林地等の受益面積が30ha（林野率が高い地域等にあつては15ha）以上、気候的条件の厳しい地域にあつては60ha以上
- ③ 受益面積のうち既耕地等の整備面積が1/2以上
- (イ) 補助率 55%、50%

エ 担い手育成草地集積事業

- a 貸付額 対象事業費の10%相当以内
- b 償還期間 25年（うち据置10年）以内
- c 貸付利率 無利子

(3) 畜産環境総合整備事業

家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地等の整備促進等を通じた畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築、さらには草地景観等の多面的な機能を活用したふれあい施設の整備等を通じ、自然・環境に調和した畜産への理解の醸成を図りつつ、地域社会の活性化を図るため、都道府県の自主性を活かし、全国的な見地から必要とされる広域的・モデル的な畜産環境の整備を実施する畜産環境総合整備事業2地区（国庫補助金7,700万円）及び地方の実情に合わせた事業推進と地方分権の着実な推進を図る観点から、地方公共団体の自主性を活かした畜産環境総合整備統合補助事業49地区（48億800万円）を実施した。

ア 畜産環境総合整備事業及び畜産環境総合整備統合補助事業

(ア) 資源リサイクル型

a 事業規模

- (a) 将来にわたり畜産主産地として発展が見込まれる地域であつて、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。
- (b) 事業の実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。
- (c) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあっては、おおむね1,000頭）以上であること。
- (d) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者

が原則として10人（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあつては、5人）以上であること。

- (e) 基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha（ただし、事業主体が市町村等又は事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね10ha）以上であること。
- (f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。
- b 補助率
- | | |
|--------|-----------------|
| 内地、北海道 | 1/3、45%、50%、55% |
| 離島 | 1/3、50%、55%、60% |
| 沖縄 | 1/3、50%、60%、75% |
| 奄美 | 1/3、50%、60%、75% |
- (i) 草地畜産活性化型
- a 事業の規模
- (a) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。
- (b) 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。
- (c) 基盤整備に係る受益面積がおおむね30ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね10ha）以上であること。
- (d) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が北海道以外にあつては、おおむね100ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね30ha）以上、北海道にあつては、おおむね300ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね50ha）以上が見込まれる地域であること。
- (e) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね1,000頭）以上であること。
- (f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。
- b 補助率
- | | |
|-----|-----------------|
| 内地 | 1/3、40%、45%、50% |
| 北海道 | 1/3、45%、50% |
- (4) 飼料基盤活用の促進（強い農業づくり交付金）
- 畜産主産地等で一定規模要件をもって実施する飼料

基盤整備を補完しながら、地域の実情に対応したよりきめ細かな飼料基盤整備等を実施した。

ア 事業の規模

事業参加者が5人以上の農業者又は1以上の農業生産法人であり、基本施設整備事業に係る受益面積が5ha以上

イ 補助率

北海道及び内地50%、離島55%、沖縄県及び奄美群島60%

2 飼料作物生産振興対策

飼料自給率目標の達成に向け、年度ごとの行動計画に基づく関係者一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備及び飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行い、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上に資するため、次の事業を実施した。

(1) 飼料増産の取組（強い農業づくり交付金）

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリースを推進。

(2) 国産粗飼料増産対策事業

- ① 稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う取組を推進。
- ② 生産組織等が肉用牛農家等へ飼料用稲わら等を取集・調製し、安定的に供給する取組を推進。

3 耕畜連携による飼料作物生産振興対策

耕畜連携により水田における飼料作物の生産拡大を推進するため次の事業を実施した。

(1) 耕種作物活用型飼料増産の取組（強い農業づくり交付金）

水田飼料作物の作付拡大の条件整備を図るため、稲発酵粗飼料の収穫・調製、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

(2) 耕畜連携推進対策事業

水田において、一定面積以上の団地化、稲発酵粗飼料又はわら専用稲の生産、水田放牧又は資源循環の取組による飼料作物の生産を推進。

4 流通飼料対策

飼料の需給及び価格の安定

(1) 18年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

18年度の飼料の総合需給規模（概算）は、可消化養分総量（TDN）で前年度をわずかに上回る2,521万t（0.2%増）と見込まれる。その内訳は、粗飼料が548万t、濃厚飼料が1,973万tである。

濃厚飼料のうち、輸入によるものは1,774万t、純国内産は199万tと見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

2006/07年度の世界の粗粒穀物の生産量は、米国、EU27等で減少が見込まれるものの、中国、ブラジル等で増加が見込まれることから、世界全体では前年をわずかに上回る9億8,020万t（対前年比0.3%増）と見込まれる。

また、消費量は、米国、EU27等で減少が見込まれるものの、中国、ブラジル等で増加が見込まれることから、10億0,950万t（対前年比1.8%増）と見込まれる。

期末在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、1億3,448万t（対前年比17.9%減）、期末在庫率は13.3%と見込まれる。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるとうもろこしのシカゴ相場は、18年度前半は概ね200セント/bu 台前半で推移したが、10月以降、史上3番目の生産量が見込まれる一方、バイオ・エタノール生産向け需要が増加し、これに伴い在庫が低水準になるとの予想から急騰し、19年1～3月には、400セント/bu を越える水準で推移した。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

配合・混合飼料の生産量は、昭和63年度をピークに家畜飼養頭羽数の減少に伴って緩やかに減少し、近年は2,400万トン前後で推移しており、18年度の実生産量は前年度をわずかに上回る2,438万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比1.3%増の2,386万t、混合飼料は前年度比6.9%減の52万tとなった。

配合飼料価格については、18年は米国のとうもろこしの生産量が、前年に引き続き高い水準で確保されると見込まれたものの、とうもろこしのシカゴ相場がエタノール生産向け需要の増加により急騰したことやフレートの上昇から、18年当初の43.6千円/t から19年1月には50.0千円/t まで上昇した。それ以

降は、概ね横ばいで推移し、3月には49.9千円/t 程度となっている。

表12 主要飼料原料の輸入価格

(単位：円/t)

品名	16年度	17年度	18年度
とうもろこし	18,865	16,855	19,175
こうりゃん	18,884	17,161	19,594
大豆油かす	36,362	33,223	31,519
魚粉	76,209	80,072	121,201

資料：財務省「貿易統計」

表13 配合・混合飼料の用途別生産量

(単位：千t)

用途	16年度	17年度	18年度
採卵鶏用	6,571	6,602	6,623
ブロイラー用	3,615	3,728	3,783
養豚用	6,030	5,984	6,066
乳牛用	3,388	3,387	3,307
肉牛用	4,182	4,262	4,454
その他	131	145	148
計	23,916	24,109	24,381

(2) 飼料穀物備蓄対策

我が国は飼料原料の大宗を海外からの輸入に依存しており、海外主要産国の凶作等による供給力の急減、港湾ストライキ等による需給のひっ迫により畜産経営に重大な影響が及ぶおそれがある。こうした事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため一定量の飼料穀物の備蓄を行う必要がある。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構等が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん60万t）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（18年度予算額42億7,064万円）

また、とうもろこし・こうりゃんの代替となる大麦等の備蓄については、国自らが実施しており、18年度については、特例的に大麦の全量を米に振替、米35万tの備蓄を実施した。

(3) 配合飼料価格安定対策

飼料費は畜産物生産費の大きな部分を占めており、配合飼料価格の上昇は、畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした場合に補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により、原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均配合飼料価格を超える場合、その超える部分を限度にその価格差を補てんする制度であり、

異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

18年度においては、第1四半期の配合飼料価格の引き上げにより、通常補てんが発動された。その後、第3、第4四半期に2期連続して通常補てんが発動され、このうち第4四半期には8年ぶりに異常補てんが発動された。

(4) 食品残さ飼料化（エコフィード）

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域で発生する食品残さ等の未利用資源の飼料化を効率的に進める取組を推進した。

ア エコフィードの推進（農業競争力強化対策民間団体事業）

(ア) ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びIT技術を活用した地域情報システムの構築。

(イ) エコフィード認証制度の創設

リサイクル飼料の安全性を担保するための認証制度創設協議会（仮称）を設置し、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業者の認証やエコフィード活用畜産物等に対する表示認証の検討。

(ウ) 普及啓発

食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム、技術研修会の開催等。

イ エコフィードへの取組に対する直接支援（広域連携産地競争力強化支援事業）

拠点的な地域において、食品残さの飼料化利用につながる広域的な取組、モデル性の高い取組について、国による直接採択により飼料化施設の整備を支援。

(5) 飼料需給安定法の運用

ア 18年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う18年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表14の飼料需給計画によることとした。この計画は、国が取り扱っている麦類を対象として、18年度において、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表14 18年度飼料需給計画

(単位：千t)				
品目	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	0	110	110	0
大麦	100	1,200	1,300	0
(うち備蓄)	(100)	(0)	(0)	(0)
計	100	1,310	1,410	0

この飼料需給計画は、飼料問題懇談会で検討のうえ、農林水産大臣が飼料需給安定法に基づき、毎年3月に計画策定するものである。

イ 18年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて18年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表15のとおりである。

表15 18年度飼料需給実績

(単位：千t)				
品目	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	0	87	87	0
大麦	94	1,142	1,236	0
(うち備蓄)	(94)	(0)	(0)	(0)
計	94	1,229	1,323	0

(6) その他

平成10年5月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から飼料用輸入麦のSBS方式(特別売買契約)を導入。小麦については14年度から、大麦については18年度(買入)から全量SBS化している。

第13節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

18年度(1~12月)の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆8,233億円、入場人員は751万人となり、前年比では売得金で2.5%の減少、入場人員で7.5%の減少となった。

場外発売は、北海道4か所(札幌、静内、釧路、室蘭)、東日本18か所(津軽、新白河、横手、銀座、銀座通り、後樂園、錦糸町、浅草、新橋、汐留、新宿、渋谷、立川、横浜、石和、田無、伊勢佐木、高崎)、西日本13か所(名古屋、京都、難波、道頓堀、梅田、神戸、姫路、広島、米子、高松、小郡、八幡、佐世保)の計35か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬

場等を使用して行われており、総売上額の91.6%に相当する2兆5,870億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,823億円を第1国庫納付金として納付するとともに、18年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する119億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、19年1月1日現在では、馬主2,360名(うち法人315、組合37)、調教師227名、騎手162名、登録馬8,067頭となっており、またきゅう務員等2,758名となっている。

2 地方競馬

18年度(4～3月)の地方競馬は、全国の22競馬場において16主催者(道県2、指定市2、一部事務組合12)で開催された。なお、平成18年度末において北海道市営競馬組合(旭川市、北見市、岩見沢市、帯広市)のうち、帯広市を除く3市が競馬事業から撤退した(19年度からは帯広市が単独で競馬を開催)。開催状況は、開催回数293回(うち特別競馬として3回を含む)、開催日数1,511日、入場人員508万人、売得金額3,760億円となり、前年比では入場人員は2.6%減少、売得金は1.9%増加した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入はなかった。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、19年3月31日現在では、馬主5,940名(うち法人382、組合15)、調教師610名、調教師補佐49名、騎手400名、登録馬15,140頭となっており、また、19年4月1日現在の認定きゅう務員は2,850名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の18年度実績は、件数110件、金額は約10億円となっている。

第7章 経 営 局

第1節 農林漁業関係の税制

1 国税に関する改正

平成18年度における国税の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税等について所要の措置が講じられた。

農林漁業関係税制については、農業経営の安定化・構造改革の促進、バイオマス利活用・食品産業の競争力強化、森林・林業振興対策及び水産業振興対策のための各種の税制上の特例措置を講ずるほか、期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

なお、各税法の改正法の施行日は原則として平成18年4月1日である。また、『III 第164回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 所得税法

創設・拡充事項

- (ア) 固定資産等の取得等に充てるための国庫補助金等の総収入金額不算入制度等について、固定資産の取得又は改良に係る補助金を交付金化したものについても同様に扱うこととなった。（所法第42条、第43条関係）
- (イ) 損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設され、平成19年分以後の所得税から適用することとなった。（法第77条関係）
- ① 居住者等の有する居住用家屋、生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を起因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金の金額（最高5万円）をその年分の総所得金額等から控除することができる。（平成19年分以後の所得税について適

用）

- ② 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（①の適用を受ける保険料等に係るものを除く）に係る保険料等については、従前の長期損害保険料控除と同様の金額（最高1万5千円）をその年分の総所得金額等から控除することができる。

- (ウ) 寄付金控除の適用下限額が5千円（現行1万円）に引き下げられた。（法第78条関係）

(2) 法人税法

創設・拡充事項

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、固定資産の取得又は改良に係る補助金を交付金化したものについても同様に扱うこととなった。（法第42条～第44条関係）

(3) 相続税法

物納制度の明確化等

- (ア) 物納不適格財産の明確化等（法第41条）

- ① 抵当権が設定されている不動産、境界が不明確な土地等の一定の財産を物納不適格財産として定め、その範囲を明確化した。
- ② 市街化調整区域の土地、接道条件を充足していない土地等の一定の財産を物納劣後財産として定め、その範囲を明確化した。
- ③ 物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合、又は物納劣後財産に該当する場合であって、他に物納的確財産を有するときは、税務署長は当該物納申請を却下する。

この場合において、申請者は、当該却下の日から20日以内に、一度に限り物納の再申請をすることができる。

- (イ) 物納手続の明確化（法第42条）

- ① 物納財産を国が収納するために必要な書類として、物納財産の種類に応じ、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等一定の書類を定めるとともに、申請者は、これらの書類を物納申請時に提出する。
- ② 提出された物納手続に必要な書類の記載に不

備があった場合又は物納手続に必要な書類の提出がなかった場合には、税務署長は、これらの書類の補正又は提出を申請者に請求することができることとする。

この場合において、請求後20日以内にこれらの書類について補正又は提出がされなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。

- ③ 税務署長は、1年以内の期限を定めて、廃材の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置（物納を許可するために必要なものに限る。）を講ずべきことを申請者に請求することができることとする。

この場合において、期限内に当該措置が講じられなかった場合には、物納申請を却下することとする。

- ④ 物納手続に必要な書類の準備や廃材の撤去等の措置に時間を要する場合には、申請者の届出により、上記①、②又は③に係る期限を、上記①の場合には物納申請期限から、上記②及び③の場合には必要書類の補正等の請求があった日からそれぞれ最長1年間延長することができることとする。

この場合において、一度の届出で延長できる期間は3月までとし、期間満了時には、1年に達するまで、再届出により延長する。

- ⑤ 税務署長は、物納を許可するに当たって、必要に応じ、後日において汚染地であったことが判明した場合に必要な措置を講ずること、有価証券を売却するために必要な書類を提出すること等の条件を付すことができることとする。

この場合において、その条件に違反した場合には、5年以内に限り、物納の許可を取り消すことができることとする。

- (㉞) 物納申請の許可に係る審査期間の法定等（法第42条）

- ① 税務署長は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限から3月以内に行う。

ただし、物納財産が多数となるなど調査等に相当の期間を要すると見込まれる場合には、6月以内（積雪など特別な事情によるものについては、9月以内）とすることができることとする。

- ② 物納手続に必要な書類の提出期限が申請者の届出により延長された場合（上記(2)④）における上記①の審査期間は、当該届出に係る延長期間の満了日から起算する。

- ③ 物納手続に必要な書類の補正若しくは提出の請求又は廃材の撤去等の措置の請求があった場合（上記(2)②及び③）には、その補正若しくは提出又は措置に要する期間（上記(2)④により延長された期間を含む。）は、上記①の審査期間に算入しない。

- ④ 上記①から③までの審査期間内に許可又は却下をしない場合には、物納を許可したものとみなす。

- (㉟) 物納申請を却下された者の延納の申請（法第44条）

物納の許可を申請した者について、延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20日以内に延納の申請を行うことができることとする。

- (㊀) 延納中の物納の選択（法第48条の2）

相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択することができる制度を創設する。

この場合における物納財産の収納価額は、その物納に係る申請時の価額とする。ただし、税務署長は、収納の時までにその物納財産の状況に著しい変化が生じたときは、その収納の時の現況によりその物納財産の収納価額を定めることができることとする。

- (㊁) その他所要の措置（法第41条、第42条、第52条、第53条）

- ① 金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法を明確化する。

- ② 物納財産の性質、形状、その他の特徴により、金銭による納付を困難とする金額を超える金額の物納財産を収納することについてやむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長は、当該財産の物納を許可することができることとする。

- ③ 物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担を求める。ただし、審査事務に要する期間については、利子税を免除する。

- ④ 利子税等の計算規定の整備その他所要の措置を講ずる。

(4) 登録免許税法

恒久的措置の創設事項

登録免許税法が改正されたことに伴い、次の登録に

係る登録免許税が新たに課されることとなった。

- (ア) 薬事法に係る製造販売業の許可等の登録（法別表第1第77）
- (イ) 肥料取締法に係る普通肥料の生産等の登録（法別表第1第88）
- (ウ) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に係る特定飼料等製造業者等の登録（法別表第1第89(1)(2)）
- (エ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に係る登録再生利用事業者の登録（法別表第1第90）
- (オ) 商品取引所法に係る第1種特定商品市場類似施設等の開設の許可に係る変更の許可の登録（法別表第1第94(5)）
- (カ) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に係る商品投資販売業等の許可に係る変更の認可（法別表第1第96(3)）

(5) 租税特別措置法

ア 創設・拡充事項

- (ア) 山林を伐採・譲渡した収入金額から伐採等の経費を控除した残額に、概算経費率を乗じて山林所得の必要経費を算出する概算経費控除の特例措置の概算経費率を45%から50%に引き上げる。(租令第12条②)
- (イ) 産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものを取得した場合の特別償却制度（50%）又は税額控除制度（10%）を創設する。(租法第10条の6、第42条の12)
- (ウ) バイオマスの利活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（特別償却率：30%、税額控除率：7%）及び再商品化設備等の特別償却制度（特別償却率：14%）の対象設備に次の設備を加える。(租法第10条の2、第11条の7、第42条の5、第44条の9)
 - ① 木質バイオマス発電装置（別表四 石油代替エネルギー利用設備等）
 - ② バイオマスエタノール製造設備（別表四 石油代替エネルギー利用設備等）
 - ③ 炭化製品製造設備（別表二 生物資源利用製品製造設備）
 - ④ 木質固形燃料製造設備（別表二 生物資源利用製品製造設備）
 - ⑤ 精油抽出設備（別表二 生物資源利用製品製造設備）
 - ⑥ 家畜排せつ物たい肥化設備（別表二 生物資源利用製品製造設備）

(エ) 農協系統金融機関の組織再編成について、認定経営基盤強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用対象に加えるとともに、2年間の措置が講じられた。(租法第80条の3)

- ① 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の規定による認可を受けて信用農業協同組合連合会から一定の要件の下に信用事業を譲り受けた場合の抵当権の移転登記に関する登録免許税の税率を1,000分の1.5(本則1,000分の2)に軽減する。
- ② 信用農業協同組合連合会が農業協同組合法の規定による認可を受けて農業協同組合から一定の要件の下に信用事業を譲り受けた場合の抵当権の移転登記に対する税率を1,000分の1.5(本則1,000分の2)に軽減する。
- ③ 農業協同組合が農業協同組合法の規定による認可を受けて他の農業協同組合と一定の要件の下に合併をする場合の税率を不動産の所有権の移転登記にあっては、1,000分の2.5(本則1,000分の4)に、抵当権の移転登記にあっては、1,000分の0.5(本則1,000分の1)に軽減する。
- ④ 農業協同組合が農業協同組合法の規定による認可を受けて他の農業協同組合から一定の要件の下に信用事業を譲り受けた場合の抵当権の移転登記に対する税率を1,000分の1.5(本則1,000分の2)に軽減する。

イ 適用期限の延長事項

- 次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された(イ)(ウ)(エ)は1年)。
- (ア) 公害防止用設備を取得した場合の特別償却制度（14%等）(租法第11条、第43条、第68条の16)
 - (イ) 食品企業等が脱特定物質（フロン等）対応型設備を取得した場合の特別償却制度（14%）(租法第11条、第43条、第68条の16)
 - (ウ) 奄美群島における製造業等の機械等を取得した場合の特別償却制度（機械11%等）(租法第12条、第45条、第68条の27)
 - (エ) 流通機能の高度化に寄与する倉庫等に対する割増償却制度（5年間10%）(租法第15条、第48条、第68条の36)
 - (オ) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）(租法第10条の2、第42条の5)
 - (カ) 海外において造林等を行う法人の株式等を取得

した場合の海外投資等損失準備金制度（取得価額の30%を5年間積立）（租法第55条）

- (キ) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例措置（1千万円増し等）（租法第70条の3、第70条の3の2）
 - (ク) 農地保有合理化法人が農業者の規模拡大等のために農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）（租法第76条第1項）
 - (ケ) ハウス栽培等で使用する農林漁業用輸入A重油に係る免税措置(2,040円/kl)（租法第90条の4）
 - (コ) ハウス栽培等で使用する農林漁業用国産A重油に係る還付措置(2,040円/kl)（租法第90条の6）
- ウ 特例措置の整理合理化事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された（カ）については1年、（キ）については3年、（ク）については5年）。

- (ア) 食品企業等の試験研究費の税額控除制度について、試験研究費の増加した場合と総額の場合を統合し、2%の控除率上乘せ措置等を廃止（租法第10条、第42条の4、第68条の9）
- (イ) 中小企業者に該当する農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）について、一定のソフトウェア等を追加し、電子計算機以外の器具備品を除外（租法第10条の3、第42条の6、第68条の11）
- (ロ) 食品循環資源再生利用（食品リサイクル）設備を取得した場合（取得価格の75%相当額）の特別償却制度（23%）について、基準取得価額（75%）を廃止し特別償却率23%を14%に引き下げ（租法第11条の7、第44条の7、第68条の26）
- (ハ) 中小企業者に該当する農業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満）の取得価額の必要経費算入（損金算入）の特例制度について、その年の取得等した少額減価償却資産の全額から合計額が300万円までを限度とする要件を追加（租法第28条の2、第67条の5）
- (ニ) 特定の事業用資産（農地等）の買換え等の場合の譲渡所得等の課税の特例措置について、土地改良（農用地造成）、特定農山村法、畜産30倍の特例を廃止（租法第37条、第65条の7、第68条の78）
- (ホ) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）について、0.15%から0.2%に引き下げ（租法第78条）
- (ヘ) 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記

等の税率の軽減措置（2%→0.2%等）について、所有権の移転は0.2%から0.4%、地上権・賃借権の移転は0.1%から0.2%に引き下げ（租法第78条の2第1項）

- (ク) 漁業協同組合が合併をした場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.1%等）について、所有権の移転は0.1%から0.2%、地上権・賃借権の移転は0.05%から0.1%に引き下げ（租法第78条の2第2項）
 - (ケ) 卸売市場法に基づく卸売業の合併等に係る登記の税率の軽減措置（0.7%→0.35%等）について、市場開設者を除外し2年延長した後、0.35%から0.5%等に引き下げ（租法第80条）
- エ 廃止事項
- 次に掲げる特例措置が廃止された。
- (ア) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物処理・保管用施設を取得した場合の特別償却制度（14%）（旧租法第11条第1項、第43条第1項、第68条の16第1項、旧令第5条の10第2項、第28条第1項・第2項、第39条の46第1項・第2項）
 - (イ) 林業労働力確保促進法に基づく林業労働力確保支援センターと共同の改善計画により雇用管理等の改善を実施する素材生産業者等が有する林業用機械等の割増償却制度（5年間12%）（旧租法第13条の3第1項③、第46条の3第1項②、第68条の32第2項）
 - (ロ) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画を行う認定漁業者が漁船を取得する場合の割増償却制度（5年間14%）（旧租法第13条の4、第46条の4、第68条の33）
 - (ハ) 食品企業等が開発研究用設備を取得した場合の特別償却制度（50%）（旧租法第11条の3、第44条の3、第68条の20の2）
 - (ニ) 温室等で使用された廃プラスチック類の再生処理装置等を取得した場合の特別償却制度（14%）（旧租法第11条の9第1項②、法第44条の9第1項②、第68条の26）
 - (ホ) 廃木材破砕・再生処理装置を取得した場合の特別償却制度（14%）（旧租法第11条の9第1項②、法第44条の9第1項②、第68条の26）
 - (ヘ) 農業協同組合が農業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の権利の移転登記の税率の軽減措置（旧租法第78条の2）
 - (ク) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画を行う認定漁業者が

取得する漁船の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.3%等）（旧法第79条）

2 地方税に関する改正

平成18年度における地方税の改正は現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等について所要の改正が行われた。

施行日は原則として平成18年4月1日である。また、『Ⅲ 第164回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 道府県民税及び市町村民税

創設事項

損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設され、平成20年度分以後の個人住民税から適用されることとなった。（法第34条、第314条の2関係）

- ① 居住者等の有する居住用家屋、生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除することができる。（最高2万5千円）
- ② 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（①の適用を受ける保険料等に係るものを除く）に係る保険料等については、従前の長期損害保険料控除と同様の金額（最高1万円）をその年分の総所得金額等から控除することができる。
- ③ 上記①と②を適用する場合には合わせて最高2万5千円。

(2) 不動産取得税

ア 拡充事項

農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得又は設置する農林漁業者等の共同利用施設に係る課税標準の特例について、従前の措置を継続する。（法附第11条第1項）

イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

- (ア) 土地改良法の規定により埋立地若しくは干拓地を取得した場合の非課税措置（法附第10条第6項）
- (イ) 農業者が農業振興地域の整備に関する法律に基

づく農業委員会のあっせん等により取得した農用地区域内の農用地に対する課税標準の軽減措置（3分の1）（法附第11条第4項）

- (ウ) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得した土地に係る課税標準の軽減措置（3分の2）（法附第11条の7）
 - (エ) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得した土地について貸付期間延長後5年以内に売渡し等をした場合の納税義務の免除措置（法附第11条第8項）
- ウ 整理合理化等事項
- (ア) 農業協同組合等が政府の補助を受けて取得した農業者等の共同利用施設に対する課税標準の特例措置（課税標準＝価格－（価格×補助金額÷取得価格））について、融資との重畳適用の場合の率を4/5から2/5とし2年延長する。（法附第11条第1項）
 - (イ) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の見直し（補助との重畳適用の場合の率を4/5から2/5）をする。（法附第11条第2項）

- エ 特例措置の廃止
- 次に掲げる特例措置が廃止された
- (ア) 林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づく政府の助成に係る資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する林業生産に係る作業場における休憩施設に係る課税標準の特例措置（旧法第73条の14第6項）
 - (イ) 独立行政法人農業者年金基金が取得する独立行政法人農業者年金基金法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置（旧法附第10条第4項）
 - (ウ) 農山漁村電気導入促進法に基づき農林漁業団体が取得した発電所用家屋等に係る課税標準の特例措置（旧法附第11条第5項）

(3) 固定資産税・都市計画税

- 次に掲げる特例措置が廃止された
- (ア) 林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づく政府の助成に係る資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する林業生産に係る作業場における休憩施設に係る課税標準の特例措置（旧法第73条の14第6項）
 - (イ) 独立行政法人農業者年金基金が取得する独立行政法人農業者年金基金法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置（旧法附第10条第4項）
 - (ウ) 農山漁村電気導入促進法に基づき農林漁業団体が取得した発電所用家屋等に係る課税標準の特例措置（旧法附第11条第5項）

(3) 固定資産税・都市計画税

ア 創設・拡充事項

- (ア) 新潟県中越地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産については、最初の4年間は2分の1減額し、地震発生日以後平成20年度までの間に取得したものに限り講ずる。（法附第16条の2第13項、第14項）
- (イ) 一般農地及び一般市街化区域農地に対する負担調整措置については、現行と同様とする。

特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取扱いとする。(法附第19条、第19条の2)

- (㉞) 農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得又は設置する農林漁業者等の共同利用施設に係る課税標準の特例について、従前の措置を継続する。(法附第52条の2の2)

イ 延長事項

- (㉟) 空びん洗浄処理装置を取得した場合の課税標準の軽減措置(3年間4分の1)を2年延長する。(法附第15条第18号、令附第11条第27号)
- (㊱) 廃木材破砕・再生処理装置等を取得した場合の課税標準の軽減措置(3年間4分の1)を2年延長する。(法附第15条第18号、令附第11条第27号)
- (㊲) 新築住宅等を取得した場合の減額措置(3年間2分の1等)を2年延長する。(法附第16条)

ウ 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減されたうえ、適用期限が2年延長された。

- (㉟) 農業協同組合等が所有する有線放送電話業務用償却資産に係る課税標準の軽減措置について、軽減率を1/2から1/3に引き下げ(法第349条の3第35号)
- (㊱) 公害防止用施設又は設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置(6分の5等)について、ばい煙を処理するための煙突等を除外し、廃油・廃プラ施設等の軽減率を1/2から1/3に引き下げ(法附第15条第5項)
- (㊲) 食品循環資源再生利用(食品リサイクル)設備を取得した場合の課税標準の軽減措置(3年間4分の1)について、軽減率を1/4から1/5に引き下げ(法附第15条第18項)
- (㊳) バイオテクノロジー研究開発用資産に対する課税標準の軽減措置(3年間4分の1)について、2設備を除外し、軽減率を1/4から1/6に引き下げ(法附第15条第18項)
- (㊴) 中核的地方卸売市場に係る課税標準の軽減措置(5年間2分の1)について、連携タイプの対象を新規取得の施設等に限定(法附第15条第29条)
- (㊵) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物処理・保管用施設を取得した場合の課税標準の軽減措置(5年間2分の1)について、軽減率を1/2から1/3に引き下げ(法附第15条第40号)

エ 廃止事項

次に掲げる特例措置が廃止された。

- (㉞) 農山漁村電気導入促進法に基づき農林漁業団体が取得した発電所用家屋等に係る課税標準の特例措置(旧法附第15条第1項)
- (㊱) 温室等で使用された廃プラスチック類の再生処理装置を取得した場合の課税標準の軽減措置(3年間4分の1)(旧法附第15条第21項)

(4) 特別土地保有税

平成15年度税制改正において「課税停止」の扱いとなったことから、平成17年度税制改正では特別土地保有税の徴収猶予(非課税措置)に関して、平成16年度末で適用期限が到来するものについては、徴収猶予の根拠規定として適用実績があるものは2年延長し、ないものについては削除された。

(参考) 自民党税制調査会の整理として、非課税措置の適用を受けている特例措置において徴収猶予の適用を受けている場合に限り本措置を講ずるとされた(適用されていない場合は課税停止を適用され、実質的には影響は発生しない)。

なお、特別土地保有税の課税停止が解除される場合には、改めてその取り扱いを協議することとされている。

ア 特例措置に係る所要の措置

次に掲げる特例措置について適用期限が廃止された。

- (㉞) 農村地域工業等導入促進法に基づき設定された工業等導入地区における工業等の事業の用に供する設備に係る工場用建物等の敷地に対する土地(令第54条の13の3第4項)
- (㊱) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の土地(令第54条の23)

(5) 事業所税

ア 創設・拡充事項

農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得又は設置する農林漁業者等の共同利用施設に係る非課税措置について、従前の措置を継続する。(令第56条の28第2項)

イ 整理合理化等事項

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の事業用施設に係る資産割・従業者割の軽減措置(3分の1)について、軽減率を1/3から1/4として2年延長する。(法附第32条の8第2項)

ウ 廃止事項

総合保養地域整備法に規定する同意基本構想に基づく重点整備地区内の一定の特定民間施設を取得し

た場合の資産割の3分の1の減免措置を廃止する。
(法附第32条の7第1項)

3 第164回国会において成立した(する)法律に基づく改正条項

(1) 平成17年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成18年法律第6号)

平成17年度の水田農業構造改革交付金等に係る特例措置が講じられた(個人は当該交付金等を一時所得扱い、法人は当該交付金等で固定資産を取得した場合等は圧縮記帳)。(所得税・法人税)

(2) 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(平成18年法律第19号)

(ア) (独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所、(独)食品総合研究所及び(独)農

業者大学校を統合することに伴い、(独)農業・食品産業技術総合研究機構に名称変更等に対して資産承継のための登記・登録に対する非課税措置、法人税法別表等の従前の措置を継続。

(イ) (独)水産総合研究センターと(独)さけ・ます資源管理センターを統合することに伴い、(独)水産総合研究センターに対して資産承継のための登記・登録に対する非課税措置、法人税法別表等の従前の措置を継続。

4 その他(抜本的見直し関係)

ア 税源移譲等

(ア) 税源移譲

① 所得税

ア 所得税の税率構造が次のように改められた。(法第89条関係)

改正前

課税所得	税率
330万円以下の金額	10%
900万円以下の金額	20%
1,800万円以下の金額	30%
1,800万円超の金額	40%

改正後

課税所得	税率
195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%

イ 給与等に係る税額表の見直しが行われ、特定公的年金等に係る源泉徴収税率が5%(現行10%)に引き下げられた。(平成19年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用。)(法第203条の3)

② 個人住民税(法第35条、第314条の3)

ア 個人住民税の税率構造が次のように改められた。(平成19年度分以後の個人住民税について適用。)

改正前

課税標準	標準税率
200万円以下の金額	5%
700万円以下の金額	10%
700万円超の金額	13%

改正後

課税標準	標準税率
一律	10%

イ 人的控除額の差に基づく負担増を調整するための減額措置が設けられた。

ウ 分離課税等に係る都道府県分と市町村分の

税率割合等を、税源移譲後の道府県民税(4%)と市町村民税(6%)の割合に合わせ、次のように改められた。

	改 正 前	改 正 後
(イ) 土地、建物等の長期譲渡所得	道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	道府県民税 2% 市町村民税 3%
(ロ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 ①譲渡益2,000万円以下の部分 ②譲渡益2,000万円超の部分	道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7% 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4% 道府県民税 2% 市町村民税 3%
(ハ) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 ①特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分 ②特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分	道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7% 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4% 道府県民税 2% 市町村民税 3%
(ニ) 土地、建物等の短期譲渡所得	道府県民税 3% 市町村民税 6% ただし、国等に対する譲渡については、道府県民税1.6%、市町村民税3.4%	道府県民税 3.6% 市町村民税 5.4% ただし、国等に対する譲渡については、道府県民税 2%、市町村民税 3%
(ホ) 株式等に係る譲渡所得等	道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	道府県民税 2% 市町村民税 3%
(ヘ) 上場株式等に係る譲渡所得等	道府県民税 1% 市町村民税 2%	道府県民税 1.2% 市町村民税 1.8%
(ト) 先物取引等に係る雑所得等	道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	道府県民税 2% 市町村民税 3%
(チ) 土地の譲渡等に係る事業所得等	道府県民税 3% 市町村民税 9%	道府県民税 4.8% 市町村民税 7.2%
(リ) 肉用牛の売却による農業所得	道府県民税 0.5% 市町村民税 1%	道府県民税 0.6% 市町村民税 0.9%
(ヌ) 道府県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村に対する交付割合	100分の68(優遇税率適用の間は3分の2)	5分の3
(ル) 配当控除における控除率	道府県民税 0.8%、0.4%、0.2% (課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.4%、0.2%、0.1%) 市町村民税 2%、1%、0.5% (課税総所得金額1,000万円超の部分は、1%、0.5%、0.25%)	道府県民税 1.2%、0.6%、0.3% (課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.6%、0.3%、0.15%) 市町村民税 1.6%、0.8%、0.4% (課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.8%、0.4%、0.2%)
(レ) 外国税額控除における控除限度額	道府県民税 国税の控除限度額の100分の10 市町村民税 国税の控除限度額の100分の20	道府県民税 国税の控除限度額の100分の12 市町村民税 国税の控除限度額の100分の18
(ロ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における割合	道府県民税100分の32 (優遇税率適用の間は3分の1) 市町村民税100分の68(優遇税率適用の間は3分の2)	道府県民税 5分の2 市町村民税 5分の3

(注1) イからリ、ル及びワについては、平成19年度分以後の個人住民税について適用。

(注2) ヌについては、平成19年8月交付分以後の交付金について適用。

(注3) ワについては平成20年度分以後の個人住民税について適用。

エ 税源移譲に伴う所要の措置

累進税率を前提とした規定である山林所得の5分5乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止（平成19年度分以後の個人住民税について適用）する等の措置が行われた。

(イ) 定率減税の廃止等

所得税及び個人住民税に講じられていた定率減税については、所得税（所得税額の10%相当額、限度額12万5千円）については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止された。

また、定率減税の廃止に伴い居住者の予定納税基準額の計算の特例及び確定申告書の提出の特例については平成18年分をもって、居住者の給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の特例及び居住者の年末調整の特例については、平成18年12月31日をもって廃止された。

また、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例が本則の制度となった。

イ 扶養控除額の見直し

扶養親族のうち、その者が特定扶養親族である場合の額が国税では63万円（現行58万円）、地方税では45万円（現行43万円）に引き上げられた。（所法第84条、地法第314条の2）

ウ 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止 定率減税等の廃止に伴う廃止。

なお、法廃止に伴う経過措置については以下のとおりである。

(ア) 廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第2条第1号に規定する居住者又は同条第2号に規定する非居住者に係る平成18年分以前の所得税については、従前のとおり

(イ) 平成18年12月31日以前に支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等について旧所得税等負担軽減措置法第11条の規定により読み替えられた所得税法第4編第2章第1節の規定及び旧所得税等負担軽減措置法別表第1から別表第3までを適用する場合における当該給与等については、従前のとおり。

(ウ) 平成18年12月31日以前に支払うべき旧所得税等

負担軽減措置法第11条第8号に規定する特定公的年金等について旧所得税等負担軽減措置法第14条の規定を適用する場合における当該特定公的年金等については従前のとおり。

(エ) 旧所得税等負担軽減措置法第16条の規定は、法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む）の平成19年1月1日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結親法人の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前の解散（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。）については従前のとおり。

5 住宅・土地税制関係

ア 既存住宅を改修した場合の所得税額の特別控除制度の創設

(ア) 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の区域内において、その者の居住の用に供する家屋の耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当額（限度額20万円）を控除する。（租法第41条の19の2）

（注）一定の区域とは、以下の計画に定められた区域をいう。

① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の地域住宅計画

② 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震改修促進計画

③ 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画で、昭和56年5月31日以前に建築された住宅につき、住宅耐震改修のための一定の事業を定めたもの）

(イ) (ア)の税額控除は、確定申告書に当該控除に関する明細書並びに地方公共団体の長の一定の区域内の家屋である旨、住宅耐震改修をした家屋である旨及び住宅耐震改修の費用の額を記載した書類等の添付がある場合に適用される。

イ 相続時精算課税制度の特例の適用期限の延長

住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例及び住宅取得資金の贈与を受けた場合の相

続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例の適用期限が2年間延長された。(租法第70条の3、第70条の3の2)

ウ 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の特例

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、土地に関する以下の登記に対する登録免許税の税率が軽減された。(租法第72条)

(ア) 売買による所有権の移転登記1,000分の10(本則1,000分の20)

(イ) 所有権の信託の登記1,000分の2(本則1,000分の4)

(注) 旧租法第72条の「不動産の登記に係る登録免許税の税率の特例」については廃止。

エ 不動産取得税の標準税率の特例

不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%としている特例措置について、以下のとおりとなった。

(地法附第11条、第11条の2)

(ア) 住宅及び住宅用地に係る特例措置の適用期限が3年間延長された。

(イ) 商業地等の住宅用地以外の土地に係る特例措置が3年間延長された。

(ウ) 店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る特例措置が廃止された。

ただし、平成18年4月1日から2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。

オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地の転用に係る固定資産税の特例の見直し

三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した第一種中高層耐火建築物である賃貸住宅について、最初の5年間を3分の2(現行4分の3)減額、その後5年間3分の1(現行3分の2)減額し、その敷地については、最初の3年間6分の1(現行3分の1)減額に見直し、適用期限が3年間延長された。(地法附第16条③④)

6 中小企業関係税制

ア 同族会社の留保金課税制度の見直し

次の通り留保金課税制度が見直された。(法第67条関係)

(ア) 留保金課税の対象となる同族会社であるかどうかの判定について、3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とする。

(イ) 留保控除額を次に掲げる金額のうち最も多い金額とする。

① 所得等の金額の40%(中小法人(資本の金額

が1億円以下の法人)④において同じ。)にあっては50%)に相当する金額。

② 年2,000万円

③ 利益積立金額が資本の金額の25%に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額。

④ 中小法人において自己資本比率(自己資本(同族関係者からの借入金を含む/総資産)が30%に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額。

(ウ) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業者がその計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度(平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度に限る。)について、留保金課税を不適用とする措置を講ずる。

イ 交際費等の損金不算入制度

交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外した上、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用された。(租法第61条の4、租令第37条の5)

7 行政改革関係

平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」等において、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の組織・業務全般の見直しを行うことに鑑み、国税、地方税において、各独立行政法人を公共法人又は公益法人等と整理する等所要の措置が講じられた。

なお、独立行政法人の統合に係る「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に係る法律」については、第164回通常国会にて可決・成立しており、新法人への移行は平成18年4月1日となっている。

第2節 農業経営基盤強化促進法

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に、昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用

と流動化の促進に着実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律名を「農業経営基盤強化促進法」（以下「基盤強化法」という。）と改めた。

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村が、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めている。

(2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、農林漁業金融公庫による低利融資、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置、等の施策を重点的に実施することとしている。

(3) 農業経営基盤強化促進事業

市町村が主体となって、基本構想で明らかにした育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために、各種事業を総合的に実施する。

ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行う。

イ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農

用地の受け手がいない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人や団体を農用地利用規程に明確化（特定農業法人・特定農業団体）し、当該法人・団体への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講じている。

ウ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械装備、その他事情に応じて、受託農業者の組織化、農作業受委託のあっせん等により農作業の受委託を促進するほか、農業従事者の養成及び確保等を促進する。

(4) 体系的な遊休農地対策

都道府県、市町村において遊休農地の発生防止・解消を図るための基本的な計画を策定し、明確な方針の下に、総合的な遊休農地対策に取り組むとともに、農業委員会による指導、市町村長による勧告及び農地保有合理化法人による買入等の協議などの農地所有者等の合意を前提とする措置に加え、都道府県知事の裁定による賃借権の設定、市町村長による遊休農地所有者等に対する措置命令等の措置など、体系的に遊休農地対策に取り組むものである。

(5) 特定法人貸付事業

農用地の適正かつ効率的な利用が担保されるよう、賃借権または使用貸借による権利に限定する等の仕組みとした上で、農業生産法人以外の法人による農用地の権利取得の途を拡大し、市町村又は農地保有合理化法人が、市町村基本構想に従い、一定の要件を満たす農業生産法人以外の法人に対し農用地の貸付けを行うことができることとした。なお、本事業は構造改革特区を全国展開するものとして平成17年9月に創設された。

第3節 品目横断的経営安定対策

平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法において価格政策から所得政策への転換という方向が示され、平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においては、重要施策の一つとして、この政策方向を具体化する形で平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することが明記された。

本対策は、これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、「担い手」を対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換するものであり、戦後の農政を根本から見直すものである。また、本対策の対象者の要件、対象品目、支援の仕組み等につい

ては、平成17年10月、長期間の議論・検討を重ねた上で経営所得安定対策等大綱という形で省議決定された。

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」は、本対策の制度的枠組みを整備するものとして、第164回通常国会において、両院合わせて約63時間もの審議を経て可決・成立、公布されるとともに、平成19年4月1日から本格施行された。

(1) 目 的

本対策は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的としている。

(2) 対 象 農 産 物

本対策の対象となる農産物は、

- ① 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものであること
- ② ①に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているのであること

という要件を満たす、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょの5品目としている。

なお、生産条件不利補正交付金の対象となる特定対象農産物については、対象農産物のうち、国境措置が十分に高い水準にあり現時点において諸外国との生産条件の格差から生ずる不利が顕在化していない米穀を除いた、4品目としている。

(3) 対 象 農 業 者

本対策の対象となる農業者は、将来的に効率的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していく努力を促す観点から、個別経営体としての「認定農業者」又は組織経営体としての「特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織」であって、経営規模等一定の要件を満たすものとしている。

ア 「認定農業者」については、将来の農業経営の目標などを記載した農業経営改善計画を作成して、市町村に提出し、その内容が適当であると市町村から認定された個人又は法人となる。

また、「特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織」については、①農用地の利用集積目標を定めること、②規約を作成すること、③経理を一元化すること、④主たる従事者の所得目標を定めること、⑤農業生産法人化計画を作成すること、の5

要件を備えた組織となる。

イ 経営規模等一定の要件については、「その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの」であること等としている。

このうち、具体的な耕作の業務の規模(経営規模)については、

- ① 「認定農業者」にあつては、都府県で4ha以上、北海道で10ha以上
 - ② 「特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織」にあつては、20ha以上
- を基本原則としているが、地域の実情や営農の実態を踏まえ、①「農地が少ない場合の特例」、②「所得確保の場合の特例」、③「生産調整組織の場合の特例」、④「特別の事情による特認」の4つの特例等を設けており、それぞれの場合において、基本原則を緩和することとしている。

(4) 生産条件不利補正交付金

我が国は、諸外国に比べて農業の生産条件が不利であるため、諸外国との生産コストの格差が存在し、個々の農業者による自助努力だけでは経営が成立し得る収入が得られない状況にある。

このため、コスト格差の下でもこれらの農業に係る担い手の経営安定が図られるよう、標準的な生産費が国内における標準的な販売価格を上回る対象農産物(=特定対象農産物)について、当該生産条件の格差に起因する不利の補正を補てんするための交付金(生産条件不利補正交付金)を交付することとしている。

生産条件不利補正交付金の具体的な内容としては、「生産を刺激する補助金は貿易に歪みを及ぼすため国際約束としてその削減を課す」という国際規律への対応を図ることが最重要課題となっている一方で、我が国の対象農産物が消費者・実需者のニーズに十分に対応できていないことへの対応等も併せ行う必要があることにかんがみ、

- ① 過去の生産実績に基づく支払
- ② 毎年の生産量・品質に基づく支払

の両者をもって生産条件の格差に起因する不利を補正することとしている。

(5) 収入減少影響緩和交付金

農産物の生産については豊凶変動等の需給変動があるため、これを原因として収入の予期せぬ減少が生じた場合には、経営に深刻な影響を与え、食料の安定供給の確保にも支障を来すこととなるおそれがある。

こうした農業収入の減少は、農業経営に伴う必然的なりスクであるため、個々の農業者自らの対応が求め

られるものであるが、豊凶変動等の需給変動は経営規模の大きい担い手ほどその影響が甚大となる中で、これを放置した場合には、国民に対する食料の安定供給の確保という国の農業政策上最も重要な政策課題の達成ができなくなる。

このため、

- ① 対象農産物に係る当年産の収入が、
- ② 対象農産物に係る標準的な収入を下回った場合において、
- ③ 担い手と国による拠出の範囲内で当該減少した額の一部を補てんする

ための交付金（収入減少影響緩和交付金）を交付することとしている。

(6) そ の 他

交付金の交付の申請等、交付金の返還、報告及び検査、罰則等の規定を設けている。

第4節 災 害 対 策

平成18年は、降雪、豪雨、台風等による災害により、農林水産関係にも大きな被害が発生した。

平成17年12月から平成18年1月上旬にかけて強い冬型の気圧配置が断続的にあられ、日本海側では記録的な大雪となった。1月中旬以降は、気温の変動が大きくなったが、山沿いを中心とした大雪と雪崩・融雪が繰り返される状況が続き、積雪を観測している339地点のうち23地点で積雪の最大記録を更新した。この記録的な大雪により、雪下ろし中の事故等甚大な人的被害や交通機関等への大きな影響があり、「平成18年豪雪」と命名された。

春は気温の変動が大きく、春の平均気温は南西諸島で高かったが、北・東・西日本は平年並みとなった。また、4月に動きの遅い寒冷低気圧や前線の影響で全国的に天気がぐずつき、5月は前線が本州南岸に停滞し曇りや雨の日が多くなるなど、春は低気圧や前線の影響を受けやすく、北・東・西日本で日照時間が顕著に少なかった。

梅雨入りは、九州南部で早かったほかは平年並か平年より遅かったが、梅雨前線の活動は活発で、全国的に大雨が発生した。特に、7月15日から24日にかけては、本州から九州にかけての広い範囲で豪雨となり、大きな被害が発生し、「平成18年7月豪雨」と命名された。梅雨明けは、南西諸島で平年より早く、九州地方から東北地方にかけては平年より遅かった。このため、6月から7月にかけて南西諸島をのぞき日照時間の少ない状況が続き、夏の日照時間は、ほぼ全国的に少な

かった。一方、梅雨明け以降は太平洋高気圧に覆われて晴れの日が続き、西日本中心に8月に顕著な高温となるなど夏の平均気温は、全国的に高かった。

秋は寒気の南下が一時的で、移動性高気圧に覆われたため、晴れて暖かい日が全国的に多かった。秋の平均気温は全国で高温となり、特に10月は東日本と西日本で記録的な高温となった。秋雨前線の活動は全般に弱く、西日本から南西諸島にかけては顕著な少雨となった。日照時間も全国的に平年を上回った。一方、発達した低気圧が通過しやすかった北・東日本では大雨となるところもあり、また、11月には大気の状態が不安定となりやすく、各地で短時間強雨や竜巻などが観測され、北海道佐呂間町の竜巻等で大きな被害が発生した。

12月も冬型の気圧配置が平年に比べ現れにくかったため全国的に高温となったほか、日本海側の降雪量は平年を下回った。

台風発生数は23個（平年26.7個）と少なく、接近数は10個（平年10.8個）と平年並だった。年間の上陸数は2個（平年2.6個）だった。9月中旬の台風第13号の接近・上陸により九州地方を中心に大きな被害があり、宮崎県延岡市では台風に伴い竜巻が発生した。

これらの災害により、農地・農業用施設、林地、林道、森林、農産物、営農施設、漁港、漁業用施設等に大きな被害が発生し、平成18年の農林水産関係被害は、農林水産物で約506億円、農林水産関係施設で約2,387億円の合計総額約2,893億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

1 台風等暴風雨災害

(1) 梅雨前線豪雨（6/21～7/29）

ア 災害の状況

6月21日から7月3日にかけて、九州北部で総雨量700mmを超える大雨となった。

7月4日から10日にかけて、西日本の各地で1時間に50mmを超える非常に激しい雨が、また、8日には長崎県で1時間に80mmを超える猛烈な雨を観測した。

7月11日から14日にかけて、中国、近畿、東海、北陸地方及び長野県で1時間に50mmを超える非常に激しい雨を観測した。

7月15日から23日にかけて、山陰、北陸地方及び長野県で15日から20日の総雨量が7月の平均月間雨量の2倍を超え、また、九州南部で18日から23日の総雨量が1,200mmを超えた。

この大雨の影響で、死者・行方不明者32名、負傷者81名、住家の全壊・半壊及び一部損壊1,894棟、床上・床下浸水10,568棟の被害が発生した。

農林水産関係では、水稻、果樹、野菜等を中心とした農作物、農地14,500箇所、農業用施設13,724箇所、林地荒廃等2,168箇所、林道施設9,608箇所、漁港施設等8漁港など、総額で約1,111億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は6月26日13時に関係局庁連絡会議等を開催（計4回）
- ② 三浦農林水産副大臣が熊本県下を現地調査（6月29日）
- ③ 宮腰農林水産副大臣が鹿児島県下及び宮崎県下を現地調査（7月29日）
- ④ 被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知、また、地方農政局等に農作物等被害に対する技術指導にあたっての留意事項を通知
- ⑤ 政府は、この災害に対し、「平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（梅雨前線及び台風第3号関連）」として激甚災害の指定（平成18年9月13日政令第290号）（法第3・4条、第5条、第6条、第24条第2項から第4項関係）

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ② 金融措置として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(2) 台風第13号（9/15～20）

ア 災害の状況

9月10日21時にフィリピンの東海上で発生した台風第13号は、17日には中心付近の最大風速が40m/sと強い勢力で九州地方に接近し、同18時過ぎに長崎県佐世保市付近に上陸した。その後、九州北部を北東進し、20時頃日本海へと進んだ。その後、20日6時頃に北海道石狩市付近に再上陸し、8時過ぎに、網走市付近からオホーツク海に抜け、9時には温帯

低気圧に変わった。

この台風により、沖縄地方から九州地方にかけて暴風となり、最大瞬間風速が16日に沖縄県竹富町西表島（イリオモテジマ）で北東の風69.9m/s、最大風速が17日に長崎県長崎市野母崎（ノモザキ）で南東の風46m/sとなるなど観測史上1位を更新したところがあった。

また、台風と活発な前線の活動により、沖縄県、大分県、長崎県、佐賀県、福岡県、広島県の一部で降り始めからの総雨量が9月の月間平均雨量を超える大雨となり、また、16日18時50分までに1時間雨量が大分県佐伯市蒲江（カマエ）で122mmとなるなど記録的な大雨となった。

この暴風雨により、死者・行方不明者10名、負傷者448名、住家の全壊・半壊及び一部損壊11,894棟、床上・床下浸水1,366棟の災害が発生した。

農林水産関係では、水稻、大豆、果樹を中心とした農作物、農地3,833箇所、農業用施設3,064箇所、林地荒廃等401箇所、林道施設等785箇所、森林被害170ha、漁港施設等83箇所、漁船転覆等782隻など、総額で約615億円の被害が発生した。

この暴風により、佐賀県及び福岡県の九州北部地方において、水稻、大豆の潮風害による大きな被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は9月15日14時に関係局庁連絡会議を開催（計3回）
- ② 被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知、また、地方農政局等に農作物等被害に対する技術指導にあたっての留意事項を通知
- ③ 政府は、この災害に対し、「平成18年9月15日から同月20日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第13号）」として激甚災害の指定（平成18年11月15日政令第359号）（法第5・6条、法第24条第2項から第4項関係）

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、森林災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ② 金融措置として、既往貸付制度資金の償還条件

の緩和等

- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(3) 10月初旬の低気圧 (10/4～9)

ア 災害の状況

本州の南岸に停滞した前線の活動が、台風第16号の接近に伴い10月4日頃から活発となった。また、5日12時に四国沖で前線上に発達した低気圧が、6日に急速に発達しながら本州の南岸を進み、さらに発達しながら7日には三陸沖、8日には北海道の東方海上に進んだ。

急速に発達した低気圧が本州の太平洋沿岸を北上したため、関東地方から北海道地方にかけての太平洋側で最大風速25m/sを超える暴風となり、宮城県女川町江ノ島では、7日7時30分に観測史上最大となる最大風速30m/sを観測し、海上では8mを超える大しけとなった。

また、前線や低気圧の影響により、近畿地方、関東地方、東北地方の太平洋側、及び北海道のオホーツク海側等で降り始めからの総雨量が250mmを超える大雨となった、特に、北海道網走支庁では総雨量が10月の月間平均雨量の3倍を越える大雨となった。本州南岸に停滞していた前線が5日から活発化し、四国沖にあった低気圧が発達しながら本州の太平洋沿岸を進み、9日午前には北海道のい東海上に達し、次第に速度を速めて東に進んだ。

農林水産関係では、水稻、大豆、野菜を中心とした農作物、農地940箇所、農業用施設1,171箇所、林地荒廃等221箇所、林道施設等699箇所、森林被害6,971ha、漁港施設98漁港157箇所など、総額で約705億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は10月6日17時に関係局庁連絡会議等を開催
- ② 山本農林水産副大臣が北海道下を現地調査 (10月23日)
- ③ 宮腰農林水産副大臣が青森県下を現地調査 (10月23日)
- ④ 被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知
- ⑤ 政府は、この災害に対し、「平成18年10月6日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」として激甚災害の指定 (平成19年3月22日政

令第53号) (法第6条関係)

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、低気圧被害漁具等復旧対策事業
- ② 金融措置として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

2 大雪による災害

平成18年豪雪

ア 災害の状況

平成17年12月上旬から平成18年1月上旬にかけて、日本各地で低温となり、日本海側を中心に暴風を伴った大雪となった。1月中旬以降も、山沿いの地点を中心に大雪となる日がたびたびあった。

この結果、気象庁が積雪を観測している339地点のうち、全国の23地点で、年間の最深積雪の記録を更新 (観測開始以来の最も大きな値を記録) した。また、12月としての最大記録を106地点で、1月としての最大記録を54地点で、2月としての最大記録を18地点で、3月としての最大記録を4地点で、4月としての最大記録を17地点で更新した。

この降雪の影響で、死者152名、負傷者2,145名、住家の全壊・半壊及び一部損壊4,713棟、床上・床下浸水113棟の災害が発生した。

農林水産関係では、営農施設及び野菜、果樹を中心とした農作物、農地65箇所、農業用施設237箇所、林地荒廃等318箇所、森林被害2,871ha、漁船転覆等7隻など、総額で約234億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は12月28日14時に関係局庁連絡会議等を開催 (計4回)
- ② 被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼、降雪等による被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知。また、地方農政局等に農作物等の被害防止技術対策及び作業の安全確保に向けた留意事項を通知
- ③ 政府は、この災害に対し、「平成18年1月22日から3月31日までの間の低温による災害」として局

地激甚災害の指定(平成19年3月14日政令第46号)
(法第3・4条、法第24条第1項、第3項、第4
項関係)

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災
害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防
止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復
旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ② 金融措置として、既往貸付制度資金の償還条件
の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金の支払い

3 農林水産業防災対策関係予算

平成18年度の農林水産業防災対策関係予算は、表 1
のとおりである。

表 1 農林水産業防災対策関係予算

事 項	平成18年度予算額 (単位：百万円)
1 災害予防	26,703
(1) 防災施設整備の整備	26,703
情報収集・伝達体制の整備	18
緊急時の農業水利施設の活用	23
渇水対策のための農業水利施設整備	30
漁港漁村の防災対策施設の整備	25,918
農地・農業用施設災害の支援技術の強化	9
林野火災予防施設の整備等	705
(2) その他	
森林環境保全の推進(森林づくり交付金)	3,695の内数
山地防災情報の周知(森林づくり交付金)	3,695の内数
2 国土保全	256,749
(1) 治山事業	102,193
国有林治山事業	29,796
民有林直轄治山事業	6,696
治山事業	6,523
治山計画等に関する調査	173
民有林補助治山事業	65,701
(2) 地すべり対策事業	18,010
農振局分 直轄	1,800
補助	5,781
林野庁分 直轄	4,518
補助	5,911
(3) 海岸事業	20,131
農振局分 直轄	3,724
補助	5,409
水産庁分 直轄	32
補助	10,966
(4) 農地防災事業	105,612
国営総合農地防災事業	44,290

農地防災事業	60,523
水資源機構	799
(5) 災害関連事業	6,819
農業用施設	19
災害関連緊急地すべり対策事業	305
農村生活環境施設	634
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	50
農地災害関連区画整備事業	12
直轄治山等災害関連緊急事業	55
国有林野内直轄治山災害関連事業	2,350
治山施設災害関連事業	21
災害関連緊急治山等事業	1,860
林地崩壊対策事業	31
森林災害復旧事業	514
災害関連山地災害危険地区対策事業	2
漁港等	1
後進地域特例法適用	
団体補助率差額	965
(6) 地盤沈下対策事業等	3,379
(7) その他の事業	602
保安林整備管理事業	529
特殊地下壕対策事業	20
鉍毒対策事業	53
3 災害復旧等	153,483
(1) 災害融資	428
(2) 災害保険	131,105
農業共済保険	106,471
森林保険	5,498
漁業共済保険	9,905
漁船損害保険	9,231
(3) 災害復旧	21,950
ア 公共土木施設	10,535
直轄事業	226
直轄地すべり防止施設復旧事業	13
直轄治山施設	131
直轄漁港	82
補助事業	10,309
治山施設	339
海岸等	73
漁港	9,897
イ 農林水産業施設	8,477
直轄事業	171
農業用施設	171
補助事業	8,306
農地	1,471
農業用施設	5,544
共同利用施設	100
林道	1,121
漁業用施設	70
ウ 国有林(林道分)	2,938
	[13,800]
合 計	436,932

(注1) [] 書きは、農林漁業金融公庫融資額で外数で

ある。

(注2) 合計は、内数分を除いた額の集計である。

第5節 規模拡大・農地流動化対策

1 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定（貸借等）によるものに重点が移ってきている。

近年の規模拡大につながる売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積については、平成5年から平成7年までは毎年9万ha台、平成8年から平成10年までは毎年11万ha台、平成11年から平成14年までは毎年13万ha台、平成15年は14万ha台、平成16年以降は15万ha台と増加傾向で推移してきている。

平成17年の農地の権利移動面積は、前年並みの15万7千haとなった。このうち、貸借等によるものが約8割を占めており、中でも農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定は、権利移動面積全体に占める割合が平成5年の66%から平成17年の78%へと上昇している。

また、農地の権利移動は伴わないが実質的な規模拡大につながる農作業受委託は、2005年農業センサスによると、水稲作販売農家のうち農作業を受託した農家の割合は7%、委託した農家の割合は66%を占めている。

2 農地流動化対策

食料・農業・農村基本法が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

(1) 農地利用集積対策

ア 担い手農地情報活用集積促進事業

(ア) 担い手農地情報活用事業

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネット等により農地情報を公開し、地域外から広範に農地の引き受け希望者を募集できる仕組み（「農地マーケット」による農地取引）を構築する。

(イ) 担い手農地集積促進支援事業

認定農業者が経営規模拡大を行う場合、当該認定農業者及び当該認定農業者に貸借権の設定等を行う者を構成員とする農用地利用改善団体等が行う規模拡大に伴う集团的・効率的な農地利用のた

めの活動等に対して、農地集積促進費を交付する。

(ウ) 担い手農地集積促進整備事業

地域の合意の下に、認定農業者等に集团的に農地の集積を行う場合、団地化の形成に必要となるほ場条件の簡易な整備を行う。また、担い手農地情報活用事業により、担い手へ利用集積される農地が遊休農地等であることにより、営農上特に支障が認められる場合について、ほ場条件の簡易な整備を行う。

(予算額 13億5,507万4千円)

イ 担い手総合緊急支援事業のうち農地の利用調整活動支援事業のうち認定農業者農地等利用調整促進支援

担い手の中核を占める認定農業者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出があった場合に集落営農の組織化と調整を図りつつ、担い手育成総合支援協議会が行う利用調整活動を支援する。

(予算額 7,055万円)

ウ 強い農業づくり交付金（農地利用集積の推進）のうち水田農業経営構造確立緊急対策

米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備等を支援する。（本事業の詳細は、第8節を参照。）

(予算額 405億563万5千円の内数)

(2) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

昭和45年に創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

(ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業

(イ) 農地売渡信託等事業

経営規模縮小農家等から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

(ウ) 農地貸付信託事業

不在村農地所有者の農用地等を農地保有合理化法人が貸付けの方法により運用することを目的に信託を引き受ける事業

(㉔) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買い入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

(㉕) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業

平成17年度における農地保有合理化事業の実績は表2のとおりである。

表2 農地保有合理化事業の実績（平成17年度）
（単位：件、ha）

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件数	4,553	4,322	27,372	23,372
面積	7,603	7,010	12,046	12,137

(㉖) 農地保有合理化関連事業

a 農地保有合理化担い手育成地域推進事業

認定農業者へ集中的に利用集積をする必要がある地区を選定し、土地利用調整活動等を実施する事業

b 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業

事業実績は表3のとおりである。

イ 農地保有合理化法人

都道府県段階の農地保有合理化法人である都道府県農業公社については、全都道府県に設置されている（47法人）。

市町村段階の組織で農地保有合理化法人となっているものは、平成18年4月現在で、市町村農業公社が160、農業協同組合が386、市町村が18となっている。

ウ (社)全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立されたものであるが、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」が位置付けられたことに伴い、同年4月に農林水産大臣より農地保有合理化支援法人として指定を受けた。

同協会が行う事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

3 耕作目的の農地移動等の状況

(1) 耕作目的の農地移動の状況

ア 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成17年1年間の耕作目的の農地の総権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等の合計）は、全体で34万1,627件（対前年比98.4%）、19万8,220ha（同99.6%）となった。

イ 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成17年は北海道、都府県ともに減少しており、全国では6万6,711件（対前年比95.2%）、3万1,276ha（同99.1%）であった。

ウ 農地法第3条による賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成17年は5,952件（対前年比90.3%）、3,732ha（同88.0%）となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成17年は1万5,385件（対前年比91.9%）、2万8,196ha（同104.5%）となった。

エ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営

表3 農地移動適正化あっせん事業実績

（単位：件、ha）

事業実施 市町村数	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		総 数		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
16年度	1,015	8,324	12,555	401	145	15,799	19,609	1,539	1,221	26,054	33,520
17年度	749	7,859	11,648	186	37	14,644	21,619	1,287	1,392	23,389	34,696

の委託による権利の設定)は、平成17年は22万8,432件(対前年比101.0%)、12万1,692ha(同100.5%)となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等(転用目的の解約等を含む。)

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中途解約は、平成17年は3万4,799件(対前年比100.8%)、1万8,594ha(同107.3%)となっており、件数、面積ともに増加を示した。

イ 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成17年中に利用権が終了したものは11万3,894件(前年比99.2%)、5万1,774ha(110.1%)であった。

ウ 利用権の再設定

利用権(賃借権のみ)が終了したもの(再設定の有無不明を除いたもの)のうち、平成17年中に利用権を再設定したものは件数で75.8%(面積72.3%)を占めており、再設定予定のもの(平成17年中には再設定しなかったが、平成18年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの)は、件数で8.9%(面積11.2%)を占めている。

第6節 農業委員会等に対する国庫補助

18年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金47億7,617万9千円及び農業委員会費補助金1億2,925万8千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議議員手当等負担金5億9,314万4千円、③全国農業会議所の経費として農業経営対策事業推進費補助金6,911万8千円の総計55億6,769万9千円が計上された。

また、このほか、強い農業づくり交付金(農業・食品産業強化対策推進交付金)405億563万5千円の内数として、農業委員会及び都道府県農業会議が事業実施主体となるメニューが措置されている。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業及び標準小作料改訂事業並びに集落営農の組織化・法人化及び特定法人等の参入のための農地の利用調整並びに遊休農地の発生防止・解消等に対する支援等を実施するための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費(会議員手当及び職員設置費)のほか、企画検討会の開催、優良事例の調査、優良事例集の作成・配布等による農業委員会の取組の推進等に要する経費である。

また、全国農業会議所については、農業及び農業者に関する調査・研究及び情報提供、国際活動の推進並びに農業参入希望のある特定法人及び農業法人に関する情報収集・提供活動等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、19年3月1日現在1,831委員会である。

第7節 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

具体的には、農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)に基づき、昭和45年10月に設立された特殊法人農業者年金基金が、

- ① 農業者年金事業
- ② 離農給付金支給事業
- ③ 農地等の売買賃借及び融資業務

を行ってきた。

しかしながら、その後、高齢化の進展、若い担い手の不足による経営移譲率の低下、1人で受給者約3人を支える構造、保険料負担の増嵩等による保険料収納率の低下等、農政上・年金財政上の大問題に直面した。

このため、食料・農業・農村基本法の理念に即し、国民一般が納得し得る政策年金として再構築することとし、平成13年6月に、農業者年金基金法の一部改正を行い、平成14年1月に新制度に移行したところである。

1 新制度の概要

- (1) 政策目的については、食料・農業・農村基本法の理念に即し、担い手の確保に転換、
- (2) 加入要件については、農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に変更、
- (3) また、財政方式については、従来の加入者の納付保険料で受給者の年金給付を賄う賦課方式から、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる積立方式に変更、
- (4) さらに、意欲ある担い手に対し、政策支援を行うこととする。

ア 対象者については、

- (ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者
- (イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者
 - a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者
 - b aの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者
 - c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
 - d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、3/10を基本とし、2/10から5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

(5) 昭和32年1月1日以前生まれの者で旧制度の経営移譲をした場合には経営移譲年金を受給することができる。この経過的な経営移譲を補完するために農業者年金基金は農地等の借入れ、貸付けの業務を経過的に行う。

2 被保険者等の状況（18年度末）

加入者数	83,972人
被保険者数	61,038人

3 独立行政法人化

特殊法人改革の一環として、平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、この中で、農業者年金基金については、独立行政法人化するとされた。

これを受け、平成14年10月、基金を独立行政法人化する法案を提出し、可決・成立、平成15年10月1日に基金は独立行政法人へ移行した。

第8節 経営構造対策等

(1) 強い農業づくり交付金のうち経営力の強化

ア 経営構造対策

経営構造対策は、効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農業生産を核とした加工・流通・販売等

への取組を通じて地域農業の担い手の育成及び確保に結びつく機械及び施設等の整備等を支援するものである。

(ア) 事業内容

a 経営構造施設等整備

認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備

b 経営構造施設等整備附帯事業

経営構造施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動及び実践的知識・技術の習得活動等

(イ) 成果目標

事業開始年度から5年度目（担い手育成緊急地域（経営の零細な農家が多くを占める地域）においては、3年度目）を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 構造改革重点目標

(a) 認定農業者の育成【必須設定】

(b) 担い手への農地の利用集積

① 利用集積率【必須設定】

② 連担化率【任意設定】

(担い手育成緊急地域の場合)

(c) 認定農業者等の育成【必須設定：①～③

のうち1項目以上を選択】

① 認定農業者の育成

② 農業生産法人の設立

③ 特定農業団体の設立

(d) 担い手への農地の利用集積

① 利用集積率【必須設定】

② 連担化率【任意設定】

b 地区選択目標

地域の課題や取組の方向性を踏まえ、定量的な目標を自由に設定する。

(ウ) 達成すべき成果目標の基準

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

a 認定農業者数が計画時に比べ50%以上増加又は計画時から目標年度までの間の認定農業者の増加率が当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上

b 担い手農地利用集積率が60%以上（沖縄県にあっては40%以上）に達する又は現状より10ポイント以上増加

(担い手育成緊急地域の場合)

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

- c 認定農業者数が現在に比べ1名以上増加
- d 農業生産法人を1組織以上設立
- e 20ha（中山間地域等にあつては、10ha）以上の農業経営の規模を有する特定農業団体を1組織以上設立
- f 担い手農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加

イ アグリチャレンジャー支援

アグリチャレンジャー支援は、農業生産を核として加工、流通、販売、交流等の分野に進出するアグリビジネスを推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び確保を図ることを目的として、担い手経営体による経営発展に向けたアグリビジネスの取組をハード面から支援するものである。

(ア) 事業内容

a アグリビジネス支援施設等整備

農業生産を核に加工・流通・販売・交流等のアグリビジネスに挑戦する上で必要となる生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備

b アグリビジネス支援施設等整備附帯事業

アグリビジネス支援施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる新たなマーケットの開拓及び実践的な知識・技術の習得活動等

(イ) 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

- a 所得の向上
- b 農畜産物等の売上額
- c 雇用の拡大

(ウ) 達成すべき成果目標の基準

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

- a 構成員のうち農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する者が1以上増加
- b 農畜産物等の年間売上額がおおむね3千万円以上に達する又は現状に比べ30%以上増加
- c 施設等の整備や経営展開等により雇用者が3人以上又は延べ700人・日以上増加

ウ 水田農業経営構造確立緊急対策

水田農業経営構造確立緊急対策は、米政策改革を踏まえ、地域水田農業ビジョンに示される担い手への土地利用集積の目標達成を目指し、早期に望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積面積の一定の増加を目指す地区に対して、集積目標を達成するために必要な地域の創意・工夫に応じた農業機械・施設等の整備等を支援するものである。

(ア) 事業内容

a 水田農業構造改革施設等整備

米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備

b 水田農業構造改革施設等整備附帯事業

aの水田農業構造改革施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等

(イ) 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 利用集積率（必須設定）

担い手農地利用集積率に関する目標

b 連担化率（任意設定）

aの担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標

(ウ) 達成すべき成果目標の基準

a 利用集積率

担い手農地利用集積率が60%以上（既に60%以上に達している地区においては、利用集積率が現状より5ポイント以上増加すること）

b 連担化率

担い手に利用集積する農地面積に占める連担化の形成がなされた面積の割合が現状より増加（予算額強い農業づくり交付金40,505,635千円の内数）

(2) 経営構造対策推進事業

経営構造対策推進事業は、経営構造対策等((1)参照)の適正かつ円滑な推進及びアグリビジネスの一層の推進を通じた地域農業の構造改革を積極的に支援するため、全国段階において次に掲げる事業を実施するものである。

ア 経営構造対策経営管理指導事業

都道府県段階の実務者を対象とする研修会の開催

及び推進資料の作成等

イ 経営構造対策等支援事業

経営構造対策等の普及宣伝活動及び経営アグリビジネススクールの開催等

ウ 新商品・新技術開発プロジェクト事業

農畜産物等を活用した新商品の開発や農業経営の新技術に関する研究開発のアイデアを公募及び選定し、このアイデアに対し助成

エ アグリビジネスサポート事業

アグリビジネスの推進に資する各種調査研究及び情報提供活動、企業に対する農業参入等に関する意向調査及び農業参入のための研修会の開催等

オ 地域マネジメント高度化支援事業

農業経営に関する専門知識を有する人材等のデータベース化による情報提供、実需者との連携に関する支援活動の実施等

(予算額 169,386千円)

(3) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

近年、生産者と食品産業等の実需者が連携して農産物を安定供給・確保する取組、生産者側が共同で加工・販売施設等を生産地以外の都道府県に整備する取組等、農業をビジネスとしてとらえ、都道府県域を超えて生産から加工・流通・販売までを一体として行う取組が見られるようになってきている。

このような広域的な取組は、消費者に新鮮で安心・安全な食料を安定供給することを可能とするとともに、地域の経済・雇用を支える重要な役割を果たすことが期待されるが、事業地が複数の都道府県にわたるため、従来の都道府県、市町村を通じた補助事業の体系では、適切かつ迅速な支援ができない状態となっている。

このため、都道府県の枠を超えて行われる広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から国が直接支援を行い、競争力のある担い手の育成及び国産農産物の競争力の強化を図るものである。

ア 事業内容

(ア) 生産者・実需者連携事業

a 生産施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等を整備する取組

b 加工施設等の整備タイプ

農業生産者等と関連事業者等が都道府県域を超えて連携し、農業生産者等が関連事業者等の

求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等を整備する取組

(イ) 加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売・配送するために必要となる施設整備等の取組

(ウ) 生産者連携事業

a 生産・加工施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が共通した生産技術により農畜産物を生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、土地基盤、生産施設、加工施設等を整備する取組

b 販売施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が連携し高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する取組

イ 事業の成果目標及びその基準

事業実施計画承認年度から3年度目を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

(ア) 生産者・実需者連携事業

a 生産施設等の整備タイプ

(a) 関連事業者等との連携

事業実施主体と関連事業者等の間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合には、①によるものとする。

① 目標年度において、事業実施主体における連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との取引数量の割合がおおむね50%以上

② 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね20%以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基盤強化法第6条に基づき当該市町村が策定する基本構想（以下、「基本構想」という。）の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

b 加工施設等の整備タイプ

(a) 関連事業者等との連携

事業実施主体と関連事業者等との間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあっては、②によるものとする。

① 目標年度において、当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量の割合がおおむね50%以上

② 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取扱数量が、現在に比べおおむね20%以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組合員のうち基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

(i) 加工・流通拠点整備事業

a 農業生産者等との連携

目標年度において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等からの取引数量が、整備する施設で取り扱う農畜産物全体のおおむね50%以上

(v) 生産者連携事業

a 生産・加工施設等の整備タイプ

(a) 農業生産者等との連携

共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物の連携販売量が、次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携販売が行われていない場

合にあっては、①によるものとする。

① 目標年度において、事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量に占める連携販売量の割合がおおむね50%以上

② 目標年度における連携販売量が、現在の連携販売量に比べおおむね20%以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

なお、事業実施主体が農業協同組合等の場合は、当該施設を利用する組合員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

b 販売施設等の整備タイプ

(a) 農業生産者等との連携

事業実施主体において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等との間で取引が行われる農畜産物の連携取扱量が、次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携した農畜産物の取扱いが行われていない場合にあっては、①によるものとする。

①目標年度において、当該施設で取り扱う農畜産物の総量のうち、連携取扱量の割合がおおむね50%以上

② 目標年度における連携取扱量が、現在の連携取扱量に比べおおむね20%以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に農畜産物を出荷する組合員のうち基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

（予算額1,200,000千円）

(4) 人権問題啓発推進事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）の基本理念に則り、全国農林漁業関係団体がその職員等を対象に実施する人権教育・啓発活動を支援した。

(予算額 12,687千円)

(5) 人権問題啓発推進事業委託

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日法律第147号)の基本理念に則り、地域レベルの農林漁業関係団体の職員を対象にする人権教育・啓発活動を都道府県に委託した

(予算額 28,631千円)

(6) アイヌ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁業対策事業は、北海道におけるアイヌ関係農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、昭和51年度から実施しているものである。平成18年度においても本事業を引き続き実施し、農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を支援した。

(予算額 424,643千円)

(7) 農業経営 IT 活用支援推進事業

情報通信技術 (IT) は、農業生産・流通の変革、企業的農業経営の確立など農林水産業分野の発展に多面的に活用でき、新しい食料・農業・農村基本計画における重要な施策課題である効率かつ安定的な経営体の育成を推進するために必要不可欠な手段である。

このため、①農産物直売所等における販売戦略の高度化を図るためのシステム、②農業気象災害を考慮した生産販売戦略の策定を支援するためのシステムを構築・提供することにより、効率かつ安定的な農業経営の育成を図るものである。

(予算額 60,483千円)

第 9 節 協同農業普及事業

農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に应用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業 (協同農業普及事業) を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額3,597,308千円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員を設置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所

属し、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を実施するとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行った。

また、一部の普及指導員は農業者研修教育施設 (道府県農業大学校等) に所属し、青年農業者その他の農業を担うべき者に対して、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識に関する研修教育を行った。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者の中から任用を行い、その他無試験による任用として、各都道府県がそれぞれの農業事情等を勘案し、経験年数等国が定める一定の資格要件を有する者の中から任用を行った。

なお、普及指導員の設置数は8,576人(平成19年3月31日現在)であった。

(2) 普及指導員の活動

農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、直接農業者に接して、次のような活動を実施した。

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うため、農業者に対する巡回指導及び相談

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

オ 普及指導活動の充実を図るため、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究

(3) 普及指導センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動の拠点として、普及指導員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として、普及指導センターの設置・運営を行った。

なお、普及指導センター数は395 (平成19年3月31日現在)であった。

また、普及指導センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、普及指導員相互の緊密な連絡の下に、普及指導員の事務分担や活動体制の決

定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のような事業を実施した。

- ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備
- イ 農業者に対して、農業技術や農業経営等に関する有益な情報の提供
- ウ 普及指導員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備
- エ 普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を実施
- オ 普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う職員の設置
- カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等の開催及び就農相談員の設置
- キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、これらの者が普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 普及指導員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、普及指導員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施(国が実施する研修への派遣を含む。)するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 県段階における研修

新任の普及指導員に対する研修、普及指導員を対象とした高度・先進的技術、各県固有の技術等の専門技術の強化のための研修、経営に関する研修及び普及指導センターにおける普及指導活動の企画・管

理上の諸課題を解決できる能力を養うための研修

イ 国段階における研修

新任の普及指導員に対する研修、普及指導員を対象とした普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与する研修及び新任の普及指導センター所長等普及指導活動拠点の長を対象とした研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年に対する研修並びに青年農業士の認定とその育成及び活動の助長等を行った。

農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定し、農村青少年団体の指導者として位置づけるとともに、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設(道府県農業大学校等)に長期の研修教育を行うための養成課程を置くほか、県の農業及び農村の実情に応じ、当該施設に養成課程の卒業者に対し、より高度な研修教育を行う研究課程及び個別技術等の短期研修を行う研修課程を設置した。

養成課程においては、専門区分及び専攻コースを設け、講義、実習等により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させること、研究課程においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させること、また、研修課程においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に習得させることを目的とした研修教育を実施した。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行った。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修(国が実施する研修への派遣も含む。)を実施した。

2 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあわせて、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 担い手育成、確保のための普及活動の実施

担い手の経営の発展・安定を図るため、担い手育成総合支援協議会に対し助成し、集落営農の組織化に当たって、安定した経営を継続させるための鍵となる土地利用型作物の生産性の向上等について、技術・営農支援を集中的に実施した。また、担い手の経営発展を支える技術革新を支援するため、地域内の農業技術者と担い手農業者が一体となって、最新技術の導入等を迅速かつ効率的に行う新たな普及手法を確立した。

(担い手育成・確保普及支援事業576,000千円)

(2) 集落営農組織の育成のための普及活動の実施

集落営農組織を緊急に育成するため、(社)全国農業改良普及支援協会に対し助成し、集落営農の育成事例についての調査・研究や「集落営農緊急育成サポートツール」を開発するために必要なデータの分析に対する取り組みに対して支援するとともに、(社)日本農村情報システム協会に対し助成し、集落営農緊急育成サポートツールの開発に対する取り組みを支援した。

(集落営農緊急育成サポートツール開発事業55,815千円)

(3) 農業飛散低減対策の推進のための取組の実施

平成18年5月の残留農薬基準のポジティブリスト制の導入に伴い、生産現場における農業飛散低減対策の徹底を図るため、普及指導センターが、関係機関と連携して、農業飛散低減技術の実証・普及活動を実施した。

(予算額強い農業づくり交付金40,505,635千円の内数)

(4) 遊休農地解消のための普及活動の実施

遊休農地を解消し、優良農地の確保を図るため、

①普及指導センターが、遊休農地の解消と併せ、作期競合の回避に必要な新たな栽培方式等地域にあった新技術の導入による農地の効率的利用を支援した。

②また、全国農業会議所に対して助成し、遊休農地解消データベースの構築による情報の収集提供を行うとともに、(社)全国農業改良普及支援協会に対し助成し、遊休農地解消に関する技術情報の提供や情報交換会の開催を通じた普及組織の遊休農地解消に向けた取り組みを支援した。

(予算額強い農業づくり交付金40,505,635千円の内

数、遊休農地解消普及活動特別事業27,770千円)

(5) 普及指導員の調査研究の推進

重要な農政課題解決につながる効果的な普及指導活動を展開するため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、普及指導員の調査研究活動の円滑な実施を支援するとともに、革新的技術の効率的・効果的な普及手法等の検討を行うための全国・ブロック協議会の開催に対する取り組みを支援した。

(革新的技術導入・調査研究推進総合支援事業14,330千円)

(6) 普及職員機能強化緊急対策事業

普及組織のスリム化を踏まえて、普及職員のOJT研修の効率化及び高度化を図るため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、e-ラーニング手法を用いた研修等の運営を行うとともに、講座の充実を図るため新しいコンテンツを開発した。さらに、普及指導員資格未取得者等を対象に、計画的に普及指導員に養成するための養成マニュアルを作成した。

(予算額56,291千円)

(7) 革新的農業技術習得研修委託

意欲ある担い手に対する革新的技術・経営方式の導入支援を強化するため、試験研究機関等で得られた最新の高度先進的な革新的農業技術に関する知識や技術を普及指導員にいち早く習得させる研修及び普及現場における技術的課題解決のための調査研究能力を実践的に向上させるための研修を、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等に委託して実施し、普及職員の資質向上を図るとともに、試験研究機関と普及組織の連携強化を図った。

(予算額31,127千円)

(8) 普及職員自己研修支援体制整備調査等委託

農林水産研修所生活技術研修館を普及職員の資質向上のための自己研修の拠点として整備するため、(社)全国農業改良普及支援協会に委託し、自己研修を支援する施設としてのあり方等の検討、普及関係の文献の情報収集及び整理等を実施した。

(予算額6,119千円)

(9) 普及活動情報基盤整備事業

最新の技術・経営に関する情報を普及指導センターに迅速に提供し、効率的な普及活動を支援するため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、①普及情報ネットワークを通じ、情報の収集・提供、データベースの活用及びその運営体制の整備、②普及職員が調査研究や普及活動を通じて得た各種の知見・ノウハウや、試験研究機関等で開発された農業現場のニーズに合う高度技術等の情報をデータベース化し、か

つ、利用価値の高い情報を迅速に抽出できる普及活動効率化支援システムを構築、③普及指導センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化推進への支援及び「バーチャル普及指導センター」の構築について、専門家による調査、支援を行った。

(予算額 117,947千円)

第10節 農業改良資金制度

農業の担い手が農業経営の改善を目的として、その自主性や創意を活かしつつ、都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（新たな農業経営部門への進出、新たな先駆的技術の導入等）に取り組む際に必要な資金の無利子貸付けを行った。平成18年度については、前年度に引き続き、普及メールマガジン・ホームページを活用した制度や貸付事例等の情報提供や関係機関の研修会等を通じ、農業者や関係機関への一層の利用促進を図った。

第11節 新規就農者・青年農業者の育成確保対策

近年、農業法人に雇用される形での就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、農業の内外からチャレンジ精神をもつ人材を確保するため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づき講じる支援措置のほか、情報提供や研修等の支援施策の拡充等により、新規就農者の裾野の拡大及び多様な就農の促進を図った。

1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年及び近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者並びに青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修（就農研修資金）、その他の就農の準備に必要な資金（就農準備資金）及び農業経営を開始するのに必要な資金（就業させようとする者を除く）（就農施設等資金）の無利子貸付けを行った。

(就農支援資金貸付枠 100億円)

2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

(1) 新規就農等促進総合支援事業

ア 中央団体推進事業

(ア) 体験活動推進

将来の就農につながるよう農業体験活動に取り組み子どもたちの全国的な交流の場づくりの支援、モデル地区での体験学習の支援を行った。

(イ) 新規就農促進

全国新規就農相談センターにおける就農・就業相談及び無料職業紹介、紹介予定派遣の実施、就農関連情報の収集及びインターネットを通じた情報提供、就農研修情報の充実・提供、雇用研修マニュアルの作成、農村における空き家情報の提供、主要都市でのニューファーマーズフェアの開催、農業法人における大学生・高校生等を対象としたインターンシップ事業、農業法人等におけるフリーター、ニート、他産業従事者を対象とした農業就業体験、先進経営体における実践的な職場内研修、農業技術能力評価制度の創設への支援等を行った。

イ 民間団体総合支援事業

(ア) 体験活動推進

小中学校における体験学習に関する調査研究、農業体験学習に役立つ情報のwebサイトでの提供、農業体験学習指導者の研修等の実施。また、民間の農業研修教育施設を活用した都市部の小中学生等に対する農業体験学習の機会の提供、中学生向けの職業としての農業に対する興味を喚起するためのプログラム及び教材の開発等を行った。

(イ) 新規就農促進

IJU ターン等による就農・就業を希望する大都市圏の就農希望者等に対する就農準備校における基礎から実践までの研修体制の整備、「農業eラーニング」システムの構築、新規就農の促進に関する調査研究を行った。

(予算額 3億8,575万円)

(2) 担い手総合緊急支援事業のうち新規就農者・女性農業等育成・確保支援事業（新規就農者育成・確保支援）

深刻化する若者の雇用問題や、2007年から「団塊の世代」が定年期を迎え、高まる中高年齢者の新規就農の動きに対応しつつ、農業の新たな担い手を確保するため、①地域農業の担い手を確保するための若者、農業法人、関係機関等の情報交換やネットワークづくりへの支援、②中高年を対象にした県内企業、滞在型市民農園等に出向く就農相談体制の整備、③農業法人就業の際の課題となっている求人・求職間のミスマッチを解消し、円滑な雇用就農を推進するための紹介予定派

遣を実施した。

(予算額 5,194万円)

ア 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業

本事業は、次代の農業を担う意欲と技術・経営能力に優れた青年農業者を育成・確保するため、道府県農業大学校等において、技術革新に対応した高度な研修教育体制を整備するとともに、地域段階における実践的な個別技術に関する研修を行うための施設を整備するものである。

(ア) 研修教育基幹施設

道府県農業大学校において研修教育を実施する等のための研修教育棟、宿泊棟等施設、農業生産実習、食品加工実習等施設、新技術・環境保全型農業研修施設、公開講座、体験交流等施設、離職者職業訓練用研修施設・機械、調査研究・実験用施設・機材等の整備

(イ) 現地濃密指導施設

地域段階において道府県農業大学校、普及組織、試験研究機関が一体となって実践的な個別技術に関する研修を行うための短期研修教育施設、長期研修教育施設、個別経営指導等診断研修施設、宿泊施設、土壌等分析・診断研修施設、研修用農業機械施設、簡易ほ場整備等の整備

(予算額：強い農業づくり交付金40,505,635千円の内数)

(3) 農村青少年研修教育団体事業

ア (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年を対象とした国内先進地留学研修、全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議等を実施した。また、農村青少年の育成指導を円滑かつ効果的に推進するため、指導農業者全国研究会を開催した。

(予算額 1,597万円)

イ (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を欧州等の先進農家へ1年間派遣し、輸出促進を担う人材を育成する農業研修生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 2,406万円)

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設(鯉淵学園農業栄養専門学校、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園)の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等に対して助成した。

(予算額 2億1,565万円)

(4) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業者大学校(旧独立行政法人農業者大学校)の運

営

独立行政法人農業者大学校の事務及び事業については、平成16年12月の行政改革推進本部決定により、廃止することとされ、本校の事務及び事業については、抜本的に見直し、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成を目的とする事業に改定した上で、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)に移管して、研究機構の開発業務と一体的に実施することとされた。

このため、新たな農業研修教育における教育目標・手法・内容等について検討を重ね、20年4月の開校に向けて準備を行うとともに、18年度までの入学者に対し、3年間の特色ある教育を通じて、幅広い視野と応用能力を付与することにより、自ら近代的な農業経営を実践し、地域農業のリーダーとなるべき優れた人材として育成する農業研修教育を引き続き実施した。

第12節 女性・高齢者対策

農業就業人口の過半を占め、農業生産や地域社会において重要な役割を果たしている女性の社会・経営参画の促進及び女性がより一層活躍できる環境整備を進めるとともに、意欲ある高齢者がその知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って地域活性化や担い手支援等に関する活動ができるよう施策の総合的な推進を図った。

1 農山漁村男女共同参画の推進

「食料・農業・農村基本法」及び「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、農山漁村における男女共同参画を実現するため、地域の政策・方針決定の場への女性の登用拡大や女性の農業経営への参画促進を図った。

(1) 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業

女性の社会参画・経営参画を進めるため、女性認定農業者の拡大や家族経営協定の推進に向けた普及啓発活動、女性の農業経営や起業活動の高度化に向けた研修の実施、出産・育児期の女性農業者支援のためのシンポジウムの開催等を実施するとともに、普及指導員OG等を活用した「交流サポーター」の組織化や活動支援を行った。

(予算額 1億2,566万円)

(2) 担い手総合緊急支援事業のうち新規就農者・女性農業等育成・確保支援事業(女性の担い手育成・確保支援)

女性の担い手を育成・確保するため、認定農業者を

志向する女性に対する研修や情報提供、女性認定農業者の経営多角化・高度化に向けた研修及び経営相談等の経営支援、認定農業者の共同申請制度の活用に向けた普及広報活動を実施するとともに、集落営農における加工・販売等の起業部門を担う女性を育成するための研修や情報提供等を実施した。

(予算額 2,989万円)

(3) 農村生活総合調査研究事業委託費

女性の参画促進や高齢者対策等の政策上の課題に普及現場が適格に対応していくため、女性農業者の社会・経営参画を促進するための環境整備、高齢者の活用による農業・農村の活性化、女性農業者が子育てしやすい環境づくり等について調査研究を行い政策手法や普及手法を提示した。

(予算額 5,137万円)

2 農山漁村高齢者対策

「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農山漁村における高齢者対策の推進のため、以下の施策を実施した。

(1) 担い手総合緊急支援事業のうち新規就農者・女性農業等育成・確保支援事業（高齢者による担い手育成・確保支援）

担い手支援や集落営農への参画等、高齢者による自発的な活動を促進するため、シンポジウム開催や情報提供、高齢者の担い手支援への意識向上講座の開催や農産加工技術習得研修等を実施した。

(予算額 1,534万円)

(2) シニア能力活用促進事業

高齢者による担い手支援等の活動を促進するため、高齢者を活用した集落問題解決への実証調査、高齢者による優良活動事例の収集・情報提供、優良な活動を行った高齢者に対する表彰を実施した。

(予算額 725万円)

第13節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農協系統の現状

農協は、農業者の相互扶助を基本理念とする協同組織であり、農業者の営農活動や生活の向上のため、経済事業、信用事業、共済事業等を展開している。これらの事業を総合的に行う総合農協の数は、867組合(19年3月末現在)あり、地域の組合員等に対し、各種サービスを提供している。また、総合農協等が会員とな

り都道府県と全国段階に連合会が組織され、これらの指導組織としての中央会と関連団体や子会社等を含め、農協系統(JAグループ)が構成されており、食料の安定供給や農業の持続的発展、農村の振興に大きな役割を果たしてきている。

近年、農協系統を取り巻く事業環境や食料・農業・農村をめぐる情勢は大きく変化しており、農協系統の組織や各事業については、様々な見直しが進められてきた。具体的には、総合農協の合併、地方組織と全国組織の統合、人員の削減、JAバンクシステムの確立や信用・共済事業における他の金融・保険業態と同等の規制措置の導入等が行われてきている。これらの取組については、一定の成果があげられているが、残された課題である経済事業改革を進展させるためには、経済事業の全国組織である全農の改革を進める必要があることから、省内に副大臣を座長とする「経済事業改革チーム」を設置して、全農を中心とした経済事業のあるべき姿について検討し、平成17年7月に「経済事業のあり方の検討方向について(中間論点整理)」を取りまとめた。また、全農の度重なる不祥事も踏まえ、全農に対し同年10月に発出した業務改善命令に基づき同年12月に改善計画が提出され、その進捗状況についても定期的に「経済事業改革チーム」において確認するなど、全農の改善計画に対する取組について監視・指導している。

農協系統の現状を概観すると、19年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が3,239(うち総合農協867)、連合会が241(うち全国区域のもの18)で18年度中に単位農業協同組合が107(うち総合農協34)、連合会が10それぞれ減少している。

18年度における総合農協の合併実績は17件であり、参加農協数は50農協であった。

17事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、499万人(団体を除く。)で前事業年度末に比較し5万7千人減少し、准組合員の数は411万人(団体を除く。)で前事業年度末に比較し10万人増加している。

(2) 農協系統の財務の概況

17事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額(負債・資本の計)87兆5,318億円で、前年度比1.4%増加した。これら調達資金の91.3%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の92.0%である80兆5,261億円が信用事業資産(預金、貸出金、有価証券等)であり、前年度比1.4%増加している。固定資産は前年度比2.3%減少し3兆2,048億円、外部出資は前年度比7.1%増加し1兆9,531億円である。

資本については、5兆3,076億円で、前年度比0.7%増加した。

(3) 農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

17事業年度末における1組合平均の営農指導員数は16.2人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

イ 信用事業

農協における18年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は80兆1,889億円、貸出金残高は21兆9,469億円、有価証券（金銭の信託及び買入金銭債権を含む。）は4兆5,566億円となっている。

また、信農連における18年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は50兆387億円、貸出金残高は6兆4,732億円、系統預け金は28兆4,426億円、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は17兆1,522億円となっている。

ウ 経済事業

17事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆5,149億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆1,935億円（26.4%）、米1兆272億円（22.8%）、野菜1兆1,870億円（26.3%）、果実4,408億円（9.8%）である。

また、購買事業の取扱高は3兆4,550億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,503億円（10.1%）、肥料3,029億円（8.8%）、農薬2,448億円（7.2%）、農業機械2,609億円（7.6%）、燃料6,375億円（18.5%）、食料品4,602億円（13.3%）、日用雑貨849億円（2.5%）、家庭燃料2,194億円（6.3%）である。

エ 共済事業

18年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、351兆6,814億円（前年度末360兆2,845億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,615億円（4,670億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,737億円、満期共済金3兆5,226億円、合計3兆4,963億円となった。

オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、18年度末現在では33都道府県で36連合会が

設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は123病院、62診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

18年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては40億5,040万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては551億5,408万円となっている。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、18年度末においては7,383法人（前年度同期6,862法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,911、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,158、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は4,314となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,950法人で圧倒的に多く、複合作目は1,433法人である。単一作目では、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,896法人、野菜787法人、果樹516法人等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つであるが、公的年金制度の一元化の一環として、平成14年4月に厚生年金と統合した。この統合により、農林年金は職域年金相当部分のみを特例年金として支給するために、経過的に存続することとなっている。

（18年度末年金受給権者数：381,076人）

5 農協に関する統計調査

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の状況を調査し、統計表として公表した。17事業年度の各統計表の集計組合等数は総合農協886、専門農協785、都道府県区域農協連合会107及び農事組合法人2,017であった。

(2) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数（19年3月31日現在）及び18年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第14節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

第164回国会（常会）において、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的な法制として、①利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、②貯蓄から投資に向けての市場機能の確保、③金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的とし、題名も「証券取引法」から「金融商品取引法」と改正する「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立した。同時に、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、農業協同組合法など関係法律の所要の整備が行われた。

また、平成19年3月31日以降終了する事業年度からバーゼルIIが実施されることに備え、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）について、「早期警戒制度」等を通じてオフサイト・モニタリングを効果的に実施する観点から、自己資本比率の計算結果や金利リスク等に関する当局への報告様式の整備等を実施した。

一方、犯罪による収益の移転防止を図り、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保することを目的として、平成19年3月31日「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が公布された。これにより、本人確認及び疑わしい取引の届出義務等の対象事業者が拡大され、併せて従来金融庁に設置されていたFIU（資金情報機関）が平成19年4月1日をもって国家公安委員会に移管されることとなった。

これに先立ち、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正利用の防止に関する法律施行令」等が一部改正され、平成19年1月4日からATMを用いた現金での10万円を超える振込みが禁止され、

窓口において本人確認書類を提示することが義務付けられた。

このほか、農協系統においては農林中央金庫が中心となって「JAバンク中期戦略（平成19～21年度）」を策定し、①農業担い手への金融対応強化、②すべてのJAが共通の経営数値目標を設定し、その達成に取り組むこと、③重点施策の実践及び数値目標の達成のためJAバンクの一体性をより強化することを目指すことにより、農協系統信用事業のより一層の信頼性向上に向けて取組みを強化しているところである。

以上のような情勢の下、平成18年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農協の動き

ア 貯金

18年度末の貯金残高は80兆1,889億円となり、前年度末に比べ1兆3,236億円、1.7%増加した。

イ 借入金

18年度末の借入金残高は1,887億円（このほか農林漁業金融公庫から転貸用借入金2,861億円）となり、前年度末残高（2,145億円）より258億円、13.7%減少した。

ウ 貸出金

18年度末の貸出金残高は21兆2,851億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高2,861億円、金融機関貸出3,757億円）となり、前年度に比べ4,761億円、2.2%増加し、貯貸率は26.4%から26.6%へと増加した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が7.9%減（前年度7.7%減）、長期貸出は3.9%増（前年度0.9%増）となり、長期貸出比率は91.4%（前年度90.4%）となった。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その18年度末残高は59兆6,040億円で、前年度末残高（58兆8,695億円）より7,345億円、1.2%増加した。

その運用内訳をみると、預け金55兆475億円で余裕金の92.4%を占め、前年度に比べ9,406億円、1.7%増であった。このうち系統への預け金は54兆7,984億円で、余裕金全体の91.9%を占めており、前年度（91.5%）より、0.4%増加した。

また、18年度末における有価証券保有残高は4兆5,395億円と前年度に比べ2,066億円（4.6%）減となり、余裕金全体に占める割合は8.1%から7.6%へと減少した。（表4）

表4 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 (農林公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
17年3月末	776,686	1,796	208,344	534,721	532,616	42,057	26.8
18年3月末	788,653	2,145	208,426	541,069	538,886	47,461	26.4
19年3月末	801,889	1,887	212,851	550,475	547,984	45,395	26.6

(2) 信農連の動き

ア 貯金

18年度末の貯金残高は50兆387億円となり、前年度末に比べ1兆276億円、2.1%増加した。

イ 借入金

18年度末の借入金残高は2,087億円となり、前年度末残高(657億円)より1,430億円増加した。

ウ 貸出金

18年度末の貸出金残高は5兆1,529億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高6,590億円、金融機関貸出1兆3,203億円)となり、前年度に比べ1,511億円、2.9%増加した。

このため、年度末残高の貯貸率は、10.2%から10.3%へと増加した。

エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く)は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その18年度末残高は45兆8,152億円で、前年度末残高(44兆6,236億円)より1兆1,916億円、2.6%増加した。

その運用内訳をみると、預け金28兆5,710億円で余裕金の62.4%を占め、前年度に比べ1兆3,188億円、4.8%増であった。このうち系統への預け金は28兆4,426億円で余裕金全体の62.1%を占めており、前年度(60.7%)より増加した。また、18年度末における有価証券保有残高は16兆7,217億円と前年度に比べ3,229億円(1.9%)減となり、余裕金全体に占める割合は38.2%から36.5%へと減少した。(表5)

表5 信農連主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸 出を除く)	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
17年3月末	486,382	705	49,097	9,498	283,593	282,396	160,564	10.1
18年3月末	490,111	657	50,018	12,198	272,522	271,078	170,446	10.2
19年3月末	500,388	2,080	51,529	13,203	285,710	284,426	167,217	10.3

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

18年度末の預金残高は41兆2,536億円となり、前年度末(40兆4,834億円)より7,701億円(1.9%)増加した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が34兆3,630億円(前年度34兆2,150億円)で、1,480億円(0.4%)の増加となった。

また、会員以外の残高は6兆8,906億円(前年度6兆2,684億円)で、6,222億円(9.9%)の増加となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が80.3%と大部分を占めており、水産系統2.9%、森林系統0.03%となった。

イ 農林債券

18年度末の農林債券の発行残高は4兆4,713億円となり、前年度(4兆7,877億円)より3,164億円(6.6%)減少した。

ウ 貸出金

(ア) 会員貸出

18年度末の会員貸出残高は3,005億円、前年度(3,460億円)より455億円(13.2%)減少した。これを団体別に見ると、農協系統は2,271億円(前年度2,319億円)で48億円(2.1%)の減少、水産系統が524億円(前年度916億円)で392億円(42.8%)の減少、森林系統が198億円(前年度221億円)で23億円(10.4%)の減少となった。

(イ) 会員以外の貸出

18年度末の会員以外の貸出残高は12兆5,039億円となり、前年度(11兆6,027億円)より9,012億円(7.8%)増加した。このうち、関連産業法人貸出残高は3兆5,854億円(前年度3兆7,231億円)で、1,377億円(3.7%)の減少となった。他方、関連産業法人貸出以外の貸出は、農林水産業者、

公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は8兆3,817億円(前年度7兆8,796億円)で、5,021億円(6.4%)の増加となった。

エ 貸出金以外の資金運用

貸出金以外の資金運用については、有価証券や預

け金等により運用されているが、このうち18年度末の有価証券保有残高は43兆7,505億円(前年度45兆6,074億円)で、1兆8,569億円(4.1%)の減少となった。(表6)

表6 農林中央金庫主要勘定

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸 出	(単位：億円) 有価証券
17年3月末	404,626	47,044	3,763	153,241	374,272
18年3月末	404,834	47,877	3,460	116,027	456,074
19年3月末	412,536	44,713	3,005	125,039	437,505

資料：農林中央金庫残高試算表、ディスクロ誌、それぞれ単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画及び資金計画

平成18年度における農林漁業金融公庫の貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上17年度の4,300億円から400億円減額の3,900億円とした。資金の区分別の内訳は表7のとおりである。

表7 農林漁業金融公庫貸付計画

区 分	18年度	17年度	比較増△減
経営構造改善	157,970	163,659	△5,689
基 盤 整 備	50,847	65,652	△14,805
一 般 施 設	94,383	118,429	△24,046
経営維持安定	81,800	77,260	4,540
災 害	5,000	5,000	0
合 計	390,000	430,000	△40,000

18年度の資金交付計画の総額は、17年度の3,700億円から300億円減額の3,400億円とし、出資計画額を4億円とした。この原資として、一般会計からの出資金4億円、借入金1,839億円(うち財政融資資金1,720億円、農業経営基盤強化措置特別会計119億円)、農林漁業信用基金からの寄託金38億円及び自己資金等1,523億円(うち財投機関債230億円)を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金419億2,800万円(17年度当初490億1,600万円)の繰入れを予定した。

なお、18年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は3,169億円となっている。

また、18年度決算における資金運用利回りは17年度の2.97%より0.24%減の2.73%(補給金繰入前)、資金原価は3.43%(うち借入金利息2.31%、業務委託費、事務費等1.12%)であった。

(2) 制 度 改 正

17、18年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

<17年度>

ア 意欲と能力のある認定農業者に優良な資金が円滑に融通されるよう措置するため、農業経営基盤強化資金(円滑化貸付)の貸付限度額が拡充された。

イ 担い手農業者の事業の再生を支援するため、経営体育成強化資金の貸付金の使途に農業経営再生計画に基づく事業が追加された。

ウ 既往負債により経営改善の取組みが遅れている漁業者を支援するため、漁業経営改善資金(経営改善)の貸付金の使途に償還円滑化資金が追加された。

<18年度>

ア 集落営農を農業の担い手として位置付け、経営体育成強化資金の貸付対象者に追加された。

イ 認定農業者の多様な経営展開を支援するため、農林漁業施設資金の貸付対象者に加工・販売部門等を担当する子会社(アグリビジネス法人)が追加された。

ウ 林業者の長伐期施業又は複層林施業への円滑な転換を支援するため、林業経営安定資金(施業転換資金)の貸付対象となる森林施業計画の認定期限が延長された。

(3) 貸 付 状 況

18年度の貸付額は表8のとおり2,123億円で、貸付計画額3,900億円を下回った。

ア 経営構造改善関係資金

18年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金は522億円、経営体育成強化資金は51億円、漁業経営改善支援資金は28億円、中山間地域活性化資金は123億円となった。これらの

結果、全体としては、733億円となった。

イ 基盤整備関係資金

18年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は151億円、担い手育成農地集積資金は98億円、林業基盤整備資金は60億円、森林整備活性化資金は40億円、漁業基盤整備資金は14億円となった。これらの結果、全体としては、363億円となった。

ウ 一般施設関係資金

18年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は301億円、特定農産加工資金は219億円、食品流通改善資金は111億円となった。これらの結果、全体としては、736億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

18年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農業経営維持安定資金は31億円、林業経営安定資金は251億円となった。これらの結果、全体としては、283億円となった。

オ 災害関係資金

18年度の災害関係資金の貸付額は、全体として7億円となった。

農業経営維持安定	3,095	3,630
林業経営安定	25,099	25,282
沿岸漁業経営安定	153	0
災 害	725	154
計	212,282	250,687

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体の改革により、17年度以降は、都道府県に対する国の助成を廃止・税源移譲し、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下で事業を実施している。

18年度においては、集落営農を農業の担い手と位置付けて、貸付対象者の追加等の改正を行った。

(1) 融 資 状 況

18年度の融資実績は444億円（17年度510億円）で、承認件数は4,664件となった。(表9)

表9 農業近代化資金利子補給承認状況

	(単位：件、百万円)			
	18年度		17年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	4,182	29,762	5,083	35,150
うち認定農業者向け	3,107	17,149	3,831	21,943
うちその他担い手向け	1,075	12,613	1,252	13,208
共同利用施設	482	14,644	630	15,853
合 計	4,664	44,405	5,713	51,003

(注) 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融 資 残 高

18年12月末の融資残高は2,997億円(うち国枠中金融資分37億円)となった。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

18年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は2,341万3千円であり、補正後の予算額1,946万2千円に対し決算額は822万8千円となった。(表10)

表10 農業近代化資金の予算額及び決算額

	(単位：千円)			
	18年度		17年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金	(23,413)		(30,236)	
利子補給金	19,462	8,228	25,598	16,828

(注) () 内は当初予算である。

表8 農林漁業金融公庫資金貸付額

区 分	(単位：百万円)	
	18年度	17年度
経営構造改善	73,307	80,607
農業経営基盤強化	52,234	64,589
経営体育成強化	5,086	3,811
林業構造改善事業推進	200	—
林業経営育成	138	116
漁業経営改善支援	2,817	3,373
中山間地域活性化	12,338	8,222
振興山村・過疎地域経営改善	494	496
基 盤 整 備	36,288	39,253
農業基盤整備	15,148	16,581
担い手育成農地集積	9,825	10,728
林業基盤整備	5,964	6,514
森林整備活性化	3,952	2,817
漁業基盤整備	1,400	2,613
一 般 施 設	73,615	101,760
農林漁業施設	30,116	46,674
畜産経営環境調和推進	100	1,502
特定農産加工	21,879	22,699
食品産業品質管理高度化促進	4,810	2,327
漁 船	177	469
水 産 加 工	4,479	3,745
食品流通改善	11,110	19,142
食品安定供給施設整備	845	3,981
塩業、新規用途、乳業	100	1,220
経 営 維 持 安 定	28,347	28,912

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、独立行政法人農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

融 資 状 況

18年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額は137億円（17年度151億円）で、その融資残高は69億円（17年度71億円）となった。

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

18年度末の債務保証残高は5兆8,623億円（農業近代化資金2,157億円、農業改良資金61億円、就農支援資金119億円、一般資金等5兆6,286億円）で、前年度末の6兆1,326億円に対し2,703億円の減少となった。

また、18年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は186億4,314万円で、前年度の191億2,595万円に比べ4億8,281万円減少した。

この結果、18年度末の求償権残高は1,105億7,057万円となった。

(2) (独)農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

18年度末の保険価額残高は、保証保険3兆7,927億円、融資保険11億円で、前年度末の保証保険3兆8,588億円、融資保険13億円に対し、661億円の減少及び2億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億3,700万円で、前年度末と同額となった。

また、18年度において基金協会等に支払った保険金の額は81億2,743万円で、前年度の88億281万円に対し6億7,538万円減少した。

この結果、18年度末の支払保険金残高は824億264万円で、前年度の772億5,547万円に対し51億4,717万円の増加となった。

(参考) 全国農協保証センターの業務概況

18年度末の再保証引受額及び保証引受額は7,158億

円（前年度4,914億円）、再保証残高及び保証残高は3兆537億円（前年度2兆6,304億円）となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

18年度においては、(独)農林漁業信用基金の財務基盤の強化するための予算として10億4,400万円（決算額10億4,400万円）を交付した。（表11）。

表11 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

区 分	18年度		17年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業信用保証事業交付金	(1,044,000)		(1,046,000)	
	1,044,000	1,044,000	1,046,000	1,046,000

(注) () 内は当初予算である。

第15節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表12のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（国の出資38億円、連合会等の出資18億円）により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表12 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稻、陸稲、麦
家畜共済事業	牛、馬、豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農作物等

- (注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施する。
- 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ふんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及びゆずを総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成18年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成18年度は梅雨前線豪雨や台風第13号等により、農作物等に大きな被害が発生した。

6月下旬以降の梅雨前線の大雨等により、長野県、鹿児島県を中心に農作物等に大きな被害が発生したため、「平成18年梅雨前線の大雨等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（7月27日付け18経営第2774号）」により、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行っ

た。

8月以降も台風第10号や台風第13号等により、全国的に水稻、畑作物、果樹、園芸施設等に大きな被害が発生したため、「平成18年の梅雨前線豪雨、台風等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（9月21日付け18経営第3769号）」により、さらに、10月4日から9日までの低気圧による暴風雨により、北海道、東北地方を中心に農作物等に大きな被害が発生したため、「平成18年10月4日から9日までの低気圧による暴風雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（保険監理官通知（10月19日付け18経営第4247号）」により、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行った。

なお、水稻については、台風第13号等により低品質米（乳白米等）が広範囲に発生した山口、福岡、佐賀、長崎及び大分の5県において、農業共済組合連合会の申請に基づき、「損害評価の特例措置」を実施した。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 前川寛）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

(3) 果樹共済及び畑作物共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（経営分科会農業共済部会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、果樹共済については平成19年1月16日付け農林水産省告示第39号、畑作物共済については平成19年1月16日付け同第40号をもって共済掛金標準率等が告示され、平成19年産以降の引受けに係る共済関係から適用することとされた。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、平成18年4月1日現在で組合等数294、うち組合215、共済事業を行う市町村79となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は273(うち郡の区域を超える組合等数は174)となっている。

(2) 運 営 指 導

平成18年4月12日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、18年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、組合等に対する指導を指示した。また、4月13日には連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

(3) 団 体 等 へ の 助 成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実測調査等により実施するための経費、を農業共済事業特別事務費補助金として、インターネットを活用した総合的な電子化を進めることにより、農業共済事業の運営の効率化を図るための電子申請・総合受付システムの構築にかかる経費、個体ごとの診療履歴等の情報を電子化するための家畜診療等情報管理・提供システムを開発し、家畜ごとの疾病履歴情報と群管理情報等により、的確な農家指導を行い事故低減を図るとともに、家畜ごとの投薬歴等の情報を農家へ迅速に提供するための経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成18年度における交付実績は、全都道府県43連合会212組合等で、農業共済事業事務費負担金464億9,215万円、農業共済事業特別事務費補助金8,553万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金3億7,688万円となっている。

4 事業の実績（任意共済事業を除く）

(1) 農業共済への加入状況

平成18年産(度)の各事業を通じての延加入数は2,594千戸であり、総共済金額は2兆8,584億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物では55%程度、園芸施設では50%程度、果樹では25%程度と低位となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,333億円であり、このうち国庫負担は665億円、農家負担は668億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制(基準共済掛金率3%を境に50%と55%)をとっており、その他は定率で、畑作物は55%(蚕繭は50%)、豚40%、その他の作目(水稻、果樹等)については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

平成18年産(度)において、災害のため農家に支払った共済金は合計で1,090億円(平成19年12月末現在)であった。

(4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。

また、平成19年度から農業共済再保険特別会計は、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)に基づき設置されることとなり、「農業共済再保険特別会計法」は廃止されることとなった。

なお、経過措置により従前の例によるとされた、平成18年度の各勘定における収支の概要は、次のとおりである。(計数は単位未満切捨てによる。)

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入189億1,082万円、預託金利息収入4,183万円の合計189億5,266万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰入を要しなかったため支出は皆無であり、差引189億5,266万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入341億9,697万円、支出235億160万円、差引106億9,537万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額9,920万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると105億9,616万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入445億9,409万円、支出323億9,291万円、差引122億117万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額123億2,283万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると1億2,166万円の不足となる。この不足金は、積立金から補足することとして決算を結了した。

当期における収入総額1億8,526万円に対し、支出総額は1億4,788万円で差引3,737万円の利益であった。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入58億9,373万円、支出26億1,841万円、差引32億7,532万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額22億1,855万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると10億5,676万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入38億8,727万円、支出24億8,515万円、差引14億211万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額5億9,444万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると8億767万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入10億1,156万円、雑収入等7万円の合計10億1,163万円、支出は農業共済再保険業務費10億1,163万円であり、差引113円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

平成18年度における独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金23億8,749万円の計79億8,749万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された15億3,581万円と、当期中に貸し付けた17億2,696万円の計32億6,277万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数11、貸付件数は28件であった。

ウ 回収

回収金総額は16億7,764万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は15億8,513万円となった。

エ 当期損益

第8章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域 対策等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

また、地方のやる気、知恵と工夫を引き出し、地方の独自の取組を支援するため、平成19年2月に様々な地域活性化策を盛り込んだ「地域活性化政策体系」を政府全体で取りまとめた。その中で農林水産省に関連する農山漁村活性化施策としては、農山漁村の居住者・滞在者を増やすための総合的な施策である「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」をはじめ、農地・水・環境の保全向上に向けた取組支援や地域資源によるバイオマス利活用等の促進等の施策が位置づけられている。このほかにも農山漁村の活性化に関連する他府省の様々な施策も盛り込まれている。

さらに、「経済財政運営と構造改革の基本方針2002」において、都市と農山漁村の共生・対流の推進が経済

活性化のための重要な施策の一つとして位置づけられ、平成14年度から都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、国民運動として民間の取組の拡大を図るとともに、特区手法を含め推進することを示した。平成14年9月には内閣官房副長官及び関係省の副大臣からなる「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を設置して、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた幅広い議論を行い、関係府省が一体となって施策を推進するとともに、平成16年度からは「政策群」の一つとして共生・対流の推進を位置付け、各省横断的に規制改革・制度改革等と予算措置を組み合わせることで推進している。

また、都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新たな生活様式の普及を目指した国民運動を推進するため、民間主体の「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（通称「オーライ！ニッポン会議」）が発足し、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信等を行っており、これらの活動に対して関係府省と連携し、支援・協力を行った。

2 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加するなどの実状にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度や元気な地域づくり交付金（中山間地域等の振興）を中心とした各種の事業を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 中山間地域等直接支払制度

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、a～eの要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

- a 急傾斜農用地
- b 自然条件により小区画・不整形な田
- c 草地比率の高い地域の草地
- d 市町村長が必要と認めた農用地(緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地)
- e 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

- a 事業実施主体 市町村
- b 予 算 額 21,800,000千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、平成17年度からの新たな対策における自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を推進するとの趣旨の徹底を図るとともに、新たな対策の下での明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに適切な対象行為の確認等が、確実に行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対し助成する中山間地域等直接支払推進交付金を交付している。

予 算 額 346,375千円

(2) 元気な地域づくり交付金のうち中山間地域等の振興

創意工夫を活かした個性ある地域づくりを推進し、農山漁村の活性化を図るため、山村等中山間地域の重要な産業である農林水産業の振興に必要な施設整備及び多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。

- a 対象地域 山村振興法のほか、特定農山村法、過疎法、半島振興法及び離島振興法により指定された地域
- b 事業実施主体 市町村、都道府県、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、第3セクター、PFI事業者等
- c 交 付 率 定額 (1/2以内 等)
- d 予 算 額 41,526百万円の内数

3 特定地域の振興

ア 山村振興対策

18年度における農林水産関連予算は、

- (ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備1,501億27百万円(うち農業生産基盤等1,340億8百万円、漁村整備161億19百万円)、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等3,107億6百万円
- (イ) 主な非公共事業では、
 - a 元気な地域づくり交付金のうち中山間地域等の振興は415億26百万円の内数
 - b 森林づくり交付金を活用した対策の推進は36億95百万円の内数
 - c 強い農業づくり交付金のうち鳥獣害対策の推進は405億6百万円の内数
 - d 強い水産業づくり交付金を活用した対策の推進は、118億23百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

イ 特殊土壌地帯対策

鹿児島県のシラス等災害を受けやすい特殊土壌地帯の対策として国土交通省、総務省等とともに各種施

策を実施。18年度の農林水産業関連予算は、治山162億54百万円、農業農村整備595億34百万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ウ 過疎地域対策

18年度における農林水産業関連予算は、

(ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備1,501億27百万円（うち農業生産基盤等1,340億8百万円、漁村整備161億19百万円）、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等3,107億6百万円

(イ) 主な非公共事業では、

a 元気な地域づくり交付金のうち中山間地域等の振興は415億26百万円の内数

b 森林づくり交付金を活用した対策の推進は36億95百万円の内数

c 強い農業づくり交付金のうち鳥獣害対策の推進は405億6百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

エ 豪雪地帯対策

18年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関連予算は、農業関係2,501億92百万円、林業関係751億81百万円、水産業関係557億4百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

オ 半島振興対策

18年度における農林水産業関連予算は、

(ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備1,501億27百万円（うち農業生産基盤等1,340億8百万円、漁村整備161億19百万円）

(イ) 主な非公共事業では、

a 元気な地域づくり交付金のうち中山間地域等の振興は415億26百万円の内数

b 森林づくり交付金を活用した対策の推進は36億95百万円の内数

c 強い農業づくり交付金のうち鳥獣害対策の推進は405億6百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備

の都道府県による代行制度を措置している。

カ 離島振興対策

18年度における離島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

(ア) 公共事業では、

a 国土保全関係は、29億46百万円（うち治山17億58百万円、農地海岸2億16百万円、漁港海岸9億72百万円）

b 産業基盤整備は、416億11百万円（うち農業農村整備84億71百万円、森林整備15億92百万円、水産基盤整備315億48百万円）

(イ) 主な非公共事業では、離島漁業再生支援交付金17億25百万円

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

キ 奄美群島振興対策

18年度における奄美群島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

(ア) 公共事業では、

a 国土保全関係は、3億70百万円（うち治山2億38百万円、農地海岸59百万円、漁港海岸73百万円）

b 産業基盤整備は、150億9百万円（うち農業農村整備126億47百万円、森林整備6億7百万円、水産基盤整備17億55百万円）

(イ) 非公共事業では、

a さとうきび生産対策405億6百万円の内数

b 植物防疫対策（特殊病害虫特別防除等）27億2百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

4 都市と農村の共生・対流等の促進

(1) 元気な地域づくり交付金

(グリーン・ツーリズム、都市農業の振興)

地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点の整備や、都市部における交流・ふれあい活動及び持続的な営農活動展開等に必要な簡易な基盤整備、市民農園及び防災施設の整備を実施する。

a 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人等

b 交付率 定額（1/2以内等）

c 予算額 41,526百万円の内数

(2) グリーン・ツーリズム情報発信機能強化事業

各種メディアを活用した都市住民が農山漁村情報に接する機会の拡大、大都市圏における田舎との出会いの場の設定等都市部における取組を支援することにより、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現や農山漁村地域の活性化を図り、もって都市と農山漁村の共生・対流の促進に貢献するものである。

- a 事業実施主体 民間団体
- b 補助率 定額
- c 予算額 89,158千円

(3) 滞在型グリーン・ツーリズム等振興事業

滞在型グリーン・ツーリズムの振興など都市住民のニーズに対応した農山漁村における受入体制の整備、取組の中心となる人材の育成確保に対する支援等を実施することにより、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現や農山漁村地域の活性化を図り、もって都市と農山漁村の共生・対流の促進に貢献するものである。

- a 事業実施主体 民間団体
- b 補助率 定額
- c 予算額 73,967千円

(4) 農村コミュニティ再生・活性化支援事業

(うち都市から農山漁村への定住等の促進)

都市住民の農山漁村への回帰の動きを踏まえた、都市から農山漁村への定住等の促進に取り組む NPO 法人等民間団体の活動の支援を行った（H18年度実績：27地区）。

- a 事業実施主体 NPO 法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等
- b 補助率 1/2以内
- c 予算額 214,613千円の内数

5 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。

本法に基づき、18年3月末現在で755市町村において8,710社が導入され、約55万人が雇用されている。

こうした工業等導入の実態を把握し、本法の適正かつ円滑な推進を図るため、農村地域工業等導入地区管理基本調査を実施した。

(2) 農業就業改善対策

・地域密着型就業機会創出支援調査委託事業

農業者の就業環境の整備、就業機会の確保を図るため、従来型の工業等の誘致のみに依存した就業機会確保方策から工業等の誘致、誘致企業の定着促進、地域の多様な資源を活用した地域密着型の産業の育成・振興等を組み合わせた総合的な就業機会確保方策の策定の検討を行った。

・人づくりによる農村活性化支援事業

地域を教材として学び、農村の地場資源発見を行う教育プログラムの開発により将来的に地域を支える人間の教育を支援するとともに、地方への UJI ターンを希望している都市在勤者等に対し、農村地域における地域づくり、産業振興を担う人材への育成を行うことにより、人間力活用による農村活性化を図る取組を実施した。

- a 事業実施主体 (財)都市農山漁村交流活性化機構
- b 補助率 定額
- c 予算額 19,049千円

・農村コミュニティ再生・活性化支援事業

(うち地域産業との連携の推進)

地域における農山漁村と地域企業との連携や多様な主体の連携による新たな事業の創出など、農山漁村での地域の資源と人材を活かした取組の実施に対し、支援を行った。(H18年度実績：34地区)

- a 事業実施主体 NPO 法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等
- b 補助率 1/2以内
- c 予算額 214,613千円の内数

(3) 日系農業者支援

ア 国際農業連携活性化特別対策事業

我が国及び中南米諸国等の農業者組織の交流の活性化を通じて、中南米諸国等の日系農業者の経営の近代化を支援するとともに、双方の資源、技術、資金等を活かしたアグリビジネスの創出を支援することにより、我が国の農業活性化及び国際協調の促進を図るため、全国拓植農業協同組合連合会(JATAK)に対して131,239千円の補助金を交付した。

(イ) 農業技術開発支援事業

農業技術普及交流センターにおいて、日系農業者のニーズを踏まえた農業技術開発等を行い、開発された技術について、協力普及員による普及活動を行うとともに、日系農協、農業試験場等との共同研究体制整備を行った。

(ロ) 農業技術普及交流事業

地域リーダー、青年リーダーとなりうる日系農業者の研修受入を行うとともに、日本からの専門家派遣、異業種交流会の開催等を行った。

(㉞) 農業情報受発信事業

試験研究・技術開発成果や現地の取り組み事例等についての情報収集を行い、データベース化したうえで、現地の状況を踏まえた多様な媒体を活用して日系農業者等に対して情報発信を行った。

(㉟) 二国間農協連携促進事業

我が国農協とブラジル国日系農協等とのアグリビジネスの創出に向け、有識者による「二国間農協連携促進事業検討会」を開催し、事業化に向けた取組方針等について検討するとともに、連携事業具体化に向けた日系農協に対するヒアリング調査、輸出入制度調査等を行った。

イ 農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会等と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

(4) 外国人研修

外国人研修制度の運営の適正化のため、各地方農政局における制度研修会の開催等を行った。

また、受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能実習の推進のための調査委託事業を(財)国際研修協力機構に対し、9,494千円で委託した。

事業内容は以下のとおりである。

ア 農林水産分野における外国人研修生等の受け入れ機関を対象とした現地相談会を開催し、個々の受入機関が抱える問題等について実態把握を行った。

イ 外国人研修生受入機関を対象としたアンケート調査を実施し、研修現場の実態把握に努めるとともに、現地ヒアリングを行い優良事例の収集を行った。

ウ 研修実施に当たっての基準の明確化及び研修制度の見直し等効率的な研修を推進するためのガイドライン策定に向けたデータの収集、論点の整理を行った。

エ 効果的な研修の実施に向け、情報誌の発行等による普及啓発活動を実施した。

第2節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月に施行された。

59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され、同年12月に施行された。

11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

17年には農業振興地域整備計画の透明性を一層向上させる観点から同法の一部が改正され、同年9月1日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

また、17年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に一部が変更された。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた(沖縄県については、47年度に定められた)。

(3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、18年3月末現在2,555地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,720万haに達しており、国土面積の約45%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、18年3月末現在2,554の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、18年3月末現在約489万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約425万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

(5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

(6) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

農山村地域における土地利用については、食料の安定供給の確保を図る観点から、必要な優良農地を確保しつつ、地域の社会・経済上必要な非農業的土地利用に適切に対応する必要がある。

このため、地域の農業の振興の観点から、市町村が作成した「地域の農業の振興に関する計画」において定められた施設であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものについては、公益性が特に高いと認められる施設として、計画的に対応する措置を11年法改正により位置付けている。(従来の通達に基づく農村活性化土地利用構想及び農業集落地域土地利用構想は11年法改正により廃止)

また、市町村の策定する振興計画の公正性・透明性の向上を目的として、振興計画に基づき農業振興地域整備計画を変更する際の要件に、振興計画の公告・縦覧を行い市町村の住民に意見書を提出する機会を付与することとした。

2 景 観 法

(1) 法制度及びその趣旨

景観形成のための取組は、これまで、地方自治体による自主条例や地域住民による協定の締結等を中心に進められてきたが、景観形成のための行為規制等の面で限界も生じている。

このような状況に対して、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、景観法（平成16年法律第110号）が制定された。

(2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、景観行政団体が、景観計画を定める。さらに、農山村地域においては、景観計画に適合して市町村が景観と調和のとれた良好な営農条件を確保する必要がある土地の区域について景観農業振興地域整備計画を定めることができる。景観農業振興地域整備計画は、景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項及び農用地・農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。景観農業振興地域整備計画の区域については、景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための市町村長の勧告制度のほか、NPO法人等も農地の利用権を取得し管理できるよう、農地法の特例等の措置が講じられている。

3 農地転用の状況

(1) 全体の動向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて2万haを下回り、平成17年には、1万7,001ha(対前年比96.2%)、採草放牧地では26.1haとなっている。

(2) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が31.1%、「その他の業務用地」が32.4%、「道水路・鉄道用地」が9.5%で、これら三者で全体の73.0%を占める。

(3) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体」(38.1%)、「農家以外の個人」(30.8%)、「農家」(17.6%)でほとんどを占めているが、農地法第4、5条該当以外（農業経営基盤強化促進法該当を除く）では「地方公共団体」(42.3%)、「農家以外の個人」(20.4%)、「農家」(20.3%)となっている。

第3節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

食料・農業・農村基本法の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

平成18年度においては、攻めの農業への転換を支援する基盤整備、水利ストックの有効活用と農地・水・農村環境の保全向上、快適で美しい魅力ある農村づくり、災害に強い農業・農村づくりに重点を置き、計画的かつ効率的に事業を実施している。

(2) 土地改良長期計画

平成15年度から19年度までの5箇年間で計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成15年10月10日に閣議決定された。

新たな計画は、食料・農業・農村基本法の制定や土地改良法の改正等を踏まえ、平成18年度までの第四次計画を途中で打ち切り新たに策定したものであり、社会経済情勢の変化に機動的に対応できるよう計画期間を10年から5年に短縮している。

新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」を内容とした計画を改め、「達成される成果」に重点を置いた計画としている。

また、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、施策連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備、多様な主体の参加の促進、事業評価の厳正な運用と透明性の確保、工期管理とコスト削減の観点等を踏まえて、効率的かつ効果的に事業を実施することとしている。

計画期間内における、政策目標ごとの目指す主な成果及び事業量は次の通りである。

ア 農用地総合整備事業

【意欲と能力のある経営体の育成】

＜目指す主な成果＞

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

＜事業量＞

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として、約13万haの農地において整備を実施

【総合的な食料供給基盤の強化】

＜目指す主な成果＞

水稲と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上

＜事業量＞

約6.9万haの農地において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施

【循環型社会の構築に向けた取組】

＜目指す主な成果＞

・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量
45% (H14) → 55% (H19)

・農業集落排水汚泥のリサイクル率を計画期間内に約280万トン増加

＜事業量＞

・家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施

・農村地域における資源循環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区で新たに実施

【自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造】

＜目指す主な成果＞

・田園自然環境の創造に着手した地域

約500地域 (H14) → 約1,700地域 (H19)

【個性ある美しいむらづくり】

＜目指す主な成果＞

・污水处理人口普及率

76% (H14) → 86% (H19)

・農業集落排水処理人口普及率

39% (H14) → 52% (H19)

＜事業量＞

・農業集落排水施設の整備を約1,600地区において実施

イ 基幹農業用排水施設整備事業

【安定的な用水供給機能等の確保】

＜目指す主な成果＞

基幹の農業用排水施設が有する延べ250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

ウ 防災事業

【農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献】

＜目指す主な成果＞

- ・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積

約100万ha（H14）→約76万ha（H19）

＜事業量＞

それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約4,500地区で総合的に推進

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあっては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあっては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、

北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 18年度における整備の目標

新たな長期計画において基幹農業用排水施設整備事業については、既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ることとしている。

したがって、18年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、着実な推進を図った。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の18年度事業実施額は2,931億円で、事業種別の実施額及び地区数は表1のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

表1 18年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(197,074,074)	67	(7)	5	3	75	38	(7)	3	4	45	3	(1)	0	-	3
（一般型）	(197,074,074)	67	(7)	5	3	75	38	(7)	3	4	45	3	(1)	0	-	3
かんがい排水	226,940,000	63	(6)	3	3	69	32	(7)	1	4	37	3	(1)	0	-	3
国営造成土地改良施設整備	6,640,000	4	(1)	2	-	6	5	(0)	1	-	6	-	(-)	-	-	-
直轄明渠排水	2,530,000	-	(-)	-	-	-	1	(0)	1	-	2	-	(-)	-	-	-
（特別型）	(-)	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-
かんがい排水	-	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-
土地改良調査計画費	269,803															
補助かんがい排水	(30,065,000)	280	(53)	60	-	340	15	(3)	5	-	20	26	(5)	5	-	31
かんがい排水	(27,463,000)	227	(39)	44	-	271	13	(3)	5	-	18	26	(5)	5	-	31
一般型	(24,814,000)	168	(22)	35	-	203	10	(2)	3	-	13	26	(5)	5	-	31
広域農業基盤緊急整備型	(126,000)	2	-	-	-	2	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-
排水対策特別型	(2,523,000)	57	(17)	9	-	66	3	(1)	2	-	5	-	(-)	-	-	-
基幹水利施設補修	(2,602,000)	53	(14)	16	-	69	2	(-)	-	-	2	-	(-)	-	-	-
	5,238,168															

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費。
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策等」を含む。
 5 「国営かんがい排水」の実施額には、施設機能監視分を含まない。

表2 平成18年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区
かんがい排水	農林水産省	相坂川左岸 東伯 曾於東部 阿賀野川右岸 曾於南部（一期） 新湖北（一期）	和賀中部 米沢平野二期 新川流域	
	北海道	篠津中央 新雨竜（二期） 利別川（二期） 空知川右岸（二期） 札内川第一（二期） 斜里（二期） 生田原（一期）	大野平野	江別南
国営造成土地改良施設整備	沖縄	羽地大川		
	農林水産省	馬場目川下流	柴山潟 野洲川中流 美瑛川	
	北海道			
直轄明渠排水	北海道		岐阜	

18年度における継続地区は農林水産省67地区、北海道38地区、沖縄3地区計108地区で、これらの地区においては17年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省7地区、北海道7地区、沖縄1地区計15地区は事業を完了した。

また、18年度においては、新たに農林水産省5地区、北海道3地区計8地区の新規着工並びに北海道1地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。（表2）

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに水田農業経営確立対策を推進し、効率的な水田営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う水田農業経営確立排水対策特別事業を実施している。

18年度においては、継続地区321地区の事業を推進するとともに、このうち61地区を完了し、また、新たに70地区について着工した。

エ 水資源機構事業

水資源機構は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・独立行政法人水資源機構法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業（農業用水関係分）においては、18年度予算事業費213億4,900万円、うち農水補助金額91億9,500万円をもって、愛知用水二期、豊川用水二期、印旛沼開発施設緊急改築、群馬用水施設緊急改築及び両筑平野用水二期の継続5地区を実施するとともに、このうち愛知用水二期の1地区を完了した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては、18年度予算事業費105億4,295万円、うち農水補助金額22億3,500万円をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曾川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

(2) 水田地帯の整備

ア 経営体育成基盤整備事業

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を

担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、農地の利用集積や経営体の育成、生産基盤整備の目標等を定めた基盤整備関連経営体育成等促進計画を策定し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するもので、受益面積がおおむね20ha以上で、経営体への経営等農用地面積のシェアの増加及び認定農業者の一定割合以上の増加が図られることが確実である地区について、国庫補助率50%（沖縄75%、離島55%、奄美60%）で実施した。

18年度においては、一定の要件を満たす集落営農を新たに担い手と位置づけるとともに、品目横断的経営安定対策対象経営者等のより高度な経営体の育成を目的とし、基盤整備と一体的に実施する関連支援施策を拡充した。

イ 水田農業振興緊急整備事業

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積（生産調整面積）の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

18年度における経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況は表3のとおりである。

表3 経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況

	(単位：千円)	
	地区数	予算額
経営体育成基盤整備事業	1,022	80,010,000
水田農業振興緊急整備事業	15	560,000

(3) 基盤整備を契機とした担い手育成対策等

ア 経営体育成促進事業

経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が、土地改良区等に対し、農家負担金の一部について無利子資金の貸し付けを実施した。

(4) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約213万haであり、全耕地面積の約46%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しており、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、18年度における実施事業の実績及び地区数は表4のとおりであり、総額727億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。18年度においては、継続地区3地区の事業を推進している。

イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成18年度においては、新規9地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備(暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全)、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合、農業経営高度化支援等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) ・20ha（北海道100ha、離島・沖縄・

表4 18年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
畑地帯総合土地改良	(1,678,084)															
パイロット	2,000,000	—	(—)	—	—	—	3	(3)	—	—	3	—	(—)	—	—	—
畑地帯総合整備	(37,590,000)															
担い手育成型	70,668,247	295	(52)	20	—	315	75	(20)	16	—	91	18	(—)	2	—	20
担い手支援型	(20,836,710)															
担い手支援型	38,193,377	162	(23)	7	—	169	28	(8)	1	—	29	10	(1)	1	—	11
一般型	(13,539,965)															
一般型	26,056,220	99	(13)	13	—	112	47	(12)	15	—	62	8	(—)	1	—	9
緊急整備型	(2,734,000)															
緊急整備型	5,460,000	29	(11)	—	—	29	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
	(479,325)															
	958,650	5	(5)	—	—	5	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む
 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費

奄美10ha)以上

・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

(補助率) 50~75%

ウ 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)

(ア) 概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成18年度においては、新規29地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内容) 農業用排水施設(単独で行う施設整備事業を含む)、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備(暗きょ排水、土層改良(単独で行う土層改良事業を含む)、農用

地造成、農用地の保全)、営農用水施設(単独で行う営農用水事業を含む)、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) ・30ha(沖縄及び奄美20ha)以上

・担い手の受益農家戸数に占める割合又は、担い手の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

(補助率) 都道府県営: 50~75%

(5) 国営農用地再編整備事業

国営農用地再編整備事業は、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農業における基本的な生産手段である農用地(既耕地)と未墾地を併せた再編整備、農用地の造成等を行うものである。事業種別の実施状況は表5のとおりである。

ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の

表5 農用地再編整備事業の実施状況

	地区数				実施額(千円)	
	継続	うち完了	新規	計	事業費	国費
国営農地再編整備事業	5	(—)	—	5	11,210,000	9,415,525
農林水産省	3	(—)	—	3	5,850,000	5,042,525
北海道	2	(—)	—	2	5,360,000	4,373,000

一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

18年度の実施地区数は、継続5地区（農林水産省3、北海道2）である。

(6) 国営干拓事業

ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあつては事業実施の翌年度から、特別型にあつては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成18年度における特別会計予算額の事業区別内訳は表6のとおりである。

表6 国営干拓事業特別会計予算事業区別内訳

(単位：千円)

事業区別	地区数	予算額
一般型	2	9,990,837
特別型	—	—
計	2	9,990,837

(7) 緑資源機構事業

ア 緑資源機構の経緯等

緑資源機構は、昭和31年に設立された森林開発公団が、平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し緑資源公団と改称し、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構として設立されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、昭和52年に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申をかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

平成9年には、閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされたことから、緑資源公団に業務を継承することとなった。

緑資源公団は、農用地総合整備事業の実施及び調査中の地区を継承するとともに、海外農業開発の調査業務についても継承し、引き続き実施することとなった。また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申（平成10年9月）を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を新たに実施することとなった。

その後、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、特殊法人等の行う業務及び組織形態の見直しが行われ、平成15年10月に緑資源公団は解散し、独立行政法人緑資源機構が設立され、引き続き業務を実施することとなった。

イ 業務内容

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は、10年度、畜産基地建設事業は、11年度に完了した。農用地等緊急保全整備事業は、自然条件の特殊性に起因した障害を除去する

ために必要な用排水施設の新設又は改良を短期集中的に実施するもので、12年度に完了した。

現在は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び中山間地域における森林と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する特定中山間保全整備事業を実施している。

なお、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、農用地総合整備事業は、平成15年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが進められない地区は事業の中止、NTT-A型プロジェクトに対する貸付業務については廃止されることとなった。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので(農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上)、補助率は、工種毎に内地40%~2/3、北海道40~80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域で、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図る。補助率は55%以内(基幹農林道は2/3以内)である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 緑資源機構国内業務

a 農用地総合整備事業

18年度においては、美濃東部区域(岐阜県)のほか6区域を継続実施した。

b 特定中山間保全整備事業

18年度においては、阿蘇小国郷区域(熊本県)を継続実施するとともに、邑智西部区域(島根県)の全体実施設計を継続実施した。

なお、18年度における実施状況は、表7のとおりである。

表7 18年度緑資源機構国内事業の実施状況

(単位:千円)

事業名	区域数	事業費	国費
緑資源機構事業	9	23,397,000	16,027,000
農用地総合整備事業	7	21,197,000	14,416,650
特定中山間保全整備事業	2	2,200,000	1,610,350

(イ) 緑資源機構海外農業開発事業

独立行政法人国際協力機構からの委託により、マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査、ニジェール国サヘルオアシス開発計画調査及び集団研修等を実施した。

また、農林水産省からの補助事業として、砂漠化防止や農地・土壌侵食防止に対処するための実証調査、住民参加型の村づくりを通じた復興支援対策調査等、海外農業開発に必要な情報の収集及び整備を実施した。

なお、18年度における実施状況は表8のとおりである。

表8 18年度緑資源機構海外農業開発事業の実施状況

(単位:千円)

事業名	補助額	受託額
(1) 受託事業		
マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査		
ニジェール国サヘルオアシス開発計画調査		
集団研修等		398,311
(2) 補助事業		
地域資源利活用農業農村開発基礎調査	25,380	
砂漠化防止等環境保全対策調査	241,907	
農地・土壌侵食防止対策調査	51,355	
参加型農業農村復興支援対策調査	176,450	
多様な主体の参画による連携手法検討調査	16,405	

(8) 土地改良調査計画

ア 土地改良調査計画

18年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等地区調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を行い利活用するためのシステム開発、事業実施地区を対象とした環境配慮工法の実証的なモデル調査及び環境調査配慮手法の開発等を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表9のとおりである。

イ 18年度国営等地区調査

18年度において、実施した地区は表10のとおりである。

3 農村整備事業

(1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施している。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地への輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要

表9 18年度土地改良調査計画費

事 項	(単位：千円)		
	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費 (農 地)	10,404,799	2,775,330	555,580
農業基盤整備基礎調査費	235,300	18,600	8,100
農業水利ストック有効活用緊急整備調査費	175,322	45,600	1,000
広域基盤整備計画調査費	227,000	85,000	13,000
地域整備方向検討調査費	507,000	273,000	30,000
国営地区調査費	614,000	602,000	150,000
事業計画管理地区調査費	125,250	15,300	6,300
広域農業基盤整備管理調査費	3,449,412	1,566,086	256,016
都道府県営事業地区計画費	36,000	—	—
特定農業用管水路等特別調査費	15,000	4,000	1,000
計画技術指針作成調査費	148,502	7,300	4,750
農業水利基本調査費	108,047	6,938	1,573
地下水調査費	106,300	5,500	21,000
土地利用計画調査費	34,050	1,300	500
農村整備・活性化基本調査費	100,800	8,600	8,600
集落地域整備推進方策策定調査費	8,500	—	—
農村基本資源調査費	30,000	—	—
農業農村整備事業計画検討調査費	96,700	9,000	10,000
農業生産基盤整備推進調査費	104,000	10,000	—
農村整備推進調査費	35,000	—	—
農用地基盤管理技術策定調査費	19,000	3,300	—
農村振興整備状況調査費	29,588	—	—
農村振興目標・方策調査費	16,400	—	—
多面的機能維持増進調査費	53,200	—	—
地すべり調査費	90,400	5,000	—
農村環境保全調査費	257,390	25,700	2,800
農地・水・農村環境保全向上手法確立調査費	139,000	6,500	4,500
技術調査費	3,049,091	19,441	35,199
事業実施調査費	460,788	14,960	—
土地改良事業等推進調査費	39,275	39,617	272
土地改良施設管理調査費	28,426	2,588	500
機構事業推進調査費	5,388	—	—
補助事業審査指導費	51,670	—	470
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	27,000	5,000	5,000

表10 18年度国営等地区調査の実施状況

区 分	農林水産省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
かんがい排水地区	5	5	10	3	3	2	5	2	1	1	2	—
かんがい排水 直轄明渠排水	5	5	10	3	3	1	4	2	1	1	2	—
総合農地防災地区	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
農地再編整備地区	1	—	1	1	1	1	2	2	—	—	—	—
農地再編整備地区	—	—	—	—	3	3	6	1	—	—	—	—
《国営地区計》	—	—	—	—	3	3	6	1	—	—	—	—
特定中山間保全整備地区	6	5	11	4	7	6	13	5	1	1	2	—
《国営等地区合計》	—	—	—	—	1	—	1	1	—	—	—	—
	6	5	11	4	8	6	14	6	1	1	2	—

件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業

(アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であって、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員がおおむね5m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置農法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

ウ 広域営農団地農道整備事業

(中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置農法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がお

おおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(オ)以外)

(イ) 既設農道の舗装整備

(ウ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備

(エ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の新設または改良

(オ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全面からの更新整備や、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行う事業である。採択要件は受益面積の合計が50ha以上、総事業費が30百万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となっ

て行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成18年度における農道整備事業の実施状況は表11のとおりである。

表11 平成18年度農道整備事業の実施状況

(単位：千円)

事業区分	地区数	国費額
広域営農団地農道整備事業	122	14,317,000
一般農道整備事業	212	7,136,000
農免農道整備事業	302	14,674,000

(2) 農村総合整備事業

ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニティー施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施するものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 5 国費 564百万円

イ 農村総合整備統合補助事業

本事業は、平成12年度に第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえて、農村総合整備事業を市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業を創設したものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

国費 1,903百万円

ウ 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロール的か廃による農業生産性及び土地利用の効率性の低下を防止するため、都道府県又は市町村によ

り、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施するものである。

集落基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 3 国費 288百万円

エ 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村、土地改良区等により、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 950百万円

オ 地域開発関連整備

(ア) 土地利用秩序形成型

本事業は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成等により、農業を含めた地域の開発・振興を図るため、土地利用調整計画に従い、非農業的土地利用と調整を図りつつ、ほ場整備を実施することにより、優良農用地の確保と非農用地の創設を行うものである。

(イ) 地域整備関連促進型

本事業は、地域の活性化に資すると認められる構想と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、これらの構想等の円滑な推進と農業の生産性の向上を図るものである。

地域開発関連整備の実施状況を以下に示す。

実施地区数 18 国費 837百万円

(3) 農村振興総合整備事業

ア 農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 81 国費 4,700百万円

イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合

補助事業として実施するものである。

農村振興総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 2,068百万円

ウ 美しい村づくり総合整備事業

本事業は、活力ある農林水産業の持続的な発展を図るとともに、自然環境や景観にも優れた美しい村づくりを実現するため、地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画により、農業生産基盤と生活環境等の総合的な整備を実施するものである。

美しい村づくり総合整備事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 850百万円

エ 村づくり交付金

本交付金は、地域の創造力を活かせるよう、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施するものである。

平成18年度には、農業集落排水施設の整備を単独で実施できることとした。

村づくり交付金の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 43 国費 25,000百万円

(4) 田園整備事業

ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的に行い、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 25 国費 1,607百万円

イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。

田園交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 6 国費 630百万円

(5) 地域用水環境整備事業

ア 地域用水環境整備事業

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能（地域用水機能）を有しており、このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中

で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、農業水利施設の適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

(ア) 地域用水環境整備事業

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。なお、市町村等が行う場合は、統合補助事業として実施。

実施地区数 120 国費 2,814百万円

新規採択地区数 21 新規採択総事業費 49億円

(イ) 歴史的施設保全事業

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施。

実施地区数 1 国費 26百万円

(6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

平成18年度には、新規整備の対象地域を沖縄県や離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく指定地域に限定し、それ以外の地域は市町村の自主性と裁量性の拡大を目指して、村づくり交付金で実施することとした。

国庫補助率は50%（内地、北海道）・60%（奄美）及び75%（沖縄）である。

農業集落排水事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 53 国費 20,940百万円

(7) 中山間地域総合整備事業等

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の

展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村。

国庫補助率は、55%（北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%）で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

中山間地域総合整備事業等の実施状況を以下に示す。

中山間地域総合整備事業

実施地区数 419地区 国費 38,020百万円
農地環境整備事業

実施地区数 25地区 国費 980百万円

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保全管理事業費

- (目) 国営総合農地防災事業費
- (目) 直轄地すべり対策事業費
- (目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）
- (目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）
- (目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

(項) 農村整備事業費

- (目) 中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）

(項) 農業施設災害関連事業費

- (目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱（40年12月24日40農地D第1829号）、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（42年3月8日42農地D第24号）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（60年4月5日60構改D第395号）、公害防除

特別土地改良事業実施要綱（47年1月11日46農地D第808号）及び国営総合農地防災事業実施要綱（元年7月7日元構改D第486号）等に基づいて計画的に行われている。

18年度における各事業の実施状況は、表12のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端の農業用排水施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で18年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で18年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で18年度は32地区で実施した。

(エ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び予防保全基本計画の策定を国が行う事業で18年度は83地区で実施した。

(オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業で18年度は7地区で実施した。

(カ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で18年度は29地区で実施した。

(キ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で18年度は248地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業等

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

表12 18年度農地防災等事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数				
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	全 計	計	完 了
国営総合農地防災事業	57,219,000	44,290,000	26	1	1	28	7
直轄地すべり対策事業	1,800,000	1,800,000	2	0	0	2	0
農地防災事業							
防災ダム事業	4,261,306	2,287,000	40	4	0	44	10
ため池等整備事業	47,782,439	24,786,161	712	271	0	983	333
湛水防除事業	31,739,393	16,469,000	184	16	0	200	25
農地保全事業							
地すべり対策事業	11,894,168	5,932,640	294	40	0	334	71
農地保全整備事業	9,561,098	5,390,000	114	12	0	126	27
農村環境保全対策事業							
水質保全対策事業	4,138,200	2,629,730	39	4	0	43	7
公害防除特別土地改良事業	2,340,759	1,200,000	5	5	0	10	0
地盤沈下対策事業	6,388,112	3,449,000	33	1	0	34	1
総合農地防災事業	3,327,646	1,784,000	21	2	0	23	2
中山間総合整備事業							
中山間地域総合農地防災事業	2,828,377	1,555,000	62	4	0	66	15
農業用施設災害関連事業							
鉍毒対策事業	106,000	53,000	1	0	0	1	1
計	183,386,498	111,625,531	1,533	360	1	1,894	499

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等
 に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、
 国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制
 整備を行う事業で18年度は257地区で実施した。

- (イ) 土地改良施設安全管理推進事業
 土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行
 う事業で全土連が実施した。
- (ロ) 農業水利施設保全対策事業
 農業水利施設の長寿命化の観点から、的確な施
 設の機能診断及び予防保全対策を18年度は81地区
 で実施した。
- (ハ) 国営造成水利施設保全対策事業
 国が策定した予防保全基本計画を踏まえ、施設
 の長寿命化に資する劣化原因の除去や劣化防止対
 策等の予防保全工事を行う事業で18年度は21地区
 実施した。
- (ニ) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業
 安全性の向上や技術的進展に的確に対応した管
 理技術の向上を図るため、指導・援助及び研修等
 を実施する事業で18年度は28地区で実施した。
- (ホ) 新農業水利システム保全対策事業
 農業構造改革と多様な水田営農を進めるため、

農業水利施設における水利用の効率化、施設管理
 の省力化を実現する「農業水利システム保全計画」
 と「管理省力化施設整備事業」等を併せて行うも
 ので18年度は471地区で実施した。

実施状況 (18年度)

	予算額(千円)
直轄管理事業	781,977
広域農業水利施設総合管理事業	374,756
国営造成施設水利管理事業	266,000
国営造成水利施設保全対策指導事業	900,000
国営造成水利施設保全対策推進事業	91,000
国営造成施設県管理補助事業	1,255,019
基幹水利施設管理事業	1,408,066
国営造成施設管理体制整備促進事業	2,949,256
土地改良施設安全管理推進事業	20,000
農業水利施設保全対策事業	900,000
国営造成水利施設保全対策事業	431,000
基幹水利施設管理技術者育成支援事業	266,017
新農業水利システム保全対策事業	3,399,000

5 海岸事業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全

表13 18年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
直轄海岸保全施設整備事業	3,700,000	3,700,000	2	1	3	0
海岸保全施設整備事業	8,982,822	4,775,900	111	2	113	12
海岸環境整備事業	1,249,500	416,500	15	0	15	4
津波・高潮危機管理対策緊急事業	734,000	367,000	—	—	—	—
計	14,666,322	9,259,400	128	3	131	16

施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、津波・高潮危機管理対策緊急事業により、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を実施した。18年度における海岸保全事業の実施状況は表13のとおりである。

6 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

(2) 新規災害

18年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表14のとおりである。

表14 18年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄	2	197,000
農 地	20,197	49,606,600
農 業 用 施 設	22,017	28,076,180
海 岸 保 全 施 設 等	68	5,472,000
計	42,284	83,351,780

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成18年5月23日から7月29日までの間における豪雨及び暴風雨（9月13日指定 政令第290号）

平成18年9月15日から9月20日までの間における暴風雨及び豪雨（11月15日指定 政令第359号）

また、局地的に激甚であった災害については、農地、農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の18年度における事業の実施状況は、表15のとおりである。

表15 18年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄	109,801	100,847
農 地	9,278,905	8,388,130
農 業 用 施 設	21,959,535	20,861,558
海 岸 保 全 施 設 等	2,826,373	1,978,273
計	34,174,614	31,328,808
農 業 用 施 設 関 連	23,599	18,880
農 地 災 害 関 連 区 画 整 備	0	0
海 岸 保 全 施 設 等 関 連	529,262	264,631
災 害 関 連 農 村 生 活 環 境 施 設	96,818	48,409
災 害 関 連 緊 急 地 す べ り	327,600	209,783
計	977,279	541,703
合 計	35,151,893	31,870,511

(3) 過 年 災 害

17年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち17年度に完了しなかったものの、18年度における事業の実施状況は、表16のとおりである。

表16 18年度過年災害の事業実施状況

区分	事業費(千円)	国費(千円)
直轄農地		
16年災	1,400,243	1,303,626
17年災	2,754,233	2,517,369
農業用施設		
15年災	66,419	62,434
16年災	4,981,458	4,777,218
17年災	3,862,736	3,661,874
海岸保全施設等		
16年災	37,409	28,506
17年災	121,025	92,221
農業用施設関連		
16年災	37,238	27,854
17年災	242	121
農地災害関連区画整備		
16年災	44,827	34,248
災害関連農村生活環境		
16年災	195,527	150,360
17年災	85,428	42,714
計	13,586,785	12,698,545

7 その他の事業

(1) 元気な地域づくり交付金のうち農村の振興

良好な農村景観の再生・保全に向けた土地改良施設等の改修などを支援することにより美しい田園風景を復興するとともに、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化、都市と農村の共生・対流や活力と個性あるむらづくり等に資する情報通信基盤の整備を実施する。

事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、農業協同組合等

交付率：定額（1/2以内、1/3以内等）

予算額：41,526百万円の内数

(2) 元気な地域づくり交付金のうち

農業生産の基盤の整備

優良農地の確保等に資する、遊休農地の解消、基盤整備を契機とした担い手の育成・農地の利用集積、産地づくり、環境保全型農業の推進及び田園自然環境の創造等の推進を図るため、地域の自主性や創意工夫を活かした柔軟、かつ、きめの細かい農業生産基盤の整備・保全施策等を支援する。

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農

業協同組合、農業者が組織する団体等

交付率：定額(1/2相当、土地改良法に基づく補助率相当等)

予算額：41,526百万円の内数

(3) バイオマスの環づくり交付金

本事業は、地域で発生するバイオマス資源を、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取り組みを支援するものである。

バイオマスの環づくり交付金の予算額を以下に示す。

国費 13,729百万円の内数

(4) バイオマス利活用フロンティア推進事業

本事業は、バイオマスプラスチックの利活用を推進するため、地域における農業資材、食器やゴミ袋等バイオマスプラスチック製品の導入等を推進するための取り組みに対して支援するものである。

バイオマス利活用フロンティア推進事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 12 国費 161百万円

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

ア) 設立等

平成18年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表17のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりである。

表17 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	5,853	81	5,934
本年度設立地区数	54	0	54
本年度解散地区数	275	2	277
現在地区数	5,632	79	5,711
のべ面積 (ha)	2,795,220	295,169	3,090,389

土地改良事業団体連合会48団体、都道府県土地

改良事業団体連合会6,901会員（うち土地改良区（土地改良区連合を含む）4,961、市町村1,741、農業協同組合等199）

(イ) 検査

土地改良法第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。

毎年度の検査は、年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務の規模等を勘案して農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分した検査計画を作成し、検査を実施している。なお、これら土地改良区等に対する検査は、原則として3年ごとに行うこととしている。

イ 水土保全強化対策事業

農村地域の都市化・混住化の進展や農業者の高齢化・後継者不足等に伴う集落機能の低下を起因とした土地改良施設管理の困難化の進展、農業構造改革の加速化・米政策改革に伴う担い手の育成と合理的な水管理・土地利用調整による農用地の利用集積の推進、土地改良事業の実施に関する地元調整課題の増加等、土地改良区は諸課題への的確な対応が求められている。

このような実情にかんがみ、次の事業を行ったものである。

(ア) 土地改良施設管理指導事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の円滑な管理を図るために行う、土地改良施設の診断・管理指導及び土地改良区等と地域住民等が連携した施設管理に関する事業。

(イ) 土地改良換地等促進事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地事務の適正かつ円滑な推進を図るために行う、土地改良換地士等の技術強化のための研修及び換地事務指導並びに農用地の利用集積の技術的指導等。また、全国農業会議所及び都道府県農業会議が、交換分合による農用地集団化の推進を図るために行う、交換分合に関する啓発普及、技術指導等。

(ウ) 土地改良相談等事業

都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区等の土地改良事業の事業主体に対して行う、土地改良事業に関する苦情・紛争等についての調停並びに非補助土地改良事業の推進に関する助言及び指導。また、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地に関する

異議紛争について、早期解決及び未然防止を図るために行う助言及び指導。

なお、平成18年度は、5億4,843万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、近年における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業と、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修を行う土地改良区統合整備連携緊急対策事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設改善対策事業を実施するとともに、水田の畑地転換について一定規模以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する畑地転換に伴う施設改善対策事業の増嵩分に対して助成する畑地化対策事業を実施した。

なお、平成18年度の実施状況は、表18のとおりである。

表18 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況
(単位：千円)

	17年度	18年度
年間総事業費	12,701,202	12,452,421
国庫補助額	3,887,639	3,809,887

エ 土地改良区組織運営基盤強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等、土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、農村地域の環境との調和に配慮しつつ、合理的な水・土地利用の調整ときめ細かい水管理の必要性等を踏まえ、より適切かつ効率的な施設管理が期待されている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、土地改良区は零細・小規模で財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている事態が生じている。

このような実情にかんがみ、

- (ア) 土地改良区等が土地改良施設の効率的・適正な維持管理、土地利用調整、農業の多面的機能の発揮への関与等による地域社会への貢献等に総合的に対応するために必要な基本計画を策定する事業運営改革基本計画策定事業
- (イ) 土地改良事業団体連合会に、広域的な統合整備や米政策改革を踏まえた土地利用調整を推進するための指導体制を整備する土地改良区組織運営基盤強化推進事業
- (ロ) 都道府県が策定している統合整備基本計画等に即して行う土地改良区の合併又は合同事務所の設置や、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業
- (ハ) 国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織運営基盤を強化する必要があるものについて指導を行う国営関連土地改良区整備強化対策事業
- (ニ) 都市化・混住化や管理施設の高度化・複雑化等により農業用排水路等の維持管理に著しい支障が生じている土地改良区が、
 - ① 土地改良法第56条第2項に基づく市町村等協議を実施するため、管理に要する費用の分担計画の策定等
 - ② 地域住民の参画を得て行う地域環境の維持・創造に資する活動の実施及び管理作業へ地域住民が参画するための協定書の策定等
 - ③ 集落管理組織の機能が低下している土地改良区が効率的な水管理システムを構築するための農業用水管理系統再編計画の策定等
 を行う農業用排水路等管理組織整備推進事業を実施した。

なお、平成18年度は、2億4,340万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

(2) 農用地等集団化

ア 換地処分の事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分の事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

イ 交換分合附帯農道等整備の実施

交換分合の推進を図るため、交換分合の対象となる農用地の条件を均等化し、大型機械の導入による労働力の節減など集団化の効果を一層向上させるため、交換分合と一体の計画の下で実施する農道等の整備に対して助成を行った。

ウ 平成18年度予算額

41,526百万円の内数（元気な地域づくり交付金）

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、18年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表19のとおりである。

表19 管理委託実績（18年度末）

国営土地改良事業完了		
地区数		1,625地区
管理委託済施設数		
グム、頭首工、揚水機場等		1,358施設
水路、道路		16,512km

(4) 融資関係

ア 農業基盤整備資金（耕地）

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表20のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金598万円で前年比73.0%、非補助資金は融資実績なしで、合計598万円で前年比73.0%となった。

表20 18年度貸付実績額

(単位：百万円、%)

	18年度貸付 実績額A	17年度貸付 実績額B	A/B
農業基盤整備資金			
(耕地)	14,378	15,733	91.4
補 助	11,029	11,951	92.3
県 営	8,491	9,474	89.6
団 体 営	2,538	2,477	102.5
非 補 助	3,349	3,783	88.5
一 般	3,349	3,783	88.5
利 子 軽 減	0	0	0
担い手育成農地集積資金	9,757	10,683	91.3
合 計	24,136	26,416	91.4

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表21のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額が708万円 で前年比49.7%であった。

(5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額（平準化目標額）を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成18年度末現在で、814地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成18年度末現在で、1,691地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成18年度末現在で、27地区認定している。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成18年度末現在で、57地区指定している。

オ 平成5年度及び平成15年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度及び平成15年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度及び平成15年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、これまで、58地区に対し利子補給を行った。

2 農業水利関係

河川法に基づく水利使用に関する協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならない。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0 m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表21のとおりである。

表21 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
10	30	2	32
11	17	1	18
12	11	2	13
13	19	3	22
14	17	0	17
15	26	2	28
16	21	1	22
17	12	1	13
18	17	1	18

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。

第9章 農林水産技術会議

第1節 農林水産研究開発の推進状況

1 農林水産技術会議の運営

(1) 農林水産技術会議の審議状況

農林水産技術会議は、国家行政組織法の特別の機関として農林水産省に設置されており、試験研究の基本的計画の企画・立案、農林水産省の試験研究機関及び農林水産省所管の独立行政法人の行う試験研究の調整、状況及び成果の調査、都道府県その他の者の行う試験研究に対する助成、試験研究と行政部局の掌握する事務との連絡調整等を行っている。

平成18年度においては、農林水産技術会議は計10回開催され、農林水産試験研究に係る重要課題についての報告・検討が行われた（表1参照）。

(2) 農林水産技術会議事務局の概況

平成18年度の主要施策は以下のとおりである。

ア 農業経営の発展の基礎となる革新的生産技術の開発

(ア) 輸入農産物との競合が激しい加工・業務用農産物の自給率向上を図るため、各用途に適した品質に関する知見を活用して画期的な特性を有する農産物を開発するとともに、これを低コストで安定供給できる生産技術の開発を推進した。

(イ) 資料自給率向上を図るため、自給飼料の生産性やTDN含量を画期的に向上させる品種・栽培技術や、省力的な収穫・調整技術を開発するとともに、自給飼料多給による畜産物生産技術の開発を推進した。

イ 食品の安全・信頼の確保

食品の製造・流過程における安全性・信頼性を確保するため原産地表示等の高度偽装防止技術等を開発するとともに、食品の高付加価値化を図るため、食品の機能性について科学的根拠に基づいた評価技術の開発を推進した。

ウ 機能性を付与した農産物の研究開発と実用化促進

(ア) 産学官連携の下、独法の有する技術シーズの実

用化・産業化を図るため、機能性農産物の研究開発を強化し、機能性の効果の検証と安全性評価等を重点的に実施した。

(イ) 遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価に必要な研究開発を強化するとともに、遺伝子組換え作物と一般作物との共存のための技術開発に取り組んだ。さらに、遺伝子組換え作物等に関する意識調査を実施した。

エ 地球温暖化防止のための研究開発の強化

平成17年2月に発効した「京都議定書」に掲げられた目標の達成に資するため、EU等でも取組が開始されている森林生態系等における炭素循環モデルの開発等の地球温暖化防止に向けた研究を拡充するとともに、バイオマスエネルギー生産技術の実用化研究を加速した。

オ 競争的研究資金の拡充

現場の課題に対し地方大学等の研究機関等が結集し、コーディネート機関の支援を通じて早期実用化を図る研究を推進した。

表1 農林水産技術会議の審議状況

回数	開催年月日	議 題 等
1	18. 4.18	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の農林水産研究開発の重点事項について 平成18年度の広報活動の年間実施計画について 平成17年度の農林水産研究施策の検証結果と平成18年度の工程表の策定について 農業関係試験研究独立行政法人の中期目標・中期計画について
2	18. 5.16	<ul style="list-style-type: none"> 第一線の研究者等との懇談（平成18年度第1回） 「ナノバイオデバイス研究の動向と農林水産分野に期待するナノバイオ技術」 平成19年度の予算要求の方針について
3	18. 6.26	<ul style="list-style-type: none"> 地域における農林水産研究の推進について—現場に直結する技術開発の特徴的な取組み—

- | | | | | | |
|---|----------|--|----|----------|--|
| 4 | 18. 7.18 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議の動き（平成19年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針について） ・平成19年度予算概算要求の概要について ・政策評価（委託プロジェクト研究等の事前評価について） ・政策評価について ・競争的資金の在り方について | 10 | 19. 3.27 | <ul style="list-style-type: none"> ・産学官の研究機関代表者等との意見交換（平成18年度第2回）
「世界の中の日本：日本の国際農業戦略」 ・地域における研究成果の普及の現状と課題について ・農林水産研究基本計画の改定及び農業関係試験研究独立行政法人の中期目標・中期計画の変更について ・政策評価（委託プロジェクト研究の中間・事後評価等）について ・農林水産研究知的財産戦略の策定について ・平成19年度の農林水産技術会議の運営方針について |
| 5 | 18. 9.19 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度予算概算要求について ・平成17事業年度及び中期目標期間の独立行政法人評価結果について ・第二期中期目標期間における独立行政法人の運営について
（(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)農業生物資源研究所、(独)農業環境技術研究所、(独)国際農林水産業研究センター） | | | |
| 6 | 18.10.17 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における農林水産研究の推進について一現場に直結する技術開発の特徴的な取組み | | | |
| 7 | 18.11.21 | <ul style="list-style-type: none"> ・産学官の研究機関代表者等との意見交換（平成18年度第1回）
「マエカワの技術開発と産学官連携への提言」 ・政策評価について（「農林水産研究の重点目標」に即した研究の進捗状況の検証について、近年の研究成果の普及・活用状況に関する調査結果について） ・第二期中期目標期間における独立行政法人の運営について
（(独)森林総合研究所、(独)水産総合研究センター） | | | |
| 8 | 19. 1.16 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度予算の概算決定について ・第一線の研究者等との懇談（平成18年度第2回）
「遺伝子組換え技術による色変わりバラの開発について」
「細胞壁糖鎖の改変による不稔植物の作出について」 | | | |
| 9 | 19. 2.20 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産研究基本計画の改定及び農業関係試験研究独立行政法人の中期目標・中期計画の変更について ・農林水産研究知的財産戦略の策定について | | | |

2 農林水産研究開発の戦略的推進

(1) 農林水産研究基本計画に基づく施策の推進

農林水産研究基本計画は、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）など農林水産研究をめぐる情勢の変化に対応して、平成17年3月30日に策定された。

農林水産技術会議では、農林水産研究基本計画について、新たな「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）、「水産基本計画」（19年3月20日閣議決定）のほか「科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）の策定及び諸情勢の変化を背景とした新たな研究開発課題（バイオエタノールの開発等）等に対応するため、これまでの研究の進捗状況等も踏まえた見直しを行い、平成19年3月27日、本計画の一部改正を行った。

この改正を踏まえ、農林水産技術会議事務局では、本計画に基づいて、農林水産研究がその役割を十分果たせるよう、一層強力に施策を推進することとしているところである。

(2) 総合科学技術会議との連携

総合科学技術会議は、我が国全体の総合的な科学技術推進の司令塔として、科学技術政策の企画、立案及び総合調整機能を充実する観点から、平成13年1月、内閣府に設置された。

総合科学技術会議においては、科学技術の戦略的推進やシステム改革を具体的に進める観点に立って、毎年、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の策定を通じ、その機能を積極的に発揮している。農林水産省においても、平成18年度同方針に沿って、農

林水産研究開発予算を重点化する等の確に対応し、農林水産研究開発の効率的な推進を図った。

また、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）に適切に対応するため、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議決定）に基づき、農林水産省においても「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」及び「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を平成18年12月15日に策定し、研究活動のさらなる適正化を図った。

3 研究開発体制の整備

(1) 農業関係試験研究独立行政法人

農林水産技術会議事務局は、農業関係の4つの試験研究独立行政法人を所管している。平成18年度の取組は以下の通りである。

ア (独) 農業・食品産業技術総合研究機構

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）に基づき、平成18年4月1日に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所、(独)食品総合研究所及び(独)農業者大学校が統合され、新たに(独)農業・食品産業技術総合研究機構が発足し、次の4つの業務を実施した。

(ア) 農業・食品産業技術研究等業務

〔運営費交付金 410億8,713万円〕

農業・食品産業技術研究等業務については、①農業の競争力強化と健全な発展に資する研究、②食の安全・消費者の信頼確保と健全な食生活の実現に資する研究、③美しい国土・豊かな環境と潤いのある国民生活の実現に資する研究を重点的に実施した。

(イ) 基礎的研究業務

〔運営費交付金 74億9,000万円〕

基礎的研究業務については、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果の普及を図ることとしており、①新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業、②生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業を実施した。

(ウ) 民間研究促進業務

〔産業投資特別会計出資金（当初計画額）8億円〕

民間研究促進業務については、出融資事業を見直し、民間の活力を活かした生物系特定産業技術に係る実用化段階の技術開発を促進するため、委託方式による民間実用化研究促進事業を18年度よ

り開始した。

(エ) 農業機械化促進業務

〔運営費交付金 18億8,591万円〕

農業機械化促進業務については、①農林水産大臣の定めた「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、政策上不可欠な農業機械を、民間企業との共同研究により緊急開発、その実用化の促進、②将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する基礎・基盤研究、③農業機械の性能及び安全性の向上に資する型式検査及び安全鑑定等を実施した。

イ (独) 農業生物資源研究所

〔運営費交付金 74億6,741万円〕

①遺伝資源及びゲノムリソースの高度化と活用、②農林水産物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明、③新たな生物産業の創出に向けた生物機能利用技術の開発を重点的に実施した。

ウ (独) 農業環境技術研究所

〔運営費交付金 32億8,004万円〕

①農業環境のリスクの評価及び管理に向けた研究開発、②自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造・機能の解明、③農業生態系の機能の解明を支える基盤的研究を重点的に実施した。

エ (独) 国際農林水産業研究センター

〔運営費交付金 32億3,673万円〕

①国際的な食料・環境問題の解決に向けた農林水産技術の研究開発、②国際的な食料・農林水産業及び農産漁村に関する動向把握のための情報の収集、分析並びに提供を国際的な連携・協力の下で重点的に実施した。

(2) 施設整備

ア 筑波事務所

農業関係試験研究独立行政法人が研究等を遂行するうえで必要な共同利用施設（予算額5億8,731万円、追加補正予算額（耐震改修）4億6,041万円）の整備を行った。

イ 省庁別宿舍

独立行政法人の役職員に貸与している省庁別宿舍（予算額2億4,929万円）の整備を行った。

ウ 独立行政法人

農業関係試験研究独立行政法人が行う試験研究の飛躍的な推進のための基盤となる施設（予算額14億5,545万円の整備を行った。

(3) 職員の資質向上施策

ア 農業中核研究員養成研修

独立行政法人及び都道府県において、総合的な試験研究の企画・立案及びその推進業務と研究成果の普及への受け渡し業務を円滑に推進するための高い資質を有する研究者を確保するため、実施している。

平成18年度は55名が受講した。

イ 農林水産研究高度化人材育成セミナー

農林水産業の現場における問題に対する深い洞察力や試験研究に関する諸制度に対する理解力を備えた研究者を育成するため、実施している。

平成18年度は33名が受講した。

4 研究開発の評価

(1) 評価制度の整備

農林水産研究基本計画（平成17年3月農林水産技術会議決定）を踏まえ、農林水産研究基本計画の検証・評価など以下の評価に取り組むこととして、平成18年3月、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」を改定した。平成18年度より本指針に基づき評価を実施している。

ア 農林水産研究基本計画の検証・評価

農林水産研究の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、農林水産研究基本計画の「II 農林水産研究の重点目標」に位置付けられた研究開発及び「III 農林水産研究に関する施策」に位置付けられた研究施策を対象に、毎年度検証を実施し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な評価を実施する。

イ 事業評価

(ア) 研究制度評価

産学官の連携、競争的環境の整備等を目的とした各種の研究制度について、事前・中間・事後の評価を実施する。

(イ) 研究課題評価

委託プロジェクト研究、競争的研究資金制度等における個々の研究課題について、事前・中間・事後の評価を実施する。

ウ 追跡調査・検証

研究終了後、一定期間経過後の研究成果についての普及・活用状況等の調査・検証を実施する。

エ 独立行政法人評価

独立行政法人通則法に基づき、外部の学識経験者によって構成される独立行政法人評価委員会により、独立行政法人の毎年度の業務実績の評価及び中期目標期間の業務実績の評価を実施する。

(2) 評価実績の概要

ア 農林水産研究基本計画の検証

農林水産研究の重点目標の検証を11月に実施した。全体としては研究開発が順調に進捗していると判断され、検証結果は研究の企画立案、農林水産研究基本計画の見直しに反映された。農林水産研究に関する施策の検証を平成19年3月に実施し、翌年度の農林水産研究施策の工程表に反映された。

イ 事業評価

(ア) 研究制度評価

平成19年度予算要求において拡充要求を行う1制度の事前評価を8月に、制度開始後5年が経過する1制度の中間評価を平成19年3月に実施した。

(イ) 研究課題評価

①委託プロジェクト研究について、平成19年度予算要求に係る事前評価（5課題）を8月に、中間評価（1課題）及び事後評価（10課題）を平成19年3月に実施した。②競争的研究資金制度における個々の研究課題について、4月～11月に事前評価（採択）112課題（応募課題479課題に対し112課題を採択）を、4月～5月に中間評価117課題、5月～7月に事後評価106課題を実施した。

ウ 追跡調査・検証

平成13年度から平成16年度の間に公表した研究成果823件に対し、普及・活用状況の把握等の調査・検証を実施した。

エ 独立行政法人の評価

独立行政法人評価委員会（農業技術分科会）において、農業技術分野の6法人の平成17事業年度の業務実績の評価及び第1期中期目標期間の業務実績の評価を8月に実施した。第1期中期目標期間及び平成17年度の評価結果は、機関全体の評価としては6法人すべてAとなった。また、第2期中期目標、中期計画についての意見の審議や退職役員の業績勘案率の決定を行った。

5 先端技術の安全性確保のための取組

遺伝子組換え等先端技術は、物質生産及び食料・環境問題の解決に貢献する技術として世界的に大きな期待が寄せられているが、その成果を実用化し、社会に還元していくためには、安全性と国民の安心を確保することが必須である。このため、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)に基づき、18年度においては環境省と共同で生物多様性影響評価検討会農作物分科会を10回、同総合検討会を8回開催し、学識経験者から生物多様性影響

評価の意見を聴取し、21件の遺伝子組換え農作物の使用等について生物多様性影響を生ずるおそれはないとの意見を取りまとめた。

また、平成7年度から遺伝子組換え技術に関する理解の増進を狙いとしたコミュニケーション活動に取り組んでおり、平成18年度においては、①有識者から助言を頂く「バイオテクノロジー企画会議」（3回開催）の運営を核として、②少人数の市民参加の下で集中した意見交換を行う「地域コミュニケーション会議」（全国8カ所）、③各地の自主的な取組みを実習・講義を組み合わせて支援する「連携コミュニケーション」（全国21カ所）、④「地域コミュニケーション会議」の結果を受け、今後のコミュニケーション活動の展開方向について総括的議論を行う中央シンポジウム「バイオテクノロジー推進シンポジウム」（1回開催）の実施、⑤様々な媒体（パンフレット、インターネット等）を用いた広報活動、⑥消費者等一般市民、約3,000人を対象とするWebアンケート調査などを実施した。

6 研究開発基盤の整備

(1) 農林水産研究計算センター

農林水産研究計算センターは、昭和53年に農林水産業に係る試験研究の効率化推進を支援するため、農林水産省試験研究機関の共同利用施設として農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置された。

以降、ユーザがいつでも、どこからでも利用できること、また、迅速かつ正確に科学技術計算や農林水産研究技術情報の検索サービス・提供ができることを目標として整備を進めてきた。

また、農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN)を運営し、農林水産省試験研究機関及び農林水産省が所管する独立行政法人を始め、農林水産省の行政部局や公立農林水産試験研究機関とのネットワーク接続を行い、農林水産研究情報のインフラ整備を推進している。

(2) 農林水産研究情報センター

農林水産研究情報センターは、国内外の試験研究情報を広域的に収集し、図書館としての利用に供するとともに、収集した文献情報等をコンピュータ処理し、利用者に迅速かつ的確に提供することを目的として昭和53年10月に農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置された。昭和59年4月には、国立国会図書館支部農林水産省図書館農林水産技術会議事務局筑波事務所分館となった。

主要業務は以下のとおりである。

ア 図書資料の収集・管理とサービス

図書資料の収集は、購入・寄贈（デポジトリイ-保存図書館機能-を含む）により行っている。

図書資料の管理は図書資料管理システム(ALIS)で行っており、蓄積した書誌所在情報はWeb-OPAC(農林水産関係試験研究機関総合目録)によりインターネットを利用して広く公開している。

また、農林水産関係の独立行政法人等研究機関に対し、外国雑誌のコンテンツサービス、文献複写サービス、レファレンスサービス等を行っている。

イ 研究情報のデータベース化と提供

農林水産関係の独立行政法人等研究機関において実施している研究課題データベース「RECRAS」及び、毎年度の成果を集めた研究成果情報データベース並びに国内の農林水産関係文献情報データベース「JASI」を作成している。

また、世界の農林水産関係文献情報の収集・提供を目的としてFAOが運用している国際農業科学技術情報システム(AGRIS)のインプットセンターとして国内の文献情報を提供し、国際的に流通させている。

平成18年度末で提供しているデータベースの種別は、文献情報(10種)、研究課題情報、研究成果情報、WWWディレクトリ情報、書誌所在情報等であり、いずれもインターネットを利用して提供している。

7 研究交流の推進・研究開発成果の広報等

(1) 農林交流センター

農林交流センターは、平成元年8月に農林水産研究に係る産学官の交流の円滑化、国際的な研究交流等を図るため、農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置され、各種施設をセミナー、ワークショップおよび報道関係者に対するレクチャー等で活用されている。

その主な内容は以下のとおりである。

ア セミナー等の開催

産学官及び外国の研究者に出会いの場を提供するため、独立行政法人の研究者等を講師に、平成18年度は計13回の①ワークショップ、②国際交流セミナー、③農林交流センターシンポジウム等を行った。

また、「農林交流センターニュース」を通算399号まで発刊し、各種施設で開催されるセミナー、研究会等の案内、研究者の海外における活躍、研究トピックス等を各方面に提供している。

イ 外国人研究者等支援事業

筑波農林団地に滞在する外国人研究者及びその家族に対する日常生活等の必要な情報提供・問題解決のための相談等の支援事業を実施しており、平成18

年度の相談件数は2,076件であった。

そのほか、国内・海外研修生及び、交流研究員の宿泊施設の運営管理を行っており、平成18年度は国内関係で43,166人、海外関係で延べ18,914人の宿泊があった。

(2) (社)農林水産技術情報協会

社団法人農林水産技術情報協会は、国、独立行政法人、都道府県、民間等の試験研究機関と広く連携を保ちつつ、試験研究・技術開発に関する情報交流及び調査、技術開発、研究成果の移転並びに研究交流に対する支援、印刷物の刊行等を行うことにより農林水産技術の普及・向上を図ることを目的として、昭和52年に設立された公益法人である。平成18年度は、農林水産大臣認定 TLO（技術移転機関）として「農林水産技術移転促進事業」及び農業・食品産業競争力強化対策事業（広域連携等産地競争力強化支援事業のうち知識集約型産業創造対策事業）の補助事業の他、融合新領域研究戦略的アセス調査、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業研究課題調査分析及び諫早湾干拓環境保全型農業検討の委託事業等を実施した。

(3) (社)農林水産先端技術産業振興センター

(社)農林水産先端技術産業振興センター（略称：STAFF）は、幅広い分野の企業・団体等が集まり、異業種間の交流と産学官の連携を図りながら、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に関する事業を実施するため、平成2年10月16日に設置された。

その事業の内容は、①先端技術の研究開発と産業化に関する実効性のある政策提言、②農林水産省の支援による先端技術の研究開発プログラム等の企画立案・実施、③公的機関との連携による技術・製品の試験評価とパブリック・アクセプタンス確保等に係る普及啓蒙、④企業・団体等異業種間の交流促進等である。

平成18年度は、バイオテクノロジー技術及び同技術の安全についての情報提供や啓発活動等を実施した。

(4) 研究成果発表・刊行物等

ア 研究活動調査

研究活動調査では、農林水産関係試験研究機関における研究活動の実態を把握するため、国、独立行政法人及び都道府県の農林水産試験研究機関の人員、資金等及び試験研究課題、試験研究業績の概要を調査した。

イ 海外調査

海外調査では、農林水産分野で緊急度が高く国内で把握困難な事項について、海外の先進的な技術開発及び研究動向を的確に把握し、我が国の農林水産

関係試験研究の効率的な推進に資するため、平成18年度は、「米国におけるダイズゲノム研究の現状と動向調査」、「ブラジルにおけるサトウキビの効率的生産技術に関わる研究動向調査」及び「欧州における木質バイオマス利用システムの現状と動向に関する現地調査」において現地調査を実施した。

ウ 広報活動

平成18年度の広報活動は、消費者、青少年、生産者等対象を明確にした従来の広報活動をいっそう充実させるとともに、新たに遺伝子組換え技術に関するコミュニケーションの推進等を行った。

(ア) 月刊技術会議

農林水産技術会議の審議事項や技術政策関連の広報誌として、「月刊技術会議」を発行した。

平成18年度においては、No.59～70を刊行し、技術会議の審議内容の報告、プロジェクト研究の紹介、研究所の紹介、記者発表等を掲載した。なお、3月号のNo.70で終巻とし、技術会議事務局からの情報伝達の方法は次年度4月から配信の「食と農の研究メールマガジン」へ引き継いだ。

(イ) 農林水産研究開発レポート

農林水産研究開発レポートは、農林水産技術会議が監修し、技術政策上重要な課題を取り上げ、背景・経緯、研究開発の内容と成果、解決すべき研究課題と今後の取組方向等の内容を平易に解説したものであり、平成18年度は、「野生動物による農林業被害を防ぐ技術」、「新たな用途をめざした稲の研究開発 平成18年度版」、「水田・畑輪作体系を進める効率的な新技術」、「スギ人工林資源活用のための木材加工・利用技術の開発」の課題でNo.17～20を刊行した。

(ウ) 最近の主な研究成果

最近の主な研究成果はサブタイトルに「食と農の未来を拓く技術開発」とし、ここ数年の成果を紹介するものとして発行した。

(エ) 食と農の扉

消費者に農林水産業に関する試験研究の姿や成果を分かりやすく伝える情報誌として「食と農の扉」を発行した。特集は2号「果物・甘い生活」、3号「やすらぎ」とした。

(オ) 農と食のサイエンス

青少年の食べ物や農林水産業の研究開発への理解を促進するために、研究の成果を文と漫画で紹介する「農と食のサイエンス」2号を発行した。

(カ) 研究成果シリーズ

研究成果シリーズは、農林水産技術会議が推進

したプロジェクト研究の最新の成果を取りまとめたものであり、平成18年度は、「農林水産バイオリサイクル研究—畜産エコチーム—」他、No. 440～441、444、447～454を刊行した。

エ 農林水産業に関する研究成果発表会

試験研究における成果を広く行政部局、関係団体等に紹介するとともに、これら関係者からの提言を試験研究に反映させるため、農林水産業研究成果発表会を昭和42年度から実施しているが、平成18年度は、「担い手の経営発展を支援する研究開発」を統一テーマに次のとおり行った。

(地域)	(期日)	(開催地)	(サブテーマ)
北海道地域	18. 8. 8	帯広市	北海道の畑作・酪農発展のための新技術
東北地域	18. 8. 3	福島市	東北の米・麦・大豆作営農を支える新技術
北陸地域	18. 8.23	長岡市	水田農業における担い手の経営発展を支援する研究開発
近畿中国地域	18. 8.24	岡山市	中山間地域における水田農業の展望と新技術
九州沖縄地域	18. 8.31	筑紫野市	夢ある生産者、のびゆく産地を創る技術開発

なお、本成果発表会は本年度で終了した。

(5) 新品種命名登録

育種研究の成果である農作物品種の速やかな普及に資するため、「農業試験研究独立行政法人等育成農作物新品種命名登録要綱」(平成13年4月17日付12農会第3072号農林水産事務次官依命通知)に基づき、平成18年度は17作物34品種を命名及び登録した。

これらの命名登録品種の品種名、登録番号は次のとおりである。

(水稻)

華麗舞	(水稻農林415号)
萌えみのり	(水稻農林416号)
夕やけもち	(水稻農林糯417号)
はいいぶき	(水稻農林418号)
タチアオバ	(水稻農林419号)
ほしまる	(水稻農林420号)
ニューヒカリ	(水稻農林421号)

(小麦)

もち姫	(小麦農林糯166号)
-----	-------------

トワイズミ	(小麦農林167号)
きたほなみ	(小麦農林168号)
(二条大麦)	
キリニジョウ	(二条大麦農林24号)
(ばれいしょ)	
こがね丸	(ばれいしょ農林55号)
ノーザンルビー	(ばれいしょ農林56号)
シャドークイーン	(ばれいしょ農林57号)
インカのひとみ	(ばれいしょ農林58号)
さやあかね	(ばれいしょ農林59号)
(だいず)	
ことゆたか	(だいず農林132号)
ゆきぴりか	(だいず農林133号)
タチホマレ	(だいず農林134号)
(いぐさ)	
ひのはるか	(いぐさ農林9号)
(そば)	
キタノマシユウ	(そば農林4号)
(さとうきび)	
Ni22	(さとうきび農林22号)
Ni23	(さとうきび農林23号)
(なす)	
あのみり	(なす農林交4号)
(たまねぎ)	
クエルリッチ	(たまねぎ農林交9号)
SRG-12	(たまねぎ農林交親10号)
(くり)	
ぼろたん	(くり農林8号)
(ぶどう)	
ビジュノワール	(ぶどう農林23号)
(パインアップル)	
ゴールドバレル	(パインアップル農林6号)
(おうとう)	
紅きらり	(おうとう農林2号)
(チューリップ)	
春天使	(チューリップ農林28号)
(茶)	
ゆめわかば	(茶農林53号)
ゆめかおり	(茶農林54号)
(ギニアグラス)	
パイカジ	(ギニアグラス農林4号)

第2節 農林水産研究開発の実施

1 作物対応研究

(1) 低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定提供技術の開発

(平成18～22年度) (予算額 5億800万円)

食の外部化に対応した国産農産物の需要確保のため、加工適性が高く低コストで適時調達可能な加工・業務用農産物の生産技術を開発する必要がある。

このため、①輸入品に対して優位性を発揮できる高品質な加工・業務用農産物の開発、②超省力・低コスト化技術確立による生産性の飛躍的向上のための技術開発、及び③研究機関、生産者、食品産業の共同（モデルコンソーシアム）による加工・業務用農産物の利用技術の開発を行った。

(2) 粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発

(平成18～22年度) (予算額 5億4500万円)

現在輸入されている粗飼料を全量国産化、輸入飼料への依存体質からの脱却に資する技術開発を行う必要がある。

このため、①自給飼料の生産量・質の画期的な向上による TDN（可消化養分総量）増産技術の開発、②自給飼料多給を基本とする効率的な畜産物生産技術の確立、及び③研究機関、コントラクター（飼料作物の生産、収穫・調製、流通の担い手）、畜産農家の連携による技術の確立と経営評価を行った。

(3) 生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発

(平成16～20年) (予算額 1億9,358万6千円)

近年、国民の環境に対する関心の高まりや安全・安心な農産物へのニーズが高まってきていることから、殺虫・殺菌剤、除草剤、化学肥料等の使用量を低減するための技術開発を強化して推進する必要がある。

このため、植物自身もつ病害抵抗性を人為的に強化することによる病害防除技術、害虫の天敵を誘引する物質を利用した害虫防除技術、微生物を活用して作物の養分吸収を促進する技術など、作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発、及びこれら技術を効果的に実施するためフィールドサーバ、フェロモントラップ等を活用した病虫害発生予察技術の開発についての研究を行った。

2 畜産対応研究

(1) 牛海綿状脳症(BSE)及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発

(平成15～19年度) (予算額 8億5,695万円)

BSEに関しては、平成14年4月の「BSE問題に関する調査検討委員会」報告及び同年7月に施行された「牛海綿状脳症対策特別措置法」において、BSE研究についても研究体制を整備・強化し、BSE発生メカニズムの解明を急ぐべきとされたところである。このような情勢に対応し、国民の食の安全・安心に対する不安感解消を目的に、BSE制圧のための技術開発として、①プリオン蛋白質の性状解明、②プリオン病の病態解明と診断技術の開発、③環境中の異常プリオン蛋白質の動態解析及び不活化技術の開発を実施した。

また、鳥インフルエンザ等主要な人獣共通感染症についても、国内発生時における国民の不安解消と畜産業への影響軽減に資するため、①診断・流行予測技術の開発、②感染予防技術の開発、③病原体の体内増殖及び対外排泄抑制技術の開発についての研究を行うとともに、①媒介動物一家畜での病原体の感染・増殖・排出メカニズムの解明、②サーベイランスのための簡易・迅速診断技術の開発をおこなった。

(2) 安全・安心な畜産物生産技術の開発

(平成17～19年度) (予算額 1億1,819万円)

我が国の畜産においては、成長促進を目的とした抗菌性飼料添加物や疾病治療のための動物用医薬品が多量に使用されており、これによる薬剤耐性菌の発生等が危惧されている。また、EUでは農相理事会において、成長促進を目的とする抗生物質の使用を平成18年度までに段階的に廃止する方針が決定された。

このため、食の安全・安心への関心が増大するなか、抗菌性飼料添加物及び動物用医薬品の使用量を低減させる減投薬飼養管理システムの構築に向けて、牛、豚、鶏の主要家畜について、家畜の免疫機能を活性化させる飼料及び飼料添加物の研究を行った。また、動物用医薬品の使用低減のため、①微量の薬剤を特定部位（臓器・組織）に効率的・選択的に作用発現させるドラッグデリバリーシステム（薬剤運搬システム）技術や、②乳牛の疾病発生が少ない低ピーク・高持続型泌乳管理システムの研究を行った。

3 現場即応研究

(1) 沖縄対応特別研究

(平成13～21年度1課題3カ年)

(予算額 3,061万3千円)

平成11年12月28日に閣議決定された「沖縄県北部地域の振興に関する方針」において、農林水産業の振興に関し、試験研究の拡充・強化を図るとの方針が示された。このため、北部地域の農業の振興に資する観点

から、独立行政法人が現地等で新産地育成、新産業創出等の基礎となる技術開発を行う。

平成16年度～平成18年度は、「沖縄県北部地域における特産果実の機能性に着目した高付加価値化のための利用技術の開発」を行うこととし、平成18年度は、①沖縄特産果実からの血糖値上昇抑制効果を有する機能性成分の抽出及び新規利用技術の開発、②シークワサーの安定生産技術及び未利用部分を含めた総合利用技術の開発、③北部地域の特産果実の新規利用技術の開発に係わるフィージビリティ・スタディのための研究を行った。

(2) 海洋生物資源の変動要因の解明と高精度変動予測技術の開発

(平成12～18年度) (予算額 9,082万円)

海洋有用生物資源の合理的な利用・管理等のためには、海洋環境の変動や漁業活動等が海洋生物資源に及ぼす影響について科学的知見に基づく把握が必要であるが、海洋の生態系には未解明な部分が多い。

このため、①深層生態系・生物資源の解明及び表層との相互作用の解明、②海洋環境が浮魚類の生態に及ぼす影響の解明と資源変動予測、③海洋生物資源利用のための生態系変動モニタリングシステムの開発について研究を実施した。

(3) ウナギ及びイセエビの種苗生産技術の開発

(平成17年～20年度) (予算額 1億7,915万円)

良質なタンパク源である魚介類を安定的に供給するためには、変動の多い天然資源に頼らず増養殖等による人工的な生産技術を確立する必要がある。人工種苗の生産がいまだに困難な重要魚種であるウナギ、イセエビの安定的な種苗生産を実現するために、①良質卵生産のための新規マーカー及び催熟技術の開発、②幼生の正常な育成のための最適餌料の開発、③幼生の生残率に及ぼす飼育環境の影響解明及び最適化について研究を実施した。

4 環境研究

(1) 農林水産バイオリサイクル研究

(平成12～18年度) (予算額 12億3,585万円)

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業・農山漁村の活性化に向けて、エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会を早期に実現するための道筋として平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されたところである。

本戦略に即し、バイオマスを持続的に利活用してい

くためには、その生産・収集・変換・利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを構築することが重要である。

このため、個別のバイオマスの変換・利用技術の開発、バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発、多段階利用による地域モデルの構築及びその実証を産学官連携のもとに実施した。

(2) 地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発

(平成18～22年度) (予算額 4億6,192万円)

地球温暖化の原因は、二酸化炭素など温室効果ガスの増加にあることが明らかになってきており、温暖化対策の遅れは地球環境の破壊を加速させる。自然の恵みを受ける農林水産業にとって温暖化は、一時的に農作物の増産が見込める地域はできるものの、中長期的にみれば大きな影響が出ると予測されている。

また、本年2月には、地球温暖化対策として京都議定書が発効したため、更なる対策の推進が求められている。

このため、地球温暖化が農林水産業に与える影響を将来予測を含めより高度に評価するとともに、第1約束期間以降の交渉を有利に進めるためにも IPCC で検討が始まったフルカーボンアカウンティングに対応する農林水産生態系の炭素循環の解明を行い、温暖化に伴う環境変動に対処する技術の開発、地域有機性資源の特性に応じたバイオマスエネルギー生産技術の実用化等に向けた研究の取組んだ。

(3) 流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発

(平成14～18年度) (予算額 1億7,051万円)

流域圏は、広域の水・物質循環によって形成されており、この健全な循環を維持するためには、流域圏を構成する森林・農地・河川・沿岸域の一体的な管理・改善方を提示することが不可欠である。

このため、①流域圏における水・物質循環、生態系のモニタリング及び機能の解明・評価、②流域圏における水・物質循環、生態系の管理モデルの構築、③農林水産生態系の機能再生・向上技術及び流域圏環境の管理手法の開発について研究を行った。

(4) 農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発

(平成15～19年度) (予算額 4億1,384万円)

化学物質の中には、カドミウム、ダイオキシン類、ドリ系農薬のように環境中に長期間残存し、食物等を通じて人の体内に蓄積されることから、そのリスク管理が必要なものが存在する。特に、カドミウムにつ

いては、国際的な安全基準の強化の検討が進んでおり、基準が強化・制定された場合、我が国においてもコメを始めとして農産物の生産における安全性強化が強く求められることとなる。また、我が国は平成14年8月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」

(POPs)に加盟し、残留性の高い農薬等の有機汚染物質の動態を十分に把握することが求められている。このため、これらの有害化学物質について、農林水産生態系の動態の把握、動態予測モデルの開発、生物や生態系への影響評価、さらには、バイオレメディエーション(微生物・植物を用いた環境修復技術)を始めとした、分解・無毒化技術の実証研究などを通じたりスク低減化技術を開発していくことにより、農林水産生態系の保全及び農畜水産物の安全性確保に資することを目的とした研究を行った。

(5) 地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定

(平成15～19年度)(予算額 7,810万1千円)

近年、世界各地で干ばつの多発、河川・湖沼の水涸れなど、水循環変動に起因する水問題が深刻化しており、食料の輸入を通じて世界の水を大量に輸入している我が国としても、水循環変動への対応が重要な課題となっている。

このため、地球規模の水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価・予測と対策シナリオの策定を行い、我が国の食料の安定供給の確保並びに世界の水問題の解決及び食料需給変動の安定化に資することとする。

平成18年度においては、食料需給モデルと水文・水利用モデルを組み合わせた統合モデルを開発するとともに、タイ国において「メコン流域に住む人々のためのメコン研究国際会議」を開催した。

(6) 土壌微生物相の解明による土壌生物性の解析技術の開発

(平成18～22年度)(予算額 1億4,080万円)

環境と調和した高品質な作物生産を行うためには、安定した地力の確保、連作障害等の病害の克服が重要であり、そのためには、土壌病害の発生や有機質肥料からの養分供給に重要な役割を果たしている土壌微生物について、生物性を評価するための手法の開発が必要である。

このため、eDNA(土壌から培養過程を経ずに得たDNA)の解析手法により土壌微生物の多様性を調査する手法等を開発し、土壌生物相の機能と構造をeDNA情報に基づき解析するとともに、作物生産性と土壌微生物相との関連性を解析した。

5 総合研究

(1) 生物機能の革新的利用のためのナノテクノロジー・材料技術の開発

(平成14～18年度)(予算額 1億2,893万円)

ナノテクノロジーは日本が優位性をもって世界をリードする産業のひとつとされており、その技術開発は強力に推進されるべきものとされている。一方、農林水産研究分野では、生体分子、タンパク質の構造等、生物の有する特異な機能に関する研究が推進されている。その研究の中で得られた材料や情報とナノテクノロジーとの技術的融合によって、新機能のバイオ素材や微細空間を制御した新たな細胞培養など、微細構造の制御による革新的な生物機能利用技術開発につながる可能性が明らかとなり、これまでにない技術展開が期待されている。

このため、現在開発されつつある基盤的な技術を活用して、産官学連携、異分野との融合のもと、構造制御による新機能素材の開発、水や生体分子の機能・構造のナノレベルによる解析、マイクロバイオリクターの構築を実施した。

6 国際研究

(1) 食と農の安全確保のための多国間研究交流ネットワーク事業

(平成17～21年度)(予算額 1,308万2千円)

新興・再興感染症や高病原性鳥インフルエンザに代表されるように、食と農の安全に対する脅威が国境を越えて発生している。

このため、我が国がイニシアティブをとった多国間研究交流ネットワークの構築に向けて国際ワークショップの開催及び国際共同研究を実施する。

平成18年度においては、激発地におけるカンキツグリーニング病に関するワークショップの開催、国境を越えて我が国に侵入する病原体や害虫の予防・防除法に関する研究及び地域に適した簡易で迅速な食品汚染物質検査技術に関する研究を実施した。

7 バイオテクノロジー等先端技術開発研究

(1) ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発

(平成17～21年度)(予算額 13億6,300万円)

我が国は、これまでのイネゲノム研究において、各種の遺伝子単離法を確立し、多数の遺伝子の機能を解明してきた。

食料供給力の向上と新産業の創出に資するため、これらのゲノム情報学的知見を総合し、重要形質に関連

する QTL 遺伝子の単離・機能解明、遺伝子相互間のネットワーク解明等を行うとともに、短期間で複数の形質を同時に導入することができる効率的な育種法（ゲノム育種技術）を開発を実施した。

(2) 有用遺伝子活用のための植物（イネ）・動物ゲノム研究

ア 植物（イネ）ゲノム研究

イネゲノム研究については、平成16年12月、塩基配列の完全解読が達成された。これを活用して、農業上重要な形質関連遺伝子に着目した機能解明による応用研究等を実施するとともに、ゲノム研究データと研究成果を結集するゲノムリソースセンターの整備を行った。

a イネ・ゲノムの重要形質関連遺伝子の機能解明（平成15～19年度）（予算額 6億6,684万7千円）

イネゲノム研究成果の産業、農業場面での実用化を図るため、良食味、機能性物質産生等のイネの重要な形質に関わる遺伝子に絞って一連の遺伝子機能解明を実施した。

b DNA マーカーによる効率的な新品種育成システムの開発

（平成14～18年度）（予算額 2億9,559万6千円）

イネ・ゲノム研究で解読される塩基配列情報等を基に開発される DNA マーカーについて研究を強化し、従来の育種技術を飛躍的に発展させる DNA マーカーの作出、DNA マーカーを用いた新品種育成システムの開発を実施した。

c 遺伝子の単離・機能解明研究

（平成12～19年度）（予算額 3億1,732万1千円）

イネ・ゲノムの全塩基配列の解明からもたらされる膨大な塩基配列情報のほか、遺伝地図や既に得られている DNA 断片の活用等に加え、組換え体の大量作出等による有用な遺伝子の単離及び機能解明を実施した。

d イネ・ゲノムリソースセンターの整備

（平成15～19年度）（予算額 7,665万2千円）

これまでのイネ・ゲノム研究から得られた各種研究試料及び付随した研究データ等について一括管理による利便性の向上と、研究機関等への円滑な利用を図ることを目的として、農業生物資源研究所内にイネ・ゲノムリソースセンターを整備し、研究資料等を民間企業等の研究者へ提供した。

イ 畜産ゲノム研究の加速化

（平成14～18年度）（予算額 1億7,312万7千円）

畜産物の消費は低迷し、畜産関連産業は極めて深刻な事態となっていることから、「安心かつおいしい

ブランド畜産物」を求める消費者の期待に対応した先端技術の開発に重点化し、肉質・抗病性等に関連する有用遺伝子の単離及び機能解明を実施した。

(3) 21世紀最大の未利用資源活用のための「昆虫・テクノロジー」研究

（平成14～18年度）（予算額 4億418万2千円）

21世紀最大の未利用資源である昆虫の持つ機能を利用するため、幅広い知見を結集し、①農業用・衛生害虫用「ゲノム創薬」の開発、②ゲノム情報を活用した有用物質の生産工程の確立、③昆虫のみが獲得した材料の改変・加工利用の研究を効率的に進め、我が国新産業の創出に直結する技術開発を行った。

(4) 安全で信頼性、機能性が高い食品・農産物提供のための評価・管理技術の開発

（平成18～22年度）（予算額 8億4,440万円）

農産物の国際流通が加速化され、食品成分や原産地表示等の安全・信頼性について消費者の関心が高まる中、高度な製造プロセスやチェック体制等、農場から食卓まで一貫した食の安全・信頼性の確保が求められている。また、少子高齢化や生活習慣病の増加を背景として、国民の健康に対する関心も高く、消費者からは健康に良く安全な食品・農産物が、生産者からはこれらのニーズを踏まえた高付加価値の農産物の生産について関心が高まっている。

そこで、本研究では国産農水産物の安全と信頼性の確保による需要促進と食事バランスによる健康の維持増進を目的として、安全で信頼性、機能性が高い食品・農産物供給のための評価・管理技術を開発する。

平成18年度は、①微生物やかび等に由来する天然毒、加工により生じる有害化学物質などの危害要因を制御して食品の安全性を確保する技術の開発②産地、生産履歴情報、品種等の高度偽造防止技術の開発③精度管理下における認証標準物質の製造方法確立、外部精度管理手法の開発④ニュートリゲノミクスなどを活用して、食品や農産物の機能性、安全性を総合的に評価・管理するための技術開発を行った。

(5) 遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究

（平成18～22年度）（予算額 4億7,032万円）

遺伝子組換え生物の開発が急速に進展している中で、これらを円滑に実用化していくためには、新しい技術に対応した安全性に関する科学的知見の蓄積が急務になっている。また、平成16年2月に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）においては、遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影

響の評価が義務付けられたところである。さらに、安全性の確保に対する消費者の関心が高まっており、的確に情報を提供していくことが求められている。このため、平成18年度は、①生物多様性影響評価に必要な新たな遺伝子組換え生物に関する科学的知見の集積、②遺伝子組換え作物の定性的・定量的な検出技術や遺伝子拡散防止のための生物的封じ込め技術など遺伝子組換え作物の安全・信頼の確保のための管理技術の開発、③一般栽培作物との交雑リスクを低減させる栽培技術など一般栽培作物との共存のための技術開発、④海外諸国における組換え生物の利用と規制等に関する調査研究を実施した。

(6) アグリバイオ実用化・産業化研究

(平成16～20年度) (予算額 9億738万8千円)

農林水産省所管の独立行政法人の有するゲノム研究や生物機能の解明・利用に関する研究等のアグリバイオ分野の研究成果を活用し、食料、環境、バイオプロセス(有用物質生産)、医療、医薬品分野の市場規模の拡大が見込まれる分野を対象に、民間企業の積極的な参加の下、産学官連携による共同研究により実用化研究を実施した。

8 競争的資金

(1) 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業

(平成8年度～) (予算額 47億8,800万円)

食料自給率の向上や地球規模での食料不足の解決などに向け、新しい発想に立って生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、独立行政法人、大学等からの提案公募による基礎的・独創的な研究を実施している。

平成18年度は新規18課題を採択し、平成17年度以前に採択された継続53課題と併せ、71課題を実施した。

(2) 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

(平成15年度～) (予算額 23億3,678万2千円)

バイオテクノロジー等生物系先端技術により新産業の創出、起業化を促進するため、産学官の連携により、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発を実施している。

平成18年度は新規10課題を採択し、平成17年度以前に採択された継続28課題と併せ、38課題を実施した。

(3) 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業

(平成14～21年度) (予算額 9億8,808万円)

農林水産関連分野の新産業・新事業創出を促進するとともに、農林水産業・食品産業が直面する諸課題、政策課題の解決に資するため、民間企業等から課題を

幅広く提案公募し、民間企業等が優れた研究成果等を有する大学・独立行政法人等の公的研究機関と連携して行う技術開発に対する助成を実施している。

平成18年度は新規12課題を採択し、平成17年度以前に採択された継続43課題と併せ、55課題について助成した。

(4) 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

(平成14～23年度) (予算額 46億4,584万6千円)

生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、提案公募型の競争的資金制度により産学官連携の研究グループから研究課題を公募し、採択された案件に対し委託研究を実施した。

平成18年度には、コーディネート機関による連携調整の下、地方大学をはじめとする産学官の研究機関等の関連機関がネットワークを形成し、研究成果の普及・実用化の加速化を図る「現場連携支援実用化促進型」を創設し、以下の提案区分で公募を行った。新規100課題を採択し、平成17年度以前に採択された継続177課題と併せ、合計277課題を実施した。

(ア) 研究領域設定型研究

農林水産施策推進上必要な研究領域に対応した研究

a 全国領域設定型研究 (一般型、リスク管理型)

b 地方領域設定型研究 (地方農政局等毎に設定)

(イ) 地域活性化型研究

地域の生産現場に由来する技術シーズの活用や地域のニーズに対応するものであって、研究成果が生産現場への早期普及が見込まれる研究

a 地域競争型研究

b 広域ニーズ・シーズ対応型研究

c 現場連携支援実用化促進型研究

(ウ) 府省連携型研究

他府省の基礎・基盤的研究で生まれた技術シーズや他分野の研究成果を農林水産分野に積極的に応用する研究

(エ) 緊急課題即応型調査研究

農林水産分野の緊急課題に対応して、短期間(原則1年以内)で取り組む調査研究

9 民間研究促進

(1) 民間実用化研究促進事業

(平成18年度～) (当初計画額 8億円)

平成18年度より新たに、農林水産業、食品産業、醸造業等の向上に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、民間における実用

化段階の研究開発に資金を提供する事業を提案公募による委託方式により開始した。

平成18年度は、5課題を採択して実施した。

10 バイオマス生活創造構想事業

(1) バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発

(平成16～18年度) (予算額 1億820万円)

地球温暖化の防止、廃棄物処理問題の解消、新産業の育成、地域の活性化の観点からバイオマスの利活用の促進を図る中で、バイオマスのプラスチックなどの製品への利用はエネルギー利用と並んで重要である。しかしながら、バイオマスプラスチックの生産は、技術的には既に可能であるにも関わらず、現状では、①国内に生産体制がない、②石油由来の汎用プラスチックに比べ高価である、③バイオマスプラスチックの価値が十分に認知されていないといった理由からその普及が進んでいないのが実情である。

このため、成果重視事業として適切な評価を行いながら、複数年にわたり計画的に国内にバイオマスプラスチックを浸透させ、生活を取り巻くさまざまな製品への利用を図るべく、バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術の開発について研究を実施した。

11 高生産性地域輪作システム構築事業

(1) 高生産性地域輪作システム構築のための技術開発

(平成17～18年度) (予算額 1億2100万円)

「担い手を対象とした品目横断的な施策への移行」「規模拡大と多様な担い手の育成」に向けては、個別の作物対策だけでなく、北海道の畑作や各地域の水田における輪作技術を見直し、規模拡大と生産性の向上を両立する輪作体系を確立することが重要である。

このため、輪作体系における規模拡大等の阻害要因を克服するための作期競合の回避、複数作物への汎用利用が可能な機械の改良などの技術開発を産学官が連携して加速するとともに、それら技術を核とした、我が国の主要な気候・土壌条件に対応した高生産性地域輪作システムを確立するため、①生産性の高い北海道畑作システムを確立するための、馬鈴しょのソイルコンディショニング技術の開発、②生産性の高い水田輪作システムを確立するための、稲・麦・大豆の不耕起栽培技術の開発を行った。

12 指定試験事業

(1) 指定試験事業

指定試験事業は、国が行う試験研究の一環であって、農業に関する試験及び研究を行う独立行政法人の置かれている立地条件から実施が困難なものについて、適地の都道府県等の試験研究機関を指定し、委託実施しているものである。現在、品種改良試験、重要課題対応試験を実施している。

(平成18年度予算額 10億301万円)

ア 品種改良試験

(ア) 育種試験

平成18年度は水稻、小麦、大豆等14品種が育成された。

(イ) 特性検定試験

育種試験地では検定の困難な耐病虫性等の主要特性について育成の途上で行うもので、平成18年度は74か所で実施した。

(ウ) 系統適応性検定試験

育種試験地では検定の困難な地域適応性について育成の途上で行うもので、平成18年度は145か所で実施した。

(エ) 世代促進試験

初期世代について年に2回栽培することにより、優良品種の早期育成を図るもので、平成18年度は5か所で実施した。

(オ) 育種高度化緊急促進事業

育種の効率化を図るため、品種育成の初期の段階から成分・品質等の特性評価を行うもので、平成18年度は44か所で実施した。

イ 重要課題対応試験

(ア) 環境負荷物質の動態解明

農業の環境への負荷低減と持続的な農業生産に向けた環境保全型農業技術体系を確立するため、有機性資源の循環利用下で、硝酸性窒素等の農地外への流亡や作物による利用など、環境負荷物質の動態解明とその制御技術について、平成18年度は5か所で実施した。

(イ) 緊急重要技術開発及び持続型農業技術開発

南方系侵入害虫の蔓延防止技術や特殊害虫の根絶技術など、国として緊急に取り組む必要のある重要技術の開発や、弱毒ウイルス、フェロモン等の利用技術の開発等、環境と調和のとれた農業生産を図るための技術開発について、平成18年度は4カ所で実施した。

13 地域農業技術開発

(1) 沖縄県試験研究機関整備事業

(平成14～23年度) (予算額 4,819万7千円)

(ア) 沖縄県農林業関係試験研究機関整備事業

沖縄県農林業振興のため必要な農業試験研究機関及び林業試験場の整備を図るため、農業改良助長法、沖縄振興特別措置法並びに森林法に基づき助成した。

(補助率施設9.5/10、備品1/2)

(イ) 沖縄県水産試験場整備事業

沖縄県水産業振興のため水産試験場の整備について助成した。

(補助率1/2)

14 地球環境保全等試験研究費等による研究の推進

(1) 地球環境保全等試験研究費 (環境省一括計上)

(予算額 3億1,288万円)

関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境保全、公害防止並びに自然環境の保護及び整備に関する試験研究費を「地球環境保全等試験研究費」として環境省が一括して予算計上し、その配分を通じて国の環境保全に関する試験研究の総合調整を図るための研究費である。地球温暖化予測、気候変動への適応対策の開発、公害防止技術の開発、汚染影響の把握、汚染メカニズムの解明等の研究を対象としている。

平成18年度は、当省所管の研究機関において次の課題を実施した。

- ・ POPs等難分解性物質による農耕地土壌の汚染実態解明と将来変動予測
- ・ 希少種であるオオタカの先行型保全手法に関する研究
- ・ 小笠原諸島における帰化生物の根絶とそれに伴う生態系の回復過程の研究
- ・ 自然再生事業のための遺伝的多様性の評価技術を用いた植物の遺伝的ガイドラインに関する研究
- ・ 人為的要因によって小集団化した希少樹種の保全管理技術に関する研究
- ・ 沖縄ヤンバルの森林の生物多様性に及ぼす人為的影響の評価とその緩和手法の開発
- ・ レブニアツモリソウをモデルとした特定国内野生希少動植物種の保全に関する研究
- ・ 農耕地土壌における有機ヒ素化合物の動態と作物吸収に関する研究
- ・ ツキノワグマの出没メカニズムの解明と出没予測手

法の開発

- ・ 在来淡水魚保全の為の生息地ネットワーク形成技術に関する研究
- ・ 内湾域におけるニトロアレーンの動態と海産生物への影響に関する研究
- ・ 自然と人の共存のための湿原生態系保全および湿原から農用地までの総合的管理手法の確立に関する研究
- ・ 高残留性人工フッ素化合物の環境動態メカニズムの解明と安全性評価に関する研究
- ・ 海洋における防汚物資の環境リスク評価手法の研究
- ・ ため池とその周辺環境を含む地域生態系の水循環と公益的機能の評価
- ・ 地衣類の遺伝的多様性を活用した大気汚染診断
- ・ 水稻葉枯症の発症要因の究明と軽減対策技術の開発
- ・ 環境変動と森林施業に伴う針葉樹人工林のCO₂吸収量の変動評価に関する研究
- ・ CDM植林が生物多様性に与える影響評価と予測技術の開発
- ・ 温暖化条件下の積雪・土壌凍結地帯の長期変動傾向の予測と農業に及ぼす影響評価
- ・ チベット高原を利用した温暖化の早期検出と早期予測に関する研究
- ・ 高CO₂濃度・温暖化環境が水田からのメタン発生に及ぼす影響の解明と予測

(2) 地球環境研究総合推進費

(環境省競争的研究資金) (予算額 4億2,297万円)

人類の生存基盤に深刻かつ重大な影響を及ぼす地球環境問題について、学際的・省際的・国際的な観点から総合的に調査研究を推進し、地球環境の保全に資することを目的としたものであり、環境省が①オゾン層の破壊、②地球の温暖化、③酸性雨等越境大気汚染、④海洋汚染、⑤自然資源の劣化、⑥地球環境保全のための社会・政策研究、⑦その他の地球環境問題の7分野の研究課題を公募し実施している。

平成18年度は、当省所管の研究機関において18課題実施した。平成18年度から新たに研究を開始したのは次の課題である。

- ・ 東アジアの植生に対するオゾン濃度上昇のリスク評価と農作物への影響予測
- ・ 流下栄養塩組成の人為的变化による東アジア縁辺海域の生態系変質の評価研究
- ・ 個体群分子タイピングによる有毒微細藻類の人為的グローバル化の実体解明手法の開発

(3) 原子力関係試験研究費 (文部科学省一括計上)

ア 原子力試験研究費

(予算額 1億1,569万1千円)

原子力試験研究は、「原子力政策大綱」(平成17年10月11日原子力委員会決定)ののっとり、原子力の基礎的・基盤的研究を行ってきている。農林水産省では、放射線を利用した突然変異誘発技術の開発等の試験研究を実施しており、平成18年度は、4独立行政法人において、13課題を実施した。

イ 放射能調査研究費

(予算額 1億3,064万8千円)

放射能・放射線に対する国民の安全を確保し、安心感を醸成するため、作物(米麦子実)、土壌(水田及び畑)、牛乳、家畜の骨及び海産物の放射能水準の経年調査等を継続して実施した。

第3節 国際研究交流の推進

1 多国間交流 (CGIAR)

国際農業研究協議グループ (CGIAR) 等と連携した人材育成事業として、次の2件を実施している。

(1) 国際共同研究人材育成推進事業

(平成16年～20年度) (予算額 9,935万1千円)

国際共同研究の担い手となる人材の育成を行うため、我が国の35歳以下の若手研究者に対し、公募を行い国際農業研究機関における研究機会を提供した。

(2) アフリカ農業研究者能力構築事業

(平成18～22年度) (予算額 1億2,749万3千円)

平成16年の米国シーアイランド・サミットにおける行動計画のアフリカにおける取組の強化を踏まえ、アフリカ農業研究者の能力構築を推進した。具体的にはアフリカに所在する CGIAR センター等で共同研究を行っている我が国の農業研究者の下にアフリカの研究者を招へいし、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施した。

2 二国間交流

(1) 米 国

ア 天然資源の開発利用に関する日米会議

日米貿易経済合同委員会での合意に基づき、昭和39年から天然資源の開発利用に関する研究交流を行っている。

この会議には、18の専門部会があり、このうち農林水産省所管の独立行政法人が日本側部会長を務めているものは、飼料作物改良部会、家畜家禽疾病専門部会、食品・農業部会、森林専門部会及び水産増養殖専門部会がある。

平成18年度には、日本において飼料作物改良、水産増養殖に関する日米合同専門部会が開催された。

また、米国において家畜家禽疾病、食品・農業、有毒微生物に関する日米合同専門部会が開催された。

イ 日米科学技術協力

昭和63年6月に日米科学技術協力協定が締結され、その枠組みとして、合同高級委員会、合同高級諮問協議会及び合同実務級委員会が発足し、これまでに合同高級委員会が10回、合同実務級委員会が11回開催されている。

(2) 中 国

日中の農業技術交流に関しては、昭和48年から訪中団の派遣、訪日団の受入れが行われており、平成18年度は、日中農業技術交流の促進について協議するための日中農業科学技術交流グループ第25回会議が北京で開催された。

また、昭和55年5月に締結された日中科学技術協力協定に基づく委員会は、これまでに11回開催されている。

(3) 韓 国

日韓の農業技術交流に関しては、昭和43年8月にその実施が合意された。平成18年度は、日韓農林水産技術協力委員会(第39回会議)が東京で開催された。また、昭和60年12月に締結された日韓科学技術協力協定に基づく委員会は、これまで12回開催されている。

(4) その他(仏、英、露他)

現在我が国と科学技術協力協定等を締結し、研究者の交流や情報交換を行っている国は41カ国である。

平成18年度には、ドイツ、イギリス、ノルウェー等との間で同協定に基づく委員会等が開催された。

3 (独)国際協力機構 (JICA) を通じた技術協力

平成18年度現在、農林水産技術会議関係からは、作物、畜産、土壌等の長期専門家10名を派遣中である。また、短期専門家6名を派遣した。さらに、海外研修員は、計95名を受け入れた。

第10章 地方農政局

第1節 地方農政局の強化

1 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、農政の推進に取り組んでいる。

平成18年度の地方農政局における組織再編については、本省農村振興局の組織再編（平成17年10月）に併せて、地方農政局農村計画部及び整備部の事務及び組織の整理が行われた。これに伴い、農村整備課の名称を地域整備課に変更した。（表1）

また、地方農政事務所における組織再編については、平成15年の農林水産省設置法改正に基づき、地方農政事務所と統計・情報センター（北海道については、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所）を統合した。統合に当たっては、業務の一層の効率化を図るとともに、農政事務所が農政全般の一翼を担う組織として役割・機能を一層発揮できるよう、次長、統計部及

び農政推進課の設置、北海道農政事務所の体制整備（次長及び農政推進課の設置、総務管理官の設置等）を行った。（表2）（表3）

定員については、平成17年度末において地方農政局全体で17,362人であったが、平成18年4月の組織再編に伴って、平成18年度末定員は17,621人となった。（表4）

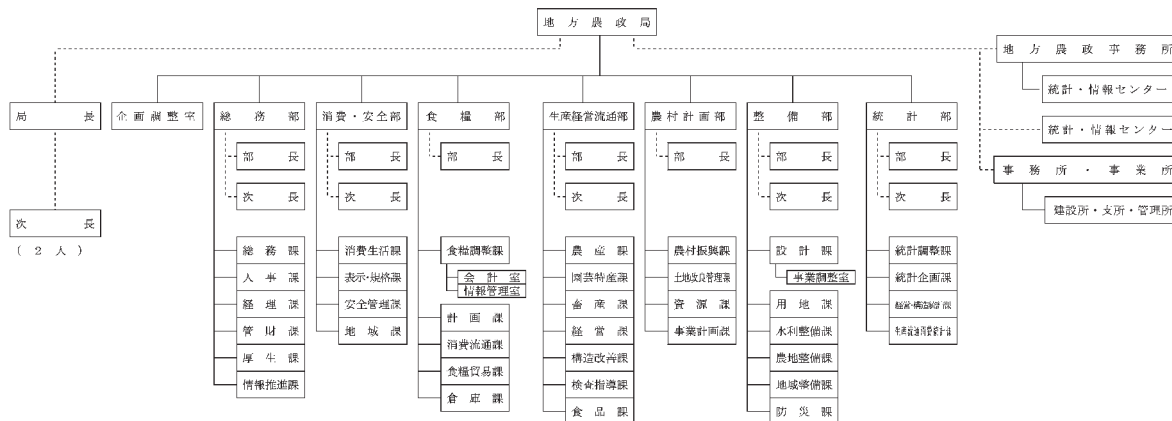
なお、国営土地改良事業所等については、事業の着手に伴い、平成18年度から4事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴って、平成18年度末までに8事業所等が廃止されたところである。（表5）

2 委譲補助金

農林水産省所管の補助金等については、全国段階の団体に対する補助金、緊急的に対処する補助金等の一部のものを除き、平成13年4月13日農林水産省告示第536号をもってその交付事務を地方農政局長に委譲している。

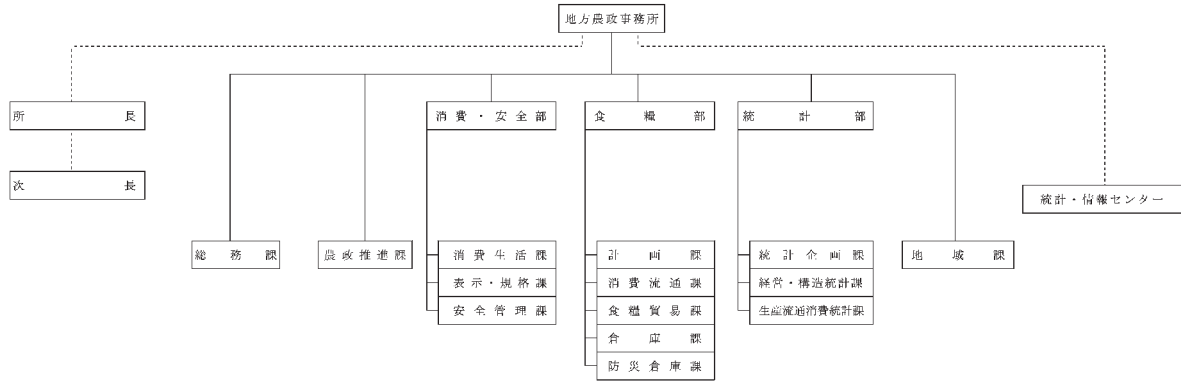
地方農政局長に交付事務を委譲した補助金等の額（一般会計）は、平成18年度においては6,737億円であり、これを本省各局別に見ると表6のとおりである。

表1 地方農政局の組織図



注1：消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置
 注2：整備部次長は九州にあつては2人
 注3：食糧貿易課は2局（東北、東海）、倉庫課は1局（東海）に設置
 注4：各地方農政局の地域課の設置数は4課（関東、北陸、近畿にあつては3課）

表2 地方農政事務所の組織図



注1：食糧貿易課は11事務所（茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、大阪、兵庫、香川、福岡、鹿児島）に設置
 注2：倉庫課は3事務所（東京、大阪、福岡）に設置
 注3：防災倉庫課は1事務所（東京）に設置

表3 北海道農政事務所の組織図

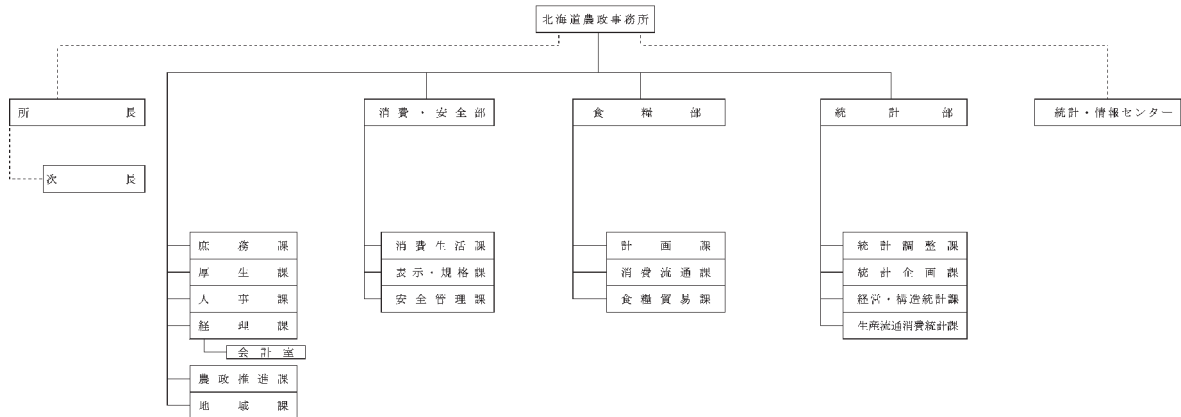


表4 定員関係

組織等	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
地方農政局(本局)	2,849人	4,233人	4,222人	4,173人	4,173人
地方農政事務所	—	6,434人	6,079人	5,803人	9,655人
統計・情報センター	4,578人	4,506人	4,448人	4,283人	—
海岸事業	38人	38人	38人	38人	38人
地すべり対策事業	76人	76人	76人	68人	38人
国営土地改良事業特別会計	3,077人	3,056人	3,031人	2,997人	2,956人
地方農政局計	10,618人	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人
北海道農政事務所	—	454人	419人	404人	761人
北海道統計・情報事務所	433人	429人	425人	410人	—
合計	11,051人	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）
 ※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）
 ※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）
 ※平成18年度における農政局所在地県の統計・情報センターは、地方農政事務所に含む。

表5 平成18年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東北	和賀中部農業水利事業所 米沢平野農業水利事業所	相坂川左岸農業水利事業所
関東		大里農地防災事業所
北陸	新川流域農業水利事業所	阿賀野川右岸農業水利事業所 石川農地防災事業所
近畿		大和平野農地防災事業所 巨椋池農地防災事業所
中国四国		東伯農業水利事業所 児島湖沿岸農地防災事業所
九州	曾於北部農業水利事業所	

表6 平成18年度地方農政局委譲補助金実績表

(単位：千円)

	平成18年度農業関係補助金等の額			左のうち、地方農政局へ交付 事務を委譲した補助金等の額		
	非公共	公共	計	非公共	公共	計
総合食料局	8,785,663		8,785,663	17,541		17,541
消費・安全局	3,012,132		3,012,132	1,892,859		1,892,859
生産局	217,865,994	21,046,715	238,912,709	152,290,738	6,993,342	159,284,080
経営局	217,288,565		217,288,565	11,382,314		11,382,314
農村振興局	80,510,640	525,193,951	605,704,591	67,229,798	433,904,837	501,134,635
計	527,462,994	546,240,666	1,073,703,660	232,813,250	440,898,179	673,711,429

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

管内経済は、緩やかな持ち直しの動きが続いている。主要経済指標から平成18年の東北地域の経済情勢をみると、個人消費は大型小売店販売額、家電量販店販売額、乗用車新車登録届け出台数などが引き続き前年を下回ったが、マイナス幅が縮小するなど個人消費に持ち直しの兆しがみられた。鉱工業生産動向は、好調な需要と設備投資を背景に、輸送機械工業が好調であったこと、主力産業である電子部品・デバイス工業で車載向けやデジタル家電向けの高度部材が好調であったことなどから、生産指数は103.2と過去最高の水準となるなど、全体として緩やかな上昇が続いている。また、雇用情勢は、有効求人倍率、新規求人倍率とも全国を下回っているもの

の、前年を上回っており緩やかに持ち直している。

イ 個別経営の営農類型別経営統計（水田作経営）

東北の平成18年水田作経営の農家1戸当たりの農業粗収益は、稲作収入は減少したものの、畜産収入が増加したことから247万円で、ほぼ前年並みとなった。一方、農業経営費は181万円で、前年に比べて1.0%増加し、この結果、農業所得は66万円で、前年に比べて2.4%減少した。

また、農外所得は244万円で、前年に比べて3.6%減少し、年金等の収入は168万円で7.8%増加した。この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は478万円で、前年に比べて0.2%増加した。

水田作経営農家のうち主業農家1戸当たりの農業粗収益及び農業所得をみると、農業粗収益は762万円で水田作経営平均の3.1倍、農業所得は302万円で水田作経営平均の4.6倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成18年産水稻の作付面積（子実用）は、米の生

産目標数量が減少したことから、大豆等他作物への転換があったため、前年産に比べ3,100ha減少し43万9,800ha(前年比99%)となった。品種別作付面積は、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」、「コシヒカリ」の順となっている。

作柄は、田植期以降日照不足で推移したことから全もみ数は平年並みないし少なく、登熟は出穂期以降おおむね天候に恵まれたため、平年並みとなったことから、10a当たり収量は549kg(作況指数99)となった。その結果、収穫量は、241万4千t(前年比97%)となった。

品質については、1等米比率(水稻うち、平成19年10月末現在)は前年を5ポイント上回り90%となった。

イ 麦

平成18年産麦(子実用)の作付面積は、小麦が前年産に比べ580ha減少し8,240ha(前年比93%)、六条大麦が前年産に比べ50ha減少し1,400ha(前年比97%)となった。

作柄は、小麦がは種の遅れや融雪水による湿害の発生等が多かった前年産に比べて被害の発生が少なかったことから10a当たり収量は177kg(前年比116%)、六条大麦が5月下旬以降の断続的な降雨等により登熟が抑制されたこと等から、10a当たり収量は309kg(前年比98%)となった。その結果、収穫量は、小麦が1万4,600t(前年比109%)、六条大麦が4,320t(同95%)となった。

1等麦比率(平成19年4月末現在)は、小麦が37.9%(前年比1.2ポイント減)、六条大麦が4.9%(同5.8ポイント減)となっている。

ウ 大豆

平成18年産大豆の作付面積は、他作物からの転換等により、前年産に比べ1,300ha増加し3万5,600ha(前年比104%)となった。

作柄は、着さや数、登熟とも前年産を上回った地域があったものの、宮城県等で日照不足の影響等のため作柄が悪く、10a当たり収量は140kg(前年比95%)となり、収穫量は4万9,700t(前年比98%)となった。

エ 野菜

平成18年産指定野菜(14品目)の作付面積は、労働事情による規模縮小等があったことから、前年産に比べて500ha減少し3万6,000ha(前年比99%)となった。

指定野菜の収穫量は96万8,100t(前年比99%)となり、出荷量は63万300t(前年比101%)となった。

オ 果樹

平成18年産りんごの結果樹面積は、前年産に比べて300ha減少し3万100ha(前年比99%)となった。収穫量は62万800t、出荷量は55万5,500tで、前年産に比べてそれぞれ1万9,700t(3%)、2万1,400t(4%)増加した。

日本なし(主産県計)の結果樹面積は1,690ha、収穫量、出荷量は3万1,000t、2万8,000tとなった。

ぶどう(主産県計)の結果樹面積は3,080ha、収穫量、出荷量は3万6,400t、3万2,200tとなった。

カ 花き

平成18年産花きの主産県の動向をみると、切り花類が1,783ha、鉢もの類が80ha、花壇用苗もの類が119haであった。

キ 畜産

平成19年2月1日現在の飼養戸数は、乳用牛で4,090戸(前年比4.2%減)、肉用牛で2万3,300戸(前年比2.9%減)、豚で1,140戸(前年比5.8%減)、採卵鶏で270戸(前年比5.3%減)となった。

飼養頭羽数は、乳用牛で14万300頭(前年比2.9%減)、肉用牛で40万7,900頭(前年比3.7%増)となり、豚で164万頭(前年比2.9%増)成鶏めすが1,934万6,000羽(前年比2.9%増)となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

平成17年6月に立ち上げた東北農政局、東北の6県、6県JA中央会、農業者団体、食品関連団体、消費者団体、経済団体の35団体が連携した「東北地域食料自給率向上協議会」を18年6月13日に開催し、取組の検証と関係者が一体となった取組の推進について協議した。協議会活動の総括として、学校給食による食育・地産地消の推進をテーマとして19年3月27日に「東北地域食料自給率向上シンポジウム2007」を開催した。

東北5県の県庁所在地においては「食料自給率の向上を目指して一豊かな地場産食材を学校給食へ」をテーマに、食・農タウンミーティング・食と農を語る会を開催し、消費者等の参加者に対して情報提供や意見交換を行った。また、農政局幹部や各地方農政事務所等において、市町村の関係者に対して個別説明及びフォローアップを行う「食料自給率向上キャラバン」を777件実施した。

また、農政事務所による出張講座、説明会、食料自給率向上に関するモニター等交流会の実施、ホームページ、メールマガジンにより最新情報等を発信する等、自給率向上への積極的なPR活動に努めて

きた。

イ 農林水産物・食品等の輸出促進

東北管内における輸出促進の機運の盛り上がりを受けて、平成17年9月6日に、県、関係団体、関係省地方機関等45会員による「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」を設立した。

18年6月に開催した協議会の総会では、会員へのアンケート結果に基づき、輸出関連情報を提供することとし、総会後には「りんどうのオランダへの輸出拡大に向けた技術的課題解決に向けた取組」についての講演会を開催し、輸出の輸送コスト低減に向けた取組事例を紹介した。

また、9月には、EUREPGAPを取得した片山氏を招いて、「GAP等の課題解決等に関するセミナー」を開催し、EU輸出で課題となっているEUREPGAPの取得等について情報提供を行った。12月には、「輸出取組における広域連携の可能性を検討するシンポジウム」を開催し、東北及び北海道で活躍する輸出商社の方を招き、共同流通等による広域連携の可能性について、輸出に関心のある農業者・団体・企業等の参集を得て、意見交換を行った。

さらに、19年1月には、新品種登録などをテーマとした「農林水産物知的財産権セミナー」を開催した。3月には、日通総研の研究員を招いて、「中国における日本産農林水産物・食品の販売動向と物流について」と題した講演会を開催するとともに、輸出拡大が見込まれる中国市場の基礎的な情報を提供し、関心のある農業者・団体・企業等との意見交換を行った。

ウ リスクコミュニケーションの推進

東北地域における食品安全行政を円滑かつ効果的に推進していくための意見交換の場として、消費者団体、生産者団体、食品産業事業者等をもって構成する「食の安全・安心推進連絡会議」を管内全ての農政事務所、地域課に設置し、食の安全・安心情報の受発信体制の充実を図った。

また、(独)農林水産消費技術センター等他機関と連携し、管内各県において同一テーマによる小規模なリスクコミュニケーションを実施する等食の安全等に関する情報提供等を実施した。

エ 食育の推進

東北では、地域における食育を推進するため、東北地域食育推進協議会において、食育の推進方策の検討や食育に関する情報の交換、各県及び市町村食育推進会議の取組のフォローアップ等を行った。

このほか、管内の各地方農政事務所においても、

定期的に各県食育推進協議会を開催した。

東北管内では、18年度末までに全ての県が食育推進計画を策定した。

東北農政局では、食の重要性を一般消費者等に考えてもらうために、「とうほく食育トーク」を3回開催し、各回ごとに食の関係者を招いて、シンポジウムを開催した。

さらに、18年12月には、「東北地域食育フォーラム」を開催し、基調講演のほか、地域で食育を推進している学校教諭、レストラン経営者をパネリストとしてパネルディスカッションを行った。

このほか、各地域で取り組まれている食育活動に対し、その取組を一層推進するために食育活動表彰を行った。18年度は、食生活改善、教育、食品産業、農林漁業の4分野から選考。76団体等の応募に対し、東北農政局長賞を3団体に、東北農政局長食育奨励賞を5団体等に授与した。

オ 食品トレーサビリティ・システム

農林水産省では、15年度からすべての食品(牛肉以外)を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティ・システム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器や分析機器の整備等に対する支援を実施している。

消費者、生産者、食品事業者等のトレーサビリティ・システムに対する理解の促進を図るため、19年2月に食品トレーサビリティ地域セミナーを開催した。

カ 食品表示

食品表示については、生鮮及び加工食品のモニタリング調査やJAS制度の普及・啓発を行い、表示の適正化に努めているところであるが、特に、消費者などからの情報提供等を受け、立入検査等を実施し、加工品の原料について原産地等の不適正表示を行っていた2業者(製麺業者)に対し、農林水産大臣からJAS法に基づき改善指示を行った。

このうち1事業者については、JAS規格に適合しない原材料を使用していたにもかかわらず格付けの表示を行っていたことが認められたことから、農林水産大臣からJAS法に基づく改善命令を行っている。

JAS制度の普及・啓発については、消費者団体、生産者団体等に幅広く呼びかけ、食品表示フォーラムを3回開催したほか、外部機関等からのJAS制度説明の要請に応えるため講師派遣(284回)等を行った。

また、食品表示110番による食品表示制度に関する

問い合わせや情報提供等(2,723件)に対応するとともに、食品表示ウオッチャー(72名を設置)を活用した監視体制の強化にも取り組んだ。

キ 高病原性鳥インフルエンザについて

平成16年1月に山口県で我が国では79年振りとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。万が一管内において発生が確認された場合に備え、東北農政局内はもとより関係機関との連絡体制を再確認し、17年4月には連絡体制を含めた「東北農政局高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」を策定した。

平成18年度においては、平成19年1月発生の宮崎県及び岡山県での発生等を踏まえ、「東北農政局高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づいて、模擬による局対策本部を開催し、防疫対応の机上演習を行った。

その他、東北管内で発生した場合の防疫作業支援要員として東北農政局派遣人員の登録の更新を行い、18年10月1日現在1,603名が登録された。

ク 牛トレーサビリティ制度について

平成15年12月1日から施行された「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、16年3月以降、牛の管理者(管内約3万4千人)から再届出(法施行時に生存する牛)があったデータについて、(独)家畜改良センターのデータベースへの入力を行い、5月末までに登録を終了した。

また、同法に基づく立入検査等については、耳標の装着や各種届出状況について確認・指導を行ったほか、正確な牛個体情報の整備のため、各種届出エラーの解消を行った。

16年12月1日から施行された流通段階の制度については、法施行前に、法律の対象業者(管内約5千店舗)に対して、リーフレットや冊子を活用し、説明会及び戸別訪問等により制度の周知を図った。法施行後は、巡回点検を行い個体識別番号の表示・記録の遵守事項について、さらなる周知・徹底を図るとともに、17年度からは、立入検査による遵守事項の違反に対する監視・指導を行った。

18年度においても前年度に引き続き、立入検査による遵守事項の違反に対する監視・指導を行うとともに、個体識別番号が適正に伝達されているかどうかを科学的に確認するため、DNA鑑定用サンプル採取を採取計画に基づき行った。

ケ 農薬の適正使用について

(ポジティブリスト制度導入に対する指導)

食品のより一層の安全性を確保する観点から、平成15年5月に食品衛生法が改正され、食品中に残留する農薬等について、残留基準が設定されていない農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量以上含まれる食品の販売を原則禁止する制度(ポジティブリスト制度)が平成18年5月29日に施行された。

東北農政局では、4月26日に北海道、東北各県の農薬部局、普及・生産部局、農業団体等関係団体を対象に、農薬適正使用に係るブロック研修会(140名出席)を開催し、制度の周知徹底を図った。

また、局内に関係各課をメンバーとする「東北農政局ポジティブリスト制度の導入に係る対策連絡会議」を設置し、産地での指導状況の把握や優良事例の収集等を行い、情報の共有化を図った。

各農政事務所においても、同制度に係る説明会や研修会、意見交換会を開催(延べ37回)し、また県等が主催する会議(12会場)で、延べ約3,100名の生産者や消費者に対し制度の周知やドリフト防止対策の徹底を指導した。

なお、平成18年度、管内における食品衛生法に基づく農薬の残量基準値超過が1件発生したが、ドリフトが原因によるものは発生していない。

コ 食品安全 GAP の普及・推進について

食の安全・安心、消費者の信頼を確保するため、平成17年4月に農林水産省が作成した「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル(初版)」等を活用し、県、農業団体等を対象とした説明会や研修会を開催し、食品安全GAPの周知と導入手順等の普及・推進を図った。

また、管内の各地方農政事務所においても、一般消費者等を対象にした意見交換会等により普及・推進に取り組んだ。

カ 経営所得安定対策の一体的な推進について

東北農政局では、「経営所得安定対策」による水田農業の構造改革を進めていくためには、組織を挙げて取り組む必要があるとの認識から、関係部署がより緊密に連携して推進を図ることができるよう、平成18年3月にこれまでの米政策改革等総合推進本部等を改め、農政局長を本部長とする「東北農政局経営所得安定対策等推進本部」を設置した。その下には、本対策の推進活動を具体化する組織として関係各課で構成される「品目横断的経営安定対策推進チーム」、「米政策改革推進チーム」、「農地・水・環境保全向上対策推進チーム」を設置した。

また、各県域には、農政事務所長を議長とする「県

域経営所得安定対策等推進連絡会議」を置いて、地域の実情に応じた推進を行うための体制を整備した。

具体的な取組としては、①推進本部と各推進チーム長・同幹事長合同打合せの定期開催、②推進本部長と県域連絡会議議長との意見交換の開催、③推進本部事務局と県域連絡会議事務局との合同会議等を開催するなど、逐次取組状況の把握と進行管理を行い、情報の共有と取り組む方向性を確認しながら効果的な推進を図ってきた。

このほか、農業者等の本対策への理解を深める取組として、農政局ホームページに経営所得安定対策のページを新設し(18年6月)、農政局長による記者発表(逐次)など積極的な情報提供を行った。

(ア) 品目横断的経営安定対策

経営所得安定対策の柱の一つである品目横断的経営安定対策については、局内の関係部署を横断する品目横断的経営安定対策推進チームを設置し、組織を挙げて本対策の推進に取り組んだ。4月以降は3月に設置した経営安定対策加入準備室に4名の専任職員を配置し、本対策に関する相談や説明会の開催など、よりきめの細かい対応に努めた。また、担い手育成・確保運動と本対策の推進をより実効性のあるものとするため、農政局、県、農業会議、JA中央会による東北地域担い手育成・確保等主務課長等拡大連絡会議を四半期ごとに開催し、情報の共有と各取組に関する意見交換を積極的に行った。

その結果、認定農業者数は19年3月末で45,126経営体となり、この1年間で7,302の増加となった。同様に、特定農業法人数は50で23の増、特定農業団体数は290となり270の増と、担い手の大幅な増加となった。

19年産の品目横断的経営安定対策の加入促進については、農政事務所(地域課を含む)による取組を強化するため、農政事務所、地方自治体、農業団体による連携体制を各県域段階、地域段階で整備した。

また、関係機関と連携して休日や夜間を含めた地域段階、集落段階で約6,800回の説明会を行った。そのほか、加入促進にむけたキャラバン、ポスターの作成配布(3万枚)、マスコミを利用した加入の呼びかけなど、農業者等の理解を深めるための取組を行った。

その結果、19年産秋まき麦の品目横断的経営安定対策の加入実績は、9,128haで18年産作付面積の

94.7%と高い加入率となった。

(イ) 米政策改革推進対策

農政事務所(地域課を含む)では、新たな需給調整システムの円滑な実施に向けた取組として、県及び地域段階の水田農業推進協議会(294地域協議会)に積極的に参画し、①新たな需給調整システムへの移行に係る周知・徹底、②地域水田農業推進協議会の体制確立に向け先進事例を活用した助言・指導等を実施した。更に、新たな需給調整システムの実効性を確保する観点から、地域水田農業ビジョンの見直し・高度化の推進についての働きかけ等を行った。

19年産米の需給調整の実効性確保の取組としては、生産調整非実施者4万2千人に対し、①「農政局長名等の要請文」の送付、②品目横断的経営安定対策と連携した個別訪問等による働きかけ(通年)、を行った。また、生産調整非実施者に対しては、生産目標数量配分時に生産調整方針作成者を通じて「農政局長名等の要請文」を配布した。

これらの取組の結果、全ての地域水田農業推進協議会で「地域水田農業ビジョンの見直し・高度化」が行われ、292の地域水田農業推進協議会で「品目横断的経営安定対策の加入要件を踏まえた担い手リストの見直し」が行われた。また、生産調整非実施者だった一部の大規模農業者が、新たに生産調整に参加した。

(ウ) 農地・水・環境保全向上対策

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であるが、近年こうした資源は過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきている。

このため、農地・水・農村環境の保全向上を図る施策の19年度からの導入に向け、モデル的な支援を通じて施策の実効性を検証する「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」を設置(90地区)し、課題の把握と対処方針の検討を実施した。6月には、「農地・水・環境保全向上対策モデル地区サミット」を仙台で開催し、効率的かつ効果的な取組を促進するため、実験事業実施地区間での情報交換を行った。

さらに、施策の意義について理解を得る取組として、①各県知事と本省、農政局幹部との意見交換、②市町村長等と農政局幹部との意見交換(管内229対象市町村のうち153市町村で実施)、③集落説明会(18年4月以降約5,900回開催)などを行っ

た。

また、1月から3月にかけて地域協議会が19年4月の早い時期に設立されるよう、県との調整、活動計画策定に向けた支援等を行った。

シ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農山漁村の共生・対流の浸透に向け、管内の優良事例を掲載するなど局ホームページを充実させるとともに、関係機関との連絡協議会を設置し、その取組の一環として「共生・対流フォーラム」を開催した。

また、元気な地域づくり交付金等により、受入側である農山漁村における体制の確立や施設整備等、各地域での取組に対し支援を行った。

ス バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスニッポン総合戦略に基づき、関係省庁等が連携して連絡調整等を行う東北地域バイオマス利活用推進連絡会議（東北農政局が事務局）では、年2回の連絡会議を開催するとともに、1月にバイオマスシンポジウムを開催し、市民、行政にバイオマスの利活用について普及、啓発を行った。

また、各県等の要請に応じてセミナー等への講師派遣、資料提供やバイオマスタウン構想やタウンの実現に取り組む市町村等に情報提供やアドバイスをを行った。

平成16年度から取り組んでいるバイオマスタウン構想については、管内の18地域で策定・公表された。

また、平成19年1月にNPO法人等各種団体を対象に、地域におけるバイオマス利活用促進に関する課題や意向を把握してバイオマス利活用の促進に資することを目的に、アンケート調査を実施し同3月に公表・ホームページ上に掲載した。

さらに、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設の整備を支援するバイオマスの環づくり交付金によるバイオマスタウンの構築を支援した。

ス 農業農村整備事業におけるコスト縮減の取組

公共工事のコスト縮減の取組として、平成12年度に策定した「農業農村整備事業等の新コスト縮減計画」に加え、平成15年度からは、事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」に取り組んでいるところであり、平成19年度までに総合コスト縮減率で15%（平成14年度比）を達成することを目標としている。

(4) 関係機関との連携強化

平成18年度の4省5局による東北地域づくり連絡会

議は「活力ある地域の創造」をテーマに開催したほか、経済・産業の活性化策を講じるため、東北経済産業局及び東北地方整備局の各企画担当部長と東北農政局の次長による地域づくり連携研究会を開催した。また、(社)東北経済連合会、(財)東北産業活性化センター、(財)東北開発研究センター等経済団体やシンクタンク等との意見交換を行った。

さらに、研究者、行政機関及び農業者等幅広く研究・実践交流を行う地方独自の学会として設立された東北農業経済学会主催の第42回福島県大会が「東北地域における集落営農の可能性と課題」をテーマに開催され、業種を超えた連携強化にも取り組んだ。

(5) 広報活動

管内の農業の動向、農政に関する施策の普及浸透を図るため、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関への情報発信

報道関係者に情報提供を行うためプレスリリース及び重要な施策等についての記者レクチャー（計329回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

イ 広報誌発行

隔月発行の広報誌「土と水と、人間と」や東北の農業・農村の現状等を図表等で紹介した「東北農業のすがた」を作成し、各自治体、農業関係団体、消費者等へ配布することで、東北における食料・農業・農村の情勢についての情報提供を行った。

ウ インターネットの活用

広く国民への効果的な情報提供という観点から、ホームページ内容の迅速な更新を行うとともに、メールマガジンにより最新情報等の発行（平成18年度：51回発行、読者数：5,741名）を行った。

2 関東農政局

(1) 地域経済及び農業産出額

ア 地域経済

平成18年の関東の経済情勢を主要指標で見ると、鉱工業生産指数は前年比+1.7%、出荷は前年比+2.7%とそれぞれ4年連続の上昇、在庫は前年比+1.7%と3年連続の上昇となった。着工新設住宅戸数は前年比+1.9%となり貸家を中心に増加した。有効求人倍率は、南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）で1.25、北関東・甲信（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）で1.19となった。総世帯の家計消費支出は前年に比べて2.3%減少し、2年連続の減少となった。

イ 農業産出額

管内における平成18年の農業産出額（市町村別推計）は2兆1,371億円で、前年に比べ517億円(2.4%)

減少した。なお、管内の農業産出額が全国に占める割合は、24.8%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水田を中心とした土地利用型作物（平成18年産）
 水稻の作付面積は32万7,500haで、前年に比べて2,900ha（対前年比99%）減少した。

作柄は、日照不足等の影響により全もみ数が少なかったこと等から、10a当たり収量は511kg（作況指数96）、収穫量は167万4,000t（対前年比94%）となった。

品種別では「コシヒカリ」が作付面積の68%を占め、続いて「あきたこまち」の5%、「キヌヒカリ」の4%の順となっている。

4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付面積（子実用）は4万4,900haで、前年に比べて1,300ha減少（対前年比97%）し、収穫量は15万3,200t（同88%）となった。

大豆の作付面積は1万5,600haで、前年に比べて900ha減少（同95%）した。収穫量は2万6,100t（同96%）となった。

イ 園芸作物

18年産主要野菜（主産県：38品目）の作付面積は14万2,300haで、収穫量435万8,000t、出荷量364万6,000tであった。

18年産果樹（主要品目）の栽培面積は5万9,500haで、前年産に比べて700ha減少した。主要果実（主産県）の収穫量は、温州みかんが14万9,600t、りんごが18万8,900t、日本なしが12万8,500t、ぶどうが8万9,700tであった。

18年の花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が4,372ha、球根類30ha、鉢もの類721ha、花壇用苗もの類が600haであった。

ウ 畜産・飼料作物

19年2月1日現在の乳用牛飼養頭数は26万600頭（対前年比98%）と減少したものの、肉用牛飼養頭数は36万6,700頭（同103%）と増加した。また、生乳生産量は153万t（同99%）となった。

18年産の飼料作物の作付面積は4万3,700haで、前年産に比べて900ha（同98%）減少した。

エ 工芸農作物

18年産の茶の栽培面積は2万2,900ha（対前年比99%）、主産県の荒茶生産量は4万1,100t（同90%）で全国の45%の生産を占めている。

18年産のこんにゃくいも（主産県）は収穫量6万7,100t（100%）で、全国の主産地となっている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 担い手の育成・確保の推進

19年産からの品目横断的経営安定対策の実施に向け、対象となり得る担い手の育成・確保を図るため、農政局本局に都県別チームを編成し、都県及び関係機関・団体に担い手育成の働きかけや19年度担い手関係予算の説明会等を実施するとともに、農政事務所においても、市町村・農協等を対象とした地域の課題の聞き取り活動・担い手リスト整備の働きかけや、都県・市町村・農協等関係機関・団体と連携して、品目横断的経営安定対策の説明会、集落営農の組織化課題検討会、集落リーダーとの意見交換会、集落座談会への参加等を実施した。

また、品目横断的経営安定対策への加入推進を図るため、農政局本局には経営安定対策事務推進室を、農政事務所には事務推進チームと加入申請相談窓口を設置して、同対策のパンフレットやビラの作成と農業者への配布、農政局・農政事務所のホームページ・メールマガジン・情報誌への関係情報の掲載等を通じて、農業者に対して同対策の周知を行った。

さらに、同対策の加入申請受付に当たっては、市町村・農協等の協力を得ながら、農業者に対する加入受付事前説明会の開催、出張受付等を行い、申請受付が円滑なものとなるよう努めた。

以上のような取組の結果、認定農業者（特定農業法人を含む）や特定農業団体等の担い手の数が増加するとともに、19年産の秋まき麦作付者で収入減少影響緩和対策に加入する方の加入申請（18年9月から11月まで）は、4,092経営体、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付計画面積で3万haとなった。

イ 米政策改革の推進

関東農政局管内においては、各県に水田農業推進協議会（以下「県協議会」という。）が、市町村段階には470の地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）が設立されている。地域協議会では、水田農業の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するとともに、ビジョンに基づき作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地づくりに取り組んでいる。

関東農政局では、19年産米から農業者・農業者団体の主体的な新たな需給調整システムへ移行することを踏まえ、「関東農政局経営所得安定対策等推進本部」に米政策改革推進対策チームを設置し、新たな需給調整システムの具体的仕組み、農業者団体や行

政の役割、国の支援策の内容等について、県協議会及び地域協議会段階での説明会や意見交換を開催し、新たな需給調整システムへの円滑な移行を推進した。また、県協議会と連携し、地域協議会に対して、生産・販売戦略の再構築や担い手リストの抜本的な見直し等を行うよう指導し、地域段階でのビジョンの改訂作業を支援した。

ウ 環境保全型農業の推進

管内都県、中央会等関係機関及び局内関係課で構成する環境保全型農業推進会議を開催し、取組の検討や普及・啓発を依頼した。

平成17年3月に公表された環境と調和のとれた農業生産活動規範については、農林水産省補助事業(整備事業)に係る「農業環境規範」の普及状況調査を実施した(118事業実施主体で普及)。

土づくり・適正施肥対策については、技術普及のための研究会や土壌調査技術等の研修会を開催した。

持続農業法に基づく認定農業者(エコファーマー)は、増加し、19年3月末現在で、31,752件(前年同月末28,192件、対前年比12.6%増)となっている。

また、第12回環境保全型農業推進コンクールでは、神奈川県ながしま農園が農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀賞4点、奨励賞4点が選出され、平成19年3月に表彰式を開催し、あわせて事例発表を行った。

平成19年4月から開始される農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)については、リーフレットの作成・配布や、説明会の開催、県・市町村への要請活動等を通じ対策の周知及び取組の要請を行った。

エ 農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、管内の農林水産物・食品の輸出の取組を促進するためのセミナー・会議の開催、国の輸出促進事業等をはじめとした情報提供、輸出相談窓口活動等を行っている。セミナー・会議では、輸出の現状説明、輸出阻害要因についての意見交換、輸出に取り組んでいる生産者・流通業者からの実践的な事例紹介等を行った。

情報提供、輸出相談窓口活動では、農政局ホームページで輸出関連情報にわかりやすくアクセスできる画面を掲載(<http://www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/yusyutu/index.html>)するとともに、輸出相談窓口で、輸出取組者からの相談・質問等に対応した。

管内の7県で輸出協議会等の組織が設置されてお

り、これら組織を中心に、国の委託事業による展示・商談会への出展や海外常設店舗への出品、在外公館での日本食PRへの出品等に取り組みされた結果、農林水産物・食品で輸出取引が開始されるなど成果をあげている。

オ 食の安全・信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産医薬品の生産資材調査、農産物のカドミウム等の残留有害物質等調査並びにBSE対策として飼料及び肥料への混入防止措置の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応についての普及・啓発等を行うとともに、生産者等に対して農薬等のポジティブリスト制度の導入を周知するための説明会を開催した。

また、消費者の信頼を確保するために、「農薬に関する意見交換会」や「関東地域食品トレーサビリティ事例報告会」を開催する等、食品の安全施策についてのリスクコミュニケーションを推進するとともに、関東農政局が取り組む食の安全施策に関しての情報提供を行うため、ホームページ及び食料品消費モニターの活用、管内消費者団体等との意見交換会等を開催した。

さらに、生鮮食品等の表示調査、有機農産物の表示や認定生産行程管理状況等の調査、食品表示110番及び食品表示ウォッチャー等の情報を活用した事実確認のための調査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示制度の普及啓発のため前橋市及び静岡市において地域フォーラムを開催した。

食育の推進については、厚生労働省と農林水産省が協同で策定した「食事バランスガイド」の普及・活用推進のため、消費者や食品事業者等を対象とする説明会の開催、管内都県の関係機関と連携した「地域版食事バランスガイド」の作成、出前講座への講師派遣、消費者等を対象としたイベント等への出展・資料配付等を行うとともに、地域における活動を「食の安全・安心確保交付金」で支援した。

また、子どもを中心とした消費者に農業や食に関する理解を深めてもらうため、農業・調理体験等の活動を各都県で実施した。

さらに、関係機関・団体と連携して、「食育月間」でのシンポジウムの開催、特別展示、フォーラム、セミナー等を開催した。

その他、「関東地域食育推進ネットワーク」の事務局として、ホームページの活用、メールマガジンの発行等を通じて参加者相互の情報交換や会員の情報

発信の支援を行うとともに、実践事例の報告や意見・情報交換会を管内各都県毎に実施した。

カ バイオマスの利活用の推進

関東農政局では、関東地域の各省地方支分部局及び試験研究機関、都県からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」を開催し、各機関におけるバイオマスの取組状況について意見交換を行った。

また、「循環型社会の構築をめざして」と題したシンポジウムを開催し、平成18年度バイオマス利活用優良表彰受賞者の取組の紹介と有識者との意見交換を通じ、関東管内におけるより一層のバイオマス利活用の推進に寄与した。

更に、バイオマスの環づくり交付金による事業等の支援や、バイオマスタウン構想の普及・啓発を推進し、管内のバイオマスの利活用と、バイオマスタウン構想の推進を図った。

キ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

関東農政局では、地方公共団体等が進める都市と農山漁村の共生・対流の各般の取組に対し、総合的な支援を行うため、関係府省の地方支分部局及び都県と連携し「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会」を設置（15年7月）し、支援方策の検討やシンポジウム等を開催している。

18年度は、9月に民間レベルで「共生・対流」を推進するオーライ！ニッポン会議（代表；養老孟司 東京大学名誉教授）主催の「オーライ！ニッポン東京シンポジウム（東京都）」への支援を行った。

また、19年3月にjp.都市農村交流推進協議会関東支部と共催で「農山漁村地域における滞在プランづくりを考える」をテーマに『グリーン・ツーリズムセミナー in 関東2007』を開催するとともに、都県及び地方支分部局の共生・対流の取組や各種都市農村交流施設を紹介する小冊子「魅力いっぱい！関東のグリーン・ツーリズム」を作成・配布した。

さらに、関東農政局のホームページ（都市と農山漁村の共生・対流）及び広報誌「いぶき」を通じて、都県におけるイベントや農山漁村地域において行われる農林漁業体験、都市農村交流施設等の最新情報を提供した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域農政に関する市町村長懇談会」、「報道関係者との懇談会」、「報道関係者との現地調査」、「関東の食と農業・農村を語る車座座談会」、「経済団体との意見交換会」等の各種懇談会を開催し、広

く意見交換を行った。

また、新たな施策（品目横断的経営安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策）の啓発・普及に向け関東ブロック、管内各都県別単位及び地域段階で説明会を実施した。

さらに、管内各都県で地域情報ネットワークを活用し、生産者、自治体、JA、生協、消費者など地域関係者間の連携を図りながら、その地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく提供するよう努めてきた。

(5) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

また、広報誌「いぶき」（隔月）を発行し都県、市町村、農業・消費者団体、各種モニターなどに配布した。並びに、農林漁業現地情報「むらとまちの話題」を毎月発行・配布した。

関東農政局ホームページでは、情報交換のためのネットワークとして、「あぐりテーブル関東」を運営するとともに、食料・農業・農村に関する情報を「関東食農 News」（メールマガジン、月2回程度）として提供すると同時に、ウェブアンケートを実施し公表した。

また、グリーン・ツーリズム、食育、農業体験をはじめとする各種技術指導など、様々な分野で活躍する人材を「農業・農村人材バンク」として紹介している。

インフォメーションセンター内の「消費者の部屋」では、毎月各部の協力で特色ある展示を行うとともに、各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行っている。

各地域で行われた農業祭等のイベントに参加し、農業施策等について広くPRを図った。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

管内の18年度の経済情勢をみると、生産活動は、引き続き増加しており、企業の18年度の企業収益及び設備投資計画は、前年度を上回る見込みとなっている。

雇用情勢は、有効求人倍率の上昇傾向などにより、引き続き改善している。

個人消費は、全体として持ち直している。

なお、先行きについては、原油価格や海外経済の動向などに留意する必要がある。

イ 個別経営の営農類型別経営統計（水田作経営）

北陸の平成18年水田作経営農家1戸当たりの農業粗収益は240万円で、おおむね前年並みとなった。これは、米価格が低下したものの、1戸当たりの稲作作付面積が増加したこと等による。

一方、農業経営費は171万円で、前年に比べて3.5%増加した。これは、経営規模の拡大にともなう資材使用量の増加に加え、農機具費、光熱動力費が増加したこと等による。

このことから、農業所得は69万円となり、前年に比べて5.3%減少した。

また、農外所得は305万円で、前年に比べて10.5%減少した。なお、年金等の収入は176万円で、退職者等の増加により前年に比べて12.1%増加した。この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は550万円で、前年に比べて3.6%減少した。

水田作作付延べ面積規模別の農業粗収益及び農業所得をみると、経営規模が拡大することに伴ってともに増加し、20ha以上の農業所得は1,807万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

平成18年産水稲の作付面積（子実用）は、米の生産目標数量の減少等から前年産に比べ1,400ha（0.6%）減少し、21万6,200haとなった。

10a当たり収量は、全もみ数が田植期以降の日照不足の影響等によりやや少なくなったものの、登熟が出穂期以降おおむね天候に恵まれ順調であったことから、前年産を1kg（0.2%）上回る535kgとなり、作況指数は100となった。

県別には、新潟県が作況指数100の541kg、富山県が102の545kg、石川県が100の515kg、福井県が100の516kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を6,000t（0.5%）下回る115万7,000tとなった。

品種別には、コシヒカリが88万4,700tで全収穫量の76.5%を占めた。

イ 麦

平成18年産六条大麦（子実用）の作付面積は、需要の増加等により前年産に比べ60ha（0.8%）増加し、7,390haとなった。

10a当たり収量は、初期生育が天候に恵まれて順調であり、全粒数が前年産を上回ったこと等から、前年産を40kg（16.7%）上回る280kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を3,100t（17.6%）上回る2万700tとなった。

ウ 大 豆

平成18年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、水稲からの転換により前年産に比べ100ha（0.7%）増加し、1万5,000haとなった。

10a当たり収量は、梅雨入り後の多雨や8月の高温等による作柄への影響がみられたものの、台風第14号等の影響により作柄が低下した前年産を2kg（1.4%）上回る141kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を500t（2.4%）上回る2万1,200tとなった。

エ 畜 産

平成19年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は565戸（前年同月比3.9%減）で、飼養頭数は2万1,700頭（同4.0%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は588戸（同6.4%減）で、飼養頭数は2万5,000頭（同0.4%減）となった。

豚の飼養戸数は260戸（同4.4%減）で、飼養頭数は30万4,300頭（同5.0%増）となった。

採卵鶏の飼養戸数は136戸（同3.5%減）で、飼養羽数は1,052万6千羽（同9.4%増）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地方公共団体、関係団体及び地域各層との意見交換の実施

(ア) 「農政相談所」を窓口とした「施策提案会」を実施し（管内各県、市町村、土地改良区等）、地域農政推進のために意見交換を行った。

(イ) 管内農林・農地部長会議を18年9月に開催し、経営所得安定対策等の推進に向けた取組について討議を行った。

(ウ) 各分野で活躍されている方々が委員となっている北陸地域農政懇談会を19年3月に開催し、19年度北陸農政局行動計画（案）について意見交換を行った。

(エ) 管内の農協中央会の代表者と意見交換会を18年12月に開催し、経営所得安定対策等について意見交換を行った。

(オ) 管内の農業法人協会の代表者と意見交換会を19年1月に開催し、経営所得安定対策等に対応した農業法人の役割について意見交換を行った。

イ 経営所得安定対策の推進

「経営所得安定対策等大綱」（平成17年10月）に基づく施策の円滑な導入を図るため、「北陸農政局経営所得安定対策等推進本部」（平成17年11月設置）において関係者の連携を図りつつ、説明会等を開催し、農業者・農業団体・地方公共団体等への周知・徹底を図った。

(ア) 品目横断的経営安定対策の推進

品目横断的経営安定対策の対象となる担い手（認定農業者、集落営農組織）の育成・確保を図るため、北陸農政局経営所得安定対策等推進本部の下に課長を長とする担当チームを各県ごとに組織し、農政事務所と連携してそれぞれの県の実情に即した推進を図った。推進に当たっては、各県・市町村・農業団体等と連携し、説明会の開催、加入申請に向けた推進キャラバン等を実施したほか、国庫補助事業により集落営農育成を支援するなど多様な手法による推進を行った。

平成18年9月1日から11月30日にかけて、平成19年産の秋まき麦の収入減少影響緩和対策の加入申請が行われ、北陸農政局管内で1,166経営体、うち認定農業者768経営体、集落営農398経営体からの申請があった。申請者の作付計画面積は7,907haと19年産4麦作付面積に対して98%となった。

(イ) 米政策改革の推進

a 推進体制

(a) 「北陸農政局経営所得安定対策等推進本部（平成17年11月設置）」の下に「米政策改革推進対策チーム」を設置し品目横断的経営安定対策等と一体的に取り組み体制を整備するとともに、北陸局米政策推進方針及び行動計画を策定し、これに基づき管内での推進活動を統一的に実施した。

(b) 地域協議会(100)の事務局体制については、会長（JA68、市町村24、その他8）、事務局（JA25、市町村68、その他7）となっている。また、生産調整方針作成者全員が地域協議会に参画する体制が整備された。

(c) 福井県吉田郡と坂井市の地域協議会では、行政とJAとのワンフロア化が行われ、JAと行政との一体的な取組体制が構築された。

b 米の需給調整に係る取組状況

(a) 地域協議会

19年産からの農業者・農業者団体による主体的な需給調整システムへの円滑な移行に向け、①地域水田農業ビジョンの検証と高度化、②産地づくり交付金等の有効活用、③配分基準単収の適切な設定、④全てのJA等方針作成者の参画、⑤需要実績等に応じた配分要素の拡大について助言・指導を行った。

(b) 生産調整方針作成者

生産調整方針作成者の責務として、①地域協議会への参加、②地域協議会において決定

された配分ルールを踏まえた農業者への生産数量目標の配分、③農業者への的確な需要情報等の伝達について助言・指導を行った。

(c) 生産調整非参加者

重点推進対象者として4ha以上の非参加大規模農業者をリストアップし①戸別訪問②個別相談会③意見交換会及び各種会議を、地域協議会等と連携し実施した。

(d) 相談ダイヤル、アドバイザー活動の実施

生産現場での米政策改革の円滑な実施が図られるよう、農業者や関係機関からの相談等に対応するため、相談ダイヤル及びアドバイザー活動を引き続き実施した。

(e) ライス・ランドインフォメーションの発行

北陸地域における農業状況や米の情報を局独自に収集・掲載した「ライスランド・インフォメーション」を年3回発行し、地域協議会、JA等関係機関に配布・説明を行うとともに、北陸局ホームページにも掲載した。

c 米政策改革支援措置の取組状況

(a) 集荷円滑化対策

需給調整の実効性を確保するため各種米支援対策の入口要件であることから同対策への加入促進を図るため4ha以上の未加入者を重点推進対象者として選定し、参加誘導（ローラー作戦II）を行った。（加入率は87%の高位水準を維持）

18年産については、全国の作況指数が96となったため同対策は発動されなかった。

(b) 稲作所得基盤確保対策

需給調整のメリット対策であることから全農業者を対象にパンフレットを配布するとともに、集落座談会等を活用し、加入促進活動を実施した。18年産の加入状況は、契約者数で140,137人（対前年9,248人減）、契約数量で714,064t（対前年241t増）となった。

(c) 担い手経営安定対策

担い手への米価下落対策の上乗せ措置としてのメリット対策であることから、19年度からの品目横断的経営安定対策への円滑な移行を図るため4ha以上の未加入者を重点推進対象者として戸別訪問を行うなど個々に加入促進活動を実施した。18年産の加入状況は、加入者数で6,142件（対前年1,279件増）加入面積35,062ha（対前年5,737ha増）となった。

(d) 産地づくり対策

産地づくり交付金は地域水田農業ビジョンの実現を図るため、地域自らが創意工夫をもって決めた用途に活用できることから、地域協議会に対しその有効活用を図るよう助言・指導を行った。

更に県協議会と連携し用途の活用状況等についてヒアリング及び現地調査を行った。18年産の交付総額は約140億円となった。

(ウ) 農地・水・環境保全向上対策の推進

北陸地域における農地・水・環境保全向上対策を推進するため、管内関係機関と連携した啓発普及活動を実施したほか、市民参加型広報活動としてシンポジウムなどを開催し、広く一般市民等に農地や農業用水などの資源の重要性やそれらの資源の保全管理の必要性について理解促進を図った。

また、19年度からの本施策の本格実施に向け、局内関係部局と連携し、水土里・環境保全推進室を設置し、地域協議会や活動組織の円滑な設立に向け、計画書や申請書の事前審査等の支援に努めた。

ウ 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率向上への取組を一層広めるとともに、より多くの消費者の方々に理解と協力を求めるため、「食べよう！作ろう！うまいもん北陸！～ライスランド北陸2006～」を標語として、キャンペーン活動を展開した。

キャンペーンの実施にあたり、平成17年度に公募により決定したシンボルマークを用いて、ポスター、のぼり旗、Tシャツを作成し、キャンペーンのPRに活用した。

キャンペーンでは、米粉製品の料理講習会、シンポジウムや意見交換会のほか、若手お笑い芸人を交えたイベント「夏バテをふき飛ばせ！食と健康」や、金沢のサッカーチームと協力したイベント「親子で学ぼう！食・運動・健康のハットトリック」の開催など、幅広い取組によりPRを実施した。

エ 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

農業をテーマに、11月に福井県でリスクコミュニケーションを開催した。また、生産段階におけるリスク管理を徹底するため、11月の「食品安全GAP北陸ブロックセミナー」の開催等によりGAPの普及に努めたほか、残留農薬や有害物質の調査を実施した。さらに、消費者の信頼確保等を目的として、牛トレーサビリティ法に基づく牛の飼養者等に対する監視・指導、JAS法に基づく食品事業者に対する食

品表示の監視・指導等を行った。

オ 地域における食育の推進

(ア) 「食事バランスガイド」を活用した取組

「食事バランスガイド」については、出張講座において消費者等に対して説明（83回）を行ったほか、各種イベント等の機会を利用して普及および活用の推進に努めた。

また、季節ごとの「わが家・我が地域の自慢料理」を募集（189点）し、「食事バランスガイド」に当てはめた結果等を添えて、ホームページや冊子等で幅広く紹介した。

(イ) 「食育月間」及び「食育の日」を中心とした取組

6月の「食育月間」において、「食育シンポジウム」を開催するとともに、「消費者の部屋」で「子どもの食育」をテーマとした特別展示を行うほか、管内各地（7ヶ所）で「移動消費者の部屋」を開設し、食育関連のパネル展示等を行った。

また、毎月19日の「食育の日」には、「食事バランスガイド」の説明やパネル等を使った食育関連情報の提供を行った。

さらに、9月には近江町市場において「移動消費者の部屋」を開設し、食育関連の情報提供を行うとともに、12月には七尾市で「食育セミナー in 能登」を開催した。

(ウ) 教育ファームの取組と利活用の促進

管内の優良事例を把握するとともに、19年3月には全国優良事例集「Go！Go！教育ファーム」を管内の全市町村へ配布し教育ファームの周知に努めた。

カ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進に向けた取組を効果的、効率的に実施するために、バイオマス利活用推進計画を策定し、以下の取組を実施した。

(ア) バイオマス利活用の推進に向けた取組

セミナーの開催、木質バイオマス利活用推進会議の開催、北陸農政局管内の市町村を対象としたバイオマス利活用に関するアンケート等を実施した。

(イ) バイオマスタウン構築の推進に向けた取組

バイオマスタウンを策定し、地域の主体的な取組の推進を図ることを目的として、管内市町村等に対して、バイオマスタウン構想の説明及び支援策（交付金）の説明等を行った。

さらに、バイオマス製品の普及促進を目的とし

て、金沢広坂庁舎の食堂へバイオマストレイの導入を実施した。

キ 農産物等の輸出促進に向けた取組

輸出に関する情報の共有、輸出促進に係る企画・実行を効果的、効率的に推進するために、輸出促進連絡調整体制の整備や輸出促進活動計画を策定し、以下の取組を実施した。

(ア) 輸出促進に向けた取組

局ホームページに農林水産物等の輸出促進コーナーの開設、セミナーの開催、外国留学生等との食談会の開催、北陸4県の農林水産物等を紹介した外国向けパンフレットを作成し海外に配付等を実施した。

(イ) 北陸各県の連携促進に向けた取組

各県の農産物等の輸出促進担当者を対象とした、農林水産物等輸出促進担当者会議を開催し、各県における輸出への取組状況や国への要望など意見交換を行った。

ク 農政情報受発信の推進

(ア) 農林水産施策の総合的な情報の受発信

品目横断的経営安定対策、食料自給率向上、輸入促進などの重要施策について県、市町村、報道機関、有識者、消費者団体、農業関係団体等に対して情報提供を行うとともに、広く意見・要望の収集を行った。

(イ) 対面による情報受発信

(ア)に掲げた重要政策、その他農林水産施策の情報及び関連情報等について、自治体、JA等の農業関係団体、消費者団体、オピニオンリーダー、情報交流モニター等に対して、対面による定期的な情報の受発信を行った。

(ウ) 各種媒体を通じた情報受発信

a ホームページ

北陸農政局ホームページでは、品目横断的経営安定対策、食料自給率向上、輸出促進などの農林水産政策情報をはじめとした食料、農業、農村等に関する情報を、分かりやすく迅速に提供するとともに、ご意見・お問い合わせコーナーの設置により、地域の方々から広く質問、意見・要望等を受信し、質問事項については、迅速に対応した。

b メールマガジン

北陸地域の食料・農業・農村に関する情報を配信・提供するため、北陸農政局メールマガジン「あぐり北陸」を毎月2回（5日、20日）定期配信したほか、読者から要望があった北陸地

域の担い手の育成・確保の動向を紹介する「担い手育成コーナー」を新たに設けた。

(4) 関係機関との連携強化

ア ほくりく「食」と「農」の消費者ネット

消費者団体や消費者行政担当部局と「食」と「農」に関する情報・意見交換等を行う「ほくりく『食』と『農』の消費者ネット」による消費者団体等との意見交換会を開催した。（計11回）

イ 「食育ネットほくりく」の設立等

様々な分野で食育に取り組んでいる団体や個人の間での連携・協力を通じて食育を積極的に推進していくため、ネットワーク（食育ネットほくりく）を18年7月に設立した。

また、各県においてネットワークメンバーとの意見交換会を開催した。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策の実施

高病原性鳥インフルエンザが発生したとの想定の下、富山県等と連携したシミュレーションを実施した。また、高病原性鳥インフルエンザが宮崎及び岡山県で発生した際には、管内の消費者団体等に対して正確でわかりやすい情報を提供するとともに、小売店舗での表示状況の調査を実施し、不適切な表示があった場合には是正するよう指導した。

エ 食品表示地域フォーラム等の開催

食品表示の現状と課題等について幅広く意見交換会を行うため、石川県及び関係機関と連携して「食品表示地域フォーラム in かなざわ」を開催した。また、食品表示の普及・啓発のため、県等と連携して地域セミナー及び出張講座を実施した。

(5) 広報活動

ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を毎月開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

イ 報道関係各社論説委員長等との懇談会

報道機関で農業関係記事等の報道にあたり、主導的な役割を果たしている論説委員長等と農政局幹部との現地懇談会を18年10月に実施した。

ウ 食育への対応

食育の啓発誌「食育を進めよう！」を発行するとともに、毎月初めにメールマガジン「食育ネットほくりく」の配信、隔月に広報誌「はぐくみ」を発行して食育に関する情報提供を行った。

エ 広報誌の発行

農政局広報誌「グリーンアングル」(季刊)を、読みやすさ、分かりやすさ、親しみやすさを基本に、農政の理解、浸透を図るとともに、地域の新しい情報などの紹介を行い、関係団体のほか図書館や病院、金融機関等に配布し、農政局が取り組む農林水産施策や地域の取組事例等の情報提供を行った。(年4回)

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年4月以降の管内景気の動向は、緩やかに拡大している。国内需要は、設備投資が増加を続けており、住宅投資も高水準で推移しているほか、個人消費も基調として緩やかに回復している。一方、公共投資は予算規模縮小が続き、基調として緩やかに減少している。輸出は、米国の自動車販売の減速等を反映してこのところ幾分鈍化しているが、穏やかな増加を続けている。こうしたなか、生産は足もと一服しているが、総じてみれば増加基調をたどっている。この間、企業収益は改善を続けており、雇用・所得も改善している。また、消費者物価指数(除く生鮮)は、前年比プラスを続けている。先行きについては、海外の景気の動向と為替相場、原材料価格の動きが企業活動や企業収益に及ぼす影響、個人消費の動向を注意深くみていく必要がある。

イ 農業経営の概要(水田作経営)

東海3県における平成18年の水田作経営農家の1戸当たり農業粗収益は105万3千円で、前年に比べ4.7%増加した。一方、農業経営費は99万6千円で、前年に比べ5.3%増加した。この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は5万7千円となり、前年に比べ5.0%減少した。

また、農外所得は345万4千円で、前年に比べ5.2%減少し、年金等の収入は221万4千円で、前年に比べ1.0%減少した。この結果、農業所得に、農外所得、年金等の収入及び農業生産関連事業所得を加えた総所得は572万5千円となり、前年に比べ3.6%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成18年産水稲の作付面積は8万9,800haで、前年産に比べ800ha(1%)減少した。

10a当たり収量は492kgで、前年産を5kg(1%)下回った(作況指数:99)。

これは、登熟はおおむね順調であったものの、7

月までの低温・日照不足等によりもみ数がやや少なくなったためである。

収穫量は44万1,500tで、前年産に比べ9,000t(2%)減少した。

イ 小麦

平成18年産小麦の作付面積は1万3,300haで、前年産並みとなった。

10a当たり収量は277kgで、前年産を37kg(12%)下回った。

これは、生育終期に湿害(枯れ熟れ)が多く発生したことに加え、日照不足の影響により、登熟がやや不良となったためである。

収穫量は3万6,800tで、前年産に比べ4,900t(12%)減少した。

ウ 大豆

平成18年産大豆の作付面積は9,550haで、前年産に比べ180ha(2%)増加した。

10a当たり収量は150kgで、前年産を7kg(4%)下回った。

これは、登熟はおおむね順調であったものの、着さや数がやや少なかったためである。

収穫量は1万4,300tで、前年産に比べ400t(3%)減少した。

エ 茶

平成18年産茶の摘採延べ面積は9,360haで、前年産に比べ450ha(5%)減少した。

生葉収穫量は4万600tで、前年産に比べ4,300t(10%)減少した。

これは、摘採延べ面積の減少に加え、低温・日照不足の影響により、芽伸びがやや悪かったためである。

荒茶生産量は8,890tで、前年産に比べ1,110t(11%)減少した。

オ 野菜

平成18年産主要野菜の作付面積は2万4,400haで、前年産並みとなった。

収穫量は82万2,900tで、前年産に比べ5万7,400t(8%)増加した。

これは、おおむね天候に恵まれたことから、秋冬野菜を中心に生育が順調であったためである。

品目別では、秋冬もののキャベツ、にんじん、ブロッコリー、ねぎ等が5~15%増加した。

出荷量は68万6,100tで、前年産に比べ2万8,200t(4%)増加した。

カ 果樹

平成18年産主要果樹の結果樹面積は9,880haで、前

年産並みとなった。

収穫量は12万5,300 tで、前年産に比べ2万1,600 t (15%) 減少した。

これは、天候不順により着果数が少なかったことや、少雨により果実肥大が抑制されたためである。

品目別では、みかんが5万2,700 t (前年産に比べ20%減少)、かきが3万4,300 t (同11%減少) となった。

出荷量は10万7,800 tで、前年産に比べ1万7,700 t (14%) 減少した。

キ 花 き

平成18年産花き(主産県)の作付(収穫)面積は、切り花類が1,920ha(前年産に比べ4%減少)、鉢ものの類が523ha(同5%減少)、花壇用苗ものの類が205ha(同4%減少)となった。

ク 畜 産

(ア) 乳用牛

平成19年2月1日現在の飼養戸数は871戸で、前年に比べ20戸(2.2%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は63.8頭で、前年に比べ0.4頭(0.6%)減少した。

(イ) 肉用牛

平成19年2月1日現在の飼養戸数は1,530戸で、前年に比べ30戸(1.9%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は80.3頭で、前年に比べ2.2頭(2.8%)増加した。

(ウ) 豚

平成19年2月1日現在の飼養戸数は430戸で、前年に比べ16戸(3.6%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は1,405.8頭で、前年に比べ57.1頭(4.2%)増加した。

(エ) 採卵鶏

平成19年2月1日現在の飼養戸数は486戸で、前年に比べ14戸(2.8%)減少した。

成鶏めす羽数は1,764万6千羽で、前年に比べ58万5千羽(3.4%)増加した。

1戸当たり成鶏めす羽数は3万6,300羽で、前年に比べ2,200羽(6.5%)増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア ふるさと農林水産フェアによる取組

ふるさと農林水産フェアは、愛知県の農林水産業や農山漁村の文化に触れ、食料等の生産活動と地産地消の大切さについて楽しく学ぶ場として、中日新聞社等の主催で春と秋の2回開催された。東海農政局は、本フェアを後援するとともに、来場者等に対し各施策の広告・宣伝を行った。特に11月3日～5

日に名古屋市「愛知県体育館」で開催された秋のフェアでは、「食料自給率の向上に向けて」～世界が注目・日本の食と健康!～をメインテーマに、東海農政局全体で積極的な取組を行った。東海農政局のブースでは、「食料自給率の向上」、「食育の推進」及び「食の安全」のコーナーを常設し、「食と健康を支える知識と技術」「農村の水土里がみどり育む食と自然と環境」「日本の食の原点はお米」等のコーナーを日替わりで展開した。各ブースでは、食料自給率クイズ、パソコンを使った食事バランスのチェック、食品表示クイズ、青紫色カーネーションの展示、田んぼのいきもの当てクイズ、米粉パン・うどんの試食等を行った。11月3日には、松岡元農林水産大臣が視察された。

イ 品目横断的経営安定対策の取組

東海農政局は、農業者及び関係者に対策の内容を理解してもらうことを最重要課題と位置づけ、対策を広告・宣伝するためのキャラバンを行うとともに、県、市町村、集落等各段階で行われる説明会等に出席し、対策の広告・宣伝と加入に向けた説明を行った。9月から行われた秋まき麦を作付けする者の加入受付では、集落あるいは市町村単位で出張受付を開催し、対象者に対策の説明と申請書の書き方等の説明を行い、その場で受付を行った。その結果、986経営体(岐阜県208経営体、愛知県299経営体、三重県479経営体)が対策に加入した。内訳は、認定農業者が815経営体(岐阜県132経営体、愛知県292経営体、三重県391経営体)、集落営農組織が171経営体(岐阜県76経営体、愛知県7経営体、三重県88経営体)と、集落営農組織が17%となっている。平成19年4月より米・大豆等を作付けする者の加入手続き、米・大豆の収入減少影響緩和交付金積立申出、麦・大豆の過去の生産実績の登録が始まり、さらには交付申請へと、品目横断的経営安定対策が本格的に実施されている。また、東海地域では担い手の育成を図るため、130市町村が農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想を策定しており、この基本構想に示された農業経営の指標を踏まえ農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた認定農業者は、18年3月末には前年比3.4%(234経営体)増加して7,037経営体に達し、それぞれの経営体が農業経営改善計画の目標達成に向けて、経営の改善・発展に取り組んでいる。さらに、平成19年2月1日現在の集落営農数は、東海地域で813となっており、これを県別にみると、岐阜県300、愛知県262、三重県251となっている。農業生産法人化の状況を見ると、既に農業生産法人

となっている割合では、全国に比べ、岐阜県が15.0%と高い状況にある。また、三重県では農業生産法人化計画を有している集落営農の割合が42.6%と高い状況にあるが、これは品目横断的経営安定対策への加入要件を満たす集落営農を目指して取組を強化した結果であるといえる。

ウ 農地・水・環境保全等の取組

東海農政局は、「農地・水・農村環境保全向上対策」の本格的な導入に向け、平成18年度に農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業として、保全向上活動に対するモデル的な支援を行うとともに、保全向上活動を実施する体制の試行的整備の推進及び保全向上活動に対するモデル的な支援の実効性の検証を行うものとして、東海地域で28地区において実施した。また、水・土・里を守り、次世代に継承するために、都市と農村の協働・出会いの場として平成17年度から「水土里フォーラム」を設立し、都市と農村を結ぶネットワークづくりや、農業農村の応援団づくりを進めている。平成18年度は、「水土里フォーラム2006」と題して合計5回開催し、1,340名の参加があった。参加者は、名古屋市を中心とする都市の消費者や開催地の住民が大部分であった。さらに、農作業体験や意見交換を通じて、農業農村についての理解を深め子供のころから農業・農村を身近に感じてもらうことが大切であるとの観点から、地域に密着した活動に取り組んでいる名古屋勤労市民生活協同組合、NPO法人グランドワーク東海と共同で、管内に伝わる「農」にまつわる昔話、「にわとり石（愛知県豊田市）」、「濃が池（岐阜県中津川市）」及び「せんがりの田（三重県名張市）」の3話を絵本にした「東海の昔話」を作成し、名古屋市立春田幼稚園で寄贈式を行い、名古屋市や昔話が伝えられている地区にある保育園、幼稚園、小学校、図書館等に寄贈した。

エ 食育の推進

東海農政局は、専門的知識を有する学識経験者の協力を得て、特に食習慣形成の重要段階にある幼児期の子どもを対象とした食育パンフレット、食育シールブック「Daisuki だいすき」を3月8日に公表した。このパンフレットは親しみやすいイラストを活用し、子どもがシールを使って遊んだりクイズを解きながら、郷土料理や摂取不足と言われている野菜に興味を持てるようにした。本パンフレットの内容は、基本的には子ども向けとしつつ、保護者の方にも「おうちの方へ」という啓発欄を設けて、活用する上でのポイントをアドバイスする形にしており、幼児期の子どもの保護者、保育所、食育の啓発

活動団体等に配付する予定である。また、「食事バランスガイド」の一層の普及・活用と地域の食文化への理解促進のため「東海食事バランスガイド」を活用して、様々な取組を行った。

オ バイオマスタウン構想の推進とその利活用

東海地域においては、岐阜県白川町と三重県伊賀市が、平成18年度にバイオマスタウン構想を策定し、平成19年3月に公表した。岐阜県白川町は、基幹産業である林業・木材産業の未利用間伐材、林地残材、製材くず等の有効利用を目指し、三重県伊賀市は、生ごみ及び動植物性残さ、家畜排せつ物、木質系廃棄物などを、堆肥・加工製品、またはエネルギー源として、地域の産業特産物の生産等に利用することで、1次産業から2次、3次に繋がる6次産業となるバイオマス地域利活用システム構築を目指すことにしている。また、平成18年度の「バイオマス利活用優良表彰事業」においては、愛知県東海市にある「コカ・コーラセントラルジャパンプロダクツ株式会社」が飲料製品製造過程で排出するコーヒー豆かす・茶かす・廃水汚泥・廃棄商品をメタン発酵させ、バイオガス発電による電力と発生した水蒸気を工場内でエネルギーとして活用する取組を評価され社団法人日本有機資源協会会長賞を受賞している。

カ 輸出促進に向けた取組

東海地域においては、主要輸出拠点までの恵まれた輸送アクセスに加え、一大輸出拠点である名古屋港の24時間運用化や中部国際空港のアジア主要都市との定期路線開設を好機として捉え、各県及び地域段階において農林水産物等のテスト輸出、地域輸出協議会及び各種貿易セミナーの開催が実施されるなど輸出拡大に向けての気運が高まっている。岐阜県では、平成16年度から「岐阜県農林水産物輸出促進協議会」が主体となり、香港百貨店において県農産物の広告・宣伝、販売フェアを開催し、富有柿、ハツシモ（米）等の輸出の取組が継続的に実施されている。愛知県では、県段階の輸出促進協議会である「あいちの農産物輸出推進研究会」が発足し輸出促進に向けた情報収集や検討が行われている。また、地域段階での輸出促進の取組として愛知県の東三河地域の行政・農業関係団体等で構成される「豊橋田原農産物輸出研究会」では、平成18年10月にタイへ地場特産品である「次郎柿」のテスト輸出が実施され、今後もさらなる取組が期待される。三重県では、ジェトロ三重が中心となった水産物・食品輸出セミナーの開催や、地域商工会等と連携した海外見本市への出展等の取組が実施されている。東海農政局で

は、平成18年11月に局内の輸出促進体制を強化するため、関係各課をメンバーとする「東海農政局農産物・食品等輸出促進推進チーム」を設置するとともに、管内のさらなる輸出促進や情報共有等を図るため、各県、農業団体、植物防疫所及び貿易業者等を参集範囲として、農林水産物等輸出促進に向けた情報交換会を平成19年1月に中部国際空港において開催した。また、管内の輸出事例を詳細に把握するため、農産物輸出実績のある現地の実態調査を実施するとともに、各種輸出促進セミナーに参加することにより農産物輸出に係る現状と課題の整理に努めた。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会、管内各県主務部長政策提案会、マスコミとの懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、マスコミ、消費者、農業者と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催し、各種事業の普及、食料自給率の向上、農業の多面的機能や資源保全、バイオマス推進等の啓発を図った。

(5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報の発信と意見交換

プレスリリースの発信（143回）、記者へのレクチャー（7回）、報道関係者現地調査（平成18年11月24日愛知県下）を実施し、報道関係者に迅速な情報提供を行うとともに意見交換等を行った。

イ ラジオ番組「くらしと農業」の放送

メディアを使った広報活動では、東海農政局の具体的な取組を中心に紹介するラジオ番組「くらしと農業」を制作し、平成18年9月から12月にかけて、全13回放送し、その内容をホームページに掲載した。

ウ 広報誌の発行

総合広報誌「View～東海の食料・農業・農村～」を年4回（合計1万1,200部）発行し、管内各地域の情報はじめ各種施策の紹介を行い、消費者・農業者、学校など行政機関や農業関係団体に配付した。

消費者向けには「10万回の「食卓」—東海の食と農—」を年1回（1万1,000部）発行し、管内の食に関するトピックスの紹介事例を通じて、食料自給率向上及び地産地消の取組の推進を図った。

エ ホームページ等による各種情報の発信

平成18年度は、ホームページ上で、食料・農業・農村基本計画、米政策改革、環境政策、食の安全・安心等の政策情報に加え、さらに新たなページとして「農林水産物等の輸出促進」などを増設し、農業関係者、消費者等に向け広く情報発信を行った。

また、各種シンポジウム、セミナー、イベントの紹介、統計公表等、地域に関する情報発信を随時行った。18年度のトップページのアクセス件数は24万2千件で、前年度に比べ32%の増加となった。

ホームページをより見やすく使いやすいものとするために、ホームページの再構築作業を進め、平成18年5月からは新たなホームページの運用を開始した。

メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月発信した結果、18年度末現在の読者は4,843名で、前年度に比べ減少したが、安定した読者数を維持している。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年の近畿経済は、回復が続いた。

主要項目別で見ると、生産活動は、当初の持ち直し基調から増加基調に転じ、一部業種では減少が見られるものの、全体では堅調に推移している。輸出は、前半の拡大基調から後半も好調に推移しており、一方輸入は、引き続き前年を上回っている。設備投資は、全産業で前年度を大幅に上回る計画となっている。個人消費は、天候要因などから当初大型小売店販売額及びコンビニエンスストア販売額が低調であったが、大型小売店販売額は飲食料品の好調な推移により、またコンビニエンスストア販売額は店舗数増加によりそれぞれ持ち直し、総じて持ち直しが続いている。雇用情勢は、有効求人倍率が前半1倍を超え上昇を続け、後半おおむね横ばいとなったが高水準で推移しており、完全失業率も前年を下回っているなど、改善している。

イ 農業経営

18年の水田作経営農家1戸当たりの農業粗収益は111万円で、野菜、豆類収入の増加などから前年に比べ1.9%増加した。一方、農業経営費は105万円で、農機具の減価償却額や原油高騰に伴う光熱動力費の増加などから前年に比べ5.8%増加した。

この結果、農業所得は6万円となり、前年に比べ37.9%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

18年産水稲の作付面積は11万4,200haで、前年に比べ2,500ha (2.1%) 減少した。これは、18年産米生産目標数量の減少や、生産者の労力事情等によるものである。

作柄は、7月が日照不足で経過したもの、8月以降が総じて良好な天候で経過したこと等から、作況指数98で、10a 当たり収量499kg、収穫量は56万9,600t となった。

イ 野菜

18年産野菜（主要14品目のうち、にんじん、レタス、ピーマンを除く）の作付面積は1万4,400haで、収穫量は、49万2,300t、出荷量は36万1,000t であった。

ウ 果樹

18年産果樹（主産県）のうち、温州みかんの結果樹面積は8,670haで前年に比べ10ha (0.1%) 増加した。収穫量は17万t で、前年産に比べ4万3,800t (20.5%) 減少した。これは、日照不足等の影響により10a 当たり収量が前年産を下回ったためである。

かきの結果樹面積は4,730haで、前年に比べ20ha (0.4%) 減少した。収穫量は7万5,500t で、前年産に比べ1万5,600t (17.1%) 減少した。これは、日照不足等の影響により10a 当たり収量が前年産を下回ったためである。

うめの結果樹面積は5,410haで前年に比べ160ha (3.0%) 増加した。収穫量は、7万100t で、前年産に比べ2,100t (2.9%) 減少した。これは、降ひょう等の影響により10a 当たり収量が前年産を下回ったためである。

エ 畜産

19年2月1日現在における、家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は4万2,500頭で前年に比べ1,500頭 (3.4%)、肉用牛は9万900頭で前年に比べ2,800頭 (3.0%)、それぞれ減少した。これは、飼養者の高齢化により休廃業があったためである。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 18年度における重点的な取組

18年度は、農業の構造改革を推進する品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の3つの対策の円滑な導入に向けた施策を重点的に取り組んだ。

(ア) 農政改革への取組

a 農業の構造改革（農政改革関連3対策）の推

進

農業・農村において、意欲と能力のある担い手の育成・確保及び農業の多面的機能と農村振興を図るため、近畿農政局では、足並みを揃えて農政改革関連3対策（品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）を展開するための部課室横断的な体制として「経営所得安定対策等大綱推進プロジェクトチーム」（チーム長：局次長）を平成18年7月に設置した。プロジェクトチームの下、各対策担当者で情報を共有しつつ、各種説明会の開催や3対策合同のリーフレットを作成するなど、19年度からの本格的な導入に向けた取組を行った。

b 品目横断的経営安定対策の受付開始

平成18年9月1日から始まった、品目横断的経営安定対策の秋まき麦の加入受付を、管内の各農政事務所の地域課や統計・情報センター41カ所に申請窓口を設けて行った。

また、加入申請者の利便性を確保するために、関係機関の協力を得ながら、麦の作付予定面積が多い滋賀県、兵庫県を中心に、延べ150回を超える出張相談や受付を行った。

この結果、近畿管内では、756経営体の認定農業者と579経営体の集落営農組織から加入申請があり、申請者の19年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）計の作付予定面積は9,308haとなり、ほぼ18年産作付面積の水準となった。

c 米政策改革推進対策に係る支援状況

平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて、将来の水田農業のあり方を地域で考える「地域水田農業ビジョン」の作成が管内各府県234の地域で策定された（平成18年5月現在）。このような地域での取組を支援するため、市町村、JA等農業関係団体や大規模農家等との意見交換会を毎年実施するとともに、平成18年7月に「高度化する地域水田農業ビジョンの実現に向けた講演会」を開催し、水田における野菜をはじめ園芸作物の生産や地産地消の先進的な取組事例の紹介を行った。また、19年産から農業者・農業者団体が主体的に行う新たな需給調整システムへの移行を受けて平成18年7月から8月にかけてビジョンの高度化等に資するため、府県、地域水田協議会に対して助言活動等を行った。さらに10月に「新たな需給調整システムへの移行に向けたフォーラム」を府県

水田協議会と共催した。

また、平成19年3月に都市住民だけでなく、内外の観光客や留学生をも対象として、米の食文化を含めた地域の伝統文化を紹介することにより、米の重要性を再認識し、米の潜在的な消費を、刺激・拡大するとともに、生産者に稲作に誇りをもって、需給に応じた安定生産を実現する機会を創ることを目的に「お米の文化と田園風景による美しい郷土（くに）づくりに関するフォーラム」を開催した。

d 農地・水・環境保全向上対策の導入に向けての取組

「品目横断的経営安定対策」と「車の両輪」として位置付けられる「農地・水・環境保全向上対策」は、19年度からの本格的な実施に向けて、17年度の実態調査に引き続き、18年度には実際の地区での支援を通じて、施策を実証するモデル支援事業として近畿管内では58地区で実施した。

近畿管内のモデル地区58地区の概要として、営農類型別では、地区の農用地面積のうち70%以上が水田である「水田型」が8割を占め、1地区当り農地面積は約62haであり、全国の57haと同規模である。

また、活動組織の地区設定要因は、集落単位での組織構成が7割となっており、地域協議会は、県出先単位で設置された兵庫県を除く他5府県とも全府県単位で協議会を設立している状況であった。

モデル地区の内、従来から水路等の適切な保全管理を実施していた地区は、約8割に達し、今後も先進事例地区としての期待がかかる。

(イ) 食料自給率向上の普及・啓発の取組

a 「第2回近畿食と農ふれあいフェスティバル」の開催

国民の食への関心を高めるとともに、食料自給率向上の重要性を広くPRしようと、平成19年2月3日、京都市内において、生産者と消費者の交流イベント「第2回近畿食と農ふれあいフェスティバル」を開催した。

今年度のフェスティバルは、「見つけよう近畿の地場もの良い素材」をキャッチフレーズに、出展ブースでは、管内の地方公共団体や農業団体等61の団体が参加して地場の農畜産物や、米粉パン、みそ等の加工品の試食・販売等が行われた。また、食育シンポジウムやステージアト

ラクションも行われ、4千人を上回る来場者があった。

b 「近畿食と農のサテライトステーション」の開設

スーパーの店頭、都市主要駅の広場等や農業祭等の他機関が開催するイベント会場等において、「近畿食と農のサテライトステーション」を開設して施策の紹介や農業に関する情報を提供した。

農林水産行政施策や「食事バランスガイド」等のパネル展示、パンフレットの配布、パソコンクイズや食生活診断、相談コーナーの設置等により情報発信を行うとともに、来場者の意向をアンケート調査により把握し、国民の農政に対する理解促進とコミュニケーションに努めた。

c 「食事バランスガイド」の普及・活用

「何を」「どれだけ」食べたらいいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」をより身近なものとして活用していただくために、「近畿版食事バランスガイド献立集」を作成し、管内の図書館、料理学校、消費者団体に配布した。

(ウ) 農林水産物・食品の輸出促進の取組

a 近畿地域農林水産物等輸出促進連絡会議の設置

近畿地域では、米、柿、桃、みかん、緑茶、タチウオ、醤油、乾麺などが輸出されている。また、海外で農業者団体等による農産物等のPRや現地バイヤー等を対象とした商談会を開催している。

近畿農政局では、農林水産物・食品の輸出促進に向けて府県、農業者団体、漁業者団体、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)、植物防疫所、近畿経済産業局等からなる近畿地域農林水産物等輸出促進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を平成18年10月25日に設置し、第1回会議では、会議の設置要領や輸出促進に向けた取組として試食会、講習会の開催が出席者により了承された。

b 輸出促進に向けた試食会、講習会の開催

連絡会議では、平成19年1月、京都府国際センターにおいて、外国人観光客と留学生(京都府名誉友好大使等)を対象とした「近畿の食材を味わう試食会」を開催し、観光客と留学生あわせて36人が参加した。また、平成19年2月には、大阪市内のホテルにおいて、在近畿地域の

総領事館員および外国人ビジネスマンを対象とした試食会を開催し、総領事館員等26人が参加した。

さらに、平成19年3月、大阪市内のホテルにおいて、輸出に関心のある農林漁業者、農林漁業者団体、食品関係事業者等を対象とした「近畿地域農林水産物等輸出促進セミナー」を開催し、約90人が参加した。

(エ) 近畿地域におけるバイオマスの展開

a 近畿地域におけるバイオマス利活用の現状と取組

近畿地域のバイオマスの種類別発生量は、家畜排せつ物が最も多く282万t、次いで食品廃棄物の266万t、農作物非食用部の78万tなどとなっている。また、種類別の利活用状況を見ると、家畜排せつ物はたい肥等として約9割が利活用されているが、食品廃棄物は肥料や飼料として約2割の利活用に留まっている。全体的にみても、利活用割合は低く、市町村によるバイオマスタウン構想の策定促進を通じて、利活用を推進することが必要となっている。

18年度末現在、近畿地域におけるバイオマスタウン構想の公表市町村は7地区となっており、滋賀県東近江市の「菜の花プロジェクト」の取組や京都市のバイオディーゼル燃料化の取組等先進的な取組も多数みられる。

b バイオマスの普及・啓発に向けた取組状況

一般消費者等へPRするため、環境バイオメッセ2007 in KYOTOを開催し、バイオマスに関するパネル展示及びバイオマス製品の紹介を行った。

また、市町村へのバイオマスタウン構想策定の加速化に向けて、研修会の開催や市町村長等と意見交換を行うバイオマスカラバンを実施した。

加えて、近畿地域のバイオマス関係管区機関で構成する「近畿バイオマス・ニッポン総合戦略ブロック連絡会議」によるシンポジウム、セミナー等を開催した。

イ 農政局の主要課題に係る行動計画

近畿農政局では、14年度から、食料・農業・農村基本法に基づく施策を推進する当局の活動を、「行動計画」と位置づけ、独自に目標を設定し、評価を行っている。

18年度の行動計画は①食料の安定供給の確保、②農業の持続的な発展、③農村振興、④国民参加型農

政の推進の4つの柱の下に、9の推進事項を設定し、業務を実施した結果について評価を行った。

ウ 地域とのコミュニケーション

近年、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっている上、消費者の視点に立った食料の安定供給が農林水産業の発展にもつながることから、14年度から農政局長等が管内各地に赴き、消費者、生産者等様々な分野の方々と、直接意見交換する「タウンミーティング」を実施している。(2回実施(18年度))

また、地域農政の円滑な推進を図るため、地方公共団体、関係団体等からの農業施策全般に関する提案を受ける窓口として、平成13年から「近畿農政局政策提案推進室」を設置している(提案件数24件(18年度))。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、マスコミとの懇談会、関西経済同友会との意見交換会、近畿地域農政懇談会(消費者、生産者、経済界、マスコミ関係者で構成)、管内各府県部長会議、管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

また、近畿に所在する様々な国の出先機関が共通の目標(ビジョン)の実現に向けて連携し、時代に対応した活力ある近畿を創出することを目的とする近畿広域戦略会議に参加した。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等を公表したほか、ラジオ番組「近畿農政局だより」の放送、ホームページ(アクセス件数約271.5万件)やメールマガジン「近畿農政局アグリレター」(月1回配信、登録者数5,550人)などのインターネットを通じた情報発信、広報誌「アグリート」(季刊7,500部/回)の発行など、近畿地域の農業・農政を巡る様々な情報を行政機関、農業関係者はもとより一般消費者にも広く提供した。

平成18年度の「消費者の部屋」においては、消費者と農林水産行政との対話、交流を図る場として様々なテーマを取り上げ、局内展示を19回、局外展示を29回実施した。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年の中国四国の経済は、全体としては緩やかに改善している。

企業の業況は業種や地域などによりばらつきがあるものの、総じて改善の動きを続けている。

生産は、緩やかな上昇傾向で推移し、企業の設備投資も増加傾向にある。

雇用情勢は、地域差はあるものの引き続き改善傾向にある。

個人消費は持ち直しの動きが見られる。

なお、先行きは一部に不透明感があるものの、当面は現況が続く見込みである。

イ 農業経営

平成18年の個別経営（販売農家1戸当たり平均）の状況を見ると、農業粗収益は246万円、農業経営費は、177万円で、農業所得は69万円であった。

総所得は480万円であり、総所得の構成をみると、農業所得が14%、農外所得が38%、年金等の収入が48%となっている。

農業地域別の個別経営をみると、農業所得は中国地域は53万円、四国地域は95万円、総所得は中国地域は480万円、四国地域は477万円であった。

総所得のうち農業所得の占める割合は中国地域で11%、四国地域で20%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成18年産水稲は、作付面積は前年に比べ800ha減少し18万100ha、収穫量は前年に比べ5.9%減少し86万3,100tであった。作柄は作況指数94で10a当たり収量は479kgであった。

イ 麦

平成18年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）の子実用作付面積は8,580haで、前年に比べ30ha減少した。4麦の収穫量は前年に比べ13.7%増加し、2万9,100tであった。作柄は、小麦は平均収量対比89、二条大麦が113、六条大麦61、裸麦が88で、10a当たり収量は、それぞれ306kg、406kg、126kg、317kgであった。

ウ 野菜（概数値）

指定野菜14品目のうち中国四国地域全県が主産県の平成18年産ほうれんそうの作付面積は前年に比べ4%減少し2,400ha、収穫量は前年並みの2万8,300tであった。

ねぎの作付面積は前年に比べ3%減少し2,560ha、収穫量は前年並みの4万2,500tであった。

たまねぎの作付面積は前年並みの1,680ha、収穫量は前年に比べ8%増加し、6万2,600tであった。

トマトの作付面積は前年並みの1,150ha、収穫量は前年に比べ8%減少し、4万7,400tであった。

エ 果樹（概数値）

平成18年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳

島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万4,200ha、収穫量は20万7,400tで、近年の裏年であった16年産に比べ5%、24%それぞれ減少した。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,670ha、収穫量は3万2,100tで、前年に比べ5%、19%それぞれ減少した。

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,210ha、収穫量は2万6,200tでそれぞれ前年並みであった。

オ 花き（概数値）

平成18年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類の主産県（岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計が1,680haで前年並み、球根類の主産県（愛媛県）計が8haで前年に比べ11%減少、鉢ものの類の主産県（島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計が100haで前年に比べ35%増加、花壇用苗ものの類の主産県（鳥取県、岡山県、広島県、山口県）計が104haで前年に比べ5%増加した。

カ 畜産

平成19年2月1日現在の乳用牛は、前年に比べ飼養戸数は5.7%減少し1,990戸、飼養頭数は4.9%減少し8万7,400頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の43.5頭から43.9頭に増加した。

肉用牛は、前年に比べ飼養戸数は4.1%減少し6,290戸、飼養頭数は0.2%減少し21万1,100頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の32.3頭から33.6頭に増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農政施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は、4月からの米・大豆等の生産者の品目横断的経営安定対策への加入促進とともに、米政策改革や農地・水・環境保全向上対策の19年度からの一体的な推進に向け、県、関係団体等を対象とした説明会や、集落営農法人のリーダーと集落営農を継続していくための方策や課題を検討する意見交換会の開催など、農政局幹部が地域に直接出向き、積極的な周知活動を行い、理解の促進を図った。

イ 米政策改革の着実な推進

米政策改革の推進は、16年4月以降、局・事務所にビジョン実現支援チーム（農政事務所・事業所職員で構成）をおき、各県・地域の水田農業推進協議

会と連携して、各種の活動を展開している。

ビジョン実現支援チームは、それぞれ各県・地域協議会の担当者と月1回程度定期的な意見交換の場をもって意思疎通を図っているが、他に県水田農業推進協議会担当者会議(計3回)、ビジョン実現支援チーム長会議(計6回)を開催した。

米政策改革第一ステージ3年間の最終年度として、これまでのビジョンの実現に向けた取組状況のとりまとめと19年度以降の新たな取組に向けたビジョンの見直しが適切に行われるよう指導助言を行った。

また、モデル地域においては、3年間に新たな産地育成や担い手確保などの成果がみられた。

品目横断的経営安定対策との連携による担い手育成確保に向けた取組支援として、担い手育成事例集のとりまとめ・配布・ホームページ掲載を行った。また、9月から加入手続きの始まった麦を中心に、担い手育成に係る指導・助言を行うとともに産地づくり交付金のさらなる重点化を地域協議会に要請した。

生産調整方針参加者の拡大に向けて、4ha以上の大規模稲作農業者に対する意向調査を実施するとともに、個別の働きかけを1～3月に行った。

また、JA等の生産調整方針作成者に対する集荷円滑化加入の取り組みを要請するとともに、各種集会において加入促進リーフレットの配布・説明を行った。その結果、18年産米の集荷円滑化加入率は僅かながら増加した。(前年比0.2ポイント増)

19年産米から始まる新たな需給調整システムに円滑に移行されるよう、また、ビジョンの高度化に向けて新たな産地育成や担い手の育成確保が図られるよう、管内の県・地域水田協議会担当者等を集めて、12月に「ビジョン実現に向けた意見交換会」を開催した。

ウ 農地・水・環境保全向上対策の推進

地域ぐるみで行う共同活動や農業者ぐるみで行う先進的営農活動を総合的に支援する新たな「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度から実施するにあたり、共同活動へのモデル的な支援を通じ、施策の有効性・実効性の検証・検討を108地区のモデル地区で実施するとともに、各県でモデル地区サミット等を開催し、活動計画事例集の配布(2,000部)やホームページで「農地・水・環境保全向上対策」のコーナーを設置して、対策の啓発・普及活動を実施した。

エ 耕畜連携の推進

耕畜連携の推進は、地域における資源循環型農業の確立や転作田の有効活用等の観点から極めて有効である。このため、稲発酵粗飼料の作付を拡大するため、管内の取組の重点地区として32地域を選定し、モデル事例の育成を推進するとともに、現地調査を行い生産の拡大を図るための耕畜連携推進協議会を2回、飼料自給率向上セミナーを2回開催し、普及拡大に繋げるための優良事例の取組を紹介した。

国産稲わらの利用拡大に向けた取組としては、年度当初より国産稲わら利用拡大のリーフレット配布等を行うとともに、飼料作物担当者会議や耕畜連携推進協議会において毎回議題に取り上げて利用拡大を推進した。

また、たい肥の利用促進を図るため、研修会を開催したほか、たい肥利用促進リーフレットを作成し、関係者に配布した。

さらに、中国四国管内は、大部分が中山間地域に立地していることから、耕作放棄地の増加、イノシシ、サル等の獣害防止の対策として、転作田を利用した水田放牧や耕作放棄地放牧の取組を推進している。

耕畜連携推進対策事業については、事業内容が拡充され、平成19年度より新たに耕畜連携水田活用対策事業として実施されることから、事業説明会を3回開催するなど、当該事業の円滑な実施に努めた。

オ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) リスクコミュニケーションの円滑な推進

消費者等様々な立場の関係者間で意見・情報の交換を行い、相互理解を深めるため、「農業に関するリスクコミュニケーション」を岡山市で開催した。

また、消費者団体等との懇談会を管内各地で84回実施した。

一方、消費者等へ食の安全に関する正しい知識を普及するため、職員を講師として派遣する「食の知っ得講座」(食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど7種類)を362回(受講者延べ9,832人)開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示制度の普及啓発

食品表示をめぐる動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者理解してもらうため、県等関係機関と連携しつつ食品表示地域フォーラム(鳥取県、高知県、広島県)、食品関係事業者向け食品表示セミナー(約210回)、消費者向け講習会・説明会(約150回)等を実施した。

また、10月の加工食品の原料原産地表示の完全実施に向けて、独自に作成した品目ごとの事業者向けパンフレット（24種類）を延べ1万6,500業者に配付した。

b 表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における表示状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して調査（約4,500店舗）を実施した。

また、米国産牛肉輸入再開の決定を受けて牛肉及び牛肉加工品等の原産地等、さらに北朝鮮からの輸入量が多い農水産物（まつたけ、アサリ等7品目）の原産地表示について、それぞれ緊急特別調査を実施した（一般調査と一体的に実施）。これらの外に、特に消費者の関心の高い品目である、生しいたけ及び乾しいたけ並びに精米及び玄米について、表示の真正性の確認調査やDNA分析等、科学的手法を用いた特別調査（約700店舗）を実施した。

さらに、管内11か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示を行った（18年度は管内業者に対して5件（大臣2件、農政局長1件、県知事2件）の指示が行われた。）。)

c 関係機関との連携

公正取引委員会及び厚生労働省の地方支分部局等の参加を得て「中国四国地域食品表示関係3省等連絡会議」（2回）を、また、国土交通省中国運輸局及び同省四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（1回）をそれぞれ開催するなど、国の関係行政機関との情報・意見交換を行った。

また、管内各県ごとに農政事務所等が中心となって県等機関と定期的な連絡会を行うとともに、合同での巡回調査等を実施した。

(7) 食に関するリスク管理対策の推進

a 農薬等のポジティブリスト制導入への対応

食品事業者団体及び消費者団体を対象として本制度を周知するための説明会（各県1回）、農薬に関する理解を深めるための意見交換会及び食品安全GAPの普及を目的としたセミナーを開催したほか、農薬に関する適正使用を推進するため、生産者に対して農産物安全対策業務

（475件）、米麦残留農薬調査業務（85件）を通じた指導、農政局や農政事務所の広報誌・ホームページ等による情報発信を行った。

b 高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

19年1月に岡山県高梁市で高病原性鳥インフルエンザが発生したが、鶏肉・鶏卵の生産から消費に至る各段階での無用の混乱を防止するため、当農政局では、①消費者団体等への情報提供、②不適切な表示（告知）の点検、③不公正な取引実態の把握等を行うとともに、岡山県の要請に応じ、発生現場での鶏糞の処理等の防疫作業支援者を派遣（10名×6日）した。

c 牛トレーサビリティ制度の推進

個体識別情報の信頼性を確保するため、牛管理者等に対する立入検査（7,795件）、販売業者等に対する立入検査（7,198件）、DNA鑑定用サンプルの買い上げ（1,889件）等を実施するとともに、鑑定結果を踏まえた調査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

カ 食育の推進

地場産農産物を活用した学校給食を通じた食育の推進を図るため、管内の各農政事務所に「食育相談アドバイザー」を設置し、18年度までの3年間、管内22ヶ所に設定した「重点推進地区」に対して学校給食関係者と生産者間の橋渡し等の支援活動を行った。

この結果、各地区にて地場産農産物の利用率の向上や生産関係者との交流給食会・農業体験学習の実施などの成果が見られた。

キ 農産物等の輸出の取組を支援

農政局では、管内各県の「輸出促進協議会」に参画するとともに、「中国四国地域農産物等輸出促進連絡会議」を開催し（平成18年6月、8月）、農林水産物等の輸出をめぐる状況について、関係機関と情報共有及び意見交換を図った。さらに、農林水産物・食品の海外でのプロモーションの秘訣や、相手国の市場動向の分析等を題材とした「農林水産物・食品輸出促進セミナー」（平成18年11月、高知市）を農林水産省及び中国四国農政局の主催により開催した。

また、平成17年度に実施した、「農林水産物輸出アンケート調査」の結果、評価の高かった、「米」、「日本酒」に着目して、7月に「米及び日本酒に係るアンケート調査」を、①嗜好調査として外国人留学生、外国人教師を対象に、②輸出の取組状況調査として管内の酒造組合及び農業団体に対して、それぞれ実施し情報を収集した。さらに、10月には酒造業者、

流通業者を対象とした「日本酒輸出セミナー」を広島国税局、ジェトロ岡山、岡山県酒造組合と共催し、生産者等の輸出の意識を啓発する機会づくりに努めた。

ク 意欲ある担い手の育成・確保

管内では、中山間地域が大宗を占めるという地理的・地形的条件から小規模経営の農家が多いこと、急速な高齢化・過疎化の進行により担い手不足が生じていること等から、集落等を単位として農業生産の共同化等に取り組む、いわゆる「集落営農」が1,962組織（19年2月1日現在）活動している。

農政局では、このような集落営農の取組がより一層広がるよう、「集落営農実態調査」（19年3月20日公表）や「18年度集落営農に関する取組事例集」をホームページにアップし、集落営農を検討中の地域等に情報提供するとともに、集落営農の取組や担い手に対する支援施策を農業者や関係機関が参加する各種会議等の場において説明し周知してきた。

また、管内の法人化の動きを見てみると、とりわけ特定農業法人が184法人（19年3月末現在）と全国446法人の4割を占めており、効率的・安定的な経営体として重要な役割を果たしている。

一方、認定農業者数は、18,839経営体（19年3月末現在）となっており、特に野菜や果樹の生産が盛んな四国4県で増加傾向にある。

新規就農者は600名、農村女性による起業数は1,299件となっている。

また、担い手への農地の利用集積等を促進するため「農地流動化に関する施策の概要」を作成し、市町村等へ配布するとともにホームページにその内容を掲載した。あわせて、担い手への利用集積の実態等を把握するため、市町村に出向き意見交換を行った。

品目横断的経営安定対策の申請・登録事務を円滑かつ的確に実施するため、4月から生産経営流通部内に「品目横断的経営安定対策準備室」を、地方農政事務所に「品目横断的経営安定対策実施事務準備チーム」を設置したところである。

また、農政局・農政事務所は、各県担い手育成総合支援協議会等と連携して、各種説明会・情報交換・意見交換等を実施し、品目横断的経営安定対策の周知徹底と担い手の育成・確保に向けた支援活動を行ってきたところである。

なお、19年産秋まき麦の加入申請については、農政局地域課及び地方農政事務所農政推進課等に受付窓口を設置するとともに、市町村・JA等と連携して

出張受付を行った結果、766経営体（うち認定農業者622、集落営農組織144）の加入手続きを了したところである。

ケ 豊かで住み良い農村地域の振興

(ア) 都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するため、関係地方支分局との連携により、平成18年10月に広島市において、『「いやし」と「やすらぎ」を求めて、都市農村交流から田舎ぐらしへ』をテーマに、「オーライ！ニッポン都市と農山漁村の共生・対流シンポジウム in2006」（参加人数170名）を開催した。

(イ) 多面的な役割・機能を有し、地域の貴重な「資源」である農地・農業用水等を、農業者だけでなく一般住民を含めみんなで保全・管理していくことの必要性について理解を深めて頂くことを目的として、平成18年11月に松山市で「ふるさと水と土シンポジウム」を開催し、あわせてパネル展示を行い、資源保全の必要性を紹介した。

(ウ) 中山間地域活性化に資するため、平成19年2月に高松市において、「私達が支える美しく、活き活きとした我がまち」をテーマに「明日の農山漁村の活性化を考えるシンポジウム in 高松」（参加人数150名）を開催した。また、集落代表者及び農業団体等を対象とした現地説明会（2ヶ所）を実施し、中山間地域等直接支払制度のきめ細かい制度説明や意見交換を行った。さらに、制度の取組事例を収集して農政局ホームページで紹介した。

(エ) 鳥獣被害防止対策の具体的な取組の推進と幅広い情報の発信により、総合的な被害防除対策を推進するため、「鳥獣害対策推進セミナー」（12月）等を開催するとともに、「中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議」（8、2月）の開催等により鳥獣対策に携わる関係機関、関係部局の横断的な連携を図った。

コ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスの総合的な利活用を普及・啓発するために、中国四国地域バイオマス関係機関連絡会議を10月に開催するとともに、管内支分部局等と連携して、3月に松山市で中国四国地域バイオマス利活用セミナーを開催した。

また、ホームページを活用した管内の新たな取組事例の掲載等情報提供の一層の充実を図った。

さらに、県、市町村等の関係者と緊密な連携を取りバイオマスタウン構想の構築、地域の実情にあった施設の導入に向けて将来の計画地区も視野に入れ、地区関係者への助言等の支援を行った。

家畜排泄物については、資源循環の観点からたい肥化を基本として、たい肥生産、流通等の現状を把握し耕種農家等に普及・啓発を行うとともに県の土づくり部局を交えた、たい肥利活用促進のための検討会を8月及び11月に開催した。

食品廃棄物については、各県の食品産業協議会と連携して環境セミナーの開催地の拡大に努める等、食品廃棄物の発生抑制、肥料化、メタン化など、再生利用等の取組の推進に向けて一層の普及・啓発の充実を図った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

米粉利用拡大のため、中国四国米粉食品推進協議会ならびに各県の米粉食品普及推進協議会と連携し、米粉料理のレシピ等の作成、パネル展、米粉パン等の実技演習等ワークショップの開催(55ヶ所)、各種イベントでの米粉食品の展示販売及びシンポジウムを開催した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

ホームページ「中国四国農政局」(平成9年7月開設)は開設10年を迎え、18年度のトップページアクセス件数は約26万8,000件であった。メールマガジン「中国四国あぐりレター」(平成13年5月創刊)は年20回(うち臨時号8回)の発刊を行い、18年度3月末の読者数は約5,500人であった。また、あわせて「中国四国バイオマスメールマガジン」(年14回)、「中国四国米粉利用推進ネットワーク(ココねっと通信)」(年9回)、「中国四国消費・安全草の根ネット」(年30回)の各メールマガジンを発刊した。

イ 広報誌

生産者、消費者、事業者を対象として、食料・農業・農村の動向、各種施策等の情報提供を行う「FACE(ふえいす)」(季刊、各号6,300部)を発行した。

ウ ラジオ放送

消費者や一般国民の関心が高いと考えられる「加工食品の原料原産地表示」と「廃食油を利用したバイオマスの取組」をテーマに1月から2月にかけて管内の民放8社を通じて6回にわたって放送した。

エ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、プレスリリース(258回、記者レク4回)を行った。また、農政局記者クラブ以外の他県の報道機関には、各県の農政事務所を通じて情報提供を行った。

7 九州農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年度における九州経済の動向をみると、生産は好調な輸出に牽引され、特に半導体関連、乗用車部門を中心として好調に推移した。設備投資は、旺盛な需要に支えられた製造業が、素材系や電気機械などの好調さから17年度と比べて水準を上げ、また非製造業においても運輸等で堅調であった。雇用は、製造業の集積が進む大分県やサービス、小売・卸売などの非製造業が集積する福岡県では、バブル期に近い求人倍率になるなど、全体的には改善傾向が続いた。一方、個人消費は、百貨店、スーパーともに前年比マイナスで推移した。

イ 農業経営

平成18年の九州における販売農家1戸当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営農家が27万円、畑作経営農家が165万円、露地野菜作経営農家が146万円、施設野菜作経営農家が444万円、果樹作経営農家が153万円、酪農経営農家が584万円、繁殖牛経営農家が199万円、肥育牛経営農家が811万円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になるかを示す農業所得率は、水田作経営が15.3%、畑作経営が39.9%、露地野菜作経営が40.6%、施設野菜作経営が41.7%、果樹作経営が31.8%、酪農経営が18.9%、繁殖牛経営が34.1%、肥育牛経営が12.4%となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成18年産水稲の作付面積は、前年産に比べ2,100ha減少し20万200ha(前年比99.0%)となった。

作柄は、台風第13号による潮風害が発生したことに加え登熟期前半の日照不足及び台風通過後の雨により登熟が抑制されたため、10a当たり収量390kg、作況指数78となった。

水稲うるちの収穫量を品種別にみると、ヒノヒカリが全体の54%を占めている。

イ 麦、大豆

18年産麦の作付面積は、3麦(小麦、二条大麦、

裸麦)全体で前年に比べ300ha増加し5万5,400ha(前年比100.5%)となった。

作柄は、10a当たり平均収量対比(%)でみると小麦が103、二条大麦が94、裸麦が97となり、小麦、二条大麦は前年産の10a当たり収量を下回った。これは、4月上旬の大雨により一部で冠水等が発生したことや、出穂期後の低温・多雨により湿害や倒伏が発生したためである。

また、18年産大豆の作付面積は2万2,500ha(前年比99.6%)で前年産並みとなった。

ウ 野菜

平成18年産指定野菜(14品目)のうち主産県の作付面積は4万8,900ha(前年比99.6%)となった。

また、平成18年産収穫量は167万トン(同101.8%)、同出荷量は143万トン(同101.4%)となった。

エ 果樹、花き

18年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、くり、かき、日本なし等を中心に減少し4万6,100ha(前年比97.5%)となった。

花きの作付(収穫)面積(主産県)は、切り花類が3,130ha(同98.4%)、球根類が112ha(同100.9%)、鉢ものの類が314ha(同96.6%)、花壇用苗ものの類が221ha(同103.8%)となった。

オ 畜産

肉用牛の飼養戸数(19年2月1日現在)は3万6,800戸(前年比96.1%)、飼養頭数は102万9,000頭(同101.9%)となった。

乳用牛の飼養戸数(19年2月1日現在)は2,710戸(同94.1%)、飼養頭数は14万2,500頭(同96.0%)となった。

豚の飼養戸数(19年2月1日現在)は2,260戸(同96.4%)、飼養頭数は308万4,000頭(同100.1%)となった。

ブロイラーの飼養戸数(19年2月1日現在)は1,030戸(同100.8%)、飼養羽数は4,816万6千羽(同101.1%)となった。

カ その他

18年産かんしょの作付面積は1万9,000ha(前年比103.3%)で、前年産に比べ600haの増加がみられた。これにより全国に占める九州の栽培面積割合は47%となり、前年より2ポイント高まった。

九州主産県(大分県を除く6県)における18年産茶の摘採延べ面積は3万7,200haで、前年並みとなった。生葉収穫量は16万2,900tで、前年産に比べ5,700t(3%)減少し、荒茶生産量は3万3,300tで、前

年産に比べ1,400t(4%)減少した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 新たな経営安定対策の始動

農政改革元年となる平成19年には、効率的かつ安定的な農業経営の育成の加速化を目指して、新たな経営安定対策が導入された。

(ア) 米、麦、大豆等の品目横断的経営安定対策

米、麦、大豆等の土地利用型作物に対する支援策については、これまでの全農家を対象として品目別に講じてきた対策から、対象を認定農業者と一定の要件を備えた集落営農組織に明確化し、これらの担い手の経営全体に着目した対策に転換した。19年産については、九州管内で、認定農業者で5,467経営体、集落営農組織が1,353経営体の合計6,820経営体が加入した。

(イ) 畜産

19年度から肉用牛肥育経営安定対策及び地域肉豚生産安定基金造成事業の対象者は、認定農業者を基本とし、認定農業者に準ずる者を特認で認めることとなった。19年度は、これに基づき九州管内で、肉用牛肥育経営2,189経営体、養豚経営857経営体が契約した(19年3月現在)。

なお、加工原料乳生産者補給金制度及び肉用牛子牛生産者補給金制度については、その対象者が、引き続き現行どおりの生産者を対象とすることとなった。

(ウ) 野菜

19年度から、①契約取引の推進、②需給調整的の実施、③担い手を中心とした産地への重点支援を推進する新たな経営安定対策を実施することとなった。

なお、担い手の育成・確保など明確な目標を定めた産地強化計画を、九州管内の指定産地において19計画策定した(19年7月現在)。

(エ) 果樹

19年4月から、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時に生果の加工仕向けを行う需給安定対策に加え、果樹産地構造改革計画で明確化された担い手等が行う優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等の前向きな取組を支援するとともに、果樹共済への一層の加入促進を行うこととなった。

なお、九州管内90産地において、それぞれの産地に応じた果樹産地構造改革計画を策定した(19年6月現在)。

(オ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

最低生産者価格を廃止し、19年産から、地域において安定的な生産を担う者に対し支援を実施することとなった。対象要件審査申請は19年5月から始まっている。

イ 米政策改革の推進

九州農政局では、18年7月に19年産から新たな需給調整システムに移行することが決定したことに伴い、生産数量目標の配分の一般的なルールの設定等を行う第三者機関的組織（以下「地域協議会」という。）の機能強化を図るため、中立・公平的なオブザーバーとして地域協議会に参加し、全ての方針作成者の地域協議会への実効ある参画、需要に応じた米づくりの推進、地域が一体となった地域協議会の運営等が行われるよう助言・指導を行った。

また、産地づくり対策においては、地域水田農業推進協議会が、地域の水田農業の青写真となる地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定しているが、19年産からの品目横断的経営安定対策及び新たな需給調整システムの導入を受けて、ビジョンの見直しが行われた。九州農政局では、ビジョンの改訂の話し合いを促すためパンフレットの作成や地域水田農業推進協議会からビジョン改訂状況チェックリストの報告を受けるなど助言・指導を行った。

ウ 農地・水・環境保全向上対策の導入

農地・農業用水等の資源や農村環境は、農業の多面的機能の発揮に不可欠な存在であるが、近年、過疎化、高齢化、混住化等による集落機能の低下により、その適切な保安全管理が困難となってきた。

また、環境に対する国民の関心が高まるなかで、農業生産の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

このため、農林水産省では、多面的機能の健全な発揮を図るための地域振興対策として、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみの効果の高い共同活動と、環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する農地・水・環境保全向上対策を19年度から導入した。

九州農政局においては、対策の実効性を確保するため、18年度に102地区で実験事業を実施した。

19年度からは本格実施が始まり、管内約3,400の活動組織において活動が開始されたところである。

エ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化については、政府全体として「立ち上がる農山漁村」の活動や、「都市と農山漁村の共生・対流」の取組を進めてきたが、これを一層推進

する観点から、18年10月、本省に「農山漁村活性化推進本部」が設置された。

これを踏まえて、九州農政局では、管内の農山漁村活性化に向けた地域の自発的な取り組みを局全体で支援するため、19年1月22日に「九州農政局農山漁村活性化支援委員会」を設置した。

また、併せて農山漁村活性化に係る様々な相談や問い合わせにワンストップで対応する支援窓口を開設して、農林漁業者、地域住民、農林漁業関係団体などからの相談に対応している。

オ 農林水産物の輸出拡大を目指して

九州地域から輸出される農林水産物は近年着実に増加しており、18年度の輸出額は全体で464億円と全国の12%を占めている。近年輸出が増加している農林水産物の例としては、なし、いちご、冷凍さば、木材等が挙げられ、輸出先としては経済成長が著しい東アジア地域を中心に輸出されている。

このようななかで、輸出先での品揃えや有利な取引の確保、効率的な輸送等を実現するために、広域的な事業者間の連携による輸出の取組が始まっている。

(ア) 九州・沖縄8県の農業団体からなる九州沖縄農業経済推進機構は、19年1月に「九州収穫祭」をシンガポール伊勢丹スコッツ店にて開催しシンガポールの消費者に九州の農産物をPRした。

(イ) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の九州管内各事務所は、19年2月に「九州食品プロモーション2007 in バンコク」をタイ（バンコク）アロマホテルにて開催した。

(ウ) JA全農ふくれんと北海道の農業団体であるホクレンは19年3月に「福岡の旬の果実と北海道の新鮮な牛乳のコラボレーション」をテーマに、「福岡 Fruits & 北海道 Milk フェア」を香港そごう銅鑼湾店で開催した。

カ バイオマス利活用の促進

バイオマスの利活用を推進するためには、地域で発生するバイオマスをできるだけ地域で効率的に利用するシステムを構築することが基本である。また、バイオマスを持続的に利活用していくためには、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組んできた。18年度は、17年度末の7市町村から13市町村に増加し、九州のすべての県でバイオマスタウン構想が策定された。

また、家畜排せつ物や生ゴミ、焼酎かす等の利活用施設の整備等、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組に対し、環づくり交付金による支援を行い、構想実現の促進を図った。

(4) 関係機関との連携強化

ア 国の地方支分局の連携

各省の地方支分局が連携して県境を越えた広域的な視点から九州の機能強化を図ることを目的に、16年4月、九州経済産業局、九州総合通信局、九州地方整備局、九州運輸局及び九州農政局の各局長をメンバーとする「九州くにつくり研究会」を設置している。

研究会は現在まで11回を数え、18年度は2回（18年9月、19年3月）開催し、各局の重点施策等について意見交換を行った。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

食品表示に関しては、JAS法のほか、「食品衛生法」等関連する法律があり、またその監視・指導も様々な機関が関与するため、これら関係機関の連携が重要である。

このため、厚生労働省九州厚生局、公正取引委員会事務総局九州事務所、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び九州農政局をメンバーとする九州地域食品表示関係四機関連絡会議を18年度は3回開催し、連携を深めた。併せて、営業倉庫内で輸入原産地の偽装作業が過去行われた経過から、倉庫業法を所管する国土交通省九州運輸局との意見交換を18年8月に開催した。

また、JAS法に基づく食品品質表示について、消費者に対する情報提供や生産者、事業者に対する指導・監視を的確に実施するため、県、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び地方農政事務所をメンバーとする九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議を18年7月に開催した。

(5) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向、農政に関する普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」、当局及び農政事務所等のホームページ、広報誌「アグリ」、プレスリリース、モニター会議等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する迅速、正確かつ分かりやすい情報の提供に努めている。さらに、インターネットを活用し、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にE-mail情報（いわゆるメールマガジン）「アグリ・インフォ九州」、「担い手育成・経営対策等推進

九州メルマガ」の配信を行っており、19年3月現在の登録会員数は延べ7,919人となっている。

また、九州農政局では「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っている。

さらに、食をめぐる様々な質問・要望に応えるために設けた消費者相談窓口には18年度3,260件の相談が寄せられた。また、各地で行われる様々なイベントの際には「移動消費者の部屋」を開設し、相談・広報等を行っている（18年度は107回開設）。

表7 平成18年度主要事業の実績整理表

(単位：百万円)

事業名	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国四国	九州
農産物の安全性確保							
(1) 土壌有害物質リスク管理対策推進事業	20	—	—	—	0	—	—
農業・食品産業競争力強化支援事業							
(1) 広域連携等産地競争力強化支援事業	—	—	—	—	—	203	2,380
農業経営対策							
(1) 農業委員会事業推進	803	15,437	3,246	3,041	4,448	613	723
農地保有合理化促進対策							
(1) 農地保有合理化促進対策事業	1,704	327	371	105	142	237	243
農村振興対策事業							
(1) 農村振興対策	—	—	—	140	—	2,868	—
ア 基盤整備促進事業	—	—	—	140	—	2,868	—
(2) 中山間地域等振興対策推進事業	3,926	3,314	1,995	707	1,433	12,610	4,780
ア 中山間地域等直接支払交付金	3,926	3,314	1,995	707	1,433	12,610	4,780
海岸事業							
(1) 海岸保全施設整備事業	376	—	457	631	142	1,260	3,004
(2) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	—	—	—	91	—	170	339
(3) 海岸環境整備事業	694	—	102	319	—	128	60
農業生産基盤整備事業							
(1) かんがい排水事業	12,997	8,257	8,439	3,598	2,034	1,476	7,025
(2) 経営体育成基盤整備事業	39,070	18,061	25,242	4,654	1,632	9,263	18,965
(3) 諸土地改良事業	227	1,712	1,153	526	1,373	1,305	1,448
(4) 畑地帯総合農地整備事業	1,565	15,549	864	1,298	1,292	2,941	19,822
農村整備事業							
(1) 農道整備事業	5,109	4,648	4,245	3,438	3,490	11,387	17,877
(2) 農業集落排水事業	13,831	11,338	7,485	9,199	4,305	15,064	10,369
(3) 農村総合整備事業	742	2,634	803	714	413	557	1,807
(4) 農村振興整備事業	5,389	11,529	7,411	4,102	4,239	4,775	9,856
(5) 中山間総合整備事業	8,764	10,321	8,566	4,250	4,190	16,278	15,804
農地等保全管理事業							
(1) 直轄地すべり対策事業	—	—	—	0	—	1,094	—
(2) 農地防災事業	6,539	8,661	8,995	8,073	7,723	10,059	13,109
(3) 農地保全事業	816	1,381	2,785	55	855	2,780	7,290
(4) 農村環境保全対策事業	247	1,993	3,403	3,150	528	891	1,771
(5) 土地改良施設管理事業	3,129	2,132	3,618	739	1,418	535	1,731
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業							
(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	2,690	3,175	2,259	1,193	1,464	6,414	7,029
農業施設災害復旧事業							
(1) 農業用施設災害復旧事業	1,245	1,548	11,101	424	4,098	6,444	9,752
(2) 農地災害復旧事業	232	697	4,522	135	2,254	2,051	7,770
(3) 海岸保全施設等災害復旧事業	339	—	4	0	—	180	102
農業施設災害関連事業							
(1) 農業用施設等災害関連事業	173	10	1,464	0	55	130	140
土地改良事業							
(1) 国営かんがい排水事業	32,423	24,849	17,638	6,665	9,324	6,706	41,305
(2) 国営総合農地防災事業	3,515	5,762	5,722	4,338	4,765	14,296	4,894
(3) 国営造成施設管理事業	110	174	427	118	1,348	103	105
(4) 国営農用地再編整備事業	2,516	10	—	—	2,885	4,833	6,475

(注) 実績額は国庫負担額、地方公共団体負担額及び地元負担額の合計で、前年度からの繰越額を含み、翌年度への繰越額を除く。

表8 農林漁業金融

(単位：百万円)

資金の種類	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中国四国	九 州
1 農業近代化資金	1,924	7,975	2,149	3,382	828	2,390	18,086
(1) 個人施設	1,251	6,680	899	2,699	530	1,904	14,178
(2) 共同利用施設	673	1,295	1,250	683	298	486	3,908
2 農業経営改善促進資金	2,044	619	767	2,245	226	1,108	1,648
3 天災資金	—	—	—	—	—	—	—
(1) 経営資金	—	—	—	—	—	—	—
(2) 事業資金	—	—	—	—	—	—	—
4 農業改良資金	244	366	47	—	200	204	320
5 就農支援資金	320	525	77	—	216	215	648

表9 各種交付金調

(単位：百万円)

交付金の種類	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中国四国	九 州
食の安全・安心確保交付金	177	845	138	152	234	220	1,235
強い農業づくり交付金	4,108	5,598	3,443	9,250	3,459	8,687	21,373
元気な地域づくり交付金	5,558	7,749	5,538	1,366	5,317	17,616	7,798
バイオマスの環づくり交付金	3,943	4,871	1,631	522	279	503	6,305

(注) 実績額は国からの交付金額及び事業主負担額の合計で、前年度からの繰越額を含み、翌年度への繰越額を除く。

第11章 林 野 庁

第1節 森林の整備の推進

1 森林整備事業

(1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮、同基本計画において示された、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進を実現するため、

- ① 森林の重視すべき機能に応じた区分(「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」)に対応した森林整備を目的とするもの
- ② 森林整備の担い手の多くが居住する山村地域の定住基盤整備、居住地周辺の森林整備等を目的とするもの

という事業体系により、森林整備を実施している。

また、森林整備及びこれらに必要な路網の整備を一体的に実施するとともに、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することとしている。

(2) 事業の概要

ア 森林環境保全整備事業

森林・林業基本計画に基づく「重視すべき機能」に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資する事業である。

(ア) 水土保全林整備事業

ダム上流域等の「水土保全林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備する。

a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林における森林整備法人、地方公共団体による森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

b 流域公益保全林整備推進事業

流域における水源かん養機能、又は山地災害防止機能の維持増進を図るための森林整備とこ

れに必要な路網整備を実施する。

(イ) 共生林整備事業

「森林と人との共生林」を対象に、森林環境教育等の利用のための森林空間やアクセス道等の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進する事業である。

a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備とアクセス道の整備を実施する。

b 絆の森整備事業

市民参加の下での里山林等の整備、野生生物の生息環境保全に資する森林整備とこれに必要な林道整備を実施する。

(ウ) 資源循環林整備事業(流域循環資源林整備事業)

「資源の循環利用林」を対象に、林道・作業道の一体的整備により、機械化を踏まえた高密度の路網整備を推進するとともに、森林組合、森林施業計画作成主体を中心とした効率的な森林整備を推進する事業である。

(エ) 機能回復整備事業

森林の基本的な機能の回復を図るため、森林の3区分の全てを対象に、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備を実施する。

d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施する。

e 林道改良統合補助事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

イ 森林居住環境整備事業

森林整備の土台となる骨格的林道の整備等を実施するとともに、林業就業者の多くが居住する山村地域において、地域の創造力を活かしながら、居住地周辺の森林及び用排水施設等生活基盤の整備を総合的に行う事業である。

ウ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から既設林道の舗装を実施している事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、既設林道を舗装する事業である。

2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成18年度末現在の復旧進捗は、16年災は100%完了、17年災は99%、18年災は88%であって、これに要した国費は表2のとおりである。

表1 平成18年度森林整備事業予算

(単位：千円)

事 項	事 業 費	国 費
森林環境保全整備事業費	136,611,332	47,208,000
森林環境保全整備事業調査費	119,531	119,531
森林環境保全整備事業費	136,491,801	46,481,469
水土保全林整備事業費補助	91,718,245	30,874,677
公的森林整備推進事業	24,325,956	7,525,000
流域公益保全林整備事業	67,392,289	23,349,677
共生林整備事業費補助	996,101	462,469
森林空間総合整備事業	304,686	140,000
絆の森整備事業	691,415	322,469
資源循環林整備事業費補助	31,868,503	10,760,323
流域循環資源林整備事業	31,868,503	10,760,323
機能回復整備事業費補助	11,908,952	4,384,000
保全松林緊急保護整備事業	2,921,431	1,436,000
特定森林造成事業	833,891	314,000
被害地等森林整備事業	6,984,186	2,103,000
森林災害等復旧林道開設事業	80,000	40,000
林道改良統合補助事業	1,089,444	491,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		607,000
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	1,046,303	535,000
峰越連絡林道事業費補助	220,000	110,000
林道舗装事業費補助	826,303	387,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		38,000
森林居住環境整備事業費	65,719,772	29,605,000
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	29,233,814	14,601,000
里山エリア再生交付金	36,485,958	12,783,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		2,221,000
合 計	203,377,407	77,348,000

表2 18年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

区 分	(単位：千円)		
	全体国費 (改国費)	18年度国費	18年度まで 国費累計
16年災	37,399,176	508,843	37,399,176
17年災	16,613,067	2,501,955	16,450,086
18年災	12,232,011	10,808,546	10,808,546

なお、18年の被害額は204億3,625万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 18年災内訳

主な災害名	(単位：千円)	
	箇所数	被害額
融雪災	158	363,060
豪雨災	1,621	2,896,619
梅雨災	9,128	14,199,567
台風災	1,258	2,137,437
その他災害	15	839,565
合計	12,180	20,436,248

3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引き及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。平成18年度の補助実績は2,157百万円となっている。

4 間伐対策

多様で健全な森林を育成するため、平成17年度から、地球温暖化防止対策の一環として、年間概ね30万haの間伐等を行う「間伐等推進総合対策（間伐等推進3カ年対策）」に取り組み、

- ① 間伐団地の設定による集団的・効率的な間伐等の推進
 - ② 公益的機能の低下が懸念される箇所における間伐遅れの解消
 - ③ 間伐率の確保によるより効果的な間伐方法の定着
 - ④ 林齢の高い森林の健全性を確保するための長長期施業への誘導
- により間伐の遅れた森林を積極的に進めるほか、
- ⑤ 作業道の整備や高性能林業機械の導入など効率的な間伐等推進のための条件整備
 - ⑥ 間伐材の用途開拓をはじめとする間伐材の利用

促進

など、間伐の実施及び間伐材の利用促進を総合的に展開することとしている。

表4 18年度間伐対策（間伐等推進総合対策）予算
(単位：百万円)

国 費	
間伐等推進3カ年対策	39,740
間伐等推進の条件整備	森林づくり交付金 3,695の内数ほか
間伐材等利用促進対策	強い林業・木材産業づくり 交付金6,990の内数ほか

5 緑資源機構事業

農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資する。

ア 水源林造成事業

緑資源機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽に係るものについては、全額補助金で実施している。

平成18年度においては、新植面積3,923ha、下刈3万ha、除伐3万ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成18年度末までの新植面積累計は約45万haである。また、既植栽地において、複層林288haを整備した。

イ 緑資源幹線林道事業

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金等で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成18年度においては、27路線、延長25kmを実施し、昭和48年度開始以来平成18年度末までに、全体計画32路線、延長2,013kmのうち延長1,312kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する事業であり、平成18年度においては、1区域において水源林の造成、農林道の開設を行った。

表5 平成18年度独立行政法人緑資源機構予算
(百万円)

水源林造成事業	
国 費	42,977
国庫補助金	28,682
政府補給金	315
政府出資金	13,980
財投借入金	5,200
財投機関債	3,100
緑資源幹線林道事業	
国庫補助金	11,700
財投借入金	1,500
財投機関債	1,400
特定中山間保全整備事業	
国庫補助金	408

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森林計画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いは計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の持続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けら

れ、以降、数次の改正を経ている。

平成16年には、従来、保安林整備臨時措置法に位置づけられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことに伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備に係る内容の追加が行われた。現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条）等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定及び変更

平成16年4月1日から平成31年3月31日までを計画期間とする現行の全国森林計画は、平成15年10月21日に策定(閣議決定)、特定保安林制度が森林法に規定されたことに伴い、平成16年6月8日に変更(閣議決定)され、さらに新たな森林・林業基本計画の策定に伴い平成18年9月8日に変更(閣議決定)された。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

- a 若齢の人工林の間伐に加え、特に増加しつつある高齢級の人工林について、択伐や間伐を適

切に実施しながら、長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させる質的充実を図る。

b 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策等森林保全の確保を基軸とした森林整備及び保全の推進を図る。

c 京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に向け、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等を関係者の協力の下、一層の推進を図る。

d 森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応し、景観の保全、花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備の推進を図る。

e 森林整備の展開に当たり、施業の効率化・低コスト化のための施業技術の普及・定着、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を関係者一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

a 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとし、区分ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（表6）を定めている。

表6 森林整備及び保全の目標

区 分	現 況		計画期末 (H31. 3 .31)
	(H14. 3 .31)		
育成単層林面積(千ha)	10,344		10,258
育成複層林面積(千ha)	895		1,519
天然生林面積(千ha)	13,882		13,344
森林蓄積(m ³ /ha)	161		203
林道整備率(%)	49		65

(注) 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の林道の延長の目安に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に施業実施に当たっての技術的指針、重

視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表7、8）を定めている。

表7 伐採立木材積

(単位：百万m³)

区 分	総 数	主 伐	間 伐
計 画 量	512	213	298

表8 造 林 面 積

(単位：千ha)

区 分	人工造林	天然更新
計 画 量	678	870

c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めている。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量（表9）を定めている。

表9 林 道 開 設 量

(単位：千km)

区 分	林道開設量
計 画 量	38.4

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出方法を特定する森林の指定基準を定めている。

e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにしている。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めている。

g 保安施設に関する事項

森林の公益的機能の発揮を確保するため、保安林の配備、特定保安林の整備及び治山事業を

計画的に推進することとし、保安林及び治山事業に関する計画量（表10、11）を定めている。

表10 保安林面積

(単位：千ha)

総数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林
12,451	9,268	3,062	855

(注) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表11 治山事業施行地区数

(単位：百地区)

区分	治山事業施行地区数
計 画 量	314

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めている。

(2) 地域森林計画等

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、全国森林計画に即して、森林計画区別（158計画区）にその森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を1期としてたてる計画であり、

- ① 機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向等を明らかにするものである。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流域管理システムの下で民有林と国有林が協調しつつ一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管

理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従業者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項

等を明らかにするものである。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採等の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行

うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、施業の共同化の安定的な実施を確保するため、市町村の長の認可を受けて

- ① 一団の森林の森林所有者等が締結する、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関する協定
- ② NPO 法人等と森林所有者等が締結する、森林施業の実施に関する協定

から成る施業実施協定制度が措置されている。

2 森林整備地域活動支援交付金制度

林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、間伐等の森林施業が十分に行われていない人工林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

このような状況に対して、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を支援するための交付金を交付することとしている。

(1) 森林整備地域活動支援交付金

森林施業計画の作成主体である森林所有者等が、市町村長との間で締結する協定に基づき、施業の実施に不可欠な森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等の地域活動を行う場合に、保育等の施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付する。

予算額 72億8,861万5千円

(2) 森林整備地域活動支援推進交付金

森林整備地域活動支援交付金について、地方公共団体が交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して交付金を交付する。

予算額 1億1,525万4千円

3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 森林整備保全事業計画

森林の水土保持機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画(計画期間平成16~20年度)に基づき計画的に事業を実施している。

治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、4万8千集落から5万2千集落に増加させることであり、平成

18年度の目標の達成率は92%である。

表12 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数

H18年度実績	18年度目標	達成率
(50.2千集落-48.0千集落)	(50.4千集落-48.0千集落)	×100=92%

イ 事業実施の概要

18年度の民有林治山事業は、当初で事業費1,598億3,494万円(前年当初比89.7%)国費898億2,600万円(前年当初比90.8%)(表13)補正で事業費212億100万円、国費100億円をもって実施した。

表13 平成18年度民有林治山事業予算

(単位：千円)

事 項	事業費	国 費
直轄治山事業費	8,659,109	6,523,000
直轄地すべり防止事業費	5,928,670	4,518,000
治山事業調査費	173,000	173,000
治山事業費補助	133,252,160	65,701,000
山地治山	85,425,236	42,653,000
復旧治山	50,919,831	25,349,000
予防治山	17,666,744	8,829,000
限界状態設計法等実証	138,591	68,000
水土保持治山	16,700,070	8,407,000
防災林整備	21,639,129	9,691,000
保安林整備	13,669,511	5,666,000
保安林改良	6,980,764	3,426,000
保育	6,658,887	2,230,000
保安林買入	29,860	10,000
保安林管理道整備	644,038	316,000
共生保安林整備統合補助	3,028,437	1,486,000
防災林造成	4,297,143	2,223,000
水源地域整備	18,085,480	9,028,000
治山等激甚災害対策特別緊急	6,693,900	3,629,000
特定流域総合治山	1,408,415	700,000
地すべり防止事業費補助	11,822,000	5,911,000
地すべり防止	11,822,000	5,911,000
後進地域特例法適用団体補助率差額	-	7,000,000
合 計	159,834,939	89,826,000

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

a 直轄治山

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施する事業であり、平成18年度は、継続22地区において実施した。

b 直轄地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、事業の

規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止する対策工事を実施する事業であり、平成18年度は、継続10地区において実施した。

c 調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施した。

b 防災林整備

保安林の機能を維持強化するための森林の整備、潮害、風害等を防止するための森林の造成、防災機能の発揮が必要とされる地域において、森林の総合的な整備等を行った。

c 水源地域整備

水源地域において、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させ、水資源の確保、水質の保全等に資するため、荒廃森林等の総合的な整備を行った。

d 治山等激甚災害対策特別緊急

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施した。平成18年度の治山激甚災害対策特別緊急事業は、17年災に係る九州中央山地地区（熊本・宮崎）の新規1地区、16年災に係る中越地区（新潟県）、嶺北地区（福井県）、宮川地区（三重県）、中丹・丹後地区（京都府）、木沢・上那賀地区（徳島県）、15年災に係る水俣・芦北地区（熊本県）の継続6地区において、火山治山激甚災害対策特別緊急事業は、12年災に係る島しょ地区（東京都）の継続1地区において、また地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、16年災に係る中越地区（新潟県）、木沢・上那賀地区（徳島県）の継続2地区において実施した。

e 特定流域総合治山

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している箇所において、一体的な整備を行うことにより、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図った。

f 地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において、地すべりを誘発する地下水の排除等を行う対策工事を実施した。

(2) 保安林制度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成18年度末現在における保安林面積は、実面積で11,763千haと我が国の森林面積の47%、国土面積の31%を占めるに至っている。

しかしながら、林業採算性の悪化等により森林施業が十分に実施されないことにより、保安林の指定目的に即して機能していないと認められるものが見られ、特に人工林の齢級構成から間伐を要するものが相当量あることから、保安林における的確な施業を確保し、持続的に保安林の機能を維持していくことが今後においても益々重要となっている。

また、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森林の整備及び保全を推進するため、平成13年に保安林の指定施業要件の基準を見直し、個別保安林の指定施業要件の変更を行っているところである。

このような中、18年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定

平成16年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

イ 特定保安林の指定

平成18年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約5万1千haの指定を行うとともに、必要な施業が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約1万5千haについて解除を行った。

ウ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林の適正管理を推進するために、衛星画像デジタルデータの活用により、土地の形質の変

表14 保安林の種類別面積（平成19年3月31日現在）

（単位：千ha）

森林法 第25条 第1項	所有形態		国有林	民有林	総 数	対全保安 林 比 率 (%)
	保安林種					
1号	水源かん養保安林		5,556	3,314	8,870	(75.4)
2号	土砂流出防備保安林		1,066	1,427	2,493	(20.7)
3号	土砂崩壊防備保安林		19	38	57	(0.5)
1～3号保安林小計			6,614	4,749	11,363	(96.6)
4号	飛砂防備保安林		4	12	16	
5号	防 風 保 安 林		23	34	57	
	水 害 防 備 保 安 林		0	1	1	
	潮 害 防 備 保 安 林		5	8	13	
	干 害 防 備 保 安 林		50	71	121	
	防 雪 保 安 林		0	0	0	
6号	防 霧 保 安 林		9	53	62	
	なだれ防止保安林		5	14	19	
7号	落石防止保安林		0	2	2	
	防 火 保 安 林		0	0	0	
8号	魚 つ き 保 安 林		8	46	54	
9号	航 行 目 標 保 安 林		1	0	1	
10号	保 健 保 安 林		355	341	696	
11号	風 致 保 安 林		13	15	28	
4号以下保安林小計			474	597	1,070	(3.4)
合 計			7,116	5,375	12,491	
(実 面 積)			(6,764)	(4,999)	(11,763)	(100.0)
国 土 面 積 に 対 す る 比 率			(17.9)	(13.2)	(31.1)	
全 国 森 林 面 積 に 対 す る 比 率			(26.9)	(19.9)	(46.8)	
所 有 別 森 林 面 積 に 対 す る 比 率			(86.3)	(28.9)	—	

注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。

2 合計欄の（ ）は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積は平成18年3月31日現在、全国森林面積は平成14年3月31日現在のものである。

更等の箇所を抽出して現地調査を行う管理体制の整備を行うとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。更に、植栽の義務のある人工林の保安林における伐採後の植栽の期限について、多様な森林整備に対応し、天然更新による高木性の樹種等の導入を促進するため、現行の2年間で認定により原則5年間とする措置を講じた。

エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、平成18年度は、約4.8億円の損失補償金を交付した。

4 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。このため、次の事業を実施した。

(1) 広域連携優良苗木確保対策事業

ア 広葉樹等優良種苗確保対策事業

優良な広葉樹林等の探索、母樹林の整備運営、種子採取、精選等の実施とともに、優良な広葉樹の種苗を広域間で活用するため、生産量、需要量、残苗等の情報を収集し各種団体等への提供を支援した。

18年度は3,029万6千円を助成した。

イ 花粉症対策苗木生産促進事業

少花粉スギ品種苗木の生産・供給に際して、苗木の得苗率の向上のため、生産過程における土壌消毒、薬剤散布等の実施、移送に伴う活着率低下防止のための蒸散抑制剤の散布、CTMによる梱包等を支援した。

18年度は605万5千円を助成した。

ウ 生産技術継承推進事業

苗木生産者の技術の向上、後継者育成のための技術伝承の研修会の実施を支援した。

18年度は875万4千円を助成した。

(2) 苗木生産広域流通安定対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、広域需給調整、計画生産及び生産調整等の推進のための事業を支援した。

また、広葉樹苗木の優良性を確保するため、優良広葉樹苗木生産者の認定、広葉樹種穂の採取地の踏査、表示票確認検査を行うとともに広葉樹苗木の生産・流通段階における産地等の適正な表示を支援した。

さらに少花粉品種等苗木の生産及び普及を図るため、生産者団体、森林組合等による協議会の開催、リーフレットの作成・配布による生産促進の啓発活動、苗木の生産量等の情報の提供を支援した。

18年度は647万円を助成した。

(3) 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、指定を受けた森林所有者に対し、損失を補償した。

18年度は1,039万9千円を助成した。

5 緑化推進対策事業の展開

近年、森林・自然体験活動や奉仕活動への参加意向を有する国民の増加を背景に、森林づくり活動を行うボランティア団体が大幅に増加しており、こうした国民参加による活動を促進し、多面的機能を有する森林の整備・保全を、林業関係者の努力のみならず、社会全体で支えていくという国民意識の一層の醸成に資するため、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」第16条において「国は国民等が行う自発的な緑化活動等を促進するための施策を講ずる。」旨、規定されている。

このため、緑化推進対策事業においては、全国植樹祭・全国育樹祭や緑の募金活動など国土緑化運動の展開等と併せ、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動を一層促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及、

学校林の整備・活用などの森林環境教育等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進している。

ア 国土緑化行事

(ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成18年度においては、岐阜県下呂市で開催された。

(イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両殿下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成18年度においては、広島県三原市で開催された。

イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、(財)国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、国民各層に対し募金への協力を呼びかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に、毎年2～5月と9～10月に実施しており、平成18年の募金額は、約23億円となった。

ウ 緑と水の森林基金

緑と水の森林基金は、昭和63年に、国民各層からの自発的な募金により200億円の基金を造成し、その運用益により森林資源の整備、利用等に関する調査研究等に対し助成し、もって森林整備の推進に資することを目的に設置されており、毎年予算の範囲内で事業が行われている。平成18年は、公募事業として109百万円を助成した。

エ 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業

平成17年2月に発効した京都議定書の目標を達成するための対策を推進することが急務となる中、森林・林業分野においては、地球温暖化防止をはじめとした森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要である。そのためには、林業関係

者の努力のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識を、各地域の特色を生かしつつ醸成していくことが極めて重要な課題となっている。

このため、各地域において身近な森林の整備活動に国民が参加する機会を提供するなどの普及活動を行うとともに、各地域で活動している森林ボランティアへの活動支援等を通じて森林ボランティア活動の定着を図り、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進し、もって地球温暖化防止の強力な推進に資することとし、平成18年度において下記の事業に対し144百万円を計上した。(民間団体向け)

(1) 国民参加の緑づくり活動の推進

① 「ふるさとのシンボル」として親しまれ、地域で保全活動が行われている巨樹・古木林等の診断・治療・予防等に関する技術開発や地域住民に対する緑化技術の普及啓発。

② 各地域での緑化運動の普及啓発を図るための、国土緑化行事への支援や上下連携によるシンポジウムの開催等。

(2) 地元企業等の森林ボランティア活動参画の促進

① 地元企業等の森林整備への参画を促進するため、ボランティア活動や森林に関する情報を提供するとともに、広範な参加を促す企画をNPO等から公募し、各地域で選定された企画を具体化するための支援を実施。

② 各地域で地域住民の参加を得て行う植樹・間伐等の森林ボランティア活動の支援、地域森林ネットワークの構築、森林ボランティア団体への助言を行う地域的リーダーの養成等の支援。

オ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で身近で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るため、平成18年度は下記の事業に対し30百万円を計上した。(民間団体向け)

(1) 学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定

① モデル学校林の設定に係る委員会の開催

② モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施

③ 地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の実施

(2) 学校林における森林ボランティアによる森林保全管理活動の推進

6 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等被害対策関連事業

森林病虫害等被害対策関連事業については、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。)等に基づき、各種の被害対策を実施している。

松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という。)とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様が見られるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以下にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全すべき松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息を図るまでには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置を適時適切に実施できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

なお、特に近年、カシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって、本州の日本海側を中心にミズナラ等が集団的に枯れる「ナラ枯れ」被害が発生しているため、その防除対策の実施や、新たな防除技術の開発等を推進している。

また、シカ等の野生鳥獣による森林被害に対処するため、関係省庁と連携し、野生鳥獣の生息環境にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設置等を行うなどの総合対策を進めている。

ア 平成18年度予算の概要

平成18年度の松林保全総合対策に係る予算は、対前年度比55%の20億2,561万2千円となっているが、これは三位一体改革に伴う税源移譲により、森林病虫害等防除事業（松くい虫対策分）が、8億3,361万2千円に縮減（対前年度比35%）されたことによる。一方、松くい虫以外の森林病虫害等被害対策に係る予算のうち森林病虫害等防除事業（その他森林病虫害等分）は、1億5,264万3千円（対前年度比131%）である（表15）。

イ 平成18年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林の的確な防除と健全化の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

また、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を推進した。

c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて、防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

d 森林被害防止技術の開発・普及等の推進

関東以北におけるマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を行うとともに、それらの増殖を行い、都道府県に対しその苗木を供給するための事業を推進した。また、マツノマダラカミキリの天敵微生物であるポーベリア菌を用いた効果的かつ効果的な防除手法を開発するための実証事業等を実施した。

(イ) その他森林病虫害等被害対策

近年被害が拡大傾向にあるナラ枯れ被害の対策として、被害木の駆除を実施するとともに、新たな予防手法の技術の実用化を図る実証事業を実施した。また、スギカミキリ、スギノアカネトラカミキリ等による被害のまん延を防止するため、所有者の防除意識の高揚を図るとともに、被害木の駆除等を実施した。

シカ等の野生鳥獣による森林被害の防除事業及び野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

表15 平成18年度森林病虫害等被害対策関連予算内訳 (千円)

	国 費
○松林保全総合対策	2,025,612
<非公共>	
森林病虫害等防除事業	
（松くい虫対策分）	833,612
抵抗性品種等緊急対策事業	28,000
	の内数
<公共>	
保全松林緊急保護整備事業	1,152,000
森林災害等復旧林道開設事業	40,000
○その他森林病虫害等対策	164,384
<非公共>	
森林病虫害等防除事業	
（その他森林病虫害等分）	152,643
<公共>	
野生鳥獣による森林被害の軽減に資する	
ための森林整備手法に関する調査	11,741
○森林づくり交付金	
<非公共>	
森林資源の保護	3,695,468
	の内数

(2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を十全に発揮していくためには、林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めるなど、森林を適切に保全していくことが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等による森林への入込者の増大等により、山火事や不法投棄等の増加が懸念されている。

このため、林野火災予防対策及び森林保全管理対策について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、これらの諸般の施策を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成18年度においては、森林づくり交付金（36億9,546万8千円の内数）により助成した。

ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成14～18年の年平均でみると出火件数2,307件、焼損面積1,375ha、損害額7億1千万円となっている。

また、林野火災の出火原因については、平成14～18年の年平均によれば、たき火によるものが全体の26.0%を占め最も多く、次いで放火(疑い含む)13.7%、たばこ13.2%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、特定危険日に対応した予防活動の強化、山火事対策シンポジウムの開催、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

イ 森林保全管理対策

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大に伴う不法投棄や林野火災等の森林被害の増加を防止するため、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに對する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している。

なお、平成17年度(2,965ha)が突出しているが、これは、許可を必要としなかった日本道路公団による開発(主に「道路の新設または改築」)について、17年10月1日の分割民営化に伴い許可を要するようになり、その時点で既に着手している開発についての許可申請が集中したためである。(表16)

7 林業・山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センタ

表16 林地開発許可制度の運用状況（平成19年3月31日現在）

区分 年度 開発行為の目的	件 数 (件)																			
	昭和 49~63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
工事・事業場用地の造成	1,444	133	141	139	136	126	104	102	118	107	112	67	41	69	59	68	67	86	84	3,201
住宅用地の造成	1,277	49	73	67	85	71	68	68	59	68	48	55	27	22	17	9	12	15	19	2,108
別荘地の造成	177	17	26	14	12	6	6	3	6	5	1	2	3	1	2	0	0	0	0	281
ゴルフ場の設置	882	146	130	142	165	93	73	47	30	14	13	7	5	1	5	3	1	3	1	1,761
レジャー施設の設置	577	83	100	66	60	49	51	41	28	20	27	10	8	17	9	7	9	5	11	1,178
農用地の造成	9,752	209	161	137	106	91	86	92	54	54	63	61	53	47	45	56	49	48	41	11,205
土石の採掘	6,623	311	281	244	248	262	248	212	216	254	207	227	174	174	160	135	127	115	119	10,337
道路の新設又は改築	80	3	6	8	0	2	6	4	2	2	0	2	2	2	1	1	1	34	6	162
その他	2,572	162	139	107	99	111	84	69	65	49	70	50	32	48	54	31	28	33	47	3,850
計	23,384	1,113	1,057	924	911	811	726	638	578	573	541	481	345	381	352	310	294	339	328	33,755

区分 年度 開発行為の目的	面 積 (ha)																			
	昭和 49~63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
工事・事業場用地の造成	6,688	802	836	897	821	781	562	575	556	760	464	343	184	297	315	238	135	443	408	15,687
住宅用地の造成	12,810	392	600	401	788	663	823	564	641	636	505	715	187	95	3	34	118	72	72	20,045
別荘地の造成	1,122	86	101	85	100	24	14	13	89	47	3	21	58	9	6	0	0	-2	0	1,776
ゴルフ場の設置	37,112	7,386	5,755	6,756	8,388	4,760	3,274	2,091	1,530	296	615	142	186	30	-3	14	-1	8	-1	78,339
レジャー施設の設置	3,342	637	596	733	341	588		121	185	53	125	52	18	56	33	4	36	32	59	7,211
農用地の造成	39,511	795	639	427	386	351	347	328	203	196	288	254	173	140	180	189	168	194	211	44,769
土石の採掘	23,846	1,730	1,593	1,604	1,578	1,950	1,774	1,503	1,695	1,927	1,808	1,840	1,441	1,329	1,349	1,064	1,003	892	1,054	49,926
道路の新設又は改築	263	12	23	22	4	3	20	10	9	6	0	8	6	4	2	3	10	1,239	47	1,691
その他	8,922	592	556	531	410	490	413	393	255	204	314	192	151	209	226	182	172	87	253	14,299
計	133,616	12,432	10,699	11,456	12,816	9,610	7,486	5,598	5,163	4,125	4,122	3,567	2,404	2,170	2,111	1,728	1,641	2,965	2,103	233,697

- (注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。
 2 件数は、新規許可処分に係るものであり、面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。
 3 「その他」の項には、産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

一」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業等に関する情報の収集・提供の実施、さらに都道府県境を越える圏域による上下連携による森林整備を促進するための普及・啓発、地域材の利用拡大等を行う事業を実施した。

(2) 森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、森林資源等を活用したツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス（森業・山業）の創出に向けた事業の試験運用・製品の試作等実証の事業運営を推進するとともに、山村と都市が連携して行う、意欲的で先導的な取組を支援した。

また、特用林産物の新たな需要の開拓などによる山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の高度化や作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等

に資する施設整備を推進するとともに、林業従事者等の山村への定住促進に必要な、用排水施設、コミュニティ施設、防災安全施設等の生活環境を整備した。

(3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア 森林環境教育の推進

森林環境教育は、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるものであり、森林吸収源対策の推進に必要不可欠である。

また、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体

験の機会を提供していくことが重要であり、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては、体験活動の場として、森林が明記されている。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省が進める「新子どもプラン」と連携し、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

これに関連して、指導者の養成に資するセミナーの開催や、森林・林業関係者、教育関係団体、NPO等が連携して行う親子や子どもたちの森林整備活動等を支援するとともに、自主的な活動や交流活動の推進を図る「緑の少年団全国大会」の開催を支援した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割への理解を深めるため、森林環境教育について、森林環境教育関係者が一堂に会し、取組の発表や今後の課題についての討議と情報交換を行うことを目的とした全国シンポジウムの開催、インターネットのホームページ上に開設した「森林環境教育ネットワーク」を通じて森林環境教育実践者の情報交換・相互交流や地域における連携・協力に向けた取組を行った。

イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができるなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。

このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図る取組を行った。また、流域の上下流の森林所有者と利用者等の連携により里山林利用協定等の締結や利用活動の立ち上げを支援するなど、多様な保全・利用活動を促進する取組を行った。

第3節 森林づくり交付金

1 交付金の趣旨

国土保全や水源かん養など森林の多面的機能の持続

的な発揮のためには、森林の整備・保全を推進することが重要であり、特に地球温暖化防止対策の観点からは、より積極的な施策の展開が喫緊の課題となっている。

このため、森林の整備・保全のための条件整備や、山村地域の活性化、国民参加の森林づくりや森林環境教育等への支援を総合的に実施し、森林の多面的機能の発揮と森林を支える山村の再生を図っていく必要がある。

予算額 3,695,468千円

2 交付金の対象メニュー

<ソフト>

(山地防災情報の周知)

山地防災情報伝達の総合的な推進

ア 山地防災情報体制の整備

インターネット等により、山地防災情報を行政と地域住民が相互に伝達・情報交換できるシステムの整備を支援。

イ 山地防災情報の提供

地域に密着した活動を行う自主防災組織、NPO等に対して、山地防災に関する講習会及び現地研修会の開催、地域の特性に応じた山地災害に関する手引書等を作成し、地域住民へ配布、ダイレクトメール等により、地域住民に対して直接山地災害危険地区等の山地防災情報の周知を実施。

(森林資源の保護)

(1) 森林資源保護の推進

ア 森林病虫害防除

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害の予防手法の実証、法定森林病虫害以外で森林に重大な損害を与える病虫害の駆除、スギ・ヒノキ病虫害被害に関する森林所有者等への普及啓発、被害発生源除去等の被害対策等を実施。

イ 松林健全化促進

松くい虫被害の発生しにくい森林環境の整備を図るため、誘引剤による捕獲、被害発生源等管理、生立木除去処理、抵抗性マツの植栽、森林所有者等への普及啓蒙等を実施。

ウ 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進

地域の主体的な防除活動を促進するため、地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核として機能させ、被害監視体制の整備、防除技術等の指導、普及、防除機器の貸付等を実施。

エ 松林保全体制整備強化

地域生活に密着した松林の整備・保全について、地域住民の積極的な参加を促進。また、森林病害虫等防除連絡協議会等において、防除の実施計画等の策定、実行等に関する連絡協議を行う他、地区説明会において事業実施に関する説明、協力要請等を実施。

オ 野生鳥獣被害防除

シカ等野生鳥獣による森林被害の軽減を図るため、防護柵の設置等による被害防除、森林被害モニタリング調査、被害監視活動、広域的な有害鳥獣駆除活動体制の整備、新たな技術による防除の試行、被害対策の普及啓発、NPO等による森林づくり活動の支援等を実施。

(2) 森林環境保全の推進

ア 森林保全管理対策

流域を単位とした都道府県、市町村等の連携により、各種森林被害の把握及びその防止のための森林保全推進員の養成等を、地域の実情に応じて総合的に実施。

イ 林野火災予防対策

林野火災の未然防止を図るため、林野火災予防体制の強化、山火事対策シンポジウムの開催等を推進。

<ハード>

(森林整備の推進)

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するため、これに必要な基幹作業道、作業道、単線軌道、林業機械の導入を実施。

(森林の多様な利用・緑化の推進)

森林整備の促進を図るため、森林・林業に関する知識・技術の普及・啓発に資する森林・施設を整備し、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育及び市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習を推進。

(森林地域環境の整備)

都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資するため、山村の有する自然環境を活かした交流施設の整備、都市住民等を林業技術者として育成し山村に受け入れるための研修施設の整備、資源循環型社会の創出に向けた自然エネルギー利活用施設の整備等を地域のニーズに応じて総合的に実施。

第4節 強い林業・木材産業づくり交付金

1 交付金の趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、①高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立、②特用林産物生産施設の整備等による担い手の定着促進と山村再生、③木材加工流通施設や木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等による木材産業の構造改革と木材・木質バイオマス利用の推進、④雇用対策等による担い手となる人材等の育成を図る。

予算額 6,986,681千円

2 交付金の対象メニュー

<ハード>

(1) 望ましい林業構造の確立

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、作業道の整備と高性能林業機械（貸付用を含む）の導入など林業の生産性の向上に資する施設を中心とした整備を支援する。また、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備も必要に応じて支援する。

さらに、沖縄における森林資源の状況や林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域内の林産物の供給体制の整備等を図るために必要な施設等の整備を支援する。

(2) 特用林産の振興

特用林産物の生産体制の整備・強化、複合経営を支援することにより、生産活動の安定化及び林業者の所得の向上を図るため、特用林産物の生産・加工・販売等に必要な施設の整備を支援する。

(3) 木材利用及び木材産業体制の整備推進

ア 木材産業構造改革整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併・転業などの木

材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等の整備を支援する。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、貸付方式の高次加工施設、乾燥施設等の整備を支援する。

イ 木材の新しい流通・加工システムモデル整備

これまで利用が低位であった曲がり材や間伐材等を集成材や合板等として、低コストかつ大ロットで安定的に供給する新たな流通・加工システムの構築に必要な施設等のモデル的な整備を支援する。

ウ 木造公共施設整備

地域材の利用を促進するため、展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設として、共生対流を促進する施設、児童福祉施設における遊具、学校に関連した施設や先駆性のある施設の地域材を利用したモデル的な整備を支援する。

エ 木質バイオマスエネルギー利用促進整備

民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携のもと、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として総合的に利活用する施設整備を支援する。

オ 戦略的木材流通・加工体制整備モデル整備

新生産システムの一環として、施業の集約化や森林・所有者情報データベースの設置等により、ロットをまとめて計画的に供給される素材を確実に流通・加工させるため、川上と川下が一体となって、低コストで品質・性能の確かな製品を安定的に供給できる地域材の流通・加工体制の構築に必要な施設をモデル的に整備

<ソフト>

(林業担い手等の育成確保)

(1) 担い手確保・育成対策

ア 林業事業者対策事業

林業事業者の経営合理化計画認定及び経営合理化指導、各種協議会の開催、高性能林業機械リース事業支援により林業事業者の育成を図る。

イ 林業就業者対策事業

林業就業者リーダー養成研修の実施及び新規就業者の確保対策を実施し、林業就業者の確保・定着を図る。

(2) 林業労働災害撲滅プロジェクト

ア 林業労働災害防止緊急支援事業

安全作業体験林を設定し、危険予知・回避能力の向上及び伐倒条件の相違に対応した安全かつ的確な実践的伐木作業技術の現地研修を実施する。

イ 労働安全衛生管理体制整備事業

安全衛生指導員、安全管理指導専門家を養成し、特に新規に労働者を雇用した事業者及び小規模事業者に対して重点的な指導を実施する。

ウ 労働安全衛生推進体制強化事業

労働安全衛生対策の問題点の分析・改善策の検討を行うため、労働安全衛生改善対策セミナー、振動障害予防対策を実施する。

エ 蜂刺傷災害対策支援事業

蜂刺傷災害による死亡災害を防止するため、蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する。

第5節 森林組合

1 森林組合等の活動状況

平成17年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合846、生産森林組合3,298が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて162万人(地区内森林所有者の48%)の組合員(1,922人/組合)で構成され、その所有森林面積は、1,115万ha(県有林を除く民有林の71%)に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は737組合で、総人員は、21千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、6,126万円(前年度5,722万円)と推移してきており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成17年度における事業取扱量については、新植面積19千ha(前年度比100%)、保育面積364千ha(前年度比86%) [うち除間伐面積201千ha(前年度比87%)]、素材生産量2,818千 m^3 (前年度比95%)となっている。

一方、生産森林組合は、平成17年度末において、255千人の組合員により、340千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会においては、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 施業・経営集約化総合対策事業費

林業生産活動を活性化するため、森林組合系統による指導を通じて森林所有者の施業意欲の向上を図るとともに、森林の施業や経営の集約化を図る取組を総合的に支援するための指導や、行政と森林組合系統が連携し事業を円滑に推進するための会議の開催を支援した。

予算額 46,102千円 (新規)

(2) 森林組合中央指導事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合監査の実施による経営管理等に関する適切な指導や森林組合監査士の育成等に対し助成した。

予算額 5,590千円
(前年度 5,926千円)

第6節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

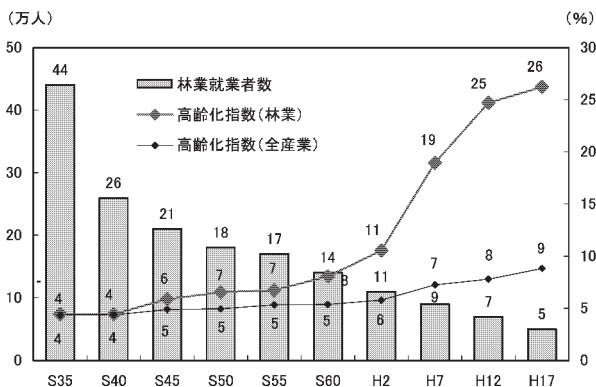
国勢調査によると、平成17年における林業就業者数は4万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

また、年齢構成は、65歳以上が26%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業就業者の減少と高齢化がこのまま進めば、森林整備に必要な担い手が確保されず適切な森林整備が進まないこととなり、地球温暖化を進める温室効果ガスの削減目標達成や山村地域の活性化が困難となるおそれがある。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

表17 林業就業者数及び高齢化の推移



資料:総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

2 緑の雇用担い手対策事業

林業への就業・定着を進め、林業就業者の高齢化を抑制し、もって、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な推進及び地域の活性化等に資することを目的に、U・Iターン者等を含む森林の保全・整備に意欲を有する若者等に対して、林業就業に必要な技術に関する研修を行うとともに、併せて、かかり木処理等より高度な技術に関する研修を実施した。

予算額 6,700,000千円
(前年度 7,000,000千円)

3 林業担い手等の育成確保

〈強い林業・木材産業づくり交付金〉

林業事業体の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械等のリース・レンタル事業の実施並びに将来の作業班のリーダー(班長)養成研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 6,986,681千円の内数
(前年度 7,749,119千円の内数)

4 事業体育成情報ネットワーク事業

安定的に経営を継続できる林業事業体の育成と多様なルートを通じた幅広い人材を確保するため、インターネットを活用した丸太の売買、事業関連情報や就業関連情報の提供等を行うシステムの構築とその運営に必要な経費を助成した。

予算額 25,591千円
(前年度25,302千円)

5 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金造成に助成した。

(ア) 貸付条件

- a 利率：無利子
- b 償還期間：20年以内 認定事業主への貸付は、13年以内とする。

c 貸付限度額：1人につき

就業準備資金 150万円

就業研修資金 月額5～15万円

ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

予算額 18,000千円

(前年度 20,000千円)

第7節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材（用材）需要量は、平成10年以降住宅需要の低迷等から、9千万 m^3 台で推移していたものが、平成14年には9千万 m^3 を下回った。平成18年は前年に比べて1%増加の8,679万 m^3 となった。

用途別で見ると、総需要量のうち、製材用が約4割、パルプ・チップ用が4割強、合板用が16%を占めており、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成18年の木材（用材）需要量は、製材用及び合板用は木造住宅着工戸数及び床面積が増加したことから前年を上回り、一方、パルプ・チップ用は製品のチップ輸入量が減少したことなどから前年を下回った。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成18年は前年を上回る1,762万 m^3 となり、4年連続の増加となった。

表18 木材（用材）需給の現状

(単位：千 m^3 ()内は対前年比%)

区 分	17年	18年
需 要		
総 数	85,857(95.6)	86,791(101.1)
製 材 用	32,901(93.9)	33,032(100.4)
合 板 用	12,586(90.1)	13,720(109.0)
パルプ・チップ用	37,608(99.0)	36,907(98.1)
そ の 他 用	2,763(98.6)	3,131(113.3)
供 給		
総 数	85,857(95.6)	86,791(101.1)
国 内 生 産	17,176(103.8)	17,617(102.6)
外 材 輸 入	68,681(93.8)	69,174(100.7)

イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は更に低い水準となり、平成18年には129万戸となった。

このうち木造住宅は、平成18年に56万戸が着工され、木造率は2年連続して前年を下回り43.3%となった。工法別には、国産材の使用割合が高い在来工法は木造住宅の約8割を占め、輸入材がほとんどのツーバイフォー工法、プレハブ工法は木造住宅の約2割を占めている。

ウ 価格の動向

平成18年の国産材（スギ）丸太の価格は、8月まで横ばいで推移したが、その後外材の高騰等の影響を受け上昇し、12月の価格は年初と比べ上昇した。一方、輸入丸太のうち米材の価格は、堅調な米国住宅着工や原油高による輸送費の高騰などもあって上げ基調で推移した。また、合板は、中国やインドなどによる旺盛な丸太の買付けなどにより原木価格が上昇したことから近年にない価格にまで上昇した。

ホワイトウッド集成管柱（国産）は、欧州域内の景気回復に伴う需要増やユーロ高騰による輸入コスト高から価格が上げ基調となった。

平成18年の平均価格をみると、丸太については前年に比べてスギ、ヒノキ、ベイツガともに上回った。また、製材品については、スギ正角、ヒノキ正角は前年並み、ベイマツ平角は前年の価格を8%上回り、コンクリート型枠用合板は22%上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

平成18年の丸太輸入量は1,058万 m^3 で、前年に比べて1%減少、製材輸入量は850万 m^3 で1%増加とほぼ前

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、%)

平成元年	総計		木造住宅								非木造住宅		
			計		木造率	在来工法		ツーバイフォー工法		プレハブ工法			
	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比	前年比				
1	1,662,612	-1.3	719,870	3.2	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	-18.5	942,742	-4.5
2	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344	-3.9
3	1,370,126	-19.7	624,003	-14.3	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1	33,200	-4.0	746,123	-23.8
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460	-2.0
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188	7.8
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2.0	848,821	7.7
7	1,470,330	-6.4	666,124	-7.7	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5	37,445	-2.2	804,206	-5.3
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11.0	888,970	10.5
9	1,387,014	-15.6	611,316	-19.0	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2	34,015	-18.2	775,698	-12.7
10	1,198,295	-13.6	545,133	-10.8	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5	29,923	-12.0	653,162	-15.8
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057	-0.6
12	1,229,843	1.3	555,814	-1.7	45.2	446,359	-2.6	79,114	4.3	30,341	-3.8	674,029	3.8
13	1,173,858	-4.6	522,823	-5.9	44.5	418,402	-6.3	77,235	-2.4	27,186	-10.4	651,035	-3.4
14	1,151,016	-1.9	503,761	-3.6	43.8	401,029	-4.2	78,988	2.3	23,744	-12.7	647,255	-0.6
15	1,160,083	0.8	523,192	3.9	45.1	418,426	4.3	81,502	3.2	23,264	-2.0	636,891	-1.6
16	1,189,049	2.5	540,756	3.4	45.5	427,746	2.2	90,706	11.3	22,304	-4.1	648,293	1.8
17	1,236,175	4.0	542,848	0.4	43.9	426,299	-0.3	95,824	5.6	20,725	-7.1	693,327	6.9
18	1,290,391	4.4	559,201	3.0	43.3	432,731	1.5	105,390	10.0	21,080	1.7	731,190	5.5

資料：国土交通省「住宅着工統計」

年並みであった。

我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出側側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の輸入先の内訳は、米材31%、南洋材13%、北洋材47%、ニュージーランド材8%等となっており、北洋材のみが前年より増加している。

製材の輸入先の内訳は、米材40%、南洋材3%、北洋材12%、ニュージーランド材2%、欧州材36%、チリ材4%、中国2%等となっており、欧州材が米材に迫る勢いである。

表20 木材の輸入量

(単位：千m³)

	17年			18年		
	丸太	製材	計	丸太	製材	計
米材	3,453	3,293	6,746	3,295	3,406	6,701
南洋材	1,409	319	1,728	1,349	269	1,618
北洋材	4,689	1,078	5,767	4,966	1,054	6,020
ニュージーランド材	922	174	1,095	839	179	1,018
欧州材	36	2,878	2,914	35	3,024	3,060
アフリカ材	12	1	13	10	2	12
チリ材	106	420	527	52	370	422
中国	9	155	164	6	155	161
その他	18	77	94	29	46	76
合計	10,654	8,395	19,049	10,582	8,504	19,087

注) 数値の合計値は、四捨五入のため計に一致しない場合がある。

金額ベースでみると、木材(丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計)輸入額は、1兆3,777億円(前年比115%)で我が国の総輸入額67兆3,443億円(同118%)の2.0%を占めている。

国別ではマレーシアが2,004億円(前年比138%)

と最も多く、次いで中国1,820億円(同118%)、カナダ1,634億円(同113%)、インドネシア1,364億円(同107%)、ロシア1,034億円(同127%)となっている。

(ア) 米材

18年の米材輸入量は丸太330万m³(前年比95%)、製材341万m³(同103%)となった。国別では、米国の丸太231万m³(同95%)、製材14万m³(同89%)、カナダが丸太98万m³(同97%)、製材326万m³(同104%)となっている。

(イ) 南洋材

18年の南洋材輸入量は丸太135万m³(前年比96%)、製材27万m³(同84%)、合板388万m³(同102%)となっている。

丸太については、マレーシアから106万m³を輸入しており、南洋材輸入丸太の78%を占めている。

合板輸入では、マレーシアが総輸入量の63%(243万m³、前年比119%)、インドネシアが37%(142万m³、同82%)を占めており、インドネシアからの輸入が減少している。合板価格の上昇もありHS44類の金額ベースではマレーシアが2,004億円と全体の15%を占めている。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸太の輸出が禁止され、マレーシア・サバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

(ウ) 北洋材

18年の北洋材の輸入量は、丸太497万m³(前年比106%)、製材105万m³(同98%)と丸太は針葉樹合板の需要の高まりを受けて増加に転じた。

(エ) 中国

18年の中国からの輸入は、HS44類の金額ベースでは1,820億円とマレーシアに次いで多く、全体の13%を占めている。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の割合が多く、丸太、製材は僅かである。

イ 輸出

18年の木材の輸出額は96億円（前年比92%）と減少した。

輸出品の内訳は、木製建具14億円（前年比92%）、製材13億（同94%）、薄板・単板12億円（同86%）、合板9億円（同117%）、パーティクルボード7億円（同90%）となっている。

国別内訳は、中国が37%で、以下米国15%、韓国6%、ベトナム5%、インドネシア5%、台湾5%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、昭和60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から平成2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸まで減少した。15年以降やや持ち直し18年には129万戸（木造住宅56）まで増加したものの、依然として低い水準にある。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するという需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

18年末における製材工場数は8,482工場を数え、前年に比べ529工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は96.7kW（前年比95%）と僅かながら増加しているが、75kW未満の工場数が全体の68%を占めており、依然として零細性を表して

いる。18年における製材用素材の総入荷量は2,034万 m^3 （前年比99.0%）となった。この中で国産材は前年に比べ0.6%増加し、外材の入荷量は前年に比べ3.0%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、42.8%となっている。

また、製材品出荷量は1,255万 m^3 （前年比97.9%）となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材11%、家具・建具用材1%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

17年末の合単板製造工場数は、前年に比べ8工場減少し263工場となった。これを類型別に見ると普通合板を生産する工場は56工場、特殊合板のみを生産する製造工場は、8工場減少して184工場に、単板のみを生産する工場は、前年と同様の23工場となった。

18年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ55万 m^3 増加し、518万 m^3 となった。材種別には北洋材を主体とする外材が前年に比べ27万 m^3 増の404万 m^3 、国産材については前年に比べ28万 m^3 増の114万 m^3 となった。

18年の普通合板の生産量は、331万 m^3 （前年比103.2%）、特殊合板の生産量は、110万 m^3 （前年比106.3%）となった。

2 林産物の供給及び利用の確保

(1) 木材産業の健全な発展

ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定した「林業・木材産業構造改革プログラム（以下、「構造改革プログラム」という）」に即して、木材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に実施した。

また、素材生産から加工流通まで一貫して、低コストで安定的に木材を供給できるよう、事業者に対して、事業の合理化に伴う廃棄設備の撤去に必要な費用を助成するとともに、事業者の規模拡大や組織化等に向けた合意形成や方針書の作成、品質・性能の明確な木材製品の安定的供給のための生産マニュアルの作成及びダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設の整備に必要な資金の借入利子に助成した。

さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品の供給能力を高めるために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施し、木材乾燥設備、集成材

製造設備等の導入を推進した。

加えて、各地の産地認証制度等との連携を図りつつ、原産地等の消費者が求める製品情報を提供する取組を実施した。

イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な供給を確立するための協定締結等を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、新たな森林施業技術等に対応した研修会の開催、素材生産業の組織化や生産者と需要者間の安定供給に向けた取組等を実施した。

ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域特性を生かした加工・流通施設の整備、乾燥材等品質・性能が明確な製品の供給体制の整備、製品の品質管理等の研修会の開催、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及、公正な立木取引を可能にする「立木公開市場」の調査・分析、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

また、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める集成材や合板等の品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施した。

さらに、川上から川下までの合意形成に基づき、施業・経営の集約化、森林施業、生産流通における低コスト化、製材工場的大型化等を進め、一般材を中心とした品質・性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制をモデル的に構築する取組を実施した。

加えて、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給や価格の安定を図る事業等を実施するとともに、地球規模での需要動向が変化する中で、我が国からの木材の輸出の可能性について調査を実施した。

(2) 林産物の利用の促進

ア 国民への知識の普及と情報の提供

間伐材等の地域材へのこだわりを消費者や企業が持つことによって実需の拡大を図るため、「木づかい運動」を展開し、具体的には、マスメディアの活用、企業の調達部門へのセミナー、NPO等の民間団体と連携した情報発信を実施した。また、10月を「木

づかい推進月間」とし、シンポジウム開催等の集中的な普及啓発活動を実施した。

イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、地域における発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓等の取組を促進した。

併せて、エネルギーとしての利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に必要な機材、木質バイオマス供給施設、エネルギー利用施設等の整備を推進するとともに、ペレットの規格化と普及を推進した。

木炭については、水質浄化や調湿等の新たな用途への利用の普及啓発を図るとともに、国産木炭の需要拡大のための「国産木炭セミナー」を実施した。

また、オガ炭の成分に関する調査も実施した。

ウ 建物及び工作物における木材利用の促進

森林所有者から住宅生産者までが一体となった「顔の見える木材での家づくり」を支援するため、連携の核となり得る者等のデータベース化、地域の気候風土に適合した住宅資材とその利用方法に関する技術開発、最終消費者向けのフェアやセミナーの開催等を実施した。

さらに、文部科学省や厚生労働省と連携し、児童福祉施設等の木製遊具や学校関連施設などのシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設を整備することにより、公共施設等への地域材利用を促進した。

(3) 新たな木材利用技術の開発

木材の有効利用や木材利用の高度化を図り、これらに対応できる木材産業の創出、発展に資するため、耐火・耐震工法等の技術開発、高品質な木材保存処理技術の開発、スギ等国産針葉樹資源の合板分野への利用を促進する技術及びビル屋上等で用いられているコンクリート等の資材を合板等の木質素材で代替するための技術開発等を推進した。

また、木材の新用途を創出するため、木材をリグニンとセルロース系成分に分離し、再利用可能な木質プラスチックや有機化学工業の原料を製造する技術の開発を推進した。

3 木材の需給安定等

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策会議等を開

催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材（用材）の需給見通し及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、A 木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、B 木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、C 木材流通の改善合理化に関する情報提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

(3) 違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を民間企業や一般消費者に広く普及啓発した。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労場の確保に大きな役割を果たしている。

平成18年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類の生産量についてみると、乾しいたけは前年より減少、生しいたけは横ばい、ぶなしめじ、エリンギ、まつたけは増加している。

なお、生しいたけの輸入量は、前年に比べて27.2%と大幅に減少した。

きのこ類以外の特用林産物は、たけのこの生産量が前年より増加、木炭の生産量が減少した。

なお、特用林産物の総生産額は2,959億円で、前年(2,769億円)比106.4%となった。

(2) 特用林産振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や林業の複合経営の促進等を図る観点から、山村地域資源としての特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設の整備や地域の関係者の連携・強化等に必要な協議会の開催や研修等の地域の取組に対して、強い林業・木材産

業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の生産・流通の円滑化と需要の拡大に向けて、消費者ニーズを的確に踏まえ、地域の特性に応じた供給体制を確立するため、調査・普及及び情報提供等の実施を推進した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

表21 特用林産物の需要動向（平成18年）

品名	単位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	3,861	7,949	76	11,734
生しいたけ	"	66,349	16,394	-	82,743
なめこ	"	25,615	-	-	25,615
えのきたけ	"	114,630	-	-	114,630
ひらたけ	"	3,384	-	-	3,384
ぶなしめじ	"	103,249	-	-	103,249
まいたけ	"	45,985	-	-	45,985
エリンギ	"	36,435	-	-	36,435
まつたけ	"	65	1,720	-	1,785
くり	"	14,048	26,273	-	40,321
くるみ	"	77	32,782	-	32,859
わさび	"	4,585	-	-	4,585
たけのこ	"	26,900	272,891	-	299,791
生うるし	kg	1,326	97,542	-	98,868
竹材	千束	1,191	465	-	1,656
桐材	m³	1,502	12,540	-	14,042
木炭	t	31,321	141,945	535	172,731
竹炭	t	1,350	-	-	1,350
木酢液	kl	3,378	-	-	3,378
竹酢液	kl	521	-	-	521

注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。
 2 不明なもの及び該当ないものについては一印とした。
 3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算による。
 4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。
 5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

第8節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び木材産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して林業・木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭

和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 18年度の予算措置及び実行状況

18年度までに政府貸付出資金が170億5,638万円措置され、18年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円であった。

18年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりであり、貸付総額は件数2,232件、金額502億円となっている。

表22 資金種類別貸付状況(18年度末貸付総額)

資金種類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	347	69
素材生産資金	74	15
素材引取資金	273	54
製品流通合理化資金(運転資金)	75	15
間伐等促進資金(運転資金)	37	7
コスト低減促進資金(運転資金)	2	0
構造改革促進資金(運転資金)	23	5
新規市場開拓支援資金	0	0
高性能住宅資材供給資金	—	—
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	1	0

木材高度利用加工資金	—	—
木材市場整備近代化資金	1	0
主産地育成整備資金	0	0
構造改善計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	15	3
立木等取引資金	10	2
素材生産促進資金	—	—
木材加工資金	4	1
木材需要拡大資金	—	—
原木確保協定促進資金	1	0
林業経営高度化推進資金 (運転資金)	1	0
計	502	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2 (独)農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか、信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託している。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

18年度の業務状況は次のとおりである。

なお、信用基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人となっている。

(1) 出資の状況

17年度末の出資金の総額は100億2,311万円であったが、18年度は都道府県からの出資は行われず、18年度末の出資総額は変更ない。

林業者等の出資額累計の内訳は会社22億5,648万円、組合6億9,365万円、個人5億4,618万円となっている。

(表23)

表23 18年度末出資状況

区分	出資者数	出資額 (万円)	構成比 (%)
政府	1	279,282	28
都道府県	47	373,398	37
林業者等	5,885	349,631	35

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

(2) 債務保証の状況

18年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材が64%、素材生産が21%と両業種で85%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが57%となっている。

18年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の56%を占めている。(表24)

なお、18年度の代位弁済額は21億9,252万円(前年度13億9,978万円)で、前年度に比べ7億9,274万円増加した。(表25)

表24 18年度融資機関別保証実績

融資機関	金額 (百万円)	金額構成比 (%)
農林中金	1,426	4
商工中金	3,617	9
都市銀行	238	1
地方銀行	22,225	56
第二地方銀行	4,939	12
信用金庫	5,278	13
その他	1,991	5
合計	39,714	100

表25 代位弁済額の推移

区 分	代位弁済額(百万円)
H14	2,929
H15	2,509
H16	1,871
H17	1,400
H18	2,193

(注) 代位弁済元本額のほか、利息及び遅延損害金を含む。

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の18年度の貸付実績は表26のとおりである。このうち林業経営安定資金(林業経営維持)が251億円で、18年度の林業関係資金貸付実績の64%を占めている。

表26 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付実績

(単位:百万円)

区 分		17年度	18年度	
林業 基盤 整備 資金	総 数	6,500	5,960	
	補 助	公有林	1,421	1,817
		私有林	1,749	1,647
	非補助	公有林	2,407	2,024
		私有林	925	472
	樹 苗 養 成	—	—	
林 道	13	4		
森林整備活性化資金		2,817	3,952	
林業経営育成資金		116	138	
林業経営 安定資金	伐採調整	—	—	
	林業経営維持	25,282	25,099	
林業構造改善事業推進資金		—	200	
農林漁業 施設資金	共同利用	964	3,660	
	主務大臣指定	128	51	
振興山村・過疎地域経営改善資金		86	94	
計		35,908	39,159	

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われており、18年度の貸付実績は表27のとおりである。

表27 林業・木材産業改善資金貸付額の推移

(単位:億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
林業生産高度化資金	12	4	—	—	—
新林業部門導入資金	0	0	—	—	—
林業労働福祉施設資金	1	0	—	—	—
青年林業者等養成確保資金	0	0	—	—	—
林業・木材産業改善資金	—	20	28	25	26
計	13	24	28	25	26

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第9節 林業技術対策

1 試験研究の充実

森林の多様な機能の持続的な発揮のための適切な森林整備、森林の管理・経営と森林資源の循環利用を担う林業・木材産業の振興、山村地域の活性化等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成19年1月に新たな「森林・林業・木材産業分

野の研究・技術開発戦略」を策定し、この戦略に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球的規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に林野庁の試験研究機関から独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

試験研究に当たっては、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえて作成された中期計画に基づき基礎的研究から応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 地球温暖化対策に向けた研究
- ② 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究
- ③ 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究
- ④ 新素材の開発に向けた森林生物資源の機能の解明
- ⑤ 森林生態系の構造及び機能の解明

を行うとともに、国際協力、成果の普及等に努めた。

これら試験研究を実施するために18年度の運営に要した経費は85億9,699万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する指導・助言・助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、林業研究開発推進ブロック会議等で試験研究に対して指導・助言を行うとともに、沖縄県の林業試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成18年度には①等先端技術を導入し非皆伐施業に対応した、森林環境

保全に資する高性能林業機械の開発を実施し、②小型軽量化等、環境負荷低減に配慮した高性能林業機械等の改良に助成した。

- ① 森林環境保全先端技術導入機械等
長期育成循環施業支援高性能林業機械システムの開発を実施した。
- ② 環境負荷低減対応等機械
軽量型ハーベストヘッドの開発、不整地対応型運材トラック、伸縮式フック繰出装等の改良に助成した。

(2) 木材新規用途技術開発事業

林地残材、製材工場残材等の未利用木質資源の利用推進を図るため、技術研究組合が行う①木質資源のうち未開拓の天然資源であるリグニンを低コストで分離・精製する技術の開発、②リグニンをを用いた高度利用技術の開発に助成した。

(3) その他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、首都圏等へのスギ花粉飛散に影響している地域を推定する調査を実施した。

3 林木育種事業

森林の多様な機能を持続的に発揮させていくことが求められているなか、平成19年2月に見直しを行った林木育種戦略等に基づき、①林木の新品種の開発、②林木遺伝資源の収集・保存、③海外林木育種技術協力を林木育種の重点化方向として推進している。

平成18年度の独立行政法人林木育種センターの運営費については、総額19億497万7千円であり、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存、海外に対する林木育種技術協力等を行った。施設整備費については、総額3億3,793万円であり、無花粉スギ等組織培養施設等の整備を行った。

平成18年度の委託費は、2,746万7千円であり、関東以北の気象条件に適したマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発及び、無花粉スギの組織培養による増殖を行った。

4 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、その者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、

森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、18年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導員の研修、普及指導員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施について必要な経費を都道府県に助成した。

(2) 森林づくり交付金

森林の多様な利用・緑化推進

青少年の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設の整備について都道府県等に助成した。

(3) 林業後継者育成等支援事業

ア 森林管理総合情報整備提供事業

森林・林業教育関連情報や森林技術情報等国民各層の求める情報を適切に提供できるシステムの構築をするとともに、低コストで効率的な間伐を支援するソフトの開発のためのデータ収集について民間団体に助成した。

イ 林業後継者活動支援事業

森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的な教育プログラムの開発・普及、林業グループ活動事例の全国発表会開催等について民間団体に助成した。

(4) 吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業

森林吸収源対策としての森林整備を推進するため、施業意欲が低下した森林所有者に対する働きかけ、林況調査、研修、施業技術の現地実証等の支援について民間団体に助成した。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
- ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
- ④ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改訂し、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小す

第10節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と今後の展開方向

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる759万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が息息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

るとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から9割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の中で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

平成18年度においては、地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物などの修復等に必要な木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森林づくりの推進に取り組んだ。

以上のほか、平成18年6月に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、国有林野事業特別会計は、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討するものとされた。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行してい

る。

18年度に国有林野で伐採された立木は599万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの332万 m^3 、丸太生産の資材としたもの267万 m^3 であった。

また、官行造林地からの官取分は14万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものである。

18年度は、153万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、18年度は林道事業に一般会計から63億300万円の繰入れを行い、842kmの林道新設・改良の事業を行った。

(4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、18年度は一般会計より525億円の繰入れを行い、新植植付3千ha、育成天然林造成2千ha、保育12万2千ha等の事業を行った。

(5) 国 有 林 治 山 事 業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、平成16年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

18年度においては、全額一般会計からの繰入により事業費672億円をもって実施した。

(6) 国 有 林 野 の 測 定 事 業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万5千km、境

界点数約359万2千点)を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示して、国有林野の面積を決定するなど、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。事業の実行に当たっては、管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界検測及び境界標保全を最優先事業として実施した。

なお、18年度の実績は表28のとおりである。

表28 平成18年度国有林野の測定事業実績

境界測量	97km
境界検測	509km
境界標識改設	1,070本
境界検測・予備調査	4,929km
境界巡検・境界巡視	92,690km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、「国有林野事業特別会計法」(昭和22年法律第38号、以下「法」という。)に基づき設置されたものである。その後、「治山治水緊急措置法」(昭和35年法律第21号)の制定に伴い、治山事業に関する国の経理を明確にするため、この会計に治山勘定が設けられ、同特別会計は治山勘定と国有林野事業勘定に区分されたが、「国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律」(平成18年法律第9号)に基づき平成18年度から勘定区分が廃止され、治山勘定については、補助事業は一般会計、国が行なう直轄事業は国有林野事業勘定と統合して国有林野事業特別会計全体で経理することとなった。

また、平成19年度から国有林野事業特別会計は「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)に基づき設置されることとなり、「法」は廃止されることとなった。

なお、経過措置により従前の例によることとされた平成18年度の国有林野事業特別会計の決算は、次のとおりである。

(1) 歳入歳出

ア 歳入の部

取納済歳入額は、4,270億円であって、これを歳入予算額4,703億円に比べると443億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売単価が予定を下回ったこと等のため79億円減少、林野等売払代では不要存置林野の売払面積が予定より少なかったこと等のため94億円減少、財産貸付料等収入ではレクリエーションの森の

貸付料が予定より少なかったこと等のため9億円減少、一般会計より受入では翌年度への繰越事業があったこと等のため255億円減少した。

イ 歳出の部

歳出予算現額は、5,059億円であって、その内容は歳出予算額4,703億円、前年度繰越額352億円、予算総則の規定による経費増額4億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は4,135億円、翌年度繰越額は672億円、不用額は253億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、法第18条第1項の規定による支出未済繰越額255億円及び明許繰越額417億円であった。また、不用額は、育林事業に係る保育が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損益計算

総収益額1,541億円に対し、総費用額1,873億円となり、その差332億円を損失として計上した。この損失は、法第14条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。

なお、本年度の損失は、平成17年度の損失355億円に比べ23億円の減少となった。その要因の主なものは、収益において、財産貸付料等収入と雑収入が合計額で8億円減少したものの、林産物等の売上高が20億円増加したこと、また、費用において、立木原価の増加等により経営費が4億円、減価償却費が1億円増加したものの、効率化の推進等により一般管理費及び販売費が16億円減少したこと等によるものである。(表29、30)

表29 損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

費用科目	金額(億円)	収益科目	金額(億円)
経営費	606	売上高	241
治山事業費	590	林野等売払収入	99
一般管理費 及販売費	194	財産貸付料 等収入	57
減価償却費	253	一般会計より受入	1,086
支払利子	205	森林保全経費 等財源受入	332
資産除却損	25	治山事業費財 源受入	548
雑損	1	利子財源受入	206
		地方公共団体工 事費負担金収入	37
		雑収入	11
		前年度剰余金受入	7
		雑益	5
		本年度損失	332
計	1,873	計	1,873

表30 貸借対照表

平成19年3月31日現在			
借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	297	借 入 資 本	13,194
固 定 資 産	71,448	自 己 資 本	62,011
繰 越 欠 損 金	3,129		
本 年 度 損 失	332		
計	75,205	計	75,205

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は18年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積	5万6千ha
林業用活用実績面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は18年度末現在で、貸付使用面積7万7千ha、分収造林契約面積13万1千ha、共用林野契約面積142万6千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本的改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成18年度には全国160箇所で行った。18年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

契約面積	2万6千 (ha)
契約口数	10万5千 (口)
契約者数	8万6千 (人)

(3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

18年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,187箇所
・自然休養林	90箇所
・自然観察教育林	164箇所
・森林スポーツ林	63箇所
・野外スポーツ地域	218箇所
・風景林	531箇所
・風致探勝林	121箇所
○ふれあいの森設定	151箇所
○遊々の森設定	127箇所

5 国有林野事業の労働情勢（18年度）

国有林野事業においては、「国民の森林」の実現に向けて、国有林野の管理運営を推進していくため、公益的機能の維持増進をはじめ、地球温暖化防止、国民参加の森林づくりや森林環境教育推進等に取り組んでいる。

山地災害の発生する危険性が高い地域や水源地域の保安林等の治山事業の実施、知床、白神山地を始めとする保護林の保全・管理、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定の推進等の取組をしている。

表31 森林国営保険の年齢別加入状況（18年度末現在）

年齢	級	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積	(千ha)	114	192	280	432	6,931	7,949
加入面積	(千ha)	70	115	85	79	874	1,223
加入率	(%)	61.4	59.9	30.4	18.3	12.6	15.4

注) 四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

また、民有林と連携した木材の安定供給の取組として大口需要者へのシステム販売や低コスト作業システムの推進、地球温暖化防止対策への取組として間伐等の森林整備の推進、森林土木工事や庁舎の新築にあたって地域材の利用の推進等に努めている。

このような中、労使間において、業務運営、財政の健全化、国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全国林野関連労働組合は、7月28日から7月30日にかけて東京都内で開催した「第2回定期全国大会」において、

- (1) 新たな森林・林業基本計画の策定、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策等に対しては、政党との共闘、各省対策や林野庁交渉、林業活性化推進議員連盟及び地方議会等への要請行動等を行い、森林・林業・木材関連産業政策の推進に向け取り組みを進めること
- (2) 国有林野事業特別会計見直し・独立行政法人化の検討に対しては、政党及び関係団体等との調整を図り、国有林野事業改革における労使合意等に基づくものとなるよう取り組みを進めること
また、国有林野事業の健全化に向け、業務運営の適切な推進を求めると共に、賃金を始めとする労働条件課題の解決に向けて、中央・地本・分会が一体となって取り組みを進めること
- (3) 組合結成の趣旨を踏まえ、日本の森林・林業・木材関連産業の発展と関係する労働者の総結集に向け取り組みを進めること
- (4) 労働組合の運動をより強化・発展させるため、中央から地方において、連合を始めとする関係労働組合及び関係団体との連携を図り、取り組みを進めること
- (5) 良好な労使関係を築いていくためには労働基本権の確立は不可欠であり、公務労協におけるこれまでの取り組みを踏まえ対策を進めること

また、あらゆる分野での男女平等の実現に向け取り組みを進めること

等について、闘いの基本方向と重点課題が決議された。

こうした情勢の中、国有林野事業においては、「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能重視の管理経営

を推進していく中で、労働組合との共通の認識の醸成に努め、その理解と協力の下で改革を推進するよう努めた。

第11節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保険のみである。

平成18年度末の森林国営保険の加入状況は表31のとおり、122万3千haで、民有人工林の15.4%に当たっており、年齢別にみると、I、II年齢級（林齢1年生～10年生）の幼齢林では、加入面積が18万5千haで、対象面積の60%を占めている。平成18年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積445,300ha（前年度444,500ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表32のとおり保険料収入35億3,900万円、前年度繰越資金受入103億3,496万円、預託金利子収入を主体とする雑収入2億1,426万6千円で、合計140億8,822万6千円を予定した。これは前年度歳入予算額151億3,164万2千円に比べ10億4,341万6千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が26億3,829万2千円、保険業務を運営するために必要な業務費14億9,195万5千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費14億円で、合計55億3,024万7千円を予定した。

表32 歳入歳出予算額

項 目	(単位：千円)	
	17年度	18年度
森 林 保 險 収 入	14,954,825	13,873,960
保 險 料	3,343,500	3,539,000
前年度繰越資金受入	11,611,325	10,334,960
雑 収 入	176,817	214,266
歳 入 合 計	15,131,642	14,088,226
森 林 保 險 費	2,753,474	2,638,292
賠償償還及払戻金	540,788	34,470
保 險 金	2,212,686	2,603,822
森 林 保 險 業 務 費	1,531,126	1,491,955
予 備 費	1,400,000	1,400,000
歳 出 合 計	5,684,600	5,530,247

表34 18年度災害別損害てん補実績

災 害 別	面積	てん補金額
	(ha)	(千円)
火 災	63	28,270
風 害	3,119	3,231,215
水 害	276	243,375
雪 害	355	303,689
干 害	232	94,301
凍 害	186	125,643
潮 害	3	5,248
噴 火 災	—	—
計	4,235	4,031,740

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

2 事業の実施計画

(1) 保 険 契 約

18年度の保険契約の実績は表33のとおり、保険金額では4,756億5千万円となっており、対前年比で27.5%の減となっている。

表33 18年度保険契約実績

齢 級	保険金額 (百万円)		
	17年度	18年度	対前年
I	22,411	23,220	103.6%
II	8,773	6,725	76.7%
III	19,161	18,253	95.3%
IV	25,159	21,980	87.4%
V以上	401,456	405,471	101.0%
計	476,960	475,648	99.7%

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから18年度中に期間満了となるものを差し引いた18年度末の契約保有高は、面積122万2,812ha、保険金額1兆2,190億5,133万円となったが、これは前年に比べ、面積73千haの減、保険金額で1,214億9,823万円の減となっている。

(2) 損 害 て ん 補

18年度の災害別の保険金支払実績は、表34のとおりで40億3,174万円 (面積4,235ha) である。

3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号、以下「法」という。）に基づき森林保険特別会計を設置し運営している。

18年度の収納済歳入額は127億710万円、当初予算に比べ13億8,112万円の減となった。一方、支出済歳出額は53億9,121万円で、歳入歳出の差し引きは73億1,589万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額89億5,900万円を控除するので、決算上は16億4,311万円の不足を生ずることになる。この不足金については、森林保険特別会計法第3条第2項の規定により、積立金から補足することとして、決算を結了した。

なお、18年度決算後の積立金は16,838百万円となっている。

また、平成19年度から森林保険特別会計は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき設置されることとなり、法は廃止されることとなった。

第12章 水産庁

第1節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

平成14年度より緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、全国又は海域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる資源回復計画を作成し、平成17年度からは、定置網や底びき網等の漁業種類に着目した多魚種にわたる包括的資源回復計画の作成に着手した。

水産庁は回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を実施している。

平成18年度には、伊勢湾・三河湾イカナゴ、マダラ陸奥湾産卵群、太平洋南部キンメダイ、スケトウダラ日本海北部系群を対象に4計画の広域資源における魚種別計画及び、日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）を対象に広域資源における包括的計画を作成した。

また、和歌山県が和歌山県太平洋南区イサキ、茨城県が茨城県霞ヶ浦北浦海区ワカサギ、山口県が山口県日本海海区あまだい類、滋賀県が滋賀県ニゴロブナ、熊本県が熊本県ヒラメ、福島県が福島県マアナゴ、沖縄県が沖縄県八重山海域沿岸性魚類、青森県が青森県ウスメバル及びイカナゴを対象に9計画の地先資源における魚種別計画及び、兵庫県が兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業、神奈川県が神奈川県東京湾海域小型機船底びき網漁業、千葉県が千葉県東京湾小型底びき網漁業を対象に3計画の包括的計画を作成した。

また、同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う減船、休漁等について、漁業経営への影響に配慮した支援措置を行った。

(2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成8年法律第77号。以下「法律」という。）を制定し、平成9年から6魚種（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに）を対象に、法律に基づく漁獲可能量（以下「TAC」という。）管理を開始した。平成10年からは、するめいかが追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量（以下「TAE」という。）制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、その後、平成15年度においてはまがれい、平成16年にはいかなご、やりいか、平成17年にはまこがれいが追加され、現在9魚種を対象にTAE管理を行っている。

TAC及びTAEの管理に当たっては、法律に基づく「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、法律に基づく基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

平成18年度においては、基本計画にTAC魚種毎の中期的管理方針を定め、平成19年から5年間程度、方針に則った管理を行うこととした。

また、設定されたTAC及びTAEについては、コンピュータネットワークシステムにより、適切な管理を行った。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源

の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、養殖業の発展とともに、生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与により、全国的に養殖漁場が悪化してきている状況にあった。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が高まり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっていた。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成19年1月末現在で23道府県、492漁協が作成し知事等の認定を受けている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

18年度は、「広域連携さけ・ます資源造成推進事業」として、民間団体が全国的に連携し、大型種苗の適期

放流等による回帰率の向上を通じた、効率的なさけ・ます資源の造成を促進する取組に対する支援を行った。

また、さけ・ます資源の効率的な造成を図るため、さけ・ます増殖施設の整備に対しても継続して支援を行なった。

表1 18年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画（農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画）

魚 種	放流数（千尾）
さ け	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにさけ	150

表2 18年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚 種	地 域	放流数（千尾）
さ け	北海道	866,900
	本 州	809,630
からふとます	北海道	126,000
さくらます	北海道	5,548
	本 州	7,442

表3 18年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	(千円)
広域連携さけ・ます資源造成推進事業費	680,000
強い水産業づくり交付金	11,823,420の内数
(うち、さけ・ます増殖施設の整備)	

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

18年度は、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、内水面資源の増養殖等基盤施設や内水面漁業近代化等施設の整備に対する支援を行った。

また、ブラックバス等外来魚の生息状況調査、駆除、密放流防止の啓発活動等に対する支援を行うとともに、カワウの飛来・生息状況等の調査、追い払い、捕獲等に対する支援を行ったほか、

- ① 環境収容力等の河川環境を考慮したアユの増殖管理手法等の開発
 - ② ブルーギルの生態的特性の解明と生態特性や地域特性を活用した繁殖抑制技術の開発
 - ③ 遺伝的多様性に配慮した渓流魚の管理手法の開発
 - ④ カワウによる放流稚魚の捕食防止技術の開発
- などを実施した。

さらに、内水面漁業・養殖業の振興を図っていくため、これらに携わる関係者の組織強化、地域住民や内水面利用者に対する内水面の利用に関する知識やマナー、外来魚の違法放流防止の啓発等を実施するとともに、養鰻業について、国際競争力のある持続的経営が可能となるよう構造調整の推進等を行った。

コイヘルペスウィルス病の蔓延や新潟中越地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るため、魚病の検査、魚病蔓延防止のための啓蒙活動、風評被害防止活動、震災復興対策等に対する支援を行った。

表4 18年度内水面関連予算

	(単位：千円)
健全な内水面生態系復元等推進事業費	321,904
養鰻業振興対策事業費	27,540
強い水産業づくり交付金	11,823,420の内数
うち、	
内水面資源増殖等基盤施設の整備	
内水面漁業近代化等施設の整備	
錦鯉生産地の震災復旧支援	

6 漁場環境及び生態系の保全

(1) 内湾域の漁場環境保全のため、東京湾における漁場環境保全方針の策定及び内湾域に立地されている発電所の取放水を活用した貧酸素水塊による漁業被害の軽減手法開発を行った。

このほか、漁場・海岸の美化運動の全国的な展開、海浜美化指導員の養成、ボランティアによる海浜生物の生息調査の実施及び広域レベルにおける漁場環境保全のための個別・具体方針化の検討を行う民間団体に対する助成を行った。

(2) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、有害赤潮プランクトンの生理・生態の解明、赤潮及び貧酸素

水塊の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会を開催した。また、赤潮情報ネットワークシステムの充実を図った。

- (3) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（財）漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等（審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等）に対し助成した。
- (4) ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を行った。
- (5) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種等について、保存方法の検討を進めるため、緊急性の高く可能なものから調査及び増殖保存試験等を実施した。

また、トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための強化網の開発・改良等を行った。

- (6) 豊かな漁場環境を維持する上で、森・川を含めた環境保全の取組が重要であることから、漁業者が山に木を植える活動の啓発普及等を行う民間団体に対し助成を行った。
- (7) 有明海における海域環境の改善と漁業の振興を図るため、漁業者等からの意見を聞いた上で、二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証として、海水流動制御・覆砂漁場機能増進技術の開発及び微細気泡装置による耕耘効果技術の開発を行った。
- (8) 藻場の現状把握と長期変遷の解明及び藻場の減少要因の究明を行うとともに、藻場資源評価方法の確立及び適正な管理に必要な環境条件の把握と管理手法の確立を図った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。昭和52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、平成7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（昭和48～58年度、全

国37か所)に引き続き、増強施設の整備(昭和55～63年度、全国32か所)、拠点施設の整備(昭和60～平成15年度)、新技術導入施設の整備(平成元～15年度)、海区拠点施設の整備(平成6～15年度)、種苗生産環境改良施設の整備(平成9～15年度)及び資源回復支援施設の整備(平成16年度から)を進めている。

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務については、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなり、平成18年度は、水産に関する総合的な試験・研究等の業務に必要な運営費を交付した。さらに、その業務に必要な栽培漁業センターの施設整備について補助した。

また、都道府県には、資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設整備について強い水産業づくり交付金による支援を行った。

さらに、我が国周辺の水産資源が悪化している中、資源回復計画、国際的な課題や海域環境悪化に対応した効率的・効果的な資源造成を図るため、各都道府県における取組に加えて、関係都道府県との広域的に連携した取組を通じて海域レベルでの適地放流を推進するための「栽培漁業資源回復等対策事業」を創設し、効率的かつ効果的な栽培漁業の推進に対して助成した。

表5 平成18年度栽培漁業関連予算

	(百万円)
独立行政法人水産総合研究センター	16,088の内数
試験研究・技術開発勘定運営費交付金	14,481の内数
施設整備費補助金	1,607の内数
都道府県	
強い水産業づくり交付金	11,823の内数
うち、資源回復支援施設の整備	
民間団体等	
栽培漁業資源回復等対策事業費	144

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖水産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖生産の国際化、自由貿易の進展による輸入水産物の増加など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、

海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高度化・多様化に対応した安全な養殖水産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

18年度は、食品の生産方法等の履歴情報の提供に対する消費者の関心が高まっていることから、生産工程における詳細な履歴情報を記録・管理できるシステムの開発等を行った。

また、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るべく、計画的な生産・出荷、経営コスト削減、飼料対策、機器のリース等による省力化、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行った。

このほか、海面養殖業由来の環境への負荷を可能な限りなくすための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、水産養殖に使用される水産用医薬品以外の資機材の調査・検討、海域特性を勘案した養殖漁場環境の指標及び基準の策定、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理方法の開発、消費者等の視点から新たな養殖業のあり方についての検討を行うとともにパイロット地区において生産情報の発信や消費者等との意見交換、養殖生産の省力化・合理化技術の開発等を実施した。

ノリ養殖業については中国等からのノリ輸入量の増加等、養殖業を巡る情勢の変化に対応し、コスト削減や付加価値向上を通じて国際競争力の強化を図るため、構造改革計画に基づいた生産性の低い自動乾燥機等の廃棄への支援、高度化・合理化に資すると考えられるモデル事業への支援、優良な特性を有するノリ株・糸状体の選定・利用の促進への支援を実施した。

第3節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

我が国の漁業就業者は、この10年間で26%減少し、平成17年現在22万2千人となり、また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の36%、60歳以上にあっては47%と高齢化しており、このような現状に対応するため、水産基本法及び水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ

人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 担い手育成支援事業

社団法人大日本水産会及び都道府県等に設置された漁業就業者確保育成センターによる求人情報等の提供、地域情報提供体制の整備、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場での長期研修（最長6ヶ月間）の実施、水産業改良普及組織が中心となり行う後継者受入地域の合意形成、自立漁家を目指した実習、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上等に関する活動の支援等。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

(3) 経営改善促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業普及指導員の配置、水産業普及指導員室の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革により、水産に関する教育・研究を実施する機関として、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

また、第一期中期計画における評価等を踏まえ、第二期中期計画が平成18年4月1日より開始され、設立目的である水産に関する学理及び技術の教育及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成に努めたとともに、業務実施に要する経費について18年度は運営費交付金21億8,249万2千円を交付した。

第4節 水産制度金融

1 概況

18年度の漁業金融の状況をみると、19年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆3,510億円となり、前年同期に比べ2,053億円（13.2%）の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆2,912億円、大規模漁業向けが597億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が9,084億円で最も大きく、一般金融機関が3,310億円、政府系金融機関が1,116億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が14.1%、一般金融機関が11.9%、政府系金融機関が9%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が67.2%、一般金融機関が24.5%、政府系金融機関が8.3%となっている。

2 系統金融

(1) 貯金

18年度における漁協貯金は、表6のとおり、19年3月末で8,598億円となり、前年同期に比べ24億円（0.28%）の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸出金

18年度における漁協貸出金は、表7のとおり、19年3月末で2,252億円となり、前年同期に比べ193億円（7.9%）の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ2.2%減少し、26.2%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の19年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計9,084億円となり、前年同期に比べ1,496億円（14.1%）の減少となった。

表6 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円、%)		
	17/3月末	18/3月末	19/3月末
漁協貯金(A)	10,061	8,622	8,598
漁協貸出金(B)	3,037	2,445	2,252
漁協の貯貸率(B/A)	30.2	28.4	26.2

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表7のとおり、19年3月末で3,310億円であり、前年同期に

比べ447億円（11.9％）の減少となった。

表7 一般金融機関の漁業に対する貸付残高
(単位：億円、％)

	18/3月末	19/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	3,008	2,634	△12.4
信託勘定	0	0	0
信用金庫	749	676	△9.7
計	3,757	3,310	△11.9

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等8資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

18年度の貸付決定額は表8のとおりで、水産業をめぐる近年の厳しい情勢の中で、19年3月末で122億円となり、前年同期に比べ42億円（26％）の減少となった。

表8 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況
(単位：百万円、％)

資金名	17年度	18年度	18/17
漁業経営改善支援	3,373	2,817	83.5
中山間地域活性化	1,052	1,125	106.9
振興山村・過疎	278	400	143.9
漁業基盤整備	2,613	1,534	58.7
漁船	469	677	144.3
農林漁業施設	4,890	970	19.8
水産加工	3,745	4,479	119.6
沿岸漁業経営安定	—	—	—
計	16,420	12,155	74.0

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきた。

同資金については、国から漁業者団体への直接助成分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

なお、18年度の融資実績は、平成19年3月末で244億円となっており、前年同期に比べ28億円（10.3％）減少した。

用途別にみると、前年度に比べ漁船が8億円、加工用施設が10億円、漁具等施設が6億円、水産動植物の種苗購入・育成が9億円の減少、養殖用施設が4億円、

共同利用施設が1千万円の増加となった。

表9 漁業近代化資金の用途別融資額

	金額		構成比	
	17年度	18年度	17年度	18年度
都道府県承認分				
漁船（20トン以上）	672	451	2.5	1.8
漁船（20トン未満）	10,438	9,898	38.4	40.6
養殖用施設	617	1,007	2.3	4.1
加工用施設	3,228	2,272	11.9	9.3
漁具等施設	2,068	1,505	7.6	6.2
水産動植物の種苗	10,059	9,183	37.0	37.6
購入・育成				
共同利用施設	72	82	0.3	0.3
計	27,153	24,398	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合計	27,153	24,398	100.0	100.0

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

(2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表10のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。（ただし、漁業者団体への直接助成分は除く。）

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、18年度に51億円の貸付を行っており、平成19年3月末で前年同期に比べ6億円（10.5％）減少した。

表10 その他制度資金融資・貸付状況

資金名	(単位：百万円)	
	17年度	18年度
漁業経営維持安定資金	(248)	(201)
国際規制関連経営安定資金	—	—
漁業経営再建資金	—	—
漁業経営改善促進資金（極度額）	5,652	5,131
漁業経営高度化促進支援資金	(57)	(108)

注：()は都道府県の利子補給助成に係る貸付額である。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として昭和54年に創設された。

表11 沿岸漁業改善資金貸付状況

	(単位：百万円)		
	15年度	16年度	17年度
経営等改善資金	2,219	2,322	1,980
生活改善資金	45	48	18
青年漁業者等養成	616	625	565
確保資金			
合計	2,880	2,995	2,563
補助金交付額	11	5	0
対象都道府県	41県	41県	40県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

18年度の保証状況を見ると、年度中の保証額は1,130億円で前年比11.0%の減少となり、年度末保証残高は1,991億円で6.2%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比0.1%増、信漁連は8.8%減、漁協は3.3%減、銀行等は5.0%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比8.3%減、一般資金は4.2%の減少となった。

なお、18年度中の代位弁済額は51億円で前年比9億円の増加となり、この結果単年度事故率は4.1%、累計事故率は3.3%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概要

(1) 水産業協同組合の現況

19年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が2,892(沿海地区漁協1,267、内水面漁協864、業種

別漁協142、漁業生産組合491、水産加工協128)、連合会が161(漁連119、信漁連32、水産加工連9、共水連1)、うち全国段階連合会が10となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統に対しては、水産基本法の理念である「水産物の安定的供給の確保」や「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが期待されており、資源管理を始めとする水産業の新たな課題に的確に対応していくためには、漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国の国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によっては縮減せざるを得ない場合がある。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい国際漁業の再編整備をできる限り混乱なく進めることである。

このため、平成元年12月22日の閣議了解により、国際漁業の再編整備について、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることとした。

本事業は、この一環として、将来の国際漁業に関する的確な見通しの下に国際漁業の再編整備を計画的に行うため、交付金の交付等の措置を実施するものである。

(2) 事業の概要

ア 減船漁業者救済対策事業

実施計画に従って減船を行った者に対し、減船漁業者救済費交付金の交付を行う。

イ 不要漁船処理対策事業

実施計画に従って減船に伴って発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に、不用漁船処理費交付金の交付を行う。

ウ 国際漁業再編対策推進事業

国際漁業再編対策を円滑に推進するため、国際漁業の情勢の把握や交付金の交付等のための推進体制

の整備を行う。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業、18年度に日本海べにずわいがに漁業について本事業を実施した。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

18年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は566万9千t（概数）で、前年に比べ1.7%減少した。

魚種別には、まいわし等が増加し、かつお、まあじ、いか類、ほっけ、さけ類等が減少した。

18年の産地価格は、前年に比べ、さば類は19%、かつお（生鮮）は25%、さんまは6%上昇した。

また、かれい類は4%、するめいか（冷凍）は2%、びんなが（生鮮）は9%低下した。

18年の消費地価格は、前年に比べ、さけ類（生鮮）は20%、まだい（生鮮）は25%、さば類（冷凍）は16%上昇した。

また、まいわし（生鮮）は16%、さば類（生鮮）は9%、さんま（冷凍）は10%低下した。

2 水産物の流通対策

(1) 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業

漁業関係団体が、食品産業、小売業とも連携して、消費者ニーズを的確に把握した水産物の供給やサービスの提供、産地から消費地への効率的な流通等、新たな需要の創出につながる取組を実施し、国産水産物を利用した魅力的なビジネスモデルの確立を図るため、

①消費者ニーズの的確な把握やその結果に基づく新たな水産物商品の企画、試作品の製造、最適出荷ルート

の企画

②流通・消費段階と連携した水産物商品の流通・サービスの実証試験とそれに基づく市場評価やコストの分析

③国産水産物の品質特性、他産業における物流マネジメント及び既存のビジネスモデル特許についての調査、地域ブランドの保護（商標等）の可能性の検討等に必要な経費について、北海道漁業協同組合連合会、財団法人魚価安定基金等に補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成17年の水産加工品生産量（確報・生鮮冷凍水産物を除く。）は209万493tで前年に比べ2%減少し、生鮮冷凍水産物の生産量は162万5,150tで、前年並となった。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は65万5,247tで、前年に比べ1%（5,075t）減少した。このうち、かまぼこ類は45万5,233tで、前年に比べて1%（5,657t）増加したが、やきちくわは13万1,372t、魚肉ハム・ソーセージ類は6万8,282tで、前年に比べそれぞれ、6%（7,971t）、4%（2,941t）減少した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は28万5,643tで、前年に比べ6%（1万7,593t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は15万3,080t、水産物調理食品は13万2,563tで、前年に比べそれぞれ、5%（7,257t）、7%（1万336t）減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は33万3,525tで、前年並みとなった。このうち、煮干し品は7万1,057tで前年に比べ13%（8,197t）増加したが、素干し品は3万2,344t、塩干品は23万124tで、前年に比べそれぞれ、8%（2,687t）、2%（4,857t）減少した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は、20万8,580tで4%（9,816t）減少した。このうち、さけ・ますは10万6,482t、さばは、2万7,875tで、前年に比べそれぞれ4%（3,913t）8%（2,336t）減少したが、たらこ・すけとうだらこは、1万9,006tで5%（823t）増加した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万1,805tで、前年に比べ9%（1,232t）減少した。

カ 節製品

節製品の生産量は11万1,476tで、前年に比べ1%（1,637t）増加した。このうち、節類は6万8,609tで前年に比べ2%（1,659t）増加し、削り節は4万2,867tで前年並みとなった。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は48万4,217tで、前年に比べ2%（7,678t）減少した。このうち、調味

加工品は32万9,376 t、水産物漬物は7万8,819 t、塩辛類は3万1,863 tで、前年に比べそれぞれ、3% (1万536 t)、3% (2,469 t)、1% (342 t) 減少したが、その他は、4万4,159 tで前年に比べ15% (5,669 t) 増加した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は162万5,150 tで前年並みとなった。このうち、さけ・ます類は15万8,795 t、さば類は36万8,694 tで前年に比べそれぞれ、4% (6,084 t)、65% (14万5,497 t) 増加したが、いわし類は23万5,359 tで24% (7万4,302 t) 減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」(昭和52年法律第93号)に基づき、水産加工資金(融資枠58億円〔平成18年度〕)の融通を措置した。

イ 消費者に信頼される水産物の供給体制の強化を図るため、産地市場及び水産加工場における衛生管理をはじめとする品質管理の推進及び消費の改善を総合的に行う「水産物品質管理対策推進支援事業」に対して助成した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業(水産物調整保管事業)

産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業者団体等が、水揚集中の魚価低落時に更なる魚価の低落を防ぐため、買取・一時保管し漁期以外に放出する事業に加え、小売店等の需要者との間で予め安定供給契約を締結し、年間を通して需要者の求める種類・数量等を供給する事業に必要な水産物の買取代金の金利、保管経費等の助成を行うために必要な資金を(財)魚価安定基金に造成した。

(2) 水産物流通グローバル化対策事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸出

18年の水産物総輸出額は、2040億9754万円であり、前年に比べ、16.7%増加となった。

輸出額が増加した主な品目は、真珠、さけ・ます類、さば類等であり、逆に減少した品目は、貝柱調製品等である(表12)。

また、輸出先別にみると、香港(25%)が最も大きく、次いで中国(18%)、米国(16%)、韓国(13%)、タイ(6%)と続いている。

表12 18年水産物輸出実績

単位：数量はトン、[] 干しのり千枚
金額は百万円、()は千円

品目	数量	金額
総計	[16,969]	204,098
	593,735	(1,752,224)
(1) 真珠 (真珠及び真珠製品)	48	33,770 (289,939)
(2) さけ・ます類 (生・冷・凍)	66,451	17,731 (150,937)
(3) さば類 (生・冷・凍)	179,861	12,650 (108,361)
(4) 干しなまこ	273	12,563 (108,034)
(5) すけそうだら (生・冷・凍)	82,481	11,262 (96,354)

イ 輸入

18年の水産物の総輸入額は、1兆7,074億0200万円、前年より2.3%増加した。

輸入額が増加した品目は、まぐろ・かじき類、うなぎ調製品等で、逆に減少した品目は、さば、にしんの卵、ひらめ・かれい類等である。(表13)。

表13 18年水産物輸入実績

単位：数量はトン
金額は百万円、()は千円

品目	数量	金額
総計	3,153,942	1,707,402 (14,679,855)
(1) えび (活・生・冷・凍)	238,020	248,013 (2,131,048)
(2) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	287,281	232,551 (1,997,272)
(3) さけ・ます類 (生・冷・凍)	202,423	107,032 (918,833)
(4) かにか (活・生・冷・凍)	95,511	69,722 (599,637)
(5) えび調整品	69,376	62,088 (533,639)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように、また、我が国周辺水域の資源

管理措置を補完するため輸入割当制度を実施している。輸入割当品目は次のとおりである。

- 活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール（食用）。
- 煮干し。
- たらの卵（冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬け）。
- 食用（活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬け）のほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。
- 食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表14 18年度補助金等

	(単位：千円)
水産物流通グローバル化対策事業	33,143
水産加工業経営実態調査事業	8,382
調整保管事業資金造成費	1,617,202
国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業	190,747
水産物品質管理対策推進支援事業	115,844

第7節 漁船損害等補償制度

1 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補すること等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険、特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

2 漁船保険等事業

(1) 漁 船 保 険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん

補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

ア 普通保険

(ア) 普通保険の加入状況

18年度において普通保険に加入した漁船は、20万4,101隻、98万8,941 tである。このうち普通損害保険の加入隻数は20万100隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）4,001隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では4,551隻減となっており、20 t未満階層では4,455隻(2.2%)減少し、20 t以上階層では96隻(5.3%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t未満が86.9%を占めており以下5～19 t 12.1%、20～49 t 0.1%、50～99 t 0.2%、100～999 t 0.6%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に17年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.2%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t未満は62.3%、5～19 tは86.4%、20～49 tは91.1%、50～99 tは85.0%、100～999 tは81.3%となっており、無動力漁船は4.1%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5 t未満94.5%、5～19 t 93.8%、20～49 t 92.4%、50～99 t 97.1%、100～999 tは89.5%で動力漁船総数では93.4%、無動力漁船では98.8%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆1,223億円であって、前年度に比べて461億円の減を示している。

(イ) 保険事故

18年度において保険金を支払った普通保険事故は54,830件、支払保険金額は174億162万円であり、前年比0.1%の減となった。

(ロ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

18年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は838件で、保険金額は51億5,974万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件280万円であ

った。

イ 特殊保険

18年度の保険契約件数は303件で、保険金額は381億773万円であり、その内訳は北部漁場298件372億9,673万円、西部漁場0件、南部漁場5件8億1,100万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(2) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

18年度の保険契約隻数は、基本損害200,930隻、乗客損害17,199隻、人命損害12,259隻で、保険金額はそれぞれ31兆9,132億2,000万円、6兆601億7,000万円、347億6,850万円であり、純保険料額はそれぞれ37億7,764万円、4億2,750万円、3,914万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害1,943件25億2,575万円、乗客損害64件1億2,654万円、人命損害10件1,171万円であった。

(3) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

18年度の保険契約隻数は30,477隻で、保険金額は468億4,700万円であり、純保険料額は4,337万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、29件3,431万円であった。

(4) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

18年度の保険契約隻数は731隻で、保険金額は717億8,745万円であり、純保険料額は1億5,188万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、13件1億3,943万円であった。

(5) 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補す

る転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

18年度の保険契約隻数は、転載積荷保険56隻、プレジャーボート責任保険12,167隻で、保険金額はそれぞれ34億4,387万円、22,193億2,300万円であり、純保険料額はそれぞれ438万円、1億1,875万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険119件3,099万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(6) 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

18年度の保険契約件数は180件で、その内訳は北部漁場180件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

3 財 政 措 置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。18年度においては、国庫負担額は65億8,331万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について5億8,968万円の助成を行った。

第8節 漁業災害補償制度

1 概 況

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体(漁業共済組合及び同連合会)が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要とな

っている。

このような中で、18年度の加入状況は、加入件数61,932件、共済金額3,843億9,789万円、純共済掛金166億1,832万円であった。この加入実績は、前年度実績3,797億9,064万円に対し1.2%増(46億円増)となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比0.3%増(7億円増)、養殖共済が前年度比3.0%増(26億円増)、特定養殖共済が前年度比0.4%増(3億円増)、漁業施設共済(14年10月より、従来の漁具共済から移行)は前年度比12.9%増(10億円増)となっている。

なお、17年度契約分に係る支払状況は、18年3月末現在で支払件数1,678件、支払共済金56億2,473万円であった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額(過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

18年度の契約件数は、14,927件と前年度の15,414件に比べ減少し、共済金額では、2,113億4,137万円と前年度2,106億5,845万円に比べ0.3%の増加となった。

なお、17年度契約分に係る支払状況は、18年3月末現在で支払件数369件、支払共済金31億4,993万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

18年度の契約件数は、6,092件と前年度の5,972件に比べ増加し、共済金額では、883億3,054万円と前年度857億5,068万円に比べ3.0%の増加となった。

なお、17年度契約分に係る支払状況は、18年3月末現在で支払件数993件、支払共済金14億9,359万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額(過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

18年度の契約件数は、7,268件と前年度の7,267件に比べ増加し、共済金額では、757億5,481万円と前年度754億3,340万円に比べ0.4%の増加となった。

なお、17年度契約分に係る支払状況は、18年3月末

現在で支払件数150件、支払共済金8億8,309万円であった。

(4) 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

18年度の加入件数は、33,645件と前年度の35,142件に比べ減少し、共済金額では、89億7,117万円と前年度79億4,811万円に比べ12.9%の増加となった。

なお、17年度契約分に係る支払状況(旧漁具共済含む)は、18年3月末現在で支払件数166件、支払共済金9,812万円であった。

3 財政措置

18年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は74億590万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について5億4,401万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分(一部128度)以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：18年末で398隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが、新40t未満階層が139隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：17年は37万9千tで前年に比べ約4万t減少した。魚種別にはすけとうだら10万6千t、ほっけ10万t、かれい類1万5千tとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船に

より底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の18年8月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。17年の漁獲量は約43万4千tで前年に比べ3万トン減少した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち28万7千トンは、北海道のほたてがいである。

3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用し行う大中型まき網漁業の19年1月1日現在の許可可隻数は、208隻であった。

また5トン以上40トン未満（北部太平洋海域においては15トン未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、19年1月現在で512隻となっている。17年におけるまき網漁業の漁獲量は約136万トン（うち大中型まき網漁業約95万トン）で、前年より約9万トンの増となった。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。18年度の承認隻数は、かご漁船18隻であった。17年のずわいがにの全国漁獲量は約5千tで約1,100トン減となっている。

5 さんま漁業

さんま漁業を大きく2つに分けると10t以上の漁船で千葉県野島崎灯台正東の線以北の太平洋の海域において漁を営む許可漁業（指定漁業）と10t未満の小型船で漁を営む知事許可漁業がある。（このうち指定漁業については、平成14年3月31日までは承認漁業であったが、平成14年4月1日から「北太平洋さんま漁業」として指定漁業へ移行した。）

漁法として、指定漁業では棒受網のみであるが、知事許可漁業に関しては、流し網による漁も行っている。

本漁業の漁期は、さんまの回遊が索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月から12月と限定されており、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。指定漁業における許可時期は、8月1日から12月31日までとなっている。

18年度のさんま漁業の大臣許可可隻数は220隻で、前年度から4隻減少している。漁獲量については、16年の漁獲量は約21万t、17年の漁獲量は約23万tとなっている。

6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと展開してきたが、魚価の低迷等によりいかつり専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。平成14年3月31日までは、総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いか釣り漁業」、139t以上の漁船によるものを通称「大型いか釣り漁業」と称し操業海域等を区分していた。

承認漁業だったいかつり漁業は、平成14年4月1日に指定漁業化され、平成14年8月1日の指定漁業の許可等の一斉更新時には、それまでの操業海域を変更することなく「中型いか釣り漁業」の総トン数の上限のみを139t未満から185t未満へ変更した。これにより、「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」の総トン数による区分が一部重複することとなったが、それぞれの操業海域が異なっていることで区分していくこととなった。

一方、30t未満の漁船については、農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

なお、するめいかを目的とする5トン以上30トン未満船については、平成10年から農林水産大臣の届出漁業となっている。

18年度の許認可隻数は大型いかつり漁業が76隻、中型いかつり漁業が149隻である。また、5 t 以上30 t 未満船の大臣届出漁業は3,534隻である。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称しており、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業である。三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出漁業とした。さらに、公海における操業は、3年の第46回国連総会の決議により4年12月末をもって停止となった。我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の17年の漁獲量は約5千5百tであった。

8 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性レクリエーション関係者からなる海面利用協議会が39都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成18年3月31日時点において1万8,007業者、登録された遊漁船の隻数は、2万0,786隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理のための講習会の開催、安全対策及び適正な漁場利用に関するルール・マナーの啓発を行うとともに、遊漁船利用者を含む遊漁者に対し、釣りのルール・マナーを指導する釣り指導員の育成及び活動支援により、釣り人の水産資源・漁場環境保全意識の啓発を行う遊漁船業等適正化対策推進事業を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約2

千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、密漁設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成17年における拿捕件数は16隻（韓国漁船9隻、中国漁船2隻、台湾漁船5隻）であった。

また、平成17年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約190km、籠漁具が9,124個に達した。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成17年における検挙件数は18隻（沖合底びき網漁業3隻、大中型まき網漁業1隻、いか釣り漁業1隻、小型機船底びき網漁業12隻、日本海べにずわいがに漁業1隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船6隻、用船32隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業が増加するとともに、違反を発見されると逃走したり追跡の妨害や体当たりをする悪質な漁船が増加しており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締り捜査能力の向上を図るため、取締機器の更新や新型漁業取締船への移行を計画的に実施し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

18年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第22回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内において3,340 tの漁獲限量及びロシア200海里内において8,670 tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。18年度の漁獲割当量は3,450 tで、15隻が5月18日から7月31日まで操業し、漁獲実績は3,328 tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内において200 tの漁獲限量で4月6日から6月30日まで4隻が操業を行い、漁獲実績は194 tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

84隻(10 t未満)が、日本200海里内において3,140 tの漁獲限量で、4月15日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は2,697 tであった。また、19 t型の29隻がロシア200海里内において5,220 tの割当量を受け、5月18日から7月30日まで操業し漁獲実績は4,898 tであった。

2 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中断

1982年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止(モラトリアム)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度(RMS)の完成が商業捕鯨再開(モラトリアムの撤廃)の前提との決議案が採択され、以

降14年間に延べ45回のRMS関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のためRMSの完成は遅れ、さらに近年では、反捕鯨国は、RMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始め等、モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかった。2006年2月、ケンブリッジにおいてRMS作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応により、RMSの完成が不可能であることが確認され、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMSのプロセスは実質上停止することとなった。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施しており、この一環として1987年度から2004年度まで18年間、南極海ミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査(JARPA)を実施し、更に2005年度よりJARPAの調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すため、ミンククジラの捕獲頭数を増やすとともに、資源の回復が著しいナガスクジラ及びザトウクジラを新たに捕獲対象鯨種に加えた第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPA II)を開始した。

南極海鯨類調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシーシェパードといった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきたが、2006年度も、前年度に引き続き両団体が妨害活動を行うことを公言して南極海に出現した。2月9日及び12日には、シーシェパード所属船2隻による調査母船「日新丸」及び目視専門船「海幸丸」に対する妨害活動があり、日新丸では船上に投げ込まれた薬品(酪酸)を浴びた船員2名が負傷したほか、海幸丸については投げ込まれたロープがプロペラに絡まり、プロペラの一部が損傷し、一時的に停船を余儀なくされた。

また、2月15日未明、日新丸の後部甲板において火災が発生し、乗員1名が死亡する事故が発生した。その後、復旧活動により28日には自力航行が可能となったが、調査機材の不具合や汚損などにより、2006年度の調査については、途上で中止されることになった。

1994年度には北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)を開始し、さらに、2000年度からは、JARPNの調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした第2期北西太平洋鯨類捕獲調査

(JARPN II)を実施している。JARPN IIでは調査対象種としてミンククジラ以外にイワシクジラ、ニタリクジラ及びマッコウクジラを追加するとともに、小型捕鯨船を用いて、沿岸域における調査も実施している。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モロトリアムを受け入れたことに伴い、現在はIWC規制対象外の鯨種(ツチクジラ、ゴンドウクジラ等)のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨(文化的、伝統的重要性からモロトリアム下であっても捕鯨が認められている)と同様の文化的・社会経済的な性格を有しており、これらの地域に対してミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成18年8月1日現在総数1,074隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに約30数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなるなか、資源状況の悪化、地域漁業管理機関における漁獲枠削減等の規制強化や、輸出品との競合などによる長期的な魚価の低迷等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

表15 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数		
(18年8月1日現在)		
遠洋かつお・まぐろ漁業		605隻
近海かつお・まぐろ漁業		469隻
合 計		1,074隻
(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量		
(18年、概数、かつこ内は前年)		
まぐろはえなわ漁業	168千t	(199千t)
かつお一本釣り漁業	116千t	(153千t)
合 計	284千t	(352千t)

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成18年8月1日現在の許認可

隻数は51隻となっている。

(1) 北方漁場

ロシア200海里水域においては、政府間交渉により、スケトウダラを主対象とした漁獲割当を確保し、操業を行っている。

また、天皇海山水域では、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象とした操業を行っている。

(2) 南方漁場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、南極(CCAMLR)水域、その他大西洋水域にあっては北西大西洋(NAFO水域)で北西大西洋(NAFO)水域で操業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、ミナミダラである。

NAFO水域での主対象魚種はカラスガレイ、アカウオである。

また、CCAMLR水域ではナンキョクオキアミを対象として操業を行っている。

多くの外国200海里水域内については、直接入漁が困難になったことから、形式用船方式(我が国船籍)や現地法人化等による相手国船籍漁船による操業(我が国国内法の枠外)を行っている企業も少なくない。

5 海外いか釣り漁業

海外いか釣り漁業(大型いか釣り漁業)は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年は80隻、平成18年においては76隻となっており、このうち200トン以上の大型いか釣り漁船の隻数は、平成15年に48隻であったものが平成18年には15隻と大幅に減少した。

主な操業水域は、南西大西洋水域(アルゼンチン水域及びフォークランド水域。)、ペルー水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域(日本、ロシア水域及び公海。)であり、これらの水域を組み合わせることにより操業を行っている。

生産状況は、最盛期には、10万トンから20万トン、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年では、平成12年の18万トンで160億円の漁獲金額をピークに毎年減少を続け、平成15年は約5万トンで約60億円、平成17年は約5万4千トンで約61億円、平成18年は約5万1千トンで約57億円と減少している。

(1) 南西大西洋水域(アルゼンチンマツイカ)

① アルゼンチン水域

当該水域は広い大陸棚を持ち、漁場価値の高い漁場であり、昭和60年から操業を行ってきたが、年々入漁料が嵩上げされ厳しい状況にあった。

更に、アルゼンチン政府による漁業自国化政策によって外国籍漁船の200海里内操業は原則として禁止されたが、いか釣り漁業については例外的に大統領令により平成13年までチャーター方式による操業が認められてきた。また、平成14年から平成17年まで、外国漁船の操業を排除した裸用船方式が採用され、日本漁船は現地企業との用船契約に基づき操業を行ってきた。平成18年に裸用船契約による入漁が1年延長され、5隻が操業した。

また当該水域は、平成14年以降、資源減少が著しかったが、平成18年においては、資源が回復し、好漁であった。

なお、平成19年3月まで入漁していたが、アルゼンチン政府の規則に基づき、裸用船形式の入漁が廃止されたことにより、その後の入漁が不可能となった。

② フォークランド水域

当該水域は、自治政府の定める操業条件に基づき、現地代理店を通じて、安定的に操業許可が取得でき、昭和61年から操業を行っているが、アルゼンチンマツイカの生息域の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年からは大不漁に見舞われ、漁期を半月残して禁漁措置が取られ、前年の4分の1の漁獲量となり、平成15年は漁獲は低水準に推移し、平成16年には漁場滞在日当たり漁獲量が過去9年平均のわずか4%という大不漁になり、4ヶ月の操業期間中、1ヶ月半を残したまま、全面禁漁という厳しい状況となった。平成17年から入漁していない。

(2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合わせたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

また、近年、南西大西洋水域での操業が不安定であることから、その代替漁場として当該水域の重要性が増しており、安定的な入漁条件を確保するため、平成15年から政府間協定締結交渉を開始し、平成16年1月、同年8月に入漁料等が大幅に引き下げられた。同年12月漁業協力の実施と安定的な入漁の確保等を内容とする政府間の合意がなされている。

なお、平成18年6月、従来半年間の許可期間が1年間に延長された。

(3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には入漁する船は無かった。

しかし、平成15年は1隻が出漁し、約1千トンを出漁し、平成16年には3隻が出漁し、前年の7割程度の漁獲であったが、平成17年は、4隻が出漁し、約2千5百トンを出漁し、好成績をあげたが、平成18年は、4隻の出漁で約1千9百トンの漁獲であった。

(4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

近年の漁獲状況は概して思わしくなく、操業隻数も少ない状況にあるが、他の漁場の資源状況が不安定であること、漁獲物の商品価値が高いこと、他の漁場と比較して距離が近いことから、潜在的に重要な漁場となっている。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二国間交渉

(1) 日ロ漁業委員会第23回会議

2007年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第23回会議が、2006年12月4日から12月14日まで東京において開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第23回会議は、日本側からは山下潤水産庁資源管理部長ほか、ロシア側からはイズマイロフロシア連邦農業省次官ほかが出席した。協議の中

でロシア側は、日本漁船への割当の消化率が低いこと、ロシア極東水域における資源状態の悪化及び自国漁船による資源の優先利用を理由として日本漁船の漁獲枠削減等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

a 漁獲割当量は51,297トン（前年は51,267トン）。

b 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は6,024トン（前年は6,433トン）。

b 日本側（民間団体）はロシア側に2.308億円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて598隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は51,297トン（前年51,267トン）。

(イ) 許可隻数枠は108隻（前年同隻）。

ウ 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日ロ漁業合同委員会第23回会議

日ロ漁業合同委員会第23回会議が2007年3月12日から3月19日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第23回会議は、日本側から山下潤水産庁資源管理部長ほか、ロシア側からはフォーミンロシア連邦農業省漁業局長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、さけ・

ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

○2007年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を3,175トンとする（前年3,340トン）。

○日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して4.04億円を下限とし、4.753億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年4.45億円～5.00億円、支払い方法前年同）。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスGREY操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④2006年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

(3) ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2007年における漁獲に関する日ロ政府間協議

本協議は2007年3月19日から4月26日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

(協議の概要)

日本側から山下潤水産庁資源管理部長ほか、ロシア側からフォーミンロシア農業省漁業局長ほかが出席した。

本協議では、漁獲割当量と操業隻数に関する日露間の考え方の相違が大きいため、日露双方の意見が一致するまで相当の時間を要したが、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

(合意の内容)

漁獲割当量は10,275トン（前年は8,670トン）

操業隻数は46隻（前年44隻）。

(4) 日韓漁業協定

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、2007年の操業条件については、双方とも削減を行い入漁隻数は1,025隻、総漁獲割当量は60,500トンと日韓等量等隻であり、対前年比では、入漁隻数25隻減、総漁獲割当量3,000トン減となった。

2005年からスタートし、3年目を迎えた魚種別・漁業種類別漁獲割当については、漁業種類別の漁獲実績や操業実態等を勘案して、漁獲割当量を増減するなどの措置を講じた。

さらに、韓国はえ縄漁業については、漁獲努力量の適正化と操業トラブルの回避を図るため、2009年から新たな漁具規制を導入することとなった。

また、海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2006年9月に釜山にて同小委員会の第3回定期会合が開催された。

2007年の操業条件は、2006年12月23日に東京で開催された第9回日韓漁業共同委員会において、日韓両国政府に勧告することが決定された。

なお、暫定水域の資源管理等については、協定発効当初から、協定に基づき政府間協議の開催を提案し続けてきたが、韓国側は竹島問題を理由に、政府間協議に一切応じられないとの姿勢を終始崩さず、このような状況を踏まえ、2006年末より、両国政府の積極的な支援、指導及び助言の下、民間協議を開始することで意見の一致をみた。

(5) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の

一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2007年漁期の相手国入漁のための操業条件は、2007年1月19日に東京で開催した共同委員会において、中国底びき網漁船の許可隻数を削減するとともに、両国の漁獲割当量及び許可隻数をそれぞれ12,397t及び570隻とし、日中等量等隻とすること等を内容とする2007年漁期の操業条件を日中両国政府に勧告することが決定された。

(6) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開され、第9回協議は2004年1月に東京で行われた。

(7) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

(8) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎

年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(9) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア漁業取極により、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定は87年3月をもって失効していた。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日からまき網漁船の入漁が認められ、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(10) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月-10月、82年11月-83年8月、93年8月-9月、97年6月-9月）、99年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、支払い方式は年間支払方式もしくは航海毎支払方式となっている。また、まき網漁船については、入漁協定が93年9月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(11) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（82年10月-83年1月、99年1月-00年9月）、00年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、支払い方式は年間支払方式もしくは航海毎支払方式となっている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(12) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定で

きない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみなみまぐろ保存委員会で資源評価をめぐり意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみまぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

(13) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があった（82年1月-4月、83年8月-84年2月）。現在の協定は97年8月10日に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。但し、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヶ月間の期間許可となっている。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣を対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は太平洋島嶼国で唯一中断していない。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている（現行の協定は99年9月に発効）。まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(17) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐる3度にわたり決裂中断があった(82年10月-83年12月、86年7月、91年8月-92年1月)。現在の協定は92年2月に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式もしくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4%、後者は入漁料の5%となっている。

(18) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐる2度にわたり決裂中断があったが(88年6月-90年5月、91年6月-94年2月)、98年3月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は01年3月に発効)。まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(20) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。入漁料は、航海毎に一定額を支払う方式が採られている。

(21) 日・モロッコ漁業交渉

2007年3月にラバトにおいて漁業交渉が開催された。その結果、操業条件等は、①許可隻数枠15隻、②入漁料2,000ドル/隻/年、③ライセンス料6,500ドル/隻/年、④科学オブザーバー乗船経費について3人の場合10,000ドル/年、2人以下の場合6,000ドル/年、同時最大3名まで、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(22) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2007年6月にリマにおいて非公式漁業交渉が開催された。2007年7月から2008年6月まで入漁料65ドル/(漁船トン数)・月、転載量15ドル/(漁獲物トン数)の条件で操業が

行われている。

(23) 日・チリ非公式漁業協議

2004年6月にサンチャゴにおいて漁業協議が開催された。チリ水域内のアメリカオアカイカ操業について害魚駆除のための日本漁船の入漁に関する具体的な条件について協議を行った。しかしながら、その後、チリ国内の状況が変わり、同国水域内における外国漁船の操業を全面的に禁止したため、現在交渉は中断している。

(24) 日・アルゼンチン非公式漁業協議

2006年11月にブエノスアイレスにおいて我が国いか釣り漁船の入漁に関する漁業協議が開催された。2007年3月までは、用船方式による入漁制度により、我が国いか釣り漁船が入漁を行っていたが、2007年4月以降、アルゼンチン側の国内制度の変更により、我が国のいか釣り漁船の入漁は不可能になった。

(25) 日・マダガスカル民間漁業協議

1997年にまぐろはえ縄を対象とする協定が締結され、入漁が行われていたが、2003年1月マダガスカル取り締まり当局による我が国漁船の拿捕により、我が国漁船の同国水域への入漁が途絶え、そのまま協定期限を迎え、同協定は失効した。しかし、マダガスカル側から関係改善の意が示されたことから、水産庁の仲介のもと2005年8月に操業条件について協議が行われ、同年10月東京において操業条件について合意、協定が再締結され、我が国漁船が安定的に入漁している。

3 多国間交渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第58回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合本会議が、2006年6月16日から6月20日までセントキッツ・ネーヴィスにおいて開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア IWC 正常化とセントキッツ宣言

2006年2月、ケンブリッジにおいて開催された改訂管理制度 (RMS) 作業部会において、RMS の実質的な議論が停止したことから、年次会合に先立って行われた同作業部会においても全く RMS に進展は見られなかった。これを受け、我が国は、他の持続的利用支持国と連携して IWC の正常化について提案を行った。本提案は、IWC の本来の設立目的である資源管理機関としての機能を回復させ、最終的に科学的根拠に基づく持続可能な捕鯨を再開することを目的とし、提案の中で IWC が開催する会合ではない形で IWC の正常化のための会議を開催する旨表明した。

さらに、我が国は、他の持続的利用支持国と連携し、商業捕鯨モラトリアムはもはや不要であり、IWCの正常化を求める内容の「セントキッツ・ネービス宣言」を提案し、賛成多数で採択された。

同宣言の採択を受けて、我が国は、2007年2月、東京においてIWC正常化会合を開催し、IWCの正常化に必要な方策等が議長サマリーとして取りまとめられ、2007年5月の第59回年次会合に報告されることとなった。

イ 鯨類捕獲調査

南極海、北西太平洋の鯨類捕獲調査結果のプレゼンテーションを行い評価を得るとともに、調査継続を支持する意見が多数見られた。他方、一部の反捕鯨国側からは、調査の実施に懸念が表明されたが、例年行われる捕獲調査反対決議案は提案されなかった。

ウ 調査妨害の自粛決議

南極海で鯨類捕獲調査に従事する我が国の調査船団が反捕鯨団体（グリーンピース及びシーシェパード）から悪質かつ極めて危険な妨害を受けたことを受けて、我が国は、捕獲調査をはじめとする調査活動に従事する船舶への不当な妨害活動の禁止を求める決議案を、米国、豪州、NZおよびオランダと共同提案し、コンセンサスにより採択された。

エ 鯨類サンクチュアリー撤廃

我が国等から、南大洋サンクチュアリーの撤廃を求める提案を行ったが否決された。一方、反捕鯨国側が提案した南大西洋サンクチュアリーの設置については、投票に付されることなく提案が取り下げられた。

オ 沿岸小型捕鯨の捕獲枠の設定

我が国沿岸小型捕鯨地域のためのミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を要求したが否決された。

カ 次回以降の年次会合

2007年の第59回年次会合は、5月28日から5月31日まで、アンカレッジ（米国アラスカ州）で開催される。なお、2008年の年次会合はチリのサンチアゴで開催される。また、2009年の会合開催地として横浜市とポルトガルのマデイラが立候補した。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、

締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2006年については、第14回年次会議がバンクーバー（カナダ）において10月23日から10月27日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国（2003年加盟）の5か国の他、オブザーバーとしてPICES（北太平洋海洋科学機関）、台湾等が出席した。

主な討議内容としては、2006年漁期において協調した取締活動の結果、条約加盟国漁船による違法操業はなかった旨の報告があり、各国の取締活動に関する情報交換の促進等のため、違反船情報等のデータベースシステムの開発を継続することで、各国が合意した。また、取締に関する協力関係の更なる推進について、今後検討を継続することとなった。

科学的な議論としては、各国のさけ・マス資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、BASIS（ベーリング海・アリューシャン列島さけ類国際調査）の2007年計画の策定、調整等について具体的な議論が展開された。

今回の第15回会議は、2007年の10月にウラジオストク（ロシア）において開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

2006年9月にダートマス（カナダ）において、第28回年次会合が開催された。

ア 魚種別保存管理措置

3 LMNO区カラスガレイについて、2004年～2007年の資源回復計画を最終年の2007年まで継続することが確認された一方、2004年及び2005年の漁獲が、TACを上回っていたことが科学理事会から報告され、加盟国から懸念が表明された。

イ NAFOの機能強化

4月及び9月に開催された機能強化を検討するワーキンググループの結果を受けて、条約改正案について議論が行われ、今後、分担金の計算方法等についてさらに検討を続けることが合意された。

ウ 脆弱な生態系

脆弱な生態系への配慮として、4ヶ所の海山について暫定的に漁業モラトリアムとし、試験操業等により情報を収集した上で、2010年に再度検討することが合意された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

2006年6月に釜山（韓国）で開催された第74回年次会合では、キハダ・メバチの保存管理措置について、現行の保存管理措置（まき網の休漁及びはえ縄の漁獲量制限）が1年延長された。さらに、小型メバチの保護のため、まき網により混獲された小型まぐろ類の全

量保持を義務付ける規制（投棄の禁止）が我が国の提案により1年間延長された。

非加盟国漁業対策について、ベリーズよりIUUリストからの同国籍船38隻の削除要求があり、同国への便宜置籍が台湾の管理強化の効果を損なう恐れがあることから、これ以上の隻数を増加させないこと、現行の操業形態を維持すること（超低温操業に参入しない）といった適切な措置が講じられることを条件に承認された。また、ベリーズが協力的非加盟国として承認された。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

2006年11月にドゥプロブニク（クロアチア）において、第15回大西洋まぐろ類保存国際委員会特別会合が開催された。また、特別会合において決定に至らなかった東大西洋クロマグロの国別漁獲枠について、2007年1月に東京において中間会合が開催され、決定された。

ア 魚種別保存管理措置

東大西洋クロマグロについて、2007年から2010年までのTACを、それぞれ2万9,500t、2万8,500t、2万7,500t、2万5,500tとすることが決定された（日本の漁獲枠はそれぞれ約2,516t、2,431t、2,345t、2,175t）。また、地中海及び東部大西洋の一部において、はえ縄及び巻き網の禁漁期をそれぞれ6月～12月、7月～12月とすることとなったほか、30kg未満の小型魚について、採捕・保持・陸揚げが禁止された。このほか、蓄養管理や遵守措置の強化等が採択された。

また、西大西洋クロマグロ、北大西洋及び南大西洋メカジキについてもTAC等が決定された。

イ ICCATの機能強化

漁獲能力についての作業部会、及び統合的な監視体制についての作業部会を2007年に開催し、これらの結果を踏まえて委員会機能の見直しや改善についての勧告を行うため、ICCATの見直し作業部会を2008年に開催することが決定された。

ウ 台湾問題

過去の過剰漁獲により、2006年のメバチ漁獲枠が大幅に削減された台湾について、台湾企業によるIUU漁業を廃絶するための努力を継続すること等を条件に、2007年のメバチ漁獲枠を2005年レベルに回復することが決定された。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第25回年次会合が、2006年10月23日から11月3日にかけてオース

トリアのホバートにおいて開催された。

主要議題の結果は以下のとおり。

ア オキアミ・メロ等の保存措置

オキアミ、メロともに、我が国が関係する海区での漁獲枠が従来水準で維持された。

イ メロ漁業のIUU操業の抑制

新たに6隻（加盟国船1隻、非加盟国船5隻）がIUU漁船リストに加えられることとなった。また、従来からIUU漁船リストに掲載されている18隻（加盟国船2隻、非加盟国船16隻）のうち、1隻（ロシア船）については、その操業がロシアEEZ内限定されることが明らかとなったことから、リストから削除することとなった。さらに、非加盟国IUU船のうち3隻が中国に転籍したことから、これらは加盟国IUU船リストに移動されることとなった。この結果、IUU漁船リストには、23隻（加盟国船6隻、非加盟国船17隻）が掲載される。

ウ オブザーバー乗船

メロ漁業で導入されている国際科学オブザーバーの乗船義務規定のオキアミ漁船への拡大については、我が国及び韓国が、資源の豊富なオキアミ漁業へのオブザーバー乗船の必要性に疑問を呈した結果、合意されなかった。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

2006年10月に宮崎で開催された第13回年次会合では、みなみまぐろの資源の回復に向けた方策が討議され、総漁獲許容量（TAC）を削減することが合意された。また、我が国より、みなみまぐろ漁業の管理強化を目的に、2006年4月より、漁船ごとの漁獲割当及び漁獲物へ通し番号の表示を義務付ける制度改正を行った旨報告したところ、これが高く評価された。

(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

2006年12月にアピア（サモア）で開催された第3回年次会合では、メバチ・キハダの保存管理措置として、熱帯域（北緯20度～南緯20度）の公海におけるまき網の漁獲努力量を2001年から2004年レベルに抑制する旨が合意された。なお、はえ縄漁業については、2006年から3年間、漁獲量を近年レベルに抑制する昨年の合意が維持された。

(9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第11回年次会議が2006年9月5日から8日までの間、ポーランド（ワルシャワ）において開催された。年次会議には加盟6か国（日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国）が出席した。なお、年次会

議の期間中の9月5日から6日までの間、科学技術委員会が開催された。

(協議の概要)

○科学技術委員会

2006年/2007年に行われた米国の調査結果について報告がなされ、10年以上bにも及ぶモラトリアムにもかわらず、条約に定める資源量を間接的に推定する特定水域(ボゴスロフ水域)の推定資源量は240千トンであることが確認された。

また、特定水域(ボゴスロフ水域)における調査の結果に基づき、2007年のアリュージェン海盆系群すけとうだら資源の生物学的漁獲可能量(ABC)につき検討を行い、米国からは従来手法の科学調査に基づく計算では7,411(昨年9,168)トンと推計されるとしたが、全締約国が科学データが不十分であるとし、ABC数値を決定するには至らず、漁獲可能水準(AHL)についての本会議への勧告も見送られることとなった。

○年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、我が国は、現在の資源量であっても漁獲可能水準(AHL)の設定は可能である旨を主張し、韓国、中国及びポーランドと共同で14,000tのAHLを設定するよう提案したが、米国及びロシアは、科学データが不足している状況でAHLの設定はできない旨主張し、結局AHLの設定についてコンセンサスは得られず、昨年につきAHLは「ゼロ」とされた。

次回年次会議については、中国において開催されることとなった。

(10) ストラドリング・ストック(SS)及び高度回遊性魚種(HMS)に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議(UNCED)」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ内外での一貫性の確保、地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締り

については、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行し、我が国は1996年11月に署名を行い、2006年8月に批准した。

(11) インド洋まぐろ類委員会(IOTC)

2006年5月にゴア(インド)にてIOTC第10回年次会合が開催された。また、同時に、現在FAOの下に設立されているIOTCをFAOから分離するための議論を行うIOTC第3回特別会合が開催された。

ア 魚種別保存管理措置

メバチ及びキハダ操業船について、2007年～2009年の実操業船隻数を2006年レベルで制限することが決定された(日本等については2000年以降の最大実績まで増隻が認められた)。なお、長年の懸案であるメバチの漁獲枠設定については調整がつかず、合意されなかった。

イ 遵守措置

公海での洋上転載について、オブザーバーが乗船しているIOTC登録済みの運搬船に転載する場合に限るとの措置が採択された(2008年7月発効)。また、公海操業を行う15m以上の船について、VMS搭載が義務付けられることとなった(2007年7月発効)。

ウ 混獲対策

海鳥の混獲抑制のため、南緯30度以南においてトリポールの使用が義務付けられるとともに、2007年の年次会合についてデータ収集方法、報告、緩和措置の採択を検討することとなった。

エ IOTC条約改正

IOTCをFAOから分離するための条約改正案が作成され、次回年次会合で採択に付されることとなった。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、17年末については、表16のとおりである。

また、漁船法(昭和25年法律第178号)第4条1の規定に基づく18年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表17のとおりである。

表16 平成17年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
			NO.	G.T.	NO.	G.T.	NO.	G.T.
総計	計	S	4,111	491,269.22	4,111	491,269.22	0	0.00
		W	15,363	23,054.60	12,689	21,180.17	2,674	1,874.43
		F	305,976	771,708.34	300,532	765,303.21	5,444	6,405.13
		T	325,450	1,286,032.16	317,332	1,277,752.60	8,118	8,279.56
淡水漁業	業	S	23	45.06	23	45.06	0	0.00
		W	3,260	1,486.45	1,601	799.56	1,659	686.89
		F	8,152	8,312.17	6,898	7,777.91	1,254	534.26
		T	11,435	9,843.68	8,522	8,622.53	2,913	1,221.15
合(海水漁業)	計	S	4,088	491,224.16	4,088	491,224.16	0	0.00
		W	12,103	21,568.15	11,088	20,380.61	1,015	1,187.54
		F	297,824	763,396.17	293,634	757,525.30	4,190	5,870.87
		T	314,015	1,276,188.48	308,810	1,269,130.07	5,205	7,058.41
内水面	面	S	6	11.40	6	11.40	0	0.00
		W	127	61.44	49	27.89	78	33.55
		F	598	511.21	507	467.29	91	43.92
		T	731	584.05	562	506.58	169	77.47
採介藻	藻	S	228	5,671.99	228	5,671.99	0	0.00
		W	3,290	2,522.94	2,786	2,282.56	504	240.38
		F	85,589	120,099.17	82,441	117,970.71	3,148	2,128.46
		T	89,107	128,294.10	85,455	125,925.26	3,652	2,368.84
定置	置	S	393	4,901.83	393	4,901.83	0	0.00
		W	308	946.76	203	602.59	105	344.17
		F	10,342	44,343.77	9,824	41,306.11	518	3,037.66
		T	11,043	50,192.36	10,420	46,810.53	623	3,381.83
一本つり	り	S	340	26,910.24	340	26,910.24	0	0.00
		W	4,295	7,269.42	4,264	7,243.41	31	26.01
		F	97,135	217,178.42	97,050	217,090.07	85	88.35
		T	101,770	251,358.08	101,654	251,243.72	116	114.36
はえなわ	わ	S	118	7,284.93	118	7,284.93	0	0.00
		W	296	883.82	265	843.84	31	39.98
		F	7,928	28,741.67	7,922	28,735.39	6	6.28
		T	8,342	36,910.42	8,305	36,864.16	37	46.26
刺網	網	S	473	17,246.52	473	17,246.52	0	0.00
		W	1,222	1,626.70	1,191	1,568.03	31	58.67
		F	47,253	102,411.01	47,192	102,335.66	61	75.35
		T	48,948	121,284.23	48,856	121,150.21	92	134.02
まき網(網船)	船)	S	138	22,285.59	138	22,285.59	0	0.00
		W	58	330.22	44	261.78	14	68.44
		F	1,100	10,446.90	1,089	10,378.82	11	68.08
		T	1,296	33,062.71	1,271	32,926.19	25	136.52
まき網附属船	船	S	471	45,309.34	471	45,309.34	0	0.00
		W	38	305.16	31	302.36	7	2.80
		F	1,682	18,341.49	1,677	18,251.81	5	89.68
		T	2,191	63,955.99	2,179	63,863.51	12	92.48
敷網	網	S	63	4,862.48	63	4,862.48	0	0.00
		W	67	177.20	57	161.34	10	15.86
		F	1,701	11,728.78	1,700	11,726.99	1	1.79
		T	1,831	16,768.46	1,820	16,750.81	11	17.65
底びき網	網	S	455	25,638.43	455	25,638.43	0	0.00
		W	998	4,377.25	998	4,377.25	0	0.00
		F	13,311	69,377.50	13,311	69,377.50	0	0.00
		T	14,764	99,393.18	14,764	99,393.18	0	0.00
以西底びき網	網	S	32	3,706.26	32	3,706.26	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	32	3,706.26	32	3,706.26	0	0.00
遠洋底びき網	網	S	9	7,277.62	9	7,277.62	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	9	7,277.62	9	7,277.62	0	0.00
ひき網	網	S	278	2,712.34	278	2,712.34	0	0.00
		W	414	1,230.06	311	1,058.98	103	171.08
		F	6,710	37,916.79	6,641	37,836.65	69	80.14
		T	7,402	41,859.19	7,230	41,607.97	172	251.22
かつお・まぐろ	ろ	S	567	207,993.45	567	207,993.45	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	683	21,859.19	683	21,859.19	0	0.00
		T	1,250	229,852.64	1,250	229,852.64	0	0.00
捕鯨	鯨	S	9	282.65	9	282.65	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	3	4.39	3	4.39	0	0.00
		T	12	287.04	12	287.04	0	0.00
官公庁船	船	S	289	86,839.87	289	86,839.87	0	0.00
		W	6	20.78	6	20.78	0	0.00
		F	867	3,506.35	866	3,505.19	1	1.16
		T	1,162	90,367.00	1,161	90,365.84	1	1.16
運搬船	船	S	119	10,910.68	119	10,910.68	0	0.00
		W	37	238.60	34	235.55	3	3.05
		F	1,821	14,585.97	1,810	14,520.33	11	65.64
		T	1,977	25,735.25	1,963	25,666.56	14	68.69
冷凍運搬及び母船	船	S	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	0	0.00	0	0.00	0	0.00
雑漁業	業	S	100	11,378.54	100	11,378.54	0	0.00
		W	947	1,577.80	849	1,394.25	98	183.55
		F	21,101	62,343.56	20,918	62,159.20	183	184.36
		T	22,148	75,299.90	21,867	74,931.99	281	367.91

表17 平成18年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

区分	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
漁業種類																
かつお・まぐろ	1	439									1	439				
底 び き 網	1	160					1	160								
ま き 網	0	0														
まき網(附属船)	3	954					1	254			2	700				
は え な わ	0	0														
刺 網	0	0														
ひ き 網	0	0														
敷 網	0	0														
一 本 つ り	0	0														
運 搬 船	0	0														
養 殖 業	0	0														
定 置	0	0														
採 介 藻	0	0														
官 公 庁 船	8	3,876			4	339	1	110	1	299	3	1,139	1	749	1	2,379
計	13	5,429	0	0	4	339	2	270	2	553	3	1,139	1	749	1	2,379

2. FRP船

区分	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
漁業種類																
かつお・まぐろ	6	114	6	114												
底 び き 網	4	166	2	38	2	128										
ま き 網	2	38	2	38												
まき網(附属船)	0	0														
は え な わ	2	38	2	38												
刺 網	0	0														
ひ き 網	0	0														
敷 網	1	19	1	19												
一 本 つ り	0	0														
運 搬 船	0	0														
養 殖 業	0	0														
定 置	0	0														
採 介 藻	0	0														
官 公 庁 船	0	0														
計	15	375	13	247	2	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。
注2：木船の建造は無し。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の18年度実績は、総合検査8件、船体検査6件、機関関係検査6件の合計20件、検査手数料収入総額は438万円であった。

3 漁船の輸出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。18年度における貸渡しは3カ国21隻、輸出については11カ国21隻であった。

4 環境調和型漁船等創造対策事業

「国民への水産物の安定供給」を図るには、現下の漁船漁業をとりまく環境の変動に適切に対応し、将来に亘り安定的かつ魅力ある漁船漁業への早急な環境整備が肝要である。

特に、①循環型社会の実現を促進する「環境基本計画」に適応した廃船処理等の実現及び平成17年2月に発効された「京都議定書」の温暖化対策への対応、②新規参入障害の主要因「漁業は危険」の原因である、多発する転覆・衝突事故や海中転落事故への安全対策、③国際海事機関等の漁船の安全等の基準策定の議論に際した我が国漁船の実態に基づく主張、及び④平成16年11月の環境団体の反漁業活動を背景とした国連決議など国際議論への対応が喫緊の課題となっている。

このため、我が国漁船漁業の実態に即した合理的かつ経済的な環境・安全対策等を図るため以下の事業を行い、安全的かつ魅力ある漁船漁業の実現に資することとした。

(1) 環境調和型漁船漁業調査検討事業

ア. 環境調和型漁船調査・検討

漁船の建造にあたり、環境保全の観点からリサイクル、廃船方法等複合的な要素を総合的に考慮した循環型社会適応漁船の指針を策定するため、漁船のリサイクル等に関する実態調査を行った。

イ. 環境調和型漁具・漁法調査検討

環境負荷をより軽減する漁具・漁法の技術的改良・開発を実施するため、既存の底びき網等に関するデータベースを作成・解析し、環境影響を抽出した。

(2) 漁船安全対策検討事業

ア. 漁船操業安全対策

新たな船型や操業方法に応じた漁船操業安全指針を策定するため、模型船実験により各種データを収集、分析及び評価手法の検討を行った。

イ. 漁船安全基準等研究調査・検討

国際海事機関等において、我が国の意見を反映させるため、我が国漁船漁業の形態にあった技術基準の策定に向けた基礎資料を作成し、提案の検討を行った。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により行っている。その内容は表18のとおりである。

表18 指定漁港数

漁港種類	17年度末	18年度指定	18年度取消し	18年度末現在
第1種漁港	2,210	—	—	2,210
第2種漁港	495	1	—	496
第3種漁港	114	—	—	114
第4種漁港	101	—	—	101
計	2,920	1	—	2,921

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁港の管理

18年度において、漁港漁場整備法第25条第2項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第3項の規定に基づき告示した漁港は4漁港であり、18年度末の漁港管理者別漁港数は表19のとおりである。

表19 漁港管理者別漁港数

漁港種類	17年度末	総数	18年度末	
			都道府県管理	市町村管理
第1種漁港	2,210	2,210	365	1,845
第2種漁港	495	496	309	187
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,920	2,921	883	2,038

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、水産業の抜本的な構造改革を推進し、漁場・漁港・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するため、施策の

目的や成果に重点をおいて策定している。平成14年度から平成18年度の5年間に次の基本課題について重点的かつ総合的に取り組む。

- ア 水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備
 - イ 水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造
 - ウ 水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興
- 以上の取組を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね10年後を目標に、

(ア) 50年代初頭(200海里導入時)の漁場環境や沿岸漁業の生産の水準を念頭に、漁港漁場整備事業を通じて、沿岸域の漁場環境の回復と漁業生産量の増産を図るとともに、生産流通の機能の高度化を図る。

(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を小都市並(概ね6割)にすることを目標とし、漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善を図る。

計画期間における事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

- a 水産動植物の増殖及び養殖を推進するべき拠点のうち概ね750地区、また、生産流通の効率化及び品質・衛生管理の強化を図るべき拠点のうち概ね350地区を整備。
- b 概ね5千haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造。
- c 漁村の活性化のための整備を概ね430地区において実施。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。18年度においては、166億5,317万円をもって33地区について事業が実施された。

(3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要

件を満たすものである。18年度においては、事業費773億3,100万円(国費470億1,200万円)をもって406地区について事業が実施された。

(4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であって、1漁港あたりの計画事業費が3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。18年度においては、事業費774億8,200万円(国費474億8,200万円)をもって281地区について事業が実施された。

(5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。18年度においては、事業費240億800万円(国費121億7,300万円)をもって90地区について事業が実施された。

(6) 漁港漁場機能高度化総合補助事業

この事業は、漁港・漁場施設を総合的に維持、補修若しくは改良することにより、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用を図る事業であって、計画事業費が一事業につき3億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。18年度においては、事業費37億7100万円(国費19億円)をもって23都道府県について事業が実施された。

(7) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。18年度においては、事業費67億6,000万円(国費33億8,000万円)をもって48地区について事業が実施された。

(8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。18年度においては、事業費4億2,600万円(国費2億1,300万円)をもって3地区につ

いて事業が実施された。

(9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、18年度においては、事業費20億2,700万円（国費10億1,600万円）をもって10地区について事業が実施された。

(10) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。18年度の経費は2,000万円であった。

(11) 漁港環境整備事業

この事業は、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業効率又は安全性の向上等に資するものであって、計画事業費が一事業につき50百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成18年度においては、事業費2,694百万円（国費1,347百万円）をもって20道県について事業が実施された。

(12) 漁業集落環境整備事業

この事業は、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進する観点から、漁業集落における環境整備を実施し、水産業及び漁村の健全な発展に資するものであって、計画事業費が一事業につき30百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成18年度においては、事業費8,952百万円（国費4,476百万円）をもって113地区について事業が実施された。

(13) 漁村づくり総合整備事業

この事業は、条件不利地域に立地する漁村を対象として、地域の生産と生活基盤である漁港施設の整備及び漁村の生活環境の整備を総合的かつ一体的に推進するものであり、計画事業費が一事業につき漁港施設で3億円以上10億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成18年度においては、事業費1,547百万円（国費914百万円）をもって7道県について事業が実施された。

(14) 漁村再生交付金

この事業は、地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進することによって個性的

で豊かな漁村の再生を支援するものであり、計画事業費が一事業につき50百万円以上200百万円以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成18年度においては、事業費18,849百万円（国費9,650百万円）をもって28道府県について事業が実施された。

(15) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

51調査事業費 6億5,500万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

10カ所事業費 1億5,000万円（国費7,500万円）

(16) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（5,000万円以上のものに限る。）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む。附帯事業を除く。）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により18年度において当該適用団体に補助率差額59億7,679万円を交付した。

（内訳）整備課分

水産基盤分	6,119,000,000円
	（うち有明分 142,210,000円）
関連道分	63,000,000円
計	6,182,000,000円
	（有明分を除く水産基盤分 5,976,790,000円）

(17) 漁港の高度利用のための整備【強い水産業づくり交付金のうち漁村地域の活性化目標】

漁港の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、高度衛生管理、就労環境の改善等の水産業に係る要請の多様化、都市との交流による漁港利用の増大等の情勢変化に対応するため、海洋深層水等の清浄海水を供給する施設、漁業活動の軽労化に資する施設、快適な漁港環境形成に資する施設等の整備を行う事業であり、18年度は、20都道府県において事業が実施された。

(18) 漁村コミュニティ基盤整備【強い水産業づくり交

付金のうち漁村地域の活性化目標】

都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮、安全で安心した暮らしの実現の確保など漁村地域の活性化を図るため、市町村のイニシアティブの下、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新しいむらづくりを推進するために必要な生活環境基盤、交流基盤、情報基盤等の施設整備並びに美しい漁村づくりを推進するため、地域の景観に配慮した施設等の整備を行う事業であり、18年度は、16道府県において事業が実施された。

(19) 都市漁村交流促進事業

都市と漁村の交流の促進を図るため、交流促進方策の検討、交流情報の調査及びシンポジウム開催などの普及啓発活動・実践活動を行った。

また、漁村における水産業にまつわる歴史的・文化的に価値のある施設について、前年度に選定した「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」について普及啓発活動を行った。

4 水産業・漁村の多面的機能

(1) 趣 旨

水産業及び漁村の有する多面的機能全般について、その実態の把握及び国民的な理解の促進を図るための調査、情報提供等を行うとともに、機能の計量化を含めた総合的な評価を行い、さらに水産業及び漁村の有する多面的機能についての国民的理解と支持を得た上で、その適切かつ十分な発揮に向けた具体的な施策の在り方を検討することとしていたところ。

(2) 内 容

ア 水産業・漁村の多面的機能普及啓発推進事業

日本学術会議の答申を踏まえ、水産業・漁村の多面的な機能への更なる国民的理解の促進及び国民的なコンセンサスの形成を推進するため、水産業及び漁村の多面的な機能についてのシンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布による普及・啓発活動、多面的機能の定量的評価手法の確立と評価の実施を行った。(H18年度予算額 22,692千円)

イ 環境・生態系保全活動支援調査事業

沿岸域において漁業者が中心となって行っている環境・生態系保全活動が、漁業者ばかりでなく、幅広く国民に対して利益をもたらしていることをふまえ、このような環境・生態系保全活動の全国における事例調査及びモデル地区の保全活動を試行し、環境・生態系保全活動指針(暫定指針)の作成と支援手法の検討を実施した。(H18年予算額 70,000千円)

ウ 離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を支援し、もって離島の果たす多面的機能の維持増進を図るための交付金制度を創設した。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道県あり、初年度である18年度においてはそのうち17都道県77市町村817漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。(H18年度予算額 1,725,024千円)

第14節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の回復等に向けた取組の一環として、良好な漁場環境を確保し、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。このため、漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための研究・開発を効率的に実施した。

ア 漁場環境の改善を図るための技術開発

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための技術開発として、新素材等を利用した藻場造成等及び微生物の浄化作用等を利用した底質・水質等環境改善のための技術を開発し、海洋深層水の汲上げ・拡散による海洋肥沃化システムの開発、二枚貝資源の増殖支援技術の開発及びアマノリ葉体の品質を保持できる新たな凍結保存技術の開発を取り組んだ。

イ 水産物の原産地判別等の技術開発事業

水産物の名称・原産地の適正な表示を確保するため、遺伝情報、たんぱく質情報、微量元素等の分析により、ノリの品種・原産地判別手法等の開発を行った。

ウ 廃 FRP 漁船高度利用技術開発事業

FRP(ガラス繊維強化プラスチック)は、高強度、高耐久性かつ軽量であることから小型漁船に使用されており、今後耐用年数が過ぎた FRP 漁船が大量に発生すると予測されている。そこで、効果的な廃 FRP 漁船の処理技術確立のため、廃 FRP 漁船を炭

化焼成することにより魚礁材、水質浄化材等として優れた特性を有するリサイクル高機能資材に変換する技術開発及び魚礁等への再利用効果試験を実施した。

(2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、漁業地域の活性化、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、水産業の競争力強化に資する研究・開発を効率的に実施していくとともに、新たに実用化の実現性が高い海藻を中心とした水産バイオマス資源の利用技術の開発等を行った。

ア 青色発光ダイオード集魚灯によるイカつり漁業革命事業

青色発光ダイオード(LED)集魚灯を利用したイカ釣り漁業における漁獲効率や燃料消費量のランニングコスト等に対する効果を明らかにするため、実証試験等を実施した。

イ 漁船漁業地球温暖化対策導入事業

京都議定書により我が国に課せられた二酸化炭素排出量削減目標を達成するためには、石油エネルギーに依存している漁船漁業についても実効性のある排出削減措置が必要であるが、二酸化炭素排出量を削減しつつ、漁船漁業が産業として継続していくためには、従来の化石燃料由来のエネルギー多消費を前提とした漁労技術を改める等、従来とは異なった漁船漁業体系を早急に構築する必要性に迫られている。

このため、既に他産業で導入が進められている二酸化炭素排出量の削減等に有望な技術成果の漁船漁業への導入に関する調査研究を実施した。

ウ 「ブランド・ニッポン」漁獲物生産システム開発事業

食の安全安心対策の構築の一環として、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」漁獲物を提供するため、安全・高品質等消費者ニーズの多様化に対応し、食品情報の新たな明示システムと消費を考慮した生産技術からなる我が国独自の高付加価値化、ブランド化された漁獲物の生産・供給体系技術の確立を目的として、以下のような技術開発を実施した。

- (ア) 漁獲物の解凍硬直防止技術の開発
- (イ) 可視化による魚類鮮度計測技術の開発
- (ウ) 活きしめ脱血処理によるブランド化技術の開発

エ 先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究ノリの品種改良のための技術開発を実施し、高水温耐性や高色調性等に関与する遺伝子の機能解析によって、窒素不足によるノリの色落ちを短時間かつ簡便に判別可能とする遺伝子群を発見した。

オ 漁船漁業構造改革促進調査検討事業

漁船漁業の構造改革を促進していく上で、漁業者が関連産業界等と連携し、漁業現場の実態に即した技術開発を行うことが重要であり、また、新たな技術導入には、自由度ある漁船の設計等の技術面に加え、技術導入によるコスト面や経営面での効果等についての専門的かつ技術的な検討が不可欠である。

このため、沿岸漁業を含む漁船漁業における新技術導入に関する現場のニーズや関連技術についての実態調査、導入効果の検証及び実証実験を実施した。

カ 水産バイオマスの資源化技術開発事業

我が国における未利用資源の有効活用を図るため、アブラソコムツ等の未利用資源の食品等利用技術や水産バイオマスを多段階に利用するシステムを構築するために必要な要素技術(コンブ等の廃棄物から抽出した有効成分の食品化や畜産用飼料化等)、収集貯蔵技術の開発等を実施した。

(3) 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業のうち水産業構造改革加速化促進

競争的資金である、民間企業等から課題提案を行う提案公募方式により、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を実施することにより、技術革新による水産業の構造改革を図ることを目的として、以下のような技術開発課題を採択し実施した。

- ア 次世代型遠洋まぐろはえ縄漁船の開発
- イ 未利用水産資源を利用する新漁業システムモデルと新型漁船(工船)の開発
- ウ 水産物流通の出会いを支援するエージェントのシステム化に関する技術開発とその事例評価のための産業関連分析
- エ ブリ類生簀養殖における海域環境の持続的利用、コスト低減を目指した自動給餌システムの開発
- オ 漁獲物の死後変化における「生き」の長期化を目的とした新素材水産用保冷剤の開発
- カ 二枚貝の殻体運動測定装置による水域環境監視システムの構築
- キ まき網漁業向け活魚用簡易大型中継生簀の開発

(4) 省エネルギー技術導入促進事業

ア 燃油価格が高騰しており、我が国のエネルギー消費構造の転換を促進するための取組がますます重要となっている。特に、経営コストに占める燃油費の

割合の高い漁船漁業においては、省エネルギー対策が喫緊の課題となっている。

このため、漁船漁業に対する省エネルギー技術の導入促進を目的として、提案公募方式により、さんま棒受け網漁業やいか釣り漁業等におけるLED集魚灯、漁船の推進効率向上技術、軽量化漁具の導入など漁業者による15課題の省エネルギー技術の実証試験を実施した。

イ 衛星からの海面水温等のデータと協力漁船による水温実測データ等を用いた、水温躍層の深度推計、水深別水温図の作成等の、省エネ操業のための漁場探索効率化を図る漁場位置特定技術の開発を実施した。

2 水産業振興事業調査

有明海等漁業関連情報提供事業

有明海・八代海は、わが国の漁業・養殖業において重要な海域であるが、近年の漁業生産は、冬季における高水温及び珪藻赤潮の発生、夏季における大規模な貧酸素水及び渦鞭毛藻類赤潮の発生などにより、非常に不安定な状況が続いている。

このため、有明海等特別措置法に基づく漁業振興対策の一環として、既存の有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業の内容に加えて、有明海・八代海に設置されている既存ブイのネットワーク化等を推進し、これにより漁業関係者に対する海域情報の継続的な提供とさらなる内容の充実を図った。

3 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

(1) 大型クラゲ発生源水域における国際共同調査

大型クラゲの発生原因については、専門家の見解として、中国沿岸部の富栄養化現象が進み、大型クラゲの餌となる動物プランクトンの発生に好適な条件が揃ったこと、温暖化により大型クラゲの発生に適した環境条件が整ったこと等の可能性が指摘されているが、その科学的原因については、未だ明らかになっていない。

他方、大型クラゲの発生源となる水域については、北上する海流に乗って出現域の拡大が認められること、東シナ海や対馬海峡等に比べて日本海や太平洋で確認される大型クラゲの方が明らかに成長していること等から、中国・韓国の沿岸水域とみなすことが合理的であると考えられている。

大型クラゲ対策に万全を期すためには、大型クラゲ出現への対応策を講じて漁業被害を抑止するのみなら

ず、発生源水域における発生原因を究明し、その発生と我が国沿岸への出現過程を科学的に解明することが重要である。このため、中国・韓国と連携した国際的枠組みの中で、発生源及び隣接水域の共同調査、科学者による国際シンポジウムの開催、科学的な発生源の特定と発生・出現過程の解明等に向けた調査研究を実施した。

(2) 国際的な資源管理体制の確立のための調査

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類（かつお・まぐろ類）、溯河性魚類（さけ・ます類）等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な、資源調査、科学オブザーバーの育成、二国間協定等の枠組みにおける科学者交流及びサメ・海鳥を始めとする海洋生物の各種保存管理プログラムの作成を独立行政法人水産総合研究センター等に委託して実施した。

4 漁況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。また、(社)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成するとともに、強い水産業づくり交付金により都道府県が地先沿岸における資源管理に必要な漁況海況情報の収集・分析・提供を行う事業に対し交付した。

5 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、平成15年10月1日に、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会、平成18年4月1日に、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの事業をそれぞれ引き継ぐため組織の改編を行った。

また、第一期中期計画における評価等を踏まえ、第二期中期計画が平成18年4月1日より開始され、設立目的である

- ア 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うこと
- イ さけ類及びます類のふ化及び放流を行うこと
- ウ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うこと

とした試験研究等業務を行い、情報提供、成果の普及等に努めたとともに、これらの業務実施に要する経費について18年度は運営費交付金173億9,699万1千円を交付した。

第15節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査に区分されている。大きさは149tから2,630tにまで及ぶ。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び規模等については、表20のとおりである。

2 業 務

(1) 漁業取締船

漁業取締船は水産本庁所属の3隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属1隻、九州漁業調整事務所所属2隻の計6隻である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層

増加している。

(2) 漁業調査船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸及び照洋丸の計2隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

平成18年度には、北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）の枠組みにおいて、さけ・ますの分布・回遊、遺伝的知見の収集等を行う「ベーリング海におけるさけ・ます資源調査」、標識放流によりまぐろ・かじき類の行動様式を把握することで、資源評価精度の向上を目指す「中西部太平洋におけるまぐろ・かじき類の行動・回遊調査」他、合計9調査を実施した。

表20 行政目的別船舶

船名	使用目的	定員	船籍（定けい港）	航行区域	船質	総トン数	主機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	44	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	2,574kw×2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	36	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,214	ディーゼル	2,206kw×2 電気推進 350kw
東光丸	漁業取締	35	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw×2
白竜丸	漁業取締	28	東京（東京）	世界全海域	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw×2
白嶺丸	漁業取締	21	東京（東京）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
船舶予備員		16						
瀬戸内海漁業調整事務所								
白鷺	漁業取締	14	東京（神戸）	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	2,398kw×1
九州漁業調整事務所								
白萩丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw×1
合計	8隻	240						

付 録

農 政 日 誌

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

4 月

- 4月3日(月)◇国内23例目のBSE発生に係る疫学調査結果について(BSE23例目の疫学調査第2報)(消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課)
- ◇一般企業の農業参入及び農地制度に関するホームページの開設について(経営局構造改善課)
- ◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」応募要領について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇主要食料品の小売価格の見通し等(消費・安全局消費安全・政策課)
- ◇牛肉小売価格の調査結果 平成18年3月第5週(3月27日～3月31日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 4日(火)◇日・アセアン包括的経済連携協定交渉の開催について(大臣官房国際部国際調整課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会第6回配布資料一覧(総合食料局食品産業企画課)
- ◇新たな視点からの政策提言シリーズの開催—新たな客員研究員を迎えて—(農林水産政策研究所)
- ◇畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局表示・規格課)
- 5日(水)◇セルビア・モンテネグロからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇「次世代農業機械等緊急開発事業」新規課題参画企業の決定について(生産局農産振興課、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター)
- ◇“環境保全”+“精密”農業、はじめます。—「IT活用型営農成果重視事業」の創設につ

いて—(生産局農産振興課環境保全型農業対策室)

◇農林水産省本省におけるISO14001の認証取得について(大臣官房環境政策課)

6日(木)◇ドイツからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

◇GCC(湾岸協力理事会)諸国とのFTA(自由貿易協定)交渉について(大臣官房国際部国際調整課)

◇「農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)の一部改正案」に対する意見募集の実施結果について(経営局金融調整課)

◇平成18年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(大臣官房環境政策課、経理課)

◇第3回「企業の森林整備活動に関する検討会」の開催について(林野庁森林整備部研究・保全課、国有林野部業務課)

◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第6回会合の概要(林野庁林政部企画課)

7日(金)◇BSE問題に関する質問主意書についての農林水産省の対応に関する調査結果について(大臣官房文書課)

◇漁業の省エネルギー関連事業に関する説明会の開催について(水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室)

10日(月)◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)

◇第17回日中農産物貿易協議会の開催について(生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年4月第1週(4月3日～4月7日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

- ◇漁港漁場整備にかかる有識者委員会の提言について(水産庁漁港漁場整備部計画課)
- ◇みどりの週間及び緑の募金「全国一斉強調週間」に係る主要緑化行事について(林野庁森林整備部研究・保全課)
- ◇2005年木材輸入実績について(林野庁林政部木材課木材貿易対策室)
- 11日(火)**◇農業資材審議会飼料分科会の開催及び一般傍聴について(消費・安全局畜産安全管理課)
- ◇2006年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN-II)三陸沖鯨類捕獲調査の開始について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇平成18年度における緑資源幹線林道事業の期中の評価について(林野庁森林整備部整備課)
- ◇新生産システムモデル地域の内定について(林野庁森林整備部計画課)
- 12日(水)**◇平成17砂糖年度下半期甘味に関する協議会の概要について(生産局特産振興課)
- ◇東京穀物商品取引所及び関西商品取引所の定款の変更の不認可について(総合食料局商品取引監理官)
- 13日(木)**◇米の1人1か月当たり消費量(平成18年2月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇「消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流会(花き生販連携促進交流会)」開催日時・場所のお知らせ(生産局果樹花き課花き対策室)
- ◇平成17年度肥料中に含まれるダイオキシン類の含有量に関する調査結果について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇2005/2006年第二期南極海鯨類捕獲調査船団の入港について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇水産政策審議会企画部会第3回加工流通消費小委員会の資料について(水産庁漁政部加工流通課)
- ◇第3回「企業の森林整備活動に関する検討会」の概要について(林野庁森林整備部研究・保全課、国有林野部業務課)
- 14日(金)**◇第17回日中農産物貿易協議会の結果について(生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課)
- ◇豊表の日本農林規格の改正案等について
- の意見・情報の募集結果について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇第2回豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会の開催について(総合食料局食品産業振興課)
- ◇日・インドネシア経済連携協定の第4回交渉会合について(大臣官房国際部国際調整課)
- ◇花粉症事案の調査報告について(林野庁林政部林政課)
- 17日(月)**◇日・ブルネイ EPA 第2回準備会合について(大臣官房国際部国際調整課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年4月第2週(4月10日～4月14日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇水産政策審議会第25回資源管理分科会の結果について(水産庁漁政部漁政課)
- ◇漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業(太平洋の海域)の告示案に関する意見・情報の募集結果について(水産庁資源管理部遠洋課)
- 18日(火)**◇パレスチナ暫定自治政府からの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇家畜の遺伝資源の保護に関する検討会(第1回)の概要について(生産局畜産部畜産振興課)
- ◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月～平成18年2月)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇「食と農の扉」及び「農と食のサイエンス」の創刊について(農林水産技術会議事務局技術政策課)
- ◇平成18年度第1回サンゴ増養殖技術検討委員会の結果について(水産庁漁港整備部整備課)
- ◇我が国初の『森林セラピー基地』等の認定について—生理実験による森林の癒し効果を踏まえた地域振興を目指して—(林野庁森林整備部研究・保全課)
- ◇林政審議会の概要について(林野庁森林・林業基本計画検討室、林政部林政課)
- 19日(水)**◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づ

- く学識経験者の選定及び公表について（消費・安全局農産安全管理課、農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇牛海綿状脳症（BSE）の確定診断の結果について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室）
- 20日(木)◇平成18年度病害虫発生予報第1号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇第22回コーデックス連絡協議会の概要（厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト及び食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画の作成について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇米国の2006年外国貿易障壁報告書に対するコメントについて（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇水産政策審議会企画部会第3回漁業経営・資源管理小委員会の資料について（水産庁漁政部企画課）
- 21日(金)◇スーダンからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇メキシコ合衆国産トマトの生果実の輸入解禁について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇アメリカ合衆国アイダホ州におけるジャガイモシロシストセンチュウの発見について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇平成18年3月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成18年3月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇第12回水産政策審議会企画部会の資料について（水産庁漁政部企画課）
- 24日(月)◇日・ベトナム EPA 第2回共同検討会合について（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年4月第3週（4月17日～4月21日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 25日(火)◇日・シンガポール新時代経済連携協定に関する第2回総括委員会の開催について（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇BSE 患畜（24例目）に関する情報（消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課）
- ◇SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）第38回理事会の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇第1回湖沼漁場改善技術検討委員会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
- ◇平成18年度における水源林造成事業の期中の評価について（林野庁森林整備部整備課）
- 26日(水)◇短期在外研究員（フェロー）（2007年分）及び国際ワークショップ（2007年-2008年分）の募集について（OECD「生物資源管理」国際共同研究プログラム）（農林水産技術会議事務局国際研究課、独立行政法人農業生物資源研究所）
- ◇ロシア200海里水域における我が国漁船によるロシア系さけ・ますの2006年における漁獲に関する日ロ政府間協議の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- 27日(木)◇コートジボアールからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇中川農林水産大臣の海外出張について（～5月6日、オーストリア、スイス、ブラジル、チリ）（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第7回会合の概要（林野庁林政部企画課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム 第13回会合」(内閣官房、農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室)
- ◇バイオマスタウン構想の公表（第12回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇「景観の日」の制定及び「日本の景観を良くする国民運動推進会議」全国大会の開

催について(農村振興局企画部地域計画官)

◇平成17年度食品産業における環境自主行動計画のフォローアップの実施について

(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める告示案についての意見・情報の募集結果について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を策定しました(農村振興局整備部防災課、水産庁漁漁場整備部防災漁村課、国土交通省)

28日(金)◇豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン骨子(案)についての意見・情報の募集(総合食料局食品産業振興課)

◇新たな視点からの政策提言シリーズの開講—新たな客員研究員を迎えて—(農林水産政策研究所)

◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第13回会合の概要(農村振興局農村政策課都市農業・地域交流室)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第5回家畜衛生部会の開催について(消費・安全局動物衛生課)

◇水産物の市況について(平成18年4月及び5月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇平成18年度第1回瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇平成18年度第1回日本海スルメイカ長期漁況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

29日(土)◇英国からの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

〈法令〉

4月3日(月)◇森林管理局署職員服制の一部を改正する省令(農林水産省令第31号)を公布(同日施行)

◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第1号)を公布(同日施行)

◇地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令(農林水産省訓令第8号)を公布(平成18年度予算の成立の日から施行、平成18年度分の予算から適用)

10日(月)◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第32号)を公布(平成18年5月29日施行)

17日(月)◇下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

20日(木)◇農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令(農林水産省令第33号)を公布(同日施行)

21日(金)◇産業活力再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第2条第4項の対内投資事業者に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第34号)を公布(同日施行)

24日(月)◇家畜商法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第35号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第36号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

25日(火)◇農地法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第37号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第38号)を公布(平成18年5月1日施行)

26日(水)◇電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（法律第31号）を公布（平成18年5月29日施行）

◇工業再配置促進法を廃止する法律（法律第32号）を公布（同日施行）

◇工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第178号）を公布（工業再配置促進法を廃止する法律の施行の日から施行）

◇会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整備等に関する政令（政令第179号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（政令第180号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）を公布（会社法の施行の日から施行）

◇協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働省・農林水産省令第1号）を公布（会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行）

◇工業再配置促進法施行規則等を廃止する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（工業再配置促進法を廃止する法律の施行の日から施行）

◇卸売市場法施行規則の一部を改正する省

令（農林水産省令第39号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

27日(木)◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇日本工業規格への適合性の認証に関する省令等の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）を公布（会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第40号）を公布（平成18年5月1日施行）

28日(金)◇商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第2号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇異分野連携新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇中小企業等協同組合法施行規則及び中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

◇水産業協同組合法第123条の2第4項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務省・農林水産省令第1号）を公布（平成18年5月1日施行）

◇農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・農

林水産省令第2号)を公布(平成18年5月1日から施行)

◇農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・財務省・農林水産省令第3号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農業協同組合法第94条の2第3項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・財務省・農林水産省令第4号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第6号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第7号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第8号)を公布(平成18年5月1日から施行)

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第9号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第10号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第11号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第12号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省・経済産業省令第1号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇鉱工業技術研究組合法施行規則及び鉱工業技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利

用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇中小企業団体の組織に関する法律施行規則及び中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第41号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第42号)を公布(平成18年5月1日施行)

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第43号)を公布(会社法(平成17年法律第86号)の施行の日(平成17年5月1日)から施行)

◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第3号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第4号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)を公布(会社法の施行の日(平成18年5月1日)から施行)

◇農住組合法施行規則及び農住組合法に係

る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第4号）を公布（会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行）

5 月

5月1日(月)◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成18年度農林水産航空事業の実施計画について（消費・安全局植物防疫課）

◇コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会での食品中のカドミウムの国際基準値検討結果について（厚生労働省、消費・安全局農産安全管理課）

◇平成18年度「民間における食育活動促進支援事業」の公募について（消費・安全局消費者情報官）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年4月第4週（4月24日～4月28日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇一般市民と漁業者の協力により藻場が回復（水産庁漁港漁場整備部整備課）

◇日・パプアニューギニア漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

2日(火)◇三浦農林水産副大臣の海外出張について（8～12日、イスラエル、ギリシャ）（大臣官房国際部国際政策課）

◇平成17年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国アンケート調査 水産基本計画に関する意識・意向調査結果（大臣官房情報課）

8日(月)◇動物用生物学的製剤基準の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局畜産安全管理課）

◇平成16年度農産物安全対策業務調査点検結果の概要について（消費・安全局農産安全管理課）

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等（オーストラリアのタスマニア産りんごの生果実の輸入解禁）についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）

◇砂糖の価格調整に関する法律施行令の一

部を改正する等の政令案及び砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（生産局特産振興課）

9日(火)◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第20回家きん疾病小委員会及び第6回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の合同開催について（消費・安全局動物衛生課）

◇和歌山県が「和歌山県太平洋南区イサキ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、和歌山県）

◇林政審議会の概要について（林野庁森林・林業基本計画検討室、林政部林政課）

◇林政審議会委員の現地視察における意見交換会の開催及び一般傍聴について（林野庁森林・林業基本計画検討室）

10日(水)◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成18年3月末まで）（消費・安全局動物衛生課）

◇BSE患畜（25例目）に関する情報（消費・安全局動物衛生課、畜産安全管理課）

12日(金)◇平成18年度第1回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
◇家畜の遺伝資源の保護に関する検討会（第2回）の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇BSE患畜（25例目）に関する情報（消費・安全局動物衛生課、畜産安全管理課）

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等（インド産マンゴウの生果実の輸入解禁）についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）

◇農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇精米及び加工米飯の特別調査の実施結果について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇平成18年度第1回水源林造成事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）

13日(土)◇牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について（消費・安全局動物衛生課）

15日(月)◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について（平成17年10月～平成18年3月）（消費・安全局動物衛生課）

◇三浦農林水産副大臣の海外出張について

- (16～17日、韓国) (大臣官房国際部国際政策課)
- ◇平成18年度(第2回) 美の里づくりコンクールの募集について(農村振興局企画部農村政策課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第20回家きん疾病小委員会及び第6回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇米の1人1か月当たり消費量(平成18年3月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成18年2月・3月度の蚕糸業需給・価格動向(生産局特産振興課)
- ◇平成18年度第1回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の開催について(生産局果樹花き課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年5月第2週(5月8日～5月12日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 16日(火)**◇植物防疫法施行規則等の一部改正案についての意見・情報の募集について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇小斉平農林水産大臣政務官の海外出張について(17～19日、インドネシア)(大臣官房国際部国際協力課)
- ◇「消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流大会(花き生販連携促進交流大会)」～第3回大会の参加者を募集～(生産局果樹花き課花き対策室)
- ◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の一部改正案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局畜産安全管理課)
- 17日(水)**◇平成18年度第1回日本海漁況予報「平成18年度日本海マアジ長期漁況予報」(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)
- ◇平成17年度農林水産航空事業の実施状況について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇平成18年度第1回食料自給率向上協議会の開催及び傍聴について(大臣官房企画部)
- ◇第13回水産政策審議会企画部会の資料について(水産庁漁政部企画課)
- ◇「産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業」の平成18年度新規採択課題の決定について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室)
- ◇平成18年度病害虫発生予報第2号(消費・安全局植物防疫課)
- ◇日本・チリ経済連携協定(EPA)第2回交渉について(大臣官房国際部国際調整課)
- 19日(金)**◇牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について(27例目)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇デンマークからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇日韓水産資源協議第2回実務会議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇小斉平農林水産大臣政務官のFAOアジア太平洋地域総会出席等の結果概要について(大臣官房国際部国際協力課)
- ◇GCC(湾岸協力理事会)諸国とのFTA(自由貿易協定)交渉事前会合の開催について(大臣官房国際部国際調整課)
- 22日(月)**◇中川農林水産大臣の海外出張について(～24日、フランス)
- ◇新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会(第3回)の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇農林水産物等輸出促進全国協議会総会の開催について(大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室)
- ◇第2期北西太平洋鯨類捕獲調査船団の出港について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について(消費・安全局畜産安全管理課)
- ◇平成18年4月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇麦製品等の取引価格の推移(平成18年4月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇GCC(湾岸協力理事会)諸国との自由貿易協定(FTA)交渉準備会合について(大臣官房国際部国際調整課)

- ◇農林物資規格調査会部会の開催について
(消費・安全局表示・規格課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年5月第3週(5月15日～5月19日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 23日(火)◇第8回地域水産加工技術セミナーの開催について(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)
- ◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月～平成18年3月)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成17年度MA一般輸入米の種類別、産地(型)銘柄別及び検査項目別平均値(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇第23回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について(厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇平成17年度国産穀類のかび毒含有実態調査の結果について(消費・安全局農産安全管理課)
- 24日(水)◇英国からの家きん肉等の輸入一時停止措置の一部解除等について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- 25日(木)◇水産政策審議会企画部会第4回漁業経営・資源管理小委員会の資料について(水産庁漁政部企画課)
- ◇兵庫県が小型底びき網漁業の包括的資源回復計画を作成(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、兵庫県)
- ◇家畜の遺伝資源の保護に関する検討会(第3回)の概要について(生産局畜産部畜産振興課)
- ◇平成17年度チーズの需給表について(生産局畜産部牛乳乳製品課)
- 26日(金)◇農薬危害防止運動の実施について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇平成18年度第1回輸入米に係るSBSの結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う確認に先立ち意見を聴く学識経験者について(消費・安全局農産安全管理課、農林水産技術会議事務局技術安全課)
- ◇水産政策審議会企画部会第4回加工流通消費小委員会の資料について(水産庁漁政部加工流通課)
- ◇2006年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)沿岸域調査(三陸沖鯨類捕獲調査)の終了について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇第8回(2006年)「日本水大賞」表彰式について(農村振興局企画部地域計画官)
- ◇「平成18年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」及び「平成18年産りんご適正生産出荷見通し」について(生産局果樹花き課)
- ◇BSE患畜(27例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課)
- ◇平成18年度第1回食料自給率向上協議会の資料について(大臣官房企画評価課)
- 29日(月)◇米国農務省の「日本向けEVプログラムに関するAMS監査結果報告書」の日本語訳(仮訳)の公表について(厚生労働省、農林水産省消費・安全局動物衛生課)
- ◇気候変動枠組条約第24回科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合(SBSTA24)の結果について(林野庁森林整備部研究・保全課)
- ◇BSE患畜(26例目)に関する情報(BSE26例目の疫学調査第1報)(消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課)
- ◇平成18年度における戦略的国際農業研究基盤調査事業の調査課題の公募について(農林水産技術会議事務局国際研究課)
- ◇農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)
- ◇ご存じですか?6月は「食育月間」です(消費・安全局消費者情報官)
- ◇インド洋まぐろ類委員会(IOTC)第3回特別会合及び第10回年次会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇第5回森の“聞き書き甲子園”の実施について(文部科学省、林野庁森林整備部研究・保全課)
- ◇切り花のバケツ等による湿式低温流通実績について(生産局果樹花き課花き対策室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年5月第4週(5月22日～5月26日)(消費・安

全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)

30日(火)◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇第3回新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会 資料一覧(総合食料局食糧部計画課)

◇BSE 患畜(25例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課)

◇「まぐろの需給情報」(水産庁漁政部加工流通課)

◇第1回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」の概要について(生産局特産振興課)

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)

◇日本食海外普及功労者(農林水産大臣賞受賞者)決定!(大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室)

31日(水)◇水産物の市況について(平成18年5月及び6月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇ブルキナファソ及びジブチからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

◇バイオマスタウン構想の公表(第13回)について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇平成18年度第1回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の概要について(生産局果樹花き課)

〈法令〉

5月1日(月)◇独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第44号)を公布(同日施行)

◇農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第45号)を公布(同日施行)

◇森林組合法施行規則の全部を改正する省令(農林水産省令第46号)を公布(同日施行)

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員

共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第47号)を公布(同日施行)

◇経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(政令第195号)を公布(関税定率法等の一部を改正する法律(平成18年法律第17号)附則第1条第7号に規定する日から施行)

◇経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(農林水産省令第48号)を公布(関税定率法等の一部を改正する法律(平成18年法律第17号)附則第1条第7号に規定する日から施行)

22日(月)◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第49号)を公布(平成18年5月29日施行)

24日(水)◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第50号)を公布(同日施行)

◇民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第201号)を公布(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(以下「廃止法」という。)の施行の日(平成18年5月29日)から施行)

26日(月)◇輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第2条第4項の対内投資事業者に関する命令を廃止する命令(内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)を公布(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行の日(平成18年5月29日)から施行)

◇輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に

関する臨時措置法第2条第6項の特定対内投資事業者に関する省令及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令第4条の事業を定める省令を廃止する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号）を公布（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行の日（平成18年5月29日）から施行）

29日(月)◇育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第51号）を公布（平成18年6月1日施行）

◇農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第52号）を公布（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成18年法律第31号）の施行の日（平成18年5月29日）から施行）

30日(火)◇種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第53号）を公布（同日施行）

◇品種登録規則の一部を改正する省令（農林水産省令第54号）を公布（平成18年8月1日から施行）

31日(水)◇都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（法律第46号）を公布（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

6 月

6月1日(木)◇森林・林業の再生に向けた重点課題について（林野庁林政部企画課）

◇平成17年特用林産物の生産量（速報）（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇平成16年の特用林産物の生産動向の訂正について（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」の策定について（農林水産技術会議事務局

技術政策課）

◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）

◇植物防疫法に基づく港及び飛行場の指定に係る植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局植物防疫課）

2日(金)◇平成18年度「民間における食育活動促進支援事業」の採択について（消費・安全局消費者情報官）

◇農林水産省本省「消費者の部屋」の平成18年後期特別展示スケジュールについて（消費・安全局消費者情報官）

◇BSE患畜（26例目）に関する情報（BSE26例目の疫学調査第2報）（消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課）

◇先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の研究課題の公募について（緊急課題即応型調査研究平成18年度第1回）（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室）

5日(月)◇平成17年度国産原料りんご果汁のパツリン含有実態調査の結果について（消費・安全局農産安全管理課）

◇BSE患畜（27例目）に関する情報（BSE27例目の疫学調査第2報）（消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年5月第5週（5月29日～6月2日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

6日(火)◇冷凍水産物需給情報（平成18年6月）（水産庁漁政部加工流通課）

◇平成18年度第1回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）

◇インドネシア・ジャワ島中部地震に関する調査団の派遣について（大臣官房国際部国際協力課）

◇第2回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」の資料について（生産局特産振興課）

◇平成18年度「田園自然再生活動コンクール」への応募について（農村振興局企画部資源課農村環境保全室）

◇「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省

- 令第23号)、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の一部改正案」に対する意見・情報の募集の結果について（厚生労働省、消費・安全局表示・規格課）
- ◇平成17年度食料・農業・農村白書の公表について（大臣官房情報課情報分析室）
- 7日(水)◇平成18年度第1回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇林政審議会の概要について（林野庁森林・林業基本計画検討室、林政部林政課）
- 8日(木)◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について（平成17年10月～平成18年4月）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度病害虫発生予報第3号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇BSE患畜（27例目）に関する情報（BSE27例目の疫学調査第3報）（消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課）
- ◇台湾まぐろ漁業問題の改善について（水産庁資源管理部遠洋課）
- 9日(金)◇特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」効率的整備手法検討第三者委員会（第1回）の開催について（農村振興局総務課、林野庁森林整備部整備課）
- ◇農林水産省木材利用拡大行動計画の平成17年度の実施状況について（林野庁林政部木材課）
- ◇第40回国際熱帯木材機関（ITTO）理事会等の概要について（林野庁林政部木材課木材貿易対策室）
- 12日(月)◇食料供給コスト縮減検証委員会（第1回）資料一覧（総合食料局食糧部食料企画課）
- ◇金子農林水産大臣政務官の海外出張について（13～22日、英国、セントクリストファー・ネイビス）（水産庁資源管理部遠洋課、大臣官房国際部国際政策課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年6月第1週（6月5日～6月9日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇第14回 優良フードサービス事業者等表彰事業における受賞者の決定及び表彰式の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）
- ◇平成18年度農地・水・環境保全向上対策モデル地区サミット等開催状況及び今後の予定について（農村振興局整備部設計課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年6月第1週（6月5日～6月9日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 13日(火)◇平成18年度第2回水源林造成事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇平成18年度林野庁主催国際会議「世界の持続可能な森林経営の推進に向けて～『基準・指標』の適用とその可能性」開催について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）
- ◇平成18年度緑資源機構事業事後評価第三者委員会（第1回）議事概要について（農村振興局総務課、生産局畜産部畜産振興課、独立行政法人緑資源機構）
- ◇ハンガリーからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇米の1人1か月当たり消費量（平成18年4月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇第3回豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会の開催について（総合食料局食品産業振興課）
- ◇日本・マレーシア経済連携協定の効力の発生に関する外交上の公文の交換について（大臣官房国際部国際調整課）
- 14日(水)◇第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の概要（林野庁林政部企画課）
- ◇農政改革三法の成立に関する農林水産大臣談話について
- ◇平成18年度第1回大型クラゲ対策全国協議会の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課）
- 15日(木)◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成18年4月末まで）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇第23回コーデックス連絡協議会の概要（厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇水産政策審議会企画部会第5回漁業経

- 営・資源管理小委員会の資料について（水産庁漁政部企画課）
- ◇「国内産麦の品質評価基準の見直しに関する検討会（第2回）」の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- 16日(金)◇平成17年度農林水産省所管公益法人に対する立入検査の実施状況について（大臣官房文書課）
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇水産政策審議会企画部会第5回加工流通消費小委員会の資料について（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇インドネシア・ジャワ島中部地震に関する調査報告について（大臣官房国際部国際協力課）
- ◇第5回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇中山間地域等総合対策検討会（第22回）の開催について（農村振興局整備部地域整備課）
- ◇第3回消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流大会の結果概要について（生産局果樹花き課花き対策室）
- 18日(日)◇カナダからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- 19日(月)◇第7回国連海洋法条約非公式協議プロセスの結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇新たな需要調整システムへの移行の検証に関する検討会（第4回）の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇フランスからの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の一部解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について 報告書」に対する意見・情報及び原料原産地表示の対象として追加すべき品目の要望の募集に対する結果について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇平成17年度加工食品中のアクリルアミド含有実態調査の結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇第58回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合について（農林水産大臣コメント）（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇調味料中のクロロプロパノール類含有実態調査の結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年6月第2週（6月12日～6月16日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年6月第2週（6月12日～6月16日）（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 20日(火)◇「企業の森林整備活動に関する検討会」報告について（第4回検討会概要及び報告書）（林野庁森林整備部研究・保全課、国有林野部業務課）
- ◇平成17砂糖年度7月～9月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）
- ◇平成18年度カツオ長期来遊資源動向予測（6月～11月）（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇平成18年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成18年4月）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇農林水産省 BSE 対策本部の開催について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇米国産牛肉輸入問題に関する日米局長級テレビ会合の開催について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇農業農村整備事業工事の品質確保技術者制度について（農村振興局整備部設計課施工企画調整室）
- 21日(水)◇日米局長級テレビ会合の結果概要について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度機構営事業再評価第三者委員会（第1回）議事概要（水資源機構 印旛沼開発施設緊急改築事業）について（農村振興局総務課）
- ◇平成18年度緑資源機構事業事後評価第三者委員会（第1回）議事録について（農村振興局総務課、生産局畜産部畜産振興課、独立行政法人緑資源機構）
- ◇第58回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合

- 総会の結果について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇平成17年度政策の政策評価（実績評価及び政策手段別評価）の結果案に対する意見・情報の募集について（大臣官房企画評価課）
 - ◇家畜クローン研究の現状について（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
 - ◇「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」の実施について（経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室）
 - ◇平成17年度 農村女性による起業活動実態調査の概要（経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室）
 - ◇食料・農業・農村政策審議会第15回総合食料分科会資料一覧（総合食料局流通課、食品産業企画課）
- 22日(木)◇第1回「漁船保険検討ワーキンググループ」の概要について（水産庁漁政部漁業保険管理官）
- ◇日・ブルネイ経済連携協定交渉第1回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）
 - ◇平成18年5月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
 - ◇国内産麦の品質評価基準の見直しに関する検討会（第2回）の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
 - ◇麦製品等の取引価格の推移（平成18年5月分）（総合食料局食糧部計画課）
 - ◇「企業の森林整備・保全活動の促進について（素案）」に対する意見の募集結果及び処理について（林野庁森林整備部研究・保全課、国有林野部業務課）
- 23日(金)◇米国における日本向け認定施設に対する現地調査の実施について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）
- ◇日中農業科学技術交流グループ第25回会議について（大臣官房国際部国際協力課）
 - ◇日・ペルー漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室、資源管理部遠洋課）
 - ◇中川農林水産大臣の海外出張について（26～7月4日、フランス、スイス）（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇インド産マンゴウの生果実の輸入解禁について（消費・安全局植物防疫課）
- 26日(月)◇特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」効率的整備手法検討第三者委員会（第1回）議事概要について（農村振興局総務課、林野庁森林整備部整備課）
- ◇第4回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」の資料について（生産局特産振興課）
 - ◇日・アセアン包括的経済連携協定交渉の開催について（大臣官房国際部国際調整課）
 - ◇平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について（農村振興局整備部地域整備課）
 - ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年6月第3週（6月19日～6月23日）（消費・安全局消費・安全政策課）
 - ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年6月第3週（6月19日～6月23日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
 - ◇第4回新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会 資料一覧（総合食料局食糧部計画課）
- 27日(火)◇豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドラインについて（総合食料局食品産業振興課）
- ◇特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」効率的整備手法検討第三者委員会（第2回）の開催について（農村振興局総務課、林野庁森林整備部整備課）
 - ◇平成18年産国内産米穀の政府買入契約に係る資格審査について（総合食料局食糧部消費流通課）
 - ◇林政審議会の概要について（林野庁森林・林業基本計画検討室、森林整備部計画課、林政部林政課）
- 28日(水)◇九州地方等の大雨に係る三浦農林水産副大臣の現地調査について（経営局経営政策課災害総合対策室）
- ◇カナダからの家きん肉等の輸入一時停止措置の一部解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
 - ◇平成18年度輸入農産物の残留農薬実態調査の結果について（消費・安全局消費・安

- 全政策課)
 ◇平成17年度における国内産米麦及び外国産米麦の残留農薬等の調査及び検査結果について（消費・安全局農産安全管理課、総合食料局食糧部食糧貿易課、食糧部消費流通課）
 ◇水産政策審議会企画部会第6回加工流通消費小委員会の資料について（水産庁漁政部加工流通課）
 ◇豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン骨子(案)についての意見・情報の募集結果について（総合食料局食品産業振興課）
 ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（平成18年4月1日～平成18年4月30日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- 29日(木)◇食品機能性評価支援センターの設置及び開所式・記念講演会の開催について（総合食料局食品産業企画課）
 ◇第1回国産輸送用バイオ燃料推進本部の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）
 ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）
 ◇水産政策審議会企画部会第6回漁業経営・資源管理小委員会の資料について（水産庁漁政部企画課）
 ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第4回プリオン病小委員会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
 ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会 資料一覧（総合食料局食糧部計画課、食糧部食糧貿易課）
- 30日(金)◇水産物の市況について（平成18年6月及び7月）（水産庁漁政部加工流通課）
 ◇「主要木材の短期需給見通し（平成18年第3四半期及び平成18年第4四半期）」について（林野庁林政部木材課）
 ◇「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）会議（第1回）」の開催及び傍聴について（総合食料局食品産業企画課）
- ◇宮腰農林水産副大臣の海外出張について（7月2～5日、米国）（消費・安全局動物衛生課）
 ◇平成18年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画の作成について（消費・安全局消費・安全政策課）
 ◇地域再生計画の第4回認定について（農村振興局企画部農村政策課、林野庁森林整備部整備課、水産庁漁港漁場整備部計画課）
- 〈法令〉
- 6月1日(木)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第55号）を公布（平成18年6月8日施行）
- 2日(金)◇農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第56号）を公布（同日施行）
 ◇簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（法律第47号）を公布（同日施行）
 ◇簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53条第1項の法人並びに同法第54条第1項の特殊法人及び認可法人を定める政令（政令第207号）を公布（同日施行）
- 6日(火)◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第2号）を公布（同日施行）
- 7日(水)◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第57号）を公布（平成18年6月8日施行）
 ◇地方自治法の一部を改正する法律（法律第53号）を公布（平成19年4月1日施行）
 ◇中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（法律第54号）を公布（公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
- 14日(水)◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第62号）を公布（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める

- 日から施行)
- ◇証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(法律第66号)を公布(平成18年証券取引法改正法の施行の日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行)
- ◇薬事法の一部を改正する法律(法律第69号)を公布(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行)
- ◇国家公務員の留学費用の償還に関する法律(法律第70号)を公布(公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、公布の日から施行)
- ◇国家公務員の留学費用の償還に関する法律の施行期日を定める政令(政令第215号)を公布(平成18年6月19日施行)
- 15日(木)**◇中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(法律第75号)を公布(平成19年4月1日施行)
- ◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(法律第76号)を公布(平成19年4月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行)
- 21日(水)**◇農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(法律第88号)を公布(平成19年4月1日から施行。ただし、次条並びに附則第3条及び第7条の規定は、公布の日から施行、第4条第1項の規定は、平成19年度以後の対象農産物に係る収入について適用)
- ◇砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律(法律第89号)を公布(平成19年4月1日から施行。ただし、附則第4条、第7条及び第9条の規定は、公布の日から施行)
- ◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律(法律第90号)を公布(平成19年4月1日から施行。ただし、次条及び附則第7条の規定は、公布の日から施行)
- ◇農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令(政令第221号)を公布(法の施行の日(平成19年4月1日)から施行)
- 23日(金)**◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第58号)を公布(同日施行)
- 27日(火)**◇農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(農林水産省令第59号)を公布(法の施行の日(平成19年4月1日)から施行。ただし、附則第4条の規定は、公布の日から施行)
- 28日(水)**◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第223号)を公布(一部の規定を除き、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成19年4月1日)から施行)
- ◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第60号)を公布(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成19年4月1日)から施行)
- 30日(金)**◇独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第61号)を公布(平成18年7月1日施行)
- ◇農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第62号)を公布(平成18年7月1日施行)

7 月

- 7月3日(月)**◇日・キリバス漁業協議の結果について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)
- ◇IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)第74回年次会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について(平成17年10月～平成18年5月)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇山地災害危険地区の再点検の実施について(林野庁森林整備部治山課山地災害対策室)
- ◇日中民間緑化協力委員会・第7回会合の結果概要(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)

- ◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成17年度全国草地畜産コンクール表彰・発表会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇平成18年度緑資源機構事業事後評価 第三者委員会（第2回）議事概要について（農村振興局総務課、生産局畜産部畜産振興課、独立行政法人緑資源機構）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年6月第4週（6月26日～6月30日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年6月第4週（6月26日～6月30日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- 5日(水)◇日・チリ経済連携協定（EPA）第3回交渉について（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇大豆加工品の「国産大豆使用」表示等に関する特別調査の実施結果について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（平成18年5月1日～平成18年5月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇オーストラリアのタスマニア産りんごの生果実の輸入解禁について（消費・安全局植物防疫課）
- 6日(木)◇第14回水産政策審議会企画部会の資料について（水産庁漁政部企画課）
- 7日(金)◇平成17年度中央食品表示ウォッチャー食品表示状況モニタリング報告について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇第2回「漁業共済検討ワーキンググループ」の概要について（水産庁漁政部漁業保険管理官）
- ◇平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（緊急課題即応型調査研究）の新規採択課題の決定について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室）
- ◇中川農林水産大臣の海外出張について（10～12日、モンゴル）（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇平成18年度病害虫発生予報第4号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」の採択について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇生鮮食品の品質表示実施状況調査等の結果について（平成17年度）（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）会議（第1回）資料一覧（総合食料局食品産業企画課）
- 10日(月)◇でん粉に関する協議会の資料について（生産局特産振興課）
- ◇第5回ヨーネ病防疫技術検討会の開催について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇ウエストナイルウイルス感染症防疫技術検討会の開催について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度第2回日本海海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇コーデックス委員会総会における食品中のカドミウムの国際基準値の検討結果について（厚生労働省、消費・安全局農産安全管理課）
- ◇都市と農山漁村の新たな共生・対流システムの構築に向けた調査について～都市と田舎の連携・協働に焦点を当てた新たな試みを実施します～（農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室）
- ◇平成18年度上期のとうもろこしの関税割当公表（第2次）について（大臣官房国際部貿易関税課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年7月第1週（7月3日～7月7日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年7月第1週（7月3日～7月7日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成18年度における戦略的国際農業研究基盤調査事業の応募課題の審査結果について（農林水産技術会議事務局国際研究課）
- 11日(火)◇林政審議会の概要について（林野庁森林・林業基本計画検討室、森林整備部計画課、林政部林政課）

- ◇第18回日中農産物貿易協議会（暈表）の結果について（生産局特産振興課、大臣官房国際部貿易関税課）
- 12日(水)◇SNC インベストメント株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく経営資源再活用計画の認定について（総合食料局食品産業振興課）
- ◇第5回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」の資料について（生産局特産振興課）
- ◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- 13日(木)◇食料供給コスト縮減検証委員会（第2回）資料一覧（総合食料局食料企画課）
- ◇平成18年度養鶏問題懇談会の開催について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇米の1人1か月当たり消費量（平成18年5月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成18年4月・5月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
- 14日(金)◇米国産七面鳥肉等の輸入コンテナに牛肉加工品が混載されていた事例について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇「土地改良制度研究会中間とりまとめ」についての意見・情報の募集結果について（農村振興局企画部土地改良企画課土地改良制度検討作業室）
- ◇総合評価「森林整備目標の進捗状況の検証」の結果について（林野庁林政部企画課）
- ◇平成18年度第2回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第1回企画小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇農林水産省政策評価結果（平成17年度政策の評価結果）について（大臣官房企画評価課）
- ◇特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」効率的整備手法検討第三者委員会（第2回）議事概要について（農村振興局総務課、林野庁森林整備部整備課）
- ◇「土地改良制度研究会とりまとめ」の公表について（農村振興局企画部土地改良企画課土地改良制度検討作業室）
- ◇第14回食料・農業・農村政策審議会 第33回食料・農業・農村政策審議会企画部会合同会議の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇動物用医薬品関係事務の取扱いについての一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- 17日(月)◇中川農林水産大臣の海外出張について（～19日、スイス・ジュネーブ）（大臣官房国際部国際政策課）
- 18日(火)◇茨城県が「霞ヶ浦北浦海区分ワカサギ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、茨城県）
- ◇水産政策審議会第26回資源管理分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水産政策審議会第25回施策部会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇第9回水産政策審議会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水産政策審議会第9回漁港漁場整備分科会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
- ◇遺伝子組換え農作物の長期栽培による環境への影響について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇輸入港周辺におけるセイヨウナタネ個体群の調査について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇平成17年度環境物品等の調達実績の取りまとめについて（大臣官房環境政策課、経理課）
- ◇食品残さ利用飼料の安全性確保のためのガイドライン案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年7月第2週（7月10日～7月14日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年7月第2週（7月10日～7月14日）（消費・

- 安全局消費・安全政策課)
◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(平成18年6月1日～平成18年6月30日異動情報提供分)(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- 19日(水)◇フランスからの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- 20日(木)◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第7回)」の開催と一般傍聴者の募集について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
◇平成18年度養豚問題懇談会の概要について(生産局畜産部畜産振興課)
◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令案についてのパブリックコメントの実施について(水産庁資源管理部遠洋課)
◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)
◇「ぼくらの大地・森・海の恵み(ジュニア農林水産白書)」の作成・配布について(大臣官房情報課情報分析室)
- 21日(金)◇平成18年梅雨前線の大雨等による農林水産業被害と対応(7月21日15時00分現在)(経営局経営政策課災害総合対策室)
◇「国内産麦の品質評価基準の見直しに関する検討会(第3回)」の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)
◇麦製品等の取引価格の推移(平成18年6月分)(総合食料局食糧部計画課)
◇「経営所得安定対策等実施要綱」について(大臣官房企画評価課)
◇平成17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について(総合食料局食糧部消費流通課)
◇「第1回農林水産省知的財産戦略本部専門家会議」の開催について(大臣官房企画評価課)
◇中川農林水産大臣の海外出張について(22～31日、スイス、フランス)(大臣官房国際部国際政策課)
◇平成18年6月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇「食事バランスガイド実践週間」実施結果について(消費・安全局消費者情報官)
◇企業等の農業参入及び農業生産法人による広域的な事業展開の意向のある法人の募集について(経営局構造改善課)
- 24日(月)◇平成18年梅雨前線の大雨等による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について(依頼)(経営局経営政策課、水産庁漁政部水産経営課)
◇中国産いねわら加工品の植物検疫条件違反について(消費・安全局植物防疫課)
◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成18年5月末まで)(消費・安全局動物衛生課)
◇新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会(第5回)の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部計画課)
◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年7月第3週(7月18日～7月21日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年7月第3週(7月18日～7月21日)(消費・安全局消費・安全政策課)
- 25日(火)◇山口県が「山口県日本海海域あまだい類資源回復計画」を作成(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、山口県)
◇第9回水産政策審議会の結果について(水産庁漁政部漁政課、漁政部企画課)
◇水産政策審議会第9回漁港漁場整備分科会の結果について(水産庁漁港漁場整備部計画課)
◇特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」効率的整備手法検討結果について(農村振興局総務課、林野庁森林整備部整備課)
◇第14回「国産大豆協議会」の概要について(生産局農産振興課)
◇動物用医薬品等取締規則の一部改正についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- 26日(水)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第14回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
◇平成18年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰について(林野庁森林整備部研究・

- 保全課、生産局果樹花き課)
- ◇日・アセアン包括的経済連携協定交渉の開催について(大臣官房国際部国際調整課)
- ◇農林水産省 BSE 対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会経営分科会の開催及び傍聴について(経営局経営政策課)
- ◇第9回地域水産加工技術セミナーの開催について(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)
- ◇水産政策審議会第25回施策部会の結果について(水産庁漁政部企画課)
- ◇「オーライ! ニッポン東京シンポジウム」の開催について(お知らせ)(農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室)
- ◇第6回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」の資料について(生産局特産振興課)
- ◇平成18年度第3回水源林造成事業期中評価委員会の議事概要について(林野庁森林整備部整備課)
- ◇「湖沼水質のための流域対策の基本的考え方～非特定汚染源からの負荷対策～」のとりまとめについて(農村振興局整備部水利整備課農業用水対策室、林野庁森林整備部治山課水源地治山対策室)
- 27日(木)◇生乳を活用した援助の実施について(生産局畜産部牛乳乳製品課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第7回食品リサイクル小委員会資料一覧(総合食料局食品産業企画課)
- ◇平成18年度病害虫発生予報第5号(水稻特集)(消費・安全局植物防疫課)
- ◇台湾における輸入植物検疫規定の部分改正について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇カナダからの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇農林水産省牛海綿状脳症(BSE)対策本部の決定事項について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇公定規格に定める含有が許されるカドミウムの最大量を超えた焼成汚泥肥料に係る報告徴収について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成18年度第1回畜産部会の概要について(生産局畜産部畜産企画課)
- 28日(金)◇梅雨前線の大雨等に係る宮腰農林水産副大臣の現地調査について(経営局経営政策課災害総合対策室)
- ◇米国・カナダ産牛肉等への対応についてのご意見の募集について(結果報告)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇平成18年度第3回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について(林野庁森林整備部整備課)
- ◇キャベツ及びカンキツの総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標モデル案についての意見・情報の募集(消費・安全局植物防疫課)
- ◇農水産物の表示に関する緊急特別調査の実施及び監視指導の徹底について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇日・インドネシア経済連携協定の第5回交渉会合について(大臣官房国際部国際調整課)
- ◇食料供給コスト縮減検証委員会(第3回)資料一覧(総合食料局食料企画課)
- ◇国内産麦の品質評価基準の見直しに関する検討会(第3回)の資料について(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇音声テープ「平成17年度 食料・農業・農村白書のあらまし」の作成・配布について(大臣官房情報課情報分析室)
- ◇植物防疫法施行規則等の一部改正案についての意見・情報の募集結果及び改正について(消費・安全局植物防疫課)
- 31日(月)◇小斉平農林水産大臣政務官の海外出張について(8月1～9日、豪州、マレーシア、香港)(大臣官房国際部国際政策課)
- ◇第3回日韓水産資源協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇平成18年度第2回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について(水産庁漁政部漁政課)
- ◇水産物の市況について(平成18年7月及び8月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇バイオマスタウン構想の公表（第14回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇平成18年産水稲うるち米の品種別作付見込について（総合食料局食糧部計画課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会 資料一覧（平成18年7月31日）（総合食料局食料企画課、食糧部計画課、食糧部消費流通課、大臣官房企画評価課、経営局総務課、構造改善課、生産局農産振興課）

◇第5回新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会 資料一覧（総合食料局食料企画課、食糧部計画課、大臣官房企画評価課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年7月第4週（7月24日～7月28日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年7月第4週（7月24日～7月28日）（消費・安全局消費・安全政策課）

〈法令〉

7月6日(木)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第64号）を公布（同日施行）

7日(金)◇農業倉庫業法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第65号）を公布（同日施行）

12日(水)◇砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第233号）を公布（砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成19年4月1日）から施行）

21日(金)◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第240号）を公布（平成18年9月1日施行。ただし、次条の規定は、同日施行）

25日(火)◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正す

る省令（農林水産省令第66号）を公布（同日施行）

26日(水)◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第246号）を公布（平成18年8月1日施行）

28日(金)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第68号）を公布（平成18年8月10日施行。ただし、別表1の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成19年8月10日から施行）

31日(月)◇砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（農林水産省令第69号）を公布（砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成19年4月1日）から施行。ただし、附則第4条の規定は、公布の日から施行）

8 月

8月1日(火)◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について（総合食料局食糧部計画課）

◇宮腰農林水産副大臣の海外出張について（2～11日、ブラジル、パラグアイ、カナダ）（大臣官房国際部国際政策課）

◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）

◇農林水産研究開発レポート No.17「野生動物による農林業被害を防ぐ技術」の発行について（農林水産技術会議事務局技術政策課）

◇日マレーシア経済連携協定に基づく平成18年度の関税割当公表の一部改正等について（大臣官房国際部国際経済課）

◇日メキシコ経済連携協定に基づく平成18年度の関税割当公表の一部改正等について（大臣官房国際部国際経済課）

◇第6回むらの伝統文化顕彰の募集について（農村振興局企画部農村政策課）

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局畜水産安全管理課）

2日(水)◇三浦農林水産副大臣の海外出張について

- (3～13日、エチオピア、エジプト、スペイン、フランス)(大臣官房国際部国際協力課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会経営分科会資料一覧(平成18年8月2日)(経営局経営政策課)
- ◇平成18年度養鶏問題懇談会の概要について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 3日(木)◇新たな米加工品等の展示品の募集について—JAPANFOOD 2006—(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)
- ◇日・ブルネイ経済連携協定交渉第2回会合の開催について(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇第1回及び第2回「木材等輸出戦略検討会」の概要について(林野庁林政部木材利用課)
- ◇平成17年度LL(ロングライフ)牛乳生産量について(生産局畜産部牛乳乳製品課)
- 4日(金)◇米国(ペンシルバニア州)からの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇米国における対日輸出施設に対する現地調査の実施について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇金子農林水産大臣政務官の海外出張について(7～11日、ソロモン諸島)(水産庁資源管理部遠洋課、大臣官房国際部国際政策課)
- ◇平成17年の特用林産物の生産動向について(林野庁林政部経営課特用林産対策室)
- ◇平成18年度「車両広告を活用した食事バランスガイド普及・啓発事業」の採択について(消費・安全局消費者情報官)
- ◇平成18年度機構営事業再評価第三者委員会(第2回)議事概要(水資源機構 印旛沼開発施設緊急改築事業)について(農村振興局総務課)
- ◇平成18年産麦の検査結果(速報値)(平成18年7月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成17年度松くい虫被害について(林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室)
- ◇世帯における食品ロスの実態について(平成17年度食品ロス統計調査(世帯調査)結果の概要)(大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)
- 7日(月)◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成18年6月末まで)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇米国産牛肉等の到着について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年8月第1週(7月31日～8月4日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年8月第1週(7月31日～8月4日)(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇「地域に根ざした食育コンクール2006」募集を始めました(消費・安全局消費者情報官)
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会の中とりまとめ(案)」についての意見・情報の募集について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
- 8日(火)◇第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の概要(林野庁林政部企画課)
- ◇ドイツからの家きん肉等の輸入一時停止措置の解除等について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の研究課題の公募について(緊急課題即応型調査研究平成18年度第2回)(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室)
- ◇平成18年度林野庁主催国際会議世界の持続可能な森林経営の推進に向けて—「基準・指標」の適用とその可能性—の結果概要について(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)
- ◇「第3回漁業共済検討ワーキンググループ」及び「第2回漁船保険検討ワーキンググループ」合同会議並びに「第2回漁業保険事業に関する検討会」の概要について(水産庁漁政部漁業保険管理官)
- ◇第7回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」の資料について(生産局特産振興課)
- 9日(水)◇平成18年度北西太平洋サンマ長期漁海況

- 予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇まぐろの需給情報—平成18年度第2回まぐろ需給協議会予測部会の協議結果—（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇動物用生物学的製剤基準の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- 10日(木)◇平成18年度バイオマス利活用優良表彰募集について（農村振興局企画部農村政策課農村整備総合調整室）
- ◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について（平成17年10月～平成18年6月）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度病害虫発生予報第6号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇第14回食料・農業・農村政策審議会 第33回食料・農業・農村政策審議会企画部会合同会議の資料について（大臣官房企画評価課）
- 11日(金)◇BSE確定診断の結果について（28例目）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇英国からの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官、経済産業省）
- ◇平成18年度水稲作況委員会（第1回）の意見について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
- 14日(月)◇冷凍水産物需給情報—平成18年度第2回冷凍水産物需給情報検討会の協議結果—（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇米の1人1か月当たり消費量（平成18年6月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年8月第2週（8月7日～8月11日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年8月第2週（8月7日～8月11日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 15日(火)◇中川農林水産大臣の海外出張について（17～23日、アラブ首長国連邦、サウジアラビア）（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇輸入植物検疫規程の一部改正案（木材こ
- ん包材の輸入植物検疫上の取扱いの見直し）に関する意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇米国における対日輸出施設現地調査のフォローアップ調査の結果について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）
- 16日(水)◇第6回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（生産局特産振興課）
- 17日(木)◇日本漁船の根室沖被拿捕事件について（農林水産大臣談話）（水産庁資源管理部国際課）
- 18日(金)◇第13次北西太平洋鯨類捕獲調査（沖合調査）の終了及び調査船団の入港について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）会議（第2回）」の開催及び傍聴について（総合食料局食品産業企画課）
- ◇平成18年産麦の検査結果（速報値）（平成18年7月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- 19日(土)◇米国内の市販長粒種に未承認の遺伝子組換え米が混入との報道について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- 21日(月)◇平成18年度第4回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 平成18年度第2回企画小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇農業資材審議会飼料分科会及び同分科会安全性部会の開催並びに一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年8月第3週（8月14日～8月18日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年8月第3週（8月14日～8月18日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（平成18年7月1日～平成18年7月31

- 日異動情報提供分) (農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- 22日(火)◇三浦農林水産副大臣の海外出張について (23～24日、中国) (大臣官房国際部国際政策課)
- ◇汚水処理施設連携整備事業の実施状況等について (農村振興局整備部地域整備課)
 - ◇平成17年度末の汚水処理人口普及状況について (農村振興局整備部地域整備課)
 - ◇「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の飼養等の取扱細目等の改正に係るパブリックコメントの結果について (大臣官房環境政策課)
- 23日(水)◇第2回国産輸送用バイオ燃料推進本部の開催について (大臣官房環境政策課資源循環室)
- ◇麦製品等の取引価格の推移 (平成18年7月分) (総合食料局食糧部計画課)
 - ◇平成18年7月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について (総合食料局食糧部計画課)
 - ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報 (パブリック・コメント) の募集について (消費・安全局表示・規格課)
- 24日(木)◇アフリカ農業支援シンポジウムの開催について (大臣官房国際部国際協力課)
- ◇農林水産省知的財産戦略本部 (第3回) の開催について (大臣官房企画評価課)
- 25日(金)◇北西太平洋公海域における底びき網漁業管理のための新枠組の設立に関する第1回政府間協議の結果について (水産庁資源管理部国際課)
- ◇日本・チリ経済連携協定 (EPA) 第4回交渉について (大臣官房国際部国際経済課)
 - ◇金子農林水産大臣政務官の海外出張について (27～9月3日、ドイツ、スウェーデン、フランス) (大臣官房環境政策課、国際部国際政策課)
 - ◇平成18年度「子ども霞が関見学デー」の実施結果について (大臣官房情報課)
 - ◇根菜類の表示に関する特別調査の実施結果について (消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- 28日(月)◇全国資源評価会議の開催について (水産庁増殖推進部漁場資源課)
- ◇東アジア食品産業活性化戦略 (東アジア食品産業共同体構想) 会議 (第2回) 資料一覧 (総合食料局食品産業企画課)
 - ◇「食事バランスガイド」の現地実証の実施について (消費・安全局消費者情報官)
 - ◇BSE 患畜 (28例目) に関する情報 (BSE28例目の疫学調査第1報) (消費・安全局動物衛生課)
 - ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年8月第4週 (8月21日～8月25日) (消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
 - ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年8月第4週 (8月21日～8月25日) (消費・安全局消費・安全政策課)
 - ◇市町村段階における農山漁村・農林水産業に関する女性の参画目標の設定状況について (経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室)
 - ◇「水稻の高温障害の克服に向けて (高温障害対策レポート)」の公表について (生産局農産振興課)
- 29日(火)◇品目横断的経営安定対策の加入申請受付の開始について (経営局経営政策課)
- ◇「平成17年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」及び「平成17年度国有林野事業の決算概要」について (林野庁国有林野部経営企画課、国有林野部管理課)
 - ◇平成18年度水稻作況委員会 (第2回) の意見について (大臣官房統計部生産流通消費統計課)
 - ◇輸出拡大のための海外常設店舗の開設について (大臣官房国際部国際経済課輸出促進室)
 - ◇林政審議会の概要について (林野庁森林・林業基本計画検討室、森林整備部計画課、国有林野部経営企画課)
 - ◇平成18年産麦の検査結果 (速報値) (平成18年8月15日現在) (総合食料局食糧部消費流通課)
 - ◇牛肉在庫緊急保管対策事業及び市場隔離牛肉緊急処分事業の補助金不正申請に係る

補助金返還命令の発出について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

30日(水)◇中川農林水産大臣の海外出張について
（31～9月5日、ケニア）（大臣官房国際部国際政策課）

◇「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の意見・情報の募集について（消費・安全局畜産安全管理課）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜産安全管理課）

◇統計分野で最高の栄誉の大内賞受賞者（2006年度）の決定について（大臣官房統計部統計企画課）

◇集落の農業の担い手育成に関する意向調査結果（大臣官房情報課）

◇集落営農実態調査結果の概要について（平成18年5月1日現在）（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜産安全管理課）

31日(木)◇平成18年度 林野公共事業の事業評価の結果について（林野庁国有林野部業務課、森林整備部整備課、森林整備部計画課）

◇水産物の市況について（平成18年8月及び9月）（水産庁漁政部加工流通課）

◇平成18年度農業農村整備事業等補助事業の事前評価結果について（農村振興局企画部事業計画課、整備部地域整備課、生産局畜産部畜産振興課）

◇平成18年度国営土地改良事業等の完了後の評価結果について（農村振興局企画部土地改良企画課）

◇平成18年度国営土地改良事業等の期中の評価結果について（農村振興局整備部水利整備課、整備部農地整備課、整備部防災課、総務課）

◇平成18年度国営土地改良事業等の事前評価結果について（農村振興局企画部事業計画課、整備部水利整備課、整備部農地整備課、整備部防災課）

◇第6回「外食における原産地等の表示に関する検討会」の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）

◇研究開発の評価結果について（農林水産

技術会議事務局技術政策課）

〈法令〉

8月1日(火)◇種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第70号）を公布（平成19年8月1日施行）

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第71号）を公布（同日施行）

7日(月)◇農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令（農林水産省令第72号）を公布（法の施行の日（平成19年4月1日）から施行）

11日(金)◇中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第264号）を公布（平成18年8月22日施行）

◇中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第265号）を公布（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）の施行の日（平成18年8月22日）から施行）

14日(月)◇中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第27条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第73号）を公布（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成18年8月22日）から施行）

22日(火)◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・環境省令第2号）を公布（平成18年9月1日施行）

30日(水)◇健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第286号）を公布（平成18年10月1日施行）

9 月

- 9月1日(金)◇三浦農林水産副大臣の海外出張について
(3～6日、中国・北京)(大臣官房国際部
国際政策課)
- ◇第1回食肉の表示に関する検討会の概要
について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇BSE患畜(28例目)に関する情報
(BSE28例目の疫学調査第2報)(消費・安
全局動物衛生課、畜水産安全管理課)
- ◇主要食料品の小売価格の見通し等(消
費・安全局消費・安全政策課)
- ◇農外から農業に新規参入した法人(同法
人が参入している市町村を含む)に対する
アンケート結果について(経営局構造改善
課)
- ◇平成18年度第2回農地・農業用水等の資
源保全施策検討会の開催について(農村振
興局企画部事業計画課)
- ◇「立ち上がる農山漁村」シンポジウムの
開催について(農村振興局企画部農村政策
課)
- 4日(月)◇中川農林水産大臣のケニア訪問について
(1～4日)(大臣官房国際部国際経済課、
国際部国際協力課)
- ◇東京及び海外主要5都市における食料品
の小売価格調査結果(消費・安全局消費・
安全政策課)
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年
8月第5週(8月28日～9月1日)(消費・
安全局消費・安全政策課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年8
月第5週(8月28日～9月1日)(消費・安
全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉
鶏卵課)
- 5日(火)◇平成18年(6月～7月)梅雨前線豪雨災
害に対する災害関連緊急治山等事業による
緊急的な対策について(林野庁森林整備部
治山課山地災害対策室)
- ◇平成18年産米の検査結果(速報値)(平成
18年8月15日現在)(総合食料局食糧部消費
流通課)
- 6日(水)◇平成18年度先端技術を活用した農林水産
研究高度化事業(緊急課題即応型調査研究)
の新規採択課題の決定について(農林水産
技術会議事務局先端産業技術研究課産学連

携研究推進室)

- ◇花粉症緩和米研究に関する日本製紙(株)
の公表について(農林水産技術会議事務局
先端産業技術研究課)
- ◇平成16年度農業・食料関連産業の経済計
算(速報)について(大臣官房情報課情報
分析室)
- ◇動物用抗生物質医薬品基準の一部改正案
についての意見・情報の募集(消費・安全
局畜水産安全管理課)
- 7日(木)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇
談会(第15回)」の開催について(総合食料
局食品産業企画課食品環境対策室)
- ◇第2回食料自給率向上協議会の開催及び
傍聴について(大臣官房企画評価課)
- ◇副大臣プロジェクトチームによる2007年
に向けた強化策について(内閣官房、農村
振興局企画部農村政策課都市農業・地域交
流室)
- ◇平成18年度病害虫発生予報第7号(消
費・安全局植物防疫課)
- 8日(金)◇2006年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査
(JARPN-II) 釧路沖鯨類捕獲調査の開始
について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング
検査結果について(平成17年10月～平成18
年7月)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの
結果について(平成18年7月末まで)(消
費・安全局動物衛生課)
- ◇平成18年度木づかい推進月間に向けた木
づかい応援団の農林水産大臣表敬訪問につ
いて(林野庁林政部木材利用課)
- ◇農協系統金融機関の平成17事業年度末に
おけるリスク管理債権等の状況について
(経営局金融調整課)
- ◇外食事業者における原産地表示の実施状
況調査等の結果について(総合食料局食品
産業振興課外食産業室)
- ◇中川農林水産大臣の海外出張について
(～12日、ブラジル・リオデジャネイロ)
- ◇森林・林業基本計画の変更について(林
野庁森林・林業基本計画検討室)
- ◇全国森林計画の変更について(林野庁森
林整備部計画課)
- ◇「全国森林計画の変更(案)」についての

- 意見・情報の募集結果について（林野庁森林整備部計画課）
- 11日(月)◇日中水産当局間ハイレベル協議の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年9月第1週（9月4日～9月8日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年9月第1週（9月4日～9月8日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- 12日(火)◇釧路湿原自然再生事業実施計画等の公表及び自然再生専門家会議の開催について（大臣官房環境政策課、農村振興局整備部防災課、環境省、国土交通省）
- ◇平成18年度北西太平洋アカイカ漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会（第7回）の開催及び傍聴について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇食料供給コスト縮減検証委員会（第4回）資料一覧（総合食料局食料企画課）
- ◇動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜産安全管理課）
- ◇バイオテクノロジーに関する「地域コミュニケーション会議」の開催について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇第30回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（厚生労働省、消費・安全局表示・規格課）
- 13日(水)◇米の1人1か月当たり消費量（平成18年7月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成18年6月・7月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
- ◇平成18年度政策の実績評価における目標案に対する意見・情報の募集について（大臣官房企画評価課）
- 14日(木)◇中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第2回北委員会の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇日ロ漁業委員会第22回会議に係る追加漁獲枠について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第3回及び第4回企画小委員会（現地調査）の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇いぐさ・畳表対策の見直しについて（生産局特産振興課）
- 15日(金)◇牛肉加工品等の原料原産地情報の積極的な提供について（概要）（消費・安全局表示・規格課）
- ◇第6回ヨーネ病防疫技術検討会の開催について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18砂糖年度国内産糖合理化目標価格公聴会の概要について（生産局特産振興課）
- ◇GCC（湾岸協力理事会）との自由貿易協定（FTA）交渉第1回会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇米国からの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の一部解除について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇ベーリング公海漁業条約第11回年次会議の結果について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇第3回木材等輸出戦略検討会の概要について（林野庁林政部木材利用課）
- ◇平成18年産麦の検査結果（速報値）（平成18年8月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇「食料供給コスト縮減アクションプラン」の公表について（総合食料局食料企画課）
- 19日(火)◇平成18砂糖年度10月～12月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）
- ◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案（輸出植物の検査合格証明書の様式及び栽培地検査申請手続に係る様式の改正）についての意見・情報の募集（消費・安全局植物防疫課）
- ◇平成18年産米の検査結果（速報値）（平成18年8月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇中川農林水産大臣の海外出張について（～22日、オーストラリア・ケアンズ）（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年9月第2週（9月11日～9月15日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年9月第2週（9月11日～9月15日）（消費・

- 安全局消費・安全政策課)
 ◇第2回食料自給率向上協議会の資料について(大臣官房企画評価課)
- 20日(水)◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第8回)、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会(第2回)の合同会合(第1回)」の開催と一般傍聴者の募集について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
 ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(平成18年8月1日～平成18年8月31日異動情報提供分)(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- 21日(木)◇平成18砂糖年度上半期甘味に関する協議会の資料について(生産局特産振興課)
 ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会(第7回)の配布資料について(消費・安全局消費・安全政策課)
 ◇日墨EPAに基づく枠内税率協議の結果について(大臣官房国際部国際経済課)
- 22日(金)◇平成18年台風第13号による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について(依頼)(経営局経営政策課、水産庁漁政部水産経営課)
 ◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第16回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
 ◇麦製品等の取引価格の推移(平成18年8月分)(総合食料局食糧部計画課)
 ◇平成18年8月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)
 ◇平成17年度中央食品表示ウォッチャー食品表示状況モニタリング報告について(消費・安全局表示・規格課)
 ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)
 ◇日チリEPA交渉の大筋合意(農林水産分野)について(大臣官房国際部国際経済課)
 ◇「立ち上がる農山漁村」第3回選定募集について(内閣官房、農村振興局企画部農村政策課)
- 25日(月)◇パイロットフォレスト造成50周年記念事業について(林野庁国有林野部業務課)
 ◇台風第13号に係る中尾政策評価審議官(災害担当)の現地調査について(経営局経営政策課災害総合対策室)
 ◇平成18年(6月～7月)梅雨前線豪雨災害に対する災害関連緊急治山等事業による緊急的な対策について(第2報)(林野庁森林整備部治山課山地災害対策室)
 ◇第7回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の開催について(消費・安全局動物衛生課)
 ◇全国資源評価会議の結果について(水産庁増殖推進部漁場資源課)
 ◇水産政策審議会第27回資源管理分科会の開催について(水産庁漁政部漁政課)
 ◇第24回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について(厚生労働省、消費・安全局国際基準課)
 ◇「野生動物による農林業被害をいかに防ぐか?」—農林水産技術会議事務局「鳥獣害プロジェクト」成果発表会の開催について—(農林水産技術会議事務局研究開発課、独立行政法人森林総合研究所)
 ◇間伐推進強化期間の取組について(林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)
 ◇第10回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の開催について(消費・安全局畜水産安全管理課)
 ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年9月第3週(9月19日～9月22日)(消費・安全局消費・安全政策課)
 ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年9月第3週(9月19日～9月22日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 26日(火)◇ピングー&ピンガを活用した新たな木づかい運動のポスターについて(林野庁林政部木材利用課)
 ◇第5回「森の“聞き書き甲子園”」参加高校生と森の名手・名人の組み合わせの決定について(文部科学省、林野庁森林整備部研究・保全課)
 ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第1回技術小委員会の開催について(農村振興局企

- 画部事業計画課)
- ◇「土地改良法施行規則第38条の2等の「農林水産大臣が定めるもの」に関する告示の制定についての意見・情報の募集」の結果について（農村振興局企画部土地改良企画課）
- 27日(水)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会 食品リサイクル小委員会（第8回）中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 食品リサイクル専門委員会（第2回）合同会合（第1回）（総合食料局食品産業企画課 食品環境対策室）
- ◇米国産中・短粒種米に対する遺伝子組換え米の混入に係る検査の実施について（総合食料局食糧部食糧貿易課、食糧部消費流通課）
- ◇平成18年度第2回太平洋スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 28日(木)◇第7回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度水稲作況委員会（第3回）の意見について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇米の農産物検査等検討会（第1回）の開催について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇バイオマスタウン構想の公表（第15回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇動物用生物学的製剤基準の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇BSE 確定診断の結果について（29例目）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度若手農林水産研究者表彰－受賞者決定ならびに表彰式について－（農林水産技術会議事務局研究開発企画官室）
- 29日(金)◇北西大西洋漁業機関（NAFO）第28回年次会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇水産物の市況について（平成18年9月及び10月）（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇「主要木材の短期需給見通し（平成18年第4四半期及び平成19年第1四半期）」について（林野庁林政部木材利用課）
- ◇「平成18年木材（用材）需給見通しの見直し」について（林野庁林政部木材利用課）
- ◇平成17年木材需給表（丸太換算）の概要（平成17年1月～12月）（林野庁林政部企画課）
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇第10回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について（消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室）
- 〈法令〉
- 9月1日(金)◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第74号）を公布（同日施行）
- 13日(水)◇平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第290号）を公布（同日施行）
- 21日(木)◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第3項の政令で定める日を定める政令（政令第306号）を公布（同日施行）
- 22日(金)◇金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号）を公布（平成19年1月4日施行）
- ◇砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第75号）を公布（同日施行）
- 27日(水)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第76号）を公布（平成18年10月1日から施行。ただし、別表第3茨城農政事務所の項の改正規定は、平成18年10月23日から施行）
- ◇農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第77号）を公布（同日施行）
- ◇海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産省令第78号）を公布（平

成19年1月1日施行)

28日(木)◇独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第79号)を公布(平成19年4月1日から施行。ただし、第1条の規定は、平成18年10月1日から施行)

29日(金)◇特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第33条の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令(農林水産省令第80号)を公布(法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成18年10月1日)から施行)

◇森林法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第81号)を公布(平成18年10月1日から施行)

10 月

10月2日(月)◇水産庁及び海上保安庁による外国漁船取締対策会議の結果について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

◇第3回日韓海洋生物資源専門家小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇水産政策審議会第27回資源管理分科会の結果について(水産庁漁政部漁政課、資源管理部管理課)

◇政府所有の米国産米に対する遺伝子組換え米の混入検査の結果について(第1報)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇主要食料品の小売価格の見通し等(消費・安全局消費・安全政策課)

◇和牛の特徴に関する遺伝子特許の出願について(遺伝子分析を用いて牛の食味を推定する方法)(生産局畜産部畜産振興課、独立行政法人家畜改良センター)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年9月第4週(9月25日～9月29日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年9月第4週(9月25日～9月29日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会の中とりまとめ(案)」についての意見・情報の募集

結果について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案(輸出植物の検査合格証明書の様式及び栽培地検査申請手続に係る様式の改正)についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局植物防疫課)

3日(火)◇日本海・九州西広域漁業調整委員会九州西部会及び日本海西部会の開催結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、九州漁業調整事務所、境港漁業調整事務所)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等(タイ王国産マハチャノ種のマンゴウの生果実の輸入解禁)についての意見・情報の募集について(消費・安全局植物防疫課)

◇平成18年産米の検査結果(速報値)(平成18年9月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成18年産麦の検査結果(速報値)(平成18年9月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇公定規格に定める含有が許されるカドミウムの最大量を超えた汚泥発酵肥料に係る報告徴収について(消費・安全局農産安全管理課)

4日(水)◇日本海・九州西広域漁業調査委員会及び日本海北部会の開催結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、新潟漁業調整事務所)

◇平成18年度第3回日本海海況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第21回家きん疾病小委員会の開催について(消費・安全局動物衛生課)

◇日・インドネシア経済連携協定の第6回交渉会合について(大臣官房国際部国際経済課)

◇バイオテクノロジーに関する「地域コミュニケーション会議」の傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)

5日(木)◇平成18年度「にっぽん食育推進事業」における「食事バランスガイド」キャンペー

- ンの開催について（消費・安全局消費者情報官）
- ◇中西部太平洋マグロ類委員会（WCPCF）第2回技術遵守委員会（TCC）の結果について（水産庁資源管理部国際課）
 - ◇「Try Japan's Good Food」事業について（外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室）
- 6日(金)◇滋賀県が「滋賀県ニゴロブナ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、滋賀県）
- ◇トレーサビリティシステム導入促進対策事業で導入された機器等の利用状況調査の実施結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
 - ◇第22回日米植物検疫定期協議について（消費・安全局植物防疫課）
 - ◇輸入植物検疫規程の一部改正（輸入貨物に使用される木材こん包材に対する検疫措置の導入）について（消費・安全局植物防疫課）
 - ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
 - ◇「食事バランスガイド」の農産物直売施設での現地実証の実施について（消費・安全局消費者情報官）
 - ◇米の農産物検査等検討会（第1回）の資料について（総合食料局食糧部消費流通課）
- 10日(火)◇平成18年度東北海区サバ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇水産政策審議会第10回漁港漁場整備分科会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
 - ◇第15回 PICES 年次会合の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課）
 - ◇都市と農山漁村の共生・対流表彰事業「第4回オーライ！ニッポン大賞」の募集について（農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室）
 - ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年10月第1週（10月2日～10月6日）（消費・安全局消費・安全政策課）
 - ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年10月第1週（10月2日～10月6日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 11日(水)◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第21回家きん疾病小委員会の概要について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について（平成17年10月～平成18年8月）（消費・安全局動物衛生課）
 - ◇第2回食肉の表示に関する検討会の概要について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
 - ◇農学系研究成果活用促進シンポジウム「農林水産分野の知的財産を活かす」の開催について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課）
- 12日(木)◇対北朝鮮輸入規制実施により影響を受ける方への相談窓口の設置（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇第3回国産輸送用バイオ燃料推進本部の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- 13日(金)◇第5回全国漁港漁場整備技術研究発表会の開催について（水産庁漁港漁場整備部整備課）
- ◇「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画」の作成について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）
 - ◇「アグリビジネス創出フェア2006」の開催について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課）
 - ◇平成17年度食料品消費モニター第2回定期調査結果について（消費・安全局消費者情報官、消費・安全政策課）
 - ◇平成17年度食料品消費モニター第1回定期調査結果について（総合食料局食品産業振興課、食品産業企画課食品環境対策室、消費・安全局消費・安全政策課）
 - ◇第22回日米植物検疫定期協議の結果について（消費・安全局植物防疫課）
 - ◇米の1人1か月当たり消費量（平成18年8月分）（総合食料局食糧部計画課）
 - ◇平成18年度における外国産米穀の残留農薬の検査結果について（総合食料局食糧部消費流通課）
 - ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）

- 16日(月)◇第13回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所)
- ◇日中海洋生物資源専門家小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇農林水産公共事業のコスト縮減対策の概要(大臣官房予算課、農村振興局整備部設計課、林野庁森林整備部計画課、水産庁漁港漁場整備部整備課)
- ◇みなまぐる保存委員会第13回年次会合(CCSBT13)の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇農山漁村活性化推進本部の開催について(農村振興局企画部農村政策課)
- ◇BSE患畜(29例目)に関する情報(BSE29例目の疫学調査第1報)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇生鮮野菜小売価格の調査結果 平成18年10月第2週(10月10日～10月13日)(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年10月第2週(10月10日～10月13日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 17日(火)◇日・ソロモン漁業協議の結果について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)
- ◇平成18年度(第45回)農林水産祭天皇杯等の選賞について(大臣官房総務課)
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第9回)、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会(第3回)の合同会合(第2回)」の開催と一般傍聴者の募集について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
- ◇平成18年産麦の検査結果(速報値)(平成18年9月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成18年産米の検査結果(速報値)(平成18年9月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- 18日(水)◇小林農林水産事務次官の海外出張について(22～25日、中国・北京)(大臣官房国際部国際政策課)
- ◇水産政策審議会第10回漁港漁場整備分科会の結果について(水産庁漁港漁場整備部

- 計画課)
- ◇第24回コーデックス連絡協議会の概要(厚生労働省、消費・安全局国際基準課)
- 19日(木)◇漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業(日本海の海域)の告示案についての意見・情報の募集について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇日中林業担当局庁の長による定期対話について(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)
- ◇BSE患畜(29例目)に関する情報(BSE29例目の疫学調査第2報)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇低気圧による平成18年10月4日から9日までの暴風と大雨による被害農業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について(依頼)(経営局経営政策課、水産庁漁政部水産経営課)
- ◇平成18年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰の結果発表について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
- ◇「砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について(生産局特産振興課)
- ◇公聴会議長の変更について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項及び第33条第1項の農林水産大臣が指定する地域を定める告示案等についての意見・情報の募集」の結果について(生産局特産振興課)
- 20日(金)◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第5回企画小委員会の開催について(農村振興局企画部事業計画課)
- ◇第1回木材産業の体制整備及び木材市場の形成・拡大に向けた基本方針検討委員会の概要について(林野庁林政部木材産業課)
- ◇10月に発生した低気圧による被災地への山本農林水産副大臣の現地調査について(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室)
- ◇10月に発生した低気圧による被災地への国井農林水産副大臣の現地調査について

(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室)

◇シンポジウム『アイゴを食べて藻場を回復しよう』の開催について(水産庁漁港漁場整備部整備課)

◇先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の研究課題の公募について(全国領域設定型研究のうちリスク管理型平成18年度第2回)(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室)

◇企業等の農業参入の状況について(平成18年9月1日現在)(経営局構造改善課)

◇農業・農村に関する意見交換会「水土里(みどり)のカレッジミーティング」の開催について(農村振興局整備部設計課)

23日(月)◇麦製品等の取引価格の推移(平成18年9月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇平成18年9月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年10月第3週(10月16日～10月20日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

24日(火)◇第11回日韓漁業取締実務者協議の結果について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

◇第15回 PICES 年次会合の結果について(水産庁増殖推進部研究指導課)

◇アサリ、まつたけ等の表示に関する緊急特別調査の結果(8～9月分)について(概要)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会 食品リサイクル小委員会(第9回)中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会(第3回)合同会合(第2回)(総合食料局食品産業企画課)

◇平成19・20年度競争参加資格審査申請について(大臣官房地方課、農村振興局整備部設計課)

◇しいたけの表示に関する特別調査の実施について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

25日(水)◇北部暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締について(水産庁資源管理部管理課

指導監督室)

◇太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所)

◇平成18年度第2回サンゴ増養殖技術検討委員会の開催について(水産庁漁港漁場整備部整備課)

◇「日中林業担当局庁の長による定期対話」の結果概要について(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)

◇林政審議会の委員の公募について(林野庁林政部林政課)

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(平成18年9月1日～平成18年9月30日異動情報提供分)(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)

26日(木)◇北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇第15回水産政策審議会企画部会の資料について(水産庁漁政部企画課)

◇輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いについて(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇日ブルネイ経済連携協定の第3回交渉会合の開催について(大臣官房国際部国際経済課)

◇平成18年台風7号～13号等による山地災害に関する災害関連緊急治山等事業の採択について(林野庁森林整備部治山課山地災害対策室)

◇小林農林水産事務次官の中国訪問結果について(大臣官房国際部国際政策課)

◇第25回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について(厚生労働省、消費・安全局国際基準課)

◇ニュースレター「集約化・提案型施業かわら版」の発行について(林野庁林政部経営課)

◇平成18年度果実の輸出に関する交流会の開催及び参加者募集について(生産局果樹花き課)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案についての意見・情報の募集について(消費・安全

局動物衛生課)

- 27日(金)◇第9回日韓漁業共同委員会第1回小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇水産庁漁業調査船開洋丸による大型クラゲの駆除モニタリング等技術開発調査の実施について(水産庁増殖推進部漁場資源課)
- ◇北朝鮮産水産物の輸入禁止に係る影響緩和措置について(水産庁漁政部加工流通課)
- ◇地方農政局長会議の開催について(大臣官房地方課)
- ◇平成17年度農畜水産物に係るダイオキシンの実態調査の結果について(水産庁増殖推進部漁場資源課、消費・安全局畜水産安全管理課、農産安全管理課)
- ◇平成18年度政策の実績評価における目標(案)に対する意見・情報の募集結果(大臣官房企画評価課)
- ◇「立ち上がる農山漁村」シンポジウム in Kyoto の開催について(農村振興局企画部農村政策課)
- 30日(月)◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第6回牛豚等疾病小委員会の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇「食と農の扉」第2号発行について(農林水産技術会議事務局技術政策課)
- ◇福井農林水産大臣政務官の海外出張について(31~11月3日、タイ・チェンマイ)(生産局果樹花き課花き対策室)
- ◇有機農産物等の日本農林規格の改正案についての意見・情報(パブリック・コメント)の募集結果の公表について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇政府所有の米国産米に対する遺伝子組換え米の混入検査の結果について(最終報)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇食品流通の電子商取引等に関する意識・意向調査結果(大臣官房情報課)
- ◇国産水産物の消費等に関する意識・意向調査結果(大臣官房情報課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年10月第4週(10月23日~10月27日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 31日(火)◇水産物の市況について(平成18年10月及

び11月)(水産庁漁政部加工流通課)

- ◇北太平洋溯河性魚類委員会(NPAFC)第14回年次会議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- ◇平成18年産米の検査結果(速報値)(平成18年10月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成18年産麦の検査結果(速報値)(平成18年10月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業成果発表会」の開催について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室)
- ◇間伐・間伐材利用コンクールについて(林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

〈法令〉

- 10月2日(月)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第82号)を公布(同日施行)
- 26日(木)◇農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第83号)を公布(平成19年1月1日施行)
- 27日(金)◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令(政令第337号)を公布(平成18年11月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行)

11 月

- 11月1日(水)◇第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の公表について(水産庁資源管理部管理課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第6回牛豚等疾病小委員会の概要について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇主要食料品の小売価格の見通し等(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇第3回食肉の表示に関する検討会の概要について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 2日(木)◇地方農政局長会議の概要について(大臣官房地方課)
- ◇日本・チリ経済連携協定(EPA)第5回

- 交渉について(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇松岡農林水産大臣の海外出張について(6～10日、スイス、ベルギー、フランス)
- ◇2006年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II) 沿岸域調査(釧路沖鯨類捕獲調査)の終了について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇平成17年度末の漁村における汚水処理人口普及率について(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)
- ◇米の農産物検査等検討会(第2回)の開催について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇海外日本食レストラン認証有識者会議の設置について(総合食料局食品産業振興課外食産業室)
- 6日(月)◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- ◇第4回国産輸送用バイオ燃料推進本部の開催について(大臣官房環境政策課資源循環室)
- ◇南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)第25回年次会合の結果の概要について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇水産政策審議会第28回資源管理分科会及び第1回一斉更新小委員会の開催について(水産庁漁政部漁政課、漁政部企画課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第6回企画小委員会の開催について(農村振興局企画部事業計画課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年11月第1週(10月30日～11月2日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 7日(火)◇平成18年度全国資源管理推進会議の開催について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)
- ◇地方自治体が主催する若者及び保護者対象の就職支援セミナーへの農林水産省担当官の派遣について(経営局普及・女性課)
- ◇「競馬法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について(生産局畜産部競馬監督課)
- 8日(水)◇米国産牛肉の混載事例について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)
- ◇第7回バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の開催について(大臣官房環境政策課資源循環室)
- ◇平成18年度第3回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について(農村振興局企画部事業計画課)
- ◇第1回獣医師の需給に関する検討会の開催について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- 9日(木)◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成18年8月末まで)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇第1回リスク管理検討会の開催について(消費・安全局消費・安全政策課)
- 10日(金)◇農林水産関連企業設備投資動向調査(平成18年3月31日現在)の結果について(総合食料局食品産業企画課)
- ◇ハンガリーからの家きん肉等の輸入停止措置の解除について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇米国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇林政審議会施策部会の概要について(林野庁林政部企画課)
- ◇「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」の作成について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)
- ◇第3回バイオマス・アジアワークショップの開催について(大臣官房環境政策課資源循環室、独立行政法人産業技術総合研究所)
- ◇欧州植物品種庁との植物新品種に関する審査協力協定の締結について(生産局種苗課)
- ◇米の農産物検査等検討会(第2回)の資料について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇松岡農林水産大臣の海外出張について(12～14日、英国・ロンドン)(林野庁林政部木材利用課、大臣官房国際部国際政策課)
- 13日(月)◇平成18年度第2回日本海漁況予報 平成18年度日本海さば類・マイワシ・ブリ長期漁況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)
- ◇水産政策審議会第28回資源管理分科会及び第1回一斉更新小委員会の結果について

- (水産庁漁政部漁政課、漁政部企画課)
- ◇第1回海洋水産資源開発基本方針専門委員会の結果について(水産庁漁政部企画課)
- ◇BSE確定診断の結果について(30例目)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇第4回全国米粉食品普及推進会議の開催について(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年11月第2週(11月6日～11月10日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 14日(火)◇2006/2007年南極海鯨類捕獲調査船団の出港について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇第4回食肉の表示に関する検討会の概要について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇小笠原諸島の世界自然遺産候補地地域連絡会議等の設置について(林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室)
- ◇平成18年産麦の検査結果(速報値)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成18年産米の検査結果(速報値)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇米の1人1か月当たり消費量(平成18年9月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成18年8月・9月度の蚕糸業需給・価格動向(生産局特産振興課)
- ◇北朝鮮への奢侈品(しゃしひん)の輸出禁止措置により影響を受ける方への相談窓口の設置について(大臣官房国際部国際政策課)
- 15日(水)◇平成18年度(第45回)農林水産祭「実りのフェスティバル」の開催について(大臣官房総務課)
- ◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇「平成18年度田園自然再生活動コンクール」審査結果について(農村振興局企画部資源課農村環境保全室)
- ◇農林水産研究開発レポート No. 18「新たな用途をめざした稲の研究開発 平成18年度版」の発行について(農林水産技術会議事務局技術政策課)
- ◇「Try Japan's Good Food」事業第2弾! 11月17日にメキシコで実施(外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室)
- 16日(木)◇日韓農林水産技術協力委員会第39回会議の結果概要について(大臣官房国際部国際協力課)
- ◇米国(ニューヨーク州)からの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇平成18年度民間部門農林水産研究開発功績者表彰受賞者決定ならびに表彰式予定について(農林水産技術会議事務局研究開発企画官、研究調査官)
- ◇構造改革特区計画(第12回)及び地域再生計画(第5回)の認定について(大臣官房企画評価課、農村振興局企画部農村政策課)
- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)
- ◇山本農林水産副大臣の海外出張について(～19日、シンガポール、タイ)(大臣官房国際部国際経済課)
- 17日(金)◇日ロ漁業取締専門家会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇日中漁業共同委員会準備会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇関税法令遵守の徹底を求める指導文書の発出について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について(平成17年10月～平成18年9月)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成18年9月末まで)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇第1回海外日本食レストラン認証有識者会議の開催について(総合食料局食品産業振興課外食産業室)
- 20日(月)◇第41回国際熱帯木材機関(ITTO)理事会等の結果について(林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室)
- ◇平成18年9月豪雨及び10月低気圧豪雨による山地災害に関する災害関連緊急治山等事業の採択について(林野庁森林整備部治山課山地災害対策室)
- ◇第25回コーデックス連絡協議会の概要(厚生労働省、消費・安全局国際基準課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年11月第3週(11月13日～11月17日)(消費・安

- 全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 21日(火)◇第3回発光ダイオード(LED)普及協議会の開催について(水産庁増殖推進部研究指導課、資源管理部沿岸沖合課)
- ◇第3回水産物供給コスト検討専門委員会の開催について(水産庁漁政部加工流通課)
- ◇「まぐろの需給情報」(水産庁漁政部加工流通課)
- ◇緊急需給調整の実施について(生産局野菜課)
- ◇林業用手持機械の振動・騒音測定値について(林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室)
- ◇気候変動枠組条約第12回締約国会議等の結果について(林野庁森林整備部研究・保全課、森林整備部計画課海外林業協力室)
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第10回)、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会(第4回)の合同会合(第3回)」の開催と一般傍聴者の募集について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第6回家畜衛生部会の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- 22日(水)◇平成18年度「国有林野事業業務研究発表会」(第39回)の開催について(林野庁国有林野部業務課)
- ◇第2回湖沼漁場改善技術検討委員会の開催について(水産庁漁港漁場整備部計画課)
- ◇水産政策審議会第11回漁港漁場整備分科会の開催について(水産庁漁港漁場整備部計画課)
- ◇第1回漁船設備基準検討作業部会の結果について(水産庁漁政部企画課)
- ◇輸入麦の売渡制度について(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇平成19年度競争的研究資金制度の説明会について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室)
- ◇麦製品等の取引価格の推移(平成18年10月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成18年10月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(リスク管理型)の新規採択課題の決定について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室)
- 24日(金)◇公定規格に定める含有が許される水銀の最大量を越えた汚泥発酵肥料に係る報告徴収について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇第9回日韓漁業共同委員会第2回小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇日本食・日本食材普及パンフレットについて—The Delight of Japanese Food—(大臣官房国際部国際経済課輸出促進室)
- ◇韓国からの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇「農山漁村活性化戦略」について(農村振興局企画部農村政策課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料一覧(総合食料局食料企画課、食糧部計画課、食糧部食糧貿易課、食糧部消費流通課、生産局農産振興課)
- 27日(月)◇漁業関係決議に関する国連非公式協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の決定事項について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)第15回特別会合(年次会合)の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年11月第4週(11月20日~11月24日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 28日(火)◇日インドネシアEPA(農林水産分野)の大筋合意について(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第10回)中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会(第4回)合同会

合(第3回)」資料一覧(総合食料局食品産業企画課)

◇海外日本食レストランの認証に関する意見募集について～メールボックス(意見募集窓口)を開設しました～(総合食料局食品産業振興課外食産業室)

◇タイ王国産マハチャノ種のマンゴウの生果実の輸入解禁について(消費・安全局植物防疫課)

◇第1回水稲平年収量に関する検討会開催のお知らせ(大臣官房統計部生産流通消費統計課)

29日(水)◇水産政策審議会第11回漁港漁場整備分科会の結果について(水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇全国の野生鳥獣類による農作物被害状況について(平成17年度)(生産局農産振興課技術対策室)

30日(木)◇平成18年度「国有林野事業業務研究発表会」(第39回)の開催結果について(林野庁国有林野部業務課)

◇松岡農林水産大臣の海外出張について(～12月3日、スイス)(大臣官房国際部国際政策課)

◇水産物の市況について(平成18年11月及び12月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇飼料原料となる魚粉へのマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの混入について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇バイオマスタウン構想の公表(第16回)について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇平成18年度病害虫発生予報第8号(消費・安全局植物防疫課)

◇「平成18年度土地改良事業地区営農推進優良事例」表彰式について(農村振興局企画部資源課)

◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について(総合食料局食糧部計画課)

〈法令〉

11月1日(水)◇平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対

応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第99号)を公布(同日施行)

◇肥料取締法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第84号)を公布(平成18年12月1日施行)

6日(月)◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)を公布(平成18年12月1日施行)

7日(火)◇競馬法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第85号)を公布(同日施行)

9日(木)◇農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第86号)を公布(平成19年4月1日施行)

15日(水)◇平成18年9月15日から同月20日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第359号)を公布(同日施行)

22日(水)◇ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律(法律第103号)を公布(公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、第11条の規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令(政令第361号)を公布(平成19年4月1日施行。ただし、第157条の次に一条を加える改正規定、第169条の3の改正規定、第220条第1項の表第231条の2第3項及び第5項の項の次に一項を加える改正規定、同表第238条の5第3項及び第5項の項の改正規定、同条第2項の表の改正規定及び第224条第3項の表の改正規定並びに附則第16条中地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5の改正規定、附則第20条中市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平成17年政令第55号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされ

る旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和40年政令第52号）第10条の6の表第238条の4第6項の項の次に一項を加える改正規定及び附則第22条中市町村の合併の特例等に関する法律施行令第44条の表第238条の4第6項の項の次に一項を加える改正規定は、平成18年11月24日から施行）

27日(月)◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第365号）を公布（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）の施行の日（平成19年4月1日）から施行）

28日(火)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第87号）を公布（同日施行）

12 月

12月1日(金)◇緊急需給調整の実施について（生産局野菜課）

◇水産政策審議会第26回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）

◇BSE患畜（30例目）に関する情報（BSE30例目の疫学調査第1報）（消費・安全局動物衛生課）

◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成18年産米の検査結果（速報値）（平成18年11月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇動物用医薬品等取締規則の一部改正についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響（試算）（大臣官房国際部国際経済課）

4日(月)◇関東農政局による「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」違反に対する告発について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇BSE患畜（30例目）に関する情報（BSE30例目の疫学調査第2報）（消費・安全局動物衛生課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年11月第5週（11月27日～12月1日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉

鶏卵課）

5日(火)◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第7回企画小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇「農薬取締法第13条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令案」及び「農薬取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見・情報の募集について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇品目横断的経営安定対策の秋期加入申請状況（速報値）について（経営局経営政策課）

◇植物防疫法施行規則の一部改正等（アメリカ合衆国産ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の輸入再開）についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）

6日(水)◇緊急需給調整の実施について（生産局野菜課）

◇第1回2008年漁業センサス研究会の開催のお知らせ（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）

◇「Try Japan's Good Food」事業第3弾！12月7日にシドニーで実施（外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室）

7日(木)◇第2回海洋水産資源開発基本方針専門委員会の開催について（水産庁漁政部企画課）

◇米国産牛肉の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）

◇動物用生物学的製剤基準の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）

◇持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集（消

- 費・安全局畜水産安全管理課)
- 8日(金)◇農林水産省本省「消費者の部屋」の平成19年前期特別展示スケジュールについて(消費・安全局消費者情報官)
- ◇米国産牛肉の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の仮訳の公表について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)
- ◇第6回「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)
- ◇キャベツ及びカンキツの総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標モデル案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇第1回中長期的な展望に立った海岸保全検討会の開催について(農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省)
- ◇BSE確定診断の結果について(31例目)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇平成16年の農作業死亡事故は413件—平成17年度農作業事故調査(死亡小票調査)—(生産局農産振興課)
- ◇輸出用木材こん包材消毒実施要領の一部改正案についての意見・情報の募集について(消費・安全局植物防疫課)
- 11日(月)◇「Try Japan's Good Food」事業 アラブ首長国連邦とホノルルで実施(外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室)
- ◇「顔の見える木材での家づくり」に関する事例調査の結果について(林野庁林政部木材産業課)
- ◇農業資材審議会飼料分科会家畜栄養部会の開催及び一般傍聴について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年12月第1週(12月4日~12月8日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇第1回「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会~社会的なつながりの維持・再生に向けて~」の開催について(農村振興局企画部農村政策課)
- 12日(火)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第17回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
- ◇平成18年度の「その他の乳製品」の関税割当公表(第2次)について(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(有機農産物及び有機加工食品について「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」へのアルゼンチンの追加)に対する意見・情報(パブリック・コメント)の募集結果の公表について(消費・安全局表示・規格課)
- 13日(水)◇第2回海洋水産資源開発基本方針専門委員会の結果について(水産庁漁政部企画課)
- ◇国際海事機関・第82回海上安全委員会(IMO/MSC)結果概要(「海上抗議活動に関する行動規範」の策定について)(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇米の1人1か月当たり消費量(平成18年10月分)(総合食料局食糧部計画課)
- 14日(木)◇日ロ漁業委員会第23回会議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇中国底びき網漁船の拿捕について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)
- 15日(金)◇「地域に根ざした食育コンクール2006」審査結果の公表及び発表会の開催について(消費・安全局消費者情報官)
- ◇商品取引員の法令遵守体制等の一斉点検の結果及び主務省の対応について(総合食料局商品取引監理官、経済産業省)
- ◇植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)へのベトナムの新規加盟について(生産局種苗課)
- ◇平成18年国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇平成18年産米の検査結果(速報値)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇「日豪EPAの交渉入りに当たって(大臣談話)」(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇「農林水産省環境報告書2006」の公表について(大臣官房環境政策課)
- 16日(土)◇中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)第3回年次会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- 18日(月)◇平成18年度第2回太平洋イワシ・アジ・

- サバ等長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いについて（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年12月第2週（12月11日～12月15日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」の策定及び告発受付窓口の設置について（農林水産技術会議事務局技術政策課）
- ◇第5回食肉の表示に関する検討会の概要について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 19日(火)◇動物検疫所広報キャンペーンのお知らせ（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室、動物検疫所成田支所）
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第11回）、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会（第5回）の合同会合（第4回）」の開催と一般傍聴者の募集について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）会議（第3回）」の開催及び傍聴について（総合食料局食品産業企画課）
- 20日(水)◇第3回木材産業の体制整備及び木材市場の形成・拡大に向けた基本方針検討委員会の概要について（林野庁林政部木材産業課）
- ◇木材等輸出戦略検討会（論点整理）について（林野庁林政部木材利用課）
- ◇平成19年度農林水産関係税制改正予定事項について（経営局総務課調整室）
- ◇日・セネガル政府間漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇シンポジウム『ウニを獲って藻場を回復しよう』の開催について（水産庁漁港漁場整備部整備課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について（平成17年10月～平成18年10月）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成19年度農業農村整備事業予算 一次内示の概要（農村振興局整備部設計課）
- ◇平成18砂糖年度1月～3月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）
- ◇牛肉及び牛肉加工品の原産地等の表示の特別調査結果（第2回とりまとめ）の概要について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇平成18年産米穀の特別調査の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇第5回食肉の表示に関する検討会の概要について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 21日(木)◇平成19年度予算事務折衝の主要項目（大臣官房予算課）
- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇日ブルネイ EPA（農林水産分野）の大筋合意について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇2006年10大農林水産研究成果について（農林水産技術会議事務局技術政策課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案についての意見・情報の募集について（消費・安全局動物衛生課）
- 22日(金)◇平成19年度農林水産省予算内示額の局別要求（大臣官房予算課）
- ◇平成19年度予算大臣折衝関係項目の説明等（大臣官房予算課）
- ◇「主要木材の短期需給見通し（平成19年第1四半期及び平成19年第2四半期）」について（林野庁林政部木材利用課）
- ◇平成18年度バイオマス利活用優良表彰の選賞及び農林水産大臣賞表彰式の開催について（農村振興局企画部農村政策課農村整備総合調整室）
- ◇平成19年度農林水産予算内示額の局別概要（事務折衝結果）（大臣官房予算課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）

- ◇遊休農地の有効活用（不在村地主への広報活動）について（経営局構造改善課）
- ◇平成18年11月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成18年11月分）（総合食料局食糧部計画課）
- 23日(土)◇第9回日韓漁業共同委員会の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- 24日(日)◇平成19年度農林水産予算主要施策別概算決定の概要について（大臣官房予算課）
- ◇平成19年度農林水産予算概算決定の概要について（大臣官房予算課）
- ◇平成19年度組織改正の主要事項について（大臣官房文書課）
- 25日(月)◇韓国漁船の乗組員救助について（水産庁資源管理部管理課）
- ◇熊本県が「熊本県ヒラメ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、熊本県）
- ◇地域バイオマス発見活用促進事業の実施について（大臣官房環境政策課）
- ◇BSE患畜（31例目）に関する情報（BSE31例目の疫学調査第1報）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年12月第3週（12月18日～12月22日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 26日(火)◇「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）基本方針」及び「同実行計画」の公表について（総合食料局食品産業企画課）
- ◇平成17年度林業機械保有状況調査結果の概要について（林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会 第11回食品リサイクル小委員会中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 第5回食品リサイクル専門委員会 第4回合同会合配付資料一覧（総合食料局食品産業企画課）
- ◇東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）会議（第3回）資料一覧（総合食料局食品産業企画課）
- ◇アルゼンチン共和国産グレープフルーツ

- の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を一部改正することについての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）
- 27日(水)◇第2回都市と農山漁村の新たな共生・対流システムのあり方検討委員会の開催について（お知らせ）（農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室）
- ◇BSE患畜（31例目）に関する情報（BSE31例目の疫学調査第2報）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第11回）中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会（第5回）合同会合（第4回）で議場配布された追加資料について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況の公表」について（大臣官房秘書課）
- 28日(木)◇水産物の市況について（平成18年12月及び平成19年1月）（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇「農山漁村活性化戦略」について（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（平成18年10月1日～平成18年10月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会のとりまとめ(案)」についての意見・情報の募集について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

〈法令〉

- 12月1日(金)◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第88号）を公布（同日施行）
- ◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第89号）を公布（同日施行）
- ◇小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となる

- べき事項を定める省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）を公布（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）の施行の日（平成19年4月1日）から施行）
- ◇小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期的報告に関する事項を定める省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）を公布（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）の施行の日（平成19年4月1日）から施行）
- ◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第3号）を公布（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）の施行の日（平成19年4月1日）から施行）
- 5日(火)◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第5号）
- 6日(水)◇消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（法律第104号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
- 12日(火)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第90号）を公布（同日施行）
- 14日(木)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第91号）を公布（同日施行）
- 15日(金)◇独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令（農林水産省令第92号）を公布（平成19年4月1日施行。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行）
- ◇信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第109号）を公布（新信託法の施行の日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行）
- ◇有機農業の推進に関する法律（法律第112号）を公布（同日施行）
- ◇食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（政令第383号）を公布（同日施行）
- ◇預金保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第384号）を公布（同日施行）
- 20日(水)◇道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（法律第116号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、第3章第2節の規定は、平成19年4月1日から施行）
- ◇観光立国推進基本法（法律第117号）を公布（平成19年1月1日施行）
- 22日(金)◇北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第122号）を公布（平成20年4月1日施行）
- ◇国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第394号）を公布（平成19年1月22日施行）
- 25日(月)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第93号）を公布（平成19年1月1日施行。ただし、別表第3中国四国農政局の項の改正規定は同月22日から、同表福岡農政事務所の項の改正規定は同月29日から施行）
- ◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第6号）を公布（平成19年1月1日施行）
- 27日(水)◇牛乳製品統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産省令第94号）を公布（平成19年1月1日施行）

1 月

- 1月5日(金)◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年12月第4週（12月25日～12月28日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇松岡農林水産大臣の海外出張について（8～16日、フランス、アメリカ、ベルギー）（大臣官房国際部国際政策課）

- 9日(火)◇農林水産省知的財産戦略本部(第4回)の開催について(大臣官房企画評価課)
◇林政審議会の委員の改選について(林野庁林政部林政課)
- 10日(水)◇平成18年度第4回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について(農村振興局企画部事業計画課)
◇「小売業や外食産業等におけるモデル実証事業」実証結果発表会の開催について(消費・安全局消費者情報官)
◇和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(案)についての意見・情報の募集(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 11日(木)◇国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について(消費・安全局動物衛生課)
◇日・ベトナム経済連携協定の第1回交渉会合について(大臣官房国際部国際経済課)
- 12日(金)◇「モントリオール・プロセス」事務局の我が国への移転について(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)
◇「地域中小企業サポーターズサミット準備会議(キックオフ会合)」の開催について(総合食料局食品産業企画課)
◇第2回中長期的な展望に立った海岸保全検討会の開催について(農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省)
◇第2回漁船設備基準検討作業部会の開催について(水産庁漁政部企画課)
◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について(消費・安全局畜水産安全管理課)
◇平成18年度「農林水産省男女共同参画推進本部と農山漁村女性との集い」の開催について(経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室)
◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- 13日(土)◇宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)(消費・安全局動物衛生課)
- 15日(月)◇松岡農林水産大臣の国内出張について(16日、宮崎県)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇平成18年10月・11月度の蚕糸業需給・価格動向(生産局特産振興課)
◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年1月第2週(1月9日～1月12日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
◇平成19年の「みどりの月間」中の主要な緑化関係行事予定について(林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室)
◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)
◇第4回「田園自然再生シンポジウム」の開催について(農村振興局企画部資源課農村環境保全室)
◇植物防疫法施行規則等の一部改正案(検疫有害動植物の見直し等)についての意見・情報の募集について(消費・安全局植物防疫課)
- 16日(火)◇緊急立入調査等による飼養家さんの異常の有無の確認状況等について(第2報 16日21時現在)(消費・安全局動物衛生課)
◇緊急立入調査等による飼養家さんの異常の有無の確認状況等について(16日現在)(消費・安全局動物衛生課)
◇高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第1回検討会の開催について(消費・安全局動物衛生課)
◇まぐろ研究所(バーチャル研究組織)の設立について(水産庁増殖推進部研究指導課)
◇米の1人1か月当たり消費量(平成18年11月分)(総合食料局食糧部計画課)
◇宮崎県において分離されたA型インフルエンザウイルスの検査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- 17日(水)◇平成18年の水産庁による外国漁船取締実績について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)
◇第2回漁船設備基準検討作業部会の結果について(水産庁漁政部企画課)
◇平成18年度第2回「立ち上がる農山漁村」有識者会議の結果報告について(農村振興局企画部農村政策課)
◇GCC(湾岸協力理事会)との自由貿易協定(FTA)交渉第2回会合の開催について

- (大臣官房国際部国際経済課)
- ◇第2回海外日本食レストラン認証有識者会議の開催について(総合食料局食品産業振興課外食産業室)
- ◇第2回水稲平年収量に関する検討会開催のお知らせ(大臣官房統計部生産流通消費統計課)
- ◇「全国水土里の語り部交流会～平野啓子さんとともに～」の開催について(農村振興局整備部設計課)
- ◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇宮崎県における鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇松岡農林水産大臣の海外出張について(～19日、中国・北京)(大臣官房国際部国際政策課)
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(平成18年11月1日～平成18年11月30日異動情報提供分)(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- ◇「Try Japan's Good Food」事業を東欧のスロバキアで実施(外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室)
- 18日(木)◇日シンガポールEPA見直しの大筋合意について(農林水産分野の概要)(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第22回家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第2回検討会の合同開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の平成19年度における研究領域の決定等について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課産学連携研究推進室)
- ◇カンキツグリーンング病防除に関する国際ワークショップを開催 多国間研究交流ネットワーク構築に期待(農林水産技術会議事務局国際研究課、独立行政法人国際農林水産業研究センター)
- ◇宮崎県で分離されたH5N1亜型のA型インフルエンザウイルスにおける病原性判定試験の結果について(消費・安全局動物衛生課)
- 19日(金)◇宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇第8回日中漁業共同委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇第3回「漁船保険検討ワーキンググループ」の概要について(水産庁漁政部漁業保険管理官)
- ◇「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」表彰者の決定について(経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室)
- ◇家畜クローン研究の現状について(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- 20日(土)◇宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- 21日(日)◇宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る愛玩鳥の疫学調査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- 22日(月)◇平成19年度予算案における環境保全経費の概要について(農林水産省分)(大臣官房環境政策課)
- ◇「我が国農林水産物・食品の輸出促進に係る対応方策」の中間取りまとめ及び最終取りまとめに向けた意見募集の開始について(国際部国際経済課輸出促進室)
- ◇「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」の策定について(林野庁森林整備部研究・保全課)
- ◇林政審議会の開催及び一般傍聴について(林野庁林政部林政課)
- ◇宮崎県における鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について(第2報)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年1月第3週(1月15日～1月19日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- 23日(火)◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)

- ◇国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第8回企画小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第22回家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第2回検討会の概要について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年12月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成18年12月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇松岡農林水産大臣の中国出張の結果について（消費・安全局植物防疫課、大臣官房国際部国際政策課、林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）
- 24日(水)◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（平成18年12月1日～平成18年12月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇「農村景観応援団」第2回会合の開催について（農村振興局企画部農村政策課農村整備総合調整室）
- 25日(木)◇ハンガリーからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について（高病原性鳥インフルエンザの発生の確認）（消費・安全局動物衛生課）
- 26日(金)◇宮崎県で分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおける病原性判定試験の結果について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇松岡農林水産大臣の海外出張について（～29日、スイス・ダボス）（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）」のホームページ窓口の設置について（総合食料局食品産業企画課）
- ◇集落営農の組織化に伴う土地利用調整に関する相談窓口の設置について（経営局経営政策課）
- ◇農地政策に関する有識者会議の設置及び開催について（経営局構造改善課）
- ◇日インド経済連携協定交渉（EPA）第1回会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇再生利用事業計画の認定について（総合食料局食品産業企画課）
- ◇宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う九州農政局職員の現地派遣について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇IWC（国際捕鯨委員会）正常化会合の開催について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇水産政策審議会第27回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- ◇水産政策審議会第29回資源管理分科会及び第2回一斉更新小委員会の開催について（水産庁漁政部漁政課、漁政部企画課）
- ◇第4回農山漁村活性化推進本部の開催について（農村振興局企画部農村政策課）
- 27日(土)◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇宮崎県において分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおけるNA亜型判定試験の結果について（消費・安全局動物衛生課）
- 28日(日)◇宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について（消費・安全局動物衛生課）
- 29日(月)◇マグロ類地域漁業管理機関（RFMOs）合同会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安

- 全管理課)
- ◇第26回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について(厚生労働省、消費・安全局国際基準課)
- ◇「農山漁村活性化支援窓口」の開設について(農村振興局企画部農村政策課)
- ◇第2回2008年漁業センサス研究会の開催のお知らせ(大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室)
- ◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」の実証試験の実施について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」成果報告会の開催について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇「小笠原諸島」の世界遺産暫定一覧表への記載について(林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室)
- ◇「Try Japan's Good Food」事業をクロアチアとインドで実施(外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室)
- ◇鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について(第3報)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年1月第4週(1月22日～1月26日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇岡山県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)(消費・安全局動物衛生課)
- 30日(火)◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成18年10月～同年12月末まで)(消費・安全局動物衛生課)
- ◇国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇水産庁漁業調査船開洋丸による小型浮魚類資源調査及びサンマ冬季分布調査の実施について(水産庁増殖推進部漁場資源課)
- ◇第19回日中農産物貿易協議会(豊表)の結果について(生産局特産振興課、大臣官房国際部国際経済課)
- ◇宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う他都府県からの家畜防疫員の現地派遣について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇岡山県で分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおける病原性判定試験の結果について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇平成18年度食アミニティ・コンテストの選賞について(農村振興局企画部農村政策課)
- 31日(水)◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第23回家きん疾病小委員会の概要について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇2006年の農林水産物等輸出実績(速報)(大臣官房国際部国際経済課輸出促進室)
- ◇薬事法に違反する事例について(消費・安全局畜産安全課)
- ◇大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)中間会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇バイオマスタウン構想の公表(第17回)について(大臣官房環境政策課資源循環室)
- ◇「水田・畑輪作体系を進める効率的な新技術」(農林水産研究開発レポート No. 19)の発行について(農林水産技術会議事務局技術政策課)
- ◇岡山県において分離されたA型インフルエンザウイルスの検査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇水産物の市況について(平成19年1月及び2月)(水産庁漁政部加工流通課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第23回家きん疾病小委員会の開催について(消費・安全局動物衛生課)
- <法令>
- 1月4日(木)◇関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・

経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)を公布(防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成18年法律第118号)の施行の日(平成19年1月9日)から施行)

◇工業標準化法施行規則の一部を改正する省令(総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)を公布(防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成18年法律118号)の施行の日から施行)

12日(金)◇中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令(政令第8号)を公布(平成19年4月1日施行)

24日(水)◇道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令(政令第11号)を公布(法の施行の日(平成19年1月26日)から施行。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成19年4月1日から施行)

26日(金)◇州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第19条第1項第2号の特定保安施設事業交付金の交付に関する省令(農林水産省令第1号)を公布(同日施行)

2 月

2月1日(木)◇宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)(消費・安全局動物衛生課)

◇宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う他道府県からの家畜防疫員の現地派遣について(消費・安全局動物衛生課)

◇農林水産統計の市場化テスト・民間開放に向けた取組に関する説明会開催のお知らせ(大臣官房統計部統計企画課)

◇主要食料品の小売価格の見通し等(消費・安全局消費・安全政策課)

3日(土)◇宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る周辺農場におけるウイルス分離検査等の結果について(消費・安全局動物衛生課)

◇宮崎県において分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおけるNA亜型判定試験の結果について(消費・安全局動物衛生課)

4日(日)◇宮崎県日向市における高病原性鳥インフ

ルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について(消費・安全局動物衛生課)

◇英国からの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

5日(月)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第18回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇平成18年度第2回磯焼け対策モデル事業全国会議の開催について(水産庁漁港漁場整備部整備課)

◇林政審議会の概要について(林野庁林政部企画課、林政部林政課)

◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」の実証試験の実施について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇BSE確定診断の結果について(32例目)(消費・安全局動物衛生課)

◇第15回ふるさと山村フォトコンテスト審査結果について(農村振興局企画部農村政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会第4回生産分科会の概要について(生産局農産振興課環境保全型農業対策室)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年1月第5週(1月29日～2月2日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について(第4報)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

6日(火)◇北西太平洋海域における公海底魚漁業管理に関する第2回政府間協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について(消費・安全局動物衛生課)

◇宮崎県清武町における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について(消費・安全局動物衛生課)

◇宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う他道府県からの家畜防疫員の現地派遣について(消費・安全局動物衛生課)

◇木づかい運動感謝状の贈呈について(林

- 野庁林政部木材産業課)
- ◇「学校林・遊々の森」全国子どもサミットの実施について(林野庁国有林野部業務課)
- ◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について(消費・安全局植物防疫課)
- 7日(水)◇「木材産業の体制整備及び国産材の利用拡大に向けた基本方針」の策定について(林野庁林政部木材産業課)
- ◇高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム現地調査及び第3回検討会の実施・開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇岡山県における高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇第2回地球温暖化・森林吸収源対策推進本部の開催について(大臣官房環境政策課)
- ◇米国産ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の輸入再開について(消費・安全局植物防疫課)
- 8日(木)◇松岡農林水産大臣への金・韓国海洋水産部長官による表敬等について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇第4回オーライ!ニッポン大賞の選賞について(農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室)
- ◇第17回水産政策審議会企画部会の資料について(水産庁漁政部企画課)
- ◇水土里フォーラム「農村はもっと美しくなる!水土里を守る新たな時代に」の開催について(農村振興局整備部設計課)
- ◇2007年若手外国人農林水産研究者表彰のご案内について(農林水産技術会議事務局国際研究課、独立行政法人国際農林水産業研究センター)
- ◇高病原性鳥インフルエンザの発生に係る緊急的な消毒の実施について(消費・安全局動物衛生課)
- 9日(金)◇「顔が見え、話ができる関係づくり交流会～全国地産地消推進フォーラム2007」の開催について(生産局総務課生産振興推進室)
- ◇農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等についての意見・情報の募集について(農村振興局企画部地域計画官)
- 11日(日)◇宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- 13日(火)◇福島県が「福島県マアノゴ資源回復計画」を作成(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所、福島県)
- ◇全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)特別会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇第3回海洋水産資源開発基本方針専門委員会の結果について(水産庁漁政部企画課)
- ◇福井農林水産大臣政務官による食品リサイクルの優良事例の視察について(総合食料局食品産業企画課)
- ◇第2回リスク管理検討会の開催について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇米の1人1か月当たり消費量(平成18年12月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇中山間地域等総合対策検討会(第23回)の開催について(農村振興局整備部地域整備課)
- ◇鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について(第5報)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年2月第1週(2月5日～2月9日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇農業機械化促進法施行規則の一部改正案、種苗法施行規則の一部改正案、飼料需給安定法施行規則の一部改正案、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則の一部改正案、家畜取引法施行規則の一部改正案及び日本中央競馬会法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集(生産局農産振興課、種苗課、畜産部畜産振興課、畜産部牛乳製品課、畜産部食肉鶏卵課、畜産部競馬監督課)
- 14日(水)◇高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第3回検討会の概要について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇第4回「漁業共済検討ワーキンググループ」の概要について(水産庁漁政部漁業保険管理官)

- ◇宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う他都道県からの家畜防疫員等の現地派遣について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇家畜排せつ物法施行状況調査の結果について（平成18年12月1日時点）（生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室）
- 15日(木)◇IWC（国際捕鯨委員会）正常化会合の結果概要について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇磯焼け対策ガイドラインについて（水産庁漁港漁場整備部整備課）
- ◇第3回漁船設備基準検討作業部会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- ◇第2回「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会～社会的なつながりの維持・再生に向けて～」の開催について（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇第2回美の里（びのさと）づくりコンクールの選賞について（農村振興局企画部農村政策課）
- 16日(金)◇第1回野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会の議事概要について（生産局野菜課）
- ◇「Try Japan's Good Food」－「WASHOKU」－事業をドバイで実施（外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室）
- ◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第14回会合の概要（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇米国産牛肉の混載事例について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）
- 18日(日)◇宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る周辺農場におけるウイルス分離検査等の結果について（消費・安全局動物衛生課）
- 19日(月)◇宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について（林野庁森林整備部計画課）
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局畜産安全管理課）
- ◇平成18年度環境自主行動計画フォローアップチーム会合（第4回）の開催と一般傍聴者の募集について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇第3回2008年漁業センサス研究会の開催のお知らせ（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）
- ◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」の実証試験の実施について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成18年度優良担い手表彰・発表について（経営局経営政策課）
- ◇鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について（第6報）（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年2月第2週（2月13日～2月16日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 20日(火)◇岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会のとりまとめ(案)」についての意見・情報の募集結果について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」の説明会及び実証試験の実施について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成18年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について（農村振興局整備部地域整備課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会第16回総合食料分科会資料一覧（総合食料局流通課、食品産業企画課）
- ◇カンキツグリーンング病菌の緊急防除に関する省令案・告示案についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇輸出用木材こん包材消毒実施要領の一部

- 改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局植物防疫課）
- 21日(水)◇林政審議会施策部会の概要について（林野庁林政部企画課）
- ◇OIE コード改正案に関するコメントについて（消費・安全局動物衛生課）
 - ◇第9回バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）
 - ◇第6回国産輸送用バイオ燃料推進本部の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）
 - ◇第26回コーデックス連絡協議会の概要（厚生労働省、消費・安全局国際基準課）
 - ◇第3回水稲平年収量に関する検討会開催のお知らせ（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
 - ◇「地域食品ブランド表示基準制度」（本場の本物）の平成18年度ブランド認定について（総合食料局食品産業企画課）
 - ◇農林水産省政策評価会農村振興局専門部会の開催及び傍聴について（農村振興局企画部農村政策課）
- 22日(木)◇日アセアン包括的経済連携協定交渉第6回会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成19年1月分）（総合食料局食糧部計画課）
 - ◇平成19年1月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- 23日(金)◇農林水産省政策評価会経営局専門部会の開催及び傍聴について（経営局経営政策課）
- ◇平成19～21年度における米麦の輸入業者の資格審査結果について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
 - ◇バイオガス市町村長懇談会の開催について（大臣官房環境政策課）
 - ◇「まぐろの需給情報」（水産庁漁政部加工流通課）
 - ◇BSE 患畜（32例目に関する情報（BSE32例目の疫学調査第1報）（消費・安全局動物衛生課）
 - ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（平成19年1月1日～平成19年1月31日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」について（林野庁森林整備部計画課）
- ◇平成19年全国山火事予防運動の実施について・・・伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ・・・（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）
 - ◇「第2回農林水産省知的財産戦略本部専門家会議」の開催について（大臣官房企画評価課）
- 26日(月)◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成18年度第2回畜産部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）
 - ◇第5回アサリ資源全国協議会の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
 - ◇瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所）
 - ◇平成18年度第3回サンゴ増養殖技術検討委員会の開催について（水産庁漁港漁場整備部整備課）
 - ◇第11回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の開催について（消費・安全局畜水産安全管理課）
 - ◇「林木育種戦略」の策定について（林野庁森林整備部研究・保全課）
 - ◇BSE 患畜（32例目）に関する情報（BSE32例目の疫学調査第2報）（消費・安全局動物衛生課）
 - ◇第27回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（厚生労働省、消費・安全局国際基準課）
 - ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第9回企画小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
 - ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年2月第3週（2月19日～2月23日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

- ◇第5回農山漁村活性化推進本部の開催について（農村振興局企画部農村政策課）
- 27日(火)◇激甚災害指定基準等の見直しについて（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、増殖推進部栽培養殖課）
- ◇第1回「木材に関する技術開発目標」検討委員会の概要について（林野庁林政部木材産業課）
- ◇国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- 28日(水)◇宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成17年度食料品消費モニター第3回定期調査結果について（総合食料局食糧部計画課、消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇2006/07年南極海鯨類捕獲調査の中止について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇水産物の市況について（平成19年2月及び3月）（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇第5回全国米粉食品普及推進会議の開催のお知らせ（総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇第2回獣医師の需給に関する検討会の開催について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇第6回むらの伝統文化顕彰の選賞について（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（案）についての意見・情報の募集について（総合食料局流通課）

〈法令〉

- 2月2日(金)◇水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第2号）を公布（同日施行）
- ◇持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第3号）を公布（同日施行）
- 7日(水)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第4号）を公布（同日施行）
- 13日(火)◇日本工業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（意匠法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年4月1日）から施行）
- 23日(金)◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第29号）を公布（公職選挙法の一部を改正する法律（平成18年法律第93号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成19年3月1日）から施行）
- ◇中小企業等協同組合法施行規則（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（平成19年4月1日から施行。ただし、この命令による改正後の中小企業等協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第15条第1項第10号及び第4項各号の規定は、平成19年12月22日から施行）
- 26日(月)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第5号）を公布（平成19年3月11日から施行。ただし、別表第3近畿農政局の項の改正規定は、同月12日から施行）
- 28日(水)◇消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第36号）を公布（平成19年5月14日施行）
- ◇消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第37号）を公布（消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成19年5月14日）から施行）

3 月

- 3月1日(木)◇平成18年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」の公開説明会の実施について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇第3回中長期的な展望に立った海岸保全検討会の開催について（農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省）
- ◇水産政策審議会の開催について（第28回施策部会、第10回総会、第12回漁港漁場整備分科会、第30回資源管理分科会）（水産庁漁政部漁政課）
- ◇鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗に

- おける鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について（第7報）（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成18年度病害虫発生予報第9号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇クウェートからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について（消費・安全局動物衛生課）
- 2日(金)**◇米国産牛肉入りソーセージの誤積載が疑われる事例について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成18年度地産地消優良活動表彰について（生産局総務課生産振興推進室）
- ◇第4回オーライ！ニッポン大賞グランプリ（内閣総理大臣賞）の決定及びオーライ！ニッポン全国大会の開催について（農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室）
- ◇第3回湖沼漁場改善技術検討委員会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
- ◇冷凍水産物需給情報（平成19年3月）（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇第3回海外日本食レストラン認証有識者会議の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）
- ◇農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について（農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室）
- ◇「国際食料問題研究会」の設置について（大臣官房企画評価課）
- ◇国際食料問題研究会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- 5日(月)**◇世界バイオ燃料政策 東京フォーラムの開催について（農林水産政策研究所霞が関分室）
- ◇第1回国際食料問題研究会の資料配布について（大臣官房企画評価課）
- ◇第11回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇第3回一斉更新小委員会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- ◇平成18年度第3回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年2月第4週（2月26日～3月2日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇「農業水利施設の機能保全の手引き（案）」についての意見・情報の募集（農村振興局整備部水利整備課施設管理室）
- 6日(火)**◇第14回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所）
- ◇地方農政局長会議の開催について（大臣官房地方課）
- ◇日スイス EPA 交渉準備会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇日・パプアニューギニア漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇第2回野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会の議事概要について（生産局野菜課）
- 7日(水)**◇平成18年度第1回安全・安心モニター調査結果について（消費・安全局消費者情報官）
- ◇産業構造審議会商品取引所分科会の開催について（総合食料局商品取引監理官）
- 8日(木)**◇「農作業事故防止の強化に向けた取組事例集」の作成について（生産局農産振興課）
- ◇第10回水産政策審議会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- ◇第10回水産政策審議会の資料について（水産庁漁政部企画課）
- ◇農業資材審議会飼料分科会及び同分科会安全性部会の開催並びに一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会第5回生産分科会の概要について（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）
- ◇暖冬・少雪傾向をにらみ、農業用水湯水情報連絡会を開催（農村振興局企画部地域計画官）

- ◇第2回農林水産省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部の概要について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室）
- 9日(金)◇第58回獣医師国家試験における問題の一部の漏洩が疑われる事例について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇水産政策審議会第30回資源管理分科会の結果について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水産政策審議会第12回漁港漁場整備分科会の結果について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
- ◇水産政策審議会第28回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成18年度第3回畜産部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課、畜産部牛乳乳製品課、畜産部食肉鶏卵課）
- ◇平成19年度畜産物価格関連対策の概要（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇平成19生糸年度における取引指導繭価等の設定について（生産局特産振興課）
- ◇商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官、経済産業省）
- ◇農林水産省政策評価基本計画等の改定等に対する意見・情報の募集について（大臣官房企画評価課）
- ◇地方農政局等における指名停止措置について（大臣官房経理課、農村振興局整備部設計課施工企画調整室、林野庁国有林野部管理課）
- ◇日豪 EPA 交渉第1回会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇第3回「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会～社会的なつながりの維持・再生に向けて～」の開催について（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇第1回通い容器普及促進協議会の開催について（総合食料局流通課）
- 12日(月)◇日本海・九州西広域漁業調整委員会及び九州西部会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、九州漁業調整事務所）
- ◇沖縄県が「沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、沖縄県）
- ◇第27回 FAO 水産委員会（COFI）の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇集落営農実態調査結果の概要について（平成19年2月1日現在）（大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室）
- ◇日マレーシア経済連携協定に基づく平成19年度の関税割当公表について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇日メキシコ経済連携協定に基づく平成19年度の関税割当公表について（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇地産地消に関する意識・意向調査結果について（大臣官房情報課）
- ◇「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を中国とマレーシアで実施（外務省、大臣官房国際部国際経済課輸出促進室）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年3月第1週（3月5日～3月9日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 13日(火)◇獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会の設置について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇日本海・九州西広域漁業調整委員会日本海北部会及び日本海西部会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、新潟漁業調整事務所、境港漁業調整事務所）
- ◇韓国あなご筒漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- ◇「美しい森林づくり推進国民運動」のキャッチフレーズの募集について（林野庁森林整備部研究・保全課）
- ◇肥料取締法に基づく報告徴収について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成18年度第3回技術小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく学識経験者の選定及び公表について（消費・安全局農産安全管理課、畜水産安全管理課）
- ◇平成18年度第5回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について（農村振

- 興局企画部事業計画課)
 ◇カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令案・告示案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局植物防疫課）
- 14日(水)◇第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の概要（林野庁林政部企画課）
 ◇無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会（第5回）の概要（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）
 ◇中国底びき網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
 ◇大中型まき網漁業によるサバ類を目的とした採捕の停止について（水産庁資源管理部管理課）
 ◇第2回国際食料問題研究会の資料配布について（大臣官房企画評価課）
 ◇平成18年12月・19年1月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
 ◇食品媒介有害微生物リスク管理セミナーの開催及び傍聴について（消費・安全局消費・安全政策課）
- 15日(木)◇平成18年10月6日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
 ◇韓国あなご筒漁船の拿捕について（続報）（水産庁管理課指導監督室）
 ◇「第5回農林水産省知的財産戦略本部」の開催について（大臣官房企画評価課）
 ◇第8回食料・農業・農村政策審議会統計部会の開催のお知らせ（大臣官房統計部統計企画課）
 ◇米の1人1か月当たり消費量（平成19年1月分）（総合食料局食糧部計画課）
 ◇農林水産省における入札談合防止対策の強化について（大臣官房経理課、農村振興局整備部設計課施工企画調整室、林野庁国有林野部管理課）
- 16日(金)◇太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所）
 ◇農林水産省関係施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査の現状について（大臣官房環境政策課）
- ◇「これからの農林水産分野の国際協力のあり方」省内検討会報告書の公表について（大臣官房国際部国際協力課）
 ◇食品産業トップセミナー（東京地区）の開催について（総合食料局食品産業振興課）
 ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（有機農産物及び有機加工食品について「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」へのニュージーランドの追加）に対する意見・情報（パブリック・コメント）の募集結果の公表について（消費・安全局表示・規格課）
 ◇第58回獣医師国家試験の結果について（消費・安全局畜水産安全管理課）
 ◇第15回優良フードサービス事業者等表彰事業における受賞者の決定及び表彰式の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）
- 18日(日)◇第58回獣医師国家試験の追加合格者について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- 19日(月)◇日ロ漁業合同委員会第23回会議の結果について（水産庁資源管理部国際課）
 ◇自然再生事業実施計画等の公表及び自然再生専門家会議の開催について（国土交通省、環境省、農村振興局整備部防災課）
 ◇平成18砂糖年度4月－6月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）
 ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年3月第2週（3月12日～3月16日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
 ◇持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果概要（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）
 ◇アルゼンチン共和国産グレープフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について（消費・安全局植物防疫課）
- 20日(火)◇神奈川県が「神奈川県東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画」を

作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、神奈川県）

◇有明海・八代海再生特措法に基づく促進協議会幹事会について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

◇松岡農林水産大臣の海外出張について（～22日、インドネシア・ジャカルタ）（大臣官房国際部国際政策課）

◇平成17年度農業農村整備事業の優良工事等表彰について（農村振興局整備部設計課）

◇第1回獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会の概要について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇水産基本計画の変更について（水産庁漁政部企画課）

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇動物用抗生物質医薬品基準の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇動物用生物学的製剤基準の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇「スギ人工林資源活用のための木材加工・利用技術の開発」（農林水産研究開発レポート No. 20）の発行について（農林水産技術会議事務局技術政策課）

◇日ベトナム EPA 交渉会合の開催について（大臣官房国際部国際経済課）

◇農林水産省生物多様性戦略検討会（第1回）の開催について（大臣官房環境政策課）

◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会第8回農業農村整備部会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）

22日(木)◇国際獣疫事務局（OIE）による米国のBSE ステータス評価について（消費・安全局動物衛生課）

◇米国産牛肉の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）

◇平成18年度第3回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報（水産庁増殖推進部

漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ第9回会合の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇第27回コーデックス連絡協議会の概要（厚生労働省、消費・安全局国際基準課）

◇麦製品等の取引価格の推移（平成19年2月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇平成19年2月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

23日(金)◇でん粉の需給見通しについて（生産局特産振興課）

◇農林水産省と環境省の連携による「田んぼの生きもの調査2006」の結果について（農村振興局企画部地域計画官）

◇卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアルの作成について（総合食料局流通課卸売市場室）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（平成19年2月1日～平成19年2月28日異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

◇第20次南極海鯨類捕獲調査船団（平成18年度）の入港について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇「農林水産省知的財産戦略」の決定について（大臣官房企画評価課）

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局畜水産安全管理課）

26日(月)◇和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドラインについて（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇平成18年度第2回対馬暖流系アジ・サバ・イワシ長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇林政審議会施策部会の概要について（林野庁林政部企画課）

◇元気に育つウナギ卵を遺伝子で見分ける－健全なウナギ稚苗の生産に向けて新たな一歩－（独立行政法人水産総合研究センター、農林水産技術会議事務局研究開発課）

◇新たなイセエビ幼生の飼育方法を開発－

- イセエビ種苗の安定生産を目指してー（独立行政法人水産総合研究センター、農林水産技術会議事務局研究開発課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成19年3月第3週（3月19日～3月23日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 27日(火)◇第6回農山漁村活性化推進本部の開催について（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇バングラデシュ及びサウジアラビアからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇第21回日・モロッコ政府間漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇平成19年産水稻10a当たり平年取量について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
- ◇平成19年（2007年）能登半島地震による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）（経営局経営政策課、水産庁漁政部水産経営課）
- ◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成19年度「麦の需給に関する見通し」の公表について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇品目横断的経営安定対策の加入申請受付の開始について（経営局経営政策課）
- ◇第3回国際食料問題研究会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇野生鳥獣（イノシシ、シカ、サル）による被害防止マニュアル（実践編）の作成、配布について（生産局農産振興課技術対策室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料一覧（総合食料局食糧部計画課、食糧部食糧貿易課）
- 28日(水)◇無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会（第6回）の概要（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）
- ◇青森県が「青森県ウスメバル資源回復計画」と「青森県イカナゴ資源回復計画」の2計画を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所、青森県）
- ◇千葉県が「千葉県東京湾小型底びき網漁業包括的資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、千葉県）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇東アジア食品産業技術国際シンポジウムの開催について（総合食料局食品産業企画課技術室）
- ◇土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針(案)についての意見・情報の募集結果について（農村振興局企画部土地改良企画課）
- ◇動物用生物学的製剤基準の一部改正案についての意見・情報の募集（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇東アジアにおける「食品を取り扱う現地法人」の活動実態（大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室）
- 29日(木)◇「美しい森林づくり推進国民運動」に関する関係省庁連絡会議について（林野庁森林整備部計画課）
- ◇第8回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」の資料について（生産局特産振興課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇地域再生計画の第6回認定について（農村振興局企画部農村政策課、林野庁森林整備部整備課、水産庁漁港漁場整備部計画課）
- ◇バイオマスタウン構想の公表（第18回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇植物防疫法施行規則の一部改正等についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇資源回復計画（太平洋南部キンメダイ、マダラ陸奥湾産卵群、スケトウダラ日本海北部系群）の作成について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所、北海道漁業調整事務所）
- 30日(金)◇水産関係公共事業の平成19年度予算の概要について（水産庁漁港漁場整備部計画課、漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇平成18年度事業評価（水産基盤整備事業

等)の結果について(水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇平成18年度林野公共事業の事業評価の結果について(林野庁森林整備部治山課、国有林野部業務課、森林整備部整備課、森林整備部計画課)

◇「主要木材の短期需給見通し(平成19年第2四半期及び平成19年第3四半期)」について(林野庁林政部木材利用課)

◇「平成18年木材(用材)需給実績見込み」と「平成19年木材(用材)需給見通し」について(林野庁林政部木材利用課)

◇農林水産省の平成17年度省庁別財務書類の公表について(大臣官房経理課)

◇農林水産省本館地下売店等における容器包装廃棄物の排出抑制の取組について(大臣官房環境政策課、厚生課、総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について(大臣官房環境政策課)

◇研究開発の評価結果について(農林水産技術会議事務局技術政策課)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局植物防疫課)

◇平成18年度事業評価(農業農村整備事業等補助事業)の結果について(農村振興局企画部事業計画課、整備部農地整備課、整備部水利整備課、企画部土地改良企画課)

◇平成18年度食品産業における環境自主行動計画のフォローアップ結果について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇動物用医薬品等取締規則の一部改正についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について(生産局畜産部畜産企画課)

◇「家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見・情報の募集」の結果について(生産局畜産部畜産振興課)

◇家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針案についての意見・情報の募集結果について(生産局畜産部畜産企画課)

◇国内における豚コレラの清浄化について

(消費・安全局動物衛生課)

◇平成19年度若手農林水産研究者表彰の候補者募集開始(農林水産技術会議事務局研究開発企画官、研究調査官)

◇平成19年度(第8回)民間部門農林水産研究開発功績者表彰候補者募集について(農林水産技術会議事務局研究開発企画官、研究調査官)

◇食料供給コスト縮減検証委員会(第5回)資料一覧(総合食料局食料企画課)

◇植物防疫法施行規則等の一部改正案についての意見・情報の募集結果及び改正について(消費・安全局植物防疫課)

〈法令〉

3月1日(木)◇中小企業団体の組織に関する法律施行規則(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(平成19年4月1日施行)

2日(金)◇中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)を公布(平成19年4月1日施行)

◇中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)を公布(平成19年4月1日施行)

◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第39号)を公布(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行)

5日(月)◇食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省・農林水産省令第1号)を公布(同日施行)

7日(水)◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第41号)を公布(同日施行)

8日(木)◇農薬取締法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第6号)を公布(同日施

- 行)
 ◇農薬取締法第13条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・環境省令第1号）を公布（同日施行）
- 13日(火)◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第7号）を公布（平成19年4月1日施行。ただし、次条の規定は、公布の日から施行）
 ◇カンキツグリーンング病菌の緊急防除に関する省令（農林水産省令第8号）を公布（平成19年4月12日施行）
- 14日(水)◇平成18年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第46号）を公布（同日施行）
- 16日(金)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第9号）を公布（同日施行）
- 19日(月)◇持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第10号）を公布（同日施行）
- 22日(木)◇平成12年から平成17年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第52号）を公布（同日施行）
 ◇平成18年10月6日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第53号）を公布（同日施行）
 ◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第55号）を公布（平成19年4月1日施行）
- 23日(金)◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第11号）を公布（平成19年4月1日施行）
- 26日(月)◇独立行政法人農畜産業振興機構法施行令（政令第65号）を公布（平成19年4月1日施行）
 ◇日本中央競馬会の平成19事業年度における日本中央競馬会法第29条の2第3項の割合を定める政令（政令第66号）を公布（同日施行）
 ◇独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の民間研究促進業務及び基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（財務省・農林水産省令第1号）を公布（同日施行）
 ◇農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金交付規則の一部を改正する省令（農林水産省令第12号）を公布（平成19年4月1日施行）
 ◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第13号）を公布（同日施行）
 ◇独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（平成19年4月1日施行）
- 27日(火)◇農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第14号）を公布（平成19年7月1日施行）
- 28日(水)◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成19年4月1日）から施行）
 ◇農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第15号）を公布（同日施行）
 ◇感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令（農林水産省令第16号）を公布（平成19年4月1日施行）
- 29日(木)◇農林水産省の所管する法令に係る民間事

業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産第17号）を公布（中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年4月1日）から施行。ただし、別表第1農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の項、同表水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の項及び同表森林組合法（昭和53年法律第36号）の項の改正規定、別表第2農業協同組合法の項、同表水産業協同組合法の項及び同表森林組合法の項の改正規定、別表第3農業協同組合法の項、同表水産業協同組合法の項及び同表森林組合法の項の改正規定並びに別表第4農業協同組合法の項、同表水産業協同組合法の項及び同表森林組合法の項の改正規定は、公布の日から施行）

◇作物統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産省令第18号）を公布（平成19年4月1日施行）

◇輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第19号）を公布（平成19年4月1日施行）

30日(金)◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（政令第96号）を公布（平成19年4月1日施行）

◇電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第97号）を公布（平成19年4月1日施行）

◇消費者契約法第13条第5項第1号及び第6号イの法律を定める政令（政令第107号）を公布（消費者契約法の一部を改正する法律（平成18年法律第56号）の施行の日（平成19年6月7日）から施行）

◇漁業登録令施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第20号）を公布（平成19年4月1日施行）

◇独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（法律第8号）を公布（平

成19年4月1日施行。ただし、附則第4条第2項及び第3項、第5条、第7条第2項並びに第22条の規定は、公布の日から施行）
◇独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第111号）を公布（平成19年4月1日施行。ただし、第21条、第22条及び第26条の規定は、公布の日から施行）

◇独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産省令第28号）を公布（平成19年4月1日施行）
◇肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第29号）を公布（平成19年4月1日施行）

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第30号）を公布（平成19年4月1日施行）

31日(土)◇特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（法律第21号）を公布（同日施行）

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律（法律第22号）を公布（平成19年4月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行）

◇特別会計に関する法律（法律第23号）を公布（平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第2条第1項第4号、第16号及び第17号、第2章第4節、第16節及び第17節並びに附則第49条から第65条までの規定は、平成20年度の予算から適用）

◇農林水産省組織令及び土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第115号）を公布（同日施行）

◇執行官法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第119号）を公布（平成19年4月1日施行）

◇特別会計に関する法律施行令(政令第124号)を公布(平成19年4月1日から施行、平成19年度の予算から適用。ただし、第8条第3項(社会資本整備事業特別会計に関する部分に限る。)、第13条第3項及び第33条、第2章第3節及び第14節並びに附則第22条及び第23条の規定は、平成20年度の予算から適用)

◇農地对価等徴収規則の一部を改正する省令(財務省・農林水産省令第2号)を公布(特別会計に関する法律の施行の日(平成19年4月1日)から施行)

◇農業共済再保険特別会計法施行令第5条ノ2第1項の規定に基づく農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る再保険金及び保険金の概算払の額の限度に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第31号)を公布(平成19年4月1日施行)

◇経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第32号)を公布(関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日(平成19年4月1日)から施行)

農林水産省幹部職員名簿

(*氏名は全て常用漢字等を使用しています)

職 名	平成18年4月1日現在	平成19年3月31日現在
農 林 水 産 大 臣	中 川 昭 一	松 岡 利 勝 (18. 9.26 ~)
農 林 水 産 副 大 臣	宮 腰 光 寛	山 本 拓 (18. 9.27 ~)
農 林 水 産 副 大 臣	三 浦 一 水	国 井 正 幸 (18. 9.27 ~)
農 林 水 産 大 臣 政 務 官	金 子 恭 之	福 井 照 (18. 9.27 ~)
農 林 水 産 大 臣 政 務 官	小 斉 平 敏 文	永 岡 桂 子 (18. 9.27 ~)
農 林 水 産 事 務 次 官	石 原 葵	小 林 芳 雄 (18. 8.1 ~)
農 林 水 産 審 議 官	木 下 寛 之	村 上 秀 徳 (18. 8. 8 ~)
農 林 水 産 大 臣 秘 書 官	山 口 文 生	赤 松 和 隆 (18. 9. 26 ~)
農 林 水 産 大 臣 秘 書 官 事 務 取 扱	森 健	青 山 豊 久 (18. 9.26 ~)
○ 大 臣 官 房		
官 房 長	白 須 敏 朗	井 出 道 雄 (18. 8. 1 ~)
総 括 審 議 官	高 橋 博	内 藤 邦 男 (18. 8. 1 ~)
総 括 審 議 官 (国 際)	佐 藤 正 典	佐 藤 正 典 (17.11.18 ~)
技 術 総 括 審 議 官	染 英 昭	染 英 昭 (17. 7.19 ~)
政 策 評 価 審 議 官 (兼 生 産 局 兼 経 営 局)	本 川 一 善	中 尾 昭 弘 (18. 8. 1 ~)
審 議 官 (国 際)	増 田 敏 明	笹 谷 秀 光 (18. 8. 1 ~)
審 議 官 (国 際)	山 下 正 行	山 下 正 行 (17.12. 1 ~)
審 議 官 (兼 総 合 食 料 局)	佐 久 間 隆	貝 谷 伸 (18. 9. 1 ~)
審 議 官 (兼 消 費 ・ 安 全 局)	高 橋 直 人	小 林 裕 幸 (18. 8. 1 ~)
審 議 官 (環 境 兼 生 産 局)	吉 田 岳 志	吉 田 岳 志 (17. 7.19 ~)
審 議 官 (兼 経 営 局)	宮 坂 亘	佐 久 間 隆 (18. 8. 1 ~)
参 事 官 (環 境 ・ 国 際)	原 口 和 夫	原 口 和 夫 (17. 7.19 ~)
参 事 官 (兼 消 費 ・ 安 全 局)	伊 地 知 俊 一	小 山 信 温 (19. 1. 5 ~)
政 策 報 道 官	長 清	齊 藤 昭 (18. 8. 1 ~)
総 務 課 長	佐 藤 憲 雄	佐 藤 憲 雄 (17. 8.15 ~)
報 道 室 長	神 山 修	津 垣 修 一 (18. 8. 1 ~)
企 画 評 価 課 長	今 井 敏	今 井 敏 (16. 7. 2 ~)
秘 書 課 長	奥 原 正 明	奥 原 正 明 (16. 5.11 ~)
文 書 課 長	佐 藤 一 雄	佐 藤 一 雄 (18. 1. 6 ~)
予 算 課 長	針 原 寿 朗	稲 田 光 (19. 1. 5 ~)
経 理 課 長	小 林 裕 幸	平 尾 豊 徳 (18. 8. 1 ~)
会 計 監 査 室 長	引 田 周 一	引 田 周 一 (17. 4. 1 ~)
厚 生 課 長	古 山 大 助	伊 澤 隆 一 (18. 8. 1 ~)
地 方 課 長	小 山 信 温	飯 高 悟 (19. 1. 5 ~)
情 報 課 長	齊 藤 昭	中 村 英 男 (18. 8. 1 ~)
情 報 分 析 室 長	西 岡 篤 彦	池 渕 雅 和 (18. 9. 1 ~)
図 書 資 料 室 長	鶴 見 和 良	
環 境 政 策 課 長	藤 本 潔	末 松 広 行 (18.10. 1 ~)
資 源 循 環 室 長	新 井 毅	下 村 聡 (19. 1.16 ~)
参 事 官	佐 々 木 康 雄	都 倉 祥 夫 (17. 4. 1 ~)

参事官
 参事官
 参事官
 国際部長
 国際政策課長
 対外政策調整室長
 国際経済課長
 国際貿易機関室長
 国際調整課長
 地域調整室長
 貿易関税課長
 輸出促進室長
 国際協力課長

協同組合検査部長
 調整課長
 検査課長

○ 統計部

部長
 管理課長
 統計企画課長
 システム管理室長
 経営・構造統計課長
 センサス統計室長
 生産流通消費統計課長
 消費統計室長

○ 総合食料局

局長
 次長
 総務課長
 経理室長
 情報管理室長
 食料企画課長
 流通課長
 卸売市場室長
 食品産業企画課長
 技術室長
 食品環境対策室長
 食品産業振興課長
 外食産業室長
 商品取引監理官
 食糧部長
 計画課長
 需給調整対策室長
 消費流通課長
 流通加工対策室長
 食糧貿易課長

小風 茂
 平岩 裕規
 都倉 祥夫
 吉村 馨
 大内 秀彦
 野津山 喜晴
 榎本 雅仁
 大杉 武博
 三浦 進
 大浦 久宜
 酒匂 宗二
 和泉 真理
 井上 龍子

湊原 明
 宮原 章人
 西山 明彦

小西 孝藏
 紺野 邦昭
 河崎 厚夫
 中道 進
 相馬 清貴
 北村 公二
 澤田 清
 篠崎 一彦

岡島 正明
 内藤 邦男
 成田 喜一
 高木 幸夫
 宮本 佳明
 水間 史人
 今井 良伸
 山下 容弘
 枝元 真徹
 北村 義明
 西野 豊秀
 櫻庭 英悦
 石井 俊道
 井上 明
 皆川 芳嗣
 高橋 洋
 吉井 巧
 島田 純
 吉田 竹志
 太田 豊彦

輸出促進室長

参事官
参事官

検査課長事務代理

神山 修 (18.8.1 ~)
 塩川 白良 (18.8.1 ~)
 吉村 馨 (17.7.19 ~)
 大内 秀彦 (18.1.6 ~)
 森田 健児 (18.9.16 ~)
 大澤 誠 (19.1.9 ~)
 青戸 直哉 (18.10.1 ~)

井上 龍子 (17.10.1 ~)
 三浦 進 (18.8.1 ~)
 落合 裕之 (18.8.1 ~)
 湊原 明 (17.7.19 ~)
 西山 明彦 (19.1.5 ~)
 西山 明彦 (19.1.5 ~)

長 清 (18.8.1 ~)
 紺野 邦昭 (18.1.6 ~)
 西岡 篤彦 (18.8.1 ~)
 中道 進 (17.4.1 ~)
 亀田 意統 (19.1.5 ~)
 木村 保雄 (19.1.16 ~)
 佐藤 洋 (18.8.1 ~)
 篠崎 一彦 (16.10.1 ~)

岡島 正明 (18.1.6 ~)
 佐藤 和彦 (18.8.1 ~)
 永杉 伸彦 (18.8.1 ~)
 高木 幸夫 (18.4.1 ~)
 宮本 佳明 (18.1.13 ~)
 水間 史人 (18.1.6 ~)
 今井 良伸 (17.7.19 ~)
 池田 一樹 (18.8.4 ~)
 新井 毅 (18.10.20 ~)
 瀬戸 一美 (18.8.4 ~)
 西野 豊秀 (17.7.19 ~)
 櫻庭 英悦 (17.7.19 ~)
 和泉 真理 (18.10.1 ~)
 井上 明 (18.1.6 ~)
 皆川 芳嗣 (18.1.6 ~)
 枝元 真徹 (18.10.20 ~)
 吉井 巧 (17.1.11 ~)
 島田 純 (16.7.2 ~)
 吉田 竹志 (18.1.6 ~)
 佐々木 康雄 (18.8.1 ~)

○ 消費・安全局

局 長
 総務課長
 消費・安全政策課長
 国際室長
 表示・規格課長
 食品表示・規格監視室長
 農産安全管理課長
 農薬対策室長
 畜水産安全管理課長
 水産安全室長
 植物防疫課長
 検疫対策室長
 動物衛生課長
 参事官(兼消費・安全局)
 国際衛生対策室長
 消費者情報官

中川 坦
 平尾 豊徳
 山田友紀子
 玉井 哲也 国際基準課長
 水田 正和
 中村 啓一
 嘉多山 茂
 横田 敏恭
 杉浦 勝明
 大石 浩平
 早川 泰弘
 大村 克己
 釘田 博文
 小川 良介
 川島 俊郎
 引地 和明

町田 勝弘 (18.8.1 ~)
 小風 茂 (18.8.1 ~)
 山田友紀子 (17.1.11 ~)
 小川 良介 (18.8.1 ~)
 新井 ゆたか (18.10.6 ~)
 中村 啓一 (17.4.1 ~)
 嘉多山 茂 (17.4.1 ~)
 横田 敏恭 (15.10.1 ~)
 杉浦 勝明 (17.10.1 ~)
 大石 浩平 (17.10.1 ~)
 別所 智博 (18.4.16 ~)
 島田 和彦 (18.10.1 ~)
 姫田 尚 (18.8.1 ~)
 原田 英男 (18.8.1 ~)
 川島 俊郎 (18.3.3 ~)
 引地 和明 (17.7.19 ~)

○ 生産局

局 長
 総務課長
 生産政策室長
 生産振興推進室長
 農産振興課長
 技術対策室長
 環境保全型農業対策室長
 野菜課長
 流通加工対策室長
 果樹花き課長
 花き対策室長
 特産振興課長
 種苗課長
 審査室長
 畜産部長
 畜産企画課長
 畜産総合推進室長
 畜産環境対策室長
 畜産振興課長
 生産技術室長
 需給対策室長
 草地整備推進室長
 牛乳乳製品課長
 食肉鶏卵課長
 食肉需給対策室長
 競馬監督課長

西川 孝一
 實重 重実
 塩谷 和正
 別所 智博
 竹森 三治
 川本 憲一
 栗原 眞
 豊田 育郎
 鈴木 良典
 福田 豊治
 吉田 泰彦
 松島 浩道
 寺沢 計二
 永田 明
 町田 勝弘
 清家 英貴
 岡本 直之
 原田 英男
 姫田 尚
 酒井 豊
 山本 徹弥
 大橋 史郎
 志田 孝一
 牧元 幸司
 強谷 雅彦
 荒川 隆

山田 修路 (19.1.5 ~)
 藤本 潔 (18.10.1 ~)
 塩谷 和正 (16.12.1 ~)
 榊 浩行 (18.4.16 ~)
 竹森 三治 (17.7.19 ~)
 川本 憲一 (17.1.11 ~)
 栗原 眞 (17.10.1 ~)
 豊田 育郎 (17.7.19 ~)
 鈴木 良典 (17.4.1 ~)
 福田 豊治 (17.7.19 ~)
 志村 勝也 (18.7.10 ~)
 水田 正和 (18.10.6 ~)
 伊藤 宗太郎 (18.7.11 ~)
 小平 均 (18.8.4 ~)
 本川 一善 (18.8.1 ~)
 清家 英貴 (16.7.2 ~)
 岡本 直之 (17.7.19 ~)
 本郷 秀毅 (18.8.4 ~)
 釘田 博文 (18.8.1 ~)
 酒井 豊 (17.8.15 ~)
 山本 徹弥 (16.12.1 ~)
 大橋 史郎 (17.8.1 ~)
 平岩 裕規 (18.8.1 ~)
 牧元 幸司 (18.1.6 ~)
 強谷 雅彦 (17.4.1 ~)
 荒川 隆 (17.4.1 ~)

○ 経営局

局 長
 総務課長
 調整室長
 経営政策課長
 災害総合対策室長

井出 道雄
 稲田 光
 細川 隆徳
 柄澤 彰
 藤村 博志

高橋 博 (18.8.1 ~)
 宮原 章人 (19.1.5 ~)
 細川 隆徳 (17.4.1 ~)
 柄澤 彰 (16.7.2 ~)
 藤村 博志 (17.4.1 ~)

構造改善課長
 経営構造対策室長
 農地業務室長
 普及・女性課長
 女性・高齢者対策推進室長
 参事官(兼経営局)
 協同組織課長
 経営・組織対策室長
 金融調整課長
 保険課長
 保険数理室長
 保険監理官

佐藤 速水
 袴田 泰三
 市村 泰一
 吉本 明子
 牛谷 勝則
 雨宮 宏司
 天羽 隆
 村井 正親
 山口 英彰
 馬場 一洋
 池田 泰雄
 信太 英治

佐藤 速水 (18.1.13 ~)
 袴田 泰三 (16.4.1 ~)
 市村 泰一 (16.4.1 ~)
 吉本 明子 (17.10.1 ~)
 牛谷 勝則 (17.10.1 ~)
 雨宮 宏司 (17.7.10 ~)
 石井 俊道 (18.10.1 ~)
 村井 正親 (17.7.19 ~)
 天羽 隆 (18.10.1 ~)
 村上 堅治 (18.8.1 ~)
 池田 泰雄 (16.4.1 ~)
 信太 英治 (17.4.1 ~)

○ 農村振興局

局長
 次長
 総務課長
 企画部長
 農村政策課長
 農村整備総合調整室長
 都市農業・地域交流室長
 土地改良企画課長
 資源課長
 農村環境保全室長
 事業計画課長
 事業総合調整室長
 地域計画官
 整備部長
 設計課長
 施工企画調整室長
 海外土地改良技術室長
 水利整備課長
 農業用水対策室長
 施設管理室長
 農地整備課長
 経営体育成基盤整備推進室長
 地域整備課長
 集落排水・地域資源循環室長
 総合整備事業推進室長
 中山間整備事業推進室長
 防災課長
 災害対策室長

山田 修路
 中條 康朗
 森 多可志
 宮本 敏久
 田辺 義貴
 田野 井雅彦
 下條 龍二
 大原 知夫
 富田 友幸
 春日 健二
 角田 豊
 尾藤 勇
 大角 亨
 齋藤 晴美
 齋藤 政満
 永嶋 善隆
 大田 武志
 岩村 和平
 鈴木 篤
 米田 博次
 雑賀 幸哉
 上大田 光成
 高嶺 彰
 坂井 康宏
 角 好陸
 内田 幸雄
 片桐 正彦
 矢野 均

中條 康朗 (19.1.5 ~)
 山下 一仁 (19.1.5 ~)
 前川 泰一郎 (18.8.1 ~)
 齋藤 晴美 (18.8.1 ~)
 坂本 武 (18.8.1 ~)
 田野 井雅彦 (18.4.1 ~)
 下條 龍二 (17.10.1 ~)
 大角 亨 (18.8.1 ~)
 富田 友幸 (17.10.1 ~)
 森戸 和美 (18.9.1 ~)
 角田 豊 (17.10.1 ~)
 大塚 俊介 (18.7.11 ~)
 三浦 正充 (18.8.30 ~)
 實重 重実 (19.1.5 ~)
 齋藤 政満 (17.7.19 ~)
 矢野 均 (18.7.11 ~)
 大田 武志 (18.4.1 ~)
 岩村 和平 (17.4.1 ~)
 鈴木 篤 (17.11.1 ~)
 米田 博次 (18.4.1 ~)
 雑賀 幸哉 (18.4.1 ~)
 山下 容弘 (18.8.4 ~)
 仲家 修一 (18.8.1 ~)
 坂井 康宏 (18.4.1 ~)
 角 好陸 (18.4.1 ~)
 内田 幸雄 (18.1.16 ~)
 永嶋 善隆 (18.7.11 ~)
 佐藤 勝彦 (18.7.11 ~)

○ 技術会議

会長
 事務局長
 研究総務官(兼大臣官房兼消費・安全局)
 研究総務官
 総務課長
 調整室長
 技術政策課長
 技術安全課長

甕 滋
 村上 秀徳
 中尾 昭弘
 丸山 清明
 林 徹
 天野 雅猛
 細田 久
 東條 功

研究総務官

甕 滋 (13.1.6 ~)
 高橋 賢二 (18.8.8 ~)
 伊地 知俊一 (18.8.1 ~)
 佐々木 昭博 (18.8.1 ~)
 松島 浩道 (18.10.6 ~)
 天野 雅猛 (18.4.1 ~)
 細田 久 (17.4.1 ~)
 東條 功 (17.4.1 ~)

研究開発課長
環境研究推進室長
先端産業技術研究課長
産学連携研究推進室長
国際研究課長
首席研究開発企画官
研究開発企画官
研究開発企画官(兼大臣官房)
研究開発企画官
研究開発企画官
研究開発企画官
技術広報官

大川 安信
井手 任
高野 浩文
福盛田 共義
沖 浩幸
長谷部 亮
近藤 秀樹
角谷 徳道
中谷 誠
門脇 光一
小泉 健
栗原 光規

角谷 徳道 (18.8.1 ~)
井手 任 (18.4.1 ~)
高野 浩文 (18.1.13 ~)
福盛田 共義 (18.4.1 ~)
須賀 正広 (18.9.5 ~)
長谷部 亮 (18.4.1 ~)
重倉 光彦 (18.8.1 ~)
西郷 正道 (18.8.1 ~)
中谷 誠 (18.4.1 ~)
門脇 光一 (18.4.1 ~)
小泉 健 (18.4.1 ~)
栗原 光規 (18.4.1 ~)

○ 林 野 庁

長 官
次 長
林 政 部 長
林 政 課 長
企 画 課 長
経 営 課 長
林業労働対策室長
特用林産対策室長

木 材 課 長
木材貿易対策室長
参 事 官
森 林 整 備 部 長
計 画 課 長
施工企画調整室長
森林総合利用・山村振興室長
海外林業協力室長
整 備 課 長
造林間伐対策室長
治 山 課 長
山地災害対策室長
水源地治山対策室長
研 究 ・ 保 全 課 長
技術開発推進室長
森林保全推進室長
森林保護対策室長
国 有 林 野 部 長
管 理 課 長
監 査 室 長
経 営 企 画 課 長
情 報 管 理 室 長
業 務 課 長
国有林野管理室長
国有林野総合利用推進室長
職 員 ・ 厚 生 課 長
福 利 厚 生 室 長

川村 秀三郎
辻 健治
石 島 一 郎
飯 高 悟
岡 田 憲 和
金 丸 康 夫
渡 邊 聡
石 澤 尚 史

木 材 産 業 課 長
木 材 利 用 課 長

河 野 元 信
森 田 一 行
岩 片 弘 信
島 田 泰 助
沼 田 正 俊
大 西 満 信
廣 田 明
永 目 伊 知 郎
古 久 保 英 嗣
中 井 正 博
矢 部 三 雄
上 野 司 郎
清 水 邦 夫
笹 岡 達 男
黒 川 正 美
小 林 忠 秋
佐 古 田 睦 美
梶 谷 辰 哉
青 木 庸 三
島 津 義 史
福 田 隆 政
石 井 晴 雄
沖 修 司
平 之 山 俊 作
木 下 喜 博
津 元 頼 光
松 本 芳 樹

辻 健治 (19.1.5 ~)
石 島 一 郎 (19.1.5 ~)
島 田 泰 助 (18.8.1 ~)
岡 田 憲 和 (19.1.5 ~)
榎 本 雅 仁 (19.1.5 ~)
高 橋 洋 (18.8.1 ~)
渡 邊 聡 (17.4.1 ~)
石 澤 尚 史 (18.1.13 ~)
小 林 忠 秋 (18.8.1 ~)
梶 島 達 也 (18.8.1 ~)
森 田 一 行 (18.8.1 ~)

針 原 寿 朗 (19.1.5 ~)
沼 田 正 俊 (18.1.13 ~)
西 林 寺 隆 (18.8.1 ~)
廣 田 明 (17.8.1 ~)
永 目 伊 知 郎 (16.4.1 ~)
古 久 保 英 嗣 (18.1.13 ~)
中 井 正 博 (18.4.1 ~)
矢 部 三 雄 (18.4.1 ~)
上 野 司 郎 (18.4.1 ~)
清 水 邦 夫 (18.4.1 ~)
笹 岡 達 男 (17.10.1 ~)
黒 川 正 美 (17.10.1 ~)
飛 山 龍 一 (18.8.1 ~)
瀬 戸 宣 久 (18.10.1 ~)
梶 谷 辰 哉 (18.1.13 ~)
高 柳 充 宏 (18.8.1 ~)
島 津 義 史 (17.4.1 ~)
津 元 頼 光 (18.8.1 ~)
田 中 康 久 (18.10.1 ~)
沖 修 司 (16.7.2 ~)
平 之 山 俊 作 (17.4.1 ~)
木 下 喜 博 (18.4.1 ~)
井 上 達 也 (18.8.1 ~)
松 本 芳 樹 (18.4.1 ~)

○ 森林管理局

北海道森林管理局長
 東北森林管理局長
 関東森林管理局長
 中部森林管理局長
 近畿中国森林管理局長
 四国森林管理局長
 九州森林管理局長

亀井俊水
 岸純夫
 佐藤和彦
 小禄直幸
 船本博昭
 山根祥生
 山田壽夫

亀井俊水 (16.7.2 ~)
 福田隆政 (18.8.1 ~)
 山川雅典 (18.8.1 ~)
 小禄直幸 (18.1.13 ~)
 梅津準士 (18.8.1 ~)
 角智就 (18.8.1 ~)
 山田壽夫 (18.1.13 ~)

○ 水産庁

長官
 次長
 漁政部長
 漁政課長
 船舶管理室長
 企画課長
 水産経営課長
 指導室長
 加工流通課長
 水産物貿易対策室長
 漁業保険管理官
 参事官
 資源管理部長
 審議官
 管理課長
 資源管理推進室長
 指導監督室長
 沿岸沖合課長
 遊漁・海面利用室長
 遠洋課長
 国際課長
 海外漁業協力室長
 参事官
 増殖推進部長
 研究指導課長
 海洋技術室長
 漁場資源課長
 生態系保全室長
 栽培養殖課長
 参事官
 漁港漁場整備部長
 計画課長
 整備課長
 防災漁村課長
 水産施設災害対策室長
 国際顧問(水産)

小林芳雄
 中前明
 竹谷廣之
 塚本和男
 大谷博美
 坂井眞樹
 三浦正充
 佐藤力生
 浅川京子
 香川謙二
 長谷成人
 長嶋大四郎
 五十嵐太乙
 末永芳美
 武田眞甲子
 國府恒郎
 森田正博
 宮原正典
 中田秀幸
 山下潤
 長谷川博章
 成子隆英
 花房克磨
 井貫晴介
 重義行
 松本憲二
 小田卷実
 丹羽行
 長尾一彦
 和田時夫
 影山智将
 橋本牧
 宇賀神義宣
 小關良二
 高吉晋吾
 後藤曉

審議官(兼大臣官房国際部)

白須敏朗 (18.8.1 ~)
 中前明 (17.4.1 ~)
 竹谷廣之 (17.7.19 ~)
 塚本和男 (17.7.19 ~)
 大谷博美 (17.7.19 ~)
 坂井眞樹 (17.1.11 ~)
 大杉武博 (18.8.30 ~)
 佐藤力生 (16.4.1 ~)
 浅川京子 (17.7.19 ~)
 遠藤久 (18.8.4 ~)
 長谷成人 (18.4.1 ~)
 長嶋大四郎 (17.4.1 ~)
 山下潤 (18.8.1 ~)
 五十嵐太乙 (18.8.1 ~)
 香川謙二 (18.8.1 ~)
 國府恒郎 (18.4.1 ~)
 二川和夫 (18.10.1 ~)
 宮原正典 (17.4.1 ~)
 中田秀幸 (17.10.1 ~)
 成子隆英 (18.8.1 ~)
 長谷川博章 (18.4.1 ~)
 前章裕 (18.8.4 ~)
 花房克磨 (17.4.1 ~)
 重義行 (18.8.1 ~)
 長尾一彦 (18.8.1 ~)
 森田正博 (18.10.1 ~)
 小田卷実 (18.4.1 ~)
 武井篤 (18.8.4 ~)
 田辺義貴 (18.8.1 ~)
 和田時夫 (16.10.1 ~)
 影山智将 (17.7.19 ~)
 橋本牧 (17.4.1 ~)
 宇賀神義宣 (17.4.1 ~)
 丹羽行 (18.8.1 ~)
 高吉晋吾 (17.7.19 ~)
 後藤曉 (14.9.16 ~)

○ 地方農政局

東北農政局長
 関東農政局長
 北陸農政局長
 東海農政局長
 近畿農政局長
 中国四国農政局長
 九州農政局長

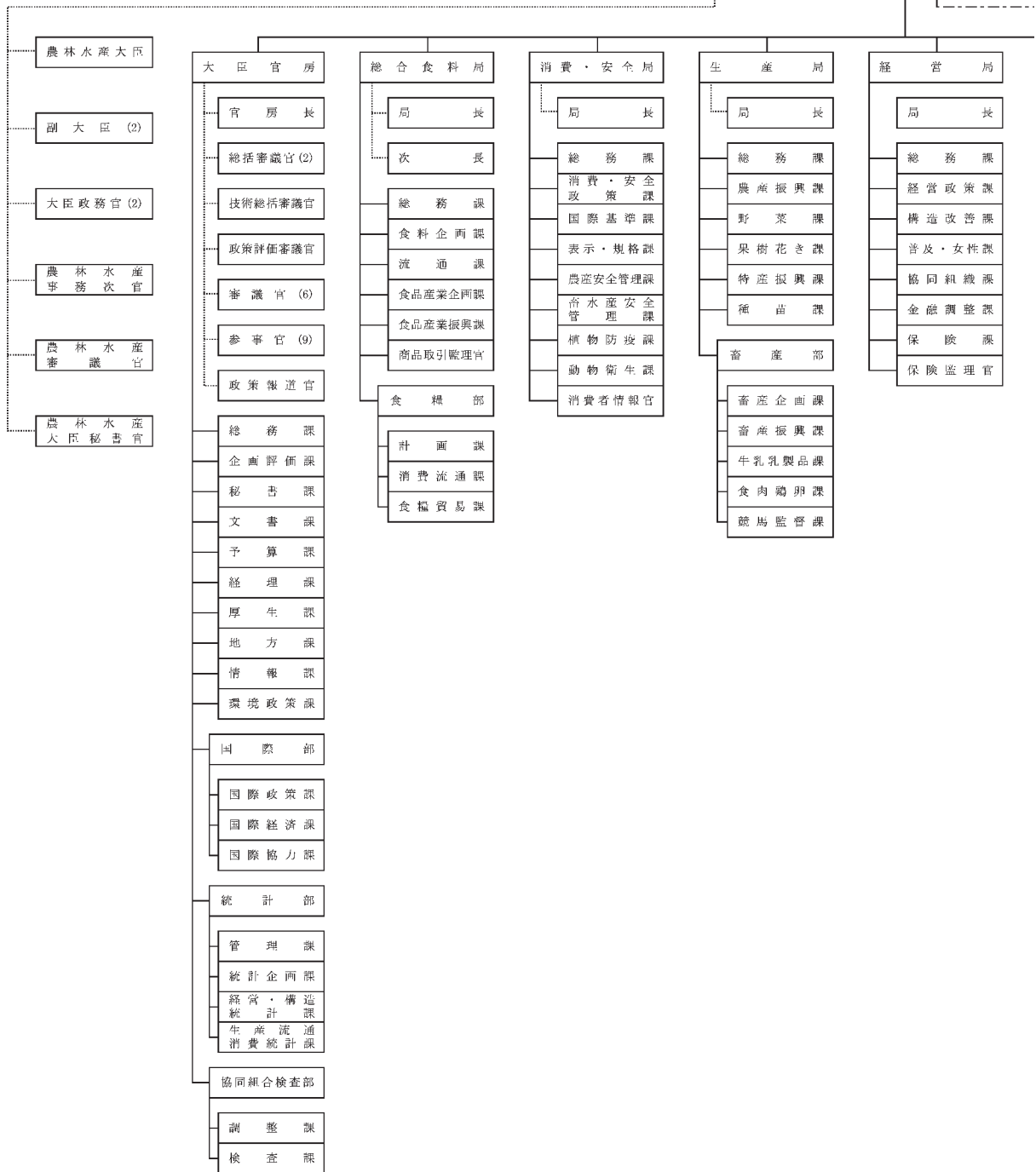
平野昭
 伊藤健一
 涌野佐斗司
 小栗邦夫
 進藤眞理
 鮫島信行
 南部明弘

山根祥生 (18.8.1 ~)
 伊藤健一 (18.1.6 ~)
 涌野佐斗司 (17.7.19 ~)
 小栗邦夫 (17.7.19 ~)
 進藤眞理 (17.4.1 ~)
 鮫島信行 (17.4.1 ~)
 南部明弘 (17.7.19 ~)

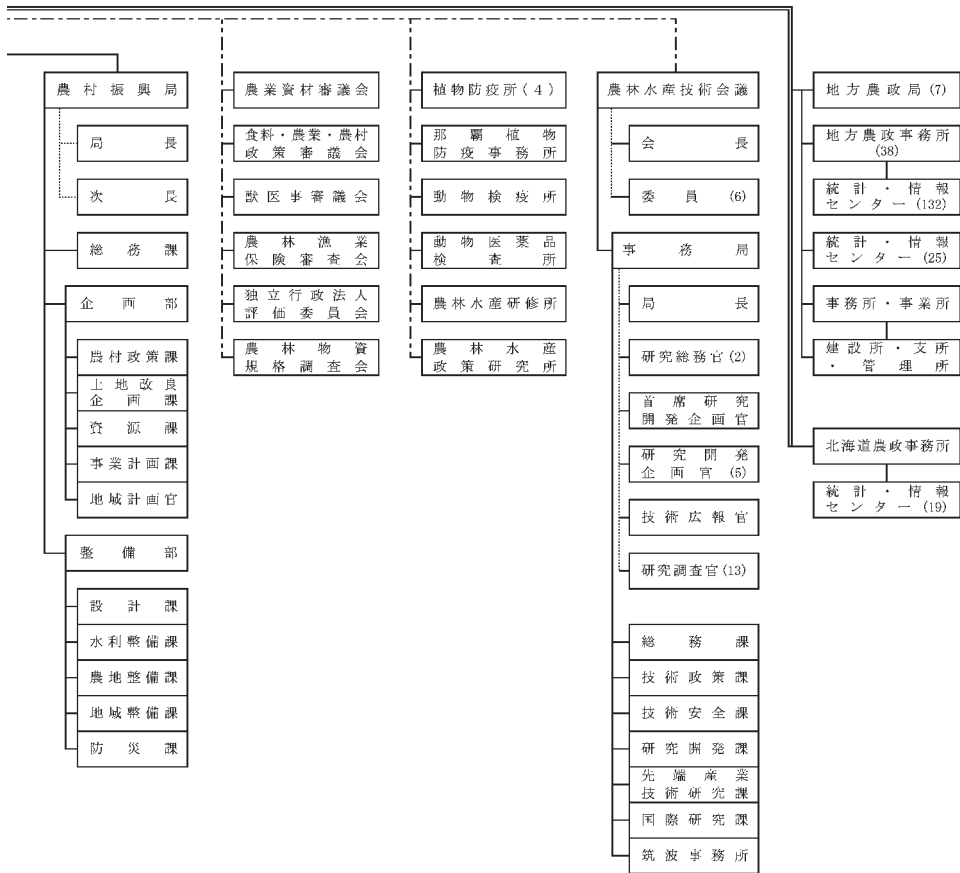
農林水産省組織図

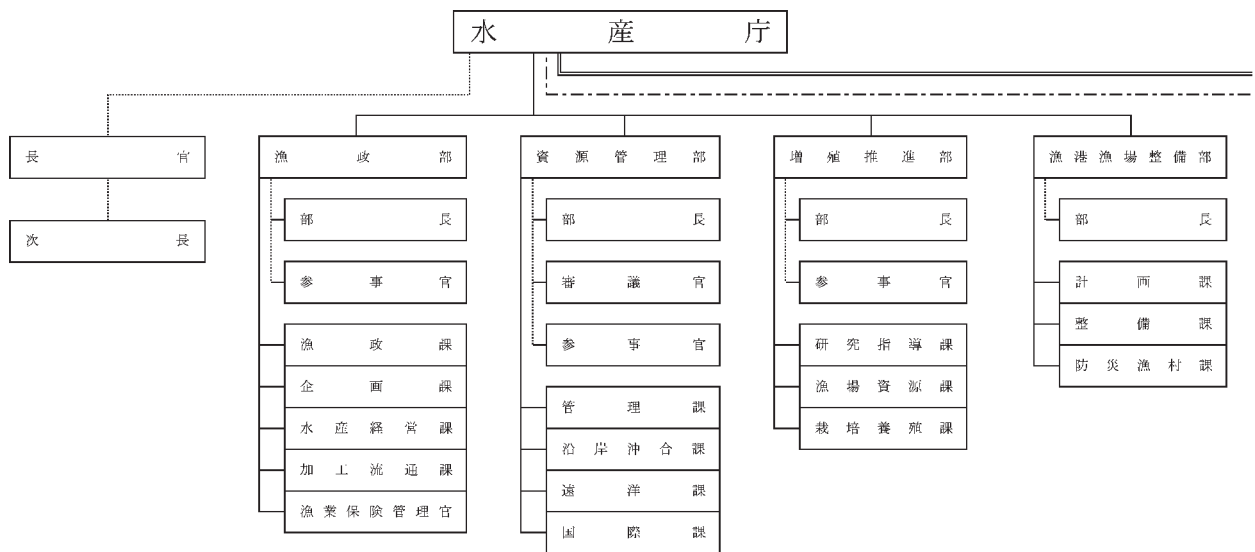
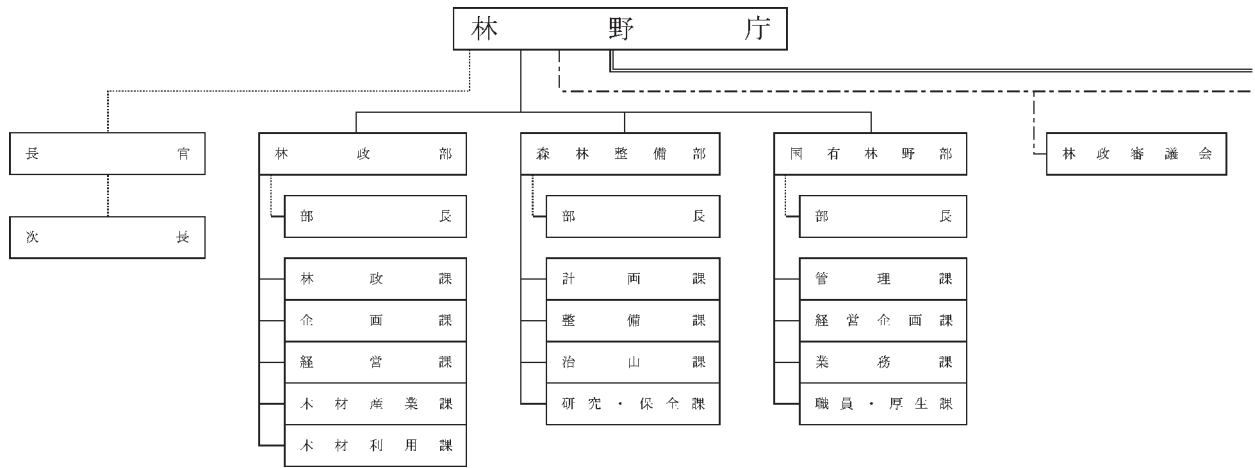
平成18年度

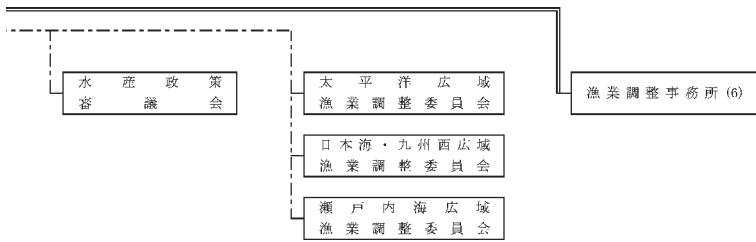
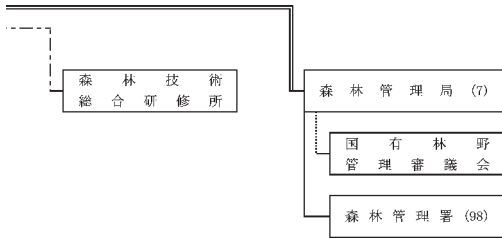
農林水産本省

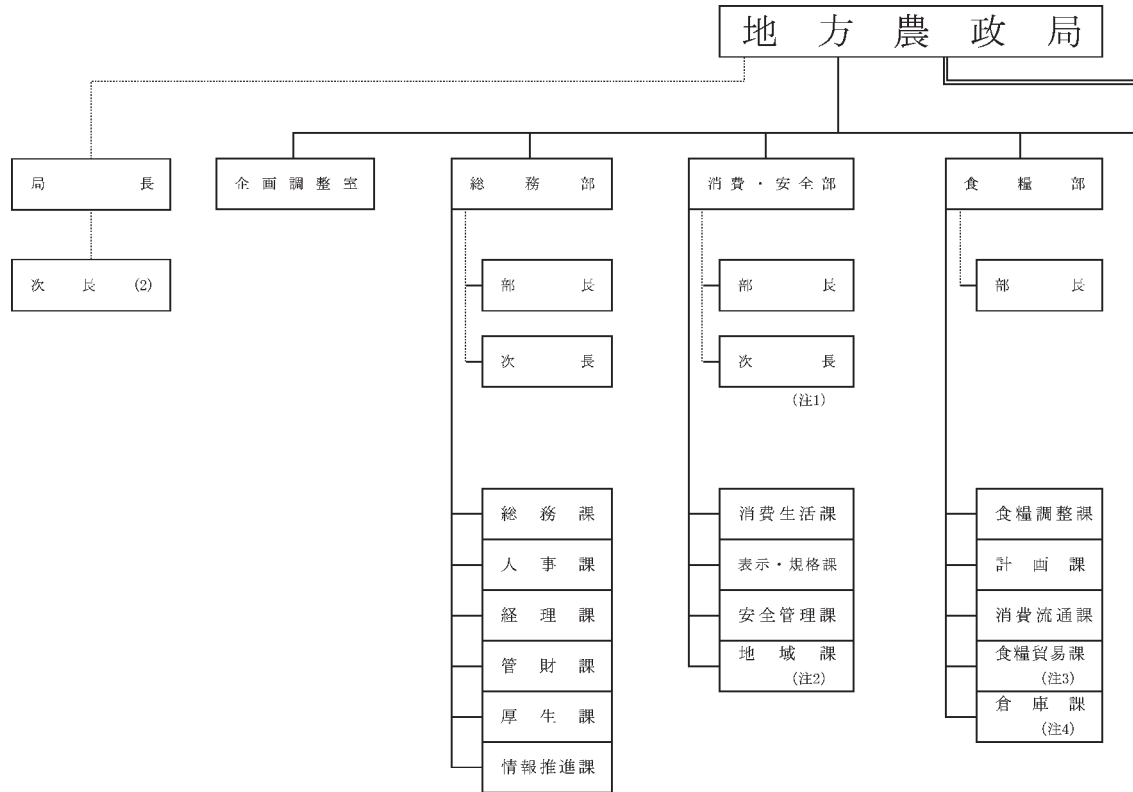


(備考)
 — は、内部部局であることを示す。
 は、所掌事務を分掌し、又は、総括整理する等の職であることを示す。
 - - - は、審議会等、施設等機関及び特別の機関であることを示す。
 — は、地方支分部局であることを示す。
 () は、数を示す。

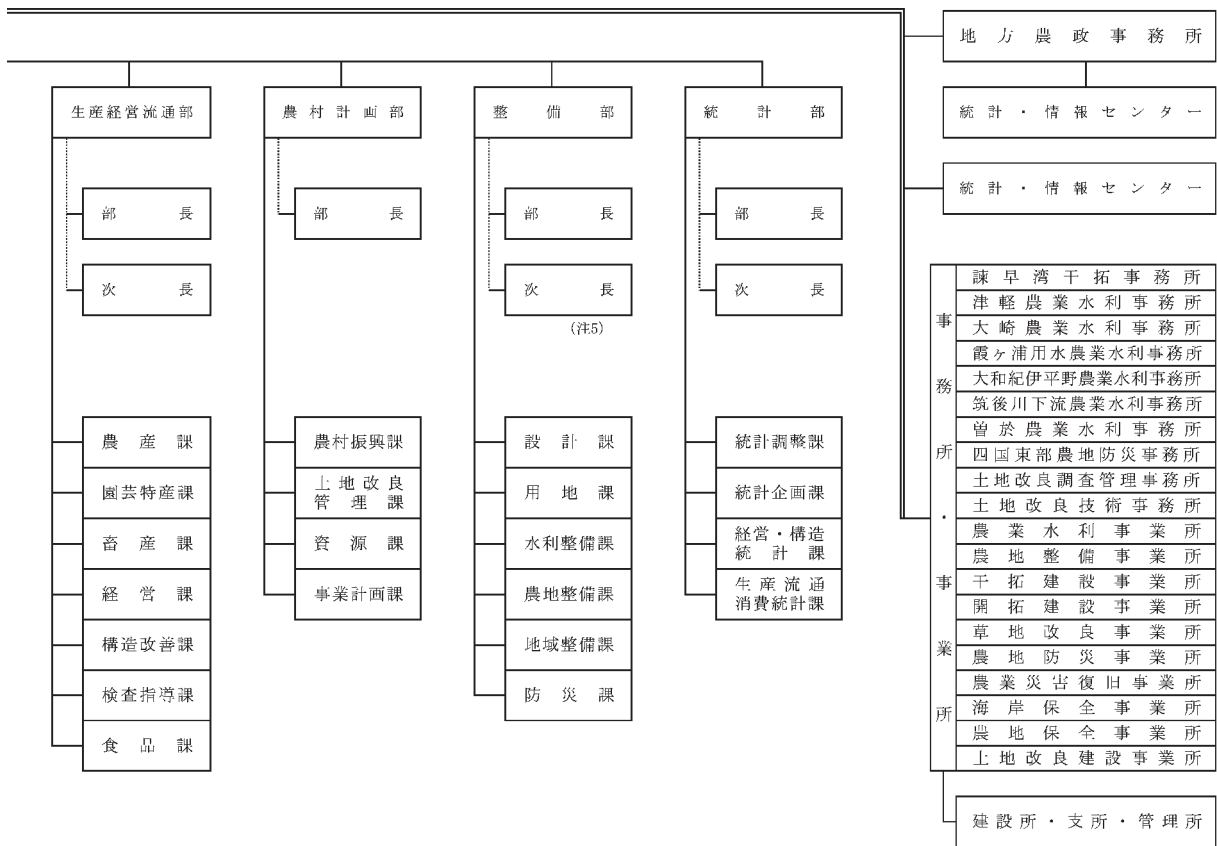








注1:消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置
 注2:地域課は25箇所（東北4、関東3、北陸3、東海4、近畿3、中国四国4、九州4）
 注3:食糧貿易課は2局（東北、東海）に設置
 注4:倉庫課は1局（東海）に設置
 注5:整備部次長は九州にあつては2人設置



平成18年度

農 林 水 産 省 年 報

平成20年3月発行

編 集 農 林 水 産 省 大 臣 官 房 情 報 課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1の2の1

電話 03-3502-8111
